# 第378回高知県議会（２月）定例会日程

| 月　日 | 曜　日 | 会　議 | 行　　事 |
|---|---|---|---|
| ２月24日 | 火 | 本会議 | 開会<br>新議員の紹介<br>議席の指定及び議席の一部変更<br>会期の決定（29日間）<br>議案の上程73件（予算41、条例22、その他９、報告１）<br>提出者の説明<br>　濵田知事<br>高知県競馬組合議会議員の補欠選挙 |
| 25日 | 水 | 休　会 | 議案精査 |
| 26日 | 木 | 休　会 | 議案精査 |
| 27日 | 金 | 休　会 | 議案精査 |
| 28日 | 土 | 休　会 | |
| ３月１日 | 日 | 休　会 | |
| ２日 | 月 | 休　会 | 議案精査 |
| ３日 | 火 | 本会議 | 質疑並びに一般質問<br>　明神議員　細木議員　坂本議員 |
| ４日 | 水 | 本会議 | 質疑並びに一般質問<br>　西森(雅)議員　依光議員　樋口議員 |
| ５日 | 木 | 本会議 | 質疑並びに一般質問<br>　戸田議員　中根議員　岡﨑議員 |
| ６日 | 金 | 本会議 | 質疑並びに一般質問<br>　槇尾議員　桑鶴議員　田中議員 |
| ７日 | 土 | 休　会 | |
| ８日 | 日 | 休　会 | |
| ９日 | 月 | 休　会 | 議案精査 |
| 10日 | 火 | 本会議 | 質疑並びに一般質問（一問一答）<br>　土森議員　はた議員　岡田(竜)議員　寺内議員<br>　畠中議員　竹内議員　岡田(芳)議員 |
| 11日 | 水 | 本会議 | 東日本大震災犠牲者に対する黙禱<br>質疑並びに一般質問（一問一答）<br>　水野議員　下村議員　塚地議員　横山議員　土居議員<br>　西内議員　加藤議員<br>委員会付託 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 12日 | 木 | 休　会 | 委員会審査 |
| 13日 | 金 | 休　会 | 委員会審査 |
| 14日 | 土 | 休　会 | |
| 15日 | 日 | 休　会 | |
| 16日 | 月 | 休　会 | 委員会審査 |
| 17日 | 火 | 休　会 | 委員会審査 |
| 18日 | 水 | 休　会 | |
| 19日 | 木 | 休　会 | 委員会審査 |
| 20日 | 金 | 休　会 | （祝日） |
| 21日 | 土 | 休　会 | |
| 22日 | 日 | 休　会 | |
| 23日 | 月 | 休　会 | |
| 24日 | 火 | 本会議 | 委員長報告<br>討論<br>　岡本議員<br>　明神議員<br>採決<br>議案の追加上程３件（第73号－第75号）<br>提出者の説明<br>　濵田知事<br>採決<br>議案の上程（議発第１号）<br>採決<br>議案の上程（議発第２号）<br>討論<br>　はた議員<br>採決<br>議案の上程（議発第３号－議発第４号）<br>討論<br>　細木議員<br>採決<br>議案の上程（議発第５号）<br>討論<br>　岡﨑議員 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 採決<br>常任委員の選任<br>議会運営委員の選任<br>高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙<br>継続審査の件<br>議長辞職の件<br>議長の選挙<br>副議長辞職の件<br>副議長の選挙<br>閉会 |

# 第378回高知県議会定例会会議録目次


招集告示…… 1
議員席次…… 1

**第１日（２月24日）**

出席議員…… 3
欠席議員…… 3
説明のため出席した者…… 3
事務局職員出席者…… 4
議事日程…… 4
諸般の報告…… 6
仮議席の指定…… 7
新議員の紹介…… 7
会議録署名議員の指名…… 8
議席の指定及び議席の一部変更…… 8
会期の決定…… 8
議案の上程、提出者の説明…… 9
濵田知事…… 9
高知県競馬組合議会議員の補欠選挙…… 22

**第２日（３月３日）**

出席議員…… 23
欠席議員…… 23
説明のため出席した者…… 23
事務局職員出席者…… 24
議事日程…… 24
諸般の報告…… 26
質疑並びに一般質問
明神議員…… 26
１　政治姿勢（元気な未来創造戦略の具体的な施策、中堅企業への育成支援、医療・福祉・介護サービスの提供体制の基盤強化、２期目折り返しでこだわる成果）について…… 26

2　衆議院議員総選挙（結果の受け止めと高市政権への期待）について…… 27
3　四国新幹線（早期整備への取組）について…… 28
4　関係人口創出の取組（市町村との連携と実績）について…… 28
5　防災庁地方機関の誘致（意気込み）について…… 29
6　倒壊家屋を再現した防災訓練（共助意識を高める取組）について…… 29
7　林野火災を防ぐ取組（県独自の仕組みの創設）について…… 30
8　災害関連死の審査会規定の整備（市町村への支援）について…… 31
9　不妊治療と仕事の両立支援（休暇制度創設などの企業への要請）について…… 31
10　デジタル上の観光情報整備（市町村の観光情報サイトの充実）について…… 32
11　米騒動が常態化しない水田政策（全国知事会としての要望）について…… 33
12　脱炭素社会推進アクションプラン（温室効果ガスの削減目標の達成）について…… 34
13　教員の精神疾患休職（取組と成果）について…… 35
14　小中学生の不登校改善（隠れ校則との関係）について…… 36
15　不登校離職の防止（支援制度創設の企業への要請）について…… 36
濵田知事…… 37
土居内人口減少・中山間担当理事…… 45
江渕危機管理部長…… 45
西村子ども・福祉政策部長…… 46
小西観光振興スポーツ部長…… 46
今城教育長…… 47
明神議員…… 48
細木議員…… 48
1　政治姿勢（イラン攻撃への認識と国への申入れ、衆議院議員総選挙における政策議論の深まり、価値観の多様化を反映した選挙制度への改変、首相による憲法改正提唱への認識、憲法への自衛隊の明記、憲法の完全実施、応分の税負担、消費税減税による家計の負担軽減、人口減少対策総合交付金における４Ｓプロジェクト重点配分の在り方、参与による特定政党の候補者応援の是非）について…… 48
2　統一協会（被害者にかける言葉、これまでの相談と窓口の広報強化、虐待を受けた児童への対応）について…… 51
3　中小企業の賃上げ支援（補助金などの活用支援と再来年度以降の見込み）について…… 52
4　県民体育館の再整備（検討会での議論を混乱させた責任、アスパルこうちのグラウンド全面使用、現状案の見直し、プロスポーツチームなどの誘致や創設の見通し、スモールスタートの議論）について…… 52
5　防災（避難所への施設整備、スフィア基準に基づいたし尿処理、トイレの備

蓄状況についての課題認識と市町村への支援、家庭における備蓄率上昇の取組）について…… 54
6　公共交通（四国新幹線推進の判断）について…… 55
7　伊方原発再稼働（地質調査会社の特定と運転中止を求める必要性）について…… 57
8　太陽光発電のガイドラインの見直しについて…… 57
濵田知事…… 58
池上文化生活部長…… 66
西村子ども・福祉政策部長…… 66
濱田産業振興推進部長…… 67
小西観光振興スポーツ部長…… 67
江渕危機管理部長…… 67
坂田林業振興・環境部長…… 69
細木議員…… 69
濵田知事…… 71
細木議員…… 72
坂本議員…… 72
1　政治姿勢（高市政権の国論を二分する政策転換と議論の在り方、マイノリティーの方々に寄り添った県政運営、市町村業務の逆移管、市町村の在り方、県立病院への繰出金の推移と国補正予算の措置状況、高知県・高知市病院企業団への負担金の推移と国補正予算の措置状況、負担金に関する合意事項見直し、衆議院選挙前後の参与の活動、活動内容の公開と実績評価）について…… 72
2　難病患者への支援（意思伝達を支援する仕組みの確立、支援者の人材育成や支援機器の提供サービスのモデル事業化、県職員採用試験の雇用枠、在宅人工呼吸器使用者・酸素療法者の災害時個別支援計画の作成、無停電電源の常備）について…… 75
3　精神障害者への医療費助成（関係者会議会長からの要請と今後の対応、段階的な支援制度の導入）について…… 76
4　南海トラフ地震対策（災害関連死事例集活用による予防対策、トイレカーの改良と安心して利用できるものの選定、応急仮設住宅建設候補地の精査状況と取組の加速化、耐震シェルターへの補助の予算見積戸数と計上額及び補助上限額、補助対象の要件）について…… 77
5　消防の広域一元化（財政支援の在り方を明示する時期、４Ｓプロジェクト重点配分の意図、任意協議会委員の選定と実施計画策定、消防車両の到着時間短縮と初動対応の改善、人材確保の実効性と中山間地域での処遇改善への配慮）について…… 79
6　県立高等学校における防災環境科学系学科等の新設（可能性としての議論）について…… 80

7　自転車の交通安全指導の在り方（広報啓発活動の効果と来年度への期待、交通安全ルールの周知と遵守の意識啓発、各発達段階における安全教育、高齢者の交通安全対策）について…… 80
濵田知事…… 81
澤田公営企業局長…… 87
中嶋健康政策部長…… 88
西村子ども・福祉政策部長…… 89
江渕危機管理部長…… 90
横地土木部長…… 91
今城教育長…… 92
岩田警察本部長…… 93
坂本議員…… 94
濵田知事…… 96
今城教育長…… 96
西村子ども・福祉政策部長…… 96
坂本議員…… 97
濵田知事…… 97

---

**第３日（３月４日）**

出席議員…… 99
欠席議員…… 99
説明のため出席した者…… 99
事務局職員出席者……100
議事日程……100
諸般の報告……102
質疑並びに一般質問
西森(雅)議員……102
1　政治姿勢（平和国家として歩む日本の在り方、高知ファンドの創設、核融合発電への認識、原型炉の誘致）について……103
2　多文化共生社会（高知家・多文化共生推進プランの内容と取組、多文化共生コース新設の狙いと目的）について……106
3　中小企業支援策（生産性の底上げ、売上高100億円企業を増やすこと）について……107
4　関係人口の増加（ふるさと住民登録制度の活用と市町村へのサポート）について……107

5　新エネルギーとカーボンニュートラル（新エネルギービジョンにおける新たな取組、$CO_2$削減につながる製品やサービスを生み出す県内事業者への支援）について……108
6　サイバー攻撃対策（県内企業に対する攻撃への対策、県庁に対する攻撃への対策）について……109
7　日本一の健康長寿県構想（透析患者の送迎を行う施設への支援策）について……110
8　教育（県立学校体育館の空調整備、遮熱・断熱改修、中高生の英語力、英語教育の課題と解決に向けた取組、オンライン英語学習の導入と市町村への支援）について……110
濵田知事……112
今城教育長……116
濱田産業振興推進部長……118
土居内人口減少・中山間担当理事……118
坂田林業振興・環境部長……119
岩田警察本部長……119
松岡総合企画部長……120
中嶋健康政策部長……121
西森(雅)議員……121
依光議員……122
1　指定管理者制度の見直し（直指定方式の問題点、研究等の継続性の担保、施設運営の専門性・継続性確保のための最低限の基準、高齢者の減免制度見直し、自律性向上計画の内容と団体への支援、美術館の長寿命化と整備計画）について……122
2　文化芸術振興ビジョン（地域の文化芸術団体への支援の方向性、文化財レスキューの体制整備、地域で文化芸術を担う人材の育成、観光戦略との連動事例）について……123
3　人口減少対策（元気な未来創造戦略推進委員会での意見の反映、県内就職につながる公立大学の取組、県内就職率向上に向けた取組、移住者の定住につなげる取組、関係人口創出プロジェクト「いこうち！」）について……124
4　認知症対策（とっとり方式の普及状況、フレイルチェックの取組状況とフレイルサポーターの現状、認知症サポーターの活動状況とステップアップ講座の現状、チームオレンジの活動状況と展望、集落活動センターの活用、認知症予防やフレイル予防の地域間格差）について……125
5　風力発電建設（計画段階環境配慮書に対する知事意見の重みと事業者が守らない場合の対応、負の影響を地元住民が受けること、高架作業橋についての事前相談と恒久的な使用、環境アセスメント手続での対応、地元住民に寄り添う姿勢）について……127

6　乾田直播（研究状況と今後の取組）について……128
7　物部川の渇水対策（永瀬ダムの貯水容量等、大栃公園のかさ上げ）について……129
8　住宅の事前復興（応急仮設住宅の供給の現状と取組）について……130
濵田知事……131
清水総務部長……134
池上文化生活部長……135
土居内人口減少・中山間担当理事……137
濱田産業振興推進部長……138
西村子ども・福祉政策部長……139
松村農業振興部長……141
坂田林業振興・環境部長……142
横地土木部長……142
依光議員……143
樋口議員……144
1　人口減少・少子化対策（過疎集落を視察した感想、存続可能な条件が整った過疎集落の割合、地域トリアージの実行、視察先の過疎集落の割合、リニア新幹線の導入、時間的合併や時間的連携事業の概念、人口減少対策総合交付金活用事業の評価、優れた政策への全額支援、急成長企業の経営者に意見を聞くこと）について……144
2　企業誘致（情報共有の在り方）について……146
3　農業振興等（低コストハウスの建設割合、さらなるコストダウン、リース料の支払い状況、ＪＡの販売の取組、ナスの機能性表示によるＰＲ、アンチエージング効果ＰＲに対するＪＡの取組、イノベーションに関する所見と具体化、産業振興計画策定事務の弊害）について……147
4　県立都市公園の在り方等（人気上昇の工夫、安芸広域公園の整備、前例を参考にしない姿勢への転換、収入増に向けた職員からの提案募集と処遇）について……149
5　ユズの振興（果樹試験場の移転に関する部長答弁、在り方、大型加工場などの企業誘致、生産側の取組、専業農家の売上拡大と行政支援）について……150
6　土木部の諸問題（入札制度の改善策、応札者が少なくなる入札、指名事業者の大半が辞退した事例、1.5車線的道路整備と防災対策、河川の除草）について……151
7　県と県警の公表基準（30年前の県議の事案、その後の事案、県幹部の事案、参与の事案、公務員倫理）について……151
8　消防職員等の安全対策（避難判断基準への感想、実効性のあるマニュアル、市町村への過度の負担と責任、市町村防災会議への疑問、県防災会議の委員選考とマニュアルへの疑問の声、地域防災計画の作成委員、消防関係者の有

無、部長の受け止め、警察官の安全対策）について……152
9　高知龍馬空港の新ターミナルビル（内装の工夫及び関係者や検討会への共有）について……153
10　高齢者の喫茶文化振興（補助による維持、買物困窮者が多い地域へのコンビニ出店）について……153
濵田知事……154
松岡総合企画部長……159
土居内人口減少・中山間担当理事……160
松村農業振興部長……161
横地土木部長……164
西森副知事……166
岡田商工労働部長……167
岩田警察本部長……167
清水総務部長……168
江渕危機管理部長……168
西村子ども・福祉政策部長……169
樋口議員……169

---

**第４日（３月５日）**

出席議員……171
欠席議員……171
説明のため出席した者……171
事務局職員出席者……172
議事日程……172
諸般の報告……174
質疑並びに一般質問
戸田議員……174
1　事前復興まちづくり計画（所見、災害発生10年後の姿、沿岸19市町村における策定状況と市町村への支援、計画策定のメリットの周知と理解、産業部門における復興ビジョン、広域連携や訓練への関与）について……174
2　南海トラフ地震応急対策職員派遣制度（即時応援県との連携体制構築、市町村も含めた連携や交流、応援職員の宿泊場所の確保、応急対策職員派遣制度と緊急消防援助隊の役割や優先順位、それぞれの受入れ）について……176
3　キャリア教育の充実と県内就職促進（キャリア教育の意義、「みらいスイッチ」の活用状況や体験ツアーの反応と今後の取組、本年度の手応えと今後の

取組、地域や企業と連携した市町村での取組、若者に希望の就職先を見つけてもらうための取組、産業振興計画と連動させた多様な仕事の創出）について……177
4　県内企業の魅力向上と若者の起業支援（若者から選ばれる県内企業を増やすための支援、インターンシップ、こうち奨学金返還支援事業、起業支援の現状や課題と取組）について……179
5　多様な出会いの機会創出と市町村の人口減少対策支援（若者の出会いの機会創出に向けた支援と方向性、人口減少対策総合交付金を活用した取組に対するフォローアップ強化）について……180
6　多文化共生社会（外国人が本県で暮らしていくための課題、地域の課題との共通点、土佐市の取組の横展開、外国人材の働きやすい環境づくり、環境整備の強化、教育現場の取組）について……180
濵田知事……182
江渕危機管理部長……184
今城教育長……187
土居内人口減少・中山間担当理事……188
濱田産業振興推進部長……189
西村子ども・福祉政策部長……191
池上文化生活部長……191
岡田商工労働部長……192
戸田議員……193
中根議員……193
1　こうち男女共同参画プランとジェンダー行政（全ての人の人権を尊重する考え方で施策を実施すること、プレコンセプションケア、リプロダクティブヘルス・ライツの観点からの指摘の受け止め、総合企画部に移管する業務内容と意図、男女共同参画の基本理念に基づき施策全般を進めること）について……193
2　マイナンバーカードの健康保険証利用（トラブル事例、資格確認書の交付）について……196
3　子供医療費助成の拡充（他県や県内市町村の実施状況、市町村の負担軽減）について……196
4　教員不足解消と働き方改革（業務量管理・健康確保措置実施計画の意義や課題と進捗状況、教員の意見を聞く機会や反映させる手だて、受持ち授業時数の目標設定、国や自治体が学校に求める業務の見直し、労働基準法の遵守に関する実態把握、特別支援学級の編制基準を引下げた場合に必要な教員数、担任が不在となった件数と対応、教員確保のための対応策）について……198
濵田知事……200
清水総務部長……203

中嶋健康政策部長……203
今城教育長……204
中根議員……206
濵田知事……207
今城教育長……208
中根議員……209
岡﨑議員……209
1　半島地域における構想路線の早期具体化（防災インフラとしての整備、取組方針）について……209
2　教育の振興（自尊感情や思いやりを育むための取組や支援、連携した支援体制の強化、教員のデジタル技術活用の質を高める取組、働きがいを実感できる現場づくり、教員の育成と知見の継承）について……210
3　農産物のブランド化と農地保全（ブランド化への支援、農地保全に関わりやすくなる仕組みづくり）について……212
4　水産業のデジタル化と漁業振興（メジカ漁場予測システムの普及と他魚種への拡大、産地市場のスマート化の評価と県内全体へ広げること、担い手確保につながるデジタル化）について……213
5　デジタル人材の育成支援について……214
6　分散型ホテルの推進（窪津地域での拡大、モデル地区としての重点的な支援）について……215
7　中山間地域における福祉・介護の課題（介護人材の確保、生活支援体制の整備）について……215
濵田知事……216
今城教育長……217
松村農業振興部長……219
山下水産振興部長……220
岡田商工労働部長……221
小西観光振興スポーツ部長……222
西村子ども・福祉政策部長……223
岡﨑議員……224
濵田知事……224
岡﨑議員……224

---

**第５日（３月６日）**

出席議員……225

欠席議員……225
説明のため出席した者……225
事務局職員出席者……226
議事日程……226
質疑並びに一般質問
槇尾議員……228
1　地域未来戦略（国の政策に沿った取組）について……229
2　企業誘致の現状と地元産業との連携について……229
3　工業団地の確保について……230
4　関係人口の創出（国の取組への期待）について……230
5　県立病院の経営健全化（経営改善）について……231
6　県立高等学校の魅力化における地域コンソーシアム（望む成果）について……232
7　気候変動を踏まえた農業（農業水利施設の老朽化対策、高温被害への対策）について……232
8　女性の健康促進（ライフステージに応じた健康づくり、緊急避妊薬の薬局での販売、プレコンセプションケアの普及啓発）について……233
9　五台山エリア（さらなる活用と観光客を増やす取組）について……235
濵田知事……236
岡田商工労働部長……237
澤田公営企業局長……238
今城教育長……239
松村農業振興部長……239
中嶋健康政策部長……240
西村子ども・福祉政策部長……241
小西観光振興スポーツ部長……241
槇尾議員……242
桑鶴議員……242
1　来年度にかける思い（４Ｓプロジェクトを地域活性化につなげること、地域おこし協力隊の定着）について……242
2　中山間地域の県立高等学校の振興と再編及び地域振興（地域資源や施設を活用した佐川高校の魅力化、ＩＣＯＣＡの展開、タクシー事業者への支援、生活環境の充実に向けた取組）について……244
3　中山間地域の農業振興と鳥獣被害対策（茶生産農家への支援、農産物のブランド化、小規模農家の農機具の購入、ツキノワグマの生息状況の把握と被害の現状、狩猟者の確保・育成）について……245
4　30年に一度の水不足（農業分野の対策）について……248
5　海外での高知フェア（成果と課題、食の発信と売上増、価格転嫁）について……248

６　地域のインフラ整備（河川改修の進捗状況、県道297号線のバイパス整備、国道494号のバイパス整備）について……249
７　収入証紙（収納専用窓口）について……250
濵田知事……250
土居内人口減少・中山間担当理事……252
今城教育長……253
松岡総合企画部長……254
松村農業振興部長……254
濱田産業振興推進部長……256
横地土木部長……257
田村会計管理者……258
桑鶴議員……258
田中議員……259
１　２つの外商拠点（アンテナショップ）について……259
２　県産品の輸出振興（トップセールス、分野ごとの輸出拡大）について……259
３　総合企画部（成果と今後の取組）について……260
４　人口減少社会（大阪での移住促進策の強化、ＵＩターンサポートセンター大阪窓口の認知度向上、移住支援金、ローカルイノベーションプラットフォームの来年度の取組、地域の持続的な産業振興につなげる視点、県組織の人材確保、看護師の人材確保、県立大学での県内就職の取組、高知東高校卒業生の地元定着への取組、子供の居場所づくり、働き盛り世代の自殺対策、保護者が自殺した子供のケア）について……260
５　観光振興（アフターあんぱんの取組、スポーツツーリズムの成果と今後の取組）について……263
６　農業振興（農業構造転換集中対策期間での取組、米農家の所得確保、県産米の食味向上、鳥獣被害の現状と今後の取組、学校給食も含めたジビエの活用、農業高校での鳥獣被害対策とジビエ研究）について……263
７　教育（こうち未来創造グローバル人材育成事業の成果と今後の取組、高知農業高校の選抜高等学校野球大会出場への期待、授業料無償化の影響を踏まえた県立高校の対策）について……265
８　県有施設の集約化（議論の加速と職員住宅の土地活用）について……266
９　土木行政（舟入川改修の現状と見通し、道路啓開計画の改善）について……266
濵田知事……267
濱田産業振興推進部長……270
岡田商工労働部長……271
松村農業振興部長……271
山下水産振興部長……273

松岡総合企画部長……273
土居内人口減少・中山間担当理事……274
今城教育長……276
岩田警察本部長……279
中嶋健康政策部長……280
池上文化生活部長……280
西村子ども・福祉政策部長……281
小西観光振興スポーツ部長……281
清水総務部長……282
横地土木部長……282
田中議員……283

---

**第６日（３月10日）**

出席議員……285
欠席議員……285
説明のため出席した者……285
事務局職員出席者……286
議事日程……286
諸般の報告……288
質疑並びに一般質問（一問一答）
土森議員―（濱田産業振興推進部長、山下水産振興部長、濵田知事、小西観光振興スポーツ部長、今城教育長、池上文化生活部長）……288
１　産業振興（しまのばプロジェクトへの所見、アオサノリ復活への支援）について……288
２　官民連携（参与の活動実績への評価、包括協定企業との取組の充実、企業版ふるさと納税の積極的な獲得、新県民体育館の整備運営手法の見通し、Ｂリーグパートナー企業との連携、公社等外郭団体の自律の意図、在り方の見直し）について……290
３　県立高等学校の食堂の支援施策について……294
４　県立高等学校振興再編計画（教育長の決意、教育ＤＸの必要性、企業と連携した技術系人材の育成、教員の研修体制）について……295
５　こうち留学（今後の取組、受入れ体制の整備、アルムナイネットワークの構築）について……296
６　私立学校の振興（所見、支援状況、中学生を持つ家庭への支援）について……298
７　子育て（元気な未来創造課新設の意義、社会全体での機運の醸成、乳幼児触

れ合い体験、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの設置状況、課題を踏まえた対策の横展開、シビックプライドの醸成）について……299
はた議員―（岡田商工労働部長、濵田知事、坂田林業振興・環境部長、濱田産業振興推進部長、西村子ども・福祉政策部長）……304
1　当初予算案（賃金向上環境整備事業費補助金の対象要件を満たす事業者割合、物価高騰対策の在り方、省エネ型家電製品購入の補助、ネイチャーポジティブ経済移行戦略の評価、産業振興計画への反映、戦略に基づいた取組の方向）について……304
2　訪問介護（経営状況、次期改定までの減収補填、加算の取得支援、中山間での拠点確保）について……308
岡田(竜)議員―（小西観光振興スポーツ部長、濵田知事、坂田林業振興・環境部長、横地土木部長）……312
1　スポーツツーリズムの推進（県外サーファーの動向調査、特色あるサーフィン大会の支援、ワーク・ライフ・バランスの推進）について……312
2　国見山周辺における風力発電事業（保安林内作業許可の手続、妥当性、許可手続の見直し、危険性の疑いのある盛土への対応、事後調査報告書への対応、地元での説明を踏まえた対応、保安林解除申請があった場合の対応）について……314
寺内議員―（江渕危機管理部長、濵田知事、清水総務部長、小西観光振興スポーツ部長、西村子ども・福祉政策部長、今城教育長、横地土木部長）……320
1　被災者支援システムの導入（市町村との合意形成、事業者のサポート体制、市町村への操作支援、県内事業者も提案可能な仕様の検討、プロポーザル方式の審査委員選定、市町村の経費負担、来年度中の全市町村導入の可否、導入の意義）について……320
2　公共施設等総合管理計画（基本的な考え方、平成28年度末時点の総延べ床面積、直近の総延べ床面積、統合や廃止の推進方針、新県民体育館の位置づけ、整備コストの実質負担額）について……324
3　高次脳機能障害（支援状況、高次脳機能障害者支援センターの早期設置、予算の確保、人材の育成、学校での支援、センターに求められる役割、実態把握調査の実施）について……326
4　放置船（令和６年10月以降の対応状況、隻数、高知港内に集約して対応する方法）について……329
畠中議員―（濵田知事、池上文化生活部長、今城教育長、中嶋健康政策部長、小西観光振興スポーツ部長）……331
1　外国人との共生（基盤整備、地域ルールの共有、合意形成の取組、防災教育、日本語指導が必要な児童生徒数、学習面の課題、就学機会保障に向けた市町村との連携、学校現場の負担軽減、公立学校における宗教的配慮）について……331

２　ペットとの同行避難（ガイドラインの認知度の低さの原因、テレビやラジオでの周知、市町村の受入れ体制整備への支援）について……335
３　高知龍馬マラソン（総括、価値向上）について……336
竹内議員―（濵田知事、松村農業振興部長、山下水産振興部長、横地土木部長、今城教育長）……339
１　気候変動適応戦略（国の計画改定を踏まえた取組）について……339
２　みどりの食料システム戦略（環境負荷の低減）について……340
３　養殖業（微生物を活用した試験研究での課題、漁場環境改善）について……341
４　クルーズ船（小規模港湾も含めた寄港の可能性、検討項目、観光部局との連携）について……343
５　いじめ動画の拡散問題（情報モラル教育、早期発見体制の強化策、事案発生後の対応方針、今後の教育）について……345
岡田(芳)議員―（松村農業振興部長、濵田知事）……349
１　農業問題（消費税率ゼロによる農家への影響、安定した稲作、共同利用施設の更新に対する支援、若手農業者の意見を聞く方法、所得補償の必要性、生産コスト指標作成の現状、野菜の指標への実情の反映、暑さに強い米の品種改良、温暖化に対応した野菜栽培、用水路等の定期診断結果の共有、農地の区画拡大、中古ハウスの全県的な登録制度、荒廃農地対策）について……349

---

**第７日（３月11日）**

出席議員……359
欠席議員……359
説明のため出席した者……359
事務局職員出席者……360
議事日程……360
東日本大震災犠牲者に対する黙禱……362
諸般の報告……362
質疑並びに一般質問（一問一答）
水野議員―（西村子ども・福祉政策部長、江渕危機管理部長、中嶋健康政策部長、今城教育長）……362
１　物価高におけるこども食堂への支援（具体的な支援策、補助基準額への物価反映、参加人数に応じた設定）について……362
２　コミュニケーション支援ボード（重要性、導入予定）について……365
３　ペット防災（近年の講座参加者数、ホームページなどでの視聴）について……366
４　住民票を移さずに出席が認められるお試し留学について……367

下村議員―（池上文化生活部長、小西観光振興スポーツ部長、濱田産業振興推進部長、
松村農業振興部長、山下水産振興部長、今城教育長、中嶋健康政策部長）……368
1　ジョン万次郎の生誕200年記念イベント（計画の有無、県内全域での開催、
メディア業界等へのアプローチ）について……368
2　スペースポート高知（研究会の進め方、調査並びに研究会での結論、宇宙産
業担当チーフの役割）について……369
3　農業振興（加温設備の状況、Ａ重油からＬＰガスへの移行の可能性、支援内
容の継続的な見直し、若い就農者がハウス整備する際の情報提供）について……371
4　水産業振興（網漁具水中動態解析システムへの反応、定置網漁業への支援、
他の漁法への活用）について……373
5　公立大学（施設整備の取組、経歴を評価する初任給体系の導入）について……374
6　教育（生成ＡＩにより懸念される事態、使い方を教える必要性、教員への教
育、地域内生徒のこうちフロンティア募集の実施時期、基礎学力の担保、県
外入学生受入れに対する市町村負担の軽減、こうち未来創造グローバル人材
育成事業の継続）について……375
7　国民健康保険（保険料水準の統一に向けた課題、進捗）について……379
塚地議員―（池上文化生活部長、濵田知事、今城教育長、西村子ども・福祉政策部長）……381
1　戦争遺跡等の保存と活用（旧陸軍歩兵第44連隊跡地の建物公開までに必要な
予算、運営に関する検討、管理運営の協議会を持ち検討を進めること、高知
大学との連携、周辺施設の活用、戦争資料の収集、知事の思い、高知城内堀
遺跡の利用計画）について……381
2　障害児支援（進路選択の場を広げること、福祉型専攻科や福祉型大学の状況、
放課後等デイサービスの役割、設置数の推移、延長支援の事業所数、利用者
負担区分の分布、所得制限撤廃に関する動き、市町村の独自補助、保護者の
負担軽減策）について……383
横山議員―（横地土木部長、濵田知事、江渕危機管理部長、池上文化生活部長）……389
1　いの町の治水対策と事前防災（伊野堤防のリスク、伊野地区の最大の課題、
仁淀川流域治水における堤防強靭化の現状、今後の取組、政策提言、谷川で
の進捗状況、大内地区の排水ポンプ施設の進捗状況、派川日下川放水路の天
端露出対策、建設業の活性化、緊急避難場所の確保や機能強化の支援、自主
防災組織の強化、３Ｄ都市モデルの活用）について……389
2　エッセンシャルワーカーの確保と県内大学存続への支援（定着に向けた県内
私立大学の役割、課題、存続の意義、将来的な存続に対する手だて）につい
て……397
土居議員―（濱田産業振興推進部長）……399
1　若者の所得向上と高付加価値型経済への転換（小規模事業者への伴走支援体
制、効果的な支援のための取組、賃上げ成果の検証、多角的な指標による政

策評価）について……399
2　フードテッククラスターの実現と100億企業の育成・外商戦略（目指すところ、食のイノベーションの具体像、専門人材の育成・確保に対する評価、人材育成戦略、卸売事業者のネットワーク活用、官民協働の体制づくり、施策展開のビジョン、成長ステージに合わせた支援策、大手食品卸売事業者との連携協定、クラスター形成を通じた所得向上）について……402
西内議員―（濵田知事、今城教育長、西村子ども・福祉政策部長、横地土木部長、小西観光振興スポーツ部長、濱田産業振興推進部長）……409
1　少子化対策と家族・故郷の在り方（本質的な哲学、若者の帰省の後押し、郷土の歴史や命のつながりの貴さを実感させる教育）について……409
2　歴史的遺産の継承（地域ぐるみの取組）について……412
3　教育現場への支援体制（各種アドバイザーの指導に対する評価、課題に即したアップデート）について……413
4　中山間地域の介護サービス提供体制（加算取得に向けた支援策、訪問介護サービスの確保、福祉・介護事業所認証評価制度の有効性）について……414
5　土木行政（建築業における適正な賃金、適正な予定価格の設定、高規格道路４車線化の早期実現）について……416
6　共働き・共育ての推進と出生数目標の実現性（出生数目標の達成見込みへの評価、第５期日本一の健康長寿県構想の強化、男性の育児休業の質向上）について……418
7　タイ視察成果を踏まえた今後の誘客及び輸出戦略（国内デジタルノマドの誘致、特産品の輸出拡大、リピーターの誘客）について……419
加藤議員―（松村農業振興部長、山下水産振興部長、岡田商工労働部長、濵田知事）……421
1　産業振興（肉用鶏の生産概況、大月町の飼育数の計上方法、県算出額等への反映、スマート畜産活用の可能性、適地となる土地の確保、養殖業の生産拡大を図る取組、高水温や赤潮への対応、持続的発展に向けた取組、陸上養殖の状況、企業誘致情報の一元的な発信、戦略的な誘致、産業振興計画推進の決意）について……421
議案の付託……430

---

**第８日（３月24日）**

出席議員……431
欠席議員……431
説明のため出席した者……431
事務局職員出席者……432

議事日程……432
諸般の報告……434
委員長報告
　下村危機管理文化厚生委員長……435
　弘田商工農林水産委員長……438
　西内産業振興土木委員長……441
　田中総務委員長……444
討論……449
　岡本議員……449
　明神議員……451
採決……453
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第73号－第75号）……454
　濵田知事……454
議案の上程、採決（議発第１号　条例議案）……455
議案の上程、討論、採決（議発第２号　意見書議案）……456
　はた議員……456
議案の上程、討論、採決（議発第３号－議発第４号　意見書議案）……457
　細木議員……458
議案の上程、討論、採決（議発第５号　意見書議案）……459
　岡﨑議員……460
常任委員の選任……462
議会運営委員の選任……462
高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙……462
継続審査の件……463
議長辞職の件……463
　三石議員……463
議長の選挙……464
　明神議員……465
副議長辞職の件……465
　上田議員……466
副議長の選挙……466
　土居議員……467
前正副議長に対する謝辞……467
　依光議員……467
閉会の挨拶
　明神議長……468
　濵田知事……469

**巻末掲載文書**

委員会報告書……471
意見書に関する結果について……472
議席の指定及びそれに関連する議席の一部変更（案）……476
議案の提出について……477
人事委員会回答書……480
議案付託表……481
議案の追加提出について……486
条例議案の提出について
議発第１号　情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例議案……487
意見書議案の提出について
議発第２号　自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書議案……489
議発第３号　外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書議案……492
議発第４号　中東情勢の早期沈静化と国民生活・地域経済への万全の対応を求める意見書議案……494
議発第５号　非核三原則の堅持と法制化を求める意見書議案……496
常任委員指名案……498
議会運営委員指名案……499
継続審査調査の申出書……500
委員会審査結果一覧表……502
議決一覧表……506

## 招　集　告　示

**高知県告示第75号**

高知県議会定例会を、令和８年２月24日に高知県議会議事堂に招集する。

令和８年２月17日

高知県知事　濵田　省司

---

## 議　員　席　次

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 | ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 | ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 | ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 | ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 | 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 | 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 | 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 | 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 | 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 | 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 | 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 23番 | 欠　　番 | 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 | 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 | 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 | 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 | 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 | 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 | 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 | | |

# 第378回高知県議会定例会会議録

## 令和８年２月24日（火曜日）　開議第１日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | はた　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長 | 門　田　純　一　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長 | 前　田　み　か　君 |

| | |
|---|---|
| 警察本部長 | 岩田康弘君 |
| 代表監査委員 | 五百藏誠一君 |
| 監査委員<br>事務局長 | 横畠浩治君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第１号）**

令和８年２月24日午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　議席の指定及び議席の一部変更の件

第３　会期決定の件

第４

第 １ 号　令和８年度高知県一般会計予算

第 ２ 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第 ３ 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第 ４ 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第 ５ 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算

第 ６ 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第 ７ 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算

第 ８ 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 ９ 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算

第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算

第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算

第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算

第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算

第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算

第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算

第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に

関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第５　高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開会　開議

**○議長（三石文隆君）**　ただいまから令和８年２月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

去る１月19日、田所裕介議員から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日辞職を許可いたしましたので御報告いたします。

次に、２月16日、武石利彦議員から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日２月17日付の辞職を許可いたしましたので御報告いたします。

次に、議会運営委員会田所裕介副委員長の議員辞職に伴い、１月29日、後任の委員に、委員会条例第５条第１項ただし書により坂本茂雄議員を指名いたしました。また、２月18日に同委員会から、新たに坂本茂雄議員を副委員長に互選した旨の通知がありましたので、併せて御報告いたします。

次に、人口減少対策調査特別委員会田所裕介委員の議員辞職に伴い、１月29日、後任の特別委員に、委員会条例第５条第１項ただし書により岡田竜平議員を指名いたしましたので御報告いたします。

次に、議員定数問題等調査特別委員会武石利彦委員の議員辞職に伴い、２月19日、後任の特別委員に、委員会条例第５条第１項ただし書により依光美代子議員を指名いたしましたので御報告いたします。

次に、１月18日に実施されました補欠選挙において当選されました岡﨑哲也議員につきましては、１月29日、委員会条例第５条第１項ただし書により危機管理文化厚生委員に指名いたしましたので御報告いたします。

次に、２月８日に実施されました補欠選挙において当選されました浜口卓也議員及び水野雪絵議員につきましては、２月19日、委員会条例第５条第１項ただし書により浜口卓也議員を産業振興土木委員に、水野雪絵議員を商工農林水産委員にそれぞれ指名いたしましたので御報告いたします。

次に、議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その

写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第２項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

（委員会報告書、意見書に関する結果について　それぞれ巻末471、472ページに掲載）

―――― ―――

**仮議席の指定**

**○議長（三石文隆君）**　この際、議事運営上、今回の補欠選挙において当選されました浜口卓也議員、水野雪絵議員及び岡﨑哲也議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

―――― ―――

**新議員の紹介**

**○議長（三石文隆君）**　この際、新たに議員になりました浜口卓也議員、水野雪絵議員及び岡﨑哲也議員を御紹介いたします。

浜口卓也議員。

（浜口卓也君登壇）

**○（浜口卓也君）**　皆さんおはようございます。

私は、このたびの高知市選挙区補欠選挙におきまして選任されました浜口卓也と申します。これまで高知市議会に身を置き、市政に携わってまいりました。高知県と高知市の共通の課題も多くございます。これまでの経験を生かし、県市連携の橋渡し役となって貢献してまいりたいと思います。

今、本県は大変厳しい局面を迎えております。しかし、必ずや解決策はあります。次世代に豊かな高知県を残してまいるために高知県民の皆様と一丸となって課題に向き合い、乗り越えてまいる所存でございます。県政の場で果敢に新しい挑戦を繰り返し、結果として県民の皆様に勇気と誇りを与えられる存在となれますよう精進してまいります。

諸先輩議員の皆様、濵田知事、執行部の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　水野雪絵議員。

（水野雪絵君登壇）

**○（水野雪絵君）**　おはようございます。

このたび高知市選挙区補欠選挙にて選任されました水野雪絵と申します。本日はこのような貴重な機会、またお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

これまでの活動を通し、まずは第１に県民の皆様のパイプ役として現場での課題や県民の皆様の声を届けていきたい、そう思っております。県民目線で考え、様々な境遇の方の声もしっかりと県政に反映させていきたい、そう考えております。自分自身も女性として、母親として、介護世代として、またＵターン移住者として、大好きなふるさと高知を俯瞰で見た視点も生かしつつ取り組んでまいります。

先輩議員の皆様、そして濵田知事をはじめ執行部の皆様、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　岡﨑哲也議員。

（岡﨑哲也君登壇）

**○（岡﨑哲也君）**　おはようございます。

このたび土佐清水市選挙区補欠選挙において選任されました岡﨑哲也でございます。

私はこうしてこの場に立てるのも、私を県政の場へとお送りくださった地元の皆様に心より感謝申し上げる次第であります。また、こうして諸先輩議員の皆様、濵田知事をはじめ県政を支える執行部の皆様の前で御挨拶できますことを大変光栄に存じます。

私は、これまで県の教育行政方針に基づいて学校長として学校経営を行い、教育長としては土佐清水市教育行政を行ってまいりました。また、市観光協会会長の折も県の方向性を同じくし、１次産業と観光を組み合わせたどっぷり高知旅になるようなプランを商品化して取組を進めてまいりました。これからも県政の重点施策を市政や市民の皆さんにも伝え、地域の皆様の声にも耳を傾け、現場に足を運び、課題を共有しながら一つ一つ丁寧に地域課題の解決へとつなげていくつもりであります。

人口減少、１次産業の衰退と担い手不足、医療・福祉・介護の課題、南海トラフ巨大地震の防災・減災の対策、それに伴うインフラ整備、高知県が抱える課題は重く、多くの皆様の知恵と力を結集し、未来に希望が持てる県政を築いていく責任があると考えております。新任ではありますが、謙虚に誠実に、そして透明性を持って取り組んでまいります。県民の皆様の暮らしを守り、次の世代に胸を張って引き継げる高知県をつくるため、微力ながら全力を尽くす所存でございます。

諸先輩方の御指導、御鞭撻を賜りながら、県勢の発展のため、議員としての役割を果たしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

―――― ∽∽∽∽ ――――

**会議録署名議員の指名**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の３名にお願いいたします。

７番　　久　保　博　道　議員
９番　　今　城　誠　司　議員
37番　　塚　地　佐　智　議員

―――― ∽∽∽∽ ――――

**議席の指定及び議席の一部変更**

**○議長（三石文隆君）**　次に、日程第２、議席の指定及び議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の指定及びそれに関連いたします議席の一部変更は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。

準備のためしばらくお待ちください。

ただいま決定いたしました議席へお移り願います。

（議席の移動）

（議席の指定及びそれに関連する議席の一部変更（案）　巻末476ページに掲載）

―――― ∽∽∽∽ ――――

**会 期 の 決 定**

**○議長（三石文隆君）**　次に、日程第３、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から３月24日までの29日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から３月24日までの29日間と決しました。

―――― ⊰⊰⊰ ――――

**議案の上程、提出者の説明**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書　巻末477ページに掲載〕

日程第４、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濵田知事。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　本日、議員各位の御出席をいただき、令和８年２月県議会定例会が開かれますことに厚くお礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位及び県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

今月８日に行われた衆議院議員総選挙の結果、自由民主党が単独で定数の３分の２を超える316議席を獲得し、日本維新の会と合わせると352議席となりました。これにより、昨年秋に発足した連立政権は圧倒的な信任を受ける結果となりました。

これは、高市内閣が連立政権の枠組みの変更も含め、一昨年秋以来の少数与党体制下における政治の停滞を打開し、まずは当面の物価高対策などに一定の成果を上げた点が評価されたのではないかと考えます。加えて、強い経済の実現といった明確で分かりやすいメッセージを掲げ、総理自身の強いリーダーシップの下、国政を動かして結果を出すことへの国民の期待が示されたものと受け止めています。

高市内閣には、東京一極集中の是正を含む人口減少問題への対応や国土強靱化の加速など、先送りできない国政の課題に果敢に取り組み、着実に成果を上げることを望みます。

あわせて、選挙期間中に議論された消費税減税をはじめとする国民の負担軽減策については、説得力ある代替財源の提示など、財政の持続可能性の確保を図る具体策について、与野党間での真摯な検討が不可欠と考えます。

昨年は、連続テレビ小説あんぱんの放送や、大阪・関西万博における大屋根リングへの県産材の活用など、県経済の活性化の面で明るい話題が多くあった一年でした。

一方で、本県の推計人口は65万人を割り込んだほか、出生数の減少や若者の転出超過も依然として続いています。こうした人口減少の克服に向けては、県民に高い所得と魅力的な仕事を提供できる強い経済と、昔ながらの固定観念にとらわれず多様な価値観を受け入れる寛容な社会を実現し、若者や女性に選ばれる新しい経済社会を築かなければなりません。あわせて、全国に先駆けて人口減少が進む本県においては、公共交通や医療、消防といった地域の公共サービスを持続的に提供できる体制の確立に向けて、前例のない大胆な改革に挑戦することが欠かせ

ません。

県としては、こうした取組の一環として、県立施設の自律性向上や男性の育児休業取得の促進、さらには常備消防の広域化などの改革を率先して進めてきました。県民の皆さんには、長年のやり方を変えることについて、様々な不安や抵抗感もあろうかと思います。しかしながら、高知県に再び元気を取り戻し、明るい未来を切り開いていくため、避けては通れない道であると考えます。

やなせたかし先生はアンパンマンのマーチの一節で、みんなの夢を守る使命を帯びたアンパンマンに対して、愛と勇気だけが友達さと鼓舞しています。私は最近、この言葉の意味を何度もかみしめています。

私自身の知事としての任期も２期目の折り返しを過ぎました。新年度は、愛する高知県が人口減少の時代を生き残り、再び活力を取り戻すためのラストチャンスとも言うべき正念場の年となります。県庁が改革の先頭に立って生まれ変わる勇気を発揮し、オール高知の体制で着実に成果を重ね、前に進んでいく年にしたいと考えます。

そのためにも、引き続き共感と前進の基本姿勢の下、県民の皆さんとの対話の機会を積極的に設け、県政に対する共感をいただきながら様々な課題の解決に取り組みます。その際には、時代の変化への即応、県民目線に立った横断的、総合的な政策の展開、さらには時間のコストを意識したスピード感のある対応など、従来の県行政の殻を破ったアプローチによって、これまでよりも一歩も二歩も踏み込んだ官民連携を追求します。

具体的には、昨年官民で取りまとめた経営改革モデルの業種横断的な展開を図るための総合補助金の創設や、若者の出会い促進や県外流出の抑制に向けた大手民間事業者との連携など、これまでにない手法で、これまでにない成果を上げる取組に挑戦します。

本県の将来を左右する人口減少の克服に向け、元気な未来創造戦略に基づく取組を開始して約２年が経過しました。出生数、転出超過数など統計データは依然として厳しい状況が続いていますが、そうした中にあっても一部に明るい兆しが見え始めています。昨年の県内の出生数は速報値で過去最少の3,072人となりましたが、減少幅は縮小しており、県都である高知市の出生数は４年ぶりに増加に転じました。

また、今月発表された住民基本台帳人口移動報告では、昨年の県外への転出超過数は2,917人と、前年の3,121人よりも改善しました。その転出超過数の男女別の内訳を見ると、令和５年においては女性が男性の2.34倍に達していたところが、1.05倍まで縮小しており、今後の出生数の回復につながることが期待されます。

来年度は、こうした明るい兆しをより確かなものとし、さらには若年人口の減少の流れを反転させるため、大きく４つの方向性の下、国の重点支援交付金も活用し、特に官民連携の取組を質・量ともに大幅に拡充して対策を強化します。

１つ目の柱は、高付加価値型経済への転換です。人口減少の克服に向けては、旧来のコストカット型の経済から高付加価値型の経済へとかじを切ることで、県民、とりわけ若者の所得向上を図り、県内に魅力ある仕事を創出することが不可欠です。これにより、若者の県内定着を通じた社会増に加え、結婚や出産を希望する方々の背中を押すことで自然増の効果ももたらすものと考えます。

このため、昨年取りまとめた16業種58件の経営改革モデルの横展開を含め、高付加価値型の経営を目指す県内事業者を業種横断的かつ強力に後押しするために、質・量ともに大幅に拡充

した新たな総合補助金を創設します。新設する総合補助金は、既存の類似する補助金を整理統合した上で、予算額は統合前から倍増となる15億円を確保します。

また、補助事業者は、第１次産業から第３次産業まで、小規模なサービス事業者や医療・社会福祉法人、公益法人なども含め、県内の中堅・中小企業を幅広く対象とします。さらに、補助対象とする経費についても、設備投資から販路開拓、人材育成など、ハード・ソフト両面の様々な取組を幅広く、かつ柔軟に対象とし、事業者側のニーズに応じてオーダーメード型で支援する仕組みとします。

加えて、若者の県内定着を図る上では、県内に、一定の知名度があって大都市部と遜色のない魅力的な企業が数多く存在することが必要です。このため、国が推進する100億宣言の取組と連携し、県内において売上高100億円に向けて挑戦する企業の取組を後押しします。

具体的には、売上高100億円超を目指す県内企業の登録制度を設け、登録企業については、経営者同士の交流と切磋琢磨を促すと同時に、新たな総合補助金の補助上限額を引き上げて重点的に支援します。

県庁においても、県下最大規模の事業所の一つとして、民間事業者の皆さんと同じ目線に立ち、共に知恵を出し、汗をかいていく観点から、県立施設におけるサービスの高付加価値化に挑戦します。公社など、各施設の運営団体においては、本年度末を目途に自律性向上計画を策定する準備を進めています。多数の集客が見込める新たな企画展示のほか、民間事業者との提携による旅行商品やオリジナルグッズの開発など、創意工夫を凝らした取組を検討されているとお聞きしています。県としては、民間事業者向けの補助制度の門戸を公社にも開くほか、広報体制の強化のために管理代行料を増額するなど、意欲ある団体の取組を後押ししていきます。

人口減少克服に向けた取組の２つ目の柱は、多様な人材が活躍できる環境の実現です。人口減少、特に少子化問題の克服に向けては、仕事と子育ての両立が可能となるよう、男性中心の長時間労働を前提とした生活スタイルを改め、柔軟な働き方の下で多様な人材が活躍できる社会へと変えていく必要があります。

来年度は、共働き・共育て社会の実現に向け、県内事業者における男性の育休取得を強く後押しします。特設サイトにおける各企業の育休取得状況の自主的な公表や好事例の発信など、キャンペーンを引き続き展開することに加え、国の重点支援交付金を活用した新たな支援金を創設します。

具体的には、こうち男性育休推進企業として登録された従業員数300人以下の事業者に対して、男性の育休取得推進に向けた取組状況に応じて支援金を給付することとします。その際、業務の属人化解消や効率化などの課題に対応した取組等を総合的に行う場合には、支援金を１事業者当たり最大300万円まで増額します。

また、県庁においても、管理職をはじめとする全職員の時間外勤務縮減に向けた意識改革を促す一種の社会実験として、自治体としては全国初となる時間外勤務手当の割増率の時限的な引上げを行います。割増率を125％から150％に引き上げる一方、時間外勤務の時間数は150分の125、すなわち６分の５以下に縮減することを目標に、業務の効率化に努めます。

加えて、同じく全国初の取組として、育児や介護等の事情がある方でも短時間の勤務を選択しながら正職員として勤務することが可能となる短時間勤務職員の制度を導入しました。本制度については、様々な職種で合計110名の応募があり、試験の結果10名の方が合格され、多様な人材が活躍できる県庁の実現に資するものと考

えます。

人口減少克服に向けた取組の３つ目の柱は、若者に選ばれる高知を目指した移住・定住対策の強化です。近年、転職を理由とする若者の県外転出が増加しており、その要因の一つとして、県内企業の情報が転職希望者へ十分に届いていないことが考えられます。このため、新たに大手求人サイトなどを活用した県内企業の情報発信を手厚く支援するほか、県内企業の採用活動を支援する補助金を創設し、県内はもとより、県外からの転職や新卒就職も含めた企業の人材確保を支援します。あわせて、転職を検討する県内の若者に対して、高知県ＵＩターンサポートセンターの相談体制を強化し、転職に伴う県外転出の抑制を図ります。

さらに、将来、より多くの学生に高知に残り、また戻っていただくことを目指し、地域への理解と愛着を育むキャリア教育を推進します。具体的には、県内の国公立大学と連携して、中高生を対象とした大学体験ツアーを実施するほか、私立学校におけるキャリア教育の取組を運営費補助金の加算などを通じて後押しします。

人口減少克服に向けた取組の４つ目の柱は、若者のニーズに応じた出会いの機会の拡充とライフデザイン支援です。来年度は、結婚の意思はあるものの行動を起こしていない方々の出会いに向けた活動を後押しするため、新たに民間のマッチングアプリ運営事業者と連携し、1,000人程度の利用を想定したアプリ利用料の助成制度を設けます。さらに、100人規模の参加者を一堂に集め、専用のアプリを活用して若者が効率的に出会うことができるイベントを実施します。

また、若者が自身の人生における結婚や子育ての意味について考える機会を提供することで、将来への不安を解消し、希望する人生を歩むことができるよう、新たな啓発事業に取り組みます。

昨年10月末時点における県内の外国人労働者数は、前年比で11.8％増の5,916人と過去最高を更新しました。生産年齢人口の減少が進み、あらゆる産業分野で担い手不足が深刻化する中、外国人材の受入れは、事業者における事業の維持・発展のための有効な対策の一つとなっています。

そのため、昨年に人材交流に関する覚書を締結したインド北東部のナガランド州をはじめ、新たな送り出しが期待できる地域において本県のＰＲを強化します。さらに、技能実習生等を受け入れる事業者や技能実習生等の入国後講習施設を整備する事業者への補助を行うなど、受入れ体制の強化を図ります。

また、来年４月から育成就労制度が開始され、転籍の要件が緩和されることにより、賃金水準の高い大都市圏へ外国人材が流出することが懸念されます。こうしたことから、本県を含む地方部にあっては、外国人材の流出を防ぐためにも、日本語学習などのコミュニケーション支援や生活支援などの施策を総合的に推進していくことが求められます。本年度末には高知家・多文化共生推進プランを策定し、市町村や事業者の皆さんと共に、高知県に住む全ての方々が国籍にかかわらず互いに尊重し合い、活躍できる社会の実現を目指します。

少子高齢化が先行して進む中山間地域の活力を取り戻すため、中山間地域再興ビジョンに基づいて、少子化対策と一体となった中山間対策を推進しています。本年度は、祭りや農作業などの集落活動と都市部の若者をつなぐ「いこうち！」の取組や、地域みらい留学などを活用した県立高校への入学者の確保などにより、一定の成果を上げることができました。

その一方で、中山間地域の若年人口の減少は続いています。このため、来年度は「いこうち！」の参加団体を拡大して関係人口創出の取組を加

速させるほか、Ｕ・Ｉターン希望者への転職支援や地域おこし協力隊の隊員確保に向けた情報発信の拡充など、施策の強化を図ります。

また、農業とその他の仕事を組み合わせた新規就農者への支援の拡充、長期滞在向けの分散型ホテル整備への支援、企業立地補助金の宿泊業への拡大など、中山間地域における魅力ある仕事の創出に向けて施策を拡充します。

人口減少対策総合交付金については、市町村が地域の実情に合わせて実施する取組を総合的に支援しています。このうち中山間地域の県立高校の生徒の居住機能を備えた交流センターの整備事業については、通常の交付限度額とは別枠で交付金を配分しています。このため、４年間の計画期間の折り返しとなる来年度は、交付金の総額を13億円に増額するほか、事業の成果検証や改善に向け、専門家によるフォローアップの対象市町村を拡大するなど、取組の実効性を高めます。

加えて、市町村の人口減少対策のバージョンアップの具体化に向け、県と専門家のチームによる伴走支援や専門アドバイザーの派遣を行うなど、県と市町村が一体となって着実な成果につなげます。また、交付金の配分を通じて４Ｓプロジェクトの議論の場への積極的な参画を促す仕組みを導入し、公共サービスの持続可能な提供体制の整備を後押しします。

このように若者の人口減少に歯止めをかけるべく一連の取組を進めていますが、高齢化が既に進行した本県の人口構成を踏まえれば、当面県の総人口の減少が続くこと自体は避けられません。こうした状況にうまく適応し、公共交通や医療、消防といった公共サービスについて持続可能な提供体制を再構築することを目指し、Smart Shrink for Sustainable Society、すなわち賢く縮む「４Ｓプロジェクト」の取組を引き続き推進します。

このプロジェクトでは、複数の事業体が集合して規模の利益を追求し、中山間地域などで真に必要なサービスはむしろ伸長、充実させていく。その一方で、無駄や重複する部分は省き、あるいは簡素な手法に替える形で縮小させ、かつ、その際には前例の踏襲ではなく、全国初の取組を含めて新しいやり方の創造を目指します。

このうち消防の広域化については、県内全ての市町村長や消防長で構成する検討会において、いわゆる県１消防体制を目指す基本計画案の審議を進め、先月了承をいただきました。その後、パブリックコメントの手続を経て、今月20日、県において基本計画を決定しました。来年度は、この基本計画に従い、地方自治法に基づく協議会の設置に先立って、県内市町村長等による任意の実務協議会を設置し、実施計画案を作成することとしています。

これに向けて、先月から書面及びヒアリングにより、今後の進め方等に関する市町村長の意向調査を行いました。その結果、現時点では、消防本部の統合に向けた議会議決と統合の実行は、それぞれ全県の市町村が足並みをそろえて一斉に行うことが望ましいという御意見が多数を占めました。また、段階的な統合については、本部機能全体の統合に先行して人材確保等の事業を共同で行うことへの関心を示す意見が目立ちました。

５月に開催する予定の第１回実務協議会においては、こうした市町村長の御意見なども踏まえ、今後の消防広域化の進め方や、実施計画案の骨子に関して県からの提案をお示ししたいと考えます。あわせて、職員の勤務条件や車両装備等の整備水準の均一化などに関する論点を整理した上で、市町村の財政負担の変化に関する最新の試算なども提示したいと考えています。

これらを踏まえて、協議会の全体会や県内６つの地域ブロックごとの部会において市町村長

間の協議を進めます。また、４つの専門部会などで分野別の実務的な議論を深め、年内を目途に実施計画案の要綱並びに広域連合及び法定協議会の規約案を取りまとめたいと考えます。

市町村及び県の議会に対しては、この間、協議会での議論の状況を節目節目で報告した上で、来年度末を目途に広域連合及び法定協議会の設置の議案を上程し、議決をいただくことを目指して取り組むこととします。その上で、遅くとも令和９年度前半までの間には、全団体の議会の議決を得る必要があると考えています。

人口減少に打ち勝ち、将来にわたって県全体の消防力を確保していくためには、長期的な広い視野を持って広域化を進める必要があります。今後も県が調整役となって、今まで以上に市町村や消防本部の思いを酌み取りながら丁寧に議論を進めます。

本県の公共交通は、人口減少に伴う利用者の減少や運転士不足などの課題に直面しており、地域の実情に即した効率的で持続可能な仕組みを整えていく必要があります。こうした状況を踏まえ、中央地域では、その担い手であるとさでん交通の経営安定化に向けた支援を行うことに加え、路線バスや路面電車の在り方について県と沿線市町､事業者で議論を深めてきました。

このうち路線バスについては、高知市が中心となって検討の上、本年度中におおむね５年後の中期的な姿をお示しいただくことになっています。また、路面電車については、県が中心となって基礎調査を進め、本年秋頃を目途に、路線バスと併せた中長期的な取組の方向性を取りまとめることとしています。

基本的な方向性としては、路面電車と路線バスの役割分担を明確化し、相互に補完し合う運行体制を目指します。具体的には、路面電車を中央地域の幹線の軸として、路線バスは幹線機能の補完や支線交通を担うものとしてそれぞれ位置づけることで、効率的な交通ネットワークを構築していきます。その中で、並走区間の見直しや需要に応じた運行により運転士の余力を生み出し、路線の拡充を図るなど、利用者の利便性を高めていきます。

また、中央地域以外の地域においても、本年度県内６つの地域ブロックごとに中央地域と同様に、県、市町村、交通事業者から成るワーキンググループを新たに設置しました。各ブロックでは、主に市町村営交通に関して、複数の市町村で共同運行する仕組みや、交通空白の解消に向けた公共ライドシェアの拡充などを念頭に検討を進めています。加えて、市町村営交通の運行主体となる路線バス事業者や地域のタクシー事業者の経営安定化を図り、住民の生活の足をさらに確保して交通空白の解消を目指します。

こうした各地域の公共交通の在り方の見直しについては、来年度改定する県の地域公共交通計画にその方向性を盛り込み、着実に実行に移します。これら一連の取組を通じて地域のニーズに応じたきめ細かなサービスの確保に努め、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。

過疎化や少子化が進む中山間地域において、高等学校は生徒の教育機会を確保する重要な拠点であると同時に､地域の活性化の観点からも、その存在意義は大きいものと考えます。このため、本年度から開始した県立高等学校振興再編計画では、高校の総定数や学級数が縮減する中でも、中山間地域の小規模校については、存置の基準となる生徒数などの最低規模を都市部の学校よりも大幅に緩和しています。その上で、学校が地元市町村と一体となって生徒数の確保に取り組むこととしています。

具体的には、現在該当する中山間地域の13校のうち12校が、それぞれ地元市町村などとの協

議の場として地域コンソーシアムを設置しています。そのうち10校が、令和10年４月の入学者数などの努力目標の達成を目指してアクションプランを策定し、特色ある探究活動や部活動を展開しています。

例えば、窪川高校では野球部復活を掲げ、町をはじめとする地元関係者の協力の下、指導者招聘や練習施設の整備などに取り組んでいます。また、室戸高校と中村高校西土佐分校では、県外からより多くの入学生徒を受け入れるため、市が学生寮の機能を備えた居住施設を新たに整備する計画が進められています。

来年度も、各地域コンソーシアムにおける議論をさらに加速し、地元市町村と一体となった魅力化の取組を推進します。

周産期医療体制については、昨年度策定したロードマップに沿って、当面、中央、安芸、幡多の３圏域の分娩体制を確保しながら、中央圏域における中長期的な施設の集約化や役割分担の在り方について検討しています。来年度は、あき総合病院において院内助産システムの運用を開始するほか、中央圏域におけるローリスク大規模分娩取扱施設の必要性や整備の方向性などについて議論を取りまとめたいと考えています。

国民健康保険については、人口減少と高齢化が進む中、制度の持続可能性と加入者間における負担の公平性を確保するため、令和12年度に保険料水準を統一することを目指しています。統一に向けては、県と市町村が一体となり医療費の適正化や事務の広域化、標準化などを進めており、来年度は県と市町村でこれまでの取組状況の中間確認を行い、今後の進め方を改めて協議します。

次に、目指すべき３つの高知県像のうち、まずいきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

足元の県経済は、雇用者所得の増加や企業業績の改善の動きも見られる一方で、長引く物価高と人件費の上昇による事業者への影響が拡大しています。このため、国の重点支援交付金も活用して、様々な分野の事業者に対して物価高の影響緩和のための支援を行うと同時に、新設する総合補助金などにより、高付加価値型経営を目指す構造転換の取組を強力に後押しします。

また、持続的な賃上げによる賃金と物価の好循環を実現するため、来年度は国の重点支援交付金を活用した臨時的な対応として、これまでよりも踏み込んで中小企業の賃上げを直接的に支援します。具体的には、県や国の補助事業を活用して生産性の向上などに取り組み、持続的な賃上げを目指す事業者に対し、賃上げ原資に相当する経費の一部として、従業員１人当たり10万円を支給します。こうした取組により、物価高に強い経済への構造転換を進めます。

第５期の産業振興計画全体を貫く目標である１人当たりの県民所得の向上については、直近では全国との差が逆に拡大傾向にあり、さらなる対策の強化が必要です。このため、来年度に向けた産業振興計画のバージョンアップにおいては、高付加価値型経済への転換と人への投資の推進の両輪の取組によって県経済の活性化を図ります。具体的には、国の重点支援交付金も活用し、新たな総合補助金の創設などにより、持続可能な経営への構造転換を目指します。

また、現在国は地域未来戦略の柱として、地域に関連産業を集積し、企業、大学、研究機関などが連携を図りながら、地域の強みを生かした新産業、新事業の創出を目指す戦略産業クラスター形成を推進しています。本県でもこれに呼応し、高知県の強みである第１次産業を核とした食を中心に据え、観光や製品開発、機能性に着目した研究開発など、関連する産業の面的な集積を目指すフードテッククラスターの形成

を促進します。

関西圏との経済連携では、当面の大きなターゲットであった大阪・関西万博が閉幕し、４年間を期間とする第２期戦略も折り返し地点となることから、戦略のバージョンアップを図ります。豊かな自然や文化、温かい県民性といった本県ならではのスーパーローカルな魅力で、潤いや癒やしを関西に提供し、関西からは経済活力を呼び込むという相互補完の関係を一段と強化します。

具体的には、関西と高知の間で市町村、企業間の新たな連携の構築に努めるほか、関西在住の本県ゆかりの方々とのつながりを強化します。加えて、令和12年度を予定する大阪ＩＲの開業に向け、県産の木材や食材といった県産品の販路拡大を目指した取引先の開拓にも取り組み、本県経済のさらなる浮揚につなげます。

また、大阪・関西万博では、シンボルとなった大屋根リングへの県産材の活用などにより、日本一の森林県である本県の魅力を強くアピールすることができました。こうした実績をレガシーとして生かし、高知龍馬空港やＪＲ高知駅など、県民や観光客の皆さんの目に触れやすい施設において、大屋根リングなどに使用された木材を魅力的な形で再利用します。

人口減少に伴う国内市場の縮小が避けられない中、将来にわたって県経済を発展させていくためには、活力ある海外市場への進出が不可欠です。このため、基幹品目のユズ、土佐酒、水産物をはじめとする食品分野や、防災関連製品に代表されるものづくり分野など、本県の強みを生かせる輸出品目の発掘や、意欲的な事業者への支援などに取り組んできました。

来年度、食品分野では、基幹品目、特に土佐酒を中心として、現地に取引ルートを持つ商社との連携事業に新たに成果報酬の仕組みを盛り込むことで、さらなる輸出拡大を図ります。

また、防災関連製品をはじめとするものづくり分野では、現在タイとベトナムに設置しているサポートデスクを新たにフィリピンとインドネシアにも拡大します。こうした支援体制の強化を図ることで、県内企業の海外展開をより一層後押しします。

本年度は、あんぱんの放送と地域博覧会ものべすとの開催に加え、大阪・関西万博での大規模イベントや、100隻を超えるクルーズ船の寄港など、本県の観光にとって明るい話題の多い年でした。その結果、昨年の県外観光客入り込み数は、過去２番目となる457万人となりました。

来年度は、10月に開幕するよさこい高知文化祭2026と、現在開催中のどっぷり高知旅キャンペーンをしっかりと連動させることで、さらなる観光振興と地域の活性化を図ります。文化祭の開催に合わせ、誘客の核となる夜間イベントとして、よさこい鳴子踊りの披露や高知城の開館時間の延長などを行うほか、日曜市やおきゃくなど、本県ならではの文化を積極的に発信することで誘客を拡大します。

また、令和５年５月に就航した台湾からの定期チャーター便は、９割を超える高い搭乗率で順調に運航を続けており、本年10月までの運航期間の延長も決定しました。今後は、路線の維持、定着に向け、インバウンドに加えてアウトバウンドの促進についても取組を強化するほか、新たに韓国からの航路の誘致にも取り組みます。

高知龍馬空港の国際線新ターミナルビルの整備事業については、昨年末、当初想定していなかった地下埋設物が発見され追加工事が必要となりました。これにより、本年秋を予定していた一部供用開始が来年１月末まで遅れる見通しとなりましたが、全面供用の開始時期については、当初の計画どおり来年春を目指し、施工業者にも御協力いただきながら、急ぎ工事を進めます。

本県が目指す高付加価値型経済への転換を実現するためには、最新のデジタル技術を導入して新製品の開発や生産性の向上を図るなど、産業の各局面におけるイノベーションを進めることが不可欠です。

産業のＤＸ――デジタルトランスフォーメーションは、大都市部からの遠隔地という、本県が抱える地理的な障壁の克服や情報処理速度の飛躍的な向上を通じて、事業者の稼ぐ力を高めると同時に、若者にとって魅力的な職場づくりを後押しします。

農業分野では、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩの利用農家数が先月末時点で1,750戸を超え、農業現場におけるデータ活用が進んでいます。来年度は、各生産者の環境データと目標値を自動的に比較する機能を追加し、生産性の向上に取り組みます。

林業分野では、森林クラウド、Clowoodを活用し、地形などのデジタルデータを基に林業適地を選定して効率的に再造林を促進することで、県内の再造林率は66％まで高まってきました。こうした取組をさらに前進させるとともに、市町村と林業事業体が連携した森林の経営管理の集約化を支援し、森林の循環利用を一層推進します。

水産業分野では、本年度産地市場のスマート化のモデルに位置づけている土佐清水地域で、計量から入札、データベースへの登録までの一連の作業をデジタル化する仕組みを全国で初めて導入しました。来年度は、こうした取組を県内の他の地域へ横展開し、産地市場の業務改革を進めます。

商工業分野では、県がＡＩ技術を活用したシステム開発を県内ＩＴ事業者に発注し、受注業者が業務で得たノウハウを他の事業者にも提供することで、業界全体の技術力や信用力を高め、将来的な地産外商につなげます。

土木分野では、県発注工事において、遠隔施工や３Ｄプリンターなどを活用したモデル工事を実証します。加えて、小規模事業者によるＩＣＴの日常業務への活用を支援し、デジタル技術の活用の促進と魅力ある現場環境の創出を図ります。

産学官が連携し、本県経済の柱となり得る新しい産業の創出にも引き続き取り組みます。アニメ産業の集積を目指すアニメプロジェクトでは、これまでの取組の結果、アニメ関連企業からの県内への進出に関する問合せが増えてきています。こうした動きも見据えながら、コンテンツ産業を基幹産業として育成しようとする国の政策にも呼応し、人材育成と企業誘致をさらに推進することで、クリエーターや関連企業の集積につなげます。

グリーン化関連産業では、本年度から生産を開始した竹繊維を主原料とする複合材料バンブープラスなどによる竹資源の利用拡大に向け、原料となる竹材を搬出するための作業道の整備を支援します。今後もこうしたグリーン化関連産業の育成や、本県の強みである豊かな自然を生かした森林吸収源対策などの取組を進め、オール高知体制での脱炭素化の実現と、経済と環境の好循環の創出を目指します。

昨年10月、一般社団法人スペースポート高知の方々から、ロケット発射拠点を本県に整備し、宇宙産業の振興を目指すスペースポート構想について政策提言をいただきました。本県の元気な未来に期待が膨らむ、夢のあるプロジェクトであると感じる一方、その実現には、事業としての採算性や適地の確保、多額の資金の調達方法など乗り越えるべき課題も数多くあります。

このため、来年度は専門機関の協力を得て実現可能性の調査を行うことに加え、産学官による研究会を立ち上げ、どういった条件が整えば実現ができるのかという観点から検討を行いま

す。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

第５期の日本一の健康長寿県構想では、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県の実現を目指して、４つの柱に基づく取組を強化します。

１つ目の柱は、健康寿命の延伸に向けた取組です。令和元年度から令和４年度にかけて本県の健康寿命の全国順位が低下しており、壮年期の死亡率の高さがその一因となっています。特に、循環器病が死因の上位を占めていることから、来年度は重症化リスクのある未受診者、治療中断者を医療につなぎ、重症化を予防するため、新たに循環器病重症化予防プログラムによる取組を開始します。

また、月経随伴症状や更年期症状といった女性特有の健康課題について、症状のある方を早期かつ適切に医療へつなぐ方策を講じ、女性が生き生きと仕事や生活をできる環境を整えます。

２つ目の柱は、医療・福祉・介護サービス提供体制の確立に向けた取組です。人口減少や高齢化、物価高などにより、医療・福祉・介護サービス事業者の経営環境が厳しさを増す中、将来にわたって持続可能なサービス提供体制を確保していくための対応が急がれます。

このため、さきの12月補正予算に引き続き、国の重点支援交付金や医療・介護等支援パッケージを活用し、賃上げや物価高への対応、生産性向上などを強力に支援します。特に、運営が厳しい状況となっている訪問介護事業所については、遠隔地の利用者に係る介護報酬への県独自の上乗せ補助を拡充するほか、音声入力ソフトの導入などを通じた業務の効率化を支援します。

医療分野では、人口減少がさらに進む2040年以降を見据え、新たな地域医療構想の策定作業を開始します。今後の医療ニーズの減少に対応していくためには、各医療機関の役割分担を明確化し、診療科の再編や集約化を進めるなど、限られた医療資源を最適配置することが不可欠です。その際には、地域における救急医療確保に対するニーズが引き続き極めて大きいものと見込まれます。

このため、地域医療構想の策定に先立って、国の重点支援交付金を活用して救急医療体制の強化を図ることとし、これまで救急搬送の受入れに実績を上げている医療機関を対象に、高額医療機器などの導入を支援します。さらに、在宅医療や介護サービスなどとの連携体制も含め、持続可能な医療提供体制の実現に向けて関係機関と協議を進めます。

本県の東部地域は、医療病床や介護施設が少なく、訪問看護や訪問歯科診療の充実、在宅医療人材の育成・確保などを通じて在宅サービスの提供が促進されることが望まれます。このため、安芸市の御協力の下、同市内に令和９年度の開設を目指して東部地域多機能支援施設を整備し、訪問看護支援センターや看護師養成所などの機能を集約して、地域の各事業所を支援する拠点とします。

３つ目の柱であるこどもまんなか社会の実現に向けては、不妊治療の受診に係る交通費の助成制度の創設や、産後ケア事業の普及拡大などに取り組み、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを着実に進めます。加えて、子育てしやすい環境づくりを目的として、季節や天候に左右されない屋内の子供の遊び場整備を促進します。

４つ目の柱である高知型地域共生社会の推進では、防災分野とも連携を深め、実効性のある災害ケースマネジメントにつながるよう、平時から災害時も見据えた包括的な支援体制づくり

に取り組みます。

また、地域の子供を対象としたものづくり体験など、人と人とのつながりを創出する新たな地域活動を行う企業などの参画を求め、地域の支え合いの力や県民意識の醸成を図ります。

教育の充実については、第３期教育大綱に基づき、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を目指して取り組んでいます。

まず、学力向上については、近年全国学力・学習状況調査において全国平均を下回る中学校の数学と英語について、取組の強化を図ります。来年度は、この２教科について、県内５つの地域ブロックごとに教員のネットワークを構築し、授業改善のための意見交換など教員同士が連携した取組を進め、教員の指導力と生徒の学力の向上を目指します。

次に、不登校対策については、近年不登校児童生徒の出現率が全国平均を下回るなど、これまでの取組の成果が一定程度出ています。一方で、出現率は依然として増加傾向にあり、多様な教育機会の確保に向けた取組が急務です。このため、校内サポートルームの増設に加え、いわゆるメタバースを活用したオンラインによる学習支援を拡充するほか、来年度から高知市及びいの町に開校する学びの多様化学校に対して人的支援を行います。

また、こうした教育の充実を支えるためには、教員が本来の専門性を発揮し、子供と向き合う時間を確保することが不可欠です。このため、教員業務支援員などの活用、さらには自動採点システムの運用といった働き方改革の取組により教員の負担軽減を図ります。

県内の公立中学校における部活動についても、令和10年４月までに、休日は外部人材の活用や地域クラブ活動により指導する体制への移行を目指します。

県立高校の魅力化・特色化の取組では、入学検査の時期を従来よりも早めた、こうちフロンティア募集を新たに導入し、県外から75名が合格しました。来年度は広報体制を一段と強化し、生徒数確保に向けて地元市町村と協働しながら取り組みます。加えて、中山間地域などに所在する小規模校や産業系専門高校、定時制高校のより一層の魅力化に向け、新たに通学費助成として通学定期代の２分の１を支援します。

さらに、生徒の多様な学びのニーズに対応するため、新たにまんが・アニメコースと、日本語指導を必要とする外国人生徒などに対応したコースを高知丸の内高校に設置することとしました。令和10年度の開設に向けて、カリキュラム編成や講師の確保など具体的な準備を進めます。

来年度は、国が進める保護者の負担軽減策として、いわゆる高校無償化については所得制限を撤廃し、支給上限額も引き上げるほか、学校給食費の抜本的な負担軽減に対応し、県事業として公立小学校等の給食費への補助を開始します。

また、県立高校等に在籍する生徒が使用する学習用タブレット端末の更新については、国の重点支援交付金を活用し、全額公費で行います。加えて、近年物価高の影響により県立高校の食堂を運営する事業者の撤退が相次いでいることを踏まえ、人件費や食材費の高騰分などを補助することで事業の継続を支援します。

本年10月に開幕するよさこい高知文化祭2026に向けては、先月18日に、広報大使をお願いしている島崎和歌子さんらをお招きしてプレイベントを開催するなど、大会の認知度向上と機運醸成に取り組んでいます。

また、伝統芸能や伝統工芸、郷土料理といった、本県が全国に誇る地域の文化資源の魅力を生かした多彩なプログラムが実施できるよう、市町村や関係団体と連携し準備を進めています。

今後は、大会終了後も見据え、市町村による文化芸術活動などへの支援を行うことに加え、多くの皆さんに大会に御参加いただけるよう、広報を一層強化するなど、大会の成功に向け官民一体で取り組みます。

スポーツの振興については、今月１日から埼玉西武ライオンズの春季キャンプが春野総合運動公園で実施され、新たに整備した屋内ブルペンについても選手の皆さんに大変好評であると伺っております。加えて、来月には、本県では14年ぶりとなるプロ野球オープン戦として、埼玉西武ライオンズと東京ヤクルトスワローズの試合が予定されています。こうした取組は、スポーツの振興に加え、県外からの入り込み客数の増加による経済の活性化や観光振興に大きく寄与するものであり、今後も受入れ体制や誘致活動の強化を図ります。

新しい県民体育館の整備については、昨年12月に開催した検討会において、高知市との合意内容を踏まえた最新の整備案をお示しし、基本計画の取りまとめに向けた検討を進めています。

そうした中で、高知ぢばさんセンター大ホールとの機能集約化や地下駐車場の整備といった新たな論点が生じたほか、整備後の運営コストの見通しや民間活力の導入可能性調査を踏まえた整備・運営手法の在り方などについても、より精緻な検討が必要であると感じています。このため、新年度に向けて検討会の体制を強化した上で、今年の夏頃までには基本計画を策定できるよう、しっかりと議論を進めます。

ＤＸ――デジタルトランスフォーメーションは、県民生活の利便性を飛躍的に高め、生活スタイルの一新をもたらします。県内の主要なバス路線と路面電車で利用されている交通系ＩＣカード「ですか」については、システムの更新期限が２年後に迫っています。その後継として、ＪＲ西日本が開発し、全国で相互に利用することができるＩＣＯＣＡの導入を、県、市町村が協調して支援します。これにより、県民はもとより、国内外からの来訪者も含めた利便性の向上を図ります。加えて、キャッシュレス決済の普及促進を図るため、県内のデジタル地域通貨を発行する法人等が行う利用促進の取組を支援します。

ＧＸ――グリーントランスフォーメーションの取組では、ガソリンと軽油のいわゆる暫定税率の廃止により$CO_2$排出量の増加が懸念されることを踏まえ、国の重点支援交付金を活用して脱炭素化対策を強化します。具体的には、自家用車の利用の増加を抑制するために公共交通機関の利便性向上や利用促進を図るほか、省エネ性能の高い家電製品の購入支援や、県民や事業者への電気自動車等の導入支援などを行います。

次に、安全・安心な高知に向けた取組について御説明します。

南海トラフ地震対策については、国の新たな被害想定をベースとした、より精緻な高知県版の被害想定を来月末に公表することとしています。その中では、人的な被害や建物の被害などに加え、新たに災害関連死の想定結果を公表する予定です。

災害関連死の防止に向けては、国際的なスフィア基準に適合するよう、トイレ、キッチン、ベッド、いわゆるＴＫＢの対策や、避難所の居住スペースの確保など、避難環境のさらなる改善に取り組む必要があります。避難所の居住スペースの確保については、昨年12月、県と高知市、香美市、高知工科大学などの６者で広域避難に関する協定を締結しました。

また、被災地の多様なニーズに応じた支援を行うため、今月、災害ボランティア団体の活動を調整する災害中間支援組織を県と高知県社会福祉協議会が共同で設置するための協定を締結しました。来年度からは、円滑な被災者支援が

実施できるよう、企業やＮＰＯなどとの連携強化を図るとともに、活動の中核となる人材育成にも取り組みます。

増加が見込まれる負傷者への対策についても抜本的な強化が必要です。国の新たな被害想定で見込まれる負傷者数は、旧想定の2.1倍に当たる９万9,000人に上ります。県内の既存の医療資源による対応能力を考慮すれば、まずは防災・減災の取組により、現実の負傷者数の発生を大幅に減らすことが重要です。

その上で、災害拠点病院をはじめとする県内の各病院が地震による停電、断水、倒壊に耐え、外部からの支援が到着するまでの間、自力で医療を継続することを目指す強靱化の取組など、医療救護体制の強化に努めます。

こうした取組を含め、来年度は第６期南海トラフ地震対策行動計画のバージョンアップの中で、新たな被害想定を踏まえて必要となる対策を盛り込み、被害の軽減に向けた取組をさらに強化します。

地域の経済活動を下支えし、南海トラフ地震などの大規模災害に備えるためには、道路や堤防、港湾といったインフラ整備の加速が不可欠です。

四国８の字ネットワークは、地域経済の活性化や自然災害への備えを高めるために不可欠な高規格道路網であり、他県や関係市町村とも連携して早期にミッシングリンクが解消されるよう、国に対し継続的に訴えてきました。先月21日には、四万十市や安芸市と共に関係省庁を訪れ、早期開通に向けた整備促進と、必要となる予算の確保を求めて提言活動を行いました。

加えて、国道33号のバイパスとして整備される高知松山自動車道の、いのから越知までの区間について、先月22日に都市計画審議会を開催し、都市計画決定に向けた手続を進めています。

高規格道路の整備をより一層促進するためには、通常予算に加え、国土強靱化の予算、財源もしっかりと確保していくことが極めて重要です。今後も未事業化区間の早期事業化や事業中区間の早期開通、さらには暫定２車線区間の４車線化に向け、引き続き関係市町村や他県とも連携し、国に対して積極的に政策提言を行います。

現在私が居住している知事公邸については、昭和38年の竣工から60年余りが経過し老朽化が進んでいるほか、時代の進展とともに、その果たすべき役割も変化してまいりました。このため、来年度には有識者会議を立ち上げ、将来的な公邸の在り方に関して御議論をいただきたいと考えます。この会議における結論を踏まえ、広く県民の皆さんの御意見もお聞きした上で、令和９年の夏頃を目途に、県としての対応方針を決定したいと考えています。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和８年度高知県一般会計予算など41件です。

今回の当初予算の編成に当たっては、本県の最重要課題である人口減少の克服に向け、これまでより一歩も二歩も踏み込んだ官民連携によるオール高知の体制で挑戦できる予算となるよう、国の重点支援交付金も活用して工夫を重ねました。

その結果、一般会計当初予算額は5,071億円と、前年度比で330億円、7.0％上回る規模となりました。また、国の経済対策分を含む実質的な投資的経費は、物価高を踏まえた価格転嫁などを反映し、前年度から3.7％の増となる1,214億円を確保しました。

一方で、国の有利な財源の活用や事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、歳入歳出両面での努力を重ねた結果、令和８年度当初予算編成後の財政調整的基金の残高は、前年度同

期を上回る215億円を確保できる見込みです。

このように、今回の予算編成においても県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたと考えていますが、本県の財政運営は、地方交付税制度などをはじめとする国の動向に大きく左右されます。このため、引き続き国に対し、地方一般財源総額の充実や税源の偏在是正、減税に係る安定的な代替財源の確保といった政策提言を積極的に行うと同時に、歳入歳出両面の見直しを徹底し、安定的な財政運営に努めます。

このほか、条例議案は、高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案など22件です。

その他の議案は、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案など９件です。

報告議案は、令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の１件です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

―――― ⊰⊰⊰⊰ ――――

**高知県競馬組合議会議員の補欠選挙**

**○議長（三石文隆君）**　日程第５、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は１名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

岡田竜平議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました岡田竜平議員を、高知県競馬組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、岡田竜平議員が高知県競馬組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡田竜平議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

―――― ⊰⊰⊰⊰ ――――

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明25日から３月２日までの６日間は議案精査等のため本会議を休会し、３月３日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

３月３日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時16分散会

## 令和８年３月３日（火曜日）　開議第２日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長 | 門　田　純　一　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長 | 前　田　み　か　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主幹 | 大川美千子君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第２号）**

令和８年３月３日午前10時開議

第１

第 1 号　令和８年度高知県一般会計予算

第 2 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第 3 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第 4 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第 5 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算

第 6 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第 7 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算

第 8 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 9 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算

第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算

第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算

第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算

第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算

第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算

第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算

第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管

理者の指定に関する議案
第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第２　一般質問
（３人）

――――― ⊰⊰⊰ ―――――

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

――――― ⊰⊰⊰ ―――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

商工農林水産委員会から、武石利彦委員長の議員辞職に伴い、新たに弘田兼一議員を委員長に互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、第51号議案については、地方公務員法第５条第２項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、国の規則の改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りしてありますので御了承願います。

（人事委員会回答書　巻末480ページに掲載）

――――― ⊰⊰⊰ ―――――

**質疑並びに一般質問**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

19番明神健夫議員。

（19番明神健夫君登壇）

**○19番（明神健夫君）**　それでは、自民党を代表し、通告に従いまして一般質問を行います。

濵田知事は、年頭の所感で、人口減少対策については、これまでも県が持つあらゆる政策手段を講じて取り組んできました。しかしながら、昨年は４月に県人口が65万人を割り込みました。また、若年人口の減少に歯止めがかからず、足元の婚姻数、出生数はいずれも前年同期を下回って推移しています。人口減少の克服は、県政最大かつ喫緊の課題であります。人口減少問題の克服では、元気な未来創造戦略に基づく施策をさらに強化し、若者や女性から選ばれる高知の実現を目指しますと述べておりますが、さらに強化する具体的な施策について知事にお伺いします。

いきいきと仕事ができる高知の実現では、産業振興計画に基づき、新年度は特に、県経済の牽引役となる中堅企業への育成支援を強化しますと述べておりますが、育成支援の具体的な強化策について知事にお伺いします。

いきいきと生活ができる高知の実現では、日本一の健康長寿県構想に基づき、国の経済対策も活用しながら、医療・福祉・介護サービスの提供体制の基盤強化を図りますと述べておりますが、サービス提供体制の具体的な基盤強化策について知事にお伺いします。

この項最後に、２期目を折り返した今年はより一層成果にこだわる一年にしたいと述べておりますが、以上のような一連の取組を通して、具体的にどのような成果にこだわる一年にしたいと考えているのか、知事にお伺いをします。

次に、衆議院議員選挙の結果の受け止めと高市政権に期待することについてであります。

高市首相は、日本維新の会との連立政権の枠組みや政権合意の内容について国民に信を問う道を選んだとして、１月23日召集の通常国会冒頭で衆議院を解散しました。第51回衆議院選挙で､自民党は次の主な政策を掲げて戦いました。

まず、責任ある積極財政では、財政の持続可能性を確保しながら、大胆な投資により力強い経済成長につなげ、税収の増加を通じて、さらなる投資を可能とする投資と成長の好循環を生み出していきます、政府債務残高の対ＧＤＰ国内総生産比を着実に低下させ、市場の信認を確保しますなどとしています。

次に、経済安全保障では、他国の経済的威圧に屈しない日本をつくります、レアアース等の重要鉱物について、鉱山開発・精錬事業への支援や国家備蓄等により、安定供給を確保しますなどとしています。

次に、地域未来戦略では、地方税、地方交付税など一般財源を安定的に確保し、地方のデジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーション、防災力の充実などの取組を加速しますなどとしています。

次に、農業、林業、水産業では、農林水産業の構造転換と、全ての田畑のフル活用、需要と供給の両方を強化し、食料安全保障を確立しますなどとしています。

次に、子ども・子育てでは、標準的な出産費用の自己負担の無償化など、妊娠・出産に伴う経済的負担を軽減するための法案を次期国会に提出しますなどとしています。

次に、防災・減災、国土強靱化では、老朽化したインフラの整備・保全をはじめ、ハード・ソフトの両面で、事前防災、予防保全を徹底しますなどとしています。

次に、外交・安全保障では、国力の根幹である経済力と防衛力を高めることで外交力を強化し､世界の中心に立つ日本外交を取り戻します、同盟国・同志国との連携を強めつつ、我が国の防衛力を強化し、災害・テロ・サイバー攻撃など複合的な危機にも対応できる安全保障体制を実現しますとしています。

次に、憲法改正では、自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消、教育の充実の４項目を中心とした憲法改正の実現に向け、国民への丁寧な説明を積極的に展開しますとしています。

高市首相は､未来は与えられるものではなく、自らの手で切り開くもの。今の日本に必要な言葉です。挑戦しない国に未来はありません、守るだけの政治に希望は生まれません、希望ある未来は待っていてもやってこない､誰かがつくってくれるものでもない、私たち自身が決断し行動しつくり上げていくものです。日本の未来は明るい、日本にはチャンスがある、皆が自信を持ってそう言える、そう実感できる社会をつくりたい。挑戦する人が評価され、頑張る人が報われ、困ったときには助け合い、安心して家庭

を持ち、夢を持って働ける国へ。日本列島を強く豊かにと訴えました。

衆議院選挙の結果は、改選前の198議席から118議席増やして316議席となり、自民党が単独で３分の２を超えました。

衆議院議員選挙の結果の受け止めと高市政権に期待することについて知事にお伺いをします。

次に、四国の新幹線についてであります。

昨年８月に開催された四国新幹線の東京大会では、四国の経済界をはじめ知事や国会議員、県会議員、各県の関係者など、過去最多となる700名を超える方が集まり、盛大に開催されました。また、今年１月には、全国から基本計画路線を有する６つの推進団体が集まり、基本計画路線の早期整備を訴える総決起大会を初めて開催するなど、四国の新幹線を取り巻く環境はこれまでにないほどの盛り上がりを感じているところです。

これらの大会で知事が訴えられたように、南海トラフ地震が切迫する本県にとっては、災害に強い新幹線が整備されれば、発生時には復旧・復興の大動脈として極めて重要な役割を果たすことが期待されます。

そこで、今後四国の新幹線整備を早期に進めていくためにどのように取り組むのか、知事にお伺いをします。

次に、関係人口創出の取組についてであります。

平成22年代後半から関心が高まる関係人口をめぐっては、地方移住との関連性がしばしば議論の的になります。総務省は関係人口を、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々と定義しています。

令和４年閣議決定のデジタル田園都市国家構想や令和５年閣議決定の第３次国土形成計画、令和６年成立の食料・農業・農村基本法改正法などから国の動向を分析しますと、その方針の比重が地方移住促進から徐々に関係人口促進へと傾きつつあることが読み取れます。今後の国土計画の指針を示す重要な政策文書である第３次国土形成計画には、移住が28回、二地域居住が18回に対し、関係人口は55回登場します。国の目標である、2032年度に関係人口をコロナ禍前の1.5倍にする、2,000万人を3,000万人へは、国が描いたとおりに関係人口が増えていくのか、認知度が拡大していくのかは不透明であります。

関係人口と地方移住の関連性を議論する際、最も気になるのが、関係人口は地方移住を促すのかではないでしょうか。国土交通省が令和４年に３大都市圏以外で人口当たり関係人口が多い30市町村を対象に実施した調査では、75％の市町村が、移住者の増加を関係人口増加の効果として実感していることが明らかになっています。選択肢の中の各種産業や地域の活性化などを抑えて最も高い値でありました。このことから国土交通省は、関係人口の拡大が移住の拡大にもつながっている実態があるとしています。

一方、ＮＴＴ東日本株式会社の地域循環型ミライ研究所と株式会社ＡＮＡ総合研究所が共同で実施した、秋田県鹿角市における関係人口創出に向けたワデュケーション。ワデュケーションとは仕事・地域のことを学ぶ教育・休暇を組み合わせた事業のことを指しますが、この実証によれば、ワデュケーションに参加し関係人口となった人のうち70％が、関係人口から移住への興味関心が高まったと回答しています。

また、株式会社キッチハイクが行った自治体ＤＸ調査によれば、移住増加に向けた取組として、ＳＮＳやインターネット、ウェブ会議システム等を通して、現地への訪問を伴わずに地域とつながりを持つオンライン関係人口創出に取り組んでいる自治体が一定数あること、またオンライン関係人口創出を実施している自治体は

移住の問合せ件数が相対的に多いことが明らかになっています。以上の調査結果を踏まえますと、関係人口創出の取組は移住者の増加にも効果をもたらす傾向があると言えそうです。

林総務大臣が２月14、15日、県内４市町村で地域活性化に取り組む団体や施設を視察した際本県の人口減少問題については、関係人口をいかに増やしていくかが大事、関係人口から移住につなげられるよう取組を強化してほしいと述べています。

本県は、市町村と連携して関係人口創出にどのような取組をしているのか、またその実績について人口減少・中山間担当理事にお伺いをします。

次に、防災庁地方機関の誘致についてであります。

災害対応の司令塔となる防災庁の設置に向けて、政府は昨年末、基本方針を閣議決定しました。現在の内閣府防災担当を改組し、職員を1.6倍にして、地域防災力の強化や政策調整を担う部門など４部局を置き、定員約350人で、今年中に発足させるとしています。

基本方針によりますと、現状では内閣府や国土交通省、防衛省などがそれぞれ災害対応に当たっていますが、今後も各省庁の役割は据え置き、防災庁は内閣直属として一段高い位置に立ち、担当大臣は各省庁への勧告権を持つとしています。防災庁の果たすべき役割としては、防災に関する基本政策・国家戦略の立案、平時における徹底的な事前防災の推進･加速の司令塔、発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔としています。

また、南海トラフ地震と日本海溝・千島海溝地震への巨大地震への備えとして、防災庁発足後、両地震の防災対策推進地域に計２か所の拠点を置くと報道されています。防災レベルを高めたい地方の危機感もあり、現在30を超す自治体が誘致に名乗りを上げています。

安全・安心な高知を実現するため、今後も引き続き国の動向に目を配り、必要な働きかけをタイムリーに行い、防災庁地方機関の誘致を実現させるという知事の意気込みをお伺いします。

次に、倒壊家屋を再現した防災訓練についてであります。

大規模災害時には救助隊の到着が遅れることが想定されるため、地域住民らの円滑な救助活動が鍵となります。一人一人にいざというときの対応力を高めてもらおうと、地震による倒壊家屋や水害、火災現場を再現した実践的な防災訓練が広がっています。

昨年11月末、大阪市城東区中浜地区で、倒壊した２階建ての木造家屋を再現した訓練設備を使った防災訓練が行われ､住民の皆さん約190人が参加しました。震度６強の地震が発生したという想定で、住民の皆さんは、倒壊した１階部分の天井に見立てた板にのこぎりで穴を空け、閉じ込められた人に布団を巻き付けて助け出しました。中浜地区の地域活動協議会の副会長川涯さん56歳は、実践的な訓練で住民の手で救出するという強い意識が芽生えたと話しています。

訓練設備は小型と大型の２種類があり、いずれもトラックで運搬できます｡減災コンサルティング会社減災ソリューションズが、平成７年の阪神大震災などで２階建ての住宅の１階部分が崩れ住民が亡くなる事例が多かったことを踏まえ、現場で救出手順を確認できるように開発したものであります。

阪神大震災で倒壊家屋の下敷きになるなどした約３万5,000人のうち､近隣住民らに救助された人は約２万7,000人の77％で、消防、警察、自衛隊により救助された人は約8,000人の23％を大きく上回りました。災害時には救助隊の到着が遅れるおそれがあり、住民同士で助け合う共助の仕組みが重要視されるようになりました。

減災ソリューションズと防災の取組で協力する清掃サービス大手のダスキンが、昨年６月から設備のレンタル事業を始めています。減災ソリューションズの加古社長は、地域住民が救出に必要な実際の行動を訓練で磨くという発想は震災から30年を過ぎてもあまりありませんでした、この実践的な防災訓練を全国に広めていきたいと話しています。

本県も、倒壊家屋を再現した救助訓練設備をレンタルし、各地域で実践的な訓練の進化を通して、いざというときに住民同士で助け合う共助の意識を高める取組を提案しますが、危機管理部長の御所見をお伺いします。

次に、林野火災の出火を防ぐ取組についてであります。

令和７年３月23日、愛媛県今治市で発生しました林野火災は、鎮圧までに８日かかりました。約442ヘクタールが焼失し、住宅など22棟が被害を受け、消防団員３名がけがをしました。

愛媛県の中村知事は、林野火災が鎮圧した日に開催しました県災害対策本部の会議で、乾燥の時期に火を取り扱う場合風の予報にもよくよく注意していくことが大事、そのことをどう周知していくかが最大の課題だと述べております。

その後、愛媛県では、降雨が少なく空気が乾燥し風が強い日は、林野火災を未然に防止するとともに、延焼拡大の危険を防止するため、早い段階で注意喚起を促す県独自の取組を創設し、愛媛県から県内全域、また市町単位で県民の皆さんに周知を行っています。私たち高知県でも、テレビで愛媛県林野火災特別警戒アラートが発表されたことを知ります。また、ネットでも知ることができます。

消防庁などによりますと、令和２年から５年間で林野火災は年平均で1,167件発生し、焼失面積は増加傾向にあります。たき火や害虫対策の火入れ、たばこの火の不始末など、人為的な原因が半数以上を占めています。

昨年発生しました岩手県大船渡市の林野火災は、記録的な少雨や強風で燃え広がり、鎮火までに１か月以上かかりました。約3,370ヘクタールが焼失し、住宅など226棟が被害を受け、死者も出ました。

この大規模な林野火災を受け予防対策が強化されました。リスクに応じて森林やその周辺の区域をあらかじめ指定し、降水量が少ない日が続いたり強風注意報が発表されたりした際に、市町村が条例に基づき林野火災警報や注意報を発令する制度が始まりました。

しかし、今年に入っても、本県や山梨県、神奈川県など各地で林野火災が相次いでいます。林野火災は、一たび燃え広がると鎮火に時間がかかりますし、市町村の境や県境を越えて延焼するおそれや市街地に延焼するおそれもあります。

また、本県の人工林面積は38万6,843ヘクタールで、これは県全体の森林面積の65％を占め、全国的にも有数の人工林率を誇ります。戦後に植林された人工林の多くが50年生以上となり、本格的な利用期を迎えています。この莫大な財産を林野火災によって焼失させないためにも、さらには急速な人口減少、少子高齢化により既に自治体では専門人材等の人材不足が深刻化する中で、高市首相は１月19日、将来にわたり地域の特性に応じて持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくための体制の検討を第34次地方制度調査会に諮問しました。

同調査会では、市町村事務の一部を都道府県に移すなど再編を検討する見通しであり、令和９年末の答申を目指すとしていることも踏まえて、林野火災警報や注意報の発令を市町村の判断と周知に任せるのではなく、愛媛県のように、乾燥注意報が発表され最大風速５メートル以上が見込まれ降水量が１日３ミリメートル以下に

なっていれば、林野火災を未然に防止するとともに延焼拡大の危険を防止するため、早い段階で注意喚起を促す県独自の仕組みを創設し、高知県から県内全域、また市町村単位で県民の皆さんにテレビや防災無線放送などで周知徹底し、出火を低減すべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、災害関連死の審査会規定の整備についてであります。

被災時のショックや避難生活での疲労が蓄積し、体調を崩すなどして命を落とす災害関連死。令和６年元日に発生した能登半島地震では、令和８年１月末時点で災害関連死は483人で、建物倒壊などによる直接死228人を上回りました。

石川県内の被災自治体にも、当時は災害関連死の認定に必要な審査会規定が整備されておらず、県が主導して合同審査会を設置しました。そのため、審査開始は令和６年５月にずれ込み、災害弔慰金の支給が遅れた経緯があります。

災害関連死は平成７年の阪神大震災で初めて確認されました。その後の各種災害でも発生しており、平成28年の熊本地震では約８割の死者が災害関連死と認定されております。

災害弔慰金の支給等に関する法律では、災害犠牲者の遺族には、直接死と関連死を問わず、市区町村が最大500万円の弔慰金を支給すると定めています。

関連死の場合、災害と死亡との因果関係を見極めるため、医師や弁護士などの有識者で構成する審査会を開いて判断します。審査会がなければ関連死との認定ができないことから、令和元年の法改正で、この審査会の設置については市町村が条例で定めるよう努力義務が課せられました。一方で、こうした審査会を構成する医師や弁護士などの有識者は都市部に偏っているのが現状で、必要な専門家の確保が困難という地方特有の事情があります。

こうした状況を受け、内閣府は実態把握のため、東京23区を含む全国47都道府県の全1,741市区町村に対し、令和７年８月末時点で条例に審査会設置や委員選定方法を定めた規定があるかについて調査しました。その結果、条例そのものが未制定だった自治体は１つ、それ以外の1,740自治体は条例を制定していました。このうち、審査会設置の規定や委員選定方法を定めた規定など必要な規定を全て整備していた自治体は、全体の約４割に当たる685自治体にとどまりました。残る未整備の1,055の自治体のうち、必要な規定を制定していなかった自治体が979、審査会の設置規定はあるが委員選出方法などそのほか必要な規定がない自治体が76となりました。

国の担当者は、災害事例がなく災害関連死と認定する作業が必要なかった都道府県では低い傾向があると分析しています。

内閣府は、この調査結果を受けて、令和７年10月30日付で各都道府県の災害弔慰金の担当者宛てに通知を出し、弔慰金支給決定迅速化のため規定の整備が進むよう、自治体への支援を求めました。この通知では、地方では困難とされる有識者の確保についても、都道府県の支援の下、複数の市町村で同じ委員に委嘱した上で合同の審査会を開催した事例もあると案内しています。

今後、本県の全自治体が災害関連死認定に必要な審査会規定を整備するために、県はどのような支援を行い、いつまでに完了させる予定か、子ども・福祉政策部長にお伺いをします。

次に、不妊治療と仕事の両立支援についてであります。

日本の令和６年の出生数は、今から127年前の1899年に統計開始以来初めて70万人を下回り、過去最低を更新しました。本県では、令和７年に生まれた赤ちゃんの数は県の推計で、過去最少の3,072人となりました。令和６年の3,108人を下回

り、減少に歯止めがかからない状況であります。

少子高齢化や晩婚化の中、不妊治療を経験したカップルは増加し4.4組に１組に上ります。企業は仕事との両立支援を、組織の持続性を高める重要な環境整備として認識する必要があります。

日本産科婦人科学会は、妊娠を望む男女が避妊をせず１年間妊娠しない場合を不妊症と定義しています。不妊治療には年齢や原因に応じた適した方法が選ばれますが、カップルへの負担が大きいとのことであります。通院先が遠方の場合は待ち時間も長く半日以上の休暇が必要となる場合が多く、また急な受診や連日の休暇が求められることもあります。

厚生労働省の令和３年の調査では、不妊治療のために仕事を休んだ経験のある人は女性37.9％、男性34.9％に達し、退職経験者は女性11.2％、男性4.6％でした。

不妊治療は極めてデリケートな問題で、心理的なストレスが多くかかります。周囲に知られたくないと考える夫婦も多いですが、外見上では変化が分からないため、仕事に支障が出る場合、職場には本人が事情を申告しなければなりません。

近年は、治療の保険適用が進み、特別休暇の導入や卵子凍結への助成など、自治体や企業による支援も一部で始まっています。一方、企業理解の醸成は途上であります。前述の同調査では、職場に支援制度がないと回答した人は女性72.6％、男性61.8％と高い水準でありました。

九州大学名誉教授で日本不妊カウンセリング学会理事の増田健太郎氏は、企業は、不妊治療と仕事の両立を支える職場づくりを避けては通れません、女性のキャリアを守るという個人の問題だけでなく、組織の持続性を高める重要な環境整備だと認識を変えていかなければなりません、不妊治療の研修の実施や休暇制度の整備といったハード面を進めるとともに、申出があったらプライバシーを最優先できるような職場文化を醸成することが不可欠ですと言っております。

人口減少対策を最重要課題と位置づけ、令和９年の目標を出生数4,200人と掲げています本県として、不妊治療の休暇制度の創設とプライバシーを最優先する環境づくりを知事から企業に対して要請することを提案しますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、デジタル上の観光情報の整備についてであります。

四季があり、清潔で治安もよく、北は北海道から南は沖縄まである。アメリカの旅行雑誌コンデナスト・トラベラーが令和６年に実施した読者投票によるアンケートで、日本は世界で最も魅力的な国で堂々の１位に輝きました。同誌はイギリスでも同様の調査を行っており、日本は米英両国で１位を獲得、世界の旅行市場でも今最も注目されています。

記録的な円安も相まって、令和６年のインバウンドは人数アンド消費額ともに過去最高記録を更新しました。リピーターも右肩上がりに増えており、外国人旅行者の約半数は３度目以上の訪日だったりと、日本通が今すさまじい勢いで世界各国に増えています。

我が国は文化大国です。日本に現存する世界遺産は26ですが、国宝は1,144件、重要文化財は１万3,498件を数え、江戸時代から残る町並み、神社仏閣、各地で催される祭りや伝統工芸など、有形無形を問わず文化財の宝庫であることが日本の強みです。革命が一度も起きなかった日本では、何百年もそのままの姿を残す文化財が全国各地にあり訪れる人の興味を引きつけます。

雄大な自然にも恵まれ、35もの国立公園はそれぞれに趣があり、息をのむほど美しい風景や景観もたくさんあります。食事も何を食べても

安くておいしいと絶賛され、日本食はもちろん、世界各国のあらゆるおいしいものがそろっています。

しかも、訪日外国人の目は東京や大阪といった大都市だけにとどまらず地方にも向けられているのが今の傾向です。インバウンド旅行者の大半が大都市だけでなく地方都市にも立ち寄りたいと考えていることは、統計にも表れています。

ＪＲや新幹線が実質乗り放題となるジャパン・レール・パスが整備され、空港も全国70を数えるなど、地方へのアクセスの向上が追い風となって、東京や京都、大阪だけでなく日本の地方も回ってみたいというニーズが今急速に膨らんでいます。世界の旅行者の目には、日本は何度も訪れたい神秘の島国として、私たちが思う以上に光り輝いて映っているのです。

ますます盛り上がっていく日本の観光市場。インバウンドに加え、日本人の間にも、海外旅行は割高なので国内旅行を楽しみたいという傾向が円安によって強まっており、観光業がこれからの日本の基幹産業となることは論をまちません。

こうした中、観光庁、文化庁など有識者やアドバイザーで、現在富山県をはじめ８自治体の地方創生事業に長期的に携わっております永谷亜矢子さんは、次のように述べております。

空前の日本ブームが起きているのに、首都圏ほか一部の地域を除くと、まだまだきちんと稼げていない現実があります。特に近年は、ツアーに参加するのではなく、飛行機などの移動手段や宿泊などを個人で手配する旅行者が圧倒的な主流となっています。彼らは、日本に来る前にスマホやパソコンで検索し、情報収集をしてから旅行のプランを立てるわけです。国内旅行にも同様のことが言えます。

しかし、せっかくいい観光スポットや海、山、川などで行う体験型の活動、またガイドつきで何かを体験する活動などがあっても、ＳＮＳはおろか、地域の公式観光情報サイトですら、観光の中身や内容の情報、また観光資源の魅力が伝わるような写真や動画がデジタル上にきちんと載っていません。載っていても、３行ぐらいの文字列が少しあるだけで、行き方も分からないなど、内容が乏しいケースが散見されます。

これでは、旅行者が地域の観光情報を見つけられず、魅力的な観光資源にたどり着けません。逆に言えば、きちんとデジタル上に情報発信するだけで、人は来るようになります。いまだに紙のパンフレットが駅前や案内所の一面に置かれているのが、情報発信力の低さを物語っています。デジタル上の情報整備は急務ですと言っております。

今年は、よさこい高知文化祭2026が開催されます。世界や国内の旅行者が、デジタル上に発信している高知県内の観光情報を見つけて旅行プランを立てていただき、よさこい高知文化祭を見た後に、県内各地の魅力的な観光資源にたどり着けるようにする。そのためには、まず各市町村の観光担当者が集まっていただき、デジタル上の情報整備アドバイザーから指導を受け、早急に各市町村の公式観光情報サイトを改修すべきだと思いますが、観光振興スポーツ部長の御所見をお伺いします。

次に、米騒動が常態化しない水田政策についてであります。

米価が上がり始めたのが令和６年春頃。米の売買は、産地からＪＡグループ、米卸、スーパーや外食チェーンへと流れる契約取引が中心になっており、影響は限定的かと思われました。夏になると、容易ならざる事態が進行していることが明らかになってきました。米価の上昇はスーパーの店頭に波及し、続いて売場から次々に米が消えていきました。空の棚が目立つ売場

に、１家族様１袋限りといった貼り紙が登場しました。メディアが連日のように米価の高騰と不足を報じ、国全体がパニックに陥り、騒動はその後１年にわたって続きました。

農水省は、混乱の原因について様々に説明しておりましたが、令和７年８月５日米安定生産がテーマの閣僚会議に農水省が提出した資料には、生産量が需要量に対して不足していたことが米価高騰の原因だと認めました。農水省は、インバウンド消費や家庭での購入量の増加が需要を押し上げたこと、一方、記録的な猛暑による米の不作で生産量の落ち込みを正しくつかめなかったことが要因としました。

令和５年の猛暑による不作に端を発する令和の米騒動で、米不足と米価の高騰でいかに社会が動揺するかが浮き彫りになりました。

稲作が直面する課題は、猛暑や病害虫で収量が不安定になり、また米価の低迷が続いて農家が急減し、生産基盤の維持が難しくなっていることであります。様々な可能性を考慮した上で、米不足を防ぐには、需要に対して余裕を持って生産する必要があります。

しかし、農家や産地は経済的なメリットに基づいて行動しています。それを左右するのは主食米と転作作物の収益性の差であり、生産に伴う経済的なメリットの充実が必要であります。また、需要に対して余裕を持った生産を行うには、米価の下落への手当てや米余りの対策も考えておく必要があります。

一方、農家が生産を続けられる米価と家計が受け入れることのできる米価に差があります。この差を何らかの形で埋めない限り、米不足は防げません。それがセーフティーネットの整備であります。収入が下振れしたときに保険金が出る公的な収入保険の拡充や一定の所得を補償する制度の導入などの整備であります。

石破前政権は、米の価格高騰は国が需要拡大を見誤り供給不足を招いたことが要因と結論づけ、増産を表明しましたが、昨年10月に就任しました鈴木農水大臣は、供給過剰になれば米価が暴落するとして、需要に応じた生産へと方針転換をし、中長期的に米の輸出拡大を通じて生産量を増やす方針を掲げています。

令和２年農林業センサスで稲作従事者のうち50代以下は16.2％しかいないため、農水省は、20年後に稲作の担い手が激減すると予想しています。

令和９年に水田政策を抜本的に見直すことを農水省が予定しています。全国知事会として、米騒動が常態化しない水田政策に見直すよう要望していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、高知県脱炭素社会推進アクションプラン目標達成の成否についてであります。

平成23年の東京電力福島第一原発事故以降、政府の支援策を追い風に、太陽光発電の導入が加速しました。令和５年度の電源構成比率は、事故前の約30倍となる10％弱となりました。国のエネルギー基本計画は、令和22年度に当たる2040年度に23から29％に高める方針を示しています。

しかし、メガソーラー開発をめぐり、環境や景観への悪影響を懸念する地元との摩擦が顕在化しています。北海道では、釧路湿原の貴重な生態系を壊すとして、反対運動が起きました。これを受けて政府は、環境規制を強化し、令和９年度からメガソーラー新設への支援を打ち切る方針であります。乱開発に歯止めをかけることは必要ですが、電力の安定供給と脱炭素化の両立に欠かせない太陽光発電の普及を停滞させては元も子もありません。

懸念されるのは、首相がこれまでの普及策に否定的な姿勢を示していることです。中国製パネルの使用を問題視しているようですが、圧倒

的なシェアを占める中国製を排除しては事業が成り立ちません。代わりに、ビルの壁面などに貼って使える国産ペロブスカイト太陽電池の導入を推進すると言っていますが、実用化には時間がかかります。

また、国が公募した洋上風力開発の第１号案件も、資材価格高騰などが原因で頓挫しました。このままでは、2040年度再生可能エネルギー比率を４から５割に引き上げるというエネルギー基本計画の目標を達成できず、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという国際公約達成が危ぶまれます。

高市政権においても原発の活用を推進しておりますが、原発は再稼働が順調に進んでも、2040年度の電源構成比率が２割にとどまり、再エネ拡大なしには、人工知能ＡＩの普及で増加する電力需要を賄い切れません。

本県の第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランにおいて、柱１、$CO_2$の削減に向けた取組の推進の中の、令和６年の再生可能エネルギーの導入量は125万3,475キロワットで、そのうち大規模太陽光発電が41万8,882キロワットと、全体の33.4％を占めています。

令和９年度からメガソーラー新設への国の支援が打ち切られても、再エネの導入推進により、本県が掲げている温室効果ガスの削減目標を達成できるのか、知事にお伺いをします。

次に、教員の精神疾患休職についてであります。

文部科学省が昨年12月22日に公表しました人事行政状況調査によりますと、令和６年度に精神疾患で休職した全国の公立学校教員は7,087人でした。３年連続の過去最多となった前年度より32人減少したものの、２年連続で7,000人を超え、依然として深刻な状況が続いています。高知県は59人でした。年代別に見ますと、30代が最多となっています。また、より短い病気休暇、精神疾患による１か月以上のものの取得者と合わせますと１万3,310人、前年度から265人増で、過去最多となりました。

精神疾患による休職の要因としては、生徒指導や授業など、児童生徒への指導に関する業務が26.5％で最多、職場の対人関係が23.2％、校務分掌や調査対応など事務的業務が12.7％と続き、前年度と同じ傾向でありました。

また、採用１年未満で辞めた新任教諭が過去最多の897人で、前年度比106人増加しました。そのうち35.8％が精神疾患を理由とするものでありました。また、勤務校に来て２年未満で精神疾患により休職した教員は、精神疾患による休職者の46.4％と半数近くを占めており、新しい環境に順応する際に困難が生じている可能性があります。文部科学省は、新任の教員を周囲が支える取組の重要性を指摘しています。

過去に休職し、復帰後１年以内に再休職した教員は1,283人おりました。休職者に占める割合は前年度より2.4ポイント増え、18.1％となりました。

沖縄県那覇市では、保健師と看護師の資格を持つ産業保健師が、月１回、休職中の教員と面談し、聞き取り結果を勤務先の校長に伝えています。産業保健師の助言の下、復職準備も進めます。２年前にこの取組を始めた後、休職者は減ったと言っております。

大阪府枚方市では、休職者の希望があれば、面談者を校長から臨床心理士に代えられるようにしました。また、復職前に授業見学など慣らし勤務を取り入れたり、復職後１か月をめどに教育委員会の指導主事と保健師が様子を確かめたりする仕組みも取り入れています。

本県教育委員会は、休職の未然防止や兆候の早期発見、また円滑な復職支援にどのように取り組んでいるのか、また取組の成果について教育長にお伺いします。

次に、小中学生の不登校改善についてであります。

令和７年10月29日に文部科学省が公表した児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、国公私立の小中学校で不登校の小中学生が前年度比2.2％増の35万3,970人に上り、12年連続で過去最多となりました。

文部科学省は、令和５年３月、多様な居場所の確保に取り組むなどとする不登校対策を公表しました。学びの多様化学校、不登校特例校は、令和７年度に23校が開設され、計58校になりました。校内教育支援センター、校内サポートルームの設置も進み、登校はできるが教室には入れない子供の安心できる場になっています。同省幹部は、成果は出つつあると強調しています。

国や自治体は対策を講じていますが、いずれも対症療法であり、不登校を減らす抜本的対策ではなく、特効薬は見つかりません。

こうした中、不登校の子供と長年向き合ってきた岐阜市内のクリニックで小児神経科の加藤医師、岐阜大学大学院教授は、隠れ校則とも言われる学校生活の不条理なルールが子供を苦しめる引き金の一つになっていると指摘しています。隠れ校則の例としては、授業開始３分前に着席し学習させる３分前学習、授業では全員挙手、答えが分からないときは当てないでのハンドサイン、自主勉強や宿題のノートは埋め尽くす、埋め方をポイント制で評価、給食の配膳時間を競う配り切り競争、学級の授業態度を５点満点で教員が毎日評価、オール５を目指すとして競わせるなど、明文化されていないルールが息苦しさを生み、多くの子供にとって不登校の原因になっていると指摘しています。

教員が、子供のためとの意識で課しているケースも多い。加藤教授がある中学校で見直しを提案すると教員から、よかれと思ってやっていたとの声がありました。大人の世界では理不尽な内容が、学校では子供のためでまかり通っていると言っています。不登校の改善には、子供の特性といった内的環境と、学校風土や周囲の理解などの外的環境の両方を整えることが重要で、大人が隠れ校則がないかを確認するのが第一歩です。

隠れ校則と言われる学校生活の不条理なルールをなくせば多くの不登校は改善するはずだと強調していますが、この指摘に対して教育長の御所見をお伺いします。

次に、不登校離職の防止についてであります。

東京世田谷区の母親46歳は、３人の子供がいずれも不登校になり、令和７年９月に、いつでも子供のタイミングに合わせて動けるように離職しました。子供は基本的に自宅で過ごしていますが、今日なら外に出られると突然言うことがあります。外の空気を吸う貴重な機会を逃すまいと、母親は付き添って、様々な場所へ足を運ぶようにしています。収入が減り家計は楽ではありません。ただ、仕事をしながらこうした柔軟な対応をするのが難しいと考えたからであります。

不登校の子供を持つ保護者376人を対象にＮＰＯ法人キーデザインが実施した令和６年の調査によりますと、退職を余儀なくされた保護者は18％、68人に上りました。子供の不登校を理由に仕事を辞める不登校離職に企業も危機感を持ち始め、企業が支援制度の拡充に乗り出しています。

共同印刷は、令和５年１月、子供の不登校などを理由に最長２年の休業や最長３年の時短勤務を認める、ライフサポート休業制度を導入しました。現在、２人が利用しています。導入のきっかけは社員へのアンケートの結果、１割が子供の不登校を経験しており、２割が不登校になったときの働き方などに不安を感じていたか

らであります。国の法令上、育児休業や看護休暇は子供が一定の年齢を超えると取得できません。同社の制度で休業する場合は無給ですが、18歳未満まで取得できます。

バンダイナムコグループは、国内のグループ会社38社で、不登校を理由に年間30日までの休暇取得や時短勤務を可能とする制度を整備しています。中外製薬は、令和７年４月、不登校児のサポートなどのために使える30日以上１年以内の休職制度を新設しました。

子供のケアと仕事を両立しやすい環境を整え、不登校離職による人材流出を食い止めることは、企業と労働者の双方にメリットがあります。

ついては、不登校離職を防ぐため、企業に対し、不登校を理由に休暇や時短勤務、また休職などを取得できる支援制度の創設を知事と教育長の連名で要請することを提案しますが、知事の御所見をお伺いいたしまして、私の１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、元気な未来創造戦略におきましてさらに強化する具体的な施策は何か、お尋ねがございました。

元気な未来創造戦略におきましては、若年人口の減少、特に女性の転出超過に歯止めをかけますために、魅力ある仕事や出会いの機会の創出、共働き・共育ての生活スタイルの推進などに取り組んでまいりました。２年目の折り返しを迎えます今、昨年の県外への転出超過数が減少し、また転出超過数の男女の比率がほぼ同数にまで改善をするなど、明るい兆しも見えてきたと感じております。

こうした兆しを確かなものといたしますために、来年度は官民連携を深化させ、さらに踏み込んだオール高知の体制で、人口減少の克服に挑戦するための施策を強化いたします。特に、若者に選ばれる高知県の実現のためには、給与や処遇面だけではなく、やりがいの面でも魅力ある仕事を増やすこと、そして人を大切にし、誰もが働きやすい職場環境を整備すること、これが重要であります。このため、２つの観点で挑戦をいたします。

１つ目は、高付加価値経済への転換であります。来年度は、新たな総合補助金の創設によりまして、高付加価値型の経営を目指す県内の事業者を、業種横断的、そして強力に後押ししてまいります。具体的には、業務のデジタル化、販路拡大などによりまして企業の稼ぐ力を高めました上で、従業員に所得として還元をしていただくとともに、若者がやりがいを感じられる魅力ある仕事の増加を図ってまいります。

２つ目は、多様な人材が活躍できる環境の実現であります。ただいま申し上げました新たな総合補助金におきましては、事業者が行います人材育成、働き方改革など、人への投資の取組も支援の対象といたしてまいります。あわせまして、男性育休の取得を推進いたします企業への支援金を新たに設けます。また、実践の事例の紹介なども行いまして、共働き・共育て社会の実現を図ってまいる考えであります。

これらの取組は、民間の活力を一層活用いたしまして、これまでにない新しいアプローチによって進めてまいります。若者、女性が、高知で暮らし働く未来に希望を見いだし、さらには結婚や子育てに対して前向きになれますように、県が先頭に立ちまして、官民一体となって挑戦を続けてまいります。

次に、県経済の牽引役となります中堅企業を育成するための支援についてお尋ねがございました。

若者に選ばれる高知を実現いたしますためには、ただいま申し上げましたような働きがい、

そして将来への展望が実感をできる、そして一定程度の知名度を有する、そうした成長志向の企業が県内に厚みを持って存在するということが重要だと考えます。

国の調査におきますと、売上高が100億円規模を超えますことで持続的な賃上げや設備投資が可能となり、生産性の向上、地域への経済波及効果も高くなる、そういった傾向が示されておるところであります。国におきましては、こうした考え方から、昨年４月以降売上高100億円以上を目指す企業の設備投資などを支援する制度を実施いたしております。

こうした国の動きと歩調を合わせまして、本県におきましても、地域経済をリードし若者に選ばれる企業を育成支援するための取組を新たに展開いたしたいと考えております。

具体的には、売上高100億円超を目指す県内企業の登録制度を新たに設けまして、経営者が業種の枠を超えて共に学び合うネットワークづくりに取り組みます。これを通じて、同じ志と課題意識を持ちます経営者の成長意欲を高めてまいりたいと考えます。あわせまして、社内体制の整備、成長のための新たなビジネスの着想など、持続的な成長に向けた具体的な一歩につなげていただけるものというふうに考えております。

さらに、海外展開による事業拡大など、企業が大きく飛躍するための挑戦的な取組に対しましては、来年度新設いたします所得向上のための総合補助金の上限額を引き上げまして、一層手厚く支援をする考えであります。加えて、国や地元の金融機関などとも連携をいたしまして、官民協働で伴走支援の体制を整えます。これによりまして、スケールアップを目指します県内企業のチャレンジを力強く後押しをしたいと考えます。

こうした取組を通じまして、地域経済を牽引いたします企業の育成を図り、若者が生き生きと活躍できる就業の場を県内に数多く創出していきますことで、若者の県外流出の抑制、そして県内定着を促進してまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉・介護サービスの提供体制の基盤強化についてお尋ねがございました。

現在、人口減少や高齢化、物価高などによりまして、医療・福祉・介護サービス事業者の経営環境は厳しさを増しております。このため、当面の対策といたしまして、国の医療・介護等支援パッケージと重点支援地方交付金を活用し、賃上げや物価高への対応、さらには生産性向上などを強力に支援いたします。

他方、持続可能なサービス提供体制を確保いたしますためには、中長期の需要の動向を見据えました対応が極めて重要となります。医療分野におきましては、人口減少がさらに進みます2040年以降を見据えまして、新たな地域医療構想の策定作業に来年度から着手をいたします。

昨年度実施いたしました医療需要の推計によりますと、県全体の入院患者数は2025年以降ピークアウトしまして、特に中山間地域では2030年以降著しく減少するという傾向が明らかとなっております。

こうした医療ニーズの変化に対応いたしていくためには、各医療機関の役割分担を明確化しまして、例えば診療科の再編、集約化、こういった取組を進めるなど、医療資源を最適配置していくことが不可欠であります。このため、個々の医療機関が持続可能な将来像を検討する際に必要となります経営シミュレーションへの支援を大幅に拡充いたします。

加えまして、さきの推計によりますと、85歳以上の高齢者人口は当面高止まりをすることが見込まれております。こうした点を踏まえまして、地域医療構想の策定を待たずに、高齢者救

急の受皿となります医療機関に対し高額医療機器などの導入を支援いたしまして、救急体制の充実強化を図ってまいります。

介護分野におきましては、今後もサービスを必要とする方に必要なサービスを届けられますように、事業者の事業継続に向けた取組を支援し、経営基盤の強化を推進してまいります。

まず、中山間地域にサービスを提供いたします訪問介護事業者に対しましては、介護記録の音声入力ソフトの導入経費を独自に助成し、業務の効率化を支援します。また、中山間地域におけます県独自の支援策であります介護報酬への上乗せ助成について、加算率を拡充いたしまして、サービス提供の充実につなげてまいります。

さらに、生産年齢人口が減少する中におきましては生産性の向上が不可欠でありますため、経営主体が異なります事業者同士の協働化の取組への助成、アドバイザー派遣による支援を行ってまいります。

こうした取組を通じまして、医療・福祉・介護サービス提供体制の基盤強化を推進してまいります。

次に、２期目の折り返しに当たり、具体的にどのような成果にこだわる一年にしたいのかというお尋ねがございました。

２期目を折り返しました今、私が特に成果にこだわりたいという分野といたしましては、県政の最重要課題であります人口減少問題の克服、そして発生の逼迫度が高まっております南海トラフ地震への備え、この２点であります。

まず、人口減少問題の克服につきましては、若年人口の転出超過を抑制し、出生数の回復につなげていく、このことがポイントだと考えております。そのため来年度は、高付加価値型経済への転換を通じました若者の所得向上、そして多様な価値観を受け入れます寛容な社会の実現に向けました働き方改革の取組、こういった取組を強化いたします。

具体的には、昨年官民のチームで取りまとめていただきました経営改革モデルの横展開を図っていくこと、そして事業者の男性育休取得促進の取組への支援金の新たな支給、こういった取組によりまして、質・量ともに踏み込んだ支援を行いたいと考えております。

こうしたいわゆる社会増、自然増双方の効果が期待できます施策の実行を通じまして、何としても若年人口の減少トレンドを早期に反転させる、こういった成果を目指し、官民連携、オール高知の体制で挑戦をいたします。

次に、南海トラフ地震対策につきましては、災害に強いインフラ整備の加速、そして徹底した事前防災の取組が不可欠だと考えております。このため、国の予算も最大限活用いたしながら、四国８の字ネットワークや緊急輸送道路、さらには浦戸湾の三重防護、こういった整備をさらに進めてまいります。

また、今月末に公表いたします新しい被害想定を踏まえまして、災害関連死の防止に向けました避難環境のさらなる改善、医療救護体制の強化などに取り組みます。

こうした一連の取組の成果によりまして、災害関連死を含めた想定死者数を限りなくゼロに近づけるという成果を目指してまいります。さらに、国の後押しを得ながら、確かな成果につなげますために、東京一極集中の是正、国土強靱化を十分に加速できる規模の予算、財源の確保に向けまして、政策提言も積極的に行ってまいります。

この一年は、高知県の活力再生に向けたラストチャンスという思いで、生まれ変わる勇気を発揮し、これまでにない取組にチャレンジをしながら、先々につながっていく成果にこだわる一年にしたいと考えております。人口減少が進

む中でも活力のある高知、南海トラフ地震が迫る中でも安全・安心な高知、こうした目指す高知像の実現に向けまして、私自身が先頭に立って挑戦を重ねてまいります。

次に、今回の衆議院議員選挙の結果の受け止め、そして高市政権に期待することについてお尋ねがございました。

まず、先月実施をされました衆議院議員総選挙におきましては、自民党と日本維新の会によります新たな連立政権が圧倒的な信任を受けるという結果となりました。これは、昨年秋の高市内閣の発足後、連立政権の枠組み変更も含めまして、まずは当面の物価高対策などにおきまして一定の成果を上げたということが評価をされたのではないかというふうに考えます。

加えて、今後につきましても、例えば、国民の不安を希望に変えるといったいわゆるキャッチコピーや、強い経済の実現といった明確で分かりやすい言葉で、国政を動かして結果を出していく、こういうことへの高市内閣への国民の期待が示されたのではないかというふうに受け止めているところであります。

次に、高市政権によります今後の国政運営におきまして私が特に期待をし注目いたしております重要政策は、大きく３点でございます。

１つ目は、東京一極集中の是正を含みます人口減少対策、そしてそのための地方経済の活性化であります。大都市部と地方部の共存共栄という視点に立ちながら、大都市機能の地方分散あるいは地方税収の偏在是正、こういった特に地方部の人口減少対策に資する施策に真摯に取り組んでいただくということを期待いたしております。

加えて、強い地方経済を実現するという方向に向けまして、地域の特性を生かした産業の高付加価値化などを強力に国から後押ししていただきたいという思いを持っているところでございます。

２つ目は、南海トラフ地震対策としての国土強靱化の推進と防災・減災対策の充実であります。国におきましては、昨年６月、５年間でおおむね20兆円程度となります国土強靱化実施中期計画を策定され、本年度の公共事業関係予算は昨年度を上回る額が確保されております。南海トラフ地震の切迫度の高まりを考えますと、今後は災害に強いインフラ整備をさらにもう一段加速できるような規模の予算、財源を確保いただきたいというふうに考えます。

また、本県が誘致を目指します防災庁につきましては、避難環境の整備、大規模災害時への対処など、地域の防災・減災対策の司令塔機能を発揮していただくことを期待いたしております。

３つ目は、責任ある積極財政の取組についてであります。特に、選挙期間中に議論となりました消費税減税などの国民負担軽減策につきましては、地方財政あるいは社会保障制度の運営に支障が生じませんように、安定的な代替財源が確保されるということが不可欠だというふうに考えております。

今後、社会保障国民会議などの場で具体的な検討が行われる見通しでございますけれども、財政規律の確保に、まさしく責任がある形で、与野党間で慎重に議論をしていただきたいと考えております。

次に、四国の新幹線整備についてお尋ねがございました。

現在、新幹線は、北海道から九州まで全国33都道府県に行き渡っております。全国的には、既に基礎的な交通インフラとなっているというふうに言っていいかと思います。そうした中、四国は、全国の各ブロック単位で見ましたときに、唯一、新幹線の空白地帯となっておりまして、その恩恵が受けられておりません。

近年、新幹線が開通いたしました北陸地方、九州地方の地方都市を訪れますと、観光誘客あるいは民間の投資で顕著な効果が生まれていることが明らかであります。四国が地域間競争に臨むためには、新幹線は必要不可欠な基盤となっているというふうに考えます。

加えまして、特に南海トラフ地震の発生が切迫をいたしております本県にとりましては、瀬戸内側からの部隊あるいは物資の輸送のための確実なルートとして、災害に強い高規格で整備をされます新幹線が必要だと考えております。

しかしながら、整備が進まない背景といたしましては、まず国におきます基本スタンスが、現在進行中である整備計画路線が完成をする、これを完成させることが先決であるというスタンスにあること、あるいは整備に係る国の予算が制約をされているといった課題があるというふうに考えております。

このため、これまでも、県単独の提言はもとよりでありますが、四国４県と経済界が一体となりまして、新幹線の早期整備を訴えます東京大会を毎年開催するといった形で、国への要望・提言活動を行ってまいりました。さらに、新しい動きといたしまして本年１月には、東北地方から九州地方まで基本計画路線があります全国各地の推進団体が一堂に集まり、東京で総決起大会を初めて開催いたしました。この中で、新幹線ネットワークの地方への拡充を国家プロジェクトとして明確に位置づけること、そして基本計画路線に係る法定調査を早期に実施し整備計画路線へ格上げをすること、さらに国土強靭化に関する予算などの新たな財源を活用することにより新幹線整備予算の大幅な拡充を図ること、こういった点などを大会において決議いたしまして、国に訴えてまいりました。

県といたしましては、引き続き、思いを同じくいたします全国の基本計画路線の推進団体とも連携を強め、より大きな声を届けまして、また県選出国会議員のお力もお借りをしながら、強力に国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、防災庁地方機関の本県への誘致を実現させる意気込みについてお尋ねがございました。

本県では、国に対しまして、事前復興などの取組強化に向けた防災庁組織の創設、そしてこの組織の高知県への設置につきまして、本年２月に３度目となる政策提言を行ったところであります。今回は、閣議決定をされました基本方針等を踏まえて、防災庁設置準備担当の牧野大臣に対しまして３点を提言いたしました。

１点目は、いわゆる事前復興の企画調整や実施の支援を一元的に推進する組織を、仮称でありますが、事前復興部門として創設し、これの事務所を本県に設置するということであります。２点目は、地方機関につきまして、被災地の最前線となります本県に設置を図ること。３点目といたしまして、新たに設置が検討されております防災大学校、これは仮称とされておりますが、これにつきましても、防災教育・訓練のフィールドとして最適と考えます本県に設置をすること。この３点の提言でございます。

本県におきましては、事前復興まちづくりの計画の策定でございますとか、津波避難タワーなどのインフラ整備といった事前防災の取組、さらには防災関連産業の拡大、こういった取組を積極的に進めております。また、こうした本県の先進的な取組に対しまして、県民の皆さんも共感をいただいており、常日頃から心を一つに防災対策を進める、そうした機運が本県では高まっているというふうに確信をしております。

防災庁には、こうした本県の取組をぜひバックアップしていただきたいという思いであります。また、このことは、防災庁の役割の一つでもあります徹底的な事前防災の推進・加速にも

貢献できるのではないかというふうに考えております。

牧野大臣からは、まず本年秋頃に本庁組織を設置することを目指しているということ、地方機関についてはその後に、比較的小規模な連絡調整の拠点の設置を検討する、そうした予定だというふうにお聞きをいたしました。

本県といたしましては、今後も国の動向につきまして積極的に情報収集を行い、適切なタイミングを捉えまして、改めて必要な働きかけも行いたいというふうに考えております。

次に、林野火災を防ぎます県独自の注意喚起の仕組みを創設すべきではないかというお尋ねがございました。

昨年は、大規模な林野火災が全国で相次ぎました。令和７年２月には岩手県の大船渡市、３月には岡山県岡山市や愛媛県の今治市で発生をいたしまして、甚大な被害が生じております。

本県におきましても、大規模な林野火災には至りませんでしたけれども、令和６年には８件、令和７年には速報値でありますが19件の林野火災が発生をしているところであります。

こうした林野火災を防ぎますためには、乾燥、強風などの延焼を起こしやすい時期に山林を利用する方々に対しまして適切な注意喚起を行うことが極めて重要となってまいります。全国の市町村におきましては、火災予防条例を改正いたしまして、本年１月から乾燥、強風などが基準値に達した場合に林野火災注意報や警報を発令して、住民の皆さんに周知を図る取組が行われております。

こうした市町村レベルの取組に加えて四国各県で申しますと、愛媛県におきましては、今治におけます林野火災を教訓といたしまして、愛媛県林野火災警戒アラートというシステムを県独自に新たに設けられたというふうにお聞きをしております。その他、徳島県におきましても、県独自のアラートが運用され始めたというふうに承知をしております。

本県といたしましても、林野火災の防止は、貴重な財産であります森林を火災から守るという意味でも大変重要な課題だと考えておりまして、注意喚起の強化が必要だと考えております。このため、議員からの御指摘も踏まえまして、先行する他県の事例も研究をし、参考にさせていただきながら、本県独自の仕組みを検討しました上で、年内の運用開始を目指して取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、不妊治療の休暇制度の創設などを企業に対して要請をすべきではないかとお尋ねがございました。

子供を持ちたいと望む方々に安心して不妊治療を受けていただくためには、行政による支援制度の充実はもとよりでありますが、それぞれの職場におきます理解、支援が不可欠であります。

不妊治療によります公務員の休暇制度につきましては、国におきます制度化をきっかけといたしまして、既に全ての都道府県で導入がされております。また県内では、この４月に全市町村で導入が完了する見込みとなっておりまして、国、自治体におけます取組が先行して進んでいるという状況でございます。

一方で、議員から御指摘がございましたとおり、民間企業におきますこの種の休暇制度の導入は全国的に進捗が芳しくないという状況であります。本県でも同じような状況にございます。

また、不妊治療を受けるに当たりましては、医師の判断で急な治療が必要となる場合がございますし、治療による身体面、精神面の負担も重くのしかかってまいります。このような不妊治療特有の事情について職場で十分に理解をされていないことが原因となって、プライバシーの配慮を含めた環境づくりが進んでいない、そ

ういった傾向にあるのではないかというふうに考えております。

こうした状況に対して国は、次世代育成支援対策推進法に基づきます指針におきまして、事業主の取組として、不妊治療に係る休暇制度の整備、プライバシーの保護などを推奨いたしております。県としても、これらの内容をしっかりと周知・啓発していくことが重要だと考えております。今年度から、企業向けセミナーでの広報を実施いたしておりまして、ＳＮＳを活用した情報発信も行うこととしております。

さらに、来年度は、私自身が、例えば共働き・共育て推進会議といった場におきまして、企業のトップの方々に対し休暇制度の創設などについて直接訴えかけるといった取組も講じていきたいというふうに考えております。加えまして、不妊治療を受けるために遠方の医療機関の受診が必要となる方に対して、来年度から新たに交通費の助成を行いたいというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、本県におきます不妊治療と仕事との両立に向けた環境を充実してまいる考えであります。

次に、全国知事会といたしまして、いわゆる令和の米騒動といった状態が常態化をしない水田政策に見直すように要望をすべきではないかとお尋ねがございました。

国のほうでは、昨年４月、食料・農業・農村基本計画を改定いたしまして、食料の安定供給に向けて水田政策を令和９年度から根本的に見直すという方針を示されております。具体的には、国内外の需要拡大、大区画化、スマート技術の活用といった生産性の向上を強力に推進する、農業者が急減する中、農地の集約化等への支援制度を強化するといった方向性で、本年６月の取りまとめに向けまして現在議論が進められているというふうに伺っております。

全国知事会におきましては、昨年の８月にこの見直しに当たり地域の実情に配慮をし、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農に取り組める制度とするように緊急提言を行ったところであります。さらに12月にも、米価の下落などによります収入減少などにも対応したセーフティーネットの構築、あるいは持続可能な水田農業への構造転換への支援といった形で、食料安定供給の確保に向けました水田政策の充実強化に関しまして提言を行ったところであります。

我が国の主食であります米の生産が持続可能なものとなりますように需給と価格の安定を図ってまいりますことは国の責務であり、また食料安全保障の観点からも重要なポイントと考えます。国には、需要拡大と供給力強化に向けた政策を推し進めますとともに、需給状況の精緻な把握や機動的な備蓄米の運用など、実効性のある対策を講じていただきたいというふうに考えております。

本県といたしましては、国の今後の議論の動向を踏まえながら、全国知事会を通じまして、必要な要望、提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、大規模太陽光発電への支援が打ち切られる中で、いわゆる再生可能エネルギーの導入の促進によりまして温室効果ガスの削減目標の達成ができるのかどうかというお尋ねがございました。

本県におきましては、脱炭素社会推進アクションプランを定めまして、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度比で47％以上削減するという県独自の目標を定めております。また、このアクションプランの中では、目標達成に向けました取組の柱の一つとして、再生可能エネルギーの導入推進を位置づけているところであります。

この再エネの導入の推進に当たりましては、本県の強みであります豊富な自然を生かしまして、地域への利益還元につながるエネルギーの地消地産という視点も含め、取組を推進いたしております。

具体的には、太陽光発電におきましては、適地が限られている中でありますので、住宅や事務所、工場の屋根などに設置をし、発電した電力を自ら消費をする自家消費型太陽光発電の導入を支援いたしております。また、県が直接実施をいたします事業としまして、水力発電の積極的な活用を進めております。小水力発電の新たな事業の開始に向けまして、有望と考えられる地点での実施に向けました調査を行いますとともに、既存の発電施設の高効率化の検討などにも取り組んでまいります。

現在、本県の温室効果ガスの削減につきましては、目標を上回るペースで推移をいたしておりまして、ただいま申し上げましたような取組を推進することで、さらなる削減を見込んでいるところであります。

今般、国のほうからは、大規模太陽光発電の規制強化、支援の打切りの方針が示されておりますけれども、本県のアクションプランにおけます大規模太陽光発電に関します導入目標につきましては既におおむね達成をされるという状況まで来ておりまして、こうした国の新しい施策が本県にもたらす影響は限定的なものにとどまるというふうに考えております。

こうしたことから、アクションプランに掲げました2030年度の温室効果ガス削減目標につきましては、達成が十分可能な状況であるというふうに考えております。

最後に、いわゆる不登校離職を防ぎますために、休暇などの支援制度の創設を企業に要請をすべしという点につきましてお尋ねがございました。

不登校児童生徒数は、全国的に年々増加をしておりまして、本県においても出現率は増加傾向にあります。こうした状況や、議員から御紹介がありました離職率に関する調査の結果を踏まえますと、本県におきましても仕事と子供のケアとの両立に課題を抱える保護者の方々が一定数おられるというふうに考えております。

不登校の子供にとりましては、保護者の存在が心身の安定、健康的な生活の維持に必要不可欠でありまして、家庭での支えが重要となります。しかしながら、保護者の方が子供のケアを優先し、離職を余儀なくされるということになりますと、生活の基盤が損なわれるというだけではございませんで、企業の側にとりましても貴重な人材を失うといった影響が生じます。経営面での影響も大きくなるというふうに考えます。

こうした様々な課題が指摘をされる中、昨年11月には国レベルで文部科学省、厚生労働省が連名で、経済団体などに対します要請の文書を発出されております。その中で、不登校に関します政府の取組、相談窓口、あるいは取得できる休暇制度、こういった点について周知の依頼をされているところでございます。また、事業主、労働者に向けましたリーフレットでの啓発も併せて国から行われているところであります。

不登校の子供のケアにつきましては、先ほど御答弁申し上げました不妊治療への支援と同様に、子育て支援という意味では、次世代育成支援対策推進法の趣旨にも相通じるところがあるというふうに考えます。そのため、企業に対しましては、仕事と家庭、特に子育てとの両立という観点から、不登校児童生徒の保護者が働きやすい環境の整備がされるよう促す必要があると考えます。

県におきましても､教育委員会とも連携をし、不登校の子供のケアに対する休暇制度の創設な

どにつきまして、御質問にありました経済団体などへの連名での要請ということも含め県内企業に働きかけてまいりたいと考えておりますし、ただいま申し上げましたように、不妊治療への支援、これが次世代育成支援対策推進法の流れの中で行われますが、こういったものともある意味一体的に企業に対して訴えかけていくと、これもオール高知の体制で取り組んでいくテーマの一つとするという方向で取組を強めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上であります。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

関係人口創出の取組についてお尋ねがございました。

住所地以外の地域と様々な形で継続的な関わりを持ついわゆる関係人口とされる方々には、地域の活性化を担う人材としての役割に加え、議員お話しのとおり、将来的な移住も期待されます。このため県では、市町村と連携し、関係人口の裾野を広げるために様々なプログラムを展開しており、中には実際に移住につながった実績もございます。

例えば、地域に数週間滞在をしながら仕事や暮らしを体験するふるさとワーキングホリデーには、事業開始の平成29年度以降、11市町村の事業に累計で314人が参加をしており、このうち、地元の方々と交流を深めた８名の方が移住につながっております。

また、今年度から新たに４つの市町村と連携し、都市部に生活の拠点を置きながら自然豊かな本県との間を行き来する二地域居住の希望者を受け入れるプログラムを展開しており、これまでに25名の方が参加いただいています。

さらに、中山間地域の関係人口の創出を目的に今年度から開始した「いこうち！」の取組では、集落活動センターが企画をする地域行事や収穫作業のお手伝いなどのプログラムに県内外から249名が参加し、地域の方々との交流を深めており、早くも１名の方が移住されております。このさらなる増加を図るため、来年度は実施主体を地域団体やＮＰＯなどにも拡大し、中長期滞在型も含めた多様なプログラムを展開してまいります。

加えて、来年度中に開始予定の国のふるさと住民登録制度は、登録によって本県の関係人口を可視化でき、登録者に地域の様々な情報を直接届けることが可能となります。このため、この制度を効果的に活用して、関係人口の先の移住も見据えつつ、これまで以上に市町村と連携し、関係人口の広がりと、地域との関わりの深まり、この両面からの取組を進めてまいります。

（危機管理部長江渕誠君登壇）

**○危機管理部長（江渕誠君）**　倒壊家屋を再現した住民による救助訓練についてお尋ねがございました。

本県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、建物倒壊による負傷者数は３万3,000人と想定されています。さらに、今月末に公表する新たな被害想定は、前回よりも地震による揺れが大きくなることから、負傷者の増加が見込まれる状況です。

過去の災害事例を見ても、倒壊した家屋で生き埋めや閉じ込められた際は近隣住民などによって救助される事例が多いことから、共助の意識を高めることは重要であると考えております。

そのため、県では、共助の意識を高める取組として、地域防災対策総合補助金で、自主防災組織の救助などの防災訓練や、チェーンソーなどの資機材の整備を支援しております。

加えて、消防学校において、実際の救助活動での二次災害を防止するため、自主防災組織な

どを対象に、救助方法などの知識や技術に関する研修を実施しており、模擬家屋を使用した想定演習も行っております。

このたび議員から御提案のありました倒壊家屋を再現した救助訓練設備は、レンタル料を含め総額で100万円以上の費用がかかるとレンタル会社からお聞きしているため、自主防災組織が単独で訓練を行うのは難しいのではないかと考えられます。このため今後、県や市町村が実施する総合防災訓練において、この救助訓練設備を活用した住民参加の訓練を実施できないか検討してまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　市町村における災害関連死の審査会規定の整備に向けた県の取組についてお尋ねがございました。

市町村が御遺族に迅速に災害弔慰金を支給するためには、災害関連死か否かを調査審議する審査会の規定を条例に盛り込む必要がございます。

県としましては、昨年度から市町村長を訪問して、条例の改正を働きかけてまいりました。また、市町村の担当者会等を通じて、審査会がないために災害関連死の認定が遅れた事例があることなどを丁寧に説明してまいりました。

こうした審査会規定の整備に向けた市町村との協議を進める中で、南海トラフ地震などの広域災害時には単独の市町村で審査会を開催することは難しいといった課題も出てきたところです。また、市町村単独では審査委員となる弁護士や医師などの確保も困難との御意見もいただきました。

このため、県が複数市町村による合同での審査会を支援することとし、市町村の意見を踏まえながら、合同審査会の開催に係る手順書を今年の１月に作成いたしました。加えて、県弁護士会や医師会等に御協力をいただき、弁護士や内科医、精神科医などから成る審査会委員候補者名簿もこの２月に作成をしたところでございます。

これらの取組の結果、今年度中に全ての市町村で、災害関連死の認定に必要な審査会規定の整備が完了する見込みとなりました。

今後は、市町村担当者や審査会委員候補者を対象とした研修会を定期的に開催し、あわせて市町村の事務マニュアルの作成を支援することで、迅速に災害弔慰金が支給できる体制を整えてまいります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　市町村の観光情報サイトの充実についてお尋ねがございました。

近年、観光客は、ホームページやＳＮＳで紹介された美しい景色やおいしそうな食べ物などを参考に旅行先を決める傾向にあり、デジタルでの情報発信が重要になっています。

現在展開中のどっぷり高知旅キャンペーンでは、中山間地域の文化や暮らしをテーマに観光商品づくりを進めています。観光客の皆様にこれらの観光商品に足を運んでいただくには、県だけではなく市町村も一緒になって地域の魅力を発信していくことが必要です。

今年の秋には、全国から注目されるよさこい高知文化祭の開催が控えています。そうしたことから、デジタルでの効果的な情報発信に関する知見を持つ講師を招いて、市町村等を対象とする研修会を開催いたします。

研修では、全国の優良事例に加え、魅力的な動画や説明文の発信方法、多言語化などの対策を紹介することで、市町村の観光情報の発信の充実を後押ししてまいります。その中でも、まずは市町村においてＳＮＳを活用し、地域の祭りや食など旬の情報をタイムリーに発信することを促していきたいと考えています。

県としましても、そうした市町村の情報発信に連動する形で、数万人のフォロワーを持つ県のＳＮＳでも投稿することで、全国に情報を届けていきます。また、県の観光ホームページにおいては、地域の観光商品とその周辺の宿泊施設や食べ物などの情報を一体的に発信するなど、その機能を強化してまいります。

さらに、外国人向けホームページでは、地域で文化体験などができるモデルコースを動画や写真で紹介するなど、出発前に旅行プランが立てやすい内容に更新したいと考えています。

こうした一連の取組を通じまして、国内外からの誘客の拡大と中山間地域への周遊を促進してまいります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、教員の休職に対する取組とその成果についてお尋ねがございました。

教員が心身ともに健康で情熱を持って教壇に立ち続けることは、本県の教育振興の基盤となるものであり、極めて重要であると考えております。

このため、県教育委員会では、ストレスチェックの実施、各種相談窓口の周知など、メンタルヘルス不調の早期把握と休職の未然防止に努めてまいりました。特に若年教員を対象に、令和６年度から新たな取組を開始しております。

具体的には、小学校において、元管理職等をサポート教員として配置し、担任業務等の負担軽減を図るほか、心理に関する専門職相談員を県教育委員会事務局に配置し、学校訪問によるプッシュ型の相談対応を行っているところです。加えて、県外出身の新採教員が本県で孤立することなく定着できるよう、採用前の交流会を開催するなど、教員同士の横のつながりをつくる取組も進めております。

私としましても、休職の未然防止には、管理職が教員の努力を褒め、教員同士が互いの変化に気づき支え合える職場文化の構築が重要だと考えており、全ての教員に働きかけてまいりました。

また、職場復帰に当たっては、学校長や医師、心理士などで構成される心の健康対策委員会のアドバイスを受けながら、原則４週間の慣らし勤務を通じて、円滑な復帰を支援しております。

こうした取組の成果はすぐには表れにくいものの、全国的に精神疾患による休職者が増加傾向にある中、本県では令和５年度の73名から令和６年度は59名に減少いたしました。また、サポート教員配置校の新卒・新採の教員においては、精神疾患による病気休暇となった割合が、令和５年度の７％から令和６年度は5.8％に減少しています。

今後とも、こうした対策を充実させ、教員が心身ともに健康で、誇りとやりがいを持って働き続けられるよう取り組んでまいります。

次に、いわゆる隠れ校則と不登校との関係についてお尋ねがございました。

子供たちが安心して学べる環境を築くためには、教員が一人一人の子供を尊重し、信頼関係を大切にしながら、適切なルールの下で丁寧に学級を運営することが重要です。そうしたルールや教員の指導は学校風土を形づくる要素となり、学校風土の向上は不登校の予防にもつながると国も示しています。

他方、不登校は様々な要因が複雑に絡み合って生じるものですが、中には、行き過ぎたルールや教員の指導が児童生徒の負担となり、結果として不登校に至るケースもあると認識しております。

このため、県教育委員会としましては、各学校の校則やルールが教育的意義を踏まえたものになっているか、不合理なものとなっていないか、絶えず見直しを図るよう周知しています。

見直しの際には、児童生徒や保護者等にも意見を聞く機会を設けることについても積極的に働きかけています。

今後も引き続き、校則やルールの見直しを推進するとともに、教員一人一人が自らの指導を省み、温かみのある学級経営をしていくことの重要性を、生徒指導主事会等を通して周知してまいります。

**○19番（明神健夫君）**　それぞれ丁寧かつ前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。

以上で、私の一般質問を全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

―――― ∽∽∽ ――――

午後１時再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

**○33番（細木良君）**　日本共産党、細木良です。日本共産党県議団を代表し、通告に従い質問いたします。

まず、アメリカによるイラン攻撃についてお聞きします。アメリカとイスラエルは、28日、イランへの大規模先制攻撃を開始。トランプ米大統領は、イラン政権を巨大なテロ組織と名指しし、大規模かつ継続的な作戦を実施すると宣言。イラン国民に対し、自分たちの政府を乗っ取れと、体制転覆を促しています。イラン最高指導者のハメネイ師を殺害し、１月のベネズエラ攻撃に続き、力による支配を公然と実行しています。攻撃では、女子小学校で100名以上の児童が犠牲になったと報じられています。世界の国際秩序と安定が脅かされています。

アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃は、国連憲章第２条第４項、武力攻撃の原則禁止などに明白に違反するものと考えますが、知事の認識はどうか、またアメリカ、イスラエル政府に対し、明確に抗議するよう日本政府に求めるべきではないか、知事に伺います。

２月８日投開票された衆議院選は、突然の解散であり、しかも投開票までが戦後最短の僅か16日間しかない異例の選挙でした。まず、予算編成期の多忙な時期に選挙の準備に奔走された自治体職員はじめ関係者の尽力に敬意を表したいと思います。

さて、今回の解散総選挙は、年度内の予算成立を後回しにしてでも支持率が高いうちに仕掛けた奇襲解散だったと多くのメディアが評していますが、今回のような解散総選挙のやり方が、憲法の冒頭に掲げる正当に選挙された国会における代表者を十分満たしているのか、考える必要があると思います。

例えば、海外在住の日本人から、投票できる場所が少なかった上、期間自体が短く、郵便投票も返送が間に合わないことから、投票を諦めざるを得なかった、選挙権が保障されていないとの声が上がっています。また、何のために、どんな政策をするため信を問うたのかということもはっきりしない。国論を二分する政策の中身は語られないままでした。一方、ユーチューブ１億回再生などで莫大な広告費を投入し、高揚感ある雰囲気をつくり出し、推し活のような選挙だったと評されています。

自民党は、衆議院の３分の２を超える316議席を獲得しましたが、短期決戦のイメージ選挙だったことに加え、小選挙区制が民意をゆがめた結果です。自民党の議席の８割は小選挙区で、そ

こでの自民党の得票率は49.1％に対し、86％と過剰な議席を得ています。比例の得票率は36.7％であり、全議席が完全な比例代表制であれば自民党の議席は170議席です。ここをしっかり自覚した政権運営が求められると思います。

地元紙の社説では、自民圧勝も政権運営の白紙委任ではない、数の力によらず、説明と議論を尽くす丁寧な政権運営が求められると指摘しています。

解散から選挙まで戦後最短期間となった今回の総選挙において、財政運営、外交方針はじめ十分議論が深まった選挙だったと言えるのか、知事の見解をお聞きします。

また、政権交代可能な二大政党制を生み出すとして導入された小選挙区制は、導入を主導した細川元総理、河野元衆院議長も失敗だったと回顧しており、価値観の多様化を反映した多党時代にふさわしい選挙制度への改変が求められるのではないか、知事にお聞きします。

高市首相は、２月９日の会見で、選挙中にはほとんど触れていなかった憲法改定の国民投票の環境づくりを表明しました。この発言を憲法論から考えてみたいと思います。

古今東西を問わず、権力には腐敗や暴走によって国民に不利益をもたらす危険が常にあります。だからこそ、権力を縛って国民の権利を守る立憲主義という知恵が編み出されました。

憲法学者の木村草太氏は、憲法とは国家権力が過去に犯した失敗リスト、失敗をこれ以上繰り返さないようにするものと説明しています。

立憲主義を前提にする限り、憲法による縛りを緩めるか否かは、権力者を縛っている国民が決めるべきことで、縛られている権力者が主導するものではありません。ましてや、日本国憲法上、首相には憲法尊重擁護義務が課せられており、首相にも内閣にも憲法改正の発議権はありません。

政府も、1980年11月17日政府統一見解において、憲法の改正については慎重の上にも慎重な配慮を要するものであり、国民の中から憲法を改正すべしという世論が大きく高まってきて、国民的なコンセンサスがそういう方向で形成されることが必要であると述べています。しかし、世論調査においても、政権に期待する政策として国民多数が求める政策は、物価高・経済対策、そして景気や社会保障政策で、憲法改正は急ぐ必要はないという世論が多数です。

高市首相が憲法改正を提唱するのは、立憲主義の理念や憲法尊重擁護義務を定める憲法第99条、憲法改正手続を定める第96条などに反するものと言わざるを得ないと思いますが、知事の認識を問います。

高市氏は、改憲の中身について１回だけ、屋内の演説会で、憲法になぜ自衛隊を書いてはいけないのか、彼らの誇りを守り、しっかり実力組織として位置づけるためにも、当たり前の憲法改正もやらせてくださいと触れています。しかし、現在の政府見解は、自衛のための最小限度の実力組織であり、戦力に当たらず合憲であるとし、多くの国民もそのように意識しています。

自衛隊を書き込めば、後から加えた条項が優先されるため、戦力不保持の条項が無効になり、要は普通の国の軍隊と同じ、専守防衛のたがが外れ、集団的自衛権が行使できるようになります。これまでベトナム戦争の派兵を拒否できたのも、イラク戦争でも後方支援、非武装地帯での活動にとどまったのも、憲法９条が、集団的自衛権の行使、日本が攻められていないのに海外で武力行使する手を縛ってきたからです。

憲法に自衛隊を明記することは、彼らの誇りを守るのではなく、自衛隊員の命を危険にさらすことになります。私たちは、日本の若者を他国のための戦争の道具にはさせないという決意

です。

憲法に自衛隊を明記すれば集団的自衛権の行使に道を開く、この本質を隠して、誇りを守るなど情緒的説明で語ることは政治家として無責任ではないか、知事にお聞きします。

今求められるのは、30年の経済停滞、格差と貧困の拡大、かつてない少子化などの状況の下で、個人の尊厳、生存権、教育権、平等権などを定めた憲法の完全実施ではないか、併せてお聞きをします。

次に、消費税について。高市首相は、これまで主張したことのない消費税減税を、突如、悲願だとまで表現したことで、ほぼ全ての政党が消費税減税を掲げるという大きな流れができました。

問題は財源です。日本共産党は、国債発行に頼らない責任ある財源を提案しています。それは、大企業や超富裕層を優遇している税の不公正にメスを入れることです。

大企業の利益は、４年連続で過去最高を更新しています。この11年間で、大企業の税引き前利益は29兆円から77兆円、2.6倍なのに、法人三税は９兆円から15兆円、1.6倍にとどまっています。一方、内部留保は334兆円から539兆円へと、200兆円も増えています。

法人税の実質負担率は、資本金１億円から５億円の中堅企業は20.6％、小規模企業が18.5％ですが、大企業は研究開発減税など様々な優遇税制のおかげで10％しか負担していません。2025年度の与党の税制改正大綱も、法人税率の引下げについて、収益が拡大したにもかかわらず現預金が積み上がり続けたと述べ、賃上げも長年低迷してきたとして、法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと認めています。また、個人の所得税も、１億円を超えると負担率が低下する１億円の壁も課題となっています。

与党税制改正大綱の指摘も含め、大企業、超富裕層に応分の負担を求めるべきではないか、知事にお聞きします。

２月20日付日経新聞が、国際決済銀行の発表を受け、円の総合的な実力を示す指数は変動相場制移行後の安値を更新し、ピークをつけた31年前の３分の１の水準に沈むと報道しました。1994年から2024年の30年間の指標を見ると、大企業の純利益は16倍、株主配当は10倍ですが、賃金は1.1倍、実質は0.9％のマイナスです。賃金が上がらず、ＧＤＰの５割強を占める家計の消費が冷え込み、経済が低迷し続ける、これが失われた30年の原因であることは明白です。

消費税の減税で家計を応援することが物価高対策としても景気対策としても重要と思いますが、知事にお聞きします。

地方分権一括法の制定などで、国と地方の関係は上下関係ではなく対等・協力となっています。意見の違いについては、国と地方の協議の場が設定されています。

そうした下、全国知事会など地方団体からの政策提言も活発になされています。国の予算案でも、社会保障費のフレームに高齢化率だけではなく物価高騰分が反映されたことや、介護報酬の期中改定がなされたこと、公立小学校の給食費の負担軽減など、十分とは言えないまでも、地方団体の提案、主張が盛り込まれています。

この地方分権一括法の制定の中、市町村と都道府県の関係においても、市町村が処理する機関委任事務への都道府県知事の指揮監督権や、市町村に委任した事務について処分の取消・停止権が、制度とともに廃止されました。市町村の条例を都道府県が定める統制条例の違反として無効にできる規定も削除されました。国と地方の関係同様、対等・協力の方向へ大きくかじを切り、両者とも地域における総合行政主体として対等であり、市町村は基礎自治体として、都道府県は広域自治体として、それぞれの役割

を果たしていくという関係にあります。

現在、県は、人口減社会に備えて賢く縮むとして、４Ｓプロジェクトに取り組んでいます。小規模の自治体が多い本県において、消防、高校、生活交通、医療、介護、上下水道などのインフラをどう維持・充実させていくか、いずれも重要な課題であり、それこそ忌憚のない話合い、マネジメント用語で言えば心理的安全性が確保された空間で様々に知恵、意見を出し合うことが、これまで以上に重要となっていると思います。

ところが、新年度予算の人口減少対策総合交付金13億円について、説明で、４Ｓプロジェクトの各取組への市町村の参画状況に応じた交付金の重点配分を実施と記載されています。対等の立場で、地域が抱える課題の解決に協力し合うのが県と市町村の関係だと思います。そこに県の施策への協力状況を査定して財政で誘導するという発想はいかがなものか。力ずくで協力させようとしていると映り、信頼関係を弱めることになる危険があります。

先月、消防広域化の基本計画が策定されました。来年度、消防広域化に関する実務協議会――任意協議会が設置されますが、任意でありながら、参画の有無が４Ｓプロジェクト重点配分のペナルティーにつながっています。

４Ｓプロジェクト重点配分の在り方について、県と市町村の間での指摘したような信頼・協力関係への懸念はないのか、知事にお聞きします。

次に、今回の衆議院選挙において、特別職参与が特定の候補者の演説会などに出席し、応援演説などを行ったことが報道されました。特別職参与は、地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限が課せられている一般の公務員との違いはあるとはいえ、選挙で選ばれた者でもなく税金で雇われた参与が特定政党の候補者を応援することはおかしい、許せないなどの声が県民から聞かれます。

こうした県民の声に知事はどう答えるのか、伺います。

次に、統一協会について伺います。

正体を隠した違法な勧誘や霊感商法などの反社会的行為で人材と資金を獲得し、韓国本部への献金を約40年間も継続してきた統一協会。東京地裁の判決では、被害は少なくとも1,559人、計204億円に上ると認定、解散命令を決定しました。東京高裁は、明日にも解散命令の可否を決定する予定です。

韓国当局は、汚職事件に関する旧統一協会の韓鶴子総裁への捜査の過程で、韓総裁に対する教団幹部からの報告がまとめられた3,200ページもの内部文書、トゥルーマザー特別報告書を押収しました。この報告文書では、高市首相の名前が32回も登場し、高市氏が自民党総裁になることが天の最大の願いであるなど、高市総裁誕生を熱望。教団幹部と日本の政治家との面会ややり取りに関する記述が多数含まれており、前々回の総選挙において自民党国会議員290名を支援してきたことなど、日本の政界工作の目的が赤裸々に語られています。また、地方議員、中堅議員のネットワークについても、日韓トンネル推進決議に協力した議員などが報告されています。

こうした重大な文書について、首相は、出所不明の文書で明らかな誤りと発言、自身の教団との関係も隠し続けています。政治家が教団との関係を認めず隠蔽すれば、関係を断ち切っていないと思われても仕方がなく、こうした新たに判明した疑惑に対し明確に説明し、関係を断つことが最低限の責任ではないでしょうか。

統一教会の被害者と支援者の会・高知を立ち上げ、実名で行動し、マスコミで全国報道もされた南国市の橋田達夫さんは、御自身も被害者であり、統一協会の非道で違法な勧誘や献金な

どの実態を告発し、県内で相談活動などの支援を続けられています。

東京高裁での教団解散命令を目前にし、橋田さんはじめ被害者の皆さんに対し、知事はどのような言葉をかけるのか、伺います。

県内にも多数の被害者がおり、解散命令をきっかけに、今後、相談など増加する可能性があります。安倍首相を襲撃した山上氏を生んだ２世問題についても、被害者に寄り添い救済することが、悲劇を生まないためにも重要です。

橋田さんは、声を出したくても出せない被害者も多いと話されています。現在、県では、消費生活センターで統一協会に関する相談を受けられているようですが、ホームページはじめ積極的に広報されていないように見受けられます。

これまでの相談件数や内容はどのようなものがあり、どんな対応を行ったのか、また広報の強化を求めるものですが、文化生活部長にお聞きします。

宗教２世問題では、昨年７月、原告８名が、宗教虐待による人生の破壊、信教の自由の侵害等を理由に、東京地裁に提訴しています。原告らは、人格権の侵害として、信教の自由、婚姻・交際の自由、適切な養育、人格の否定、自由意思決定、成長発達を挙げ、心理的、身体的な虐待やネグレクトを受けてきたことを訴えています。

教団サイドの情報では、親が入信前の子供である信仰２世が３万人、入信後に生まれた祝福２世は５万人であり、潜在的に多くの人々が苦しんでいることが想像されます。

宗教虐待は児童虐待であり、深刻な人権問題です。児童相談所はじめ県の各支援機関において、宗教を背景とする虐待を受けた児童に寄り添った対応を求めるものですが、子ども・福祉政策部長に伺います。

来年度予算で、所得向上に向けた取組を進める県内企業に補助する所得向上推進企業等総合支援事業費補助金制度を新設し、予算15億円が組まれています。この制度は、賃上げした上で、県の示す収益の確保や人材・組織課題の解決への取組に応じて補助金が支給される仕組みで、１次産業から３次産業まで幅広い業種に横断的に対応する方針です。共産党県議団が議会等でこれまで繰り返し求めてきたもので、種々の条件はあるものの、今までと一線を画すもので、評価できるものです。

また、県内企業の賃上げを推進するための補助費用としても８億8,000万円の追加もあります。こうした県の新たな制度は、最低賃金引上げへの対応、離職防止、人手不足解消のため、業者の皆さんから切望されていたものですが、この制度の活用を通じ、企業の業績が上がり、持続可能性を高めること、税収増など好循環が生まれることも期待されています。

中山間地域などで、なくてはならない業種や店舗などを残し、住み慣れた場所で住み続けられるためにも、こうした制度が中小零細業者にこそ活用できるための手だてが必要です。どのような支援を行うのか、再来年度以降の制度の見込みも含め、産業振興推進部長に伺います。

次に、県民体育館再整備についてお聞きします。

昨年12月議会での日本共産党の塚地議員の質問において、県が高知市の教育施設であるアスパルこうちのグラウンド全面活用案を検討会にも諮らず頭越しで最終案として拙速に提案した点を批判しましたが、その後の経過はまさに指摘し懸念したとおりの状況になっています。

12月18日の第４回新県民体育館整備等基本計画検討会では、冒頭で前田委員長が、ここの検討会の場で我々の意見が反映されないのであれば、この検討会の意義とは何なのかと、頭越しに最終案を決定する県の姿勢に疑問を呈しまし

た。

結果として、当初予定していた年度内の基本計画策定は来年度に先延ばしとなっています。スケジュールありきで拙速に進めてきた県の姿勢に、検討会からも待ったがかかったものです。

議論の経過を振り返れば、そもそも基本計画検討会の前段となる令和６年度県立スポーツ施設のあり方検討会で示された取りまとめ県民体育館の再整備等における考え方の方向性では、メインアリーナはバスケットボールコート２から３面、サブアリーナはバスケットボールコート１面が取れる広さを想定して、現有地での整備を結論づけていました。それが、現県参与でもある大石宗氏も含め名を連ねた土佐経済同友会の2025年８月の提言において、アスパルこうちのグラウンドと一体整備をとされ、この方向で議論が急転回していきます。複数のプロスポーツチームのホームゲームを行う会場としての活用を計画するのであれば現有地では十分な広さとは言えないとの、グラウンドを含めた計画に拡張する提言に応じ、県はその後、９月の第２回検討会に突如、アスパルこうちのグラウンドを含めた整備案を提案しました。

また一方で、再整備の財源として公共施設等適正管理推進事業債を使うためには、施設の集約が前提となります。その結果、ぢばさんセンター大ホールの集約が課題となり、そのＭＩＣＥ機能を引き受けるためにはサブアリーナ１面では狭いとの議論となっていきます。結果、プロスポーツやＭＩＣＥの開催に向け、メインアリーナに十分な空き日数を確保するためとして、サブアリーナがコート２面へと大型化します。

サブアリーナ大型化を受け、12月、知事と高知市長は、アスパルこうちのグラウンドを使用する案をトップ会談で合意。その結果、それまでは別途整備としていたプールも現地整備とする最終案が県から示されました。ＭＩＣＥをアリーナで開催するために必要な地下駐車場の整備も盛り込まれました。

このように、事務局の県が議論の経過を無視した整備内容を検討会に提案し、議論を二転三転させたことが、冒頭の前田委員長からの発言につながっています。

検討会での意見が反映されないとの委員長の言葉は重いものですが、検討会を軽視し事務局案を二転三転させることで議論を混乱させた責任を県としてどう考えているのか、知事にお聞きします。

第５回検討会では、南高校跡地やぢばさんセンターなど、委員から現地以外での整備を含めた検討が求められましたが、第６回検討会では、事務局である県が現地整備を強調し、アスパルグラウンドを全面活用する案を強引に進めているのが現状です。第６回検討会を傍聴した不登校生徒の保護者は、前回の検討がなかったかのように話が進み、違和感があると述べています。

第６回検討会の中で、次のようなやり取りがありました。前田委員長が、今後10年から30年のスパンを見据えたとき、武道館、プールなどの社会体育施設を向かいの高知工業高校内に設置するような集約の仕方はできないかと提案。県スポーツ課は、工業高校の学校生活に影響が出てくるので非常にまずい、一つの手として考えられないことはないが難しいと答弁しました。確かに、学校活動への影響は避けられず、非常にまずいというスポーツ課の言い分はもっともです。

であるならば、同じ教育施設であるアスパルこうちのグラウンドを保護者や当事者の反対の声を押し切って全面使用することがなぜ可能なのか、明らかにダブルスタンダードであると考えるが、知事にお聞きします。

前田委員長は、第６回検討会の最後に、かなり狭い場所にいろいろな機能を入れている、取

捨選択が出たときにどういった判断で行われるのかも念頭に進めるべき、県民に対しての説明は当初プロスポーツであったりコンサートも強調されてきたが、スモールスタートということを伝えていかなければならないと述べ、観光振興スポーツ部長も、全ての懸念事項が盛り込めるか、物理的な部分で難しい面もある、コスト面でも難しい面が出てくるかもしれない、個々に協議していく、プロスポーツとコンサートが先に強調されたということはあろうかと思う、今回社会体育施設にアリーナ機能をプラスしていくんだと方針も出させていただいた、スモールスタートということも出させていただいている、議論されたポイントはしっかりと県民の皆様にも見ていただき、理解を得たいと応じています。

プロスポーツありき、コンサートありきで稼げる施設をと進められてきた議論が、事実上、大きく方向転換せざるを得ない状況となったと言えます。狭い敷地に、事務局の県が様々な機能を詰め込んだ結果、現地整備の困難が生じています。

現状案は、プールと武道館の集約や、コンサート・プロスポーツ等の興行、ＭＩＣＥ開催、各種スポーツの競技大会開催などあらゆる機能が盛り込まれており、どの分野にとっても使い勝手の悪いものになりかねません。一例を挙げれば、現状、競技場が４面あり、大会には４面が必要な武道館は、新アリーナでは３面の競技場しか確保されません。また、ＭＩＣＥに不可欠な駐車場機能は、地下駐車場として、南海トラフ地震における津波浸水区域での整備となり、果たして安全性は保障できるのかも問われます。

委員からも狭い場所への機能詰め込みに懸念が示され、全ての事項を盛り込めるか、物理的、コスト面で難しい面が出てくる可能性を部長も認識する現状案のまま検討を進めるつもりか、大きく見直す必要があるのではないか、知事にお聞きします。

県は、第６回検討会でスモールスタートを打ち出し、プロスポーツに必要なＶＩＰ席やセンターハングビジョンなどを後から整備するとのことですが、プロバスケットボールチームをはじめとしてプロスポーツチーム等の誘致や創設に関して、現状、県としてはどのような見通しを持っているのか、観光振興スポーツ部長にお聞きします。

プロスポーツ等での活用を予定しているため、プロレベルでの規格に応じられるよう様々な基準が要求され、設計段階でも対応せざるを得ません。スモールスタートとしてと言いながら、全くスモールスタートになり得ないのが現状です。

この際、改めて県民に使い勝手のよい社会体育施設を整備することを基本に、あり方検討会が示した当初の方向性に立ち戻り、サブアリーナをコート１面としてスモールスタートの議論を進めるべきではないか、知事にお聞きします。

次に、防災について伺います。

来年度予算では、議会質問や共産党県議団が予算要望で求めてきた、2000年度建築の木造家屋までを対象に耐震診断事業の拡充が予算化されました。診断の申請状況や県民の要望を聞きながら、早急に改修事業へとさらに拡充するよう求めておきます。

また、避難所環境整備事業として、トイレカー、キッチンカー、シャワーカー配備や、県立高校の空調整備などが予算化され、評価できます。来年度の国の予算では、緊急防災・減災事業債がさらに延長され、活用例として、避難所環境整備の新たなメニューも示されています。

国は、一昨年発生した能登半島地震における避難所について、スフィア基準を満たしているのかの確認を行い、実質的に全ての避難所でこ

の基準を満たしていることを確認したとしていますが、住民の満足度とはかけ離れているのではないかと感じています。刻一刻と迫る南海トラフ地震発生後、スフィア基準に基づいて避難所の質と向上に配慮した発災時の避難所を開所するための事前の準備がいよいよ重要になっています。

国は、緊急防災・減災事業債の活用例として、避難所への厨房施設、入浴施設、洗濯コーナーの整備メニューなどを示しています。避難所環境整備を進めるため、こうした施設整備についての必要性と今後の対応について危機管理部長にお聞きします。

発生から２年余りとなった能登半島地震での犠牲者は723人、うち災害関連死は、富山、新潟で亡くなった14人を含め495人となりました。災害関連死など命に直結するトイレ問題の解決について伺います。新聞報道では、発災後のトイレに関する備蓄状況について、市町村の備蓄達成率2025年４月現在が公表されました。調査結果によると、簡易・仮設、携帯、それぞれ単独で目標を達成したのは16市町村にとどまっており、備蓄ゼロの自治体もありました。

市町村は、スフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者50人当たり１基、その後、避難が長期化する場合には20人当たり１基、女性用と男性用トイレの比率は３対１、トイレの平均的な使用回数は１日５回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが求められています。

改めて、スフィア基準の正式名称は、人道憲章と人道支援における最低基準ですが、その理念は、被災者は尊厳ある生活を営むことができる権利を持っているということです。ゆえに、トイレの備蓄数など数値的な基準を満たしていればよいのではありません。

2018年にまとめられたスフィアハンドブックのし尿管理の項目のうち、トイレへのアクセスと使用では、住居と共用トイレの距離を50メートル以内に設置することや、子供、高齢者、妊婦や障害者を含む全ての人が安全に利用できるようなトイレを設置するよう記され、基本指標として、女性や少女にとって安全であると報告されたトイレの割合なども求めています。

発災後のトイレ問題を解決するため、人道的に配慮されたスフィア基準に基づいたし尿管理とするための課題と対応について危機管理部長にお伺いします。

また、県内のトイレ備蓄状況について、課題認識や、今後の市町村への支援など検討すべきではないかと考えますが、危機管理部長に伺います。

県は、トイレは原則として最低でも３日分以上は個人で備えるよう要請し、その上で不足分を公的な備蓄でカバーする方針を打ち出しています。2024年に行った県民意識調査では、携帯・簡易トイレを備蓄していると答えた人は32.8％にとどまっています。

災害ボランティアとして県外での被災後の状況に詳しい、さんすい防災研究所の山﨑水紀夫さんは、南海トラフ地震後、外部支援はないことも覚悟し、個人で１か月分のトイレを備えるべきと警鐘を鳴らしています。

家庭において携帯・簡易トイレ備蓄率を上昇させるため今後県がすべき取組について危機管理部長に伺います。

次に、新幹線について伺います。

スマートシュリンク真逆の行け行けどんどんに見える新県民体育館整備、そして四国新幹線。大阪までのリニア開通に合わせ、2037年開業を目指すため、５つのメリット、１つは四国ネットワーク中枢都市圏形成、２つ目に四国経済の活性化、３つ目に西日本との相互交流活発化、４つ目に防災力の向上、５つ目に公共交通ネッ

トワークの骨格を示し、県は、学校への署名強要、先月は県主催で新幹線を考えるシンポジウムを開催するなど、経済界と共に前のめりの姿勢を強めています。

日本共産党高知市議団が現在行っている市民アンケートの中間報告、現在のところ集約数880件では、四国新幹線について、早期に実現してほしい165件で18.8%、まずは身近な公共交通を維持・改善してほしいが579件、65.8%の結果から分かるように、県民は四国新幹線を早急に取り組まなければならない県施策の重要なテーマとは考えていないことが見てとれます。

交通の専門家は、新幹線の建設自体が目的化してしまう状況は最も危うい、大都市はともかく地方都市は、低空飛行でもいいから墜落しないような持続可能な社会をつくることを強く意識する必要があるのではないだろうかと指摘しています。

この間、整備新幹線の一つである西九州新幹線を調査してきました。西九州新幹線は、2022年に武雄温泉から長崎間が先行開業したものの、新鳥栖から武雄温泉間は、沿線自治体である佐賀県の同意を得られず、着工の見込みが立っていません。既存のレール幅を生かし車両の幅を変更できるフリーゲージトレイン構想も頓挫しました。

現在の枠組みの下では、佐賀県内の新幹線区間の一部建設費を佐賀県が負担する必要がありますが、比較的短時間で福岡市内に移動できる佐賀県民にとって新幹線は必要不可欠とは言えず、整備新幹線が開業すれば並行在来線は原則としてＪＲから経営分離されることになっており、利用者にとっては運賃の引上げや既存の特急列車が使えなくなるなどの不便を強いられる可能性を含んでいます。四国新幹線でも、基本計画路線の整備計画を検討する段階になったときには沿線自治体の人口減少などが進み、新幹線そのものの必要性に疑義が呈されるということも考えておかなければなりません。

別の交通の専門家は、「新幹線は、建設費用だけでなく、開業後の維持管理費用も莫大。これらの費用を賄うためには、十分な利用客数と運賃収入が必要ですが、四国の人口規模や既存の交通機関との競合を考えると、採算性の確保は容易ではない」、「四国は全国的にも人口減少と高齢化が進行している地域。将来的に新幹線の利用客数が減少する可能性があり、需要予測の不確実性が高まる」、「既に高速道路や航空路線、そしてＪＲの在来線特急など様々な交通機関が四国内に存在しており、新幹線が導入された場合、これらの既存交通機関からの転移需要がどの程度見込めるのか、正確な需要予測が求められる。特に航空路線との競合は激しくなるだろう」、「採算性を確保するためには、ある程度の運賃設定が必要となるが、高過ぎる運賃は利用客離れを招く可能性があり、利用客が負担できる範囲で、かつ採算が取れる運賃設定を見つけることは非常に難しい」などの課題を挙げています。

2014年に四国新幹線整備促進期成会が行った調査で、新幹線の経済効果として示される費用便益比は1.03で、ぎりぎり１超えとなっていますが、10年以上たった現下の人件費上昇、物価高騰で、根拠のある数字とはもはや言えなくなっています。全国的にも、新幹線を整備した自治体では、財政の負担問題、トンネル開発等による地下水や生態系など環境への影響、騒音・振動被害、森林伐採による災害誘発、在来線本数の減少など公共交通への影響なども報告されています。

メリットばかりを羅列し、やみくもに四国新幹線実現に向け推進の旗を振るのではなく、デメリットも含め県民に示した上で、施策を推進するのかどうか判断すべきではないでしょうか、知事に伺います。

次に、原発再稼働について伺います。

首相は施政方針演説で、原発について、原子力規制委員会により安全性が確認された原子炉の再稼働加速に向け官民を挙げて取り組みますと述べ、原発固執の立場を表明しましたが、まさに安全性そのものを揺るがす問題がこの間相次いで発覚しました。

中部電力浜岡原発は、想定する揺れを過小評価する耐震データ不正が発覚しました。基準地震動を策定する際、計算条件が異なる20組の地震動から意図的に代表波を選び、つじつまが合うよう不正なデータ捏造を行ったものです。早く審査を通過し再稼働を急がせるため、会社幹部が圧力をかけていたとも報道されています。

原子力規制委員会の山中委員長は、とんでもない暴挙、安全規制に対する暴挙、基本原則を全く無視した暴挙と怒りをあらわにし、安全に直接関わる審査データの捏造、明らかな不正行為だと断じ、１月14日の定例会合で、浜岡原発３号機、４号機の再稼働に向けた安全審査を白紙にすると正式に決定しました。

浜岡原発は、南海トラフ地震の想定震源域直上に位置しており、本来、即刻廃炉にすべき原発です。また、14年ぶりに再稼働し、来月から営業運転を行う東京電力柏崎刈羽原発６号機では、30年超え運転に必要な長期施設管理計画の認可をめぐって、東電が原子力規制委員会に提出した申請書に30件もの誤りがあったことが先月判明しました。

国民の命に直結し、国富を失う福島原発事故からまだ僅か15年、いまだに原子力緊急事態宣言は発出されたままです。安全性を根本から揺るがすデータ捏造などあってはならず、中部電力、東京電力に再稼働及び原発を運転する資格はありません。

浜岡原発はじめ各電力会社は、基準地震動に関する地質調査は外部委託しており、総合地質調査、阪神コンサルタンツ、ダイヤコンサルタントの３社が今回の浜岡原発の不正に関わっている疑いが持たれていますが、現段階で特定はされていません。原子力規制委員会は、中部電力以外の水平展開、波及調査は行わない方針を示していますが、データ捏造はその他の原発でも行われているのではないかと、国民、県民から不安の声が上がっています。

この間、この問題について日本共産党が行った記者会見では、四国電力伊方原発については、設置変更許可申請書の添付資料に、他の原発資料に存在する地質調査会社一覧表が欠落しており、現在までどの業者に委託してきたのか分かっていません。

伊方原発について、どこの会社に地質調査を委託したのか。基準地震動データの捏造はなかったとの明確な発表があるまで、伊方原発３号機は運転中止をすべきです。このことを四国電力に強く求めるべきです。知事に伺います。

最後の項目、太陽光ガイドラインの見直しについて伺います。

高知県地球温暖化対策実行計画が今年度末に改定され、現在、パブリックコメントが実施されています。今年度、期限を迎える新エネルギービジョンは、今回から高知県地球温暖化対策実行計画に包含されることになりました。

全国各地で、メガソーラー発電は、環境や景観破壊、土砂崩れを誘発するなど、問題が山積しています。ＦＩＴが終了し、売電でなく自家消費する太陽光発電の場合は、県の太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインの対象外となり、地元説明会を開催しなくてもよいことになっています。

高知市吸江地区の旧結婚式場跡地では太陽光発電パネル設置工事が行われていますが、地元町内会は工事についての地元説明会を開催するよう業者に要請したものの、県のガイドライン

の対象ではないため開催する義務はなく、要望に応じることはできないと、全く誠意が感じられない回答が返ってきています。そんな状況の中、パネル設置は淡々と進んでおり、地域住民は、急傾斜地域のため地滑りなど安全性、騒音、隣接地への影響など、強い不安を抱えて生活されています。

新エネルギービジョン改定の時期に当たり、住民の不安が解消されるよう、太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインを改定すべきと思いますが、林業振興・環境部長に伺います。

以上、１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　細木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、アメリカ、イスラエルによりますイラン攻撃への認識、そして県として政府に対して抗議をするよう申し入れるべきではないかといったお尋ねがございました。

先月末、アメリカ、イスラエルが、イランが核兵器で世界を脅かすことを阻止するといたしまして、イランに対して大規模攻撃を行い、多数の犠牲者が出たと報道されております。その後、イランの報復攻撃もあり、さらなる戦火の拡大が懸念される状況にあると承知をしております。

まず、今回の事案が国連憲章に違反するか否かについて、地方公共団体の長として論評をする立場にはないと考えております。その前提の上で申し上げますと、国連憲章の第２条第４項におきましては武力行使の禁止がうたわれておりますが、一方では、憲章の第51条では、自衛権の行使を認める規定も置かれております。このため、今回の事案が国連憲章違反になるかどうかということにつきましては、御指摘があった第２条第４項の規定に該当するかどうかというだけではなくて、憲章全体の規定から判断すべきものと考えます。

高市総理も、昨日時点では、詳細な情報を持ち合わせているわけではなく、我が国として法的評価は差し控えると述べられております。その上で、日本政府の対応として、沿岸国も含め各国と意見交換をし、中東地域の平和を取り戻すために努力すると表明をされているところであります。

もとよりこの事案は外交、安全保障に関わる問題でございまして、国の責任において適切に対処していただくべきものと考えております。このため、県といたしまして抗議を行うべき、あるいは行わないべきといった意思表明を行う考えはございません。

次に、今回の衆議院議員選挙におきましては政策議論が十分に深まったのかどうかというところについてのお尋ねがございました。

お話がありましたように、今回の衆議院議員総選挙は戦後最短となりますいわゆる短期決戦となりました。国論を二分する政策議論が十分に深まらなかったという御意見があることは私も承知をいたしております。

今回の選挙戦の議論の在り方に関しまして、高知県の知事として評価をする立場にはございませんけれども、各党が公約を掲げられ、各候補者が政策を訴えました結果、短期間ながらも前回選挙を上回る投票率となったというのは事実だと思っております。こうした状況の中で、有権者が判断をされた結果そのものは重く受け止めるべきものと考えます。

いずれにいたしましても、今回の選挙で提示されました重要な論点につきましては、現在開会中の国会において丁寧に議論が深められまして、国民に分かりやすく説明がされることを期待いたしております。

次に、衆議院議員の選挙制度の在り方につい

てお尋ねがございました。

現行の小選挙区比例代表並立制は、従前のいわゆる中選挙区制が同一政党の候補者同士の争いを招き、政治に金がかかる一因ともなったという反省に立ちまして、平成８年の選挙から導入されたものというふうに理解いたしております。導入前に多くの論者が期待をされたように政権交代可能な二大政党制への移行を促すといった結果には必ずしも結びついていないというふうに見えますけれども、一方では、政党本位の選挙制度あるいは政治体制の確立につながっているという点は、私としては評価すべき点があるのではないかというふうに思っております。

お話がありましたように、現在のように価値観の多様化が進む中でありますが、ある意味、だからこそ民意の集約を重んじる小選挙区制を中心とした制度とするか、あるいは多様化する民意をありのままに反映する比例代表を軸とした制度を取るかと、このどちらに重きを置くかということにつきましては、国や地域あるいは時代によって政治に期待される役割が異なるということが考えられますので、一概には言えないのではないかというふうに考えております。

現在、国会におきましては、令和６年に設置をされました衆議院選挙制度に関する協議会におきまして、各党による議論が進められております。その中では、先ほどの民意の反映の在り方として、例えば中選挙区連記制の導入といった具体的な見直し案も提案をされているというふうに承知をしております。

選挙制度は、各党の勢力の消長に直結する事柄であります。政治的な思惑がらみの議論となることは避け難い面はありますが、そうした観点だけにとらわれることなく、言わば民主主義の土俵づくりということでございますので、各党各会派の間で真摯に議論をし、合意点を見いだしていただきたいというふうに思っております。

ただ、その中でも特に、人口減少と地域間格差の拡大が進む現状の中にありまして、私といたしましては、地方部の声が国政にしっかりと届けられる制度であるべきというふうに考えております。そして、二院制の下で参議院との役割分担をどう図るかという論点も十分に議論を尽くしていただきたいというふうに思っております。

次に、高市総理が憲法改正を提唱されることが憲法尊重擁護義務違反ではないかというお尋ねがございました。

憲法第99条は、公務員の憲法尊重擁護義務を定めております。この点で、公務員たる首相が憲法を変えようとすること自体がこの条文に違反するのではないかという意見もお聞きをいたします。

しかしながら、憲法改正に関しましては、当の憲法自らが、第96条において、改正を想定した手続規定を設けているところでございます。また、議員御指摘のとおり、憲法改正の発議権は国会にございますが、総理自身も一人の国会議員であるというのは事実でございます。

このため、私といたしましては、総理がこの第96条の手続に従って憲法改正の議論を行うことは、これが直ちに第99条に反するものではないというふうに理解をいたしております。

次に、憲法への自衛隊の明記についてお尋ねがございました。

現行憲法に関します政府の確立された解釈によりますと、憲法は主権国家としての固有の自衛権までを否定していない、そして自衛のための必要最小限度の実力を保持することは認められるというふうな解釈が取られているというふうに理解しております。このようないわゆる専守防衛を旨とする自衛隊の合憲性に関する理解

は、国民の間でも今や定着をしているというふうに考えております。

また、議員から、いわゆる集団的自衛権の御指摘がございましたが、平成27年度にいわゆる安保法制が成立をいたしまして、現行憲法９条の下、一定の条件の下で集団的自衛権の行使が限定的に許容されるに至っているというふうに理解しております。

私といたしましては、憲法への自衛隊の明記は、こうした今までに積み上げられてきました憲法解釈あるいは立法措置を引き継ぐということを前提として、改めて国民的議論を通じてこれらを確認し合意を図ると、そういった趣旨で行われるべきだというふうに考えています。また、こうして憲法に自衛隊が明記をされるということによりまして、自衛隊の皆さんが誇りを持って国防の任務に当たることができるという点において、意義あることだというふうに思っております。

したがいまして、ただいま申し上げましたような考え方に基づき憲法に自衛隊を明記するということが、議員から御懸念がありましたような集団的自衛権の全面的な行使に道を開くということにはならないのではないかというふうに考えております。

次に、個人の尊厳あるいは生存権などの憲法理念の実現についてお尋ねがございました。

憲法は、国の最高法規であります。国や地方の公務員は、憲法が掲げます個人の尊厳、生存権などの理念の実現を目指す責務を負っているというふうに考えます。現に、現行憲法の制定以降、例えば第25条の生存権、第26条の教育を受ける権利、こういった理念の実現を目指しまして、絶えず時代の変化を踏まえた議論が重ねられ、数多くの施策が積み上げられてまいっております。

私自身は、こうした努力に加えて、社会経済情勢の変化に応じた新たな課題への対応といたしまして、例えば新しい人権としての環境権やプライバシー権、あるいは参議院の地方の府としての位置づけ、こういった論点に関しても議論がされて、憲法に新たに明文化をされると、そうした方向で具体的な立法措置につなげていくという必要性についてもしっかりと議論すべきではないかというふうに考えております。その上で、国と地方の行政がそれぞれの立場で、誰もが安心をして幸せに暮らし続けることができるように、憲法理念の実現に向けた努力を続けていくということが重要ではないかというふうに考えております。

次に、税制の在り方に関連いたしまして、大企業やいわゆる超富裕層に応分の税負担を求めるべきではないかというお尋ねがございました。

我が国の法人課税は、原則といたしまして所得の大小にかかわらず一定の税率で課税をされる仕組みとなっておりますが、実際には、いわゆる租税特別措置などの適用によりまして、必ずしも大企業ほど所得に見合った税負担を負うというような実態にはなっていないという指摘がございます。この点につきまして、政策目的の実現のための特例として税の減免や優遇措置、いわゆる租税特別措置などを講じる場合には、税制の公平、中立、簡素という基本原則に鑑みまして、真に必要なものに限定するということが重要だと考えております。

お話がありました与党の税制大綱を踏まえて行われます令和８年度税制改正におきましても、現在の租税特別措置などについてゼロベースで見直しまして、例えば大企業向けの賃上げ促進税制の廃止などの見直しを行うこととされております。また、個人の所得課税につきましては、御指摘もありましたようないわゆる１億円の壁と言われる問題がございまして、利子、配当などの金融所得が多額となります高額所得者につ

いて、実効的な税率が低下するという問題が指摘されております。そして、こうした方々に対して課税を強化するという見直しも今回の税制改正で盛り込まれているところでございます。

これらの見直しの結果、この令和８年度改正におきましては、既に法人課税で約7,000億円、これは全国ベースの数字であります。同じく、個人の所得課税で約3,000億円、合わせて約１兆円程度の増収が見込まれているということでございます。その分、いわゆる増税がこの分野についてはされておるということでございます。

今後、さらなる租税特別措置などの見直しなどを検討する際には、研究開発の促進など企業の収益拡大に向けた努力、あるいは貯蓄から投資へのシフトを促す金融政策への影響、こういった点などをよく考慮いただきまして、こうした見直しが一面では強い経済の実現を図っていく上で過度なブレーキをかけるという効果をもたらすことになるのではないかと、そうした点の懸念も併せて考えまして、丁寧な議論をしていただく必要があるのではないかというふうに考えております。

次に、消費税減税によります家計の負担軽減についてお尋ねがございました。

近年の物価高や景気状況に対応いたしますために、家計の負担軽減を図ります政策的な手段といたしましては、お話がありました消費税減税のほか、現金による給付、あるいは検討が始まっております給付つき税額控除なども選択肢となるものと考えます。

このうち消費税につきましては、言うまでもなく、社会保障制度を支えます極めて重要な財源であります。また、その収入の約４割は地方に配分をされますので、消費税減税に伴います地方財政への影響は甚大なものとなります。

このため、社会保障制度や地方財政が立ち行かなくなるというようなことがないように、消費税減税に関しましては、安定的な代替財源の確保策とセットで慎重に議論をしていただく必要があるというふうに考えております。

さらに申し上げますと、消費税減税の手法は、１つには、レジシステムの改修なども必要となりまして、現金給付と比べて即効性に乏しい、時間がかかるということになります。それから、高所得者も一律に減税になるため、財政への影響が大きくなる。さらに、民間の調査結果によりますと、減税額に見合う経済効果が期待できないのではないかというような指摘もある、こういった課題があるのではないかというふうに考えております。

そのため、家計の負担軽減策といたしましては、こうした論点も十分に踏まえていただきまして、その時々の経済財政状況に応じて最も適切な手段が選択されるべきではないかというふうに考えております。

次に、人口減少対策総合交付金におきます４Ｓプロジェクトの重点配分の在り方についてお尋ねがございました。

この交付金は、県と市町村に共通をいたします最大の政策課題であります人口減少問題の克服に向けまして、県とベクトルを合わせて取り組んでいただける市町村を特別に支援する、そうした目的で設けたものでございます。このために、大変高い交付率によって手厚く支援を行います４年間の時限的な財政措置として創設をいたしました。

人口減少対策におきましては、若者の減少に歯止めをかけるいわゆる緩和策に加えまして、人口減少下でも地域に必要な公共サービスを確保するために取り組みます４Ｓプロジェクトも大変重要な柱となっております。したがいまして、この思いを共にし、県と一体となって４Ｓプロジェクトに取り組んでいただける市町村に対して、交付金のいわゆる基本配分型の部分を

重点配分する仕組みを導入したいと考えたものでございます。

来年度は、消防広域化や県立高校の振興・再編など４つの重点プロジェクトの県との協議の場への参画を指標といたしまして、その参画の状況を交付金の配分に反映することを予定しております。

具体的には、まず年度当初の段階では、各市町村の基本配分型の一律10％相当の金額について配分を留保したいと思っております。その上で、協議の場へ参画いただいている市町村に対しましては、秋頃をめどにこの留保を解除いたしまして、本来の配分額を全て交付する、こうした形での運用を考えております。

この仕組みに対しまして、御指摘がありましたように、協議の場から離脱をしようとする市町村からすると、離脱する場合のペナルティーと受け止められる可能性がある、この点は否定はいたしません。しかしながら、この交付金は県が市町村へ一律に義務的に交付するといったような性格のものではございませんで、先ほども申し上げましたとおり、県と足並みをそろえて人口減少に立ち向かって共に闘っていただく市町村を特別に支援しようということで設けたものであります。

このため、私といたしましては、４Ｓプロジェクトに前向きに対応いただける市町村にはそうでない市町村と比べて手厚く支援をするということは、むしろこの交付金の趣旨に沿うものと考えているところであります。こうした考え方に基づきまして、市町村の皆さんには今後も丁寧に説明を行い、理解と納得をいただきながら、この４Ｓプロジェクトの取組を共に推進してまいりたいと考えております。

次に、県の参与が選挙におきまして特定政党の候補者を応援することの是非についてお尋ねがございました。

地方公務員の政治的行為につきましては、中立性、公正性の確保という観点から、例えば地位を利用した選挙運動を行うといったことは禁止をされるなど、法令によりまして厳しい制約が課せられております。中でも、具体的な行政事務の執行に直接従事をいたしますいわゆる一般職の公務員につきましては、公の選挙での投票や署名、募金などを呼びかける、こうした運動を行うことまで禁止されておりまして、行政委員などの特別職の公務員と比べて特に一般職の場合は厳格な制限が課せられているというのが今の制度でございます。

一方で、この問題は、公の選挙といいます民主主義におきます重要なプロセスにおきまして、表現の自由、集会結社の自由という憲法上最も尊重すべき基本的人権の行使を許容すべきか否かという問題でもあるわけであります。そう考えましたときに、私といたしましては、それが一般職によるものか特別職によるものかを問わず、法令の定めるルールを遵守し、節度を持って行われる限りは、できる限り本人の意思を尊重する方向で対応すべきではないかというふうに考えております。

県の参与は特別職の地方公務員でありまして、法令上は、公の選挙での投票関与に当たる活動までは禁止されておりません。また、今回の選挙に際しまして、私から参与に対しましては、特定の候補への応援活動に従事をする場合には、公務遂行におけます中立性、公正性について県民の皆さんから疑念を抱かれたり、あるいは今後の公務遂行に支障を来したりするような言動に及ぶことは厳に慎むように申し渡しております。私といたしましては、参与におきましてもこれを踏まえて法令を遵守し、節度のある対応を取られたものと信じております。

参与には、引き続き、公務とそれ以外の活動との線引きを明確にしながら、御自身の経験、

ネットワークを十分に生かしていただいて、官民連携の深化に向けて手腕を発揮いただきたいと思います。その上で、手がけたプロジェクトにおいて具体的な成果を出す、そういうことによりまして県民の皆さんの期待に応えていただきたいと考えております。

次に、旧統一教会の被害者の皆さんに対してどのような言葉をかけるのかというお尋ねがございました。

私自身、橋田さんや被害に遭われた方から、家庭崩壊あるいは経済的な困難など、長年にわたるつらく壮絶な御経験をこれまでにも直接お聞かせいただきました。皆さんがこれまで抱えてこられた御労苦あるいはつらさ、悲しみ、こうしたものに、改めて言葉では言い尽くせない心の痛みを感じております。

あしたにも下されます東京高裁の判断が解散命令の維持であった場合、宗教法人格の喪失あるいは清算手続が具体的に開始をされるということを意味するというふうに伺っております。そうなりますれば、被害者の方々の切実な訴えが司法によって認められた非常に重い判断となるというふうに考えます。このことは、あえて実名で被害を訴えてこられました橋田さんをはじめといたしまして、被害者の方々の粘り強い取組が実を結んだものと考えます。

今後、被害の回復が早く進みますとともに、少しでも被害者の皆さんの心が和らぐことを願っているところであります。

次に、新県民体育館の基本計画検討会の議論に混乱があったのではないかというお尋ねがございました。

御紹介もいただきましたが、昨年度に、今の検討会の前身といたしまして、県立スポーツ施設のあり方検討会を開催いたしました。１年かけた議論の中で、新たな県民体育館は、現状レベルのスポーツ大会などが開催可能なフロア面積を確保した上で、アリーナ機能を加えて現在地に整備するという旨の基本方針を確認いたしました。本年度の基本計画検討会は、こうした前年度定めました基本方針をベースといたしまして、あわせて武道館の集約化、プールの整備についても検討をするということを前提に議論を開始したものであります。

この検討を進める中で、委員の方々から、１つには、県民や市民、関係者の意見をもっと聞いてみてはどうか、また１つには、高知市中心部と連動したまちづくりの視点が必要ではないか、またもう一つには、高知ぢばさんセンター大ホールとの集約も検討すべきではないか、こういった意見を含みます様々な御意見をいただいたところでございます。

こうした委員の皆様からの御意見を受けまして、例えばオーテピアや高知市役所などにこの新体育館の整備に関するパネルを設置し、期待することなどを県民の皆さんにお聞きいたしました。その結果、駐車場を広くしてほしい、音楽コンサートを見たい、料金が安く県民が使いやすい施設にしてほしいといった御意見をいただいたところでございます。

このほか、御指摘もいただきましたように、今の検討会の委員の皆様からは、ぢばさんセンター大ホールとの機能集約との関連において、改めて旧高知南中・高跡地などのより広大な敷地での整備も検討すべきではないかという御意見も出されました。この点につきましては、今年１月の検討会で、対象となります敷地の情報が比較できるような資料をお示ししまして、中心市街地から徒歩20分圏内の現在地が最適であるという県としての考え方を改めて説明し、この点はおおむね理解を得たのではないかというふうに考えております。

このように、これまでの検討会におきましては、第１回の会議におきまして共有をいたしま

した基本方針、これを土台といたしまして、委員の皆さんあるいは利用者の方々の意見も踏まえて様々な議論を進めてまいりました。その中で、修正すべき点を手直ししてまいったというふうに考えておりまして、その上でさらに高知市との合意内容も勘案をして、実現可能性のある配置案に進化をさせてきたものというふうに考えております。

今後は、ぢばさんセンター大ホール側との調整あるいは運営方式の在り方などの議論を深めていく必要があると考えております。このため、新年度に向けまして、検討会の体制を強化した上で、今年の夏頃までには基本計画を策定できますように、しっかりと議論を進めたいと考えております。

次に、この整備に関連しまして、アスパルこうちのグラウンドの全面使用についてのお尋ねがございました。

現在の県民体育館の敷地は、高知市から無償でお借りをしております。今回の再整備に当たりまして、アスパルこうちのグラウンドと南消防署跡地の土地使用の可能性につきまして、所有者であります高知市との間で令和６年から協議を重ねてまいっております。

再整備の議論が進む中で、県といたしましては、社会体育施設に加えてアリーナ機能を有する複合施設を整備していくというためにはグラウンドの全面使用が必要だという方向性に至ったところでございます。あわせまして、プールの整備につきましては、現在地のほか、周辺の複数の県有地などを候補地として検討していくことといたしました。

そうした中で、高知市長から、グラウンドの全面使用に当たりましては、保護者の方々の御意見も踏まえて教育的な配慮を求めるとの要請がございまして、県としましては、アリーナの屋上に人工芝を敷設するといったできる限りの対応を行うことにいたしました。

あわせて、高知市長からは、プールの整備について、周辺住民の方々の強い御要望があること、そして社会体育施設としての機能も必要であるという考え方から、体育館本体との一体的な整備を求めるという旨の申入れもございました。これらを受けまして、アリーナを核としたまちづくりの観点も踏まえて、県としての最新案を決定いたしました。

先ほど議員のほうからは、同じ教育施設で扱いがダブルスタンダードになっているのではないかという御指摘がございましたけれども、ただいま申し上げましたように、アスパルこうちへの教育的配慮あるいはプールの設置場所につきましては、土地の所有者であり無償で提供していただく言わば本事業の共同事業者、パートナーと言えます高知市からの強い要望をできる限り尊重しまして現在の方針を決定した、その結果によるものであります。

次に、複数の施設を一体的に整備する最新の配置案を見直すべきではないかというお尋ねがございました。

メインアリーナそれからサブアリーナ、武道館、プールを含みます最新の配置案につきまして、検討会では、御指摘もありましたように、複数の施設を詰め込み過ぎではないかという御懸念の意見もいただきました。ただ、この複数の施設を一体整備することにつきましては、基本計画の策定を担当しております設計事業者に、技術的、専門的な見地からしましても物理的に実現は可能であるということを確認いたしました。その上で、先月の検討会におきまして、資機材の搬入搬出口、人や車の動線、地下の駐車場なども含めまして、各施設の配置を示しました平面図を提示いたしたところであります。

さらに、今後の創意工夫といたしまして、設計段階におきましても、例えば各施設の受付を

一本化して待合スペースを広くするなど、ゆとりを持たせるための工夫を検討したいと考えます。また、完成後の運営におきましても、例えばメインアリーナで展示会、サブアリーナで競技大会を同時開催するといった場合に、それぞれの利用者の動線を明確に分けるなどの安全対策を講じるということができるのではないかというふうに考えております。

さらに、地下駐車場の設置に関する安全性について懸念をされるお声もお聞きをいたしますが、いわゆるＬ２クラスの巨大地震が発生した際を想定しますと、地上に置くか地下に置くかを問わず、駐車場は浸水することを想定しておかなければならないと考えております。特に地下駐車場につきましては、人命を守ることを第一に、津波に耐えられる躯体構造を採用すること、利用者が垂直避難できる階段を複数設けること、さらには避難訓練などの防災対策を徹底すること、こうしたことで安全対策をしっかり取ってまいりたいと考えております。

このような最新の配置案の考え方、そして懸念事項への対策案を今後の検討会でしっかりと説明いたしまして、委員の御意見もお伺いしたいと思います。その上で、修正が必要な部分があれば手直しをして、基本計画をまとめたいと考えております。

次に、アリーナの規模自体を見直すべきではないかということで、スモールスタートの議論といったお話をいただきました。

新しい県民体育館は、県内外から多数の方が集い交流をする場となることでにぎわいが生まれ、特に若者、子育て世代にとってシンボリックな施設となることを目指したいと考えます。そのため、武道館、プールを含む社会体育施設に加えまして、アリーナ機能を融合させた複合施設として再整備するという配置案といたしております。

具体的には、メインアリーナで、今までの規模ではできなかったアマチュア競技の全国大会やプロスポーツの試合、そして大規模な音楽コンサート、展示会などの開催を想定しております。そのために、現在の県民体育館で行っております競技大会などをサブアリーナで開催できるようにする必要がございますので、サブアリーナにつきましてはバスケットコート２面分の広さが必要だと考えているところであります。

検討会の委員の皆さんからも、多くの競技者が利用できること、そしてこれまでできなかったイベントの開催ができること、こういったことから経済効果も高まるといった肯定的な意見をいただいております。したがいまして、新しい県民体育館が本県のスポーツ、文化、教育、経済などの活性化を図ります上で大きなインパクトを生むためには、最新案でお示しをした規模はぜひとも必要であるというふうに考えております。

次に、四国の新幹線の整備についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、新幹線の整備におきましては、並行在来線の経営分離や収支採算性、投資効果、いわゆるＢバイＣなど、クリアすべき課題がございます。こうした様々な課題に対しましては、四国４県の官民が連携をしまして専門的な調査や検討を重ね、その結果も公表しながら取り組んでまいりました。

例えば、並行在来線の経営分離や収支採算性の問題につきましては、平成26年の調査におきまして、新幹線の収益により、ＪＲ四国が引き続き在来線を維持することは可能との試算結果が示されております。また、いわゆるＢバイＣに関しましては、整備計画路線として着工しておりますほかの地域と比較しても遜色のない水準が見込まれております。

これ以外にも様々な課題はございますけれど

も、いずれも関係者の努力によって解決していくことが可能だと考えております。そして、こうした課題解決のためのコストを考慮しても、新幹線の整備は、観光やビジネス面を通じた経済の活性化、災害対応力の強化など、そのコストを上回る大きな効果が見込まれるというふうに考えております。

何よりも、新幹線の整備につきましては、本県を含む四国が他の地域と同じスタートラインに立って地域間競争に臨むことができるように、国土政策として、国の責務と言うべきものでもあるというふうに考えております。

引き続き、新幹線の必要性に加えまして、こうした課題や整備に関するコストなどの情報も併せて広く県民の皆さんにお伝えをしてまいります。また、四国４県の官民や、思いを同じくいたします全国の基本計画路線の推進団体とも協力いたしまして、地方の財政負担の軽減策など、さらに具体的な課題の解決に向けて取り組んでまいります。

最後に、伊方原発の地質調査会社の特定あるいは運転中止を求めるべきとのお尋ねがございました。

原発の稼働に当たりましては、安全対策が万全であることが大前提でありまして、これに関わる情報開示を行うことが必要と考えております。

国は今年の１月に、中部電力以外の電力会社において基準地震動策定におけます同様の不正事案はないとの報告を受けている旨の公表をされております。また、同月、四国電力からも、データを意図的に操作するといった行為は行われていないことを確認したとの公表がなされております。

県といたしましては、これらの調査結果から、少なくとも現時点において３号機の運転中止を求める必要はないものと考えております。

私からは以上であります。

（文化生活部長池上香君登壇）

**○文化生活部長（池上香君）**　これまでの相談や窓口の広報強化についてお尋ねがございました。

旧統一教会の問題が再び注目され始めた令和４年度以降、県立消費生活センターに寄せられた相談は、献金の返還を求めるものなど、令和４年度に３件、令和５年度に１件の計４件で、全国的な弁護士組織の相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。

また、霊感商法を含む悪質商法に関するパンフレット等の作成、配布を通じて、その手口や対処法と併せて、県や市町村、法テラスなどの相談窓口の周知を図ってまいりました。

県としましては、潜在的な被害者の方などからの相談につながるよう、ホームページやＳＮＳ、ラジオなどの様々な広報媒体を活用し、引き続き、相談窓口の周知に取り組みますとともに、専門機関とも連携しながら、しっかりと相談に対応してまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　宗教を背景とする虐待を受けた児童への対応についてお尋ねがございました。

保護者が児童の権利を侵害し、心身の状態に著しい影響を与える場合は、宗教の信仰等を理由としたものであっても児童虐待に該当します。虐待が疑われる場合は、各関係機関が、宗教等の信仰を背景とした事案の特徴に留意しながら、適切に対応し支援することが重要でございます。

例えば、宗教等の教義の影響を強く受けている児童は、自らの状況を理解できていない場合や、他人が関わることに大きな不安を抱いていることがございます。このため、支援等に当たりましては、児童の気持ちに寄り添いながら丁寧な聞き取りを行い、気持ちの整理を促しながら、客観的に問題を把握する必要があります。

また、カウンセリングや生活支援など必要なサポートが受けられるよう、専門機関や市町村に適切につなぐことが大切です。

児童相談所をはじめ福祉保健所、精神保健福祉センターなど県の支援機関におきましては、引き続き、こうした点に留意しながら、様々な相談に丁寧に対応をしてまいります。

（産業振興推進部長濱田美和子君登壇）

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　中小企業の賃上げに向けた総合補助金などの活用支援と再来年度以降の見込みについてお尋ねがございました。

新設する所得向上推進企業等総合支援事業費補助金や賃金向上環境整備事業費補助金については、幅広い分野における小規模事業者や個人事業者にも積極的に活用していただきたいと考えています。

制度の周知に当たっては、現在、庁内の担当部局から、関係する業界団体等を通じた情報提供を行っておりますほか、県内７か所の地域本部においても市町村や地域の事業者への周知活動を行っているところです。加えて、新聞広告をはじめとする様々な媒体を活用した広報を行うこととしています。

また、事業者の中には、補助金の活用に不慣れな方もいらっしゃると思われます。そのため、地域本部のサポートのほか、事業者の皆様にとって身近な存在である地元の金融機関や商工団体などにも、申請手続等に対する支援について御協力をいただくこととしています。

引き続き、各関係機関とも連携しながら、県内全域で幅広い業種にわたって持続的な賃上げが可能となりますよう、庁内一丸となって全力で取り組んでまいります。

再来年度以降の事業実施につきましては、これらの施策の効果を令和８年度に検証した上で検討してまいりたいと考えています。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　プロスポーツチームなどの誘致や創設の見通しについてお尋ねがございました。

県内で新たなプロスポーツチーム等の試合が観戦できたり地元チームが誕生することは、競技力の向上はもとより、観光や地域経済の活性化にも大きく貢献するものと考えています。このため、来年度から新たに、バスケットボールのＢリーグやバレーボールのＳＶリーグなどの試合誘致に取り組むこととしております。

まずは、県と関係性のある関西圏を中心としたチームの誘致に取り組み、県民の皆様がプロの技を間近で見られる機会を設けていきたいと考えております。その際には、スポーツ教室の開催なども併せて実施し、県全体でプロスポーツ等への関心を高め、チームの誘致や創設に向けた機運醸成を図ってまいります。

また、誘致に取り組む中で、屋内プロスポーツチームなどの関係者から施設整備に係る助言もいただきながら、新県民体育館の整備へ反映させたいと考えています。

あわせまして、プロスポーツチーム等の創設については、経営面で中心となる運営会社やメインスポンサーの確保が必要不可欠であり、創設へのハードルはまだまだ高い状況です。こうした中、Ｂリーグが全都道府県でのチーム創設を目指し、本県を含む６県においてチーム創設に向けた支援を表明されました。これを受け、本県もＢリーグ関係者との協議を始めたところです。

今後も関係者との協議を続けていきながら、チーム創設に向けた民間の動きなどとも連携し、新たなプロスポーツチームの誕生に向けて、必要な支援をしっかりと行ってまいります。

（危機管理部長江渕誠君登壇）

**○危機管理部長（江渕誠君）**　まず、避難所の環

境整備を進めるための施設整備の必要性と今後の対応についてお尋ねがございました。

国は、能登半島地震の教訓や国際的なスフィア基準を踏まえ、令和６年12月に、避難所の取組指針やガイドラインを改定しました。この中では、避難所生活が長期化するほど健康への負担は増大し、心身に悪影響を及ぼすことから、生活の質の向上を目指すための施設整備の必要性が示されています。

このため、県では、第６期南海トラフ地震対策行動計画に、災害関連死の防止に向けた避難環境の整備の強化を重点課題に位置づけ、取組を拡充したところです。具体的には、市町村における避難所の居住スペースを確保することや、簡易ベッド、簡易トイレ、炊き出し用資機材などの備蓄について新たに目標を設定し、取組を進めています。

こうした避難所の環境整備は、一義的には市町村が実施することになりますので、県では地域防災対策総合補助金により、市町村を財政的に支援しております。加えて、来年度からは、国の補助金を活用して、避難所などの設備に対する補助金を創設し、支援を強化しようとしています。

さらに、大変手厚い財政支援制度である緊急防災・減災事業債がこのたび延長され、対象事業も拡充されたことで、厨房や入浴、洗濯といった設備の整備が進めやすくなりました。

今後とも、こうした各種の財政支援制度の活用を市町村に促し、スフィア基準を踏まえた避難所環境の整備を進めてまいります。

次に、スフィア基準に基づいたし尿管理とするための課題と対応についてお尋ねがございました。

議員御指摘のスフィアハンドブックには、し尿管理基準の基本指標として、人々が生活する場などに排せつ物が存在しないこと、適切な共用トイレの割合や住居との距離、排せつ物が廃棄されていることといった内容が示されています。これらに対する本県での大きな課題は、特に避難所のトイレだと考えています。

県では、平成26年に大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引きを策定し、トイレのスペースの確保や使用のルールなどを定めて、市町村に周知しております。しかしながら、現在の手引ではまだスフィア基準の指標を記載していない項目や数値がありますので、今年度中に手引を改定するように作業を進めているところです。

また、全ての市町村が策定している災害廃棄物処理計画では、仮設トイレの必要基数や、し尿の回収と処理の体制についても記載されており、計画の実効性の確保に向けて、県としても積極的な支援に取り組んでいるところです。

今後とも、発災時に全ての人がトイレを安全・安心に利用できるよう、スフィア基準に基づいたし尿管理を目指して取り組んでまいります。

次に、トイレの備蓄状況についての課題認識と今後の市町村への支援についてお尋ねがございました。

県では、改正された災害対策基本法を踏まえて、昨年11月に、高知県備蓄方針に基づく市町村の公的備蓄物資の備蓄量を公表しました。このうちトイレについては、簡易・仮設トイレと携帯トイレの備蓄量を合わせますと、ほとんどの市町村が目標量を達成しております。

しかしながら、２市町ではそれらの備蓄量の合計が目標に足りておらず、課題だと認識しております。また、トイレに必要不可欠なトイレットペーパーの備蓄量についても、14市町村で目標量に届いておらず、こちらも課題だと認識しております。

県の備蓄方針では、各市町村におけるトイレやトイレットペーパーの備蓄の達成目標を令和

９年度としており、県は補助金で市町村の備蓄を財政支援しております。さらに、下水道などの復旧作業の長期化に備えた対応も課題であるため、来年度は、長期の使用が可能な大容量トイレの整備も対象とする新たな補助金を創設しようとしています。

今後とも、災害関連死につながりかねないトイレ問題の解決に向けて、市町村への財政支援を行ってまいります。

最後に、家庭における携帯トイレや簡易トイレの備蓄率を上昇させるための取組についてお尋ねがございました。

県の備蓄方針では、国から支援物資が届くまでの３日間は個人備蓄を原則とし、最低でも３日分以上、可能であれば１週間分以上の備蓄について、啓発を強化することとしております。

家庭での携帯トイレや簡易トイレの備蓄状況につきましては、３年ごとに県民意識調査を行っており、備蓄していると答えた人は、平成30年度は11％、令和３年度は19％、令和６年度は32％と、上昇はしているものの、まだまだ不十分な状況です。また、令和６年度の調査で、携帯トイレなどを備蓄していると回答した人に備蓄量を尋ねたところ、３日分以上は57％であり、量としても不十分な状況と言わざるを得ません。

このため、今後、家庭での携帯トイレなどの備蓄に関して、様々な媒体を活用して、啓発をさらに強化いたします。具体的には、来年度に改訂する予定の防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の中に、携帯トイレなどの説明を大幅に追加し、全戸に配布したいと考えております。また、その内容をＳＮＳや防災イベントなど様々な機会を捉えて啓発することで、家庭における携帯トイレなどの備蓄率が上昇するよう積極的に取り組んでまいります。

（林業振興・環境部長坂田省吾君登壇）

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　新エネルギービジョンの改定に合わせた太陽光発電施設のガイドラインの見直しについてお尋ねがございました。

県の太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインは、固定価格買取制度、いわゆるＦＩＴ制度の認定を受けた一定規模の発電施設を地上に設置する事業者を対象としています。ガイドラインでは、事業者に対して、各種関係法令の遵守のほか、市町村への事業内容の届出や、地域への事前説明・協議などの対策を実施することを求めております。

こうした中、近年、ＦＩＴ制度によらない多様な太陽光発電事業が増加しており、ガイドラインの見直しが課題となっています。ガイドラインの見直しについては、本県における今後の再生可能エネルギーの導入の方向性と整合を図る必要があることから、高知県新エネルギービジョンの改定に併せて検討を進めてまいりました。

本年度中に見直しをするガイドラインでは、お話にありましたＦＩＴ以外の自家消費型の太陽光発電事業につきましても、事業者に対して地元説明会の開催などを求めていくことを考えております。

県としましては、引き続き、各種関係法令やガイドラインに基づき、再生可能エネルギーが地域と調和した事業となるよう、事業者に対して指導等を実施してまいります。

**○33番（細木良君）**　それぞれ答弁ありがとうございました。

４Ｓプロジェクトの人口減少対策総合交付金の在り方については、やはり上下関係、そしてペナルティーありきというふうに取らざるを得ないというふうに思っています。

人口減少に対して、県内の市町村の各首長はそれぞれ、これは最大の課題だと思って頑張っていると思うんです。で、それはそれとして、

お金に色をつけていくというのは、やはり対等・協力関係に私は懸念を感じざるを得ません。その点、伝えておきたいと思います。

それと、参与の問題については、さきの議会で大阪府の参与の公開のことについてちょっと紹介もさせていただきましたけれど、職務執行状況の公開とか、活動に際しての経費はどのぐらい支出されたのかということについては今議会でも一定報告されるというようなことも聞いていますが、ぜひそういうのもしっかりと公開してほしいと思います。

あと、統一協会の宗教２世の問題では、私自身、ホームレス支援と貧困問題を考えるこうちネットホップの活動に参加をしています。先頃、社会貢献支援財団の安倍昭恵会長が来高していまして、講演をいただきました。安倍首相を襲撃した山上氏のことについても講演の中で触れられて、相談できる方がおったら変わったのではないか、殺人は絶対に許されるものではないが、そういう、相談できる人がおればというような話をされたのは非常に印象的に残っています。

ぜひ関係の支援機関でしっかりと広報も強化していただいて、しんどい思いをしている宗教２世の方の救済をしっかりとしてほしいと思います。

あと、賃上げ支援の中小企業の補助金については、今朝の高知新聞の地空というコラム欄でも紹介をされていたように、東洋町のスーパーの例がありました。地域で住み続けられるためには本当にこうしたスーパーというのが大事なんだなっていうふうに思って踏ん張って頑張っている商店とか業者の皆さんがまずこれを使える、そういう支援をしていただいて、この賃上げ支援の補助金を有効に活用できるようにぜひ支援をお願いしたいと思います。

それと、体育館のことです。ぢばさんセンターの在り方が今後どういうふうに結論が出るのかということが非常に大きなファクターとしてあると思うんですけれど、ぢばさんセンターは７億円から８億円かけたら数十年長寿命化ができるということです。それと併せて、あり方検討委員会のときにも出されちょったと思いますけれど、春野の総合運動公園の活用の仕方も含めて、ＭＩＣＥであるとかＢリーグであるとか、そういうのは、総合的に考えて、本当に県民体育館の在り方というのを考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

知事は記者会見等で、何年も議論をしてきたので、もうそろそろ結論を出さんといかんということですけれど、プールや武道場が併設されたトップダウンの案は昨年８月に提案されたばかりで、まだ１年もたっていません。詰め込み過ぎで中途半端、機能不全となる、かるぽーとの二の舞となるというふうな県民の声も出ています。

今年夏頃ということで、策定の時期を今申されましたけれど、県民参画でしっかり進めるということで、性急に進めてはならないと。みんなが活用できて、愛される新県民体育館ができるように、私たちもしっかりと提案もしていきたいなと思っています。

それと、防災の面では、先ほど、長期で下水道が使えない場合の対応のことについても答弁がありました。内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインで、下水処理に関する防災対策というところで、下水道処理区域外内にかかわらず、災害時の利用を想定した合併処理浄化槽を避難所に設置し対応することなども求められているということが記載があります。ぜひこうした提案なども、中山間地域などで避難所をやる、また下水道施設が整備されている、そういう区域内でもこういう考え方もあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検

討もお願いしたいと思います。

それと、公共交通、新幹線のことについては、デメリットも含めて広く県民に示していただくという答弁がありましたので、これしっかりと履行していただきたいというふうに思います。

そして、原発の再稼働です。連日、原発に関する不祥事が報道されています。浜岡原発の審査データ不正問題では、規制委員会が立入検査を公表して、基準地震動を過小評価した疑いについて、策定に関する業務計画が社内になかったと、どのように策定されたのかの経緯が追えないという発表を行いました。これは非常に不十分で、姿勢として正しくないというふうに規制委員長も指摘をしています。全くあり得ないと思います。

続いて、規制委員会委員長は、こうしたデータについては科学的に不正を見抜くことは困難というふうにも説明しています。旧原子力安全委員会の元技術参与は、第三者の規制機関による独自の解析の、クロスチェックの解析が必要だというふうな指摘もあります。

あと、浜岡原発は水漏れがあったり、柏崎刈羽では制御棒トラブルがあったりということです。改めて、中央構造線が直近にある伊方原発の安全性に関わる問題でもありますので、重ねて直ちに、浜岡のいろんな報告があった段に、伊方にも改めて安全性の確認について申入れをしていただきたいと思います。

最後、あと２問させていただきます。集団的自衛権のことについて、またイランへの攻撃についてです。

集団的自衛権の行使につながりかねない今現状だというふうに僕は認識をしています。この問題については、憲法に書き込むということも関わってきますが、特定利用港湾が３つある高知県においても、県民、国民の命に直結する問題だというふうに認識をしていただきたいというふうに思っています。

ちょっと紹介したいんですが、昨年の12月に亡くなった伊藤忠商事の丹羽宇一郎元会長、日中友好協会の名誉会長でありました。最後の著作になったんですが、「Ｚ世代は戦後初めて銃をとる世代になるかもしれない」、この中に、集団的自衛権が大惨事の引き金となるというふうなことを書かれています。それと、日本は米国の視野を借りて世界を見てきたが、もはや日本と米国だけを見ているだけでは私たちのいるこの世界を理解することはできないというふうに後書きでも書かれています。

改めて、県民の命を守るためにも、日本政府に対してしっかりとアメリカやイスラエルの攻撃をやめるように求める、このことを知事としてしっかりただしていただきたいと思いますが、その点について再度質問いたします。２問とします。

**○知事（濵田省司君）**　細木議員の第２問につきましてお答えいたします。

今回のアメリカあるいはイスラエルによりますイランへの攻撃は、大変事態としては憂慮すべき事態だというふうに思っております。ただ、これをどういうふうに評価するかということについて申しますと、総理のほうも十分な情報がないという状況であります。

議論といたしましては、武力行使の禁止に反している、しかしそれは自衛権の範囲内ではないかという問題があるわけでありますので、その点につきまして我々が地方自治体の立場でとやかく申し上げるお話ではないというふうに思っております。この点は、まさしく外交・安全保障について責任を持って対応すべき国が必要な情報収集ないしは各国との連携を通じて適切に対応していただくべき問題だというふうに思っておるところでございます。

そうした観点から、県のほうで情報も、事実

関係に関する情報に関しても国以上に情報を持たない我々でございますから、とやかく申し上げる問題ではないというふうに思いますけれども、ただいずれにいたしましても、国におきましては､今議員からお話もございましたけれど、国民の生命、財産を守るというのが最終的な最も優先すべき命題、課題だということだと思いますので、そうした観点に立って、そしてできる限り外交的な解決を図っていくという方向に沿って対応を取っていただくということをお願いいたしたいというふうに思っております。

**○33番（細木良君）**　国際法違反、国連憲章違反である、このことはもう明白です。県民の命を預かる知事として、非常に僕は残念な答弁だったと思います。とやかく言う立場ではないという答弁でした。

本当にこうした無法な戦争を一日も早くストップさせて、国際社会が安全な安定な社会に戻るように、希望を持ってこれからも私たちも頑張る決意を述べまして、以上で全質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

**○副議長（上田貢太郎君）**　暫時休憩いたします。

午後２時43分休憩

――――　ᘓᘓᘓ　――――

午後３時５分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番坂本茂雄議員。

（31番坂本茂雄君登壇）

**○31番（坂本茂雄君）**　議長のお許しをいただきましたので、県民の会を代表して質問させていただきます。

質問に入る前に、一言お願いを申し上げさせていただきます。県民の会では、昨年12月に同僚議員の橋本敏男氏が辞職され、今年１月にはさらに同僚議員の田所裕介氏が辞職されましたが、それぞれの選挙区での補欠選挙を勝ち抜かれた土佐清水市選挙区の岡﨑哲也議員、高知市選挙区の水野雪絵議員を迎えてこの２月定例会に臨むことができました。今後も、県民の会の結成以来の基本姿勢である県民に寄り添う身近で温かな県政をつくるために、４人が力を合わせて頑張りたいと思いますので、各会派同僚議員、知事はじめ執行部の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、質問に入らせていただきます。まず、知事の政治姿勢についてであります。

最初に、高市政権におけるいわゆる国論を二分する大胆な政策転換の議論についてお聞きします。知事も提案説明の冒頭で述べられましたが、自由民主党が単独で定数の３分の２を超える316議席を獲得し､日本維新の会と合わせると352議席となりました。しかし、その結果を受けて高市政権が目指すのは、国論を二分する大胆な政策転換であり、その進め方にも大きな懸念を抱いております。

高市首相は、衆院解散の理由を、国論を二分するような大胆な政策、改革に果敢に挑戦していくためと説明し、選挙戦でも、憲法改正をやらせてくださいとか、声高に訴えていました。そして、衆院選に圧勝すると、政策転換をやり抜けと力強い形で背中を押していただいたと言う高市政権は、あってはならないことですが、数の力を頼みに、国論を二分するような大胆な政策転換を行うことを危惧される県民、国民は多いのではないかと思います。

高市首相は国論を二分する具体の政策について言及されてはいませんが、知事は、今後どのような課題が国論を二分する大胆な政策転換と

なり、その議論の在り方としてはどのような在り方が望ましいと考えられるか、お聞きします。

次に、サイレントマジョリティーだけでなくマイノリティーに耳を傾け寄り添う県政の運営姿勢についてお聞きします。昨年９月定例会に計上されていた、県立施設を運営する外郭団体の自律性向上計画の策定支援を行う県立施設運営活性化懇談会の経費予算を削除するという修正案に私が賛成討論をした際、その中で次のように指摘させていただきました。議案など公募方針について、サイレントマジョリティーがあってこその議会の理解を得られる方向という結果と知事は言われましたが、その見解はあたかも、県の方針に賛成をするサイレントマジョリティーに対して、今までに例を見ないほどの多さのパブリックコメントなどはラウドマイノリティーとでも言うのかとの思いを述べさせていただきました。

そして、県民や関係者が、権力を持った知事に対して抗う声を上げることは大変勇気の要ることだと思うし、それをラウドマイノリティーとして位置づけるようなサイレントマジョリティーの後押しでの議会決定とされるには納得をすることができないとの思いは、今も変わりません。そして、何を言われても聞く耳を持たずに突っ走るのがむしろ責任を問われると言う知事には、しっかりと声を上げなければならないとの思いで、声を上げる県民に対しても寄り添う姿勢があってこそ、知事が言われる共感と前進の県政につながるのではないかと思っています。

その後も、知事は大石参与を任命した際に、対面した大石参与に対して、大石さんもいろいろ言いたいことはあるとは思いますけれども、それはそれとして、多くのサイレントマジョリティーと言うべき県民の皆さんは、ここでどういう成果が具体的に上がるのかを一番注目している。そこで成果を上げることが、御不安や御懸念に応える一番いい道と、ここでもサイレントマジョリティーとの言葉を使われていました。知事が発するこの言葉に、知事の提案する政策に賛成するサイレントマジョリティーと懸念を抱く県民とを二分するような受け止めをされる県民も少なからずおられるのではないでしょうか。

これからの県政の進め方において、時として社会的、文化的に少数派であり、偏見や差別により社会的に弱い立場に置かれやすいマイノリティーの方々の声に耳を傾け、寄り添った県政運営を行っていただきたいと考えるものですが、知事にお聞きします。

次に、人手不足の市町村の画一性、共通性が高い事務を都道府県が処理するという市町村と都道府県の役割の再編検討についてお聞きします。地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるために、地方分権推進法が1995年に成立して以降、政府は幾度にもわたって分権改革を議論し、進めてきました。しかし、近年人口減少などの下で地方自治体の余力が失われる一方で、災害対策をはじめ、住民の孤独・孤立対策や地域交通網整備、食品ロス、地球温暖化対策など、行政が対応を求められる分野は一層多様化しています。

今朝の明神議員も少し触れられましたが、そのような中、市町村の事務の持続可能性をめぐって、総務省の研究会が2024年11月に議論を開始し、昨年６月、画一性、共通性が高い事務は国や都道府県が処理することも含めた見直しが求められていると指摘する報告書がまとめられました。その中では、道路や上下水道の維持管理、介護保険の事務といった10分野で都道府県に事務を移すなどの対応を検討するべきだとされて

います。

県においても十分な職員確保が困難な中で、いわゆる市町村業務の逆移管が可能な現状にあると知事は考えられるのか、お聞きします。

また、内閣官房参与の山﨑重孝氏は、月刊地方自治２月号の座談会「平成の地方制度改正をひもとく」で、「現在の人口減少では、地方分権をしようにも受け手の県や市町村の人口がどんどん減っており、統治機構としてどのように維持していくかということがもう少し上位概念にないと、単なる地方分権では難しくなるという感じだと思う。どういうふうに持ちこたえていくかという内政総力戦体制をつくらないといけない」と述べられていました。

この言葉には、2024年の地方自治法改正で補充的指示権が設けられたことから、国と自治体の関係を上下主従から対等協力にしようとしてきた地方分権の流れをほごにしかねない中央集権への回帰の方向性があるのではないかと、うがった見方もしてしまいます。

そこで、この議論を人口減少対策に置き換えた場合、国のありとあらゆる技術や力を総動員して自治体を支援し、立ち向かうべき問題であるということを指しているように受け止められるのですが、そのような議論の行われている中、市町村の在り方は今後どのようになっていくと受け止められているのか、併せてお聞きします。

次に、持続可能な地域医療提供体制を確保するための財政措置についてお聞きします。全国で公立病院を取り巻く状況の厳しさが加速しており、総務省の資料によると、公立病院における赤字病院の割合が令和５年に70.4％だったのが、１年後の６年には83.3％にまで増え、赤字額が2,099億円から3,952億円と、ほぼ倍増しています。

そのような中で、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、政府は、来年度予算において病院事業に対する繰出金として、対前年度比400億円程度増の8,300億円程度を計上し、地方交付税措置を拡充することとなっています。

そこで、令和元年以降の高知県における県立幡多けんみん病院、あき総合病院への繰出金の推移とともに、昨年の国の補正予算で措置された１病床当たり19.5万円の支援金などの措置状況について公営企業局長にお聞きします。

また、高知県・高知市病院企業団に対する負担金の推移とともに、支援金などの措置状況について健康政策部長にお聞きします。

県・市病院企業団議会で、企業長から自治体病院の厳しい経営状況が訴えられるとともに、12月議会では、質疑の中で、負担金の上限が定められているために、その上限額以上に負担金が措置されないことに対して見直しを求めていくとされていましたが、さきの２月議会でも、見直しの合意に至っていないとの報告がされました。

県は、平成16年という21年も前の合意事項になぜ固執するのか、早急に見直すべきだと考えますが、知事にお聞きします。

次に、先ほど細木議員も触れられましたが、参与の在り方とその実績の評価についてお聞きします。昨年11月、県に特別職として参与、官民連携推進監を設置し、元県議会議員で直前の参議院選挙の高知・徳島合区選挙区の候補者として県民を二分した戦いを繰り広げられた大石氏の就任の判断は、濵田県政を評価する県民の方からも、何ぼ言うたちとの声をいただいたことがありました。

また、知事は12月定例会提案説明で、人口減少問題の克服に向けては、従来型の県行政とは異なるアプローチが必要と考える、具体的には、公平性や前例に過度にとらわれず時代の変化に即応すること、縦割りで専門性を追求するより

も県民の目線に立って横断的・総合的な政策を展開すること、正確性の重視よりも時間のコストを意識したスピード感のあるタイムリーな対応に軸足を移していくための官民連携の取組を推進してもらうことを大石氏に期待されていました。

しかし、昨年夏の参議院選挙で県民を二分した激しい選挙戦を戦った中で培った人脈に頼る県政には、施策の偏りが生じるのではないかと懸念される県民は多いことだと思います。

そこで、昨年12月定例会での塚地議員の質問に対して、参与の任用に当たり様々な慎重な御意見があることは十分承知しているが、その上で、参与には公務とそれ以外の活動との線引きを明確にしながら、御自身の経験、ネットワークを十二分に生かして手腕を発揮いただきたいと知事は答弁されていましたが、今回の衆院選挙も含め、前後する活動において知事が慎んでもらいたかった線引き以上の行動はなかったと確信されているのか、改めて知事にお聞きします。

知事はその際に、私も参与の活動について県民の皆様に適時適切に説明をしてまいる考えであり、県民の皆さんの理解と納得を得るためにも、ＳＮＳなどを通じた積極的な情報発信に努めるように指示をいたしたいと答弁されましたが、県庁ホームページの「参与（官民連携推進監）の活動について」のページでは、参与の活動内容については下記のとおりですとして、活動実績報告と活動予定があり、その中にはそれぞれ１か月ごとのワンペーパーで活動内容や予定が書かれてあるのみでした。

これで十分と言えるのか、知事にお聞きします。また、再任するかどうかの判断が近づいてきた現時点で、知事は参与の実績をどのように評価されているのか、お聞きします。

次に、難病患者への支援について質問をさせていただきます。

昨年、難病団体連絡協議会の地域で支えようＩＣＴコミュニケーションをテーマにした研修会を聴講する機会がありました。難病患者さんに対して地域でのコミュニケーションの支援ができる体制づくりに向けた研修会で、意思伝達装置や支援機器の体験と、実践に向けた支援の仕組みづくりの講演を聞かせていただきました。また、神経難病のローテクコミュニケーションについて、医療機関で実践されている言語聴覚士さんから、実際の文字盤を使って文字確認をする体験もさせていただきながら、患者さんの伝えたいを、患者さんの立場に立って、支援の工夫と改善がどのようにされることが必要なのかなどを学ばせていただきました。

全国の先進的な取組から、神経難病患者とのコミュニケーションを取り続けるために、病気を見るのではなく人を見る、サインを見逃さないなどが重要であり、適切なコミュニケーション手段、本人のコミュニケーション意欲、支援者側の諦めない、決めつけない気持ちがあればコミュニケーションを取り続けることは可能ということを踏まえた、ローテクとハイテクを上手に併用してＩＣＴコミュニケーションを地域で支えていくことの重要性を痛感させられました。

難病患者がどこにいてもコミュニケーションが取れる体制が未確立で、ＩＣＴコミュニケーションについて支援者側の知識啓発やＩＣＴコミュニケーション機器の提供支援などの体制をどのように確立するのか、本県でも県をはじめとした公的支援の在り方が求められています。

そこでまず、神経難病患者さんたちの意思伝達の権利を保障するための支援の仕組みを確立するため県として何ができるのか、健康政策部長にお聞きします。

そして、支援者側の人材育成や相談、支援拠

点との連携、支援機器の提供サービスなどをモデル事業化することをはじめとして、県下に横展開していけないか、健康政策部長にお聞きします。

さらに、難病を抱えながら柔軟に働くＲＤワーカー、レア・ディジーズ・ワーカーの概念が提唱され、多様な働き方の普及や合理的配慮の広がりとともに、難病患者が個性を生かして働ける社会から、誰もが働きやすい社会の実現が目指されている中、難病患者の就労支援についてお尋ねします。厚生労働省では、企業に義務づける障害者雇用率の算定に障害者手帳を持たない難病患者らも含める方向で検討されており、2027年の関連法の改正を目指すこととされています。県段階の職員採用では、山梨県が全国で初めて難病患者枠を設け、千葉県も今年度から新たに難病患者区分を新設しました。

本県でも、これまで県職員の採用において、障害のある方を対象とした障害者雇用枠を設けてこられましたが、今後はこの枠に加えて、難病患者の就労支援を図るため、難病患者枠を設けることについて知事にお聞きします。

次に、難病患者さんへの防災対策としての電源確保についてお聞きします。令和４年２月定例会において、在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への支援体制整備について質問した際の県の答弁は、少しでも早く非常用電源確保や酸素供給体制などの具体的な支援体制の整備を進めていきたいとのことでした。

今回、改めてお伺いするのは、後ほど南海トラフ地震対策でお聞きする災害関連死の問題で、「令和６年能登半島地震において災害関連死として認定された事例及び認定されなかった事例（災害関連死事例集）」で、難病患者さんではありませんが、在宅酸素をしていた方が自宅で被災し、停電のため１時間ほど酸素吸入ができなかったことや、停電、断水下での苛酷な生活状況などにより心身に相当な負荷が生じ心不全増悪により死に至ったものと推測できる、そのため死因と災害との間に相当因果関係があると判断し、災害関連死として認められている事例も紹介されていました。

本県でもそういう事例を招かないためにも、電源確保を必要とする人工呼吸器を使用される方及び在宅酸素療法の患者さんの災害時個別支援計画の作成状況と、今後どのように取り組まれていくのか、健康政策部長にお聞きします。

また、そのような方を重点継続要医療者と位置づけている中で、避難する予定の避難所や在宅避難をされる御家庭での無停電電源が常備されているのか、健康政策部長にお聞きします。

次に、この間何度か取り上げてきた精神障害者への医療費助成の課題についてお尋ねします。

県が重ねてこられた精神障害者への医療費助成の検討について、６回に及ぶ精神障害者への医療費助成を検討する関係者会議を、ほぼ毎回傍聴させていただきました。

関係者会議で改正案として示された内容は、令和９年４月から全市町村で開始して、助成対象を１級とし、２級のうち18歳未満で身体や知的に中程度の障害がある方や、２、３級のうち２年に１度の更新で前回の等級が１級の場合とするとされました。その内容は、当事者や家族会などが求めてきた全級、せめて２級までを対象とする願いに応えるものではありませんでした。

県内で精神障害者手帳を持っている8,038人のうち１級は１割未満で、残り９割は２級、３級であり、委員からは、等級が２級、３級の人も福祉施設での収入は少なく、併発した病気の治療を諦めざるを得ない実態があるとの声をはじめ、せめて２級まで拡大を、病院から地域への流れをつくってきた行政はその流れを止めないようにするためにも地域で暮らせる支援制度

が求められるなどの意見が出されていました。

今後は、助成範囲について改正から３年をめどに身体や知的も含めた制度全体を検討するとなっていますが、それと並行して当事者や家族会の意見をしっかり聞いていくことは事務局も明らかにされていました。また、関係者会議会長からは、今後の検討体制の在り方、制度の周知､診断書の書き方など医療機関との意見交換、相談者への支援の在り方や家族会との関係性などについて、事務局に対して課題も提起されました。

そして､会を終えるに当たって､会長からの､国への継続した働きかけは求めておきたい。当事者、家族の皆さんから、精神障害のある方の生活の大変さをお聞きした。このような大変さに対して､医療費の助成だけでなく､ほかのサービスとセットで総合的に取り組んでいくことが必要だと思う。事務局においては、当事者や御家族の声もお聞きして、精神障害のある方への支援について取り組んでいただければと思うとの結びの言葉を、事務局である県はどのように受け止め、今後どのように対応していこうと考えられているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

当事者や家族会の皆さんは、署名運動をはじめとして様々な勉強会を重ね、医療費の助成制度の具体化に向けた情報発信など御苦労をされる中で、関係者会議も回を重ねられるに従い、その訴えに耳を傾けられてきた関係者会議のメンバーの意見も、何とか当事者や家族の声に寄り添いたいとの思いの感じられる意見に変わってきたように思われました。だからこそ、先ほど紹介した、せめて２級まで拡大を、病院から地域への流れをつくってきた行政はその流れを止めないようにするためにも地域で暮らせる支援制度が求められるとの意見になってきたと言えます。

当事者及び家族、関係者の方々は、関係者会議の結果に納得がいかない中、本来なら全級を対象として制度開始を求めてきましたが、実施に当たって、せめて段階的導入、柔軟な制度設計として、第１段階は１級プラス２級の通院助成、第２段階は入院医療の一部助成、第３段階は３級への拡大または通院先行・入院後追い方式ということを昨年12月定例会への陳情書で求められていましたが、この提案を踏まえた検討ができないのか、改めて子ども・福祉政策部長にお聞きしたいと思います。

次に、南海トラフ地震対策について質問させていただきます。

昨年は阪神・淡路大震災から30年、今年は東日本大震災から15年、熊本地震から10年、そして本県においては昭和南海地震から80年という節目の年となり、改めて備えの本気度が求められる年と言えます。

中でも、知事が提案説明で、国の新たな被害想定をベースとした、より精緻な高知県版の被害想定を３月末に公表する中で、人的な被害や建物の被害などに加え、新たに災害関連死の想定結果を公表する予定ということで、その対策としての避難環境のさらなる改善や、私が２年間質問のたびに求めてきた災害中間支援組織を設置したことにも言及されていました。

私も、高知県版の被害想定検討委員会はほぼ毎回傍聴してきましたが、京都大学防災研究所の矢守委員の、この想定で諦めるのではなく、行動計画に結びつけ、県民の行動に結びつけてほしいとの意見はすごく大事だとの思いで受け止めてきました。特に災害関連死の防止については、想定すら困難性もある中で、さらにその事前対策の必要性はより重要なものがあると思っています。

そこで、災害関連死対策として、直接死の2.17倍の495人となった能登半島地震の被害を教訓と

する必要があるのではないかと思い、質問させていただきます。先ほども在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への電源確保の問題を質問した際に紹介した、内閣府で取りまとめられたいわゆる令和６年能登半島地震災害関連死事例集を活用することで、どのような備えが災害関連死を防ぐことにつながるのか、さらに深掘りすることが可能だと思っています。被害想定として災害関連死を想定する以上、想定内とする災害関連死に対して、この事例集の活用で、予防するための対策を講じていくことを今後検討されてはどうかと考えますが、知事にお聞きします。

さらに、先ほど細木議員がトイレ問題で質問されましたが、少し違う視点で質問をさせていただきたいと思います。知事は提案説明で、スフィア基準に適合するよう、トイレ、キッチン、ベッド、いわゆるＴＫＢの対策や、避難所の居住スペースの確保など、避難環境のさらなる改善に取り組むと述べられましたが、今年度のトイレカーの整備などにおいて、車椅子を利用されている方には安心して利用できるような車両となっていないことに対して、地域の防災訓練に参加いただいた障害者の方から指摘を受けました。

これまでの導入車種に改良を加えるとともに、今後導入するものについては車椅子利用者の方も安心して利用できるトイレカーを選定することについて危機管理部長にお聞きします。

次に、応急仮設住宅の実効性のある供給体制についてお聞きします。昨年の２月定例会における応急仮設住宅の民有地情報の把握についての質問に対して、「第５期南海トラフ地震対策行動計画の目標である460ヘクタールに対し、590ヘクタールの民有地情報を把握している。また、県内を安芸、中央、高幡、幡多の４つの圏域に分けた場合でも、各圏域において必要となる用地面積の情報を把握している。一方で、応急仮設住宅の建設候補地の選定に当たっては、災害リスクの有無に加え、電気、水道といったライフラインの供給の可否や建設資材の搬入の可否など様々な要素を勘案して整理を進めていく必要があり、現在こうした情報等の諸条件の情報を収集しており、県としては、これらの情報を基に、応急仮設住宅にふさわしい候補地の優先順位づけを行い、少しでも安全性の高い用地を候補地として選定できるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでいる」との答弁でした。

今年度中に20ヘクタール増えて610ヘクタールに達したとされていますが、現時点で民有地情報の精査はどこまで進んだのか、土木部長にお聞きします。また、応急仮設住宅の実効性のある供給体制が確立してこそ、事前復興計画における事業期間に実効性を担保することにもなるものと思われます。そのためにも、面積の把握から災害リスクの有無とライフラインの供給の可否などの諸条件の把握を加速化する必要があると思われますが、土木部長にお聞きします。

次に、耐震シェルターへの補助についてお聞きします。平成21年以来、耐震シェルターや一室耐震化の取組について提案し続けてきた者として、今回、新たな選択肢として、住宅倒壊による被災リスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的、緊急的な方策としての補助制度を創設いただいたことを是とするものです。

そこで、土木部長にお聞きしますが、予算見積戸数は市町村ごとに把握されていて、県下でどれだけ計上されているのか、また対象が違うこともありますが、お隣の愛媛県では補助額を定額で40万円としていますが、本県の上限額20万円は全国の類似補助制度と比較した場合にどれだけの水準となっているのか、併せてお聞きします。

また、私が提案してきた際には、三重県や徳島県でも取り組まれているような県産木材の利用にもつながる木製耐震シェルターなど、耐震シェルターには多様なものがありますが、補助対象の要件としてはどのようなものがあるのか、土木部長にお聞きします。

次に、消防の広域一元化における課題についてお聞きします。

知事は提案説明で､消防の広域化については、この１年間、県内全ての市町村長や消防長で構成する消防広域化基本計画あり方検討会において、いわゆる県１消防体制を目指す基本計画案の審議を進め、１月了承をいただき、その後パブリックコメントの手続を経て、２月20日県において基本計画を決定した経過と、来年度の県内市町村長などによる任意の実務協議会を設置し、実施計画案の作成に向けた予定について言及されました。今後の消防広域化の進め方や実施計画案の骨子に関して県からの提案を示し、今後も県が調整役となって、今まで以上に市町村や消防本部の思いを酌み取りながら丁寧に議論を進めるとも述べられました。

しかし、１月７日の県消防広域化基本計画あり方検討会の開会の際には、知事が各首長に対して、広い視野でメリット・デメリットを論じてほしいと言い、閉会の際には、市町村長の意見を踏まえてあくまで県の責任において進める、協議会の皆さんの総意として意義ある改革の場としていかなければならないと結ぶなど、県主導の議論であることが強調されていました。

この１年間の検討状況を見るにつけ、責任の所在、管理と費用、独立性という市町村消防の主な原則はどこに行ったのかと思わざるを得ないような議論がされてきたように、傍聴してきた私には思えてなりませんでした。

そのような中で、知事は、職員の勤務条件や車両装備等の整備水準の均一化などに関する論点を整理した上で、市町村の財政負担の変化に関する最新の試算なども提示したいと考えていると提案説明で触れられた一方、人口減少対策総合交付金基本配分型の令和８年度の交付額に４Ｓプロジェクト重点配分として4,000万円を計上している予算案も提案されています。

市町村が消防の広域一元化の財政議論で求められていたのは、分賦金の大幅増額に対する県の財政支援がどのようになるかであったと思われる中、その財政支援の在り方を明示されるのがいつ頃になるのか、知事にお聞きします。

また、先ほど細木議員も触れられましたが、人口減少対策総合交付金に４Ｓプロジェクト重点配分という形で示されると、任意協議会から法定協議会に移行する段階で脱落させないための縛りをかける加算額のように受け止められますが、そのような意図がないことを明らかにすべきではないかと聞くつもりでありましたが、先ほどの答弁によれば意図があるとのようですので、そのように受け止めてよいのかどうか、知事にお聞きします。

任意協議会は実務協議会であるだけに、この構成メンバーには市町村長や消防本部長だけでなく、消防団なども含めた、より現場に近いメンバーで構成される必要があると考えますが、どのようなメンバーが想定されるのか、危機管理部長にお聞きします。また、実施計画に委ねられる部分が多くありますが、その作成において、丁寧に行うなど、どのように作成する予定か、併せてお聞きします。

消防本部によっては常備消防の火災現場到着時間が遅く、消防業務は消防団の対応が優先されるとのことがありましたが､一元化によって、救急車の到着時間だけでなく消防車両の到着時間がどれだけ短縮されて、今まで消防団の到着より遅れていた消防本部の消防車両の初動対応の改善がどのように図られるのか、危機管理部

長にお聞きします。

知事は段階的な統合について、本部機能全体の統合に先行して人材確保などの事業を共同で行うことへの関心を示す意見が目立ったと言われましたが、広域化によるメリットとして、県域全体で共同募集、共同試験、共同採用で人材確保し、地域枠採用をすることで実効性が上がるとのエビデンスはあるのか、危機管理部長にお聞きします。むしろ、３交代制勤務への移行やワーク・ライフ・バランスの向上や給与などの処遇改善を図り、特に中山間地では、さらに勤務体制や諸手当の処遇改善配慮などを措置することのほうが地域の採用率は高まるのではないかと考えますが、危機管理部長にお聞きします。

次に、高校振興再編計画の中で防災環境科学系の学科またはコースの新設を図ることについてお聞きします。

平成28年に、兵庫県立舞子高校環境防災科を訪ねて先生方との意見交換や授業見学をさせていただく中で、本県では、被災する前に、災害リスク、被災地、被災者に学び、失う命を少なくしていくための学びの場として、県立高校に防災関連の科を創設する方向性を示していただきたいとの思いで、29年２月定例会で質問をさせていただきました。

また、昨年10月には、兵庫県立舞子高校環境防災科に次いで10年前に開設された宮城県立多賀城高校災害科学科を会派で訪ね、教頭先生をはじめ初代と現在の担任の先生方から説明いただきました。そして、普通科の学習内容に防災や減災、環境の切り口も加えて学習し、専門科目では、過去の災害や環境から見られる諸問題を学習題材にするなど、自然科学的なアプローチや人間社会学的視点を養う学習を扱っていることや、進路先として大学等進学が８から９割を占め、その先にも災害対策に関わる進路を歩まれていることなどのお話を聞かせていただきました。

平成29年２月定例会の質問の際には、特定の学校にそういった科を置くという方法よりも、幅広い生徒が防災に関心を持ち、さらにその中から防災に関する専門家やリーダー的な人材が生まれるような、そういった取組を行っていくとの答弁でした。

また、本年１月26日に知事への県政要望で意見交換した際に出席されていた教育次長が、この要望に対して、昨年３月に県立高校の振興再編計画を定め、それぞれの学校の特色化、魅力化、それを図っていこうという方針で取り組むことにしている、今回提案のあった防災とか環境に関するというのも一つのテーマになり得るものだろうと思うので、市町村とか学校とか関係の方々と議論をする中で、兵庫県立舞子高校とか宮城県立多賀城高校の取組も関係者に御紹介し、議論をしていきたいとの考え方を示されました。

それは、議論をしていくために単に事例として紹介するということなのか、それとも防災環境科学系の学科またはコースの新設可能性のあるものとして議論がされるのか、教育長にお聞きします。

最後に、４月以降の交通安全指導の在り方についてお聞きします。

自転車と歩行者がぶつかる交通事故は、全国で2025年に前年比226件増の3,269件あり、統計の残る2006年以降で最多となり、事故の99.9％で自転車側に法令違反があったことが、２月26日に警察庁によって公表されています。本県でも、令和６年の自転車利用に対する指導・警告状況は１万7,926件で、前年度比1.38倍と増加しています。

私も高知市交通安全指導員として、23年間早朝や夜間の街頭指導に立ってきておりますが、

自転車利用では、並進や通行区分違反、携帯電話使用、無灯火などについて注意することが多いことを経験してきました。

そのような中で、この４月から、交通反則制度の対象に16歳以上の自転車利用者が追加されることから、改めて自転車の安全利用、規則違反などについて県民の関心が高まっています。

私も地域の皆さんからの要望を受けて、高知署の協力をいただき、校区交通安全会議の主催で、自転車の交通ルール講習会を開催しました。熱心に聴講されていた方から多くの質問も出され、参加者アンケートでは、自転車の正しい乗り方について改めて真剣に取り組む機会ができたように思う、今後とも交通安全ルールの遵守に努めます、高齢者の自分が加害者になることが大いにあるということが分かりよかった、４月１日に向けて自転車の乗り方についてテレビなどで周知の方法を考えてほしいなどの感想が上げられていました。

そこで、順次質問させていただきます。自転車の交通反則通告制度適用に伴うマナーアップ事業として、自転車の交通ルールに関するショート動画作成など広報啓発費用が682万円計上されていますが、４月以前の取組の効果はどのように上がってきているのか、またそのことを踏まえ、来年度事業の効果をどのように期待されているのか、警察本部長にお聞きします。

今回の法改正は、このことがきっかけとなって県民の交通安全ルールの周知と遵守の意識啓発につながることが目的であって、交通違反の取締り件数を高めることに注力するものではないと受け止めてよいか、警察本部長にお聞きします。

16歳以上への対象拡大ということは、県立高校での取組強化を否が応でも強いられることとなりますが、教育委員会として、幼児から小・中・高校の各発達段階でどのように自転車利用の安全教育を行っていくのか、教育長にお聞きします。

子供たちは学校で、社会人は職場などで交通安全教育を受ける機会もありますが、高齢者はそのような場が少ないとの声もあります。今回を機会に、改めて、いきいき百歳体操の場などをはじめ、高齢者の交通安全教育の場が求められていると考えますが、警察本部長にお聞きいたしまして、私の第１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高市総理の言われる国論を二分する政策転換とはどんなものと考えているか、またその議論の在り方はどうかという点のお尋ねがございました。

高市総理は、先々月１月の衆議院の解散に当たり、連立政権の枠組みの変更や国論を二分する政策の転換につきまして国民に信を問うというふうに述べられました。御指摘がありましたように、さきの選挙戦では高市総理御本人から政策転換の中身について具体的な言及がなかった点につきまして、様々な意見があるということについては私も承知をいたしております。

私自身の受け止めといたしましては、今回の選挙で示された主な論点のうち、１つには、安全保障関連３文書の改訂を含みます安全保障政策の転換、また２つには、国家情報局の創設などのインテリジェンス機能の強化、３つには、危機管理投資や成長投資による強い経済の実現に向けた経済財政政策の転換、こういったものなどが今後の我が国の在り方に大きく関わります国論を二分する政策転換として意識をされているのではないかというふうに受け止めております。

ただ、私自身としましては、こうした重要な政策転換の一つに、地方部の人口減少問題の解

決に向けた社会経済構造の転換を掲げていただきたい、国としてしかできない東京一極集中の是正に向けました様々な取組、こういったもの、あるいはコストカット経済型から高付加価値型経済への転換策、こういった社会経済構造の転換を大胆に実行していただくということも大いに期待をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、高市総理には国政上の諸課題に真正面から向き合っていただき、強いリーダーシップの下で国政をしっかりと前に進めていただきたいと考えます。その際、こうした賛否両論のある重要政策の転換につきましては、国民の声あるいは地方自治体の声、こういったものにも十分に耳を傾けていただきながら、与野党間で真摯に、かつ丁寧に議論を進めていただきたいというふうに考えております。

次に、少数派、マイノリティーの方々の声に寄り添った県政運営を行うべきだということについてのお尋ねがございました。

私は、県政運営の基本姿勢として、共感と前進を掲げております。これにつきましては、県民の皆さんお一人お一人の気持ちに寄り添いながら県民と共に歩む、そうした県政運営を目指したいという思いを込めているところでございます。

その上で、高知県知事といたしましては、全体の奉仕者として県民全体の利益を考え、そして多様な立場の方々に目配りをしながら正しい判断をしていかなければならないという思いでございます。その際、多数派にしましても少数派にしましても、表立って強い意見を表明される方々の意見だけにとらわれてはいけないと心がけております。

利害関係者でもありながら、声は上げられずに静観をされている方々もおられます。あるいは、事情があって声を上げられない方々もおられると思います。こうした言わば声なき声にも十分に耳を傾けるということでなければ、県民の皆さんの総体としての御理解、共感は得られないという考えでございます。私自身、このような考え方に立ちまして、できるだけ多くの県民の皆さんとの間で思いを一つにし、共感と前進の県政を実現したいと考えております。

このため、１つには、具体的には「濵田が参りました」あるいは「濵田にお聞かせください」といった事業を通じまして、できるだけ多様な方々の御意見を直接お伺いする機会を設けております。また、想像力あるいは洞察力を働かせまして、声なき声を聞くことができるようにしなければいけない、そうした思いも込め、公私にわたりまして、多様な立場の方々の多様な価値観に触れ感性を磨くということを心がけているところでございます。

特に、お話がありましたような、例えば国籍、障害の有無、性的指向、こういった面におきまして少数派で、周囲の方々から偏見、差別に苦しみながら声を上げられていない方々も少なからずおられるということだと思っております。こうした方々の思いにしっかり寄り添いながら日々の県政に当たるということも心がけてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、人口減少が進行する中での市町村業務の県への逆移管の可能性について、また今後の市町村の在り方についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

生産年齢人口の減少が進みまして、あらゆる分野で担い手不足が深刻化しております。こうした中、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくということは、県行政、市町村行政に共通をする大きな課題であるというふうに考えております。

御指摘がございましたように、かつての地方

自治の目指す方向といたしましては、経済社会の規模が拡大基調にあるということを前提といたしまして、地域の実情にできるだけきめ細かく対応していこうという考え方から、各地域に機能を分散していくという形での分権の改革が進められてきたと言えると思います。しかし、今、担い手不足という基調に大きく転じた現状を考えますと、持続可能な行政サービスを提供していくという必要性からは、むしろ複数の事業体が集合をしていく、あるいは集約をしていくという方向性が指向されるに至っているというふうに感じているところでございます。

現在、特に技術的に専門性の高い保健・福祉や土木・建築の分野の人材確保について見ますと、これは県レベルにおいても相当厳しい状況にあるというのが正直なところであります。このため、お話がありましたような事務の市町村から県へのいわゆる逆移管が行われましても、直ちに必要な人材確保が見通せるような状況にはないというのが正直なところだと思います。

ただ、少なくとも、小規模市町村が個別に人材を採用するという方式よりも、複数の市町村が共同で採用する方式、もしくは県で一括採用をする、そしてこれを事務移管する方式と組み合わせるといった方法のほうが、より有効に活動できる体制が構築できるのではないかというふうに考えているところでございます。

このほか、特に小規模市町村が必要な行政サービスを提供する体制を人口減少下でも構築をする方法といたしましては、市町村合併をさらに進める中で行政規模の拡大を図るというのも選択肢の一つであろうと考えます。しかし、こうした合併による方式によりますと、合併前の地区単位におきまして各市町村が担ってまいりました、地域の政治的な意思を集約していくというような機能、あるいは地域独自の生活様式や文化を次世代へ引き継いでいくと、こういった役割、こういったものが損なわれることが懸念されるのでないかと私としては思っております。

したがいまして、私自身は、この合併という手段だけに限らずに、ほかの選択肢もあったほうがいいのではないか。ほかの選択肢で地域の行政サービスの提供体制を確保していくという手法としては、まずは市町村同士によって事務の共同処理を行う、いわゆる水平的な補完を行っていくということ。その次に考えるべきは、国や県によりまして事務を代行する、いわゆる垂直的な補完と言われる方式でございます。こういったような形での選択肢、多様な選択肢が市町村合併以外にも準備されているというのが望ましい姿ではないかと考えております。

県で現在進めております４Ｓプロジェクトの一つとして、県１体制での常備消防の共同化を推進しております。これは、全国初の試みでありまして、全国的なある意味モデルケースになり得る取組ではないかというふうに思っております。

その上で、国におきましては、こうした市町村間での事務の共同化などの促進に向けまして、１つには、各行政分野ごとに新たな提供体制のひな形的なものを提示していただくこと。２つには、県がこうした場合広域自治体として果たすべき役割は非常に大きいと思いますので、県の助言や支援に例えば法的な根拠を与えるというような方法を通じまして、県の関与についての実効性を高めていくような制度を整備すること。３つには、国からのこうした市町村の共同事務化に対する財政的支援を充実拡大していくこと。例えば、こうした取組を国においても進めていただくということが望まれるのではないかというふうに考えております。

次に、高知県・高知市病院企業団への負担金に関します合意事項の見直しについてお尋ねがございました。

県と高知市が合同で設立をいたしております高知医療センターにつきましては、本県の救急医療や感染症対応、さらにはへき地医療などを担います中核病院として、平成17年に開設をいたしております。こうした地域に必要な医療を担う公立病院に対しましては、総務省の定める基準に基づきまして、いわゆる不採算医療の部分の経費を各自治体の一般会計から負担をするというルールが適用されております。

お話のありました高知医療センターを運営いたします県・市病院企業団への負担金につきましては、平成16年度に県、市、企業団で合意した額を上限に毎年支出する形となっておりますのは御指摘があったとおりでございます。ただ、その中でも、年度によって大きく変動いたします建設改良費あるいは高額医療機器の整備費につきましては、この上限とは別に負担をするという形を取っております。

この負担上限額の見直しにつきましては、以前から担当の部署にセンターのほうからの御相談もございましたけれども、企業団の経営状況について見ますと、平成23年度くらいから黒字基調での経営が続いてきておったこと、そしてこの企業団のいわゆる内部留保の資金も一定程度確保されてきたことを踏まえまして、この見直しは見送ってきた、そうした経緯が近年ございます。しかしながら、特に最近は、急激な物価高騰あるいは賃上げへの対応などによりまして、公立病院の経営が全国的にどの病院も大変厳しい状況になっております。

このため、県におきましては、全国知事会を通じまして、公立病院が今後も医療提供体制を維持するために必要な地方財政措置を充実していくということなど、適切な措置を国において講じるように求めてまいりました。今後も、令和８年度診療報酬改定の影響なども踏まえた上で、国の財政措置の拡充などを国に対して提言し、求めてまいりたいと考えております。

こうした国への提言と併せまして、お話のありました負担金の上限の在り方につきましては、新たな地域医療構想の中で高知医療センターが果たすべき役割は何かといった議論、あるいはそもそも公的な負担、言わば税金を投入してでも守るべき公的な医療の機能というのは何か、こういった基本論に立ち返りまして、高知市そして企業団と検討を進めたいと考えております。その上で、県市によります公的な負担水準の見直しの方向性につきましては、来年度中には結論を得たいというふうに考えております。

次に、今回の衆議院議員選挙前後におきます県の参与の活動につきましてお尋ねがございました。

今回の衆議院選挙に当たり、参与のほうからは、特定の候補者の応援に従事することにつきまして、事前に私への相談がございました。私から申し上げましたのは主に３点でございます。１点目、参与は特別職でございますので、特定候補に投票を呼びかける活動、これを行うことについての法令上の制限はないということ。２つ目は、この応援活動に従事したいという参与自身の意思は私としても尊重したいということ。３つ目は、ただその一方で、応援を行われる際には、例えば対立陣営を過度に批判する演説を行うといったような形で、後々公務を遂行する上で障害を生じせしめるような言動はぜひ避けていただきたい。こういったような中身のことを参与には申し渡しをしたところでございます。

選挙期間中の参与の活動の詳細について、私のほうには逐一の報告は受けているわけではございませんけれども、私からのただいま申し上げましたような申し渡しに沿った対応を参与のほうでは取っていただいたというふうに信じているところでございます。

次に、県の参与の活動内容の公開そして評価

についてのお尋ねがございました。

まず、参与の活動に関しましては、全体として申しますと、官民連携推進監ということでございますので、県の関わります官民連携事業全般につきまして実態の調査、関係先との連絡調整に当たっていただいております。こうした中で、特に企業版ふるさと納税を活用しました新たな具体的なプロジェクトの提案も含めまして有意義な提言あるいは御助言をいただいていると考えており、従来の県庁内での情報を超えた参与独自のネットワークあるいはアイデアが大いに生かされているというふうに評価をしているところでございます。

具体的に申しますと、１つの大きな柱は、県立運営施設の活性化に向けた支援ということでございます。この全庁的な取組を行うに当たりまして、参与には公社などからのヒアリングを行っていただき、これを踏まえて、どういった県からの支援メニューが望まれるだろうかといったような提案をいただきましたり、これは参与自身のアイデアで、企業版ふるさと納税を活用したクラウドファンディング的な仕組みを入れて、県立施設の運営の中での公的な事業を新たに起こしていくといった方式を導入したらどうだろうかというような提案をいただきました。これは、それを生かしていく方向で早速活用できないかということを各公社にも投げかけをしております。

また、大きな２つ目の柱といたしましては、本県が過去、大手企業などとの間で結んでおりますいわゆる包括連携協定を改めて棚卸し、洗い直しの作業をしていただいて、再活性化に向けてどういった形のアイデアがあるかという点について御提案をいただきましたり、この連携協定先の新たな開拓につきましても、ＤＸの活用促進などの取組の提案と併せてアイデアをいただき、また動き始めていただいているということでございます。

さらに、３本目の柱といたしますと、県の様々な新規プロジェクトを推進する際に官民連携が必要だという場合におきまして、これはそのプロジェクトごとにということでありますが、例えば、新たに県で実現可能性調査を始めますスペースポート構想などを進めるに当たり、参与のお持ちのネットワークを生かして個別のサポートをお願いできないかというようなことも、言わば特命事項的にお願いをしていることでございます。ただいま申し上げたようなことで、現段階では水面下でいろいろな調整、意見交換、準備を行っているものが多うございますけれども、今後の成果が期待をできます提案、有意義な助言をいただいているというふうに私としては受け止めております。

引き続き、参与には、今までの県庁にない発想で、さらに一歩も二歩も踏み込んで、官民が一体となった取組をリードしてもらいたいというふうに考えております。

そして、この活動内容の公表についてでございます。さきの12月議会で行われました質疑を踏まえて、勤務の実績などにつきまして、現在県のホームページにおいて、３か月ごとの活動予定の概要と毎月の活動実績、それを公表いたしております。これによりまして、参与が何を目的にどのような活動に従事しているのかという全体像はお分かりいただける状態になっているのではないかというふうに考えております。

そして、今後公表する内容につきましては、プロジェクトの進展に伴いまして具体的な成果が出てきた場合に、そうした成果の状況。そしてこうした今の公表のやり方につきまして、本日の御意見も含めて、県民の皆さんからの御意見などを踏まえまして、今後、必要な見直しを行い、県民の皆さんに参与の活動内容そしてその成果がより分かりやすくお示しできるように

努めてまいりたいと考えております。

次に、県職員の採用試験にいわゆる難病患者枠を設けることについてお尋ねがございました。

難病患者の方々には、ほとんど問題なく日常生活を送っておられる方から全面介助を必要とする重篤な症状の方々までおられます。したがいまして、その方々のいわゆる就労困難性も個人によって大きく異なっているというのが実情だと考えております。

一方で、厚生労働省の推計によりますと、難病患者の方々のうち６割程度の方々は障害者手帳をお持ちであるということでございますので、こうした方々は既に障害者雇用枠という形の対象にはなるということで取り扱われているということだと考えております。

一方で、障害者手帳をお持ちでない難病患者の方々についてということになりますが、この点につきましては、現在国において、医師の意見書などによりまして就労困難性が一定水準にあると認められる場合には障害者雇用義務の対象に含めていくという方向で、制度設計の議論が進められているというふうに承知をしております。

本県におきましても、こうした国の制度改正の動きを踏まえまして、人事委員会と連携をしながら適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆる災害関連死の事例集を活用した予防対策についてお尋ねがございました。

内閣府で作成をされました能登半島地震のいわゆる災害関連死の事例集でございますが、これは関係自治体が災害関連死と認定をされました286名について、それぞれの属性や災害関連死に至った経緯などにおける個別の事情が示されております。本県における今後の事前防災を取り組むに当たりましても、非常に有益な情報が報告されているというふうに受け止めております。

その属性をまず見てみますと、70歳以上の方々が94％、既往症ありの方々が94％となっておりまして、高齢者やもともと疾病を抱えておられる方々が大多数になっているということが言えます。また、災害関連死の要因につきまして、複数回答的になりますけれども、主なものを拾いますと、第１には心理的なショック、第２にライフラインの途絶の影響、第３に避難所での様々な負担、第４に病院や介護施設に関わる要因、こういったものが言わばキーワードになっているというふうに分析しております。これらの要因ごとの分析は、事前防災といたしまして何を重点に取り組むべきかが示唆されているというふうに考えます。

このため、この事例集そのものと、これを分析した概要を関係部局間で共有をいたしました上で、対策の強化の具体策を検討してまいります。その上で、来年度行います第６期の南海トラフ地震対策行動計画のバージョンアップの中で対策を反映させていきたいと考えております。

最後に、消防広域化に関しまして、県の財政支援の在り方を明示する時期、人口減少対策総合交付金におけます４Ｓプロジェクトの重点配分の意図についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

今回の消防広域化の基本計画の検討過程におきましては、市町村の財政負担の変化を暫定的に試算いたしました。その結果、負担増が見込まれる市町村を中心といたしまして、県の財政支援を求める声が多くあることは承知をいたしております。

ただ、市町村消防への財政措置の責務は、一義的には国にあるわけであります。消防組織法を定めて市町村に消防の仕事を行う義務を課しているのは国でありますので、これと対応して、財源措置も一義的には国において行われるとい

う関係にあると考えており、したがいまして、広域化に係ります財政措置の強化に向けて、まずは国への政策提言などを含めました取組を行うということによりまして、市町村を実質的に厚く支援できるように努力をしたいというふうに考えております。

その上で、来年度から議論いたします実施計画の内容がある程度固まりまして、市町村の財政負担について、より精度が高い見通しが得られました段階で、県の財政支援の在り方を判断すると、こういった段取りで進めたいというふうに考えております。

一方で、今回創設をいたします交付金の重点配分は、県と一体となって４Ｓプロジェクトに前向きに取り組んでいただける市町村に対して、より手厚く交付金を配分しようとするものであります。来年度、消防広域化におきましては、実施計画案を作成する実務協議会を立ち上げるといった形で、４Ｓプロジェクトのそれぞれの取組にとって具体的な動きが加速する大事な局面となります。そのために、この大事な重要なタイミングにおきまして、県と市町村が足並みをそろえて話合い協議の場に着き、活発な議論を進めることができるような環境を整える必要が高いタイミングだというふうに考えております。

そこで、この交付金の趣旨、人口減少の克服に向けて県市が一体となって取り組んでいくという目的になりますが、これに向けまして重要な意味を持ちます４Ｓプロジェクトの協議の場への参画の状況を交付金の配分に反映をしようというふうに考えているところでございます。

私といたしましては、御質問がございましたが、お見込みのとおりということでございまして、今回の重点配分の仕組みを通じて、全ての市町村が、任意、法定を問わず、そろって協議会に参加をいただいて、県市ベクトルを合わせて、まずは協議の場にしっかり着いていただくということを後押ししたい、担保したいという考えでいるところでございます。

私からは以上であります。

（公営企業局長澤田昌宏君登壇）

**○公営企業局長（澤田昌宏君）**　県立病院への繰出金の令和元年度以降の推移と昨年の国の補正予算による支援状況についてお尋ねがございました。

県立病院では、収益的収支のうち、救急医療などの不採算部分に関わる医療の提供に要する経費や、資本的収支のうち、企業債の償還に要する経費に対して、一般会計から繰出金をいただいております。

具体的には、幡多けんみん病院への繰出金は、令和元年度から５年度までの間、年間約18億円から20億円の範囲で推移しておりました。物価高騰などの影響が顕著になる令和６年度は23億4,000万円余りとなり、直近の７年度は28億7,000万円余りを見込んでおります。また、あき総合病院への繰出金は、令和元年度の約15億円から５年度の約18億円まで徐々に増加し、令和６年度は19億円余りを、７年度は23億2,000万円余りを見込んでおります。

なお、両病院ともに、令和７年度の繰出金を例年より多く見込んでおります。これは、国の昨年の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による支援として、幡多けんみん病院は２億8,000万円余りを、あき総合病院は２億7,000万円余りを含むためでございます。このほか、同じく国の補正予算で創設された医療・介護等支援パッケージによる賃上げ・物価上昇に対する支援について、幡多けんみん病院は１億5,000万円余りを、あき総合病院は6,000万円余りを国に申請しているところでございます。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　まず、高知県・高知市病院企業団への負担金の推移と昨年の国補正予算の措置状況についてお尋ねがございました。

高知県･高知市病院企業団に対する負担金は、県、高知市、企業団の合意により上限額を定める収益的収支に関する経費をベースに、建設改良費、高度医療機器の整備費などを加えた額となっております。令和元年度以降の県分の負担総額は20億円から21億円台で推移しており、令和７年度の見込みは21億9,000万円余りとなっております。この令和元年度以降の負担金は、さきに述べました上限額との関係で申し上げますと､その上限額に達している状況でございます。

また、昨年の国の補正予算で創設されました医療・介護等支援パッケージによる賃上げ・物価上昇に対する支援については、県・市病院企業団から国に対して２億2,090万円を申請しているとお聞きしております。

次に、神経難病患者の意思伝達を支援する仕組みづくり、また支援者の人材育成や意思伝達をサポートする機器についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

神経難病患者は､言語によるコミュニケーションが困難なケースが多く、自らの意思を伝える意思伝達装置という機器の活用を含めた支援が必要です。また、その際には、作業療法士や保健師など専門職が患者の状態に合わせて機器を調整することも重要となります。

このため、県の福祉保健所では、状況に応じて訪問看護師と連携して患者を訪問し、機器の導入を支援しております。さらに、令和６年度からは、県の難病相談支援センターにおいて、患者や家族、支援スタッフを対象に、機器体験や導入方法の研修を実施しております。この研修には、神経難病医療ネットワークに所属する県内33の医療機関のうち、現在４つの医療機関が参加し、難病相談支援センター、福祉保健所と連携し、支援を行っております。

今後は、より多くの医療機関に研修参加を呼びかけることに加えて、患者さんが安心して意思伝達装置を使用できるよう、言語聴覚士、理学療法士などの協力も得るなど、支援体制の充実を図ってまいります。あわせまして、患者や家族に対しましては、効果的な事例の紹介のほか、機器に関する研修や相談などについての情報提供を積極的に行い、支援が行き渡るよう努めてまいります。

次に、電源確保が必要な在宅での人工呼吸器の使用者と酸素療法患者の災害時個別支援計画の作成状況、今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、平成27年度に医療ケアの中断が命に関わる方々を支援するため、高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルを策定しております。支援の対象は、在宅で人工呼吸器を使用している方や酸素療法を行っている方などで、市町村に災害時個別支援計画の作成を要請しています。

令和７年９月１日時点で、市町村が把握している人工呼吸器使用者61人のうち40人、65.6％が計画を策定済みで､在宅酸素療法者は433人のうち176人､割合では40.6％が作成済みとなっております。この在宅酸素療法者の計画作成率が低い理由は、常時酸素吸入を必要としない方も母数に含まれていることによるものと聞いております。

県では、災害発生後も個々の特性に応じた支援を行うため、市町村や医療機関、ケアマネジャーなど福祉関係者が行う協議に福祉保健所が同席した上で、個別支援計画の作成を支援しています。今後も、計画作成によって災害時の備えが進んだ県外の事例などを市町村や関係機

関が参加する研修会で学び合うことを通じて、計画策定率の向上を目指してまいります。

最後に、在宅で人工呼吸器を使用している方や酸素療法を行っている方の電源確保についてお尋ねがございました。

県では、災害時における電源の確保については、平時から市町村や支援者に対して、自家発電機や蓄電池、ハイブリッド車などを活用した予備電源の確保を推奨しています。さらに、個別支援計画を作成する際には、電源の確保や、家族や支援者などの役割分担を明確化し、その内容の定期的な点検も市町村に促しています。また、予備電源が必要な方に対する支援としましては、日常生活用具給付事業の活用拡大に向けて、市町村に働きかけを行っております。

現在の電源の確保状況は、家庭につきましては、個別支援計画を策定済みの人工呼吸器使用者40人中24人が自家発電機などの予備電源を確保しています。他方で、酸素療法者については176人中６人と少数となっておりますが、多くの方は、電源が必要でない酸素ボンベを確保しています。引き続き、個別支援計画を作成する中で、個々の状況に応じて電源確保を促進してまいります。また、県内の指定避難所については、1,497か所のうち発電機を整備しているのは710か所で、整備率は47.4％となっています。

指定避難所における電源確保については、可搬式の発電機であれば地域防災対策総合補助金の補助対象となりますので、積極的な活用を促し、電源確保に努めてまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　まず、関係者会議の会長の言葉の受け止めと今後の対応についてお尋ねがありました。

昨年11月に終えました関係者会議の最後には、会長より、家族会から提案があった本制度を国の事業として実施することへの働きかけ、また当事者や御家族の生活の大変さをお聞きして支援に取り組んでほしいとの要請がありました。改めて、当事者や御家族の思いに寄り添ってしっかりと施策を進めていくことが大事だと感じたところでございます。

会長からの要請のうち、まず国への働きかけにつきましては、自治体の財政力によって重度の障害のある方への医療費助成に差が生じることはあってはならないと考えています。

そのため、国において財源を含め責任を持って対応していただけるよう、引き続き全国知事会を通じて、国の制度として創設されることを粘り強く提言してまいります。

また、当事者や御家族への支援に際しましては、これまでも家族会の皆さんの声を踏まえ、相談活動への助成やピアサポーターの派遣に取り組んでまいりました。

今後、関係者会議の中でもお示ししましたように、さらに広く当事者や御家族の皆さんと意見交換を行い、精神障害のある方への支援の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、段階的な支援制度の導入の検討についてお尋ねがありました。

現行の重度心身障害児・者医療費助成制度に精神障害のある方を加えるに当たりましては、現在対象としている身体障害や知的障害のある方と同様に、重度に当たる障害者手帳の等級が１級の方を基本とする方針としたところです。

この重度の精神障害のある方々については、これまで医療費の助成を受けることができておりませんでしたので、まずはこうした方々に対し早期に助成を開始することが重要であると考えています。そのため、令和９年４月からの円滑な制度改正に向け、実施主体である市町村と連携をして、必要な準備を進めているところでございます。

一方、関係者会議の中では、本制度が将来的

に持続可能であることが大事だ、あるいは支援を必要としている方に行き渡る制度にしていくことが大事といった御意見がございました。これを受けて、制度改正から３年後を目途に実施状況を勘案した上で、身体障害や知的障害を含めた制度全体の検討を行っていくことについて、関係者会議の中で御理解をいただいたところでございます。

したがいまして、議員からの御提案につきましても、身体障害や知的障害といった他の障害種別とのバランスを含めまして、制度改正から３年後を目途に総合的に検討してまいりたいと考えています。

（危機管理部長江渕誠君登壇）

**○危機管理部長（江渕誠君）**　まず、車椅子の方が安心して利用できるトイレカーの導入についてお尋ねがございました。

現在、県では、国の交付金を活用して、トイレカーを県の地域本部に５台、民間事業者に７台整備を進めております。

これらのトイレカーは、いずれも軽四自動車に個室の洋式トイレを２基設置し、国土交通省が示している快適トイレの標準仕様も満たすようにしています。これらに対して、車椅子の方が利用するための昇降機などの機能を追加して改良するには、軽四自動車ではスペースが狭く対応することができないと整備事業者から伺っております。

一方、今後、補助金で整備するトイレカーにつきましては、補助の条件を定める中で、車椅子対応のトイレトレーラーも選択できるように検討したいと考えております。

あわせて、トイレカーの類いではありませんが、避難所にも車椅子の方が利用できるバリアフリートイレの資機材を整備するよう、市町村に財政支援を行ってまいります。

次に、消防広域化を検討する任意協議会の委員の選定や実施計画をどのように策定するのかとのお尋ねがございました。

来年度の任意協議会の委員につきましては、有識者や全ての市町村長、消防長会の会長と副会長、そして知事とすることや、専門部会などの構成員の案も１月の検討会で提示し、了承を得ております。このうち、協議会の下の専門部会や方面別部会については、全ての副市町村長や消防長で構成することとしており、必要に応じて市町村長とも協議をしてまいります。

さらに、実務レベルの議論を行うワーキンググループには、市町村や消防本部の担当課長などに参加を依頼することとしております。このワーキンググループでは、議題に応じて必要な方に参加を依頼することとしております。

こうした機会などを通じて、現場で活躍されている消防団員や消防職員の意見を伺うことも検討したいと考えております。

その上で、実施計画の策定に向けては、部会などで議論を重ねて、来年１月までに計画の案を作成したいと考えております。そして、令和９年度の法定協議会でもさらに議論を重ね、令和９年12月に計画を策定することを目指しております。このようなプロセスでは、県が調整役となって、今まで以上に市町村や消防本部の思いを酌み取りながら、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、消防広域化後における消防車両の到着時間の短縮効果や初動対応の改善についてお尋ねがございました。

消防広域化後における消防車両の到着時間につきましては、消防防災科学センターに委託してシミュレーションを行い、昨年10月の専門部会でお示ししました。この結果では、消防広域化により、従来の消防本部の管轄の壁を越えて、現場に最も近い消防署所から出動するいわゆる直近指令が可能となるため、到着時間の短縮が

一定見込まれております。

具体的には、特に市町村境で効果が大きく、最大で31分の短縮が期待できるメリットがあるという試算結果が出ております。しかしながら、最寄りの消防署所から遠い一部の地域では、広域化後もこれまでと変わらず到着までに40分以上かかってしまうという試算結果もあります。

このため、消防活動を迅速に行うためには、地域に密着している消防団の分団に、現場と近い即時対応力を生かして活動していただくことも引き続き重要になると考えております。

また、消防車両の初動対応の改善といたしまして、そのほか、災害の規模に応じて近隣の複数の消防署所からも初動時から出動させることで、災害現場の消防車両を増やせるメリットがあります。

こうした広域化のメリットを最大限に生かしながら、消防署所と消防団の消防車両が相互に補完し合い、連携することで、効果的に被害を軽減できるようになるものと考えております。

最後に、県域全体での人材確保の実効性や中山間地域での処遇改善の配慮についてお尋ねがございました。

近年、人口減少に伴い、本県の中山間地域の小規模消防本部の中には、職員を募集しても受験者が集まらず、新規採用が難しい状況になっている本部があります。受験者が集まった場合でも、複数の消防本部の採用試験に合格した受験者は中山間地域の消防本部を辞退する傾向があり、必要数を確保できていない実態があります。このため、辞退された消防本部では、追加募集を実施するなど、職員の負担が大きくなる上、結果として採用できない場合があると伺っております。

今後、採用事務を共同で実施することで、小規模消防本部が単独で募集するよりも受験者が集まりやすくなると考えており、他県の自治体では技術職員などの採用事務でこうした取組が行われております。また、受験者の複数の希望を踏まえて配属先を調整することで、辞退者を減らすことができ、職員側の負担も軽減できるものと考えております。

また、地域枠採用につきましては、地元出身者の採用を希望する郡部の町村長の御意見を踏まえて基本計画に位置づけており、地元で働きたい人材の確保が期待できると考えております。

議員御指摘の３交代制勤務への移行、給与といった処遇の改善には、市町村の財政負担を伴うことになります。このため、基本計画では、消防指令システムなどの共同整備による費用の節減効果により、職員の処遇を均一化するための財源確保のめどを立てることとしております。職員の処遇につきましては、当面の間は必要最小限の均一化を行い、さらなる均一化はシステムなどの整備を発注し、費用の節減効果が明確になった後に検討してはどうかと考えております。

中山間地域の人材確保のためには、採用事務の共同化に加えまして、職員の処遇改善も重要でありますことから、市町村と知恵を出し合いながら、具体的な取組内容を検討してまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

**○土木部長（横地和彦君）**　まず、現時点での民有地情報の精査及び今後の取組についてお尋ねがございました。

令和７年度は、第６期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、全ての民有候補地の災害リスク及びライフライン状況の情報収集を完了させたところであります。令和８年度は、この結果に加え、応急仮設住宅としての利便性や設置、運営のしやすさという点も考慮した上で、候補地の優先順位づけを市町村と連携して進めてまいります。

さらに、今後は、発災時における応急仮設住宅の迅速な建設に向け、民有候補地の所有者の方々との事前の合意を可能な限り進めておくことが必要と考えております。そこで、応急仮設住宅の建設に御協力いただける土地所有者の方々から任意で事前登録をいただく仕組みを有している県内５市町村の取組につきまして、他の市町村にも拡大をすることで、発災後の速やかな応急仮設住宅の建設につなげていきたいと考えております。

次に、耐震シェルターへの補助の予算見積戸数と計上額、加えて補助上限額についてお尋ねがございました。

まず、予算見積りにつきましては、他県の実績状況等から来年度、見積戸数30戸分、事業費600万円の予算を計上し、本議会にお諮りをしております。

次に、補助上限額につきましては、既に耐震シェルターの補助が制度化されております25都府県で見ますと、補助上限額30万円未満が４、30万円台が10、40万円が２、50万円が３、それを超えるものが６となっており、30万円台としている県が一番多くなっております。また、補助率は、100％としているのが11、それ以外が14となっております。

本県では、補助上限額20万円、100％の補助としております。これは、住宅の耐震改修を行う場合の個人負担額の平均値であります約40万円とほぼ同額の個人負担となることを基本とし、耐震シェルターの一般的な価格である約60万円から個人負担額を差し引いた額としたものであります。

最後に、耐震シェルターへの補助要件についてお尋ねがございました。

耐震シェルターにつきましては、安全性に関する国等が定めた基準がない中、各製造者が独自に開発した製品を販売しているのが現状であります。

そのため、補助要件といたしましては、製造者等が実験や計算によって性能を検証しているということが確認できる製品を補助の対象とすることを考えております。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、防災や環境について学ぶ学科等の新設についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が迫る本県において、若い世代の防災力を高めることは大変重要なことと考えております。そのため、平成29年２月議会において当時の知事、教育長からお答えさせていただいたように、特定の学校に防災関連科を創設するのではなく、多くの高校生が防災への意識を高めるための取組を進めてまいりました。

具体的には、県内全ての高校が参加する高校生津波サミットを平成29年度から開催しています。このサミットでは、防災リーダーの育成を目的として、指定校における実践事例の発表や、被災体験者による講話、参加者全員でのグループ協議などを行っています。

また、個々の学校においても防災力を高める取組が行われており、例えば大方高校では、保育所や小中学校とも合同で、地域と連携した実践的な避難訓練等が実施されています。こうした各校での取組を今後も着実に進めていく必要があると考えています。

一方で、昨年度末に策定いたしました県立高等学校振興再編計画では、学校のさらなる魅力化を図ることとしています。議員からお話のあった防災や環境について学ぶ学科、コースについても、学校の魅力化、特色化の一つのアイデアになるものと思います。

こうした学科、コースを新設することについて、この場で直ちに明言することは困難ですが、他県の先行事例も研究し、学校や市町村等の関

係者と議論を行ってまいります。

次に、幼児から高等学校までの各発達段階における自転車利用の安全教育についてお尋ねがございました。

まず、保育所・幼稚園では、幼児の自転車利用を見据え、周辺の散歩等の機会を通じ、信号を守ることや、交差点での一時停止など、交通安全の習慣が身につくよう指導しています。

また、小学校では、自転車での行動範囲が広がることを踏まえ、運動場に道路を描き、実際に自転車を運転する交通安全教室を警察と実施している学校が数多くございます。そこでは、左側通行などの交通ルールに加え、信号のない交差点でも立ち止まり、左右の安全を確認してから移動するなどの安全な行動について、実技も交えて指導しています。

そして、中学校・高等学校では、道路交通法に基づいた自転車の交通ルールや道路標識・標示の意味などをより詳細に指導しています。

昨年11月には、県教育委員会と警察で、罰則強化に関するリーフレットを作成、配付し、県内全ての公立中学校、高等学校で活用いただきました。加えて、県立学校では、今月末の合格者登校日の際、自転車の安全な利用を啓発する私からのメッセージ動画を新入生とその保護者に視聴していただくこととしています。

また、国からは、昨年12月に自転車の交通安全教育ガイドラインが示され、幼児から高校生に至るまでの発達段階に即した具体的な取組が整理されました。今後は、全ての公立学校の教職員を対象とした研修会などを通じて、このガイドラインを各学校等に周知し、活用を働きかけていきたいと考えています。

引き続き、警察などの関係機関と連携しながら、子供たちが交通ルールを守り、事故を回避できるよう、安全教育の取組を進めてまいります。

（警察本部長岩田康弘君登壇）

**○警察本部長（岩田康弘君）**　まず、自転車の交通ルールに関する広報啓発についてお尋ねがございました。

県警察では、昨年６月以降、自転車の違反に対する青切符導入を見据え、広報啓発を強力に推進してまいりました。

例えば、自転車ルールを広く周知するため、自転車の交通ルールを列挙したチラシを作成の上、県内各地で街頭キャンペーンや交通安全教室を展開し、大きくテレビや新聞で報道されたほか、県の広報紙に主な違反行為や反則金額等を掲載し、全世帯に周知しました。また、無関心層に周知するため、桂浜水族館のマスコットキャラクターおとどちゃんとコラボレーションの上、県警察公式のＳＮＳで発信したところ、自転車の交通ルールに関する投稿の閲覧者が現時点で10万人を超えております。

しかしながら、令和７年中の自転車による交通違反は、取締り等による検挙が90件余り、指導警告は１万6,200件余りに上るなど、個々の違反に関するルールがいまだ浸透していない状況にあります。また、近年は、人身事故に占める自転車事故の割合が約２割で推移し、自転車側の８割以上に交通違反が認められております。

こうした情勢を踏まえ、令和８年度は、事故に直結しやすい一時不停止、ながらスマホなどの違反を約15秒の啓発動画数本にまとめ、配信する予定としております。この動画は、話題性のあるキャラクターや現役高校生とコラボレーションで制作し、無関心層を念頭に、街頭ビジョン、デジタルサイネージやＳＮＳのほか、中・高生の学習用タブレットに配信する計画を進めております。

このように、来年度事業においては、事故に直結しやすい違反にフォーカスし、より一層、無関心層に働きかけ、自転車による交通事故の

低減を狙った取組を強化するとともに、自転車の交通ルールを列挙したチラシを活用した取組を拡充することで、自転車利用をめぐる交通秩序の維持に努めてまいります。

次に、自転車の交通指導取締りについてお尋ねがございました。

議員から御質問にあったとおり、今回の法改正をきっかけとして取締り件数を高めることに注力するものではございません。現状におきましても、警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行い、遵法意識の啓発に重点を置いております。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険性や迷惑性が高いなど、悪質、危険な違反に対しては取締りを行っております。

こうした指導取締りの考え方は、青切符導入後も変わることなく、引き続き、自転車利用者への交通ルール周知と遵守の意識啓発に重点を置いてまいります。

最後に、自転車を利用する高齢者が交通安全教育を受ける機会についてお尋ねがございました。

県警察では、高齢者が集う場所へ警察官や高齢者アドバイザーが出向いて講習する交通安全教室を各地で開催しており、令和７年中は636回開催して、延べ9,095人の方に受講していただきました。なお、一部の教室では、自転車シミュレーターを体験してもらうなど、参加型の内容としております。

一方、県内では、令和７年中に65歳以上の高齢者による自転車事故が41件発生し、死者は４人、重傷者は17人、軽傷者は20人となっております。

高齢者を対象とする参加・体験・実践型の交通安全教室については、議員から御指摘のあったいきいき百歳体操の場を含め、様々な高齢者の集会で出前教室を開催しているところですが、今後もより多くの方に御参加いただけるよう、あらゆる機会を捉えて開催場所を広げてまいります。

**○31番（坂本茂雄君）**　それぞれの御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと思います。

まず、参与の関係ですけれども、知事は参与に求めていた選挙期間中の行動について、それを超えるような、求めていたこと以上の行動がされたというふうには思っていないというようなことでした。それが、例えばよく言われている、大きな会場で声高に訴えたりとかそういうようなことは慎んでもらいたいとか、そういうことなんかも含まれているだろうと思うんです。

むしろ私はそういうことだけでなくて、例えば実際、ホームページで活動記録が公表されていますけれども、例えば１月でいえば18日間というふうに活動記録が報告されています。その中で、実際にじゃあ何日、何日が活動日だったかということを、ホームページには載っていなかったので、秘書課のほうにお伺いしたら、何日、何日、何日だと。

ところが、その何日、何日の中に、大石参与が実際の衆議院の候補者らと共に、ある企業を訪ねて、そこでしおりを配りながらパンフレットを配りながらお願いしていく、最後には記念写真を全従業員と一緒に撮って、それをその衆議院の候補はフェイスブックにアップしているというふうなことがされているわけですね。そうすると、それは活動日は同じ日だとしても、いや分離していますと言われたらそれまでなわけです。

そういう意味で、先ほど私が言いました昨年の塚地議員に対する知事の、ＳＮＳなどを通じて情報発信してもらうようにも言っていくというふうに言われているんですけれども、参与としてのアカウントでＳＮＳを情報発信している

ように私はよう探さなかったんですけれども、そういった意味で、知事がそういうふうにＳＮＳを通じた情報発信をしてもらうということを指示したとしたら、そういうふうな指示が通って、現在そういうふうな形で情報発信されているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

今までの大石参与の個人的なアカウントの中で、この日はどういう行動をした、この日はどういう行動をしたとかというような中から参与としての活動が分かるかどうかというと、それは大変厳しい、探すの自体が厳しいんではないかなというふうに思ったりしますので､そういった知事からの指示に対して参与はそれに応えた行動ができているのかどうかというふうなことを改めてお聞きしたいと思います。

いずれにしても、県のホームページに示されている活動報告、実績などでは十分なことが分からない。本当に県民の皆さんに理解してもらおうと思ったら、もっと丁寧な報告が必要ではないかなというふうに思っていますので、その辺について改めて知事にお聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、難病患者さんの雇用枠の問題について、人事委員会などと協議もしていきたいということなんですけれども、先ほども言いましたように､令和９年に関連法が改正されると、厚生労働省によって今検討されている中で、その関連法の改正を待たずに実施しているところもあるわけですね。例えば、先ほど紹介した山梨であったり千葉であったり。しかし、東京都も今回そういうふうな考え方が示されたということが２月28日に報告されています。

高知県も、その法改正に後れることなく内部の検討を進めていただきたいというふうに思いますが、そういった作業感覚で進めていかれるのかどうかということも併せて知事にお聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一つは、県立高校における防災環境科学系のコースあるいは科の新設等について、直ちにということではないですけれども、ただ一方で、先ほどの本日の知事の答弁の中で、高知県として防災庁の誘致をしたりとか、あるいはその中でも防災大学の設置を要望するとか、そういうことをしていこうとしているときだからこそ、高知県は高校においてもそういうふうなことをやっていくんですよということを打ち出すこともアピールになるだろうというふうに思うんですね。

ですから、平成29年の２月定例会で答弁された当時の尾﨑知事の答弁は、今の情勢の中ではやっぱり違うと思うんです。先ほど言ったように、特色化、魅力化ということが高校の中で議論されている中で、その当時に知事が言っていた考え方というのは違うんではないかなというふうに思います。

ぜひこの点について、先ほど言った防災庁や防災大学校を誘致しようとしていることにおいて、高知県はもう一歩踏み込んでいくというような考え方ができないのかどうか、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

そして、これもずっとお話してきているわけですけれども、精神病患者の皆さんに対する医療費の助成の問題。これも言わば３年後の見直しまでどんな議論をするのかということがやっぱり当事者や家族の方にとって心配なことだと思うんですね。

この間の関係者会議の議論を聞いていると、やっぱり関係者会議の関係者の皆さんの気持ちが随分と変わっていったと思うんです。この１年間の議論の中で、最初から最後までとの間では随分と皆さんの意識の変化というのもあったと思うんですね。もっと継続して議論していたら結果は変わっていたかもしれない、私はそん

なふうにさえ感じました。

ですから､決して３年後を待つんではなくて、それまでに段階的にできないかどうかということを併せて検討できないかということをもう一度子ども・福祉政策部長にお聞きして、第２問とします。

**○知事（濵田省司君）**　坂本議員の第２問にお答えをいたします。

まず、大石参与の活動記録の広報の状況ということでございます。

ただいまお話もありましたけれども、私は大石参与の任用に当たりまして、ＳＮＳ等での発信もお願いをしたいということは指示をいたしました。実際に県の参与の公式アカウントを設けて、いわゆるＸにおきまして発信はしているというふうに報告は受けております。ただ、今、件数等は突然のお尋ねでしたのでお答えできませんけれども、ということがまず１点でございます。

ただいま御答弁申し上げましたけれども、今現実にいろいろな民間企業等との連携を求めて活動していただいております。ただ、現時点で水面下での活動ということが多いということもあり、どこまで固有名詞も分かるような形で発信ができるかというところもございますので、必ずしも数において頻繁にということになっておらないかもしれませんが、これは実績が上がり、固有名詞も含めた公表ができるという段階になりましたら、そうしたものも、より充実した形で公表するようにということにしてまいりたいと思います。

日々、私自身も大石参与と頻繁に打合せをしております。その際に、特にこの広報ということに関しましても、本日いただきましたようなお話をいただいているということも含めて、さらにより県民の皆さんに分かりやすく広報していくということについては促してまいりたいというふうに思っております。

それから２点目が、難病患者の方々の雇用枠ということについてでございます。

これもただいま申し上げましたように、国のほうで、難病患者の方々に関しまして、医師の意見書などを用いて、障害者の方々の雇用枠に準じるような形での対応を具体的に検討いただいているというふうにお聞きしております。かなり問題は専門的、技術的な判定ということになろうかと思いますから、他県で先行しておられるところがあるのかもしれませんが、これも私もつぶさに状況は今手元にございませんが、いずれにいたしましても、基本はこの障害者の雇用制度は国の大きな設計に基づいて動いている部分でございますので、国の動向をしっかりと把握をして、こうした専門的、技術的にしっかりと裏づけを取って、その上で後れることなく実行していくという考え方で対応してまいりたいと思っております。

**○教育長（今城純子君）**　先ほども答弁させていただきましたけれども、高校生の防災力を高めていくということは本県にとって本当に大事なことであると考えています。そのため、よこ糸とたて糸といいますか、全員が、先ほどお伝えしましたように、サミットは全部の高校生が、代表ではありますけれども、全ての高校が参加をしていますんで、その中で防災力を高めていくという底上げと、それから縦の、フェーズも変わってきております。先ほど申しましたように、新たに振興再編計画も立て、そしてその中で魅力化、特色化を図っていっているところでございますので、そういった中で、この防災とかそれから環境に関する学科やコースについてまた検討していきたいということを考えております。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　先ほども答弁申し上げましたけれども、身体障害や知

的障害といった他の障害種別とのバランスを含めて、３年後を目途に検討していきたいということでございます。

この３年間何をするのかというと、やはり必要な実施状況についても確認をさせていただいたりしてデータを取って、そうした上で再度検討させていただきたいというふうに考えてございます。ただ、その間何もしないということではなくて、先ほど申し上げましたように幅広く団体の皆様ともお話を聞かせていただきながら、実情も含めてお話を伺いながら、こちらのほうでも考えは続けていきたいと思っております。

**○31番（坂本茂雄君）**　３問目で、知事にお伺いします。

４Ｓプロジェクトの重点配分の在り方については、先ほど細木議員も御質問されたんですけれども、その知事の答弁で、県とベクトルを合わせて方向を共にする市町村への支援だというふうになれば、言えば、知事の施策、高知県としての施策にまさに共感しない市町村は切り捨てるということになるんではないか。そんな、知事はそこまで過激なことは私は言っていませんということかもしれませんが、そう受け止めざるを得んような思いが私はしています。

知事のお考えを最後にお聞きして、以上で私の質問とさせていただきます。

**○知事（濵田省司君）**　今回の４Ｓプロジェクトの重点配分の趣旨は、ただいま申し上げましたような基本配分枠４億円の枠は、県のほうもこの制度をつくりましたときに自らスクラップもして財源を出したというものでございます。これについては人口等の客観的な数値で枠配分をさせていただいて、市町村には要は10分の10の高い交付率でほぼ自由に使っていただけるということで、例えば子供医療費の支援の充実であったり、新たな出会い促進の制度であったり事業であったり、こういったものに使っていただいていると。

県の同じ各種の補助金、交付金の中でも言わば破格の高い自由度と手厚さで支援をしている制度ということであります。そうした制度を利用いただいて、一緒になって人口減少の克服に向かって闘っていただくということを前提に考えましたときに、４Ｓプロジェクトでいろいろな協議をお願いするという中、一緒に協議をさせていただくというところのスタートラインといいますか、協議のテーブルに着くというところすらできていないという状況は大変残念な状況でありまして、そういうことがないように、ぜひスタートラインは一緒に、協議の中身についてはいろいろ御意見があるかもしれませんが、人口減少の克服に向けて同じ方向に向かって進んでいくと。それは濵田がどうこうという問題ではなく、県と市町村の間でそうした考え、ベクトルを共有していただく、それに応じて非常に手厚い支援を、時限の制度ということではございますが、この総合交付金を活用いただけるというような構図の中で環境を整えていきたいという思いでございます。

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明４日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後５時３分散会

## 令和８年３月４日（水曜日）　開議第３日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長職務代理者 | 成　瀬　　洋　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長職務代理者 | 松　尾　晋　次　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主幹 | 大川美千子君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第３号）**

令和８年３月４日午前10時開議

第１

第 １ 号　令和８年度高知県一般会計予算

第 ２ 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第 ３ 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第 ４ 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第 ５ 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算

第 ６ 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第 ７ 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算

第 ８ 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 ９ 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算

第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算

第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算

第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算

第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算

第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算

第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算

第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管

理者の指定に関する議案
第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第２　一般質問
（３人）

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

前田公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、松尾公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

――――― ∽∽∽ ―――――

**質疑並びに一般質問**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

26番西森雅和議員。

（26番西森雅和君登壇）

**○26番（西森雅和君）**　おはようございます。

公明党は、昨年10月、自民党と26年間続けてきました連立政権を解消いたしました。その原因は、政治と金の問題でありました。

連立を解消して以来、マスコミをはじめ多くの方によく聞かれることは、地方はどうなるのかということであります。国と地方の政治ということで言いますと、地方の政治はそもそも国と制度が異なります。国は、国民から選ばれた国会議員の中から、行政府のトップである内閣総理大臣が選ばれる議院内閣制であります。したがって、与党と野党という立場が存在します。

一方、地方は、住民から直接選ばれた知事や市町村長が行政のトップになります。そして、住民から選ばれる議員で議会が成り立っています。いわゆる二元代表制であります。議員の中から知事や市町村長が選ばれる制度ではありませんので、地方には本来、与党も野党もありません。

高知県議会のどの会派もどの議員も、執行部に対して様々な政策提案を行い、チェック機能を果たし、意思決定機関としての役割を果たしてまいらなければなりません。これからも、公

明党は、知事はじめ執行部の皆様と力を合わせて、高知県の発展に尽くしてまいる所存であります。

さて、１月16日、新党、中道改革連合が結成されました。中道改革連合の中道とは何か。中道とは、右と左の中間という意味ではなく、まさに人間を中心に置いて、人間の幸せを第一に、生命・生活・生存を最大に尊重する人間主義、平和主義という考え方であります。

今回、新党、中道改革連合が結成したのも、人間主義、平和主義を掲げ、人間の幸せを目的とした政治を実現するために大きな塊をつくっていく、その第一歩ということであります。分断と対立をあおり自らのエネルギーにする政治手法とは一線を画し、一人一人の生活に焦点を当てながら、多様化した価値観に耳を傾け、粘り強い対話で合意形成を図る政治が中道の政治であります。さきの衆議院選挙では厳しい船出となりましたが、今後の中道改革連合に大いに期待するものであります。

それでは、通告に従いまして、公明党を代表して、知事はじめ執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

平和国家として歩む日本の在り方について知事に伺います。庶民の幸福も、豊かな社会も、その前提にあるものは平和にほかなりません。公明党は、結党以来、生命・生活・生存を最大限に尊重する人間主義を掲げ、平和を希求してまいりました。

我が国は、戦後80年余り、平和国家としての歩みを進めてまいりました。そして、我が国は、唯一の被爆国として、核廃絶への決意の下、戦争を絶対に起こさない平和国家としての歩みをこれからも続けなければなりません。

しかしながら、今の高市政権には不穏な空気が漂っているように感じます。その一つが、憲法９条の改正であります。自民党と日本維新の会の連立政権合意書では、日本維新の会の提言、21世紀の国防構想と憲法改正を踏まえ、憲法９条改正に関する両党の条文起草協議会を設置するとしています。今後、この提言が、与党として安全保障政策を議論する際の共通の土俵になることは明らかであります。

そして、維新の会のこの提言には何が書かれているのか。そこには、「国の交戦権は、これを認めない。」としている憲法第９条第２項を削除し、集団的自衛権行使を全面的に容認すると明記されています。

我が国はこれまで、他国から攻撃されない限り武力を行使しないという専守防衛の姿勢を貫いてきました。2015年９月に平和安全法制が成立し、日本と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生した際、日本は自衛のための武力を行使できるようになりましたが、その際も、日本の存立が脅かされ、日本国民の生命、自由、幸福を追求する権利が根底から覆される明白な危険があり、武力を行使する以外に適当な手段がないというケースでなければ武力を行使できないとしています。

それに加えて、やむを得ず武力を行使する場合でも必要最小限にとどめるとし、専守防衛を貫く厳格な歯止めをかけています。これは、日本が平和国家であることを国内及び国際社会に示す重要な立場表明でもあり、平和国家としての今までの歩みでありました。しかし、それが崩されようとしていることに危うさを感じます。

２つ目が、非核三原則の堅持についてであります。我が国が平和国家として歩みを進める上で根幹をなすものは、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず、いわゆる非核三原則であります。日本が国是として守ってきたこの非核三原則が、今、脅かされているように感じます。

昨年11月26日、斉藤鉄夫、当時の公明党代表が、高市首相との党首討論で、唯一の被爆国の

日本が非核三原則を見直すようなことがあっては核廃絶は夢のまた夢と指摘し、非核三原則を堅持するように迫ったのに対し、高市首相は、非核三原則を政策上の方針として堅持しているとは述べたものの、引き続き堅持するとは明言していません。

また、高市首相は、2024年の自らの著書の中で、持ち込ませずは現実的ではないとし、三原則の見直しを持論とする姿勢が見てとれます。さらに、昨年末には、安全保障政策を担当する政府高官から、日本は核保有すべきだとの発言まで飛び出しています。

さきに行われた衆議院選挙の全候補を対象に毎日新聞が実施したアンケートで、核兵器の保有・共有について考えを尋ねたところ、核共有は検討すべきだとの回答は全体で28%。中でも驚いたことは、日本維新の会が91%と突出していたことであります。

維新の会は、衆議院選向けの政策集で、核共有を含む拡大抑止に関する議論を開始と明記し、吉村代表も、しっかり議論したほうがいいと積極姿勢を示しています。

唯一の戦争被爆国として、非核三原則は絶対に譲れない日本の国是であります。そして、国際社会で核廃絶への取組の先頭に立つことが日本の責務であります。これに逆行し、非核三原則を見直すことになれば、国際社会からの信用が失墜するのは明らかであります。

日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも、核攻撃の標的になることも許すことができませんとは、日本原水爆被害者団体協議会の被爆者の切実な声であります。

３つ目が、防衛装備移転の見直しについてであります。我が国は、防衛装備品の輸出に関して、現在、救難、輸送、警戒、監視、掃海、いわゆる５類型に限定しており、殺傷能力のある武器完成品の輸出については明確に歯止めをかけています。しかしながら、自民党と維新の会との連立政権合意書には、今年の国会で、輸出を限定している装備品５類型を撤廃すると明記しています。５類型が撤廃されれば、歯止めなき武器輸出にもつながります。

かつて宮澤喜一首相が外相時代に、日本は武器を輸出してもうけるほど落ちぶれていないと発言していましたが、それがなし崩しになりかねないことに、平和国家としての危うさを感じます。私たちは、装備品の輸出が平和憲法の範囲内で抑制的に運用されてきたことを忘れてはなりません。

以上、指摘しましたが、我が国が80年余り歩んできた平和国家としての歩みが、今、違う方向に歩み出しているように感じます。

そこで、知事に伺いたいと思います。平和国家として歩む日本の在り方について知事のお考えをお聞きいたします。

次に、新たな視点での財源の創出について伺います。自主財源に乏しい本県にとって、あらゆる課題に対応していくため財源をどう確保していくのか。大きな課題であります。人口減少やさらなる高齢化の中で、今後、高知県として税収が減収していくことも考えられます。こうした中で、県として新たな財源をつくる取組を考えることは大事なことであります。

県ではこれまで、資産の有効活用を図り、財源をつくるため、ネーミングライツなどにも取り組んでいますが、さらなる財源の確保も必要であると考えます。そこで、県としての新たな財源の創出ということで、ファンド活用による財源の創出を提案したいと思います。

さきに行われました衆議院選挙において公明党が支援した中道改革連合は、食料品の消費税を、現在の８％を恒久的にゼロにする政策を打ち出しました。その財源は、国の資産を一体的に運用する政府系ファンド、いわゆるジャパン

ファンドを創設し、その運用益などを充てるというものであります。

海外では既に、アジアや中東、北欧などで政府系ファンドを導入している国があります。シンガポールの政府系ファンドは、運用収益の最大半分を国の予算に充てることができるとし、その額は国家予算の約２割に上ることもあるといいます。

我が国では、政府系ファンドはありませんが、創設に必要なノウハウは既に持っています。公的年金の積立金を一部運用する年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるＧＰＩＦであります。このＧＰＩＦは、2001年度からの累積収益額が約196兆円に上り、運用能力は世界トップクラスの金融機関にも匹敵すると言われています。

昨年11月の衆議院予算委員会で、当時の公明党の岡本三成衆議院議員が、政府系ファンド、ジャパンファンド創設についての質問を行いました。これに対して高市首相は、すごく明るい気分になった、これから検討に入るということで楽しみにしていると答弁しています。

高知県には、令和６年度決算の段階で、合わせると約1,060億円の基金があります。地方自治法には、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないということがうたわれていることも承知しております。

デフレ下では、資産は現金のままで保有すればよかったかもしれませんが、インフレ局面にある今は、現金の実質的な価値が目減りしてしまうことになります。こうした中、最先端のリスク管理手法によってリスクを抑えながら、安定的な収益を確保することも必要であると思います。

元本割れをしないで有利に資産運用する方法にはどのようなことが考えられるのか、検討の余地はあると思います。また、金融のプロフェッショナルに力を借りることがあってもよいと思います。

そこで、知事に伺います。今後、県の基金などを一元管理し、新たな財源をつくり出す仕組みとして、高知ファンドの創設を提案したいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、核融合施設について伺います。科学技術は、新たな製品や技術の開発を通じて国民生活を豊かにし、社会に様々な利益をもたらしてきました。そして、科学技術の発展は新産業の創出や市場の拡大へとつながり、成長型経済の底上げの原動力にもなっています。

エネルギー分野においても、科学技術の発展に大きな期待が集まっています。その期待の中心にあるのが核融合発電であります。核融合発電とは、太陽の内部で起きている核融合を人工的に起こし、その際に飛び出す高速の中性子のエネルギーを発電に利用するというものであります。核融合発電は、核融合反応で熱を生み出す太陽と同じ仕組みであることから、地上の太陽とも呼ばれ、二酸化炭素を排出しない脱炭素エネルギーとして大きな期待が寄せられています。

核融合発電の燃料は、主に水素の仲間である重水素や三重水素であります。少量の燃料で膨大なエネルギーを得られる特徴があり、燃料１グラムから得られるエネルギーは石油８トン分にも相当するとされています。

燃料となる重水素や三重水素は、海水から調達できます。今後の核融合発電の開発は、海に囲まれた日本にとっては、エネルギーを輸入に依存している現状を変える大きなチャンスとも言えます。

そこでまず、知事に核融合発電についての認識を伺いたいと思います。

この核融合発電は、現在、世界でも開発が進んでいます。中国は、独自の実験炉を建設して、2027年の運用開始を目指しており、またアメリ

カやイギリスでは2040年までに原型炉の建設を掲げています。

日本政府も、昨年の６月に改定した国家戦略で、2050年頃としていた核融合発電の実証時期を2030年代に前倒しするとしています。文部科学省の有識者会議で示された資料では、国内に核融合発電所を建設した場合、その経済効果は５兆600億円に上り、20年間で延べ230万人の雇用を創出すると推定されています。

そして、世界で将来的な核融合産業の市場規模は1,000兆円になるとの試算もあります。まさに環境面と併せて産業面でも関連産業の集積効果が大いに期待できる分野が核融合発電であります。

他方、核融合発電の安全性はどうかということでありますが、核反応を利用した発電には原子力発電がありますが、原子力発電はウランなど重たい原子核を分裂させるため、核分裂が１回起きると次の反応を誘発する連鎖反応を起こします。それに比べて、核融合の場合は一つ一つの反応が独立しており、連鎖しませんので、核融合で制御不能となる可能性はなく、燃料の供給や加熱を止めれば反応は停止します。したがって、核融合発電は、核分裂を利用した原子力発電とは違って、安全性が非常に高いわけであります。

しかしながら、原発と核融合の違いを理解している人はまだ少なく、今後の周知や教育の必要性も感じます。政府が世界に先駆け発電実証を国家戦略に掲げるこの核融合発電を、次世代エネルギーとして大いに期待するものであります。

そこで、知事にお伺いをいたします。核融合発電の発電実証を行う原型炉の誘致を高知県として行ってはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、多文化共生社会について伺います。

日本に住む外国人の比率は、30年以上前では日本の人口の１％ほどであったものが、昨年６月末の時点では395万人となり、その比率は約３％となっています。我が県においても外国人比率は上昇し、昨年６月で、過去最高となる6,996人の外国人の方が生活をされています。そして、農業や介護、飲食業や製造業などの現場では、多くの外国人の方が活躍をされています。今後、少子化が進み、我が国及び我が県の人口が減少していくことを考えたとき、外国人の労働者に頼らなければならない状況はさらに進んでいくものと思われます。

その一方で、外国人に対して排外主義的な言動や誹謗中傷がＳＮＳを中心に広がっている状況があります。昨年の参議院選挙以降、このことが特に顕在化しているように感じます。

外国人を排斥しようとする問題は、社会の理解不足から拡散された誤報や一部の政党による扇動的な言説が飛び交い、エビデンスに裏づけられていないものが多くあります。法治国家において、不法行為に対して厳格に臨むことは当然でありますが、外国人だからといって偏見を抱き不当に扱うことは許されません。

このように外国人を排斥する言説が広がる現状に強い危機感を覚えます。日本人であれ外国人であれ、互いに人として尊重し合い、安全で安心に暮らせる秩序ある共生社会を築いていかなければなりません。

日本人と外国人が互いの文化や生活習慣の違いを尊重し合い、共に地域で活躍できるよう、県として今年度中に高知家・多文化共生推進プランを策定するとしています。

そこで、知事に伺います。高知県において新たに策定する高知家・多文化共生推進プランはどのようなプランなのか、そして日本人と外国人との共生社会のさらなる構築に向けて、プランに基づきどのような取組を展開しようとして

いるのか、お伺いいたします。

教育委員会では、2028年度に、高知丸の内高校に、仮称多文化共生コースを新設するとしています。異なる文化や価値観を理解し合い暮らす上で最重要なことは、何といいましても言葉の理解であります。

そこで、教育長に伺います。高知丸の内高校に多文化共生コースを新設する狙い、目的は何か、お聞きをいたします。

県内産業の振興、とりわけ中小企業支援策について伺います。

物価高対策への対応は、待ったなしの課題であります。この課題への対応については、国の重点支援地方交付金などにより、県及び各自治体が地域の実情に応じた対策を講じてきているところでありますが、働く人にとりましての一番の物価高対策は何といいましても賃金の上昇であります。

しかしながら、県内企業の99.9%が中小企業であり、従業員の賃上げもままならない状況にあります。県内の事業経営者に話を聞きますと、賃上げをする力がないといった声や、高い賃金が払えず人が集まらなく本当に困っているという声をあらゆる業種で伺います。

県内の中小企業の多くは、賃上げをする余力が不足していることに加え、都会に比べて賃金が低く、人材自体が確保できない状況に直面しております。いかにして働く人一人一人の所得を向上させ、県民が豊かさを実感できるようになるのか。本県の大きな課題であります。

日本は、ＧＤＰの規模でいえば、2024年時点でアメリカ、中国、ドイツに次いで世界４位の経済大国とされています。しかしながら、１人当たりの名目ＧＤＰはというと、内閣府が昨年12月に発表した推計によりますと、経済協力開発機構、ＯＥＣＤ加盟国38か国中24位であり、比較できる1994年以降では最も低い順位となっています。

さらに、本県の状況を見てみますと、産業振興計画の取組などを通じて、かつてはマイナス成長であった県内総生産がおおむねプラス成長に転じたとはいえ、2005年当時と同程度であり、１人当たりの県民所得は全国平均を大きく下回っています。また、若者の転出超過も続いており、若年層の所得も全国平均を下回っています。

こうした中で、高知県経済の持続的な成長と賃上げを実現するには、地域に根差す中小企業の成長を力強く支えていくことが重要であります。県内中小企業が元気になり、売上げも伸ばし、それが従業員に還元していく好循環をつくり出すには、県内中小企業の生産性の底上げが急がれます。

そこで、知事に伺います。県内中小事業者の生産性の底上げに向けて具体的にどのような施策を行っていくお考えなのか、お伺いをいたします。

新年度予算では、新技術の活用などによる新製品やサービス開発などを通じて大幅な売上げの増加を目指す成長余力と高い意欲の両方を有する県内企業の育成支援策を新たに展開するとしています。そして、国が推進する100億宣言の取組と連携し、県内においても売上高100億円に向けて挑戦する企業の取組を後押しすると、知事は提案説明でも述べられました。

そこで、産業振興推進部長に、100億円企業をどの程度まで増やそうとしているのか、お伺いをいたします。

次に、昨日の、明神議員からも質問がありましたが、関係人口の増加について伺います。

関係人口とは、移住した定住人口や観光に来た交流人口でもない、居住地以外から地域に来て、まちづくりなど様々な取組に関わる人たちのことで、言わば観光客以上移住者未満の人た

ちを指します。

今､人口減少や高齢化が加速化する地域では、地域づくりの新たな担い手として、地域外の人材である関係人口の増加に期待が集まっています。地域によっては、移住へのハードルが高いといったこともあり、関係人口をつくり出す取組に重点を移す自治体も出てきています。

そして、この地方の関係人口を増やす取組に国も動き出しています。各地の取組を支援しようと、国が今検討を進めている制度が、ふるさと住民登録制度であります。この制度、昨年６月に、地方創生2.0基本構想において、創設することが閣議決定されました。

今まで、関係人口は、その規模や地域との関係性が可視化できていないことなどが課題として挙げられていましたが、ふるさと住民登録制度は、居住地以外の地域と継続的に関わる人をスマートフォンのアプリでふるさと住民として登録する仕組みで、関係人口を見える化するプラットフォームの役割を果たすとされています。ふるさと納税が寄附と返礼品が中心であるのに対して、ふるさと住民登録制度は、居住地以外に住民登録をするという行為が基本となり、地域との継続的な関係構築に重点が置かれています。

この制度は、今後、地方の関係人口を大きく増やし、地域活性化の起爆剤になる制度であると思われます。そして、地方にとって、都市部に住む人をいかに巻き込むことができるのか。地方は、登録したくなる楽しそうな内容を盛り込み、登録者が地方に足を運び、将来的に移住や二地域居住へと関係を深めていけるような工夫を考える必要があります。

そこで、人口減少・中山間担当理事に伺います。高知県として、国が検討しているふるさと住民登録制度を活用して、県内の関係人口をどのように増やしていくお考えなのか、今後の市町村へのサポートと併せてお伺いをいたします。

次に、新エネルギー施策とカーボンニュートラルについて伺います。

猛暑や豪雨など気候変動による影響は、深刻さを増すばかりであります。とりわけ、昨年の夏の暑さは記録ずくめでありました。群馬県伊勢崎市では41.8度の日本の観測史上最高気温を観測し、全国の気象官署、アメダス合わせて914地点のうち延べ30地点で40度以上を観測し、過去最高を記録しています。そして、熱中症による国内の死者数は、地震や水害による年間の犠牲者を上回っています。

高知県内でも、昨年１年間を通じた平均気温は平年を大きく上回り、特に６月から８月にかけての平均気温は、統計を取り始めて以来最も暑い夏となっています。まさに異常気象や地球温暖化と言えると思います。

異常気象や地球温暖化の主な要因は、人間活動による温室効果ガスの増加で、その大部分が二酸化炭素による影響であります。政府は昨年、国の中長期的なエネルギー政策の指針となる第７次エネルギー基本計画を策定しました。それによると、エネルギー需給見通しとして、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を、2023年度の22.9％から、2040年度には４割から５割程度にする目標を掲げています。そして、温室効果ガス削減割合を､2013年度比で2022年度の実績の22.9％から73％に引き上げるとしています。

本県では、地球温暖化対策の推進に向けて、2011年３月に高知県新エネルギービジョンを策定し、現在は2021年度から2025年度の計画に基づき、再生可能エネルギーの導入を進めてきています。また、今年度は、このビジョンの改定を行う年であります。カーボンニュートラルに向けた、本県としてのさらなる取組を期待するものであります。

そこで、知事に伺いますが、カーボンニュー

トラルに向けて、今年度改定を行う高知県新エネルギービジョンにおける新たな取組はどのようなものか、お聞きをいたします。

先日、地球温暖化対策に取り組もうとしている高知市内の事業所で話を伺いました。そこでは、大学や大手企業と協力し、$CO_2$削減に向けた新たな実証試験に取り組んでいました。その内容は、蛇紋岩という鉱物を粉砕し、特殊な技術を用いて蛇紋岩に$CO_2$を固定化するというものであり、$CO_2$が固定化された鉱物は将来的に建設資材などに使いたいとのことでありました。

その事業所が高知市内に設置したプラントでは、実証試験が今月で終了し、今後データの分析、評価を行うということであります。そして、来年度中に、$CO_2$固定量評価モデルの構築と$CO_2$クレジット認証制度設計を目指すとしています。

このように、県内には、$CO_2$削減の製品を作り出すことに懸命に取り組んでいる事業所がありますし、今後こうした事業所がさらに出てきてほしいと思います。

現在、本県では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、グリーン化関連産業の育成ということを掲げ、$CO_2$削減につながる製品やサービスを生み出す取組を支援するとしています。

そこで、林業振興・環境部長に伺います。$CO_2$削減につながる製品やサービスを生み出す県内事業者の取組をどのように支援していくのか、お伺いをいたします。

次に、サイバー攻撃対策について伺います。

デジタル化が進み、サイバー空間の複雑性が増したことに伴って、インターネットを通じてコンピューターのシステムに不正に侵入しシステム障害などの被害を与えるサイバー攻撃が巧妙化、深刻化しています。中でも、システムを攻撃し金銭を要求するランサムウエアによる被害は深刻であります。

警察庁が昨年９月に公表した2025年上半期サイバー空間をめぐる脅威の情勢では、企業を狙ったランサムウエアの被害報告件数が令和４年下半期と並び、半期として過去最高になったことなどを取り上げ、極めて深刻な情勢としています。また、昨年９月には飲料大手のアサヒグループホールディングスが、10月には通販大手のアスクルがランサムウエア攻撃を受け、その影響が国民生活にも広がったことも記憶に新しいところであります。

総務省の2025年版情報通信白書によると、2024年に国内で観測されたサイバー攻撃関連の通信数は約13秒に１回に上り、過去最高を記録しています。その大部分が海外からの発信とされています。ランサムウエア攻撃には国境の垣根はなく、パソコンがあれば世界中の企業の脆弱な部分を一瞬で調べることができ、弱点をあっという間に探せると言われています。

こうしたランサムウエア被害は、大企業に限ったことではありません。2024年のランサムウエア被害の約３分の２が、中小企業が標的となっています。

サイバー攻撃対策は、中小企業ほどサイバーセキュリティー人材の確保が難しく、十分と言うには程遠い状況にあります。企業にとって、サイバー攻撃は、数か月にわたって営業ができなくなるなど、死活問題の経営リスクとなっています。

そこで、警察本部長に、県内企業に対するランサムウエアなどサイバー攻撃対策の取組についてお伺いをいたします。

サイバー攻撃は、企業以外の医療機関や政府機関、地方自治体にも及んでいます。高知県庁としても、しっかりとした対策をしておく必要があります。防御を限界まで強化しても、侵害リスクは常に存在します。

そこで、万が一被害を受けたとき、早期に復旧できる体制が求められます。肝腎なことは、ＢＣＰであります。サイバー攻撃が起きた際に何が起こるのか、業務にどう影響するのか、事前に考えておくことであります。実際に、効率的な復旧を可能とする体制や訓練の必要性も感じます。

そこで、総合企画部長に、県庁へのサイバー攻撃に対してどのような対策がなされているのか、お伺いをいたします。

次に、日本一の健康長寿県づくり、中でも腎臓病対策の支援について伺います。

血液透析を受けられている方は、週３回の治療が必要で、透析患者にとっては大きな負担となっています。しかし、血液透析はオンライン診療というわけにはいきません。

日本透析医学会の統計調査によると、2024年末現在、我が国の透析患者の平均年齢は70.27歳で、25年前と比べて10歳以上増加してきており、確実に透析患者の高齢化が進んでいます。今まで公共交通機関や自家用車で通院していた方が自力で通院できなくなったり、長時間の透析に伴う筋力の低下などによって通院そのものが厳しくなっている方も多くいます。

こうした状況に対応するため、透析治療を行う医療機関によっては、患者の通院送迎を行っているところもあります。日本透析医学会の統計調査では、全国の透析施設で通院送迎のために支出している金額は年間で350億円を超え、この金額は透析医療費の２％を超える額とされています。

県内でも透析患者の送迎を行っている医療機関があり、先日、話を伺ってきました。その医療機関は、高知市内の本院と、安芸市と室戸市に診療所を持っており、それぞれ送迎を行っているということでありました。本院、診療所から送迎地までの距離はそれぞれ30キロから35キロで、送迎人数は３か所合わせると約350人に上るということでありました。最近の燃料費などの高騰により、送迎費用は上がり、病院経営を圧迫してきており、室戸の診療所においては、診療費から差し引いても赤字となっているということでありました。

介護タクシーとか外部委託してはどうかと聞いてみたところ、室戸市内には委託を受けてもらえる送迎事業者自体がないということでありました。では、患者さんから交通費を徴収してはどうかと聞きましたところ、白タク営業になってしまうので、それもできないとのこと。今は、その赤字分を何とか本院で賄い、しのいでいるということでありました。

先ほど申し上げましたように、透析患者の皆さんの平均年齢は70歳を超えています。今後、高齢の透析患者がさらに増え、その結果、死亡する方の数も増加し、全体の透析患者数は減ってくると言われています。患者数が減っても、30キロ以上離れたところに今までと同じように送迎を続けるとなると、より厳しい病院経営状況になってくるとのことであります。しかし、そこに自力で移動できない患者さんがいる限り、続けないわけにはいかないとのことであります。

そこで、健康政策部長に伺います。今申し上げました状況を考えたとき、透析患者の送迎を行っている透析施設に対して県として何らかの支援策を検討すべきときに来ているのではないかと考えますし、支援策の導入を願うものであります。部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県立学校の体育館の空調整備などについて伺います。児童生徒の授業や部活動で利用される体育館は、実は屋外よりも熱中症リスクが高いと言われています。近年の全国的な猛暑の中、児童生徒の熱中症による事故が起きるなど、学校体育館への空調設置の重要性が増しています。

また、学校体育館は、自然災害が激甚・頻発化する中、災害時には地域住民の避難所としても活用されます。近い将来起こる南海トラフ地震の発生への備えとしても、避難所となる学校体育館の空調の整備は急がなくてはなりません。

県内の小・中・高等学校の普通教室への空調整備は、2024年９月現在、小中学校では99.8％でほぼ完了に近づき、高等学校では100％となっています。一方、県内の学校体育館等の空調整備はというと、2024年９月現在、小中学校で5.7％、高等学校では4.0％と、全国平均と比べて大きく後れています。

今議会で計上されています令和８年度の予算案では、学校体育館の空調整備予算として、これまでより拡充され、令和８年度の当初予算として１億8,600万円、令和８年、９年の債務負担行為として２億7,700万円の予算が計上されています。スピード感を持ったさらなる整備に期待するものであります。

そこで、教育長に伺いますが、県立学校体育館の空調整備加速化の取組について、今後のスケジュールと併せてお伺いをいたします。

体育館の環境を守る手だてとして、空調の整備と併せて必要なことは遮熱・断熱対策であります。文部科学省では、体育館の空調の設置について、断熱効果を高めるために、断熱改修とセットで進めることを推奨しています。遮熱・断熱対策は、体育館内部の温度上昇を抑え、熱中症予防に効果があることと併せて、ランニングコストの軽減にもつながります。

国のコスト軽減の試算では、体育館の断熱性確保による電気代の削減効果について、断熱性のない体育館に空調機を設置する場合と、断熱化改修工事を行った上で空調機を設置した場合の工事費と電気代を比較したとき、断熱化改修工事を行った上で空調機を設置した場合のほうが電気代が半分になるとしています。また、空調設置時に断熱化改修工事を実施することで、15年目の空調更新の際に断熱化改修工事費用の回収が可能としています。そして、40年間で5,500万円の経費を削減できるとしています。

そこで、教育長に伺いますが、県立学校の体育館における遮熱・断熱改修の現状がどのようになっているのか、そして今後、遮熱・断熱の整備をどのように進めていくお考えか、計画と併せてお伺いをいたします。

次に、英語教育について伺います。英語は、世界で最も使われている言語であります。国際化やグローバル化が進む中で、国際共通語とも言える英語を使って外国の人たちと交流するためには、相手が話したり書いたりしたことを理解する聞く力と読む力に加え、自分が相手に伝えたいことを表現する話す力と書く力を培う必要があります。

しかしながら、我が国の小・中・高校教育では、英語の授業を通じて、生徒が聞く、読む、話す、書くという４技能をバランスよく身につけられていないことが問題視されております。英語教育の抜本的な改善に向けた取組を急ぐべきだとの指摘もあります。

2025年度公表の文部科学省の英語教育実施状況調査によりますと、日常会話に必要な基本的な知識とスキルを持っている状態、いわゆるＣＥＦＲ、Ａ２レベルを取得している高校３年生の割合は、全国平均が31.8％であるのに対して本県は26.2％と、全国平均を下回っています。本県の英語教育のさらなる取組の必要性を感じます。

そこで、本県の中学・高校生の英語力の現状をどのように捉えられているのか、教育長にお伺いをいたします。

本県教育は、高知県教育振興基本計画に基づき、地域の実情に応じて、教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めていますが、その

基本方針の中にも、グローバル社会で活躍する人材を育成するとし、グローバル教育の推進・強化が掲げられています。小学校における英語教育は、中学校以降の英語学習につながる基礎力の習得を目指すものでありますし、中学校、高校の英語教育は、その後の英語学習や将来の国際社会での活躍に大きく影響します。

昨年７月に、英語教育について、東京に事務所を置くＮＰＯ法人共育の杜が、小中学校の教員に対してオンラインによる調査を行っています。それによると、小学校教員に対して、英語教育について、英語の授業に自信を持って取り組めているかと聞いたところ、どちらかといえば当てはまらないが32.1％で最も多く、当てはまらないの22.6％を合わせると54.7％となり、半数以上の小学校教員が自信を持てていないという結果になっています。また、英語の授業で困っていることを複数選択で聞いたところ、評価方法が最も多く59.9％で、発音・表現が55.5％、ＡＬＴとの連携が45.3％と続いており、自信がない上に、授業以外の面でも困難を抱えていることが見てとれます。

そして、調査を行ったＮＰＯ法人が、子供への影響として最も深刻な課題として指摘していることは、英語の授業中に児童生徒が不安やストレスを感じる場面があると回答した教員が、小中と合わせて79.0％となっていることであります。さらに、英語の授業が不登校のきっかけになったと感じている教員は12.5％で、約８人に１人が不登校と英語授業との関係を感じています。

そこで、教育長に伺います。本県の小中学校における英語教育の課題、またその課題解決に向けた取組についてお聞きをいたします。

さて、現在、学校における英語教育で、オンラインを活用した英会話学習を導入する公立学校が全国的に増えてきています。１人１台端末が整備される中で、端末の新たな活用としても注目されています。

オンラインを使った英語学習とは、オンラインでつながった外国人講師とマンツーマンで学習を進めるというものであります。ポイントは、生徒のレベルに合わせた学習が進められるということであります。生徒のレベルに合わせた学習ですので、生徒がそれぞれ臆することなく、画面越しに講師と英語だけで会話をするということによって、一人一人の大きな自信につながるとされています。

英語教育を進めるに当たって、予算面ではＡＬＴを配置するよりも大きく抑えられ、自治体によっては、このオンラインを活用した英語学習にシフトしてきているところも出てきていると聞きます。

そこで、教育長に伺います。県として、幾つかの県立学校にこのオンラインによる英語学習をまずモデル的に導入してはどうかと考えますが、御所見を伺います。また、小中学校において、このオンライン活用の英語学習を進めたいという市町村に対して、県としてどのような支援が考えられるのか、併せてお伺いをいたしまして、第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平和国家として歩む日本の在り方についてお尋ねがございました。

我が国は、戦後、日本国憲法の下で、平和主義を、国民主権、基本的人権の尊重と並びます三大原則の一つとして掲げ、国際社会との協調を重んじながら、一貫して平和国家としての歩みを進めてまいりました。この歩みは、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねと、そして犠牲の上に築かれたものでありまして、私たちは次世代にこの価値をしっかりと引き継いでいく使命

があるというふうに考えております。

今年に入りましても、米国のベネズエラ攻撃、またつい最近もイランへの攻撃といった事態が続いております。大変厳しい国際社会の現実をかいま見た思いがいたします。

そして、ここ数年の例えばウクライナあるいはパレスチナのガザ地区におきます武力攻撃の状況などを見ますと、罪のない市民が、例えば学校、病院といった生活施設においても多数殺傷されているというような状況でございます。これを事後的に国連憲章違反であるとかジュネーブ条約違反であると糾弾をしてみても、亡くなった方々は帰ってこないということだと思います。

だとしますと、我が国におきましては、こうした武力攻撃を決して起こさせてはならないと、この未然防止をいかに図っていくかということが大事だというふうに思いますし、そのためには、自国のことは自国で守る、他国に依存をせずに、頼らずに、他国任せにせずに自分で守ると、こういった考え方で事前の備えをしていくということが何よりも大事ではないかというふうに私自身昨今感じる次第でございます。

言うまでもなく、自国の国民の生命と身体、財産を守り抜きますことは、国家にとりまして最も基本的な責務であるというふうに考えます。このため、安全保障政策の在り方につきまして、国際情勢や時代の変化を踏まえて必要な見直しを行い、進化をさせていく、こうした取組は我が国にとって避けて通れない試練だというふうにも考えます。

このような流れの中で、お話がありましたように、高市内閣の下、憲法９条の改正に加えまして非核三原則の見直し、防衛装備品の移転に係ります５類型の撤廃などに関します議論が当面の政治日程に上がろうとしているという状況だと考えています。

我が国は、新しい国際情勢の下で、国民の生命と安全を守るために、これまでの平和国家としての歩みを踏まえながら今後どういう新しい道を歩んでいくかにつきまして、国民的な議論を通じた幅広い合意形成を図らなければならないと考えております。与野党の各党は、国政の場におきまして、広く国民の声にも十分に耳を傾けていただきながら、我が国の進むべき針路を誤ることが決してないように、真摯に議論を重ねていただきたいというふうに考えております。

次に、県の基金などを一元管理し、新たな財源をつくり出す仕組みといたしまして、ファンドを創設するということについてのお尋ねがございました。

県の基金の運用方法といたしましては、まずローリスク・ローリターン、確実性を重視いたします預金による運用、そして逆にハイリスク・ハイリターンで収益性を追求いたします株式による運用、そしてその中間に当たります債券の運用などの手法が考えられるところでございます。

議員から御紹介がありました年金積立金管理運用独立行政法人は、株式と債券で組み合わせて運用することで、より高い収益率を実現しているというふうに伺っております。しかしながら、県の基金は、将来の県債の償還でございますとか、例えば後期高齢者制度の安定化といった政策目的に備えるものでございまして、元本割れのリスクがある株式を運用の柱とするということは、御紹介もありましたけれども、法制的な面でも地方自治法との関係でも難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

一方、これまでは預金中心の運用をしてまいったところでございますけれども、議員の御指摘がございましたとおり、昨今の金利状況、金融

情勢を考えますと、より効率的な基金運用にシフトをしていくということは必須の要請だというふうに考えております。このため現在県では、多数の基金を一体的に管理いたしました上で、基金ごとの将来的な資金需要がどうなっているかということをより精緻に見込みますことで、預金の運用から、より有利な果実が見込めます債券の運用に切り替える対応を順次進めているところでございます。

今後も、安全性や流動性の確保の観点も踏まえながらも、できるだけ有利な運用手段を選定するということによりまして、適切に基金管理を行いますと同時に、さらなる財源確保につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、核融合発電に関する認識と、発電実証を行います原型炉の本県への誘致につきましてお尋ねがございました。関係いたしますので、併せてお答えをいたします。

御紹介のありました核融合発電は、太陽の中で起きている原子核同士の衝突を人工的に起こして、その熱エネルギーを利用し、発電をするものであります。この点は御紹介いただいたとおりでございます。

そして、その特徴といたしまして、１つには、燃料として豊富な海水を活用できる、２つとして、温室効果ガスを発生しない、そして３つとして、エネルギー発生効率が非常に高い、こういった特色を持っておりまして、次世代のクリーンエネルギーとして大いに期待をされております。国におきましても早期の社会実装を目指すという方針が示されているということは御紹介があったとおりでございます。また、日本成長戦略会議におきましても、危機管理投資、成長投資の17の戦略分野の一つに位置づけられたところでございます。

一方、核融合発電を行いますいわゆる原型炉につきましては、現在、国におきまして、2030年代の発電実証を目指し、発電自体に関します研究開発、そして試験設備などの整備が進められております。仮に本県への原型炉の誘致が実現いたしますと、先進的なエネルギーの研究者や関連産業などの集積によりまして、御紹介もございましたように、経済面で大きなメリットが期待されるということだと思います。ただ、既に関連する原子力の分野での研究活動の実施拠点がありましてライバルとなります自治体の状況を見てみますと、率直に申し上げまして、本県をめぐる誘致に関する情勢はかなり厳しいものがあるというふうに考えます。

今後は、原型炉の整備に関する情報の収集に努めますとともに、関係自治体の動向も注視をしながら、まずは本県誘致の可能性がどの程度あるのかという点から十分見極めてまいりたいというふうに考えております。

次に、高知家・多文化共生推進プランの内容、今後の取組についてお尋ねがございました。

本県では、人口減少に伴います深刻な担い手不足の中で、外国人材は、地域の産業、暮らしを維持し発展させるために不可欠な存在となっております。

一方で、来年４月には育成就労制度が開始をされます。これに伴いまして、賃金水準の高い大都市圏への外国人材の流出が懸念をされており、外国人材に定着をしていただく取組がより一層重要になると考えます。

このプランは、そうした状況を踏まえ、外国人材の受入れそして定着に向けた取組を両輪で進めるということを目的といたしまして、策定の作業を進めてまいりました。

まず、受入れに関してでございますが、人材の送り出し国との関係構築をはじめといたしまして、新たに外国人材を受け入れることとなる事業者の方々でございますとか入国後講習施設を整備しようとされている事業者の方々、こう

した方々への支援を行うという形で受入れ体制の強化を図りたいと考えます。

一方、定着の促進に向けましては、日本語学習の環境の整備、あるいはやさしい日本語による生活情報の提供をはじめといたしますコミュニケーション支援を進めてまいります。また、外国人向けの出張生活相談会の開催、多言語防災アプリの普及などによります生活支援の充実も図ってまいります。

あわせまして、外国人と地域住民の方々との交流の場を充実していく取組、さらには県民の皆さんへの啓発活動の強化などにより、多文化共生に関する地域の理解を促進したいと考えております。

こうした取組を新たなプランに位置づけ、市町村、事業者の皆さんとしっかりと連携をいたしまして、外国人に選んでもらえる高知県の実現を目指してまいります。

県といたしましては、国籍にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、地域の一員として共に生活ができる、そうした多文化共生社会の実現に向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、賃金の上昇に向けました県内中小事業者の生産性の底上げのための施策についてお尋ねがございました。

本県の最重要課題でもあります人口減少の克服に向けましては、県内に魅力ある仕事をつくっていくこと、とりわけ若者の所得向上を図ることが必要であります。このため、高付加価値型経営への転換を目指します県内事業者を業種横断的かつ強力に後押しをするために、質・量ともに従来から大幅に拡充をいたしました新しい総合補助金を創設すべく、予算の提案をさせていただいております。

この総合補助金は、幅広い業種を対象といたします。また、オーダーメード型で事業者のニーズに応じて使えるような制度を追求しておりまして、事業者によります持続的な賃上げを後押ししていきたいと考えております。

２月の下旬から、金融機関、商工会議所などの支援機関に対しまして、制度の趣旨に関する説明を事前に行わせていただいております。意欲ある事業者があまねく活用できますよう取り組んでまいります。

加えて、この新しい総合補助金のほかにも、例えばデジタル人材の育成でございますとか見本市への出展などによります販路開拓といった生産性向上につながります様々な機会を提供いたしまして、事業者の方々の収益力アップを後押ししてまいります。

こうした支援策を活用して成果につなげるためには、事業者ごとの経営計画の策定が効果的であると考えます。そのためには、日頃から地域の事業者と接することの多い商工会、商工会議所、産業振興センターなどによりまして、計画策定の伴走支援もしっかりと行える体制を整えてまいりたいと考えております。

このような取組によりまして、県内事業者の成長と賃上げの好循環を生み出し、若者に選ばれる高知を目指してまいります。

最後に、カーボンニュートラルの実現に向けまして、本年度改定予定でございます高知県新エネルギービジョンにおきます新たな取組についてお尋ねがございました。

本県では、2050年カーボンニュートラルの実現を目標として掲げまして、2021年３月に改定をいたしました現行の高知県新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの導入を進めております。

現在、このビジョンにつきましては見直し作業を進めておりますけれども、この中では、本県の強みであります豊かな自然を生かしまして、地域への利益還元にもつながりますエネルギー

の地消地産を推進することといたしております。具体的には、太陽光発電の適地が限られる中、住宅や事務所、工場の屋根などに設置をいたしまして、発電した電力を自ら消費いたしますいわゆる自家消費型の太陽光発電の導入を推進してまいります。

また、県が直接実施する事業といたしまして、小水力発電の有望地点での実施に向けた調査、また既存発電施設の高効率化の検討などに企業局で取り組んでまいります。

さらに、本県では、脱炭素と地域課題解決、この２つの同時実現を目指します国の脱炭素先行地域として４か所、５市町村が選定をされております。こうした先行地域の地域新電力などの取組を支援いたしますとともに、このノウハウを他の地域へ横展開していくということで、県内各地で再生可能エネルギーを活用した地域の課題解決を図っていきたいと考えます。

県といたしましては、本年度中に、こうした取組を盛り込んで新エネルギービジョンを改定する予定といたしております。新しいビジョンの下でも、引き続き再生可能エネルギーの導入を推進いたしまして、2050年カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

私からは以上であります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、高知丸の内高等学校に多文化共生コースを新設する狙い、目的に関してお尋ねがございました。

本県におきましても、グローバル化の流れを受け、外国にルーツのある子供たちが増加しており、日本語指導が必要な小・中・高校生の在籍数は令和５年度調査で43人と、令和３年度の23人から大きく増えています。この43人のうち高校生は１人と少なく、その理由の一つとして、日本人と同様の授業を行う既存の高校では日本語の読み書きが壁となり、進学が難しいことが考えられます。

このような背景から、外国にルーツのある生徒にとって学びやすい環境を整え、高校教育を保障するものとして、仮称ではありますが、多文化共生コースを新たに設置することにいたしました。

このコースでは、日本の高校卒業に必要な教科、科目の履修に加えて、日本語や日本文化について学ぶカリキュラムを取り入れることとしています。また、大学や国際交流機関との連携を図り、生徒や保護者への支援体制を構築いたします。

今回、この新たなコースを設置することにより、日本語指導の必要な小中学生が高校への進学を安心して考えられるようになると思います。また、このコースで学ぶ高校生にとっては、県内や国内の就職、大学進学など、幅広い進路実現の道が開けるものと考えます。

あわせまして、周囲の日本人生徒にとっても、多様な文化を理解し尊重する意識が向上するものと期待しています。

今後、令和10年４月のコース開設に向けて、具体的なカリキュラムの編成や支援体制の整備などを進めるとともに、生徒募集の広報活動を積極的に行ってまいります。

次に、県立学校体育館の空調整備加速化の取組と今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

県立学校体育館への空調整備につきましては、南海トラフ地震対策行動計画に基づき、令和15年度までの完了を目指して年４校程度のペースで工事を進めており、本年度末には県立45校中13校への整備が完了する見込みとなっております。

一方、近年の猛暑により、体育の授業や部活動といった学校活動だけでなく、災害時に避難所として活用される際も熱中症対策の重要性が

増していることから、学校体育館への空調整備を急ぐ必要があると認識しています。

このため、計画を加速化し、避難所に指定されている42校について令和12年度までの空調整備完了を目指すこととしました。有利な交付税措置が受けられる緊急防災・減災事業債を活用し、来年度以降、年７校程度のペースで設計、工事を進めてまいります。

また、現時点で避難所に指定されていない３校についても、今後の避難所指定状況や財政状況を踏まえつつ、令和15年度までの整備完了を目指したいと考えております。

次に、県立学校体育館における遮熱・断熱改修の現状と、遮熱・断熱改修を今後どのように進めていくのかについてお尋ねがございました。

体育館の屋根や壁について遮熱・断熱化を実施済みの学校は、令和６年度に新築した清水高校など数校ございます。

遮熱・断熱化を行うことにより、ランニングコストの軽減が期待できますものの、特に屋根や壁など主要な部分の改修は費用が高額に上ることがネックとなってまいります。このため、まずは生徒の熱中症対策や災害時における避難所の環境整備を急ぐ観点から、空調機器本体の整備を優先したいと考えております。

あわせて、遮熱シートやフィルムを貼るなど、比較的低コストな遮熱・断熱化対策についても、整備計画全体の中で費用対効果等を見極めながら検討してまいります。

次に、本県中高生の英語力の現状についてお尋ねがございました。

国が実施する令和６年度英語教育実施状況調査の結果、本県中学３年生の英検３級相当以上の割合は47.2％で、前年度より8.1ポイント上昇しています。また、高校３年生の英検準２級相当以上の割合は45％と、前年度より3.2ポイント上昇しています。

このように、中学生、高校生とも前年度より改善傾向にありますが、全国平均を中学生は5.2ポイント、高校生は6.6ポイント下回っている状況にあります。また、ＣＥＦＲ、Ａ２レベル以上の資格を取得している高校生の割合は、議員御指摘のとおり、26.2％にとどまっています。

一方、本県が中学１、２年生を対象に実施している高知県学力定着状況調査や、大学進学者が多い県立高校５校の１年生を対象とした検査の分析からは、中高生に共通して、４技能のうち書くことに大きな課題が見られます。特に、語彙や文法などの知識を活用して自分の考えを英文で表現する力が十分に身についていないと捉えています。

次に、本県の小中学校における英語教育の課題とその解決に向けた取組についてお尋ねがございました。

小学校においては、英語をツールとして使い、自分の気持ちが伝わる喜び、いわゆるコミュニケーションの楽しさを十分に体験させることが大切です。こうした小学校での体験を中学校での学習へと円滑につなげていくためには、校種間の接続を充実させることが重要な課題であると考えます。

また、議員のお話にありましたように、小学校の教員が英語の発音に自信が持てないことや評価方法に困っていることなどは、本県においても同様の課題であると捉えています。

そのため、来年度は、県内の６地域を英語教育推進校区として指定し、小学校における英語授業の適切な評価方法の在り方や、小中学校が連携した授業改善の取組を推進してまいります。

あわせて、これまで中学校教員を対象に実施してきた英語力向上のためのオンライン研修について、小学校教員の参加も促進してまいります。

一方、中学生については、対話の流れを踏ま

えて自分の考えを適切に書くことに課題が見られます。そのため、本年度から中学校23校に対話型ＡＩを導入いたしました。これらの学校では、生徒一人一人がＡＩのアドバイスを参考に、文法や表現のミスを修正しながら英文の作成に取り組んでいます。

加えて、来年度は、４校500名程度を対象に、ＡＩとの英会話に特化したアプリの導入を検討しております。これらにより、生徒は間違いを恐れずに何度も挑戦でき、アウトプットの質と量の向上につながるものと考えます。

県教育委員会としましては、こうした一連の取組を通じて、教員の指導力と子供たちの英語力の向上を図ってまいります。

最後に、オンラインの英語学習の導入と市町村への支援についてお尋ねがございました。

オンラインを活用し、外国人講師と１対１で行う英語学習は、生徒一人一人の習熟度に応じた個別最適な学びを可能にし、英語を使うことへの意欲を高める上で有効な方法の一つであると考えます。

県内の市町村の中には、令和４年度から教育版地域アクションプラン補助金を活用し、オンラインの英語学習に取り組んでいる中学校が数校ございます。これらの学校からは、教員やＡＬＴによる授業に加え、オンラインでの対話を取り入れることで生徒のモチベーションが向上したと評価する声を聞いています。

一方、実施回数が少ない場合は学習効果が限定的であることや、受講生徒の人数や回数が多い場合は費用が高額になることなど、一定の課題もあると承知をしております。

県教育委員会としましては、まずは県内の先行事例の成果と課題に加え、全国の先進的な活動事例について情報を集め、そのよさや活用方法を研究してまいります。その上で、令和９年度に向けて、県立中学校へのモデル的な導入を検討していきたいと考えております。

また、今後新しく導入を希望する市町村に対しては、県内外の先行事例や教育版地域アクションプランの補助制度について情報提供を行ってまいります。

（産業振興推進部長濱田美和子君登壇）

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　100億企業をどの程度まで増やそうとしているのかとのお尋ねがございました。

売上高100億円以上を目指す企業への支援は、若者が働きがいや将来への希望を実感できる魅力ある企業を創出し、若者に選ばれる高知を実現することを主たる目的としています。

企業が高い成長を実現する過程においては、新しい製品やサービスの開発、海外市場の開拓など、若者を引きつける創造的な仕事や挑戦が次々と生み出されると考えています。何より、こうした経営者のチャレンジする姿勢こそが、若者が働きたいと感じ、企業と共に自らも成長しようとするマインドを喚起するのではないかと考えます。

そのため、この取組の目標は、売上高100億円を達成した企業数ではなく、100億円を目指し成長しようとする企業数を令和９年度までに30社といたしました。

今後、経営者が共に学び合うネットワークの形成と併せて、個々の企業への伴走支援を行うこととしています。こうしたことにより、売上高100億円を達成し、地域経済を牽引する企業が一社でも多く生まれるよう、県内企業のチャレンジをしっかりと後押ししてまいります。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

ふるさと住民登録制度の活用と今後の市町村へのサポートについてお尋ねがございました。

ふるさと住民登録制度は、関係人口の規模や

地域との関係性を可視化することができ、また登録者に地域の様々な情報を直接届けることができますことから、議員のお話にありましたように、今後、地方の関係人口を大きく増やし、地域活性化の起爆剤となる制度であると大いに期待をしております。

現在、来年度中の開始に向けまして、国において具体的な制度設計が検討されていますが、県としては、この登録制度を活用して、大きく２つの側面からアプローチをしていくことを考えております。

１つ目は、関係人口の裾野を広げるアプローチです。龍馬パスポートの保有者や、県の関係人口創出プロジェクト「いこうち！」の参加者、ふるさとワーキングホリデーの参加者など､様々な交流人口の方々を、関係人口への入り口となるこの登録制度に誘導することで、新たな関係人口の創出を図ってまいります。

２つ目は、関係性を深めるアプローチです。例えば、龍馬パスポートの保有者でこの制度に登録いただいた方に対して、先ほどの「いこうち！」のプログラムを届けて、地域の担い手活動に参加いただくなど、地域との関わりを点から線へと深化させていきます。

こうした取組を進める上で、市町村との連携は不可欠であると考えております。現在、市町村でも独自の関係人口創出の取組を展開しており、その参加者などを本制度の登録に誘導するとともに、さらに関係性を深めるため、登録者の地域への関わり具合や関心事に合わせて発信内容を変えるなど、県と市町村が連携して、効果的なアプローチをしてまいります。

そのためには、県の取組と市町村の取組とのパス回しなども必要となりますので、市町村との勉強会を開催するなど、県がコーディネート役となり、県全体の取組を牽引してまいりたいというふうに考えております。

（林業振興・環境部長坂田省吾君登壇）

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　カーボンニュートラルの実現に向けて､$CO_2$削減につながる製品やサービスを生み出す県内事業者への支援についてお尋ねがございました。

県では、高知県脱炭素社会推進アクションプランにより、新たな製品や技術の開発など、グリーン化関連産業の育成を進めています。アクションプランは、毎年バージョンアップを重ねており､グリーン化関連産業の育成についても、各業界団体のニーズや御意見などを踏まえて事業者の支援に取り組んでいるところです。

具体的には、本県の伝統的な紙産業の技術を生かした脱炭素に資する製品開発など、事業者が行う新たな産業の芽となる様々な取組への支援を実施しております。

これまでの支援の成果として、今年度は、竹繊維を活用した新素材バンブープラスの製造工場が県内で稼働を始めたところです｡来年度は、この工場の本格的な稼働に伴う竹資源の需要にしっかりと対応できるよう、庁内の関係する部局が連携を密にして、県産竹資源の供給体制の充実を図ってまいります。

このように、本県の強みを生かした取組により、高付加価値型経済への転換を図っていくことは、経済と環境の好循環を創出する上で非常に重要だと考えております。このため、カーボンニュートラルに関するセミナーの開催などを通して、グリーン化関連産業の開発に携わる新たな事業者の掘り起こしを行っていくこととしています。

今後とも、庁内の関係部局で連携を図り、事業者のニーズに応じた支援を実施してまいります。

（警察本部長岩田康弘君登壇）

**○警察本部長（岩田康弘君）**　県内企業に対するランサムウエアなどサイバー攻撃対策の取組に

ついてお尋ねがございました。

ランサムウエアをはじめとする犯罪組織等によるサイバー攻撃につきましては、一たび発生すれば、被害に遭った企業、団体だけでなく国民の生活にも深刻な影響を与えることにつながり、この種事案の未然防止は県警察といたしましても大変重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、令和７年上半期におけるランサムウエアの被害報告件数は全国で116件でしたが、そのうち約３分の２の77件は、サイバー攻撃対策が比較的手薄な中小企業での被害であったことからも、特に中小企業に対してサイバー攻撃対策の周知を図るための取組を推進する必要があると考えております。

県警察といたしましては、企業等への訪問をはじめ、ホームページ、ＳＮＳ、経済団体の企業向け会報誌等の各種媒体を活用した広報啓発活動に取り組んでおります。また、企業や団体が参加する研修会等を通じて、中小企業で被害が多数発生している現状を伝えるとともに、メールのリンクを開かない、パスワードの強度を確保する、ＯＳ・ネットワーク機器のソフトウエアを更新するといった未然防止対策のほか、バックアップやログの適切な取得、サイバー攻撃を想定した事業継続計画の策定といった、被害の拡大を防止するための注意喚起を行っております。

なお、サイバー攻撃に関する相談につきましては、最寄りの警察署に直接相談していただくほか、警察本部サイバー犯罪対策課につながる専用電話サイバー犯罪相談窓口、警察総合相談電話＃9110やオンラインでも受け付ける体制を取っております。

県警察におきましては、新たな手口や各種対策に関する情報ができるだけ多くの企業に行き渡るよう、これまで以上に発信を充実させるとともに、企業等との連携を密にして、相談や通報が行われやすい環境の醸成に努めてまいります。

（総合企画部長松岡孝和君登壇）

**○総合企画部長（松岡孝和君）**　県庁へのサイバー攻撃に対してどのような対策がなされているのかとのお尋ねがございました。

現在、県庁へのサイバー攻撃に対しては、被害に遭わないための未然防止対策と、被害が発生した場合に早期に復旧するための対策、この両方の対策を行っております。

まず、被害に遭わないようにする未然防止対策としては、ネットワーク上で職員が庁内業務を行う空間とインターネットに接続する空間を分離しております。そして、インターネットに接続する空間から庁内の空間にデータを移す際には、そのデータが有害かどうかを確認し、安全性を担保した上で移動をさせております。そのため、インターネットに接続している空間でサイバー攻撃を受けたとしても、庁内業務を行う空間までウイルスが広がらない仕組みとなっております。

また、外部のインターネット環境との通信についても、24時間365日、常時監視を行い、不正アクセスを速やかに検知し、直ちに通信を遮断するなど、サイバー攻撃への対策を講じています。

次に、被害が発生した場合に早期に復旧するための対策については、高知県情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに復旧の体制、手順をあらかじめ定めております。加えて、毎年度、自己点検と監査を行うことで、早期復旧に向けた対策の確認、見直しを継続的に行っております。

あわせて、職員一人一人のセキュリティー意識の向上を図るため、幹部職員を含めた全ての職員に対して毎年セキュリティー研修を実施しております。特に、セキュリティーを担当して

いる職員に対しては、総務省が提供する、より実践的なサイバー防御演習への参加も義務づけております。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、どのような対策を取っていても侵害リスクは常に存在いたします。サイバー攻撃から大切な情報を守るため、引き続き未然防止対策を徹底するとともに、被害が起きた場合の早期復旧対策の維持・強化に努めてまいります。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　透析患者の送迎を行っている施設への支援策についてお尋ねがございました。

慢性腎不全患者にとって、人工透析は生命の維持に不可欠なものであり、医療機関への通院手段を確保することは非常に重要です。

このため、公共交通機関を利用した通院が難しい方に対して、多くの医療機関が無料の送迎を実施しております。さらに、県内では、身体障害者手帳を有する透析患者などに対して移動経費を助成している市町村も多くございます。

他方で、今後、高齢化や人口減少が進む中において、持続可能な地域医療提供体制の実現を目指す地域医療構想の議論が本格化してまいります。地域ごとに各医療機関の役割分担を明確にし､診療科の再編や集約化が議論された結果、医療へのアクセスが現在より悪化するケースもあり得ると考えます。

このため、地域医療構想の策定過程におきまして、透析患者に限らず、患者の通院支援の在り方について研究を進めてまいります。また、同じような状況が全国的にも発生することから、財政支援など､必要に応じて国に政策提言を行ってまいります。

**○26番（西森雅和君）**　それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

知事の平和国家としての日本の在り方も、お考えも聞かせていただくことができました。ありがとうございます。

あと、透析の送迎をしている事業所への支援の質問もさせていただきました。これから研究もしていきたいと、また国への政策要望もしていきたいということでありますけれども、本当に、私も実は厚生労働省に行きまして、こんな現状が高知にはあるんだということもお訴えもさせていただいたところでもありました。ぜひ国としても何らかの対応、まずはモデル的な形でもいいですのでやってもらいたいというようなこともお伝えをさせていただきましたけれども、ぜひ県として政策提言を進めていっていただければというふうに思います。

また、教育委員会、先ほど英語教育のモデル的な学校を検討していくということで、前向きな御答弁もいただきまして本当にありがとうございました。

時間となりました。最後に、この３月で退職をされます多くの県庁職員の皆様がいらっしゃいますけれども、退職をされます皆様のこれまでの県勢発展への御尽力に心から感謝を申し上げまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。再質問はございません。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

――――― ∽∽∽ ―――――

午後１時再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

22番依光美代子議員。

（22番依光美代子君登壇）

**○22番（依光美代子君）**　22番、一燈立志の会、依光美代子でございます。

このたび､先月に代表の武石県議が辞職をし、その後、畠中拓馬議員が代表となり、寂しくなりましたが､２人して会派の志に基づいて頑張ってまいる所存でございます。知事はじめ執行部の皆さん、そして議員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは､会派を代表して質問をいたします。

現在の高知県を取り巻く状況は、人口減少の加速、急速な高齢化、そして産業構造の変化、南海トラフ地震への備えなど、極めて厳しい局面にあります。その中で県政が果たすべき役割は何か。法制度の円滑な推進や諸課題への対応はもちろんですが、未来に向けた持続可能な仕組みを構築することこそが大事であります。今を生きる私たちの責任であると考えております。今議会では、通告に従って、指定管理者制度の見直し、文化芸術振興ビジョン、人口減少対策、認知症対策、風力発電建設、乾田直播、物部川の渇水対策、住宅の事前復興の８点についてお聞きをいたします。

最初に、指定管理者制度の見直しについてお伺いをいたします。

指定管理者制度の利点は民間活力でございます。民間活力の活用などにより住民サービスの向上や経費節減などを図ることが、国の通知で示されております。

一方、文化施設については、研究や資料の保存、教育普及、専門人材の継続性など、運営の連続性が欠かせません。民間の合理的発想と文化施設の継続性、専門性は、時に矛盾することがございます。文化施設は単なる施設管理の対象ではないということでございます。長年積み重ねられてきた研究や資料の保存、専門人材の育成、地域文化の承継という、数字では測れない価値が存在します。博物館法や文化財保護法の趣旨を踏まえれば、文化施設の本質は収益拡大ではなく、文化的基盤の維持と発展にあると思います。

今回の制度見直しは、直指定から公募への転換という大きな変更であります。民間活力の導入という指定管理の趣旨からいえば、直指定からの離脱は意義があるかもしれません。私も、直指定が最良、最上の在り方だとは思っておりません。ただ、私が懸念するのは、今回の見直しが財政効率の視点に偏っていないかということでございます。

この問題では、現場からも県民からも様々な意見が出されました。それに対する知事のお考えも一通り示されましたが、改めて真意をお聞きしたいと思います。

まず､直指定方式のどこに具体的な問題があったのでしょうか、知事は深い問題意識をお持ちだったと思われます。この点について知事のお考えを端的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、継続性です。学芸員や研究員などの専門職について、雇用や研究の継続性が損なわれるのではないかという懸念が現場から噴き出しました。そこで、公募に当たって、現在勤務している職員の雇用の継続を条件づけるなどの対応を示されましたが、それだけでは現場の不安は解決しないと思います。

指定管理者が５年に１度替わり得る制度設計の下で、研究や保存、教育の普及の継続性を県としてはどのように担保するでしょうか、知事に具体策についてお聞きします。

次は、基準づくりです。施設運営の専門性・継続性確保のため、県として最低限の基準を設ける考えはないでしょうか。学芸員や研究員の方々が安心して勤められる環境は、文化行政の根幹だと考えます。制度を改める主眼が財政圧縮では困るのです。

職員の皆さんが安心して勤めることができる

よう、最低限の基準を設ける必要性について総務部長にお考えをお聞きします。

そして、指定管理問題に関連して、長寿手帳の提示で65歳以上は入場無料となる現行の減免制度について触れたいと思います。あえて、当事者である高齢の私が質問をします。高齢者無料をシルバー料金へと見直ししてはどうでしょうか、つまり有料化です。

知事の胸中には、文化施設の経済的な困難さがあると思います。このままでは近い将来運営が困難になるという危機感を持っておられると思います。それを考えると、私は高齢者無料の一定の料金の見直しが必要ではないかと考えます。指定管理施設のうち９つの施設については、昨年４月に利用料を改定しました。しかし、高齢者料金の見直しはしておりません。

高齢者の施設利用無料は、文化権の保障及び生きがい対策、介護予防にもつながっていると思います。しかし、高齢者の利用料無料を決めた時代と現在では、社会情勢は大きく変化をしております。現状では、施設利用者の半数を高齢者が占めている施設もございます。また、入場無料の方が入場者の半数以上を占める施設もございます。

高齢者の利用料見直しについて、私は若干心苦しさを感じております。しかし、私と同じ思いの方はいるようです。高知新聞の読者の広場にも、そのような投稿が何度かありました。

これらのことを踏まえた上で、高齢者に対する減免制度の見直しについて知事の見解をお伺いいたします。

続いて、各文化施設に対して自主事業の拡大などを盛り込んだ自律性向上計画の策定を求めるとお聞きしました。県が求める計画の内容や、計画の策定とその実施に当たって団体への支援をどのような手順で行うのか、総務部長にお聞きをいたします。

最後に、施設は着実に老朽化しております。財政が厳しい中、老朽化にどのように対処するかは、避けることのできない課題だと思います。長寿命化計画が必要になることもあるでしょうし、修繕の緊急性を判断することも欠かせないと思います。

例えば、築32年を経過し老朽化が進む美術館の長寿命化と今後の整備計画についての見解を文化生活部長にお聞きいたします。

続いて、高知県文化芸術振興ビジョンについてお伺いをします。

このビジョンは、文化芸術を観光や産業振興、地域活性化につなげることを掲げております。しかし、理念と現場の体制が乖離しているように見えて仕方がありません。研究や保存、展示、教育普及、地域連携、観光連携、これらを同時に高度化するには人的、財政的裏づけが不可欠でございます。

まず、ビジョン実現のための体制整備に関し、地域活動をされている様々な文化団体の体制強化を図るための支援について、令和９年度からを計画期間とする次期ビジョンの策定に向けてどのように位置づけていきますか、その方向性について知事にお伺いします。

次に、南海トラフ地震を見据えた文化財レスキュー体制についてお伺いします。文化財は、一度失われれば二度と戻りません。後世に引き継ぐべきかけがえのない財産です。守るべき宝だと思います。一方、南海トラフの巨大地震は必ずやってきます。大きな揺れや津波に見舞われます。文化財も大なり小なりダメージを受けるはずです。あらゆる事態を想定し、備えを急ぐ必要があります。

文化財レスキューの体制整備について、現状と課題、そして今後の取組の詳細について文化生活部長にお聞きいたします。

そして、地域で文化芸術を担う人材の問題で

す。高知県には県内各地に文化芸術を担ってくださっている方々がおられます。何とか伝統文化を残そうとしている方もおられるし、都会の文化を持ってきてくれた移住者の方もいます。地道に作品作りに励む方々もたくさんいらっしゃいます。その人たちを支援し、後に続く人材を育成することが重要ではないでしょうか。

人口が減り、少子化が進んでいるからこそ、体系的な研修制度や支援制度を整備するべきだと思います。そこをどのように考えておられますか、現状と見解を文化生活部長にお聞きします。

最後に、文化施設と観光戦略の具体的連動についてお聞かせください。実践事例にはどのようなものがありますか。理念が掛け声だけで終わるのではなく、実効性のある取組が必要だと思いますが、今後どのように取り組んでいくのか、文化生活部長にお聞きします。

次に、人口減少対策についてお伺いします。

人口減少は、高知県最大の構造的な難題であります。とりわけ若者と女性の流出が止まりません。本年度は女性の流出が少し止まっておるようです。どうしたらいいのでしょうか、特効薬はないと思います。進学や就職、所得アップ、住環境、子育て環境などなど、できることを一つ一つ積み上げながら総合的な魅力を高める、それをやらなければ流れは変わらないと考えます。

高知県は、人口減少の克服に向け元気な未来創造戦略に基づいて取り組み、令和９年度には34歳以下の若年人口の減少傾向に歯止めをかけて、令和15年頃までに令和４年の人口水準まで回復させることを目指しております。

まず、最新の進捗評価をお聞かせください。２月５日には、第２回元気な未来創造戦略推進委員会が開催されました。元気な未来創造戦略の数値目標と現状に乖離がありました。絵に描いた餅になってはいけないと感じました。場合によっては数値目標の見直しも必要かもしれません。

各委員から貴重な御意見をいただいたと思いますが、それらを今後の施策にどのように反映させていくのか、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

次は、若者人口の定着を目指し、県は高校生や専門学校生、大学生に対する取組を展開しています。その成果でしょう、県内の高校生、専門学校生の県内就職率は約70％に達しています。ところが、県内の大学生の県内就職率は30％にとどまっています。

もちろん、魅力ある就職先をつくることは欠かせませんが、大学生に対する何らかの積極的な働きかけや取組も必要ではないでしょうか。例えば、大学と地元企業そして地域との連携です。長期的なインターンシップ、学生が現場に出て企業や地域で実践を踏むことが多くの学びにつながると思います。その中から、高知で就職しよう、高知の企業で働こうという大学生も出てくるように思いました。

そうした取組で成果を上げている地方大学があります。群馬県の共愛学園前橋国際大学です。この大学は小規模大学です。2000年には定数割れの危機に陥っておりました。ピンチの中で取り組んだのが、ビジョンを明確にすることです。地元の学生を地元で育て地元へ帰す、群馬のための大学を掲げ、マーケットを絞りました。ビジョンの実現に向け、地学一体の学び、学習成果の可視化、ガバナンス改革に取り組んでいるそうです。今や全国的に注目される群馬のための大学となって復活を遂げております。近年は、過去最高の在籍学生数を更新し続けております。

前橋国際大学を一例として取り上げましたが、このような取組を参考にすることも大事ではないかと考えます。大学生の県内就職につながる

よう、地元企業や地域と連携した取組として公立大学ではどういったことを実践されているでしょうか、文化生活部長にお聞きいたします。

また、30％台にとどまっている県内就職率の向上に向けて、県内の大学生の県内就職を促すためにどのような取組を現在実践されており、今後どのように展開されるのでしょうか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

続いて、Ｉターンについても触れたいと思います。香美市は、Ｉターンの方々が多いエリアだと思います。彼らと話していて思うのは、Ｉターンの政策には質の問題が欠かせないということでございます。移住者の数はデータとして発表されますが、その中には、移住して失敗したと思う方もいるはずです。大切なのは、むしろ失敗と思う方々の声を拾うことではないでしょうか。それがないと、Ｉターンする方々に失望を生むことになりかねません。

移住者数の増減だけでなく、定着率や満足度などの質的データあるいは生の声を収集することが大事であります。また、そうしたデータや声を反映し、移住者の満足度を向上させ、定住につなげる取組を強化していくことが必要だと考えますが、人口減少・中山間担当理事の見解をお聞きします。

次に、中山間地域の持続的な発展のため、県は中山間地域と大学の連携に取り組んでいます。中山間地域ではますます過疎・高齢化が進み、若者は仕事を求めて山里を離れ人口減少に歯止めがかからない状況となり、地域では伝統行事などの担い手不足が深刻となっております。

そこへの手だてとして県が地域と大学とのマッチングをすることで、集落活動センターからは、学生の参画やアイデアにより住民の活動意識の向上や地域の活性化につながったと喜ばれております。また学生からは、学校では得られない地域や人との関係性ができ、中山間地域の実情を知り、その課題解決に住民と共に関わることで自らの成長にもつながりよかったとの声を聞いております。

これらの学生からの要望として、地域活動に同じ大学の仲間だけでなく他校の学生、そして県外の学生や企業などの若者との交流を望む声がありました。昨年２月議会において、何とか対応できないかという質問に対し、にぎやかな過疎を目指して、県内のみならず県外の大学生や社会人の方々にも参加いただける新たな仕組みを構築し、この事業をさらに発展させたいとの答弁がございました。

その新たな仕組みとして、本年度、関係人口創出プロジェクト「いこうち！」の取組が開始されたと伺っておりますが、これまでの取組状況についてと、また令和８年度にはどのように取組を進めていくのか、併せて人口減少・中山間担当理事にお聞きをいたします。

次に、認知症対策についてお伺いをします。

高知県には65歳以上の高齢者が約24万1,000人おりますが、県の推計では、令和７年には認知症高齢者は約３万1,000人で7.8人に１人が認知症になり、その後、認知症高齢者数は令和17年まで増え続けると言われています。高齢化率が37.2％の本県にとって、これは大変な問題です。支える人が減っているのに認知症高齢者はどんどん増えていくのですから、認知症対策は待ったなしの課題であります。

軽度認知症を含めて、予防、早期発見、地域支援の三位一体が必要であることは当然ですが、中でも予防対策が重要です。認知症になる人を減らしていかなければ、本質的な解決になりません。本県では、認知症の方が尊厳を保持しながら希望を持って住み慣れた地域で暮らせるように、認知症施策推進計画に基づく取組が展開されております。

そこで、子ども・福祉政策部長にお聞きしま

す。認知症は、認知症になるのを遅らせることや進行を緩やかにすることが可能です。その予防対策として私が注目しているのは、とっとり方式です。運動、知的活動、座学の３つを組み合わせて認知症を予防しようとする試みです。科学的根拠がしっかりした認知症予防法として認められています。

私は、令和５年12月議会でとっとり方式を取り上げました。その際、本県では、あったかふれあいセンターの55か所で運動を行っており、運動、知的活動、座学の３つ全てを実施しているところは18か所あります、３つの活動の成果を比較分析し成果につながることが確認できた場合には、体系的に行うよう工夫しますという趣旨の答弁をいただきました。

その後の普及状況はどうなっているでしょうか、また今後、どのように各地域へ展開を図っていくのでしょうか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

人々は年齢とともに心身の力や筋力、体力や認知、気力、社会性が少しずつ弱ってきます。その状態をフレイルと呼びます。それを早期発見して進行を遅らせたり元の状態に戻すことがフレイル予防です。中でも、孤立やひきこもり傾向からくる社会的フレイルは抑鬱や認知力の低下になりやすいということが言われています。つまり、フレイルの段階で対処をすれば、認知症への進行を食い止められる可能性が高いのです。

先日、私は仁淀川町のフレイル予防を視察体験してきました。参加者の中には軽度認知症の方もおりますが、お互いに声を掛け合い笑顔で楽しく体操して、フレイルを自分事として改善に努めています。とてもよい取組だと感心をしました。

認知症の予防にはフレイル予防が欠かせないということでございます。もちろん県もフレイル予防を推進していますが、認知症施策推進計画で気になったのは、フレイルチェック体制に課題があると書かれていることです。

具体的にどのような課題があり、どのような解決策に取り組んでいますか、また、併せて県内におけるフレイルサポーターの現状について子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、認知症に対する理解者を増やし認知症の人やその家族の応援者として活動するのが認知症サポーターです。高知県における認知症サポーターの人数は、令和７年12月末時点で７万7,802人になっております。年々、人数は増えており、県の取組の努力を評価したいと思います。

また、認知症サポーターの人数の確保と並行し、それらの方々が十二分に活動できる環境を整えることが欠かせません。前回、私が質問したときには、サポーターの皆さんに日々活躍していただける環境を整えるという答弁をいただきました。

環境整備はその後どのようになっているでしょうか、現在の活動状況並びにサポーターへのステップアップ講座の現状について子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

認知症サポーターの方々がチームを組んで認知症の方やその家族を支援する仕組みがチームオレンジです。この活動が大きくなれば認知症対策が面的に広がるように思います。地域ぐるみで認知症対策が進むということになります。高知県の特に郡部では、地域ぐるみの認知症対策が欠かせないと考えます。

チームオレンジの県内での活動状況を具体的に、併せて今後の展望について子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

高知県には、集落活動センターという県独自の取組があります。平成24年からスタートし、令和７年度で32市町村、70か所の集落活動センターが活動中だと聞いています。過疎が進む郡

部の集落にとりまして、集落活動センターは地域の拠点です。人が集まり人が交流する大切な場所です。地域ぐるみの認知症対策を進めるには、この集落活動センターを外せないと考えます。

集落活動センターを認知症予防の活動の場としてさらに活用されるような呼びかけを行ってはいかがでしょうか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

最後に、医療、介護を受けながら地域で住み続ける方々のために、県は地域包括ケアシステムを整備しています。ケアと認知症予防は密接に関わっています。ということは、当然ながら、地域包括ケアシステムに認知症予防とフレイル予防を組み込む必要があるわけで、県の方針もそうなっていると承知しています。しかし、市町村によって地域包括ケアにおける認知症予防やフレイル予防の実施状況に差があると聞いております。

ひとえにマンパワーの問題かもしれませんが、こうした地域間格差の状況把握と課題の対応についてどのようにお考えでしょうか、子ども・福祉政策部長の見解をお聞きいたします。

次に、風力発電建設についてお伺いします。

私は、再生可能エネルギーの推進は大切だと考えておりますが、自然環境や住民生活と調和することが大前提だと考えます。当然のことです。

香美市では、２つの風力発電建設計画が進められております。今回は、嶺北香美ウィンドファームについてお聞きいたします。事業者から、令和６年11月に県へ計画段階環境配慮書が提出されました。翌年の２月に高知県知事から、厳しい意見が返されました。県環境影響評価技術審査会や香美市からも厳しい意見が返されています。今後、事業者は、それらの意見に対する考えを出すべく、地質や地盤調査を行う予定だと聞いております。

そこでまず、知事にお聞きいたします。計画段階環境配慮書に対する知事意見の拘束力です。知事意見は極めて重要なものですが、事業者にとってはどの程度の重みを持っているのでしょうか。住民の方々はそこに希望と不安を感じております。例えば、事業者が守らない場合の具体的手だてはあるのでしょうか。住民の方々を安心させるために、その点についてまずお聞かせください。

この計画の特徴は、徳島県阿南市の再生可能エネルギー業者が構想し実行していることです。この事業者は、水系も風土も文化も違う高知県に乗り込んできて、突然、巨大な風車建設計画を打ち上げました。地元に住む私たちは、それに戸惑い、その計画の大きさに不安を持ちました。この会社の規模に対して計画があまりにも巨大過ぎるのではないかとも感じました。

最近になって分かったのは、この業者のバックには巨大企業が控えていることです。関西電力です。推測ではありません、既に関西電力は地元で動いています。ということは、この巨大風力発電施設が生み出した電気は関西電力の送電エリアに運ばれるということです。徳島の業者が急峻で崩れやすい高知県の山々に巨大な施設を造り、生み出した電気を関西に運ぶ、都会の人や企業が便利さを享受し、環境に対する負の影響は地元の私たちが受けるわけです。

この構図に釈然としないものを感じるのは私だけでしょうか、私の感覚が間違っているのでしょうか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、昨年９月14日に予定地の一つ、香美市香北町永野地区で、事業者が説明会を開きました。関西電力の方も同席しました。

住民の方々が不信を持ったのは高架橋の件です。現場への進入路として、市道や農地、河川をまたぐ大規模な高架橋を設置する計画が示さ

れました。言わば作業用の高架橋です。その作業橋について事業者は、施設の建設後地元が私道として利用してもらってよいと説明をしました。不信感を持ったのは、事前に香美市が事業者へこう伝えていたからです。事業者に対し、香美市は農地転用についてこのように念押しをしておりました。作業道としての仮設は３年以内には撤去が必要です、恒久的な私道への転用はできませんと伝えていたにもかかわらず、香美市の指導を無視して住民に全く違う説明をするなど、あってはいけないことだと考えます。

このような大規模な計画では、業者の信頼性は極めて重要だと思います。業者の発言に信頼が置けなければ、交渉は成り立ちません。知事意見に真摯に向き合うのかという疑問すら湧いてきました。環境影響評価のさなかですので、この問題は県としても重視するべきだと考えます。

高架作業橋について、県に対して事業者から事前の相談、事後報告はありましたか。作業道を恒久的な道として使うことは可能なのでしょうか、農業振興部長にお聞きします。

また、環境アセスメントの担当である林業振興・環境部長にもお聞きしますが、事業者からの事前の相談、事後報告はありましたか。このように香美市からの指導と異なる説明を住民に行っているような事業者に対しては、アセスメント手続の中で厳正に対応していくべきことと考えますが、所見をお聞きいたします。

そして、今年１月の永野地区初会では風力発電建設に対し、地区として反対の決議がされました。地元では反対の声が広がっています。あわせて、不安の声も高まっています。

関西電力は、売上高４兆3,000億円というマンモス企業です。売上高で四国電力の５倍以上、経常利益では10倍に達しています。このような企業が高知県の山奥で巨大なプロジェクトを手がけるのです。地元の方々は、一体どんなことをしてくるんだろうと恐れております。お金の力に物を言わすのではないか、そして住民の間に亀裂を生じさせるのではないか、法の網の目をくぐるのではないか、県よりも立場が強いのではないかなどなど、多くの懸念が生じております。

地元の方々は自然に囲まれた環境で安心して静かに暮らしたいだけです。そのような方々を安心させてあげることが知事としての役目だと思います。知事、地元の人たちに対して、この場で声をかけてあげてください。

次に、乾田直播についてお伺いをします。

その名のとおり、乾いた田んぼに種もみを直接まき、発芽後に水を入れる栽培方式です。苗作りや代かき、田植を省けるので、作業ピーク時の省力化が大きいのが特徴です。

乾田直播は、規模拡大をするのに人手不足を補い、省力化のために取り入れた栽培方式です。この乾田直播を取り入れた多くの農業者は、作付面積の３分の１を乾田直播にして、毎年、水田との輪作にすることで、収穫量や雑草対策になるそうです。あわせて水も節約できる。

経費については、水稲では緑化苗が１反で１万円前後必要ですが、乾田直播でしたら種もみ代は１反で約750円で済みます。高知県ではドローンでやっていますから、もっと要りますが、岡山県、他の町村というか県では機械でやっていますので、ほぼこういう安い価格で行っております。その苗代に対して経費は16分の１から18分の１で済み、代かきや育苗、田植の経費は必要ないので、大きく経費は削減できます。

高知県の水田農業は、高齢化と担い手不足が進み省力化が急がれます。労働時間やコスト削減につながる乾田直播に注目してもいいように思います。研究や実証実験を深めることによって、高知県に適した乾田直播が生まれる可能性

もあるのではないでしょうか。

全国には多くの成功事例があります。先進県は愛知県、愛知はいち早く取り組み、いまだにずっと継続をされております。そして、福井、宮城、青森、岡山、埼玉などです。埼玉県には昨年、小泉農林水産大臣が視察に行かれました。そして、岡山県の岡山市南区藤田では、この乾田直播で酒米作りをしており大変評価を得ております。私は、この藤田地区の岡本農園へ視察に行ってきました。

特徴は大型機械を使った大規模作付です。圃場の大きさ、経営規模の大きさなど、高知県とは異なる部分も少なくありませんが、圧倒的な省力化、低コスト化は無視できるものではありません。注目すべきは、実現までに失敗を繰り返し、失敗を乗り越えて技術の確立を図ったことです。年々技術は蓄積されていて、乾田直播だと温室効果ガスの発生が極端に少ないことも明らかになっております。地球温暖化対策の上からも注目される技術になる可能性があります。

当然ながら、高知には高知の特徴があり、他県の成功例をそのまま導入することはできません。導入には研究や実験が必要ですが、技術の確立までには数年かかるかもしれません。だからこそ、最初の一歩を踏み出してはいかがでしょうか。

農業振興部長にお聞きいたします。まず、乾田直播についてどのようにお考えでしょうか。次に、研究に手をつけているかどうか、手をつけているならどこまで進んでいるのでしょうか。そして今後、省力化につながる乾田直播栽培にどのように取り組んでいかれますか。

次に、物部川の渇水対策についてお伺いします。

高知県地方では、昨年11月より記録的少雨が続き、つい先頃まで深刻な渇水状態に陥りました。少雨を招いている要因は、強い冬型の気圧配置ということのようです。太平洋側に湿った空気が入りにくくなるため、高知県地方は少雨になるそうです。背景には地球温暖化の影響が指摘をされております。だとすれば、近年全国的に集中豪雨が多発するようになっているのと同じように、今後は冬場の渇水がもっとひどくなるのではないでしょうか。そうなると大変なことは、事前の渇水対策です。分かりやすい対策は、ダムの貯水容量を増やすことです。

香美市物部の永瀬ダムを例に挙げますと、ダムには大量の土砂がたまっております。しかし、ダム湖をしゅんせつし貯水容量を増やすことは容易ではありません。さらに一定程度のしゅんせつは行われていますが、しゅんせつした土砂は物部川を下り、さらに国道55号を安芸方面にまで運ばれています。ダンプは１日２往復しかできないそうです。貯水容量を増やす抜本的な対策とはなっていません。

本来、永瀬ダムは標高196メートルまでの貯水が可能です。ところが、現在の運用制限水位は194メートルです。雨の降らない冬季でも194メートルまでで運用を行っています。底に土砂がたまって洪水調整機能が劣化したため、万が一を考えて、満水位までためない運用をしていると聞いております。永瀬ダムの有効貯水容量は4,530万立方メートルですが、水位を２メートル下げると推測で約８％ほどの貯水容量が減少します。しかも、永瀬ダムは大量の土砂がたまり、有効貯水容量を侵食しています。

そこで、土木部長にお伺いします。現在の実質的な貯水容量は何万立方メートルになっているでしょうか。河川維持用水、農業用水などの利水容量、洪水調整容量はどのぐらい低下しているでしょうか。年間の堆砂としゅんせつ土砂の数値も併せてお聞きいたします。

物部川漁協の話では、196メートルまでためることができない最も大きな理由は、奥物部ダム

湖畔にあるヘリポートのある大栃公園だそうです。196メートルまで水をためると香美市の大栃公園が水没する、だから196メートルまでためることができないのだということです。

仮にそうであるならば、私は、しゅんせつした土砂で大栃公園のヘリポートの場所をかさ上げしてはどうかと考えます。実現すれば、コスト軽減と貯水容量増加という一石二鳥につながるのではないでしょうか。ためられる時期に196メートルまでためておけば、渇水の不安が幾らか解消できるように思います。この問題は、国と県と市の権限と予算が微妙に絡まってきます。だからこそ、県が汗をかく必要があるように思います。

満水位と大栃公園の関係について、さらにしゅんせつ土砂でのかさ上げについて土木部長の見解をお聞きいたします。

最後に、南海トラフ巨大地震を見据えて事前に取り組んでおくべき住まいの復興についてお伺いします。

住宅の確保は、被災者の生活再建の基盤であり、防災政策の中でも優先度の高い重要な分野だと考えますが、応急仮設住宅や災害公営住宅の戸数をどう確保するかという点だけでなく、住宅政策が災害後の人口移動や地域の存続にどのような影響を及ぼすかという観点から、幾つか確認と提案をさせていただきます。

まず、応急仮設住宅の供給能力についてでございます。県は、南海トラフ巨大地震の行動計画で、レベル１想定だと２万2,000戸が必要としています。また、そのうち8,000戸分を賃貸型、いわゆるみなし仮設で確保し、残り１万4,000戸を建設型で対応する方針としています。そして、これは供給可能という判断になっていますが、本当に大丈夫でしょうか。そこに不確実性はないでしょうか。

建設型の仮設住宅については、東日本大震災以降、木造化が志向される一方で、建設技術者の高齢化、担い手不足が全国的な課題となっております。他県からの応援を頼む仕組みがあるにしても、資材の価格は年々跳ね上がっているのではないでしょうか。つまり、誰にどこへどう建ててもらうのか、これは難題です。

一方、賃貸型のほうですが、県と協定を交わしている公益社団法人高知県宅地建物取引業協会に問い合わせると、戸数までは出せていないと言っております。空き家物件にしても、老朽化や整備不良で居住ができないものが多く、地籍調査ができていないので所有者が不明というケースも多いはずです。加えて、賃貸の場合は、避難の長期化による立ち退き困難や原状回復トラブルといった不安要素も付きまといます。つまり、賃貸型を確保するにも、供給側に構造的な制約があるわけです。

また、賃貸型に頼り過ぎると、賃貸物件軒数が多い高知市とその周辺に郡部からの人口移動や流出が加速してしまうことが懸念されます。能登半島地震で被災地から金沢市や富山市への人口流出が起きてしまったように、心配です。

これを抑制するための一つの提案として、事前に将来の復興住宅を一定程度先行整備し、災害時には速やかに転用できる事前復興住宅のような考え方が有効ではないでしょうか。平時は移住促進住宅や若者定住住宅などとして活用すれば、防災と地方創生を同時に進めることも可能になります。災害発生時は被災者の受皿となるので転居してもらうことを前もって契約しておく代わりに、入居要件を緩和します。例えば、公営住宅の空き室対策として平成８年に創設されたみなし特定公共賃貸住宅のように、入居者の所得水準を引き上げて移住者たちも入りやすくするのはどうでしょうか。

中山間地域の被災地からの人口流出を防ぐためには、このように今までにないような手法も

含め、仮設住宅を一日でも早く供給できるような体制を整えておくことが極めて重要と思います。

そこで、供給側の事情や制約を踏まえた建設型と賃貸型の供給可能戸数や供給速度についての現状と、さらなる早期供給に向けた今後の取組について土木部長にお聞きいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県立施設などの管理者に係りますいわゆる直指定方式の課題、そして研究などの継続性の担保についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

県立施設などの管理者として直指定をされております団体は、職員給与に上限が設定をされる、あるいは剰余金が生じた場合にも県への納付が命ぜられるといった形で、県からの厳しい制約が課せられておりました。このため、団体側の運営の努力で増収が生じましても、団体の判断でこれを職員の処遇改善、例えばボーナスのアップでございますとか、自主事業の新たな展開を図るということが、そういう事業に回すということができない仕組みとなっておったわけでございます。

これは理由がございまして、団体が直指定という形で無競争で県立施設の運営権という言わば特権的な地位が得られるという構造でございますので、これにもかかわらず、県が直営で運営する場合以上に報酬、利益を団体が享受するということは適当でない、したがってただいま申し上げたような制約を課するということがセットで行われてきたというところでございます。

ただ一方で、私自身、昨年末にいわゆる「濵田にお聞かせください」という企画で、県立施設の職員の方々、若手の職員の方々６名と意見交換をさせていただきました。学芸員の方々等々でございましたけれども、私はそのとき感じましたのが、それぞれの学芸員の方々御自身が従事しておられる研究、美術であったり歴史であったり、あるいは植物であったり、本当にお好きで、周りの方にどんなに自分がすばらしい楽しい研究をしているのかを伝えたいという思いがあふれている、そういう情熱を大変感じたところでございます。

ただ、振り返ってみましたときに、そうした情熱、職員の方々の持てる高い能力、それが果たして県民の皆さんへのサービスという形で生かされているだろうか、十分生かせているだろうか。まだやり方を変えることで、これが県民の皆さん、利用者の皆さんの満足度というところにつながっていくためには、まだまだやるべきことがあるんではないかという思いを強くしたところでございます。

そうした意味におきまして、今回の見直しに当たり、私といたしましては、団体が自律的そして自主的な判断で付加価値の高い事業を実施していく、そしてそこから上がった収益を職員の所得向上あるいは県民サービスの向上につなげていく、そういうような仕組みに変えていけないか。また、そのことによって、県立施設の物的な資源あるいは団体の人的な資源、これが私はただいま申し上げたように大きな潜在力を持っていると思っておりますので、これを最大限現実に引き出すということができないか。さらに申し上げますと、新しい仕組みの下で収入増とサービスの向上というのが自律的に好循環を描いていくような、そういうメカニズムをつくり出せないかというような問題意識を持ちまして、今回の制度改正を御提案させていただいたということでございます。

そうしたことから、今回、団体運営の制約を撤廃して自由度を向上させるという改革と、直

指定から公募への切替えというのを一体として行うこととしたものであります。その際、指定管理者制度を取りますので、期限付で管理者が指定されるという制度でございますから、管理者が変更となるということが制度的に想定されているわけでございます。そういう選考となる場合におきましても、施設本来の目的であります良質で満足度の高いサービスの提供が維持されるためには施設運営の専門性、継続性を確保する必要があることは御指摘のとおりだと思っておりますので、例えば公募の際に現在勤務している職員の雇用の継続を条件づけるといった形で活動の継続性を担保するような、そうした措置を講じることといたしております。

さらに、指定管理者を選定するという際には、外部有識者も含めて審査会を設けまして、いわゆる入札的な価格の多寡ということだけではなく、専門性や継続性が確保できるかという観点も踏まえた審査を実施するということをお願いする形としております。

こうした仕組みにより、県立施設におきまして、県民の皆さん、利用者の皆さんにとって良質で満足度の高いサービスが自律的に、より提供をされていくように、しっかりとこの制度を運用していきたいという思いでございます。

次に、この指定管理者施設におきます高齢者に対する減免制度の見直しにつきましてお尋ねがございました。

高齢者に対します減免の制度は、昭和46年に長寿手帳の発行が開始されたのが契機でございました。それからこれまでの間、長期間にわたり高齢者の方々の社会参加、健康増進の促進、こういった政策目的を持って続けられてまいっておりまして、すっかり定着した制度となっていると考えます。

こうした経緯を考えますと、減免制度そのものを全面的に、あるいは直ちに廃止するということについては慎重に考えなければいけないという思いでおります。

一方で、現在、比較的利用者の多い県立施設を管理いたします団体におきましては、いわゆる自律性向上計画の策定に取り組んでいただいております。付加価値の高いサービスを提供して収益を上げていく、それによって自主的な活動の範囲を拡大していただくという計画でございます。

その中では、一つの取組の案といたしまして、通常のいわゆる常設の展示とは異なる新たな企画展のような行事を実施していくということも検討されているとお聞きをしております。という趣旨は、新たな企画展を別建てで実施するということで収入増を図っていくというような企画でございます。

ただ、現行の関係条例の規定によりますと、例えば美術館などの多くの施設では、高齢者は全ての展示が無料という建前で条文が書かれているということがございますので、新たな企画展を実施しても高齢者からは現行条例の下では料金を頂けない、そうなりますと収益増というのは極めて限られた範囲でしか得られないというような問題が生じ得ると思っております。

このため、今いろんな取組を各団体で検討していただいておりますけれども、各団体のほうから提案、要望がございましたら、例えばこうした場合に企画展については高齢者からも料金を頂けるような制度改正をするというようなことにつきまして真摯に検討を行い、必要だと判断した場合には、議会に条例改正についてもお諮りをしたいというふうに思っております。

次に、次期の文化芸術振興ビジョンにおけます地域の文化芸術団体への支援の方向性についてお尋ねがございました。

現在の文化芸術振興ビジョンは、平成29年からの10年間の期間を対象としております。基本

理念として、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県を目指すということといたしております。これを実現するためには、個人を含めた文化芸術団体の活動の活性化が不可欠だと考えます。

このため、現在のビジョンにおきましては、例えば地域の音楽サークルのような民間団体主体の文化芸術活動、発表会というイメージでございますが、これに支援をしていくということ、あるいは地域固有の神楽などの文化資源を活用していくということなどを施策の方向性として位置づけております。これに基づきまして、例えば県の芸術祭の開催を通じました発表機会を提供すること、あるいは祭りなどの民俗芸能団体への担い手の派遣を行うということなどを通じて、活動への支援を行ってまいっております。

こうした中、地域の文化芸術団体におきましては、過疎化や少子高齢化の影響によりまして、担い手の不足あるいは高齢化による活動の停滞といった課題が一層深刻化しているのが現状だと考えております。このため、次期ビジョンの策定に向けましては、こうした課題を真正面から見据えまして、団体や市町村からの御意見も踏まえながら対策を強化していくという方向性を、基本方針あるいは施策に反映してまいりたいと考えております。

その際には、この秋開催されますよさこい高知文化祭2026を契機といたしました市町村との連携の仕組みも生かしまして、文化芸術団体の活性化に向けた実効性ある取組につなげてまいりたいと思います。あわせまして、このビジョンの策定に向けましては、県立文化施設の果たすべき役割、目指すべき姿、こういった点につきましても改めて洗い直し、施設ごとにこのビジョンの中で明らかにしていくという方向で準備を進めたいと考えております。

次に、風力発電建設の計画段階環境配慮書に対し知事が提出をする意見の重みはどうかということ、また事業者がこれを守らない場合の対応についてお尋ねがございました。

環境アセスメントの手続におきましては、完了までの間に、事業者が作成をする配慮書などに対しまして知事の意見を提出することとなっております。意見を勘案して経済産業大臣の審査が行われるという仕組みになっております。

最終的に確定がされます環境影響評価書におきまして、知事意見に従わず十分な環境保全措置が講じられていない場合には、経済産業大臣は事業者に対し変更を命令することができるとされております。また、こうして確定された評価書に従わない工事の計画につきましては、経済産業大臣は事業者に対し計画の変更または廃止命令ができるといったこととなっておりまして、違反した場合には罰則もあるという形でこれが担保されております。

このように、環境アセスメント手続におきます知事の意見は、経済産業大臣の許認可を通じるという形で実効性が担保されるといった仕組みが取られており、この知事意見というのは、そうした意味では、見方によりましては、経産大臣が許認可をされるときに実質的な許可基準になるようなものの原案を知事が作成して提示しているというような役割を果たしていると言えると思いまして、そういう意味で大変重いものがあるというふうに私は考えております。

最後に、風力発電建設により環境に対する負の影響を地元が受けることがどうか、そして地元の住民の皆さんに寄り添う姿勢ということにつきましてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

環境アセスメントの制度は、議員のお話にありましたような大規模な開発事業につきまして、環境の保全に対し適正な配慮がなされることを確保するために設けられた制度でございます。再生可能エネルギー発電事業の実施につきまし

ては、地域との調和が特に重要であります。事業者には、地域の皆さんに対して具体的かつ丁寧な説明を行うように求めております。あわせまして、水源や環境などへの影響について、地域の皆さんの懸念が生じないように、適切な調査、予測、評価を行い、影響を回避または極力低減することも求めております。

これらの事項は、事業者及び受益者が県内にあるか、あるいは県外であるかにかかわらず、環境アセスメント手続において県として求めていく内容であるというふうに考えております。

一方で、議員のほうから、いわゆる事業のメリットは県外の事業者等が受け、そしてリスクばかりを地元が負うという構造に見えると、その点が釈然としないがどうかというお話がございました。私自身も、その点は同感の部分がございます。

我が国の場合は、発電につきまして、地理的に発電の事業ができる地域が限られているという事情もあろうかと思いますが、往々にして、発電所は地方に立地をし、そしてその電気が大都市部に送電をされて大都市部の住民の生活を支えているという構造は各地で見られると。その結果として、地方の側がその発電所周辺の環境の負の影響を受けるリスクが生じているというような構図は確かに見られるところだというふうに思っています。

ただ、考えますと、だからといいまして大都市と地方部がお互いに対立をし合っていくということでは私は実りが少ないということだと思います。日本という狭い国土の中でありますので、大都市、地方それぞれがそれぞれの強み、持つ資源を生かしてお互いが支え合う、そうした共存共栄の関係を築いていくということが目指すべき方向ではないかというふうに考えております。

その上で、本件についてでありますけれども、御地元の方々は、こうした大規模な開発事業でございますので、何よりも事業に係ります安全性ということについて御心配なんだというふうに思います。これを確保するための環境アセスメントの手続、本件につきましてあと２回、知事として意見を述べる機会が残されております。地域の皆さんの御意見を十分に聞いて、環境への影響を回避する、または極力低減する計画という形になっているかどうかという観点からしっかりとチェックをし、専門家などの御意見も踏まえて、適切に知事としての意見を述べてまいるということをお誓い申し上げたいと思います。

私からは以上であります。

（総務部長清水敦君登壇）

**○総務部長（清水敦君）**　まず、県立施設の専門性、継続性を確保するための最低限の基準を設ける必要性についてお尋ねがございました。

県立施設等の指定管理者を募集する際には、公募、直指定を問わず仕様書を作成しておりますが、その中で、施設運営の専門性、継続性を確保するため、県が求めるサービスの基準を明示しております。また、指定管理者制度の運用指針で、事務処理等の基本的な方針を定めており、指定管理者を選定する際には、仕様書の内容を遂行する能力についても審査を行うこととしております。

今後とも、管理者の選定の際には、専門性や継続性の確保も十分に配慮した上で対応を行ってまいります。

次に、自律性向上計画の内容と、策定と実施に当たっての団体への支援についてお尋ねがございました。

自律性向上計画は、県民サービスや満足度の向上につなげるとともに、高付加価値化したサービスによる収益で職員の所得向上や新規事業の展開を実現するために策定いただくものです。

計画の内容としては、実施予定の事業の概要、

増収分の活用方針、規制緩和など県への要望事項、団体内の推進体制などを記載いただくことを考えております。また、計画の策定に当たっては、懇談会を開催して有識者からの助言をいただく場を設けたほか、団体が活用可能な県の補助金をお示しするなどして、事業の検討を支援いたしました。

今後、計画に基づいて団体が事業を実施する際には、団体からの要望に応じて必要な規制緩和や予算措置を検討するなど、意欲ある団体の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

（文化生活部長池上香君登壇）

**○文化生活部長（池上香君）**　まず、美術館の長寿命化と今後の整備計画についてお尋ねがございました。

県では、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、施設の長寿命化や維持管理、修繕の実施方針などを定める高知県公共施設等総合管理計画を策定しています。この計画に基づき、美術館では、令和元年につり天井の脱落対策のための改修工事を実施したほか、ホールの舞台装置やエレベーター機器の更新等を計画的に進めているところです。また、老朽化に伴う設備の故障等への対応については、指定管理者と協議を行い、安全性や機能維持などを考慮して、優先順位をつけながら修繕を行っています。

議員のお話にありましたように、美術館は平成５年に竣工し今年で築33年を迎えます。今後も、計画に基づき必要な修繕を行うなど適切に維持・管理を行うとともに、老朽化の進行や利用の状況などを勘案しながら、長寿命化等、必要な整備について検討したいと考えています。

次に、文化財レスキューについてお尋ねがございました。

文化財レスキューは、地震等の災害時に被災した美術工芸品などの文化財を緊急に保全するため、被災場所から救出した上で、応急処置と一時的な保管を行い、最終的には所有者への返却につなげる取組です。南海トラフ地震の揺れや津波などにより甚大な被害が想定される本県において、文化財レスキューの体制を整えることは非常に重要であると考えています。

このため、県では、県内のレスキュー体制構築に向けて、文化施設や民間団体などで構成するこうちミュージアムネットワークとの協議を進めるほか、高知県建築士会と連携し、災害時には文化財ドクターとして活動するヘリテージマネジャーの養成などに取り組んできました。

しかしながら、発災時は県内の人的資源が限られることから、文化財に関する知見を持つ独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターをはじめ、県外からの支援を受け入れる仕組みづくりが必要です。

このため、来年度、他県の先行事例などを参考にしながら、発災時における受援体制の整備に着手することとしています。具体的には、特に人材が不足する文化財の応急処置に対応できるよう、こうちミュージアムネットワークの協力の下、他県からの支援を受け入れる連携体制を構築したいと考えています。

あわせて、平成26年度に策定した高知県文化財防災マニュアルを改訂し、受援の仕組みを盛り込むほか、県や市町村、関係機関が取り組むべき対策を充実させ、災害時における地域の文化財保全にしっかりと取り組んでまいります。

次に、地域で文化芸術を担う人材の育成についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、人口減少が進む本県において県内各地で文化芸術活動を継続し地域の活性化につなげていくためには、活動を牽引する人材の育成が大変重要であると考えています。このため、文化芸術振興ビジョンに基づき、人材育成に向けた様々な取組を推進しているところです。

例えば、文化芸術を地域振興などに活用するスキルを学ぶ講座の開催に加えて、実際に地域でのイベント実施につなげるための助成や、高い専門性を持って文化芸術の振興を図る組織であるアーツカウンシルによる伴走支援を行っています。今年度の講座の受講者数は78名で、伴走支援によるイベント実施が３件予定されています。また、県内アーティストの活動機会の拡大に向けて、中山間地域への派遣事業を実施しており、今年度は14市町村、延べ29回の派遣を予定しています。

このほか、地域の文化施設の活動を支援する人材の育成を目指して、高知城歴史博物館において地域学芸員養成講座を開催しており、令和元年度にスタートして以降、延べ227名の受講につながっています。加えて、担い手不足に直面している民俗芸能や地域の祭りの継承に向けて、民俗芸能の保存会と学生や民間企業の従業員の方などをマッチングし、担い手を確保する取組を実施しています。今年度は、11の祭りなどに91名が参加しました。

今後も、対象者に合わせた体系的な研修の開催や人的・財政的な活動の支援を通じて、地域で文化芸術を担う人材を育成してまいります。

次に、文化施設と観光戦略の連動事例と今後の取組についてお尋ねがございました。

これまで文化施設と観光戦略を連動させた事例としましては、文化芸術振興ビジョンがスタートした平成29年度から平成30年度に開催した観光博覧会「志国高知 幕末維新博」の取組がございます。この博覧会では、メイン会場となる高知城歴史博物館や坂本龍馬記念館において、魅力的な企画展示などを展開し、県外からの多くの集客や地域への誘客につなげることができました。また、施設の集客拡大に向けた取組として、観光客の県内周遊を促進する龍馬パスポートに、多くの文化系、歴史系の施設が参画しています。

今後、さらなる人口減少により、各施設において県内利用者の減少が見込まれる中、入館料収入を安定的に確保し、持続的な運営につなげていくためには、観光施策と連携した取組が一層重要であると考えています。このため、本年10月から開催するよさこい高知文化祭2026では、県立文化施設において、現在開催中のどっぷり高知旅キャンペーンと連携した取組を進めてまいります。

具体的には、近年首都圏でも注目度が高まっている絵金をテーマとする美術館の企画展や、ゲームやアニメにより若年層に人気のある刀剣、日本刀などに関する坂本龍馬記念館の企画展といった、県外からの多くの集客が見込まれるプログラムを実施することとしています。また、本県の多彩で魅力的な文化を多くの方に楽しんでいただくため、県内の文化施設やイベントなどを巡るデジタルスタンプラリーを開催しているところです。

こうした取組を観光キャンペーンの中で旅行会社にセールスするとともに、県外での高知県フェアなどで広く情報発信することにより、文化施設への集客を図るとともに、県内各地域への周遊促進につなげてまいります。

最後に、公立大学における地元企業や地域と連携した取組についてお尋ねがございました。

２つの公立大学では、学生が在学中から地元企業や地域と連携しながら実践を積むことができる環境を整えるなど、県内就職の促進に向けた取組を進めています。

まず、県立大学では、域学共生の理念の下、地域とのつながりを重視した教育を展開しています。具体的には、全ての学生が本県の実情や課題を認識し、地域での実践活動を体験するカリキュラムを実施するほか、意欲的な学生が地域の課題解決に継続的に取り組めるよう活動資

金を支援するプロジェクトに取り組んでいます。加えて、国家資格の取得を目指す多くの学生が県内の医療機関や施設での実習を行っており、こうした機会も将来の県内就職につながるものと考えています。

また、工科大学では、昨年度新たに設置したデータ＆イノベーション学群において、学生が県内企業や団体と共に、企業や地域が抱える課題の解決に取り組む地域密着型のＰＢＬ、課題解決型学習を導入しています。加えて、大学の専門性を生かして地域貢献を推進する地域イノベーション共創機構を設置し、香美市周辺での交通需要の緩和策の提案など、地域と連携した取組を進めています。

県としましては、こうした取組に加えて、県内企業説明会やインターンシップの実施などを通じて学生の県内就職を促進するなど、引き続き両大学と連携して、若者の県内定着に向けた取組を推進してまいります。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

まず、元気な未来創造戦略推進委員会での委員の御意見をどのように施策に反映させていくのかとのお尋ねがございました。

この委員会では、人口減少問題の克服に向けて、若者の定着に主眼を置き、各委員の専門性や全国的な知見を生かした大変貴重な御意見や御助言をいただいております。これまでにも、若者の意識や価値観の変化、都市と地方との様々な格差の現状などを踏まえまして、県内就職の促進に必要な職場環境づくりや、若者や女性が希望する働き方などに関して、本県が取るべき施策の方向性について多方面からの御意見をいただいております。

直近の２月の委員会では、女性の転出超過が改善していることを評価する大変心強いコメントとともに、人口のデータをより細かく分析してはどうかという御意見がございましたので、現在、年齢別、男女別、市町村別の分析を進めております。

また、高知の強みを生かし、都会とは異なる暮らし方を望む層をターゲットとすることが重要との御意見や、県外から若者を呼び込むためには若者を起点に若者が若者を呼び込む仕組みが必要との御意見がありました。これに対しましては、本県への移住に向けた情報発信や関係人口創出の取組などにおいて、こうした意見も取り入れながら施策を強化してまいりたいと考えております。

元気な未来創造戦略で掲げる若年人口や出生数の増加という高い目標の実現に向けては、依然として厳しい状況が続いておりますが、一部に明るい兆しも見え始めています。このため、引き続き委員の皆さんからいただいた御意見をしっかりと受け止め、各施策の実行段階においては、より効果的な手法として速やかに取り入れるとともに、戦略のバージョンアップの際には、魅力ある仕事の創出や出会いの機会の創出、共働き・共育ての推進などの各施策の強化につなげてまいります。

次に、移住者の満足度を向上させ、定住につなげる取組を強化していくことについてお尋ねがございました。

本県に移住された方のその後の定着状況や課題を把握するために、県では移住して３年度目を迎える段階で定着状況調査を行っています。直近の定着率は89％となっていますが、御指摘のとおりＩターンの方の中には、習慣や文化の違いなどから地域になじめず、高知を後にされた方も僅かにいらっしゃいます。

このため、こうした方々が移住後の生活の不安や悩み事を相談できるよう、移住者の身近な相談役として、181名の地域移住サポーターを委

嘱しています。サポーターの方々には、移住後のアフターフォローに加え、地域住民との交流会など仲間づくりにも取り組んでいただいております。

加えて、香美市で移住相談に取り組むＮＰＯ法人いなかみをはじめ、県内７つの移住支援団体が連携し、移住者と住民との県域単位での交流会や地域側の受入れ体制に関する勉強会などを定期的に開催しています。移住者の生の声や各団体が相談活動で把握した課題などを共有できる機会でもあり、可能な限り県や市町村の職員も参加し、官民協働で定住支援の充実に生かしています。

また、来年度からは、Ｉターン者が多い地域おこし協力隊が、任期終了後に夢をかなえて地域に定着することができるよう、身近な地域において任期中からのサポートを行う人材の育成に取り組みます。

このような地域での相談体制や交流の機会を通じて、移住された方々の満足感や、苦労話などのネガティブな声などを把握するとともに、こうした声を生かしながら、県、市町村、移住支援団体などが連携をし、高知を選んでよかったと思っていただけるよう、満足度のさらなる向上に努めてまいります。

最後に、関係人口創出プロジェクト「いこうち！」の現状と来年度の取組についてお尋ねがございました。

「いこうち！」は、人口減少や高齢化に伴う担い手不足によって地域活動の継続が困難となりつつある集落と、田舎に関心のある都市部の若者などをつなぐ新たな仕組みとして、昨年７月に開始をいたしました。具体的には、集落活動センターを中心に、ユズの収穫などの農作業や、夏祭りをはじめとする地域行事などをお手伝いいただき、地域の方々との交流を通じて関係人口の創出を図っているところです。

これまでに、集落活動センターと大学との連携事業を含めまして55件のプログラムを実施し、延べ249名の県内外の方々に参加をいただいております。参加者からは、地域の魅力や暮らしを感じることができ心に残る体験となった、また近いうちに訪問をしたい、参加者同士でも交流ができてよかったといった声を、また地域の受入れ団体からは、若い方に活動を助けてもらい楽しい時間となった、今後も継続的な交流を深めていきたいといった声があり、双方から高い評価をいただいております。さらに、「いこうち！」への参加がきっかけとなり、早速本県への移住につながった事例も生まれております。

このため、来年度は「いこうち！」の取組をさらに強化し、受入れ団体と参加者の両方の拡大を目指してまいります。具体的には、集落活動センターに加え、新たに地域団体やＮＰＯにも参加の輪を広げるとともに、地域との関係性を一層深めるため中長期滞在型のプログラムを実施いたします。あわせて、魅力ある情報を発信するポータルサイトの構築のほか、ＳＮＳ広告を充実することで、さらなる関係人口の創出と継続的な関係性の構築につなげてまいります。

（産業振興推進部長濱田美和子君登壇）

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　県内大学生の県内就職率の向上に向けた取組と今後の展開についてお尋ねがございました。

県では、学生や保護者に県内企業のことを知っていただくため、就活応援サイト「高知おしごと部」の運営や、県内就職に関する情報誌の配布などを通じた情報発信に取り組んでいます。また、企業が自社のＰＲやインターンシップを効果的に行うためのセミナーの開催など、採用活動の質的向上に向けた支援も行っています。加えて、今年度からは、特に県内の大学生をターゲットとした、企業と学生が直接交流するイベントの開催に対する支援も始めており、これま

でに100人の学生の皆さんに参加していただいたところです。

来年度は、こうした取組をもう一段強化することとし、まず県内外の学生やその保護者に対する情報発信の手段をメールからLINEに変更します。あわせて、登録のインセンティブとなる協賛店制度を新たに導入し、継続的かつ確実に情報を届けてまいります。

また、県内の学生と事業者の交流機会を一層充実させるため、大学生と若手の社会人が共に企画する、若者がぜひ参加をしたいと思うような交流イベントも実施したいと考えています。

こうした取組に加えて、売上高100億円以上を目指す成長志向の企業に対する支援に取り組み、学生が魅力を感じ、ここで働きたいと思う企業を一社でも多く創出することで、県内に就職する県内大学生の増加につなげてまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　認知症対策について、まず運動、知的活動、座学の３つの要素を組み合わせたとっとり方式の普及状況や各地域への展開についてお尋ねがございました。

とっとり方式と同様に３つの要素に取り組んでいるあったかふれあいセンターの職員からは、利用者の健康意欲が向上してきたと感じているといった声が聞かれており、認知症の予防に一定の効果があるものと認識をしています。そのため県としましても、市町村に働きかけて拡大に向けた取組を進めているところです。

３つの要素のうち運動については、全てのあったかふれあいセンターで実施されていることから、県としては、まず専門性のある座学の機会を増やすため、リハビリや栄養士等の専門職によるオンライン介護予防教室の開催に取り組んでいます。また、知的活動の充実に向け、本県独自のフレイル予防アプリに、昨年度、脳トレ機能を追加したところでございます。その結果、運動と併せて知的活動や座学の３つの要素を取り入れているセンターは、令和５年度の18か所から、今年度は35か所にまで増加をしてきたところでございます。

引き続き、オンライン教室やフレイル予防アプリの活用を積極的に働きかけることによって、運動、知的活動、座学の３つの取組を各地域に広げてまいります。

次に、フレイルチェックの取組状況とフレイルサポーターの現状についてお尋ねがございました。

年齢を重ねることで心身ともに弱ってきた要介護の手前の状態をフレイルと呼び、フレイルチェックは、フレイルかどうかを把握するために行うものです。しかしながら、身近で認知機能を確認できる体制が十分でないといった課題がございました。

そのため、県では、スマートフォンなどで簡単にフレイルかどうかをチェックできるサイトに、令和６年10月から認知機能の確認項目を追加し、自らの状態を把握できる環境を整備したところでございます。また、県内312か所の健康づくり支援薬局などと連携をしてチラシの配布やポスターを掲示するなど、広く活用していただけるよう普及啓発に取り組んでいます。加えて、市町村では、健康診断など住民が集う場で、フレイルリスクの高い高齢者に対し、問診などによりフレイル状態を測定しています。

また、フレイルサポーターに関してでございますが、県内５市町村で582名が養成をされ、地域の集いや量販店等に出向きまして、サポーターが主体となって住民のフレイル状態を測定しています。県では、フレイル予防の取組が県内の市町村に広がりますよう、セミナーや研修会を開催しており、そういった中でフレイルサポーターの養成に前向きな市町村が出てきています。

今後、県としましては、フレイルサポーターの養成のための講師派遣や測定ツールの普及などによりまして、住民が参画してフレイルチェックを行える仕組みづくりを後押ししてまいります。

次に、認知症サポーターの活動状況やステップアップ講座の現状についてお尋ねがございました。

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、地域の中で認知症の本人やその家族を温かく見守る応援者です。サポーターの養成講座の際にも、特別なことをしなくても、日常生活の中でできる範囲で見守り、地域で困っていたら声をかけるなどの支援をしていただきたいとお伝えをしています。

具体的にサポーターが活動できる場としましては、認知症の本人や御家族が集う認知症カフェがあり、現在131か所まで拡大をしてきています。県としては、この認知症カフェの開設や運営に関する研修会を開催し、さらなる拡大充実に向けて取り組んでいます。

また、サポーターの中には、より積極的な活動を希望する方もいらっしゃるため、こうした方のスキルアップに向けたステップアップ講座が現在８市町で開催をされています。この講座は、サポーターが認知症の本人や御家族の声を聞き、外出支援や困り事のお手伝いなど必要な支援につなげていけるよう、市町村独自で実施しているものでございます。こうした活動の場を増やしていくことが、サポーターの活動環境の整備につながるものと考えています。

このため、今後も認知症サポーターを養成するとともに、サポーターに対しては、市町村と連携をして、社会福祉協議会などが取り組む地域活動への参画を促してまいります。

次に、チームオレンジの活動状況と今後の展望についてお尋ねがございました。

チームオレンジは、先ほどお話ししました認知症の本人やその家族がどんな暮らしをしたいかという希望をお伺いし、外出支援や困り事のお手伝いなど、地域の支援者につなぐ仕組みです。例えば、認知症本人が買物に行きたいが、本人も家族も不安に感じている場合に、認知症サポーターと他の支援者が協力をして、地域の商店や隣近所に本人の見守りや声かけを依頼して、安心して外出できるような支援体制につなげた事例がございます。

こういったチームオレンジを設置している市町村は、令和８年１月末時点で７市町、それに準ずる取組を行っている市町村を含めますと31市町村と、年々拡大をしているところでございます。

今後も引き続き、認知症サポーターの養成を進めるとともに、チームオレンジの増加に取り組んでまいります。あわせて、チームオレンジの活動の充実を図るため、地域の実情に合った取組を提案することで、市町村の支援活動の活性化を図ってまいります。

次に、集落活動センターを認知症予防活動の場として活用することについてお尋ねがございました。

認知症予防として社会参加を進めるため、高齢者が継続して通い続けられる環境があることが望ましいと考えています。そうしたことから、身近な地域に予防活動の場を設けることは重要です。

一方、集落活動センターは、地域の皆様が主体となって、将来にわたり安心して暮らし続けられる集落づくりを進めるための仕組みであり、様々な活動が展開されています。例えば、大豊町の集落活動センター「絆の里・いわはら」では、あったかふれあいセンターの職員が高齢者を対象に健康体操を実施し、集落活動センターが食事を提供するといった、互いの人材や機能

を生かした活動も展開されています。

県としましては、高齢化や単身高齢者の増加を考えますと、身近な地域に認知症予防の活動の場を今後きめ細かく増やしていくことが必要と考えています。このため、大豊町の集落活動センターの事例なども紹介をしながら、地域の実情に応じて予防活動の場が拡大できるように、市町村に呼びかけてまいります。

最後に、認知症予防、フレイル予防の実施状況の地域間格差の状況そして対応についてお尋ねがございました。

本県は、人口の半数が高知市に集中し、中山間地域では急激な人口減少や高齢化が進む状況の中、各市町村で活用できる資源や人材には大きな差が生じています。

県では毎年、市町村から介護予防の取組の状況や課題などの聞き取りを行っています。こういった中で、特に医療資源や介護サービス、社会参加の機会などは、地域によって厳しい状況もあるとお聞きしています。

来年度は、第９期高齢者福祉計画の最終年度でありまして、市町村と県が次期計画を策定する年度となります。このため今年度は、市町村を対象に認知症施策の考え方などに関する研修を圏域ごとに実施しまして、計画の策定に向けた準備を進めているところでございます。

県と市町村の計画には、認知症施策に関する市町村ごとの現状を確認の上、認知症の本人や家族等の参画を得ながら、認知症予防の具体的な取組を位置づけることとしております。このような計画策定の過程を通して、市町村と共に、地域ごとの資源を活用した課題解決に取り組んでまいります。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

**○農業振興部長（松村晃充君）**　まず、風力発電の建設に係る高架作業橋について事業者から県への事前相談などはあったのか、また作業道を恒久的な道として使うことは可能かとのお尋ねがございました。

事業者からの事前の相談につきましては、令和７年３月に農地転用許可を所管する農業基盤課に、大型工事車両が通行できる作業道を造るに当たり農地の転用ができないかとのお話がありました。

相談のありました作業道の計画予定地は、土地改良事業で圃場整備が行われた農地であり、農地法で定める第１種農地に区分されています。第１種農地は、農業生産において非常に重要な土地として農地法において厳格に保護されており、公共性、公益性が高い事業など、一部の例外を除いて転用は認められません。

今回の相談時には、事業者から事業計画などについての詳細な説明がなかったことから、恒久的な転用はできないことをお伝えしております。また、令和７年９月14日に事業者が実施した地元説明会以降、事業者からの相談や報告はなく、議員のお話にありました高架作業橋についての相談はこれまで受けておりません。

農地に作業道を設置し、恒久的に使用する場合は、農地の転用許可を受けて行う必要があります。しかしながら、対象の土地が第１種農地である場合は、先ほど申し上げましたように、原則、恒久的な転用は認められませんので、その場合は恒久的な作業道を設置することはできないこととなります。

なお、第１種農地を仮設工作物の設置やその他の一時的な利用に供したい場合は、３年以内の期間で一時転用の許可を受けることができます。その場合は、一時転用の許可期間内に農地に復旧していただく必要があります。

次に、乾田直播についての考えや研究の状況、直播栽培への今後の取組についてお尋ねがございました。

水を張っていない田に直接種もみをまく乾田

直播は、苗の育成や田植の必要がなく、省力化を図るためには有効な栽培技術であると考えています。全国的には機械化が進んだ大規模農家を中心に普及が広がっている状況です。

本県では、農業試験場において、昭和30年代から平成にかけて３度の試験研究に取り組み、平成14年には現場に普及できる技術として取りまとめ、現地での実証などを行ってきました。実証結果では、省力化は図れたものの、田植を行う栽培に比べて収穫時期が遅くなるため高い価格で販売できる８月上旬までの出荷を目指す早場米には向いていないこと、本県は雨が多く種まきが計画どおりに進まないこと、雑草の多発や収量の低下により収益性が低くなることなどの課題が明らかとなり、県内では現在普及には至っていない状況です。

また、直播栽培の一つで、水をためた状態で直接種まきをする湛水直播についても省力化につながる技術として、全国的に取組が行われています。本県では、平成24年から25年に試験場において国が行った研究の成果の県内での適応について検討をいたしましたが、収量や品質面で課題が残り、普及には至っておりません。一方で、近年はドローンを使った種まきがさらなる省力化につながる技術として注目され、県内の生産者の圃場での実証が行われているところです。

今後、ますます労働力の不足が進行していくことが見込まれる中で、省力化を図れる直播栽培は有効な技術であると考えます。雑草の多発や収量、品質面での課題はありますが、技術導入に意欲のある地域や生産者が見られ始めていることから、県で実施したこれまでの試験で得られた知見やお話のあった県外の事例などをお示ししながら、県内での成功事例をつくっていきたいと考えています。

（林業振興・環境部長坂田省吾君登壇）

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　風力発電の建設に係る高架作業橋について事業者からの事前相談などがあったのか、また今後のアセスメント手続への対応についてお尋ねがございました。

嶺北香美ウィンドファームの事業に係る環境アセスメント手続は、第１段階である計画段階環境配慮書の作成が終了し、事業者は第２段階目の環境影響評価方法書の準備をしていると承知しています。アセスメントの手続の中では、現場への進入路などの相談や報告が必要とはされておらず、事業者からの相談などは受けておりません。

今後の手続に当たりましては、先ほど知事からお答えしましたとおり、事業者に対し、地域の皆様への具体的かつ丁寧な説明を求めるとともに、環境影響の回避または低減の観点を踏まえ、適切に進めてまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

**○土木部長（横地和彦君）**　まず、永瀬ダムの現在の貯水容量等についてお尋ねがございました。

現在の永瀬ダムの貯水容量は約3,565万立方メートルとなっており、そのうち農業用水等の利水容量は、７月から９月の洪水期におきまして1,721万立方メートル、10月から６月の非洪水期におきまして2,801万立方メートルとなっております。また、洪水調節容量につきましては、洪水期において1,844万立方メートル、非洪水期におきまして764万立方メートルとなっております。

現在の貯水容量は、貯水池への堆砂により、計画容量に比べ約21％少なくなっております。貯水池への堆砂の量は、直近の５年間では年間平均約７万7,000立方メートルであり、そのうち約６万立方メートルを毎年度しゅんせつしております。

次に、大栃公園のかさ上げについてお尋ねが

ございました。

永瀬ダムで通常時に貯水する満水位は標高196メートルでありますが、線状降水帯の発生等の急激な降雨による洪水に対応するため、安全側の194メートルを上限として現在は運用を行っております。他方で、近年の降雨に関する予測精度の向上も踏まえ、来年度からは196メートルでの運用に向けまして地元自治体である香美市とも協議を行っております。

一方、大栃公園のグラウンドは、大部分が標高196.4メートルとなっており満水位以上の高さとなっておりますが、公園の一部の箇所につきましては196メートル以下となっております。そのため、浸水の可能性がある公園の一部につきましては、ダムの新たな運用による影響を確認しながら、かさ上げを行う方向で検討を進めてまいります。

最後に、応急仮設住宅の供給の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、例えばＬ１地震発生時には約２万2,000戸の応急仮設住宅が必要になると試算をしておりまして、まずは賃貸型による応急仮設住宅を速やかに供給した上で、残りを建設型で供給し、発災後おおむね半年以内で充足させることを目指しております。

このうち賃貸型につきましては、統計調査から推計される賃貸用住宅の空き戸数のうち、倒壊や浸水等の被害を免れるものを8,000戸と試算しております。これらを円滑に応急仮設住宅として供給できるよう、３つの事業者団体と、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定を締結しております。また、建設型につきましては、４つの事業者団体と、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しており、四国４県で４万戸程度の応急仮設住宅が供給可能となっております。加えまして、供給力をさらに高めるため、令和６年能登半島地震におきまして建設型応急仮設住宅の供給実績のある団体との追加の協定締結を検討しているところであります。

今後も引き続き、協定団体との定期的な協議や訓練を実施し、応急仮設住宅を速やかに供給できる体制づくりを進めてまいります。

**○22番（依光美代子君）**　それぞれに御答弁をいただきまして、安心をしたことでした。少し意見を言わさせてください。

指定管理者制度の件です。高齢者の減免について、要望があれば、必要とするならば条例改正することもあり得るという御答弁でした。

私も直接施設のほうへもお声をかけ、今回、施設を全て回ったわけではないですが、施設のほうから、自分たちは高齢者の料金を改定できん、やっぱり県でないとできんからという声がありました。中には、それを上げることによって入場者、利用者が少なくなって心配という方や、そういう声もありました。だけれど、昭和46年に取り入れた制度が、もう今、時代が大きく変わっているので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

人口減少対策のところですが、本当に委員の皆さんからいろんな御提案をいただいて、前向きに取り入れられて、よりよくしようという姿勢、とても私もうれしく思いました。

やはりいろんな角度から意見をいただくということは大事だと思いますが、ただ数値を、もし目標の数値っていうのを見直すということも、あまりにも乖離があるから、やっぱり時代に合って見直すことも必要でないかなということをちょっと思いましたので、意見として言っておきます。

それと、認知症対策ですが、認知症対策は本当に今取組が広がっているということで、すごくよかったんですけれど、本当に認知症がだんだんだんだん増えている。増えるのが当たり前

じゃなくて、やっぱり今手だてをすることで少しでも食い止める、遅らすということができるので。仁淀川町へ行ったときに、皆さんの表情すごくよかったんですよね。やはりそれが、フレイルになっている、そのことを自分が自分事として受け止めてやるという､そこが大事かな。

だから、フレイルサポーターがすごく､582名ですかね、増えてきているということは、やっぱりフレイルサポーターになるためには座学をやって、自分事としてフレイルを受け止める。やはり地域でいろんなフレイル予防でなく、高齢者の教室がいっぱい各地でやっているけれど、そこにまだ本人が自覚ができていない部分がたくさんあろうかと思うがです。県がそのことを指導していただいたら、なお一層広がっていくと思うので。これはなった人も大変だけれど、家族も大変になるから、ぜひこのことを広げていただけたら。より広げるという方向で行っているということでお聞きして、安心をしたことでした。

それと、風力発電ですが、ぜひ、アセスの担当課のほうへは報告もない、それはもうなくていい状況ですが、こういった不誠実な事業所であるということを知っておいていただきたいと思います。

それと、乾田直播も、高知県内でもやりたいという農業者が増えてきているということで、前向きに検討していただけるということで、ありがたいと思っています。やはり地域には地域に適したやり方があろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○副議長（上田貢太郎君）**　暫時休憩いたします。

午後２時47分休憩

――――― ◇◇◇◇ ―――――

午後３時10分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番樋口秀洋議員。

(27番樋口秀洋君登壇)

**○27番（樋口秀洋君）**　始めます。

私は、平成24年２月議会から、尾﨑知事と濵田知事にも繰り返し、急激に進行する過疎地域はトリアージ型の政策でなければいずれ行き詰まると訴えてきた。しかし、両知事とも、できないとの明確な否定答弁が続いた。

それから14年後にもなった昨年の12月31日の朝日新聞２面、全国で初めて、トリアージ型でなければ生き残れないとの旨の全面記事が載った。私の強硬な姿勢に同調してくれる学者が現れたのです。取り返しがつかないほど壊滅状態になって初めて、荒治療を認める世論づくりが始まったのでした。私は、今後このように冷酷だが現実的な政策が全国で受け入れられることを期待しました。

重ねますが、私が提案を始めても、両知事とも否定的でした。それは、公平を旨とする行政の最高責任者と、一方で、言いたい放題の議員との違いが原点にあると思います。もう一つ実感するのは、東大卒の極めて優秀な人材だが多忙で実際の現場をあまり知らない２人の知事と、一方で、優秀ではないが、新聞記者として、県会議員として、崩れ行く過疎の現場を50年以上見て体験して、時に涙を流した私との違いだとつくづく思います。

過疎問題は、不本意であっても、ある部分を守るため、どこかを切り捨てなければ、全てが消滅します。間違われては困るのですが、私のトリアージは市町村内での話です。地方自治を

尊重しての話です。

知事を迎える過疎地は市町村や住民が最大限の化粧をして迎えるとの思いでないと、本当の過疎は分からない。この１月、知事に安芸市の過疎集落を視察していただいたのですが、過疎の進行を遅らせることができる地区は、地理的優位性のほか、住民の協調など、基本的な条件がそろったところです。知事もそこは理解したと思います。ですから、きれいごとや行政の公平性にこだわっていると、幾ら予算を投入しても、全ての過疎集落・地域が結果として共倒れになる可能性が高いのです。

知事が突然のように言い出したと言おうか、七、八年前からマスコミや論文に登場していたスマートシュリンクは、基本的に緩いトリアージではありません。私に言わせれば、当面を乗り切るまやかしの行政テクニックです。

知事にお聞きする。

安芸市の過疎集落を視察して、生き残るのは各種条件が整った、努力している地域だと思われなかったのですか。

県内過疎集落の何割がそのような生き残る基本条件を達成していると思われますか。

その現状を判断した上でも、どうしても地域トリアージという荒治療はすべきでないと思うのか。

また、総合企画部長にお聞きする。知事が市町村を訪れる「濵田が参りました」の視察先に、人口減少集落、いわゆる過疎集落は15％程度と思うが、その評価。

少々の過疎集落を視察したからと、重大な判断をしないでほしいからです。私がこのように過疎問題を繰り返すのは、そこに人口の減少、少子化問題が集約されているからなのです。

さて、27年前に始まり16年前に終わった平成の市町村合併。人口減少と過疎化、資本の都市集中が加速する中で、市町村が生き残るためには、合併は有効手段だが、新たな発想が必要となるだろう。

国の方針で大きくぶれてくるが、私は、急速な高齢化、少ない若者の就職先、高い山林率などの諸条件から、高知県は20市町村ぐらいになるべきだと思う。それが県の政策の基礎になってこそ、新たな地域づくりが醸成されていくに違いない。

しかし、平成の大合併で合併していない市町村は、独立心旺盛と同時に、近隣市町村と馬が合わないとか、議員定数に不安が持たれた、そしてまだしも、県内各地が究極の過疎に位置づけられていなかった。そこで、合併単位の見直しが必要だが､前回のような近隣同士ではなく、時間単位の発想をすべきではないか。

もちろん、市町村単位の同意を大前提に政策提案するのは、昨年の東部自動車道の完成。芸西から高知市まで20分、この高規格道路30キロは無料という最大利点がある。高知市朝倉から県庁までは30分、ラッシュ時は同じく高知市でも医療センターまで60分、逆に芸西村から医療センターは20分。多くの時間的想定で、南国市、香南市もそうだが、それを飛び越えた遠方の芸西村のほうが、高知市内より高知市に近いのです。令和10年度に開通するだろう安芸市にしても、想定ケースによって、高知市内より高知市に近い市となる。

地域の概念は、地理的思考より時間的思考で判断する時代に入ったと思います。また、合併まで行かなくとも、国や県の交付金、補助金や起債において市町村施設などに時間的な合理性を求める時間的連携事業を求めるべきではないか。行政の区割りと縄張は目的地への距離ではなく時間を基準にする新しい時代に入りつつあることを思考の基準にすべきだと思う。

昨年の県議会で、私は、大阪、関西圏と高知をリニアカーで結べば高知は大阪府の通勤圏、

関西の日帰り経済圏に入ると訴えた。さすがに誰も相手にしてくれなかったが、巨額投資と運賃が必要なリニアに比べ、高速料金が無料の市町村間が現実的で手をつけやすいと思う。

そこで、知事にお聞きしたい。

笑われるかもしれないが、四国山脈をトンネルで抜くのなら、30年先を考えて、リニア新幹線をどう思うか。

また、高知市と芸西村のケースから、全国に無料の高規格道が完成する中、先頭を走る気持ちで、時間的合併か時間的連携事業を国に政策提案するか、県の物差しにしてはどうか。国への政策提案は、全国トップほどインパクトがある。

そして今、本県にとって一番ホットな重要政策はもちろん人口・少子化対策です。保育所などの入所児童の極端な減少は、異常事態に思えます。知事が心血注いで予算化した人口減少対策総合交付金の勇ましさに比べれば、全市町村から出された活用事業の一覧表は、従来の過疎・少子化対策の県事業と基本的に変わらず、産業振興計画の焼き直しみたいなものもある。私の令和６年９月議会での指摘に、知事は市町村の提案を評価した。

そこで、真剣かつ懸命に手を打とうとする知事ですが、私も議員ですので、県民視点から知事にお聞きしたい。全市町村の活用事業がそろったが、評価できるか。

優れた政策を考えても、市町村負担がネックになるときがある。優秀政策を一、二か所選び、ハードでもソフトでも県が全額支援するほどの太っ腹で取り組む気はないか。

私の経験則の感覚だが、市町村や市町村議会の発想では、財政負担や政策能力に限界があるように思う。大きな意味の雇用拡大策、若者の働く場づくりは無理だから、長期戦略がつくれない。そこに市町村自体で少子化対策と過疎地が生き残る手法を提案、実行せよとは、負担が大きい。一方で、県にも人的限界、発想的限界はある。

人口減少・中山間担当理事にお聞きする。思い切って、急成長している、または、した経営者に意見を聞くほうがいいのではないか。知事や県職員が懸命に対処する中、あえて厳しい指摘です。

次、この10年間だけでも企業誘致の県議会質問は34問、20年間で130件、まさに高知県議会の質問人気ナンバーワン。ただ、どうしても大企業の誘致ができない。誘致基盤のない本県には困難で、商工労働部の苦労も分かる。

私が議会ごとに取り上げると宣言した工業製品等出荷額は、令和５年度で愛媛県４兆3,000億円、香川県３兆円、徳島県１兆2,000億円、高知県はたったの6,500億円。皮肉なことに、折れ線グラフを描けば、議会質問の件数が増えるに従って実質的な有力誘致件数が減っているように思う。本筋質問は、私も含め何十人もの先輩・後輩議員が聞いているので、今回は水面下の問題を指摘したい。

県は、企業誘致は全てが完了するまで絶対秘密と言うが、そのかたくなな姿勢が問題ではないか。知事はよく、市町村の声を聞いてと言う。民主主義の原点といえばそれまでだが、任期中の同様の発言は、橋本知事はほとんどなく、尾﨑知事は時々、濵田知事は断然多い印象がある。

あえてアドバイスしておきますが、市町村長の声が県民の声、つまり市町村民の声とは言えません。行政システムではそのとおりだが、政治は行政ではありません。

私が50年近く政治と行政の世界を見てきた感覚では、本当は実態と言いたいのですが、市町村長の声は肩書のある住民たちの声で、県会議員の声は一般県民の代弁が多いと思います。ですから、高度な判断が必要な場合は、両方から

意見を聞き、情報収集を行うやり方が、より正確度が上がると思います。

私も近く、県が自治体の意見だけで、地域の実態も知らず苦闘している企業誘致を知っています。これはまさにきれいごとで飾られた自治体の意見だけで県費を投入しようとしたからであります。

知事は令和６年２月議会で、億円単位の県予算の要望については地元県議の意見も重く受け止めるとの旨の答弁をしています。企業進出も含まれるとの解釈をすれば、安芸市だけで早くも２件が、秘密を盾に、県との間で勝手に行われていました。私などには町の情報筋から逐次報告があるのですが、市と県が隠して進める事業に口出しはできません。その結果、どうも２件とも成功は疑わしいと思っています。

こう指摘すれば、県は、予算は委員会で説明したと言う。そのとおりですが、原則、予算が組まれた後で重大判断は実質的にできません。県はそこを狙っているのかもわかりません。

貴重な税金を使うのですから、知事は県庁役人と市町村長の意見や要望だけで独断専行はしないほうがいいと思います。ただ、世の中には口の軽い人もいますが、私の指摘が間違っているか、知事にお聞きしたい。

次、本県の農業産出額は、24年前が1,038億円で全国31位、令和６年が1,226億円で31位。生産農業所得も、40年前が全国24位、令和６年は29位とダウン。園芸王国ではない。大基幹産業の体力が落ちているのだ。

私が県議になった31年前の初質問。ハウス農家からの要望で予算化したのが、ハウス新築時の利子の一部の補給だった。当時は、農家が本体を自己資金で建設することが常識だった。その後、建設コストが急上昇。個人の負担が重くなってきた。

県議会のベテラン議員や実力派議員がそろった高知県議会ハウス議員連盟などで、国や自民党本部、大臣、派閥の長などに働きかけたことも少々あって、決定打の輸入野菜対策として国の補助がつき始めた。私も芸西村の花農家と農林水産省に行き、輸入対象作目でなかった花卉栽培にも補助拡大してもらった記憶があります。

こうして創世記の木造型の更新が進み、台風にも負けないＡＰハウスが建ち始めたのでした。今の物価に換算すると2,000万円ほどのハウスを自力で建てた時代と、行政の支援がなければ自分では不可能な時代に入っていること自体が問題なのであります。

設備投資の増加を予測した私は、農家負担を軽減しようと、24年も前に、メーカーより安い県独自の低コストハウスが開発できないかと議会提案した。県は、高知工科大学に協力を求めて開発したいと答弁。その後、任期中に私は何回も提案した。やるばかりの答弁だったが、県計画は知らぬ間に頓挫していた。

提案当時は反10アール当たり800万円ほどが、今は1,500万円ほど。２倍以上の高騰だ。一方、ナスの販売価格の上昇分は25年間でたった10％。諸資材高騰は40％。全く追いつかない。県がのろのろしたため、若いハウス農家は高額ハウスの支払い困難となった。

私が以前県議会議員をしていたときに始めた県の環境制御システムなど、増量による経営戦略は正しいと思うが、農業振興部長にお聞きしたい。

25年近く要望してきたメーカー製低コストハウスは、建設希望者の何％程度か。

どの業界でも、コストダウンは果てなき競争です。さらにコストダウンできないか。

また、ハウス補助金を使った新規ハウス農家のローンの支払い状況はどうなっているのか。

民間企業なら、いや東証プライムの超一流会社でも、期限と責任は当然の経営理念です。製

品化には、いつまでという最短の期限を切らなければ、世界的企業のトヨタ自動車でさえも潰れます。こののろのろ開発は、議会答弁を守るという信義以外に、もっと大切な、農家を救ってやりたいという気持ちがない。

同様に、高知野菜の機能性を売り出すべきだの繰り返し質問は、20年以上たってやっと具体化した。食品の機能性が社会に注目され始める以前の質問だったからなのか。改めて、県は時代を先取りするスタンスがないと強く言いたい。

知事も県幹部も知らないと思うので、怒りを持って、31年前の質問の冒頭を改めて読んでみる。知事は当時32歳です。また、本議場の現職県会議員は多分幼児から小中学生が10人ほどいた遠い昔の指摘です。

機能食品とは、健康機能を売り物にする食品のことです。単なるジュースに植物繊維を入れただけで健康ダイエットジュースとなり、徳島の製薬会社では売上げをゼロから翌年一気に300億円まで伸ばした。それがきっかけとなり、全国のメーカーが機能食品の販売に着目し、その後、食品業界は大人から赤ちゃんまでを対象にした機能食品競争に突入しております。

しかし、これらは加工食品でありまして、それ自体が食品と言える農作物の機能性を付加価値として販売戦略に大きく組み込んでいる県はほとんど聞きません。本県では、低迷する園芸市場の改善のワンポイントリリーフとして、そのような検討はされたことがあるのか。

例えば、安芸市では古くから、ナスは血圧を下げるなどと言われており、実際に血圧降下の薬効成分が含まれていることが証明されています。このように、たとえ微細な機能であっても、セールス次第では、低迷するナス消費の改善に一助となると確信するところです。

このような事例を取り上げても、市場価格をつり上げるには、時代を先取りするセールスポイント、つまり高齢化社会における健康志向の販売戦略が必要になってきている。

以上です。

さて、実際にナスが機能性食品で売り出されたのは平成28年で、最初の質問から21年後、機能性食品がブームを越し､定着したときでした。私が同じ質問を繰り返すのは、31年も前の質問が今でも生きており、ナスの機能性で付加価値を上げることは単価アップにつながるからです。最近は、ナスのアンチエージングも女性週刊誌やテレビ、ユーチューブなどで取り上げられています。

それなのに、ここ数年、生産原価に比べて販売価格が低迷するため、ＪＡは、国と県で単価アップをとの切ない声を上げる。自分たちの汗と頭脳と努力でハウス農家を守ろうとしているとは思えない。ハウス新築のような個人の巨額投資への支援要望は分かるが、単価アップを国に頼るのは商才のなさを天下に知らしめており、経済人として恥ずかしくないかとも思う。

知事にお聞きしたい。農家のリーダーたるＪＡがもっと自ら汗を流し、営業すべきと思わないか。例えば、昨今の物価高騰による資材のコスト上昇に見合った販売にするため、ＪＡは国や県に対する政策や要望だけでなく、自らも対策を打つべきと考えるが、どうか。

農業振興部長にもお聞きしたい。

このナスの機能性表示にしても、文字の視認性を高め、プレミアム感を出すため、プラス二、三円のコストで、小さくＰＯＰ調の説明文を添付したら、消費者の目に留まり、販売拡大につながらないか。

また、私が２年前に議会提案して県が前向き答弁したナスのアンチエージングのＪＡの取組はどうなったか。

これも繰り返すが､メガソーラー発電所｡ヨーロッパの脱炭素政策、世界の潮流から、必ず日

本に波及するのに、手をつけなかった。12年前から議会でも何回も指摘したが、あのときに企業局でも乗れば、国の優遇策もあって、軽く200から300億円は売り上げ、県つまり県民は100億円以上もうけていただろう。私がしつこく言うから県が安芸市で共同建設した10分の１規模のミニソーラー発電、国の買取り価格下落後の着工だったが、毎年２億円の売上げがある。

私は平成26年９月県議会質問で、当時の尾﨑知事に先見の明があると答弁されたが、高知県を豊かにする方法はないかと朝も昼も夜も考えていたらそのようなアイデアは出るものです。私の中学、高校、大学の同級生の親友が、朝も昼も夜も考え抜いて工夫して、技術者でもないのに、世界初の寝台式高速バスを、多くの特許とともに開発した。近く出版される、高知駅前観光バス物語に書かれているので、働き方改革ばかりに目が向く県幹部は一読してほしい。

そこには、イノベーションは今や地方からの時代とうたわれています。県は人口・少子化対策も含め、いつも田舎の不利さを強調するが、田舎でも過疎地でも、住む者が死ぬほど努力することで、国にどっぷり頼らずとも、地方でできることはあるのです。

知事にお聞きする。イノベーションは地方からの時代とのコピーをどう思われましたか、それを何年後までに本県でどのように具体化できるでしょうか。

県の組織が時代を読む目がないのは、分厚い産業振興の計画書作りと更新に追われ、自由な発想の時間がないのかも分かりません。この分厚い計画書が逆に県職員の時間と臨機応変の発想を縮めているのではないか、知事にお聞きしたい。

動きの遅い県だが、その反面、アジア各地の紛争後の課題だった地雷処理、それは当時、日本の超一流会社でも技術的に困難だった。それに対して、県の開発能力をはるかに超えた地雷処理機など、とんちんかんの開発はすぐに始めた。もちろん失敗である。

次、あと一つ。２回目だが、安芸市の県休憩所。以前は利用者が１日10人ほど、廃止の声もあった。絶好の位置に着目した私は、大胆な企画を提出した。ほかと同様にと慣例を盾に反対する土木部、果てには副知事が折れて私の企画が生きたのだが、それが今では県も認める高知県で一番人気の休憩所だ。平日は以前の20倍以上の二、三百人の利用があり、観光バスの立ち寄りポイントにもなって、シーズンは1,000人以上の日も続く。

私は、この例を見習って、県は人気ある休憩所をつくるべきだと平成25年３月議会で質問すると、何と、県がつくった赤野休憩所のような人気場所と、かつての反対を忘れて自画自賛答弁だった。

このように長々と取り上げるのは、反省すべき点は素直に認めて、前向きの思考で県行政をしてもらいたいからだ。

そして、県立安芸広域公園。お年寄りや障害者でも気楽に紅葉を楽しめる整備をという私の企画を、土木部が不本意ながら取り上げてくれ、国道近くの県立公園に紅葉木を植え始めた。が、平成27年に私が冬眠を始めると、すぐに止まった。

あれから10年以上たった。県は、当初計画の150本は完了したと言うが、私の要望どおりに植え続けていれば、イチョウ、カエデ、紅葉など数百本近い植栽で、四国最大級の紅葉公園になっていたはずだ。県立都市公園は県民の利用だけでなく地場産業として効果的整備なのかという発想をすれば、地域のミニビジネスにも役立つ。

そこで、土木部長にお聞きする。

県内の県立都市公園で人気が上昇する工夫を

具体的に教えてほしい。

一段落した安芸広域公園の平地に紅葉の名所をつくる県民サービスを再スタートする気はないのか。

大きい視点から知事にお聞きする。時代が急激に変わってきている。一、二年前の発想さえも取り残される。行政といえども、全ての思考に、前例を踏襲、参考にしないほどの基本姿勢に変える気はないのか。

県も、内なる事業見直しと同様に、もっと既存施設や県有財産で新たな自主財源の確保を真剣に取り組むべきである。20年以上も前から取り上げているネーミングライツも、やっと今さらですが、県収入を上げる方法はほかにもある。

例えば、以前に議会で否定されたが、規制の隙間を狙って、視認性の高い県道のり面やＴ字路で広告スペースなどを取れるところも、利用料金の収入が期待できる。このような収入源は、多分気づかないだけで、多数あると思う。県が未使用地をたとえ１台の駐車スペースでも収入にしようとすれば、その発想が相当な歳入になると思う。

そこで、統括して副知事にお聞きする。今、改めて、大胆な発想によって全庁的に県収入になるケースを検討するか、幹部にも職員にも応募させることをしないのか。また、それによって億円単位の収入増になった職員を大抜てきする大胆な人事をする気はないのか。民間企業ならすると思うが。

次、本来の農業問題に戻ります。断トツの日本一はユズです。山里の集落で細々と栽培されていたユズが地域を支える基幹産業として急激に伸びたのは、50年ほど前に中芸地区が地域の発展をユズに賭けたところがポイントで、当時のリーダーは偉かったと思います。

私は令和７年２月議会で、狭隘になった県の果樹試験場の移転検討を要望しました。私が新聞記者のときから、移転は議員間の話題だった。質問も、10年、20年先を考えるとそろそろ検討をと、将来への準備の指摘でした。かんきつ類に勝負を賭けている愛媛県の取組と比べるとあまりにものんびりしていることを取り上げたのです。農業振興部の、十分な広さもあり今の施設で問題ないの答弁には、多くのユズ農家と共にあきれたのだが、知事のサービス答弁に救われた気持ちになった。

知事にお聞きする。10年後にも、令和７年２月議会での農業振興部長の検討さえ必要ない旨の答弁が正しいと思われますか。

農業振興部長にもお聞きする。10年、20年先でも、現在の施設の移転検討さえも全く考慮せず、現在の施設で十分だと安心していいのですね。

また、生産シェアが断トツの安芸市に加工メーカーを工場誘致する希望が、一部の水面下である。生産量トップの産地とトップの企業の大型加工場が結びつけば、両者に乗算的メリットがあり、ユズで一層の競争力を伸ばせると思う。

私は、さきにも言ったように、企業であれ行政であれ、発展に重要な哲学は、弱点克服より強みを伸ばせが基本方針であるべきと主張してきた。

そこで、地域の所得と雇用を進めるため、商工労働部長にお聞きしたい。この種の企業進出は、地元産品のプレミアム化ができる上、ＩＴ専門知識が不要で、対象人口が多くて効果が大きい。その方面にどのように取り組むのか。

商工労働部などは、産業基盤の弱い本県で苦労していると思いますが、農業振興部のユズの位置づけは大馬力のスポーツカーに相当するのです。

農業振興部長にもお聞きします。

大型の加工工場の誘致を狙って、本気で本県を売り込んでいく気があるのか。つまり、生産

側も頑張らなければとの意味です。

その意味でも、日本一のユズ生産をさらに伸ばしてユズ農家の所得を上げる、つまり大半のユズ専業農家の年間売上げを1,000万円以上にするため、具体的な戦略と行政支援をどのようにするか。予算化できない抽象的な答弁は要りません。

次、最近の県発注工事は、億単位の発注に数者以下の応募が常態化している。予定価格が１億円以上では、令和５年が60％、６年が46％、７年が43％が１者から３者の応札だ。

まず、土木部長にお聞きしたい。

このような状態はおかしくないか、改善策は打てないのか。

また、３者応札でも２者辞退も少なくない。７億円の発注に３者も応札したが、１者が無効、別の１者が辞退で、実質は競争入札ではなくなった。これもおかしくないか。

指名13者で12者辞退が同一事務所で連続した。残った１者が落札したが、これが予算の有効な使い方か。

県民の汗の結晶である税金を大切、有効、合理的に使ってもらいたいための質問でした。

次は、1.5車線的道路整備。この予算は私たちも努力したが、基本方針は、とにかく通行しやすい道づくりで、少々問題があっても、山側、のり面は相手にせず、相互通行のできる幅５メートルの道路を延ばし、山間部の過疎地区民に喜ばれました。

それが、ここ10年くらい、当初の政策が失われ、安芸土木事務所では1.5車線予算７年分６億円がのり面防災に使われています。これでは、過疎地の県民が熱望する道路の拡幅延長工事に予算が回りません。

そこで、土木部長にお聞きしたい。山側、のり面の防災工事は防災の予算でやるべきではないか、当初の予算化の主たる理念とは違うのではないか。

３点目、今年の渇水現象で雑草が異常繁茂、川か草原か分からない。周辺農家のクレームに、安芸土木事務所は、基準の土砂堆積がないので草刈りはできないでした。基準は理解できますが、万一雑草で火災が起きれば、周辺のハウス農家の被害は数億円では済まない。雑草からの害虫や種子の飛散でどれくらいの被害が発生するか、不安です。

ハウス地帯では、他人のハウスに迷惑のかかる雑草地放置は非常識とされます。県は非常識な振る舞いをしているのですが、土木部長は多くのハウス農家に迷惑がかかっても何も思わないのですか。

参考までに、私も親から引き継いだ要らない田畑がありますが、雑草が生えたら周辺農家に迷惑がかかるので、泣く泣く大枚をはたいて刈ってもらっております。

次、以前、高知医療センターの院長さんが速度違反で摘発され、新聞に載った。素直に認めたのに新聞は厳しいと、お互い笑い合った。掲載は悪質違反の意味だったが、それでは例えば酒を飲んで暴れてパトカーが現場に出動した場合、県幹部と県議会議員の場合はそれぞれ公表基準がどうなっているのか。ネオン街なら、目撃した県民が多数いる。もみ消したのではないかと要らぬ詮索をされると、県議会が無実の罪にさらされるので、公表基準をはっきりと聞いておきたい。

警察本部長にお聞きする。

30年ほど前、現職県議が酒を飲んでホテルのドアガラスを割り、警察に事情聴取されたが、この事件を高知県警は公表したのか。

また、あくまで想定ですが、その後、現職の県議会議員が酒を飲んで暴れるなどしてパトカーが出動したことがあるのか、事情聴取されたことがあるのか、これも公表しないのか。

さらに、随分前に、当時の副知事がネオン街で酒を飲み、常識外れの行動をしてパトカーが出動したが、高知県警は公表しなかった。今でも県幹部のこのような事態は公表しないのか。

それ以上に、警察官の不祥事は書類送検されても名前が公表されない。副知事以上の優遇だと思われる。あり得ないと思うが、県庁副部長級参与の３日間は公表され、他の４日間は普通の県民なので公表されないのか。

続いて、総務部長にお聞きしたい。県規則によれば、県職員が業者から贈物を受け取れる基準は利害関係だ。一方で、県議会議員が知事及び県幹部や職員に贈物をする場合、通常の社交程度なら、受け取る側は何の問題もないとなっている。

それでは、市町村長や市町村議会議員が公費または私費で県幹部や知事を接待もしくは割り勘に色をつけた場合も青天井か。

県民はいろいろ見ていますから、誤解や推測が生まれるのです。見ているのは県民だけでなく、支払いをチェックする経営者もいるので、公表しなくても県内に広まります。誤解、臆測、無責任な拡散、このような事態に対して基準を明確にしておくべきだと思います。

次、平成26年２月県議会で、南海トラフ地震による巨大津波から消防職員や消防団員を守るための具体的な安全基準を要望した。国と県がある程度明確な数字で避難のタイミングを明示しなければ道連れになるとの指摘だった。巨大津波が目前まで迫る中、その先に県民が取り残された場合、職業的義務で救助する者はどうしても無理をして犠牲になるケースが発生する。県答弁は、平成27年度末までにマニュアルを作るだった。具体的な安全基準を求めた私の質問は、11年後になっても実現されていない。

高知県防災会議の令和７年版を受けた市町村のマニュアルは、津波到達予想時間の20分前までにや15分前までにと、それぞれ逃げなさいとなっている。ところが、県内の全て、沿岸市町村の津波到達は最短５分以内となっている。人口密集地でも10分ほどだ。つまり、全ての市町村で、地震が発生する前に逃げろと言う。県民より真っ先に一番先に消防職員や消防団員が逃げる、笑い話のようなマニュアルではないか。

そこで、11年前の質問を読み直します。一部です。消防団の安全対策でいえば、重要課題は巨大な津波です。国のマニュアルでは、予測時間を計算して避難せよだが、実際にお年寄りや子供たちなど弱い県民を見捨てて逃げれない。国より分かりやすい安全対策を県が指導すべきだでした。

答弁は、１年後の平成27年度までに23消防団がマニュアルの策定を終了するでした。その11年後の結果が、現実性のない20分前、15分前までの避難です。つまり、消防職員、団員に自主判断という重い自己責任を強いたのです。そこで、消防職員や消防団員の命がかかっているので、厳しくお聞きします。

まず、知事ですが、20分前の感想をお聞きしたい。

次に、危機管理部長。

11年前の議会答弁で、実効性のあるマニュアルができましたか。

退避ルールを確立せよとの高知県地域防災計画は、市町村に過度の負担と責任を押しつける表現だと思わないか。

このように非現実的なマニュアルを認めた市町村の防災会議に、県の防災会議は何の疑問も持たなかったのか。

高知県防災会議の冷たい常識を疑うが、どのような選考で選ばれた方々が検討したのか、県防災会議のメンバーから、その後に策定された20分前、10分前の数値に疑問の声もなかったのか。

さらに、こんな笑い話のような高知県地域防災計画を作成するメンバーは素人集団のように思えるが、どうか。

また、消防関係者がこのメンバーにいて、この20分前、10分前を了承したなら驚きだが、どう思うか。

また、危機管理部長は驚かなかったのか。

同様に、高知県警察は、警察庁の計画を受け、速やかに住民への避難広報・誘導等をしながら高台等安全な場所に避難するとなっているが、要するに自己責任で逃げろということです。

警察本部長にお聞きします。警察官も同様ですが、目前に難渋する県民がいれば見捨てられない、無理をするのです。こんなマニュアルで部下の命を守ることができますか。

次、私は、建設中の高知空港ターミナルビルのデザインや室内装飾について、県議会で、大胆に森の中にいるイメージでと要望した。しょせん議員一人の要望にすぎないが、完成イメージを見て、ああこの程度かとがっくりした。

デザインやインテリアが悪いというのではない。都会的センスで、無難に、またきれいにまとめられ、確かに美しい。しかし、世界の木材装飾の空港とあまり変わらない。

残念なのは、高知は成田空港ではない。地方を世界にアピールする第一印象空港である。日本一の森林県で、先進国では世界トップ級の森林率だ。インバウンドの多くは、急峻で豊かな森とそこで生まれる清流、深遠な森の文化を知らない。デザインは美しいが、力強く森の中で生活する高知へ来たぞというアピールが足らない。

今さら言っても仕方ないが、繰り返せば、どおんと直径１メートルほどの大きな魚梁瀬杉を丸太のまま柱代わりに何本も立てて、たとえそれが擬木であっても森のイメージを出してほしいと議会で繰り返した。議会では、カナダの世界最古の木造３階建てホテルや、フロリダのディズニーワールドのウィルダネスロッジのフロントのイメージを求めた。

総合企画部長にお聞きする。せめて内装材の工夫で、大胆な森林県を表せないか。たかだか一県会議員の意見だが、知事の議会答弁もあったことから、設計関係者などや検討会などでも伝えてくれたのか。

次、高知県の喫茶店は、先日も「マツコの知らない世界」でも取り上げられたように、全国トップクラスのにぎわいと食文化を持っていた。若者はいなくなったが、今でもお年寄りの朝食と憩いの場となっている。

喫茶店の時代は終わりつつあるが、私たちが若者の頃は、デートの場だけでなく、流行歌も「学生街の喫茶店」など大ブームで、それは今と違い、対面で生の会話をする時代だった。

この対面会話は、高齢者サイドから見ると、生きがいやフレイル防止にエビデンスが明白なのです。若者にとっても、大きく社会性の向上に役立ちます。

中山間地域で消えゆく喫茶店に少額補助をして、お年寄りたちの朝食の場、会話の場の寿命延長ができないか、同時に、若者が生の声で対話できる場づくりを提供できないか、この点を子ども・福祉政策部長にお聞きしたい。

各市町村に数店ずつ。その一方で、補助金を渡すだけでなく、近所のお年寄りが日々必要な食品の配送先にするなど町の便利屋を義務づけるなどすれば、単なる補助ではなく、少額予算が大きく生きると思う。社会福祉協議会やボランティアなどのイベント喫茶もあるが、モーニングなどが少なく、常習的に利用はできません。

同様に、何回も取り上げているが、市街地での買物困窮者。この問題も、県や市町村の財政支援で、ミニコンビニや大型コンビニの協力での解消はその後進行していないのか。そのうち

買物困窮者のお年寄りたちの寿命が尽きる。この点を人口減少・中山間担当理事にお聞きする。

以上が第１問です。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　樋口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安芸市の過疎集落を視察した感想、県内で存続可能な条件が整った過疎集落の割合についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、「濵田が参りました」などの機会を通じて県内市町村に足を運びまして、中山間地域にお住まいの皆さんとたくさんの対話を重ねてまいりました。

１月に訪問いたしました安芸市の奈比賀地区におきましては、県議も御一緒いただきましたけれども、住民の皆さんと移住者や大学生が一体となり、地区運動会の再開、祭りの開催など様々な活動に精力的に取り組まれておられました。地域を盛り上げたいという住民の皆さんの意欲の下、老若男女が集いまして楽しく活動を展開することで、さらに参加者が広がっておるという状況でございました。

私も、皆様がそろって笑顔でお迎えいただき、またお送りいただいた、そういうことが大変印象に残っており、地域の活力が大変感じられるところでありまして、私自身勇気をいただいたという感想でございます。特にこの地域は、市街地から比較的近い位置にありまして、職場への通勤が可能なこと、また週末には農作業で訪れるいわゆる二地域居住の地区の出身者もおられるというふうにお聞きいたしまして、地の利があるというところも感じたところでございます。

一方、県内他の地域を見ますと、仁淀川町の別枝地区のように、地理的に不利でありましてもＵターン者を中心に集落活動センターを立ち上げまして、秋葉まつりの継承など、地域の存続に奮闘しておられる地域もございます。

このように、集落活動は、住民の皆さんの意欲や熱意、そして地域のまとまりによって活性化をするというふうに言えると思います。地理的ハンディがありましても、先人から受け継いだ地域を守るために創意工夫を凝らし、必死に取り組まれている地域こそが、将来にわたって持続可能な地域ではないかと思います。

ただ、そうした地域以外でも、言わばどの地域におきましても、新たな人の流入などをきっかけに住民の意欲、熱意という潜在力が引き出されまして、地域が一気に活性化する可能性、これはあらゆる地域が持っているのではないかというふうに思います。このため、議員からお尋ねがありましたように、あらかじめ県内で存続可能な条件が整っている集落とそうでない集落とを仕分して、その割合が何％かというふうにお示しをするというようなことはできないのではないかと思っております。

今回の視察を通じまして、地域で頑張っておられる方々の思い、声をしっかり受け止めて、中山間地域を次の世代に引き継いでいくということが私の使命であると改めて感じたところでございます。

次に、関連いたしまして、過疎集落を地域トリアージしていくべきではないかということについてのお尋ねがございました。

本県の中山間地域を取り巻く状況は、総じて人口減少、高齢化が進んでおり、一段と厳しさを増しております。こうした中、私といたしましては、行政が持てる資源には限りがある中でありますので、全ての集落に一律に支援をするということではなく、今まさしくこの瞬間に意欲や熱意を持って取り組んでおられる方々がおられるという地域、集落の背中を押し、効果が期待できる取組に重点的に投資をする、支援を

していくというのが、あるべき方向ではないかと考えております。

とは申しましても、御提案がありましたような形で、現在比較的活力がない、活力に欠けている過疎集落はトリアージといたしまして支援の対象から全く外してしまうということに関しましては、お話もありました行政の公平性、何よりも地域の方々のお気持ち、さらにはただいま申し上げましたように、今は活力に欠けた状態かもしれませんけれども、そうした地域でも新しい人の流入によって今後一気に活性化する可能性がある、こういったことを考えますと、現実の行政判断としてトリアージをして支援の対象から全く外すというのは採用し難い選択肢ではないかというふうに考えております。

次に、リニア新幹線についてお尋ねがございました。

リニア中央新幹線は、主として東海道新幹線の将来的な輸送需要の逼迫を回避するための代替性の確保を目的に導入が進められております。また、ＪＲ東海が多大な建設費をかけて自らの負担で整備をし、将来的に利用、運用していくということが予定されておりまして、ほかのエリアでの整備計画は存在しておりません。

このため、率直に申し上げまして四国での実現可能性は極めて乏しいと考えますが、その点を抜きに考えますと、リニア新幹線は通常の新幹線よりもはるかに高速な移動手段でありまして、時間短縮効果は非常に高いというふうに認識をしております。

次に、合併に関連いたしまして、時間的な思考を意識した時間的合併の概念を導入したらどうかと、あるいは時間的連携事業といったものを県で考えてはどうかというふうなお尋ねがございました。

昨日、坂本議員の御質問にもお答えいたしましたが、生産年齢人口の減少が進んでいく中で、今後の小規模市町村がどう人材確保をして、言わば生き残っていくかということにつきましては、１つには市町村合併によります行政規模の拡大という手法が考えられるところであります。

ただ一方で、私としては、この市町村合併に限らず、地域の行政サービスの提供体制確保の手法としては、ほかにも、行政分野ごとの事務につきまして市町村間で共同処理をしていくという水平的な補完方式、そして国や県によります事務の代行といった垂直的な補完方式といったように、合併に限らない多様な選択肢が準備されていることが望ましいというふうに考えているところでございます。

今後、市町村間での事務の共同処理によります水平的な補完の仕掛けを検討していく場面におきましては、議員からお話がありました移動時間の短さといった視点も含めまして、これも様々な枠組みでの広域的な連携に向けた動きが出てくる、考え得る、そうした可能性もあるというふうに考えます。その際には、関係者の方々からの御要請に応じて、県としても支援を考えてまいりたいと思っております。

次に、人口減少対策総合交付金の活用事業の評価についてのお尋ねがございました。

今年度から、全ての市町村で、この交付金を活用した人口減少対策の取組が本格化をしております。私といたしましては、全ての市町村が若年人口の増加という高い目標を掲げた事業計画を設定し、県と共に人口減少対策に果敢に挑戦していただいている、このことをまずは評価すべきだというふうに思います。

そして、個別の市町村の取組におきまして多くの事業が実施をされておりますけれども、具体的な成果が出始めている事業も現れていると考えます。例えば東洋町で、サーフィンを軸とした移住情報の発信、特定地域づくり事業協同組合の事業拡大などによりまして、移住者の増

加という形の結果が出ております。また、中山間地域の県立高校と地元市町村が連携をして高校の魅力化を取り組む中では、学生寮の機能を備えました居住施設の整備などによりまして、県外からの入学者数は大幅に増加をすることが見込まれます。

例えばこうしたような取組は、全国初とまでは言えませんけれども、個々の市町村にとりましては、前例踏襲ではなく、全く新しい取組に挑戦をした、創意工夫を凝らした取組という思いで取り組んでいただいていると思います。その点は敬意を表したいと存じます。

今後は、こうした事業の成果を着実に積み重ねていくことによりまして、交付金の最終年度が令和９年度になりますので、これまでにできるだけ多くの市町村で、各市町村単位で若年人口の減少に歯止めがかかるという結果を出していくということを、県と市町村が一緒になって取り組みたいと考えます。このため、来年度は、有識者の方々にお力添えをいただきまして、市町村への伴走支援体制をさらに強化し、事業のバージョンアップ、改善を図っていくということで、事業の実効性をさらに高めたいと考えております。

次に、市町村の優れた政策に対してはこの人口減少対策総合交付金を、事業費の全額相当を支援するということについてお尋ねがございました。

この交付金は、これまで財源面の制約があって十分な人口減少対策を講じることが難しかった、そうした市町村を手厚く支援するということで、これまでの県の一般的な県補助金よりも相当程度、かなり高い交付率を設定しております。加えてその中でも、県が政策誘導を求める取組あるいは他の市町村の模範となるような取組につきましては、いわゆる知事特認、特に認めるという枠組みも設定をしまして交付率をかさ上げしていく、あるいは交付上限額も上積みをして、より多額な支援が可能な取組も設けております。非常に柔軟に設計をしているつもりでございます。

例えば、先ほど申しました中山間地域の拠点となります県立高校の生徒数を確保するための寮の機能を備えた居住施設を整備しようという場合には、一般的な交付上限額の枠とは別枠で交付金を配分することにしております。また、例えば婚姻数、出生数の増加が期待できます出会い創出の取組におきまして、複数の市町村が連携して広域で実施する場合には交付率を10分の10に引き上げるということで、実際、東部の地域につきまして、新年度から支援措置を拡充しようとしております。

今後も、市町村の皆さんが創意工夫を凝らして立案をし、高い効果が見込まれる優れた地域につきましては、他の市町村への展開ということを図っていく上でも、知事特認として重点的に先導的な事業として支援をしたいと考えております。

次に、企業誘致を進めます際の地元の関係者との情報共有の在り方についてお尋ねがございました。

企業誘致を進めるに当たりましては、地元選出の県議の御意見も含めまして、市町村、関係団体など地元の皆さんの御意向にも耳を傾けながら、適切な企業との間で橋渡しをするということに心がけてまいっております。

一方で、誘致の対象となります企業が、投資先となる土地や物件を最終的にこれで行こうと判断をする際には、立地の計画につきまして万全の情報管理が保障されるということが大きなポイントとなるケースがほとんどだというふうに認識しております。このため、事業計画の内容あるいは公開するタイミングにつきましては、誘致企業の御意向に最大限に配慮をして対応す

る必要があるというふうに考えております。

こうしたことから、今後も企業誘致に当たりましては、企業側の御意向に沿ってしっかりと情報を管理しながら、地元関係者との間の調整も的確に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ＪＡの販売の取組につきましてどのように捉えているかとのお尋ねがございました。

本県では、ＪＡが、県内各地で生産をされます園芸品のおよそ７割を一元的に取りまとめまして、大都市部の卸売市場を中心に販売活動を行っております。多くの品目をまとまった量で販売いたしますため、高知県の青果物は価格形成力が強く、全国平均よりも高い価格で取引されております。また、段ボールなどの資材の一括購入、輸送トラックへの複数品目の混載などによりまして、出荷にかかるコストを抑えられることから、生産者の所得向上にもつながっております。あわせまして、市場と連携をし、量販店での高知県フェアの開催、消費者への食べ方提案など、消費拡大の取組も進めております。

一方、近年では、食の外部化あるいは簡便化が進んでおりまして、農林水産省の調査では、主要な青果物のおよそ６割が加工・業務用として流通をしております。国のほうでも、こうした傾向が今後さらに進展していくものと見込んでおります。

生産者の所得の向上に向けましては、こうした消費者ニーズの変化を的確に捉えた取組が必要だと考えております。ＪＡの皆さんには、高知県産の青果物の販路拡大の機会につながりますように、新たに今後成長が見込まれる加工・業務用といった新たな販路開拓にも積極的にチャレンジをしていただければありがたいと考えております。

次に、産業振興に関連いたしまして、イノベーションに関する所見、そしてその具体化についてお尋ねがございました。

県経済の発展には、本県の強みを最大限に生かすこと、そして弱みをも強みに転じる、そうした姿勢で、地方から新たな価値を生み出す大胆な変革が必要だと考えます。そうした意味で、議員から御紹介がありました、イノベーションは地方からの時代とのフレーズは非常に大事な視点であると思いますし、私自身大いに共感をさせていただきます。

本県は、人口減少、地理的な制約といった課題を抱えます中で、課題解決先進県として、産業振興計画を掲げまして様々な取組を行ってまいりました。例えば、本県はこれまで幾度となく自然災害に直面をし、対応を余儀なくされた地域でありますが、この現実を、不利な条件、弱みではなくて、むしろ強みに変えていく、現場発の知見と技術が磨かれる強みとして捉え直しまして、県内企業の製品開発、事業化につなげてまいりました。その結果、防災関係の新たな産業、建設業関係なども含めて生まれておりまして、現在では全体の売上げが年間150億円を超えるといった形で、県経済の大きな成長のエンジンの一つとなっております。

また、高齢化、中山間地域を多く抱えるといった課題、これを逆に事業化のフィールドとして生かすという観点から、ヘルスケア産業も今後有望ということで、県も支援をして取り組んでおりますし、高知県の強みであります食を核として、ＩｏＰのプロジェクト、あるいは海藻の陸上養殖、こういった具体的なプロジェクトも進めているところでございまして、こうしたことを通じて新たなビジネスの創出に取り組んでまいります。

第５期の産振計画におきましては、これまでの地産外商に加えまして、こうしたイノベーションを戦略の柱に据えております。これらの取組を積み重ねますことで、産振計画が掲げており

ます令和15年度までに１人当たりの県民所得の順位を全国中位まで持っていくという目標の達成を目指したいと考えております。

次に、産振計画の計画書の作成が職員の時間を取り、あるいは発想を縮めるというような形になっているのではないかというお尋ねがございました。

産業振興を進めます上では、産学官がスクラムを組んで心を一つにして取り組むことが何よりも重要であります。そのためには、一種の旗印といたしまして、目指す姿、目標を明確にして、施策や工程を関係者が共有する、このための計画を策定することは私は必須だと思います。

また、県庁内におきましても、計画の策定を通じて、デジタル化、グリーン化、グローバル化、こういった各分野に共通するテーマで組織に横串を刺していくということによりまして、関連の各部局がお互いに刺激をし合いながら新しい施策を練り上げる、あるいは掘り起こすということが可能となると考えます。

加えまして、計画策定そして進捗管理のプロセスを通じて、職員が日々の業務で得ました気づき、新たな視点を組織として共有し、柔軟な発想につなげていくと、そういう側面もあるというふうに考えます。

他方で、計画策定の事務に追われるという弊害があるのでないかという御指摘だと思っております。この点は、本庁の職員も積極的に事業者など関係者の下に赴いて対話をしていく、現場に出ていくということで、新しい発想や臨機応変な対応ができる、そうした柔軟性を育てていくということも大事な要素だと思います。

そうした意味では、他の業務もそうでありますが、産振計画の策定の業務につきましても、より効率的なほかの手法がないかということは絶えず模索をし、ただいま申し上げましたような業務におけるゆとりを生み出していけるような事務改善に努めていく必要があると考えております。

次に、県政運営の基本姿勢として、前例を一切参考にしないといったような姿勢に転換する気はないかとお尋ねがございました。

行政におきまして、前例あるいは先人の教えに学ぶということは､行政の公平性を確保する、連続性を確保するということ、さらには効率的な行政判断を下す上で先人の経験を生かしていくということは、そういう意味では相応の意味がある行動様式ではあると思います。

一方で、時代は大きく変化をしております。その状況に応じまして進化していかなければ、特にこの人口減少の時代を生き残ることはできないと痛感をしております。

そのために、私自身、前例を打ち破って、公平性よりはむしろ時代の変化への対応ということを重視しまして、新しい取組、試みに挑戦をするということを旨として県政運営に当たるということを心がけております。例えば、全国で初めて県１体制での消防の広域化に取り組むということにつきましても、全国の先頭を切って人口減少が進んでいる本県ならばこそ全国初の取組に挑戦をしなければいけないという思いで取り組んでおります。

今が高知県の活力の再生に向けましたラストチャンスという覚悟を持っております。そのために、生まれ変わる勇気を発揮して、前例のない取組に果敢に挑戦をしてまいりたいと考えております。

次に、果樹試験場の移転に関します昨年度の部長答弁についてのお尋ねがございました。

果樹試験場は、ユズをはじめブンタン、温州ミカン、新高梨など本県で栽培をされております多様な果樹の課題解決に取り組み、本県の果樹振興を支えてまいった歴史があります。そして、現在も、環境面で見ますと傾斜地で日当た

り、水はけがよく、県内各産地で果樹が栽培されている環境と類似をしている、そして研究を進める上では十分な園地の広さ、豊富な水が確保できている、そして研究開発に必要な長年の生育・気象データが蓄積されているということから、担当部局からは、当面10年先という観点から見ましても現在の場所で研究を行っていくことが有効、可能だという考え方を聞いておりまして、この点は一定の合理性はあるというふうに感じております。

一方で、今回の御質問をいただく中で意見交換をいたしましたけれども、試験場の建物本館が昭和38年に建築をされ、築62年と聞いております。ちょうど知事公邸と同じような古い建物ということでございます。平成28年には耐震改修はされていると聞いております。

一般的には、ただ改修後30年程度が使用可能な期間というふうに言われているということを考えますと、この本館の建物の更新をするかどうかということを考える時期というのは試験場の場所の在り方を検討する一つのタイミングになるのではないかというふうに考えますし、また別の要因として、中長期的な要素といたしましては､気候変動などの環境の変化､そしてマーケットのニーズなどの変化、これが長期的には見込まれるであろうと、こうしたものが果樹振興の方向性を考える上で試験場の設置場所の在り方を検討していく要素として大きなものとなっていく可能性があるという思いは前回申し上げたとおり持っておるところでございます。

最後に、消防職員などが津波到達予測時刻の20分前までに避難をするというマニュアルが整備されていることにつきましてどう考えるかとお尋ねがございました。

消防職員そして消防団員は、住民の皆さんを守るという強い使命感の下に活動されております。東日本大震災では、避難誘導などの活動中に津波で多くの方が犠牲になったという痛ましい事象もたくさん発生をいたしました。

こうした教訓を踏まえて、国のほうでは防災基本計画を修正されまして、津波到達時間内での退避の判断基準を定めるということを計画に明記し、本県の地域防災計画もこれに即して修正を行ったところでございます。こうした動きを受けて、各消防機関におきまして津波到達予測時間や地域の実情などを踏まえて、消防職員などの危険を回避するという目的で退避の判断基準が定められているものと考えております。

例えば県内のある市のマニュアルにおきましては、御紹介がありましたような形で、津波到達予想時刻の20分前までに安全な高台などへ退避といった記述がされています。この市の津波浸水予測時間図を見ますと、ごく一部の海岸線地帯におきましてはまさしく最短５分で到達というエリアにかかっておりますけれども、この市の人口密集地のほとんどは40分から60分以上で津波到達というエリアとなっています。こうした背景があって、人口密集地からの避難を念頭にした標準的な目安として20分前までに退避というような時間設定が行われたのではないかというふうに推察されるところであります。

ただ、こういう意味で、このマニュアルは地域の実情を反映して定められたものだとは思いますけれども、議員が御指摘のように最短５分の場合には全然間に合わないのではないかという受け止めをされる方がいらっしゃることは当然考えられますので、訓練などの機会を通じましてこのマニュアルの考え方、趣旨を説明、周知するという努力が必要ではないかというのが私の感想でございます。

私からは以上であります。

（総合企画部長松岡孝和君登壇）

**○総合企画部長（松岡孝和君）**　まず､「濵田が参りました」の視察先のうち、いわゆる過疎集落

が15％程度であることの評価についてお尋ねがございました。

「濵田が参りました」は、人口減少など厳しい条件下にあっても他の地域の参考となるような取組を実施している方々を訪問させていただき、地域の実情や事業の課題をお聞きし、県の施策の参考とさせていただくことを目的に実施しているところであります。

本年度は、これまでに12市町村34か所を訪問させていただいており、例えば奈半利町では、空き家を改修した宿泊施設を拠点にした地域活性化の取組を、四万十市ではノリの陸上養殖の取組を視察させていただきました。

お尋ねにありましたように、本年度の集落への訪問は、率にしますと約15％の５か所となっております。例えば三原村では、耕作放棄地を防ぎたいと米作りを始められた取組を視察し、若い担い手がいないといった課題についてお話をいただいた後、交流会も実施いたしました。訪問先は５か所でありますが、それぞれの集落においての取組は大変参考になり、充実したものであったと考えております。

「濵田が参りました」は、県政の基本姿勢である共感と前進を具現化する手段と捉まえております。今後も様々な現場を訪問することができますよう調整をしてまいります。

次に、高知龍馬空港新ターミナルビルの内装の工夫や、県議の声を関係者や検討会に伝えたかどうかについてお尋ねがございました。

県民に選ばれた県議会議員の声は大変重いものと常日頃から受け止めております。このため、設計事業者、空港関係者、木材関連団体とは、県議会での発言をしっかりと共有した上で協議を実施いたしました。

一方で、高知龍馬空港新ターミナルビルは、旅客が利用する公共性の非常に高い施設であること、また津波避難場所となることから、耐震性や耐火性の観点により、建築関係法令から木材の使用に制限がかけられております。また、装飾の面でも、出入国審査などを行うＣＩＱ機関から、審査に支障を及ぼす可能性のある装飾については設置を控えるようなどの要請を受けたほか、想定旅客数に応じた必要空間の確保のために、大型の備品の設置におのずと制約が課せられているところであります。

このように制約がありますものの、私どもも、いただいた御意見同様、高知らしさを何とか表現していきたいという思いから、県内の多くの関係事業者のお知恵をいただき、ロビー内の吹き抜け空間に高さ約７メートルの県木魚梁瀬杉を室内装飾として設置するほか、県内の伝統工芸品なども活用したデザイン案を作成したところです。

しかしながら、高知にはこれだけでは伝え切れない、豪快さや食、文化など、様々な魅力があると考えております。このため、到着ロビーには大型デジタルサイネージを設置するとともに、展示スペースも設けることとしております。今議会での御意見も参考に、今後、さらなる高知らしさの発信に努めてまいります。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

まず、人口減少対策総合交付金を活用した市町村事業に対し経営者の意見を聞くことについてお尋ねがございました。

交付金事業の実効性を高めるため、市町村に対する県のフォローアップに加え、今年度から新たに、第一線で活躍する経営者などの専門家から助言をいただく機会を設けております。具体的には、現場で培われた高いスキルや豊富な経験、全国的な知見などを生かして様々な御助言や御提案をいただいており、市町村からは、実践に基づく説得あるアドバイスであった、助

言を参考に事業のバージョンアップを図りたいといった声や、このような機会を拡充してほしいとの要望を受けているところです。

このため、来年度は、こうした専門家による伴走支援体制を質･量ともに強化するとともに、新たに、全国レベルで活躍をされている方の経験やノウハウを学ぶ勉強会を開催したいと考えております。その際には、議員から御提案のあった経営者の視点を取り入れることなども検討したいと思います。

次に、コンビニ会社の協力による、買物困窮者が多い地域への店舗出店の取組の進捗状況についてお尋ねがございました。

９月議会で議員から御質問をいただいて以降、県ではコンビニ会社との協議を重ねるなど、取組を進めております。具体的には、県と包括協定を締結しております複数の大手コンビニ会社に対して、本県の中山間地域への店舗の出店の可能性や他県の先行事例などについて順次ヒアリングを行ったところです。

各社からは、会社の大きな方針として、地域活性化を目的に、全国の過疎化が進む地域において行政と協力して積極的に店舗出店を進めているという前向きのお話をいただきましたので、今後の協力を依頼し、快諾をいただいているところです。

そこで、先月には、コンビニ会社２社の参加の下、市町村向けの説明会を開催し、実際に他県で出店した事例や、過疎地域への出店に関する考え方、出店に際して行政に求める支援策などについて御説明をいただきました。あわせて、県から市町村に対して、地域の実情に応じて店舗の出店も含めた住民の買物手段の確保の取組を積極的に進めてほしい旨の話をさせていただいたところです。

説明会後に実施したアンケートでは、７つの市町村から、コンビニとの連携について具体的な検討をしてみたい、もっと詳しく話を聞きたいという御意見もいただきました。そのため、コンビニ会社と調整の上、来年度早々に個別協議の場を設けるなど、県として両者の橋渡しを務めてまいります。

引き続き、それぞれの地域の実情に応じて必要な買物手段が確保できるよう、市町村の取組を支援してまいります。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

**○農業振興部長（松村晃充君）**　まず、低コストハウスの建設割合とさらなるコストダウンについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

施設園芸では、ハウス整備にかかる投資は大きく、特に近年の資材高騰が続く中で、ハウスの整備費用を低減させることは大きな課題です。

県では、平成15年度から平成17年度にかけて高知工科大学に協力いただき、強度を保ちつつコストを削減できる仕様として、柱とはりを接合する、柱の間隔を広げるなど４つの工夫を提案いただきました。提案を受けて、平成19年度にはモデル仕様を決定し、県内のハウスメーカーや農業者、ＪＡなどの関係機関にお示ししました。

それを参考に、それぞれのハウスメーカーは、自社のハウスの仕様にこれらの工夫を順次取り入れ、コストを下げる取組を継続しています。そうした取組の一環として、令和４年度から令和５年度にかけて、県内の３つのメーカーが、自社の既存のハウスより本体価格を10％低減したハウスを開発し、モデルハウスとして農業者や関係機関に公開しました。

これらの低コスト化に向けた動きを受け、令和２年度から令和６年度の５年間に園芸用ハウス整備事業で整備した新規ハウス224件のうち、46％に当たる103件が低コストの工夫を取り入れたものとなっています。年度ごとの推移を見ま

すと、令和２年度の34%から、令和６年度には62%に上昇している状況です。

今後も専門家にアドバイスをいただき、ハウスメーカーにさらなる低コスト化を呼びかけていくとともに、農業者やＪＡに低コスト化のポイントを周知していくなど、引き続き、ハウス整備のコストダウンに向けた意識を常に持ちながら、農業者の負担軽減を図っていきます。

次に、園芸用ハウス整備事業を活用し、新規ハウスを整備した農業者のリース料の支払い状況についてお尋ねがございました。

園芸用ハウス整備事業を活用しＪＡからハウスを借り受けた方は、ハウスの耐用年数と同じ14年間リース料を支払うこととなっています。現在、リース料の支払いをされている方は、平成23年度以降に園芸用ハウス整備事業を活用された延べ908件となっています。このリース料の支払いについては、多くの方が農業制度資金を利用されています。

県で返済状況が確認できるものは、農業制度資金の中で県が利子補給を行っている農業近代化資金を活用している461件です。このうち延滞が発生しているのは16件で、その理由は、作業の遅れによる品質の低下や病気の多発による収量の減少、あるいは本人や家族の体調不良などとなっています。延滞をしている方に対しては、ＪＡと県で構成するチームで、その方の状況に合わせて、栽培管理や経営管理の両面から重点的な支援を行っています。

今後、新たな延滞を発生させないためには、計画段階での計画内容の妥当性の確認や、経営計画の達成に向けた技術・経営の両面での支援が重要となることから、ＪＡと連携して、ハウス整備を行う農業者へのサポートをしっかりと行ってまいります。

次に、機能性表示食品である高知なすのＰＲについてお尋ねがございました。

機能性表示食品は、食品表示法で、商品のパッケージに記載する必要がある事項が定められています。そのため、表記する文字数が多くなってしまうことから、消費者の皆さんに高知なすの機能性を分かりやすくお伝えするためには、袋のデザインを工夫する必要があります。

高知なすの袋のデザインについては、現在、令和６年度の食品表示基準の改正に伴う記載事項の変更に合わせて、文字の配置の変更や、やなせたかしさんが作成したキャラクターを活用するなど、機能性の情報が消費者の目を引くものとなるよう、また親しみを持っていただけるものとなるよう変更を行っているところです。あわせて、量販店などでフェアを行う際には、売場にポスターやＰＯＰを掲示することで、高知なすの機能性を消費者に分かりやすくお伝えしています。

さらには、フェアなどの期間だけでなく、日常の売場においても高知なすの機能性を消費者にしっかりと認知していただくことが重要であり、今後は、いただきました御提案や、販売の現場に携わる小売事業者の意見などを参考に、より効果的な見せ方をＪＡと検討してまいります。

次に、ナスに関するアンチエージング効果のＰＲに係るＪＡの取組についてお尋ねがございました。

ナスの皮に含まれているポリフェノールの持つ強い抗酸化作用は、アンチエージングなどの効果が期待されています。令和６年２月議会で答弁いたしましたとおり、ポリフェノールの機能性表示そのものはできませんが、イメージ戦略としては有効なものと考え、女性に人気のある書籍への関連記事の掲載等をＪＡに提案いたしました。

その後の他県で発生した機能性表示食品での異物混入による健康被害の影響もあり、ＪＡと

しては、出版社等への提案を一旦見送ったものの、消費者の健康意識は高く、健康を訴求した商品への需要は定着していることから、今年度内に、量販店でのフェアなどで活用する販売促進用のリーフレットの内容を、ナスの皮にポリフェノールが含まれていることを伝えるものに改訂し、ナスの健康イメージの浸透を図ることとしています。

今後は、野菜ソムリエによるＳＮＳでの発信や､都市部の量販店での試食宣伝などを実施し、ナスが健康的な野菜とイメージされるＰＲをＪＡと連携して取り組んでいきます。

次に、果樹試験場の在り方についてお尋ねがございました。

本県の果樹振興を支える果樹試験場は、昭和４年の開設以降、ユズやブンタン、温州ミカンなどのかんきつ類に加え、梨などの落葉果樹の研究開発に現在の場所で取り組んでまいりました。

現在の場所は、今後取り組む新たな研究開発を行う上でも十分な広さがあること、多様な果樹が栽培できる環境であること、さらには研究開発に必要な長年の生育データが蓄積されていることなどから、総合的に判断して、10年先もこの場所で研究開発を行うことは有効であり、実施は可能だと考えています。

さらにその先となりますと、知事からの答弁にありましたように、建物の更新のタイミングや気候変動などの環境の変化やマーケットニーズなども踏まえて、今後の果樹振興の方向性を考えていく中で試験場の在り方について検討していく必要があると考えています。

次に、大型加工工場の誘致に向けた取組についてお尋ねがございました。

本県へのユズ加工工場の誘致は、安定した販売先の確保が期待できるものであり、日本一の産地として、誘致企業に対して安定して原料を供給できることをしっかりと提案していくことが重要だと考えています。

中山間地域の有望品目であるユズは、栽培面積が毎年伸びていますが、大型加工工場の進出に対応するには、栽培面積をさらに拡大し、生産量を増加させていくことが必要です。そのため、平たん地でのまとまった農地の確保や必要に応じた基盤整備の実施により、作業効率の高い優良園地を生み出すことで、既存の農業者の規模拡大や新規就農者の参入につなげてまいります。

あわせて、現在ユズの生産を行っていない農業者や集落営農組織等にユズへの転換を提案し、新たな栽培者の確保を図ってまいります。

こうした取組を進めていくことで、ユズの栽培面積を令和６年の902ヘクタールから、令和12年には941ヘクタールへと拡大を図り､供給体制の強化を図っていきたいと考えています。

最後に、ユズ専業農家の売上げを上げる具体的な戦略と行政支援についてお尋ねがございました。

県内のユズ産地において、年間のユズの売上げが1,000万円を超えている専業農家の経営を見てみますと、栽培面積は１ヘクタール以上で、加工用と比べて販売単価の高い青果での出荷の割合が６割を超えているという特徴があります。売上げ1,000万円を超えるユズ専業農家を増やしていくためには、栽培面積の拡大と青果での出荷割合を高める取組が必要となります。

栽培面積の拡大に向けては、産地ごとに営農意向調査を行い、将来ユズの栽培が行われなくなることが見込まれる農地の情報を確実に収集し、関係機関で共有することで、規模拡大を目指す専業農家へのスムーズな継承につなげていきます。あわせて、平たん地でのまとまった農地の確保や必要に応じた基盤整備の実施により、作業性のよい広い区画の農地を造成し、規模拡

大を目指す専業農家に集積していきます。

加えて、規模拡大には作業の省力化が必要であるため、リモコン草刈り機やドローン防除等のスマート農機の導入を国や県の事業により支援してまいります。

青果での出荷割合を高めるためには、表面に病気やとげによる傷が少ない果実の生産量を増やしていく必要があります。このため、枝を適切に剪定するなど、傷がつきにくい栽培技術の指導を行うとともに、病気が発生しにくい若木への植え替えを、国の事業を活用して支援してまいります。

こうした取組を着実に進め、ユズ専業農家の売上拡大を図り、1,000万円以上を売り上げる農家を現在の30戸から10年後には50％増の45戸へと拡大していきたいと考えています。

（土木部長横地和彦君登壇）

**○土木部長（横地和彦君）**　まず、県立都市公園で人気が上昇する工夫についてお尋ねがございました。

県立都市公園は、散策をはじめレクリエーションやスポーツなど様々な目的で多くの方々に利用していただくべきものであり、公園の魅力を一層高めるための取組が必要と考えております。

このため、県では、各都市公園の特性に応じて、来園者のニーズを踏まえながら、施設の整備などを行っております。具体的には、安芸広域公園でイチョウやカエデの植樹、春野総合運動公園では誰もが楽しめるインクルーシブ遊具の設置、そして土佐西南大規模公園では人工芝の運動広場の整備などを行ってまいりました。

これに加えまして、指定管理者制度を導入している都市公園では、キッチンカーの誘致など、民間ならではのノウハウが生かしやすいよう、都市公園条例を改正し、許可等の権限を指定管理者に付与しております。この結果、春野総合運動公園では、週末や大きな大会の開催時には様々なキッチンカーが出店されており、利用者には大変好評であると指定管理者から伺っております。

県といたしましては、引き続き、都市公園の魅力向上に資する施設の整備や適正な維持管理に努めるとともに、指定管理者による魅力的な取組が他の指定管理者にも広がるよう後押しをしていきたいと考えております。

次に、県立安芸広域公園の整備についてお尋ねがございました。

都市公園には、季節を感じることができる様々な高木を植えており、散策などで訪れる来園者の目を楽しませております。一方、高木の植樹に当たりましては、樹木が健全に生育できるよう木と木の間に適切な間隔を確保したり、遊具などの施設を安全に利用できるよう施設から距離を取るなど、植樹位置の検討が必要であります。

県立安芸広域公園におきましても、イチョウやカエデなどの高木が適切に配置されるよう植栽計画を検討し、その結果を踏まえ、平成26年度までに植樹を完了いたしました。当公園は、紅葉する植栽がつくり出す景観が魅力の一つであることから、今後、樹木の生育状況などを確認しながら、植栽計画について検討していきたいと考えております。

次に、県発注工事において応札者が少数となっている現状を踏まえた入札制度の改善策についてお尋ねがございました。

議員から御指摘のありました予定価格が１億円以上の工事につきましては、総合評価方式による入札としており、その入札参加資格は、競争性を確保するため、おおむね８者以上の建設事業者が入札に参加できるよう設定をしております。具体的には、過去に発注した類似の工事における参加資格を参考にするとともに、データベースを活用して受注事業者の施工実績を把

握するなどにより、参加可能な事業者数を確認しております。

こうした入札参加資格の設定を行ってもなお応札者が少なくなる場合があります。例えば、特殊な構造物の長寿命化対策など、専門的な技術や特殊な工法が必要な工事がそれに該当いたします。こうした場合、県内事業者だけでは必要な施工実績を有する事業者の数が十分でないため、県外事業者を含める場合がございます。

一方で、県外事業者にとっては、落札決定における総合評価項目のうち地域要件による点数が低くなることから、応札を辞退する場合があります。

このため、同種・類似工事の成績評定の実績を有する県内事業者の参入機会を増やすため、従来、過去３年間を評価している成績評定の対象期間を、来年度から過去５年間に拡大することによって、受注機会の拡大を図ることとしております。

県といたしましては、公共工事の入札における競争性を確保するため、今後も総合評価方式における入札結果を分析した上で、入札制度の改正等に取り組んでまいります。

次に、無効や辞退により応札者が少なくなる入札についてお尋ねがございました。

県では、県内事業者の技術力の拡充強化や大規模工事の円滑かつ確実な施工を目的として、発注金額の大きい工事については共同企業体、いわゆるＪＶによる入札参加を条件としております。

議員から御指摘のございました予定価格７億円の土木一式工事は、山間部における道路改良工事の一事例を指しているものと推察をいたしますが、この工事はＪＶの構成を３者として発注をしたものであります。この工事では、現場の施工条件や日常交通への影響を考慮した結果、特殊な工法や資材を使う施工が必要でしたが、それらに対応可能な専門業者の確保が困難であったため、応札を辞退せざるを得なかった事業者が発生したものと考えております。

県といたしましては、そうした特殊性のある工事が重なることによる辞退者が少なくなるよう、県内の各機関における公共工事の発注動向を注視しながら、発注時期の調整に努めてまいります。

次に、指名事業者の大半が辞退した事例についてお尋ねがございました。

県では、請負対象金額が5,000万円未満の工事は、指名競争入札による発注を基本としております。指名業者の選定は、工事内容や施工場所、発注時期などを踏まえて、工事を所管する土木事務所などで行っております。指名業者の選定に当たりましては、土木事務所の管内や施工場所の市町村の範囲内で施工可能な事業者を選定するなど、地域の建設事業者がより多くの工事を受注できる機会を確保するよう配慮をしております。

こうした中、多くの辞退者が発生する工事では、施工条件が厳しいこと、現場が遠方にあること、小規模工事であることなどが受注を敬遠する要因となり、辞退につながっているものと考えております。このため、指名業者の受注意欲が喚起できるよう、可能な範囲で複数の工事を組み合わせるなど工夫を行っているところでありますが、なお辞退者が増えることのないよう、引き続き発注の工夫を行ってまいります。

次に、1.5車線的道路整備と防災対策についてお尋ねがございました。

1.5車線的道路整備は、比較的交通量の少ない中山間地域において、地域の実情を踏まえた道路整備を進めるもので、道路の拡幅やカーブの是正などを効果的に組み合わせて実施をするものであります。

一方、のり面防災対策は、落石や斜面崩壊を

防ぐための山切り工事や防護ネットの設置を行うもので、基本的に道路は拡幅をされません。

お話のございました安芸市の整備箇所につきましては、道路を拡幅することを目的に山切り工事を行っているもので、1.5車線的道路整備の趣旨に合致したものと考えております。一方で、少ないコストで道路改良の延長を延ばしていくことも重要な視点と認識をしております。

引き続き、中山間地域の安全・安心の確保に向け、地域の声を伺いながら、費用対効果も意識した道路整備を進めてまいります。

最後に、河川の除草についてお尋ねがございました。

河川管理者としては、水害の発生を防ぐため、まずは河川の流下能力を確保することを最優先に、河道内に堆積した土砂を除去し、その一環として草木の除去を行うといった維持管理に取り組んでおります。このため、土木事務所の職員が定期的に土砂の堆積状況等の巡視点検を行っているほか、市町村や地元の方から情報提供を受けた際には速やかに現地調査を行い、必要に応じて土砂並びに草木の除去などの対応を行っているところであります。

一方で、河川環境の維持の観点から、土砂の除去が必要ない場合であっても、草木の繁茂状況によってはその除去も重要であると認識をしております。そのため、限られた予算の中ではありますが、できる限り草木の除去も行っているところであります。

加えまして、地域の住民団体や集落活動センター等に草刈りを委託するおもてなしの水辺創成事業あるいはリバーボランティア支援事業の活用など、地域の皆様の御協力もいただきながら、良好な河川環境の維持に努めてまいります。

（副知事西森裕哉君登壇）

**○副知事（西森裕哉君）**　収入増に向けた職員からの提案募集と、実際に収入増につながった場合の職員の処遇についてお尋ねがございました。

本県の財政運営は、自主財源が乏しく、地方交付税制度などの国の動向に大きく左右される構造であり、新たな歳入確保に向けた不断の検討が求められます。

これまでにも、県政運営指針に自主財源確保の徹底を位置づけ、県有財産を活用した広告収入や遊休財産の売却、寄附金の増収、使用料・手数料の見直しなどに取り組んできました。本年度、本県で初めて導入したネーミングライツについても、その一環であります。

新たな歳入確保には斬新で大胆な発想も必要でありまして、近年は、県庁においても、社会人経験者の採用を通じて、従来の公務員になかった知見を有する職員も増加をしておりますし、大石参与のような民間の発想とアイデアを持った職員などの力も借りていく必要があると思っています。

こうした職員の知見を生かす観点からも、職員からの事業提案制度において、歳入確保の取組も提案の対象となることを周知いたしまして、幹部を含め、広くアイデアを募ってまいります。また、来年度は、全庁的に議論を展開していくために、知事と部局長によるサマーレビューの際にも、歳入確保のアイデアについても議論をしたいと考えております。

一方、優れた成果を上げた職員に昇任や任用において特別に異例の処遇を行ういわゆる抜てき人事につきましては、現在の公務員の人事制度は一定の勤務年数に基づいて昇任、任用する考え方によっておりますため、そうした極端な処遇を行うことには限界があるところであります。

しかしながら、県庁でも先ほど申しましたように社会人経験者が多く採用されておりまして、終身雇用制ではない働き方に変わっていく社会の中で、ある意味終身雇用をベースに持つ県庁

の職員組織を維持していくためには、優れた発想やアイデアを持った特に若い職員のやりがいやモチベーションをいかに維持していくかということは将来にわたって考えていかなければならないと思っております。

このため、御指摘の億単位の歳入増などの成果につながる発想やアイデアを持つ職員が組織に埋没しないように、まずは現行の人事制度で、例えば昇給や勤勉手当、人事配置を工夫することで、そうした成果のさらなる評価ができないか、研究をしてまいりたいと考えております。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　大型加工場などの企業誘致に関する御質問がありました。

県では、令和７年３月に新たに企業誘致戦略を策定し、これまで誘致を進めてきた製造業や事務系企業に加え、中山間地域にも仕事をつくる視点で、施設園芸や養殖業、また水産加工業や宿泊業などの誘致にも取り組んでいます。本県の強みの象徴となりますユズをはじめ農林水産の地域資源は、生産から加工・販売を通じた付加価値を高めることが重要であると考えており、今年度の誘致戦略のバージョンアップにおいて食品加工業をターゲットとして位置づけました。

議員のお話にありましたユズを生かした大型加工工場の誘致は、新たな雇用を創出するとともに、地域のブランド化にも寄与すると考えます。このため、本県の地域資源の加工や販売に興味を持つメーカーなどの動きに関しても、誘致戦略会議での情報共有や関係機関との連携を一層密にし、しっかりとアンテナを張りながら、地域の基幹産業である農林水産業の事業者の所得向上にもつながるよう企業誘致を進めます。

（警察本部長岩田康弘君登壇）

**○警察本部長（岩田康弘君）**　まず、県警察の公表に関する４つのお尋ねがございました。全て関連しますので、併せてお答えいたします。

議員から、県議会議員による２つの飲酒絡みの事案についてお尋ねがありましたが、いずれも記録が残っておらず、お答えすることができません。

また、県幹部や参与の場合は公表するかどうかというお尋ねがございましたが、仮定の話には回答を差し控えさせていただきます。

その上で、一般論として申し上げますと、県警察では、事件や事故について、被害者等関係者のプライバシーなどの権利・利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響などを個別具体の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について判断、決定しているところでありまして、今後とも個別具体の事案に即して対応してまいります。

次に、津波に対する警察官の安全対策についてお尋ねがございました。

東日本大震災では、想像を絶する大津波被害により、多くの貴い命が奪われており、その中には懸命に避難誘導に当たっていた警察官も多数おりました。これを教訓として、津波災害から県民の皆さんはもちろん警察職員の命を守っていかなければならないと考えております。

県警察では、警察庁の計画を踏まえ、自らの危険を顧みず命を落とすことのないよう、避難誘導に従事する職員に対しては、地域住民への避難広報に当たると同時に、自らも高台等安全な場所に避難するよう指示しております。

県警察といたしましては、被災後も長期にわたる警察活動に従事しなければならない職員の安全確保を大前提として、津波到達時間を考慮した迅速な避難誘導が行えるよう、引き続き、職員に対する自分自身の安全確保の意識づけと訓練を重ね、職員の安全対策に万全を期してまいります。

（総務部長清水敦君登壇）

**○総務部長（清水敦君）**　公務員倫理についてお尋ねがございました。

県庁職員につきましては、高知県職員倫理条例及び高知県職員倫理規則において、利害関係のある事業者等から贈与や供応接待などを受けることが禁止されております。

市町村長や市町村議会議員がこの事業者等に該当するかどうかという点については、政治家としての政治活動を行う限りでは該当しませんが、当該地方公共団体の利益のために行う行為の場合は事業者等とみなされます。このため、県職員に対しての当該地方公共団体への利益誘導を目的とした贈与や、相当の対価を負担しない供応接待などにつきましては、条例、規則に抵触すると考えます。

また､知事については特別職でありますので、倫理条例・規則の適用外ではありますが、これら条例、規則の趣旨を踏まえて対応しております。

（危機管理部長江渕誠君登壇）

**○危機管理部長（江渕誠君）**　まず、消防職員などが津波被害に遭わないための実効性のあるマニュアルができたのかとのお尋ねがございました。

津波災害時の活動に関するマニュアルは、消防庁の通知に基づき、各消防機関が津波浸水予測時間図を踏まえた上で、地域の実情を考慮して策定されていると認識しております。各消防機関で策定されたマニュアルは、消防職員などの命を津波から守るため、早期に退避する時間などを示して、安全、確実に退避するルールとして運用されているものと考えております。

こうした中、県といたしましては、消防学校で、各マニュアルの実効性を高められるよう、消防職員や消防団員を対象に、津波災害時における早期退避の重要性などについて講義を行っております。そのほか、訓練の実施など、マニュアルの実効性の向上に向けた取組を各消防機関に働きかけており、今後ともこうした取組を進めてまいります。

次に、高知県地域防災計画は市町村に過度の負担と責任を押しつける表現ではないかとのお尋ねがございました。

県の地域防災計画は、国の防災基本計画に基づき、本県の防災上必要な施策の基本について定め、重点を置くべき事項の指針を示したものです。この計画では、市町村や消防機関が、津波到達予測時間などを考慮した退避ルールの確立を行うこととしております。

市町村などに対しては、別途、消防庁からの通知で、津波災害時の消防職員などの安全確保対策が周知されており、退避ルールや活動可能時間の設定などが詳細に示されております。この通知を基に、市町村などは、地域の実情に応じた退避ルールを定めることが可能になるものと考えております。

次に、市町村防災会議に疑問を持たないかとのお尋ねがございました。

市町村の防災会議では、地域防災計画の修正といった当該市町村の重要な施策の基本について審議されております。このため、一般的には、施策別に作成するマニュアルを審議することはないとお聞きしております。したがって、消防機関のマニュアルについては市町村の防災会議が認めたものではないのであろうと理解しております。

次に､高知県防災会議の委員の選考と､マニュアルの数値に対する疑問の声についてお尋ねがございました。

県の防災会議の委員は、災害対策基本法第15条第５項に基づく防災関係機関に対して推薦を依頼するなどして、御承諾をいただいた61名に御就任いただいております。

また、県の防災会議では、市町村が個別に作

成しているマニュアルの審議を行っておりませんので、議員御指摘の20分前などの数値については委員から御意見はない状況でございます。

次に、高知県地域防災計画を作成する委員についてお尋ねがございました。

県の地域防災計画を作成する防災会議の委員は、災害対応を行う国、県、市町村のほか、災害現場で実動する建設業者や、運輸事業者、電気・ガス・通信などのライフライン事業者、金融機関、報道機関、医療・福祉関係団体に加えて、大学や自主防災組織の代表的な立場の方々で構成しております。これらの方々は、各分野で防災に関する豊富な実務経験や専門的な知見をそれぞれに持っておられると認識しております。

次に、消防関係者が防災会議の委員にいて、マニュアルを了承したかどうかとのお尋ねがございました。

県の防災会議には、消防機関から高知県消防長会の会長と高知県消防協会の会長の２名に委員として御就任いただいております。

先ほどお答えしましたように、県の防災会議では、市町村が個別に作成しているマニュアルを審議しておりませんので、議員御指摘の20分前などの数値は了承していないと承知しております。

最後に、マニュアルに示された時間について驚きはなかったのかとのお尋ねがございました。

消防庁の通知では、津波到達までに消防職員などの退避が確実に完了するよう、地域の実情に応じた安全な予備時間を設定して退避ルールを定めることなどが示されております。また、津波到達予想時間が短い地域においては、地域全体で避難を行う必要があるため、住民の避難誘導を行いつつ退避を優先することとされております。

これを基に、マニュアルに記載の退避の安全な予備時間については、各消防機関が津波到達予想時間などを考慮し、地域の実情に応じて設定されたものと受け止めております。ただ、マニュアルについては、誤解が生じることのないよう、訓練や研修の機会を通じて考え方を説明し周知する必要があると考えております。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　喫茶店を高齢者などの朝食や会話の場として維持することについてお尋ねがございました。

高齢者をはじめ地域の方々が喫茶店に集まり、食事を共にしながら交流する機会は、高齢者の介護予防や地域の見守りの観点からも、高齢者の生きがいという点からも、大変有意義であると認識をしております。

中山間地域の喫茶店の維持を目的とした支援制度はございませんが、例えば中山間地域の日用品の買物の仕組みづくりや、国による新たなメニュー開発や広報に要する経費などへの支援制度は設けられています。福祉の分野では、あったかふれあいセンターや集落活動センターにおきまして、市町村が、食事をしながら交流する機会を設けているところもございます。

議員からの御提案については、こうした事例と併せて、先ほど申し上げました国や県の補助事業を活用し、どういったことができるのか、ニーズがあるのかどうかも含めまして、市町村に投げかけてみたいと考えてございます。

**○27番（樋口秀洋君）**　再質問をまともにしたら１時間ばあかりますから今日はやめますけれど、警察本部長の答弁は100点ですね、役人側から見たら。私から見たら全く逆なんですが。

話は変わります。知事の言うことは正しい、それ以外言いません。ただ、私はトリアージをよく言っているんですが、どうもトリアージという言葉は嫌いみたいですから、これからスマートトリアージという表現にします。

ひょっとしたら聞いているかもわかりませんが、残念なことに国のほうは、巨大津波のときは地域トリアージをしようじゃないかという声も一部であるんですよ。それはまだ正式に表へ出てきていない話で。うちはマスコミ関係の、言うたら公表までしていない話も時々入りますので、だからそのトリアージが、地域トリアージがどういうような意味か､物すごくセンシティブになる話なんですが、やっぱり国から見たらそのような声も出てくるかもわからないと。だから、それくらい非常に厳しい判断をしていかんと残念ながらいかないというところに来ております。

もう仕事の話はしませんけれど、今回のこれでもうこの県庁とお別れする幹部の方、本当に御苦労さまでした。どうして僕が御苦労さまでしたと言うのは、あなた方はあのややこしい複雑な産業振興計画をずっとやってきた世代ですわね。言ってみりゃ尾﨑知事にけつをたたかれて、そのような苦しい時代を生き延びてきたというか一生懸命仕事し続けたことを僕は見ているから、御苦労さんと言うわけです。

そしてもう一つ､残る方に私が言いたいのは、知事のやることは、それは僕は知事にはせっかく知事になったから自分の好きなことをやれと言っているんですが、民間の人が入ってきて自分らの立場を逆転されるようなみっともないことはせんとってくださいよ｡あなた方は本来だったら非常に優秀で、優秀な組織を持っているから、民間の方が入ってきて知事にアドバイスしても、それを乗り越えるようなアドバイスを知事にできるような役にならないかんですよ。負けたらいかんということを僕は今日これで最後の言葉としますけんど､負けないでくださいよ。役人の誇りを持って仕事をしてください、これから。

以上です。(拍手)

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明５日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後５時散会

## 令和８年３月５日（木曜日）　開議第４日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長職務代理者 | 紫　藤　秀　久　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長 | 前　田　み　か　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主幹 | 大川美千子君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第４号）**

令和８年３月５日午前10時開議

第１

第 １ 号　令和８年度高知県一般会計予算

第 ２ 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第 ３ 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第 ４ 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第 ５ 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算

第 ６ 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第 ７ 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算

第 ８ 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 ９ 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算

第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算

第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算

第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算

第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算

第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算

第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算

第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管

理者の指定に関する議案
第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第２　一般質問
（３人）

――――― ◇◇◇◇ ―――――

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

――――― ◇◇◇◇ ―――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、紫藤人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

――――― ◇◇◇◇ ―――――

**質疑並びに一般質問**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

３番戸田宗崇議員。

（３番戸田宗崇君登壇）

**○３番（戸田宗崇君）**　おはようございます。自由民主党の戸田宗崇でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に移らせていただきます。

南海トラフ地震に向けた事前復興準備の加速化について質問いたします。

高知県の未来を守るため避けて通れない課題についてお伺いします。高知県では、2011年に発生した東日本大震災での復興事業の着手遅れや事業完了までの長期化が、人口減少や地域産業の衰退をもたらした要因の一つであることを教訓に、事前対策の重要性から、その対策の一つとして、市町村が策定する事前復興まちづくり計画の指針となる高知県事前復興まちづくり計画策定指針を2022年３月に策定しました。この中で県は、計画策定の基本理念として、命を守る、生活を再建する、なりわいを再生する、歴史・文化を継承する、地域の課題等の解決につなげるの５本の柱を示しています。

本県では、これまで太平洋に面した土佐湾の豊かな恵みを享受してきたところでありますが、発生が予想されている南海トラフ地震が発生した際には全国最大クラスの津波が想定されており、甚大な被害が想定されていることは周知の事実であります。

令和６年の能登半島地震、あるいは先ほど申

しました東日本大震災など大規模災害を教訓とした取組として、計画策定に向けた熱心な議論が進められていることは高く評価するものであります。

発災直後の混乱の中でどのように町を再建するのかを議論することは、行政側、住民側ともに極めて困難な状況となります。また、そのような状況の中で復興への道筋を県民に示すことは、その合意形成にも多くの時間を要することが想定されます。その間に県内での生活再建を諦める方が多く出る、そのようなことに至らないように、今まさに熱心な議論が必要となります。

発災直後の命を守る防災・減災はもちろん最優先ですが、被災後に住民のここに住み続けたいという願いをどう形にするのか、暮らしやなりわいをどう再建するのか、少しでも早い復興を目指し､人口減少の加速を緩やかにするのか、そのために県内各市町村において事前復興まちづくり計画の策定が進められていると理解をしております。現在進行している県における人口減少は、様々な影響としてじわじわと私たちの前に現れてきております。県内に一度失われたコミュニティーを取り戻すことは、平時ですら容易ではないと考えます。

県は策定指針をつくりましたが、県として近年経験のない未曽有の大規模災害からの復興の計画に対し実効性をもたらすために大事なことは、共に復興に向けて歩みを進めていく各市町村のみの検討ではなく、県との連携も非常に重要なことではないでしょうか。そのことは現在進行している計画段階から進めていくべきことです。あとは市町村でとなってはなりません。

発災後の高知県で高齢者から子供たちまで誇りを持って住み続けられる場所であるために、県はどのような覚悟で市町村をリードしていくのか、本日は復興を事前に考える取組のその質を高め、実効性のあるものとするための視点から質問いたします。

まず初めに、知事にお伺いいたします。甚大な被害が想定される高知県において、事前復興まちづくり計画は、復興に向けて住民が希望へと向かい、立ち上がるための羅針盤であると私は認識しているところですが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、災害発生から10年後の高知の姿を、知事は事前復興の先にどう描いているのか、併せて見解をお伺いいたします。

そして、沿岸19市町村における事前復興まちづくり計画策定作業の最新の進捗状況と完了時期の目標、そして市町村に対し県はどのような支援を行われているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、事前復興という概念がまだ県民の皆様に十分浸透していないと感じられるところでございます。県の指針では、岩手県の復興事業の事例を参考にして、事前に計画を準備することで復興期間が２年間短縮される可能性があるとしており、市町村が計画の策定を円滑に進めていくためには、復興の早期化、事前に定めておくことの重要性など、事前復興まちづくり計画策定のメリットを広く県民の皆様に周知し、理解していただくことは、県として市町村の後方支援にもなりますし、県も含めた行政の役割とも思うところでございますが、その所見を危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、津波被害が生じた場合、港湾施設や水産加工施設など高知の基幹産業の復興についてです。県は、計画では基本理念の一つである、なりわいを再生するとの観点から、働く場所の早期確保、早期からなりわいをつなぐタイムラインの構築など、検討の手順が掲載されております。今後策定が進む市町村の事前復興まちづくり計画、そして県の産業振興計画、災害が発

生すれば根底から産業振興計画の見直しは必須となるわけでございます。

やはり、その場所で暮らし続けるための働く場所、早期のなりわいの再建を実現するためには、高知県被災後の産業部門における復興ビジョンを持たなければならないと考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

続いて、本年度策定に取り組んでいる高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針については、沿岸市町村での計画策定を例に、その取組を中山間地域に拡大するものでありますが、その進捗をお伺いいたします。県としては、県内各市町村への支援により、全市町村での策定を目指していると認識しているところでありますが、沿岸部の地域と中山間地域での被害想定については、沿岸部は津波災害、中山間では土砂災害など異なる被害が想定されるものです。

その復興においては、沿岸部では盛土によるかさ上げ再建も想定され、中山間では土砂の撤去が必要になることも想定されるのではないでしょうか。その場合、各市町村の事前復興まちづくり計画へ盛り込むことが難しい、市町村域を越えた土の搬入搬出など、市町村間での連携を行うことが必要になることもあるのではないでしょうか。

今の想定は一例でありますが、広域的な避難や移転が発生した場合も含め、各市町村が検討を進めている事前復興まちづくり計画の実効性担保のためには、市町村の枠を超えた広域連携の枠組みや計画策定後の訓練を県がどのようにリードしていくのか、市町村を超える調整に関して県が積極的に関与する必要があると思いますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震応急対策職員派遣制度に関する即時応援県と連携体制構築についてお伺いをいたします。

まず、令和８年１月６日午前10時18分に発生した島根県東部を震源とする地震において、最大震度５強を観測した島根県に対して、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、高知県から同日12時30分に連絡員２人が出発されました。このように迅速かつ円滑な対応ができたのは、中四国９県はカウンターパート制による被災県への支援をあらかじめ定めておき、災害発生当初から迅速に支援を実施する協定が結ばれているからであります。

令和７年４月から運用を開始されました、南海トラフ地震発生後速やかに応援職員を派遣する、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランによれば、本県には、島根県が基本となる組合せの即時応援県として、秋田県が基本となる組合せ以外の即時応援県としてあらかじめ指定され、応援側は要請を待たずに災害対応に詳しい職員を先遣隊として派遣し、被害状況に応じた派遣先の決定や、応援県の管内市町村とも協力した職員派遣を行うこととされています。

アクションプランでは、実効性確保のための平時からの取組が重要として、重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組、重点受援県における平時からの取組、即時応援道県等における平時からの取組について具体的な取組内容が例示されております。重点受援県である本県と即時応援県との間における平時からの取組としては、定期的な意見交換、訓練、重点受援県内の現地視察、交通手段などの検討など。また、重点受援県である本県が行う平時からの取組としては、管内市区町村との定期的な意見交換、訓練、重点受援県及び管内市区町村における受援体制の構築など例示されています。

合同災害訓練、被災想定地域の視察、応援に向かう交通ルートの確認など取組に加え、人事

交流の受入れなど円滑な運営を目指す取組をはじめ、これまで両県との間においてどのような顔の見える関係が構築されてきたのか、今後における具体的な連携体制をどのように構築されているのか、そのスケジュールも含め危機管理部長にお伺いをいたします。

また、令和７年２月定例会において、平時から市町村も含めた連携、交流も必要ではないかと提案させていただきました。その後の進捗はどのように進められていますでしょうか、危機管理部長にお伺いをいたします。

続きまして、応援職員の受援体制整備と宿泊施設確保につきまして質問をいたします。能登半島地震では応援のため派遣された職員が、被災した庁舎の床で睡眠を取るなど苛酷な環境下での活動が余儀なくされたほか、金沢市で宿泊し現地までの往復時間がかかり作業時間が限られたことが復旧遅れの一つの原因となったことも報告されています。

本県においても南海トラフ地震発生時には、最悪の想定で21万人以上の避難者が発生し、県外から派遣される国や自治体などの応援職員への宿泊場所や物資の提供が困難になることが懸念されます。

そこで､危機管理部長にお伺いをいたします。応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員の宿泊場所のリスト化などについてどのような対策を講じていますでしょうか。

また、令和６年12月定例会におきまして竹内健造議員の質問において、緊急消防援助隊については、国の南海トラフ地震アクションプランにおいて、静岡県など中部地方で甚大な被害が発生する東側での半割れ地震においては、島根県の緊急消防援助隊が本県に派遣されることになっております。つまり、今回私が質問しております応急対策職員派遣と緊急消防援助隊との連携も重要と考えるところです。

そこで、危機管理部長にお伺いします。応急対策職員派遣制度と緊急消防援助隊との役割や優先順位についてどのように整理されていますでしょうか。

また、島根県からは緊急消防援助隊と応急対策職員の両方が派遣されることになりますが、受入れはどのように考えておられるか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、キャリア教育の充実と県内就職促進に向けた取組についてお伺いをいたします。

本県では、元気な未来創造戦略に基づき、令和９年度までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、令和15年頃には令和４年の水準まで回復させることを目指して各分野の取組が進められています。しかしながら、令和６年の人口移動報告では、若者の県外への転出がさらに増加しています。

その要因の一つとしてよくお聞きするのは、高校生の県内進学先の選択肢の少なさであります。高知県内には国公立大学が３校、私立大学が３校、私立短期大学が１校と高知工業高等専門学校を含めた８校があり、福祉系、医療系などを中心とした専門職大学や専門学校が県内の進学先として挙げられます。多くの卒業生が県内の大学などへ進学し、就職、定住へとつながれば､それこそ言うことはなしでございますが、若者が夢と希望を持って大海の荒波へと船出すること、見聞を広めることも人生にとって大切なことであります。

本県は他県と比べて大学など学部の選択肢は限られており、高校卒業後多くの若者が県外へと進学されていく状況です。卒業後の就職先として、また定住先として本県を選択してもらうために、県は令和６年に人口減少対策として、若者の定着、結婚支援、子育て支援の３つの政策を軸としたマスタープラン、高知県元気な未来創造戦略を策定されました。そして、働く場

所である企業を支え、高知県の経済を根本から元気にするためのトータルプランとして、平成20年度に高知県産業振興計画を策定し、着実に成果を得て、令和６年度からは第５期計画がスタートしています。

先ほども申しましたが、私は大学進学や、若いときに県外に出て見聞を広げ、今しかできない様々な体験、経験を得ることは、今後の人生にとって最高の投資であると思っています。ですから、県外へ出ることは大いに結構ですし、応援するところでもありますが、私は県外に出た若者の大学卒業後の選択肢として若者たちにとって、ふるさと高知へ帰ろうかな、戻ろうかな、高知で就職しようかな、そんな懐の深い高知で暮らしてもらいたいと思うのです。

少し私の思いをしゃべり過ぎましたが、県内の中学校には高知県教育委員会が作成している「みらいスイッチ」というキャリア教育副読本がございます。この副読本を１枚めくりますと、将来どんな人になりたいですか、どんなふうに生きたいですか、みらいスイッチでなりたい自分を見つけ出そうと掲載されております。キャリアとは、中学生の皆さんがこれまでたどってきた、そしてこれからたどっていく人生の道筋と書かれています。

この副読本の目次を拝見いたしますと、県内における農・林・水産の生産分野、商工業・金融・ＩＴ関連・建設・運輸の経済分野、文化・スポーツ・観光・メディアの文化分野、教育・研究・開発の学術分野、医療・保健・福祉・行政サービス・防災などの社会分野、地域おこし協力隊についての地域おこしの６分野などを通して、高知の人、企業、職業などを学び、自分らしい生き方や未来を考えることのできる副読本となっております。この副読本を通じて中学生のときからキャリアを学び、高知のすばらしさや魅力を知り、人口減少課題が深刻な本県において、将来高知で働く未来を想起させてくれるのじゃないかと期待いたすところです。

そこで、教育長にお伺いします。こういった高知県におけるキャリア教育は、平成25年８月に作成されたリーフレットからも分かりますように10年以上前から行われているところですが、本県のキャリア教育がどのように変わってきたのか、また現在本県が進めているキャリア教育の意義について教育長にお伺いします。

また、副読本は県内全ての中学校に配布され、令和７年度にはリアル版「みらいスイッチ」体験ツアーも開催されるなど、キャリア教育も充実してきております。

そこで、副読本の活用状況や体験ツアーに参加した生徒、保護者の反応、そして今後のキャリア教育の取組について教育長にお伺いをいたします。

少し視点を変えます。先月１月31日に県内のものづくり企業を学生に知ってもらう交流イベント、高知のものづくり企業と学生の交流会が高知市で開催されました。県内の高校生や学生約70人が参加し、企業や教育関係者を含め130人ほどが参加されたこのイベントは、若者に選ばれる高知を目指すもので、実行委員長の北泰子さんは、高知にもこんな企業がありますよということを知っていただきたい、若い人たちが自分の可能性を広げていきながら、でも高知で働きたいと思っていただけるように今回の企画を行ったとコメントされておりました。

総務省が発表した2025年の人口移動報告では、県内の転出者が転入者を上回る転出超過は2,917人であり、人口比で見ると高知は最も高い割合であることを踏まえ、県内に人をとどまさせるためには、ここで働きたいと思える地元企業が欠かせないわけです。新聞報道を拝見すると、このイベントに参加された高校生からは、社員同士で褒め合って人材を育てていく取組に

感心した、高知にも魅力的な会社があることを知ってよかったと掲載されておりました。

私は、先ほどの副読本と同様に、学生のときから高知の経済を知り、高知を学び、将来のなりたい自分を知ることはとても大切で、その機会を大人が、企業が提供し、子供たちの未来の選択肢をこの高知で広げていくことが大事だと考えております。

そこで、知事にお伺いします。副読本も含め、御紹介したものづくり企業と学生との交流会など、県内で若者が定住し、働ける高知を未来の若者にバトンを渡すため、このような取組の充実が必要と考えます。県では、令和７年度にキャリア教育の取組を抜本強化し、大学生等交流促進事業費補助金の創設、高等学校における企業へのインタビューシップの実施、また高知県工業会などと連携した事業所説明や講師派遣によるキャリア講演などを行っているとお聞きしておりますが、その手応えと今後の取組についてお伺いをいたします。

また、地域や企業と連携したキャリア教育の取組については、市町村においては人口減少対策総合交付金なども活用して取り組んでいく必要があると考えますが、知事の所見をお伺いをいたします。

昨年度県が実施した若年女性へのヒアリング調査では、多くの若者がいつかは高知に戻りたいと、高知県に対してポジティブな印象を抱いているとの結果も伺っております。こういった一度は県外で就職した方々がＵターンで高知に戻ってくるためには、県内で仕事を見つける必要があることから、希望する仕事とのマッチングを支援することがＵターン者を増やす上でも大変重要であると考えます。

さらに、今の時代の若い方は、一度就職した後でも新しい環境を求めて転職する方が多く、厚生労働省の調査では、新卒者の３年以内の離職率は大学卒で約33.8％、高校卒で約37.9％と約３人に１人が入社後３年以内に退職している状況にあります。せっかく県内で就職した若者が転職により県外転出をしてしまうことは大きな損失であり、これを抑制するための手だても必要ではないでしょうか。

そこで、県外からＵ・Ｉターンを希望する、あるいは県内で転職先を探している若者に対して希望の就職先を見つけてもらうため、どのような取組を行うのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

また、本県の産業構造として１次産業の割合が高く、多くの若者が希望する事務系の職場が少ないことは、就職などを機に多くの若者が県外に転出していることや、Ｕターンを希望する方の阻害要因にもなっていると考えられます。

若者に魅力ある仕事の創出について、事務系職種を含めた多様な職種の確保について産業振興計画とどのように連動させていくのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、県内企業の魅力向上と若者の起業支援についてお伺いします。

若者に県内へ残ってもらう、帰ってきてもらう一つの手段として、地元企業への就職が挙げられます。本県では、高知県立地企業合同企業説明会の開催など、Ｉターン、Ｕターンなどを含め積極的に県内就職を促していると承知しています。しかしながら、地方への就職が低調な理由として、地方の企業のことをそもそも知らない若者が多い、つまり地方の企業に対する若者の認知度が非常に低いという問題があります。高校で受験勉強してそのまま県外に行ってしまうため、自分の出身地の産業や企業のことを知る機会がほとんどありません。また、令和６年度から創設されたこうち奨学金返還支援事業は、県内企業などへの就職及び定着を促進する重要な施策ですが、若者から選ばれる企業を増やす

ための総合的な支援も必要です。

そこで、以下の点について産業振興推進部長にお伺いをいたします。若者から選ばれる県内企業を増やすために、企業の働きやすい環境整備や生産性向上、所得の引上げに向けた取組をどのように支援していくのか、お伺いをいたします。

そして、県内企業のインターンシップについての課題と今後の県の取組をお伺いいたします。

また、こうち奨学金返還支援事業の課題と今後の取組についてお伺いをいたします。

さらに、地方移住とともに地方での起業も少しずつ注目を浴びてきており、経済産業省が実施している未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業では、これまで約500名が起業、事業化するなど、国も若者の起業支援に力を入れています。高知県においてもこうちスタートアップパークで様々な起業支援の取組がなされており、こうした取組が若者の定着増加につながっていると考えております。

この項の最後に、本県における起業支援の現状と課題、今後の取組について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、多様な出会いの機会創出と市町村の人口減少対策支援についてお伺いをいたします。

本県の県外への転出数を男女別、５歳ごとの年齢別に見ると、大学卒業後の新卒就職の時期に当たる20歳から24歳の年齢層が最多、次いで25歳から29歳となっています。今年度実施された若年女性へのヒアリング調査においても、県外在住者からは、独り身で高知に戻ると結婚相手に出会えるか不安があるといった意見や、県内在住者からも、職場以外での出会いの機会が少ないといった意見が寄せられています。

こうした若者のニーズを的確に捉え、多様な出会いの機会を創出していくことは、若者の婚姻数の増加のみならず、Ｕターンを含めた県外からの移住者の呼び込みにつながり、社会増減対策として有効ではないかと考えます。

若者の出会いの機会創出について県としてどのような支援を行っているのか、またＵターン促進の観点も含めた今後の取組の方向性を子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、市町村が取り組む人口減少対策への県の支援について質問をいたします。令和６年度に県が創設した人口減少対策総合交付金を活用して、今年度から全ての市町村が地域の実情に応じた取組を展開しています。

さらに、交付金を活用して取り組んでいる事業が効果的なものとなるよう、県は、来年度交付金事業のフォローアップを強化することとしておりますが、具体的にどのような支援を講ずるのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

次に、多文化共生社会に向けた取組についてお伺いをいたします。

公益財団法人高知県国際交流協会の資料によると、2025年６月末現在、高知県内に住む在留外国人は6,996人で、10年前からほぼ倍増し、過去最高水準となっています。在留資格別で最も多い人数は特定技能実習生や技能実習生であり、国籍別ではベトナムやインドネシアの方が多い統計内容になっております。その傾向は、私の地元土佐市においても同様であり、2016年の282人から2024年には483人と約1.8倍の増加率となっています。

土佐市では2024年、地域おこし協力隊の職員を中心に、市内の技能実習生と特定技能外国人の方々へアンケート調査を実施し、約半数の方と直接お会いして聞き取り調査を行っております。アンケート内容は、どのような仕事をされているのか、困っていることや知りたいことはないかなど生活習慣を中心に質問され、125名の外国人の皆様に回答をいただいております。困っ

ていることの上位３位は、路線バスの本数が少ないなど公共交通機関に対して30件、続いて母国の飲食店や食材店が近くに欲しいといった食べ物、買物についての要望が23件、スポーツやイベントなど交流イベント開催への要望が15件でありました。

土佐市ではアンケートの意見を受けて、高知リハビリテーション専門職大学さんの協力を得て、サッカーなどのスポーツ交流活動を月に１回開催。また防災学習では、地域の避難訓練の２週間前に避難訓練参加の大切さを伝える学習会を開催。また風水害の避難所運営訓練への参加や、防災フェスタで多国籍料理の炊き出しを実施。また母国の飲食店や食材店の開設要望については、さきの職員が地域おこし協力隊卒業後にアジア圏の食材店を開店しています。

また、地域の皆さんに外国人への理解を深めてもらうため、実習生数名が小学校に出向いて、母国の言語や文化について理解を深めてもらうとともに、その日は給食センターに協力いただき、アジア料理を給食メニューへ取り入れるなど、まだまだ始まったばかりではありますが、多文化共生のまちづくりが進められております。

また、土佐市に本社を置く電子部品を製造する株式会社土佐電子では、古くからベトナムなどから実習生を受け入れており、社長である辻韶得社長は、高知とベトナムのかけ橋を目的に、一般社団法人高知ベトナム交流会を立ち上げられ、現在も代表を務めるなど、経済と文化の交流活動をリードしていただいております。

このように、土佐市では、官民一体となった多文化交流の取組、多文化共生の取組を進められていますが、実習生からのアンケートにあったように、路線バスの本数の少なさや、外国人と地域との交流イベント開催の要望などの課題は、地域社会の課題と同じではないかと思うのです。路線バスなどの公共交通機関の脆弱さは、地域における高齢者や若年層の移動手段の少なさと同じであり、外国人材と地域との接点の少なさは、地域コミュニティーの希薄化と同じであると捉えることができます。言い換えれば、その土地に長年住んでいる地域の住民課題は、外国人の皆さんが感じている課題と同じとも言えるかもしれません。

県では高知県多文化共生社会推進事業費補助金を令和７年に創設し、交流拠点の環境整備や交流イベントなどの開催、多文化共生への理解を促進するための普及啓発活動に対し、補助率２分の１以内、補助限度額150万円の補助事業が各市町村を受皿として創設されております。

土佐市の取組やアンケートから分かった課題について、一例として紹介させていただきましたが、補助金創設に至った経緯が、技能実習生が高知で働くための課題と重なるところもあろうかと思います。

県として捉えております外国人が高知で暮らしていくための課題は何であるのか、文化生活部長にお伺いいたします。

また、地域課題と高知に在住する外国人の皆さんが感じている課題に共通点があるのではないかと申しましたが、県としての所見を文化生活部長にお伺いをいたします。

また、土佐市が取り組んでいる多文化共生の取組などを参考にして、県内各市町村に横展開させていく必要があると思います。例えば、言語をはじめ食や慣習など文化の違う外国人の皆さんが働きやすい、住みやすい環境を共につくるための交流の支援や、地震や風水害など外国人の方々の防災意識の向上や啓発、避難行動支援をどのように県内で展開していくのか、文化生活部長にお伺いをいたします。

また、外国人材の方にとっては働きやすい環境づくりが重要だと思いますが、そのための取組や支援について商工労働部長にお伺いをいた

します。

加えて、令和８年度当初予算案には、外国人材を受け入れる環境整備の強化に１億1,200万円の予算が計上されておりますが、具体的な事業内容を商工労働部長にお伺いいたします。

最後に、教育長にお伺いします。高知丸の内高校へ2028年から外国にルーツを持つ学生を受け入れる学科枠ができるともお聞きをしましたが、教育現場では多文化共生に向けた社会の実現をどう支えるのか、お伺いをして、第１回の質問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　戸田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、事前復興まちづくり計画への所見と、災害発生10年後の姿についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

御紹介ございましたように、東日本大震災の教訓といたしまして、特に津波災害を受けた地域におきまして、復興の大きな方針、高台移転をするのか現有地で再建をするのか、こういったことがあらかじめ定まっていなかったことが、この復興事業のスタートの遅れを招いたというような教訓がございました。

また、能登半島地震も私自身現地を拝見いたしましたけれども、中山間地域におきましても、こういったいわゆる土砂災害特別警戒区域が広がっている中で、現有地再建がなかなか難しいという事情の中で、復興の姿を事前に描いていくという必要があるのではないかと、これは私自身感じたというようなところが背景にございます。

本県におきましては、全国に先行して人口減少が進んでおります。そうした中で南海トラフ地震が発生をいたしますと、人口流出がますます加速をいたしまして、地域の活力が失われるおそれがあるということだと考えております。

このため、事前復興まちづくり計画の策定を通じまして、１つには、住民の皆さんが一旦は地域外に避難するとしても、いずれ地元に戻り、その地域に住み続けるという意思をお持ちだということを相互に確認するというのは大きな意義だと思います。加えまして、第２には、住民の皆さんがあらかじめ復興後の町の姿のイメージを共有しておくということにより、地域の速やかな復興につなげていくと、こういうことが狙いであろうというふうに考えております。

さらに、結果的に、仮に当面大地震が発生をしないというような状況であるとしても、事前の移転などが行われますと、町の機能が結果的に中心部などに集約をされるという形になりますと、人口減少の中でも持続可能なまちづくりが実現をできると、こういった効果も期待できるのではないかというふうに考えております。

各地域におきまして、市町村が住民の皆さんと取りまとめられますこの計画は、議員御指摘のとおり、ただいま申し上げたような意味で、復興に向けた羅針盤とも言えるものだというふうに考えます。

本県では、令和５年に復興方針素案を作成いたしました。この素案において復興に向けた基本的な方向性をお示ししています。復興期間といたしましては、東日本大震災の復興状況を参考にいたしまして、事前復興まちづくり計画の策定をはじめ、事前防災の取組を徹底いたしますことで、東日本大震災の場合発災10年後に達成をされた、そうした水準をおおむね８年で実現をするということを目指すことを掲げております。

その町の姿を東日本大震災の復興の状況を参考としてイメージとして申し上げますと、例えば県内におきます港湾・漁港といった公共インフラの復旧工事が完成をし機能回復をしている、

また住宅の再建も進んで仮設住宅の提供が終了する、そしてこうした形で復興まちづくりが全体としておおむね完了した状態ということではないかというふうに思っております。

人口減少との関係におきましては、総人口の減少そのものは緩やかに続く中でも、若者の減少に歯止めがたち、むしろ若年人口は増加に転じている。そうした中で若者たちが魅力のある仕事に就いて、生き生きと仕事ができる環境が整っていく。さらに、例えば医療・福祉、教育、地域交通、こういった生活を支えます公共サービスにつきましても、４Ｓプロジェクトの展開などによりまして、持続可能な提供体制に生まれ変わっている。さらに町全体も復興の中で生まれ変わって、安全・安心なまちづくりが進むと。

こういった状況の下で人口減少の克服の道筋がしっかりついて、住民の皆さん、県民の皆さんが高知県の未来に関しまして、明るい未来、希望の持てる未来を、そして元気な未来を確信して生活をしていただいている、そんな高知の姿を私としては描いているところでございます。

次に、キャリア教育の本年度の手応えと今後の取組につきましてお尋ねがございました。

子供の頃から地元の産業や事業者を身近に感じ、ふるさとへの理解、そして誇りを深めますことは、本県の将来を支える上で極めて重要な取組だと考えます。このため、本年度はいわゆるキャリア教育の取組を大幅に強化いたしました。

具体的には、１つには、学校におけますキャリア教育で活用いただくための約500社のデータベースを作成いたしました。そして、議員のお話にありました、大学生と企業の交流機会を創出する取組を支援させていただくといった新たな取組を実施いたしております。

教育委員会におきまして従来から行っていただいていた取組と合わせますと、小学生から大学生まで延べ１万7,000人以上が参加する規模でのキャリア教育の取組を展開いたしております。取組に参加をした生徒、学生からは、例えば、製造業でも女性が活躍できることが分かってよかったであるとか、農業、水産業でデジタル技術が使われているとは知らなかった、イメージが変わったといった声をいただきました。

また、事業者の方々からも、高知には仕事が少ないから県外へ行くという考え方を改めてもらえるチャンスとなったのではないかといった御意見もいただきました。

こうした声から、地域の仕事あるいは事業者に対します学生、生徒の理解が進んだということを私としても実感しておりまして、そういう意味で大きな手応えを感じております。また、これらの取組が、働き暮らす場所として高知を選んでもらうきっかけとなるということのほか、一旦都会に出た若者のＵターンも後押しをする効果があるのではないかと期待をいたしております。

他方で、キャリア教育の取組の成果は一朝一夕で現れるものではありません。息の長い取組として、今後も地道に継続をして取り組むことが重要だというふうに考えております。

このため、来年度は新たに保護者も交えるという形で、県内で活躍する方と地域の子供との対話イベントを開催いたしますほか、建設業や医療の分野におけますＰＲ動画の制作などに取り組みます。また、私立学校におきますキャリア教育への支援も強化をいたしまして、本県の産業の魅力をより広く深く伝える取組を充実いたします。

地域や事業者の方々などと連携をいたしまして、子供たちが県内で働くことに夢や希望を見いだし、自らの可能性を存分に発揮できる、そうした高知県の実現に向けて、県庁全体を挙げ

て取組を進めてまいります。

最後に、地域や企業との連携によりますキャリア教育を、市町村においても取り組む必要があるのではないかというお尋ねがございました。

現在、人口減少対策総合交付金を活用していただきまして、複数の市町村が地域や企業と連携したキャリア教育の取組を行っていただいております。例えば、四万十町では町出身の大学生が公営塾でのインターンシップを通じまして、高校生や地域と交流を深めることにより、将来的なＵターンにつなげるといった取組を展開しております。また、北川村ではユズなどの地域資源を生かした探究的な学習を通じまして、郷土愛の醸成に取り組んでおります。さらに、香美市などでは独自の取組といたしまして、小学生が農家の方から特産品について学び、企業と共に商品開発を行うといった地域と一体となった実践も進められております。

これらは、交付金などを活用し、県と市町村がベクトルを合わせることによって、低学年からキャリア教育が行われている好事例と言えると思います。

今後も、交付金事業に関する市町村との情報交換会などの機会を通じまして、こうした取組の他の市町村への横展開を目指してまいります。このように県と市町村がこれまで以上に一体となりまして、地域の特性を生かしたキャリア教育の充実に取り組んでまいります。

私からは以上です。

（危機管理部長江渕誠君登壇）

**○危機管理部長（江渕誠君）**　まず、事前復興まちづくり計画に関して、沿岸19市町村における進捗状況と完了時期の目標、県の支援についてお尋ねがございました。

沿岸19市町村における事前復興まちづくり計画の進捗状況といたしましては、今年度末までに全ての市町村が計画の策定に着手し、既に３市町においては計画の策定が完了しております。残り16市町村の計画策定の完了時期といたしましては、第６期南海トラフ地震対策行動計画に目標年度を令和９年度と位置づけ、取組を進めております。

市町村に対する県の支援といたしましては、計画策定が円滑に進むよう、令和４年に指針を作成し、市町村の取組を後押ししているところです。あわせて、市町村職員が計画やワークショップの内容を検討する際には、事前復興室や地域本部の職員が市町村に出向き、必要に応じて技術的な助言も行うようにしております。

また、市町村職員の負担が軽減できるよう、計画づくりや地域住民が参加するワークショップなどを外部委託するための費用に対して、補助金で財政的な支援も行っております。

引き続き、令和９年度までに全ての沿岸市町村で計画が策定されるよう、積極的に市町村支援を行ってまいります。

次に、事前復興まちづくり計画策定のメリットの周知と理解についてお尋ねがございました。

東日本大震災の例を見ると、復興の遅れにより人口の流出や地域の衰退など、様々な課題が浮き彫りになっております。こうした教訓を踏まえ、市町村や住民の皆様が議論の上、あらかじめ事前復興まちづくり計画を作成しておくことで、復興を早期に実現することができるものと考えております。加えて、この計画には地域の実情に応じた生活の再建や、なりわいの再生も含まれることから、住民が地域に住み続け、持続可能なまちづくりにつながるといったメリットもあります。

こうした計画策定のメリットについて県民の皆様にあらかじめ周知し、理解を深めていただくことは、市町村を支援し、円滑な計画策定の後押しになるものと考えております。このため、県のホームページや出前講座など様々な機会を

捉えて県民の皆様に周知し、理解が進むように取り組んでまいります。

次に、被災後の産業部門における復興ビジョンについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震からのよりよい復興を実現するためには、働く場所や、なりわいといった産業部門の視点は大変重要です。県の指針では、将来の姿を描く際の基本理念を示し、その柱の一つとして、なりわいを再生することを位置づけております。また、東日本大震災の教訓を基に、商業、観光業、農業、漁業、各種産業といった産業部門の早期復興に向けた事前の取組を例示して、検討を進めるように促しております。

さらに、なりわいを再生するための土地利用の基本的な考え方を示して、現地再建のほか働く場所と居住地の分離も選択肢として視野に入れて検討することとしております。加えて、市町村には既存の市町村総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略といった産業に関連する各種の計画との整合など、多面的に検討を行っていただくこととしております。

こうした視点で事前復興まちづくり計画を策定することにより、産業部門の復興ビジョンに相当する計画になるものと考えております。既に一部の市では産業別に復興の道筋のイメージを示して検討が進んでおります。

県では、市町村に対して必要な助言を行うとともに、先行事例を紹介するなどして産業部門の検討が進むよう、引き続き支援してまいります。

次に、事前復興まちづくり計画の広域連携や訓練への県の関与についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時には、沿岸地域は津波、中山間地域は土砂災害により甚大な被害が想定されております。このため本県での復興に当たっては、市町村単独では解決できない課題も多くの分野で生じることが考えられます。こうした課題に対しては県が積極的に関与し、広域調整を図る必要があると考えております。

市町村間の広域連携については、既に地域単位で消防や福祉、し尿やごみの処理、火葬などの行政サービスの連携が行われている事例があります。平時から広域連携を進めておくことは、復興時における相互補完体制の基礎となるものであり、様々な課題解決にもつながると考えられます。

そうしたことから、広域連携の必要性については、県が現在作成を進めている中山間地域の指針に盛り込むこととしております。来年度からは、この指針を活用して、中山間地域の市町村で事前復興の計画策定に着手していただくよう働きかけてまいります。また、計画策定後には、復興事業の手続などに関する訓練も実施して実効性を高めておく必要があると考えております。

このような事前復興の取組については、事前復興室や地域本部が積極的に関与し、市町村を伴走支援してまいります。

次に、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに関して、これまでの取組と今後の連携のスケジュールについてお尋ねがございました。

国の応急対策職員派遣制度の特例として定められた南海トラフ地震アクションプランが昨年４月に施行されて以降、本県と島根県、秋田県の３県では様々な形で顔の見える関係の構築や実効性の確保に向けた取組を進めております。

まず、４月には初の顔合わせとなる部局長レベルのオンライン会議を開催し、南海トラフ地震の被害想定や対策などについて情報共有を行いました。また、７月には本県で担当課長レベルの会議を開催して、本県への進入ルートや各県の初動態勢などについて確認を行いました。

その後、10月には両県の担当者が高知県庁で開催した災害対策本部訓練に参加し、県内の市町村に対する応援の調整手順を確認いたしました。

こうした県内での会議や訓練の際には、本県の防災対策について理解を深めていただけるよう、現地視察なども行ったところです。それ以降にも本県の防災担当課長が島根県と秋田県を訪問するなどして、顔の見える関係づくりを進めております。

今後の取組につきましては、６月頃をめどに県内の市町村にヒアリングを行い、具体的な支援ニーズや受援体制を確認し、その情報を両県と共有したいと考えております。また、毎年実施している県総合防災訓練や各種の訓練に両県にも参加をお願いするなど、さらなる連携構築に努めてまいります。

次に、平時からの市町村も含めた連携・交流についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時の応援職員の派遣を見据えると、応援県と受援県双方の市町村を含めた連携・交流を深めることは大変意義あることだと考えます。そうした考えの下、平時の取組として、応援県が本県に訓練などで来られた際に、県内各地の津波避難タワーなどを視察していただき、地域の防災対策を説明しております。この際には、市町村職員から対策の内容を御説明いただくなど、できる限り県内市町村職員との交流を深めていただけるよう取組を行っているところです。

また、本県職員が昨年11月に秋田県を訪問し、本県の半島部と地形が似ている男鹿市で防災対策などについて意見交換を行いました。加えて、本年１月には島根県を訪問し、市町村長や防災担当者が集まる会合で本県の南海トラフ地震対策を説明し、応援職員の派遣についてもお願いしたところです。

今後は、本県で防災訓練を行う際に応援県の市町村にも参加を呼びかけ、県内市町村との連携や交流を深める取組を進めてまいります。

次に、応援職員の宿泊場所に関する対策についてお尋ねがございました。

国の応急対策職員派遣制度では、宿泊場所の確保について可能な限り派遣元が自己完結型で対応することとされています。そうした中、島根県では大手の旅行代理店と協定を締結し、他県への災害派遣職員も含めた宿泊施設などの確保を図っているとお聞きしております。

しかしながら、議員御指摘のように、応援職員の宿泊場所の確保が困難となる場合が想定されます。そうしたことも踏まえ、国の南海トラフ地震アクションプランでは、重点受援県の平時からの取組として、宿泊拠点のリスト化と即時応援県などへの共有が挙げられております。

このため、本県では、発災直後に県庁に来られる先遣隊の宿泊拠点の候補として県庁周辺のホテルのリストを作成し、島根県と秋田県に共有しております。

他方で、県庁周辺以外では応援職員のための宿泊拠点のリスト化は進んでおりません。このような状況の中、島根県や秋田県からは、応援職員の宿泊場所について、特段ホテルなどに限らなくてもよいと伺っております。

そうしたことから、今後は市町村に地域の実情についてヒアリングを行い、公民館や体育館なども含めた宿泊拠点となり得る施設のリスト化を進めてまいります。

最後に、国の応急対策職員派遣制度と緊急消防援助隊の役割や優先順位と、それぞれの受入れについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

まず、応急対策職員派遣制度は、被災市町村の災害対応を支援するため、全国の自治体職員を派遣する仕組みであり、主に避難所運営や住家被害認定などの業務を行うものです。受入れ

については、先遣隊が県の災害対策本部に参集し、必要な支援内容を把握した上で、応援職員の派遣先の市町村を調整し、順次被災市町村へ派遣する流れとなっております。

一方、緊急消防援助隊は、被災地の消防力のみでは対応が困難な場合に、都道府県の枠を超えて消防の応援部隊を派遣する仕組みであり、主に人命救助といった活動を行います。受入れについては、統括指揮支援隊が県の消防応援活動調整本部に参集し、被害状況の把握や活動地域の調整を行った上で、順次被災地域に部隊を投入する流れです。

このように、両制度は目的と役割が明確に異なっており、一概に優先順位を設けられるものではないと考えられますし、受入れの流れや活動場所についても違いがございます。

県といたしましては、両制度が十分に機能し、災害対応を円滑かつ効果的に実施できるよう、今後ともそれぞれ訓練を繰り返し、応援県との連携や本県の受援力を高めてまいります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、本県が進めているキャリア教育とその意義についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、就学前から高校卒業までの系統立てたキャリア教育の指針を平成24年３月に策定しました。この指針では、学力向上、基本的生活習慣の確立、社会性の育成を３つの柱として、教育活動全体で子供たちの生きる力を育むこととしています。この指針に基づき、職場体験学習や進路学習に加えて、地域課題の解決に向けた探究学習に取り組む学校が年々増えてきました。

しかしながら、本県においては人口減少に歯止めがかからず、多くの若者が進学や就職を機に県外へ転出する状況が続いています。このことを背景に、学校教育の中で子供たちの郷土愛を育むことが各方面から期待されるようになってきました。

県として、人口減少対策を最重要課題に位置づけ、全庁挙げて取組を進めている中で、教育委員会としても本年度からキャリア教育の取組を大幅に強化し、小中学生等が地域の企業や産業を体験するリアル版「みらいスイッチ」体験ツアーや、各高校の生徒代表が地域の産業や文化に触れ、県の課題を探究する宿泊研修の実施、さらには各学校における地域の文化や産業の継承、企業見学等の取組に対する財政支援などを行っております。

こうしたキャリア教育の取組を通じて、子供たちの地域への理解と愛着を育んでいきたいと考えております。このことにより、若者の県内定着を図るとともに、自らの夢の実現のために、一旦県外に出たとしても、高知のよさ、すばらしさを周囲にＰＲするなど、高知の応援団になってくれることや、将来のＵターンへとつながることを期待しております。

次に、副読本「みらいスイッチ」の活用状況、リアル版「みらいスイッチ」体験ツアーの反応と今後のキャリア教育の取組についてお尋ねがございました。

中学生用のキャリア教育副読本「みらいスイッチ」には、高知の各産業の魅力や本県で働く人たちからのメッセージなどを取り上げています。県内全ての中学校においてこの副読本が授業などで活用されており、生徒にとっては本県の産業を学ぶだけでなく、自分の将来の夢や目標、現在の生活を見詰める機会となっています。

また、議員のお話にもありましたリアル版「みらいスイッチ」体験ツアーは、県内の企業などを巡りながら、体験を通して高知の仕事の魅力を知ってもらうために、小中学生とその保護者を対象に本年度初めて実施しました。３地域のツアーに計121名の参加があり、子供たちからは、

将来の夢に近づいた気がするといった声や、保護者からは、多方面で活躍する県内の企業を知る貴重な機会になった、このような機会が増えてほしいといった評価の声をいただいております。

来年度は、この体験ツアーについて小学生向けと中学生向けに分けて実施し、訪問先や体験内容をさらに充実させたいと考えています。あわせて、子供の進路選択に大きな影響を及ぼす教員や保護者が県内の産業、企業、文化や課題を学ぶ機会を拡充するなど、一連のキャリア教育の取組をさらに強化してまいります。

最後に、多文化共生に向けた社会の実現を支えることについてお尋ねがございました。

現在策定中の高知家・多文化共生推進プランでは、教育分野の取組として、外国にルーツを持つ児童生徒が言葉や文化の壁を越えて安心して学び、その持てる力を伸ばすことができる環境を整備することとしています。

具体的には、日本語指導の質の向上を図るため、担当教員への研修を行うとともに、県内各地域の関係者が一堂に会し、指導方法や課題について共有する場を新たに設けます。また、市町村の学校が外国にルーツを持つ児童生徒を受け入れる際に、県教育委員会として随時個別相談に応じるとともに、国の配置基準に基づき教員を加配します。

あわせて、県立中学校夜間学級においては、基礎的な日本語の読み書きをはじめ、各教科の学習指導をより丁寧に行ってまいります。さらに、令和10年４月には高知丸の内高等学校に仮称ではありますが、多文化共生コースを新たに開設します。

こうした一連の取組を通して、外国にルーツを持つ児童生徒が本県で安心して学ぶことができる教育環境を整えてまいります。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

まず、若者に希望の就職先を見つけてもらうための取組についてお尋ねがございました。

県外の若者がＵ・Ｉターン転職を検討する際には、生活の基盤となる仕事は大変重要な要素となります。また、県内の若者が転職を機に県外に転出するケースも増えてきており、今年度県が実施した調査では、実際に県外の企業に転職をされた方のうち約８割が県内でも仕事を探していたことが明らかとなりました。

このため、転職を検討する県内及び県外の若者に希望の仕事を県内で見つけていただくことは、若者の移住・定住対策において重要なポイントとなりますことから、そのための取組をさらに強化してまいります。

まず、Ｕ・Ｉターン転職を希望する県外の若者に対しては、昨年度から、高知に戻り仕事で活躍する若者や、自分らしい働き方を求めてＩターンした若者の姿を動画で配信する移住プロモーションを展開しています。加えて、今年度はデジタルマーケティングの手法を活用し、１次産業や専門職、公務員などそれぞれの業種に興味、関心を持つ若者を推定して仕事の情報を発信しています。来年度はさらに業種を拡大し、希望に合った情報を届けることで、移住フェアへの参加や移住相談につなげてまいります。

次に、転職を希望する県内の若者に対しては、県内企業の情報を知らないまま県外に転職していく状況を改善するため、来年度新たに県内での転職を支援する拠点を設置し、きめ細かな情報提供とマッチングを行います。さらに、転職希望者へのアプローチに有効な取組として、多くの方が情報収集に活用する大手求人サイトや、県内の民間職業紹介企業のサイトと連携をし、県内企業の魅力と求人情報を県内外に強力に発信してまいります。

あわせて、人材を求める県内企業に対しては、新たに求人広告の掲載料やＰＲ動画の制作など採用活動に要する経費への支援を行い、若者に選んでもらえるよう発信力を高めます。

これらの取組により、高知県で希望に合う仕事を見つけやすい環境を整えることで、若者の県内への移住や定住にしっかりとつなげてまいります。

次に、人口減少対策総合交付金を活用した市町村への取組に対するフォローアップの強化についてお尋ねがございました。

来年度は、４年間の交付金の事業期間の折り返しを迎えることから、若年人口の増加という高い目標の達成に向けまして、市町村に対するフォローアップ体制をさらに強化いたします。

具体的には、まず今年度から実施しています産業振興推進地域本部と連携した日常的なサポートや、ブロックごとの市町村情報交換会を来年度も継続し、事業の進捗やＫＰＩの達成状況を確認するとともに、先進的な施策や好事例などを共有してまいります。

また、昨年11月に開催しました、人口減少対策に知見を有する専門家から助言をいただくフォローアップミーティングにおいては、参加した市町村から大変参考になったという多くの声をいただきましたので、来年度は実施回数や参加市町村数を大幅に拡充いたします。

さらに、来年度は市町村に対して、これまで以上に踏み込んだ形で伴走支援を実施してまいります。具体的には、新たな人口減少対策に特に精力的に取り組んでいる市町村を６つ程度選定して、県と専門家がチームとなり、取組の課題や問題点を整理した上で、事業のバージョンアップや新たな事業の企画立案、さらには実施後のフォローまでを一体的に支援してまいります。加えて、こうした伴走支援の内容を情報交換会などの場を通じて他の市町村にも共有し、横展開を図ってまいります。

こうした強化したフォローアップ体制の下、市町村が実施する交付金事業の実効性が一層高まりますよう、県としても市町村と一緒に汗をかいてまいりたいと考えております。

（産業振興推進部長濱田美和子君登壇）

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　まず、事務系職種を含めた多様な職種の確保についてお尋ねがございました。

若者が将来に希望を持ち、自らの適性や志に応じて進路を選択できる環境を整えることは、本県の持続的な発展にとって極めて重要であると考えています。そのためには、既存の産業の枠内だけではなく、県内に新たな仕事を生み出していく視点が不可欠です。

第５期産業振興計画においては、企業の高付加価値化や新分野への挑戦を後押しし、事業の高度化、多角化を進めております。こうした取組を通じて研究開発や企画、マーケティング部門など、若者が魅力を感じる職種の広がりを県内に創出したいと考えています。

また、県外からの企業誘致も重要な取組となります。県では、昨年度企業誘致戦略を策定し、事務系企業やＩＴ・コンテンツ系企業など、若者が魅力を感じる企業の誘致に全力を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、来年度は企業誘致に関する支援策を一元的に発信するポータルサイトの構築や、誘致対象企業を効率的かつ効果的に絞り込むためにＡＩ技術を活用するなど、取組の強化を行います。加えて、理系大学生の就職の受皿として期待できる企業へのアプローチなど、若者が魅力を感じる企業の誘致実現に向け、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

これらの取組を産業振興計画に基づき着実に推進することで、若者が魅力を感じ、将来への希望を抱ける職種の確保に努めてまいります。

次に、若者から選ばれる県内企業を増やすための支援についてお尋ねがございました。

県内企業が若者から選ばれるためには、高付加価値型経営への転換を図り、稼ぐ力を高めることで必要な原資を確保し、その上で持続的な賃上げや福利厚生の充実、働きやすい環境整備に取り組むことにより、企業としての魅力を高めることが重要です。

このため、来年度は国の経済対策を最大限に活用した所得向上のための総合補助金を新設し、設備投資から販路拡大、人材育成や働き方改革など、高付加価値型経営への転換に取り組む県内事業者を、ハードとソフトの両面から強力に後押ししていくこととしています。

この補助金の大きな特徴は、第１次産業から第３次産業まで業種横断的に支援することとし、中小企業に加えて農業者や医療法人、社会福祉法人なども対象事業者としていることです。また、補助率を３分の２以内と一般的な制度より高いものとしており、賃上げと付加価値向上について、補助上限額が1,000万円の横展開枠は２％以上の引上げ、補助上限額が5,000万円の先進枠は５％以上の引上げとする事業計画を作成していただくことを要件としています。

これに加えて、こうち男性育休推進企業への登録を要件とするほか、審査においてワークライフバランス推進企業に対する加点措置を行うことで、所得の向上と働きやすい環境整備を一体的に推進する総合補助金として制度設計をいたしました。

ぜひ、多くの企業にこの補助制度を御活用いただき、稼ぐ力を高めていただきたいと考えています。そうすることで、若者に選ばれる魅力ある企業が県内全域に幅広い業種で増加するよう、庁内一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、インターンシップについての課題と今後の取組についてお尋ねがございました。

インターンシップは、企業にとって学生に自社の魅力を直接伝えることができ、学生にとっては企業理解を深める貴重な機会です。昨年実施された民間の調査によると、全国のおよそ75％の企業がインターンシップを実施しています。人材確保競争が激化する中、本県企業が選ばれるためにも、インターンシップは重要な取組の一つであると認識しています。

また、県が実施した調査では、新卒の採用計画があった280社のうち、およそ６割がインターンシップを実施しています。参加した学生からは、働くイメージを具体的に持つことができた、志望度が高まったなど効果を実感する声が寄せられています。

一方、実施企業からは、入社後のミスマッチが少なくなり定着につながっているとの評価があるものの、人員や費用面で長期受入れが難しい、学生を集めるためのＰＲ方法が課題といった声も伺っています。このため来年度はインターンシップ生の受入れなど、採用活動に要する経費を支援する補助制度を新たに設け、企業の採用力の強化に取り組みます。あわせて、学生ニーズの高い長期・有償型インターンシップの普及を進めるとともに、企業向けセミナーや個別支援を通じて受入れ体制の充実を後押ししてまいります。

さらに、県内企業のインターンシップの情報をＳＮＳなどを通じて発信するとともに、県内学生の交通費支援も継続することで、県内企業に就職する若者の増加を目指してまいります。

次に、こうち奨学金返還支援事業の課題と今後の取組についてお尋ねがございました。

この事業は、県内企業の人材の確保と定着を目的として令和６年度から取り組んでおり、これまでに70社を超える企業に登録をいただいています。一方、事前登録をしている学生の数は

累計で54名にとどまっており、学生や保護者への周知が課題となっています。

このため、来年度はデジタルマーケティングを活用したＳＮＳ広告や、県内の商業施設でのデジタルサイネージ広告、県の就活応援サイト高知おしごと部や、新たに開始するＬＩＮＥを活用した情報発信、県内大学と連携した広報活動を行うことで、登録学生を増やしていきたいと考えています。

こうした取組を通じて、奨学金を利用している学生の県内就職を一層促進してまいります。

最後に、起業支援の現状や課題と今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、平成29年度から起業支援の総合窓口を設置し、相談対応や各種講座の実施など、起業の準備段階に応じた伴走型の支援を行ってまいりました。その結果、支援の充実に伴い起業件数は年々増加しており、起業に挑戦する機運は着実に高まりつつあるものと受け止めております。

一方で、令和５年度以降、県の支援を通じて起業した122人のうち、34歳以下の若者は28人にとどまっています。その背景には、若者が主に情報収集に活用するインターネット上で支援に関する情報が分散をしていること、相談窓口が分かりづらいこと、講座の多くが対面形式であり参加しづらい場合があることなど、解決すべき課題があると考えています。

こうしたことから、来年度は起業支援のホームページを刷新し、起業に必要な情報を一元的かつ分かりやすく発信してまいります。また、商工団体や市町村との連携を一層強化し、身近な地域で気軽に起業について相談できる体制を整備します。さらに、時間や場所にとらわれることなく起業準備を進められるよう、オンライン講座の充実にも取り組んでまいります。

こうした支援策を着実に進めることにより、若者の起業への挑戦をしっかりと後押ししてまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　若者の出会いの機会の創出についてお尋ねがございました。

県では、いわゆる友活と呼ばれる結婚を前提としない自然な出会いから、婚活と言われる結婚を前提とした出会いまで、若者の出会いの場を幅広く提供しています。こうした取組により、例えば今年度の県のマッチングサイトを通じた交際成立件数は、先月末時点で159件となり、昨年度の130件を上回るなど徐々に成果も見え始めています。

来年度に向けては、新しいターゲット層へのアプローチなど、取組をさらに充実強化していきたいと考えています。その強化策の一つとしまして、近年増加をしているＵ・Ｉターン希望者へのアプローチを積極的に進めたいと考えています。具体的には、デジタルマーケティングを活用した県外在住者への情報発信のほか、移住希望者がイベントやお引き合わせのために来県する際の旅費助成などを実施してまいります。

このほか、さらなる出会いの機会の拡大に向けまして、若者のタイムパフォーマンスを重視する傾向も踏まえ、民間アプリの利用促進に向けた利用料の助成制度を創設するほか、100人規模の参加者を一堂に集めた大規模イベントを開催したいと考えています。

こうした取組を通じまして、Ｕ・Ｉターン希望者も含め、若者の出会いの機会をさらに拡大してまいります。

（文化生活部長池上香君登壇）

**○文化生活部長（池上香君）**　まず、外国人が高知で暮らしていくための課題、また地域の課題との共通点についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

多文化共生社会を実現する上で、外国人の方々が暮らしの中で抱えている課題を把握することは大変重要であると考えます。このため、今年度末に策定を予定している高知家・多文化共生推進プランの検討に当たって、県内在住の外国人へのアンケートを実施するとともに、市町村など関係機関へのヒアリングを重ねてまいりました。

その結果、例えば医療機関で自分の症状をうまく伝えることができない、災害時に避難に関する情報が分からないといった言語の違いによるコミュニケーションに関する課題が多く挙げられました。また、生活環境に関する課題としては、例えばバスを利用する際に便数が少なく不便を感じている、住民同士の交流、買物や余暇を楽しむ場所が地域に少ないといった声がありました。

こうした外国人の方々が地域で暮らす中で抱える課題や困り事は、議員の御指摘のとおり、それぞれの地域が抱える課題と共通する点が多く、国籍にかかわらず暮らしやすい地域づくりが必要であると認識しています。

次に、土佐市の取組を参考にした交流支援などの展開についてお尋ねがございました。

御紹介のありました土佐市で行われているスポーツ交流や防災学習の取組は、地域住民の皆様と外国人の方々とをつなぐ多文化共生を推進する取組として大変重要であり、他の市町村にとっても参考になるものと考えます。このため、現在策定中のプランでは、地域住民との交流の場の充実と、災害時の情報発信や支援等の充実を施策の柱に位置づけ、市町村と共に取り組むこととしています。

これらの取組を県内で広く展開していくに当たっては、まずは担当者会などを通じて好事例の情報共有を図り、市町村での実施を促したいと考えています。また、県と国際交流協会が連携し、補助金による財政支援や防災セミナーへの講師派遣といった人的支援などを行い、市町村の取組を後押ししてまいります。

あわせて、各地域で住民同士の交流の場づくりや防災の取組を進めていくためには、御紹介のありました土佐市の元地域おこし協力隊の方のような、地域住民の皆様と外国人の方々をつなぐ橋渡し役となる存在が大変重要であると考えています。

このため、他県の先行事例も参考にしながら、地域活動に意欲的な地元の方や、自国のコミュニティーで中核的な役割を担う外国人の方、さらには語学ボランティアといった多文化共生の取組に関心が高い方などにサポーターとして活躍していただく仕組みを検討してまいります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　まず、外国人材の働きやすい環境づくりについて御質問がありました。

県内のあらゆる業界で担い手不足が深刻化する中、外国人材は企業の現場を支える貴重な存在です。外国人材にとっての働きやすい環境づくりを進めていくことは、職場全体の安全性や生産性の向上につながり、ひいては人材の定着面からも重要と考えます。このため県では、外国人材の働きやすい環境づくりを県内企業に促すため、令和７年３月にこうち外国人材優良サポート事業者認証制度を創設しました。

この制度は、現場で働く外国人材に対して業務を十分に理解できるよう指導や声かけを行っているか、また日本人も含めた従業員同士の交流の機会を設けているかなど、30を超える項目について評価するもので、本年度は34の事業者が認証を取得しました。

この認証を、より多くの企業が取得することを目的に、昨年９月には認証書の授与式を行い、県内のモデル的な取組を発表するとともに、メ

ディアでの報道を通じて県内企業への普及啓発にも取り組みました。

また、外国人材のスキルアップに向けては、県立高等技術学校で実施する溶接や塗装などの技能訓練に加えて、企業が独自に行うクレーン操作の講習や日本語教育などに対しても支援をしています。

今後とも、認証制度のさらなる普及をはじめ、企業の現場で必要となる技能や日本語学習の支援など、外国人材にとって働きやすい環境づくりに取り組みます。

次に、外国人材を受け入れる環境整備の強化について御質問がありました。

県では、新たな地域からの外国人材の受入れに向けて、昨年７月にインド北東部のナガランド州と人材交流に関する覚書、いわゆるＭＯＵを締結しました。ナガランド州にとっては、海外の自治体と初めて結ぶＭＯＵとなっており、今後多くの優秀な人材の送り出しが期待できる状況です。

このため、令和８年度からは、この地域における本県の認知度向上に向けて、県内企業の働きやすい環境を紹介する動画を作成し、ナガランド州立大学でのＰＲのほか、州内７か所での屋外広告や、現地のインフルエンサーによる情報発信も行います。

一方、本県への受入れでは、外国人材の大半を占める技能実習生の窓口となる監理団体は、その大半が国の定める入国後の講習を県外の施設で実施している状況です。このため本県の特色、いわゆる土佐弁や高知での生活習慣を学ぶことができる県内での講習施設整備や、初めて外国人材を受け入れる事業者も支援することで、本県でのスムーズな受入れと定着を後押しします。

今後も、ナガランド州をはじめとする外国人材の送り出し機関や、県内の入国後講習施設などと連携し、受入れ環境の整備をより一層強化することで、外国人材に選ばれる高知を目指してまいります。

**○３番（戸田宗崇君）**　濵田知事をはじめ各部局長の皆様、丁寧に御答弁いただきまして誠にありがとうございます。２問は行いません。誠にありがとうございました。

この３月で退職を迎える県幹部職員の皆様、本当にお疲れでございました。４月からはまた新しいステージ、また新しい環境で新しい生活が始まると思われます。それぞれの場でますますの活躍をお祈りいたしまして、私の一切の質問といたします。誠にありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

――――― ◇◇◇ ―――――

午後１時再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番中根佐知議員。

（36番中根佐知君登壇）

**○36番（中根佐知君）**　日本共産党の中根佐知です。通告に従って、ただいまから質問を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

こうち男女共同参画プランとジェンダー行政についてまずお伺いをいたします。

男女共同参画社会基本法の前文には、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。高知県では2001年、平成13年にこ

うち男女共同参画プランを策定以降、５年に１度の改定が進められてきました。

今回のプラン改定に当たって行われたパブリックコメントの中には、ジェンダー平等と男女共同参画社会をつくっていく上で根本的に大切にしなければならない意見が多く寄せられています。

その一つ、男女共同参画社会基本法や県の男女共同参画社会づくり条例では、男女の人権が尊重されることを基本理念の一つとしているが、今回のプラン案には、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりが新設されており、ここで共働き・共育ての県民運動の推進の取組が取り上げられていることから、人口減少を抑制し子供を増やすために、高知県が女性に選ばれることを目指すと掲げているのだと受け止められ、子供を持つか持たないかを含めた自己決定権は女性が持つという視点が欠如しているとの指摘がありました。

また、あらゆる分野における女性の参画拡大の部分では、性的マイノリティーや性の多様性について触れられておらず、健康で活躍できる人々だけを対象にしているかのようで、男女共同参画の実現の対象が限定的であるように思えるため、プラン全体を通して性の多様性の尊重を重視した内容になるよう見直してほしいとの声が上がりました。

これらのパブリックコメントの指摘を受けて、プラン案では目指す姿について、性の多様性について正しい理解を促進し、性別にかかわらず誰もが個人として尊重され、安心して暮らし、希望に応じて能力を発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す趣旨がより明確になるように記載を見直しています。

複雑化、多様化している社会の中で、プランに位置づける施策を特定の性別や属性にとどまらず、全ての人の人権を尊重するという考え方の下、実施していかなければならないと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、プレコンセプションケアについても多くの意見が出されました。プレコンセプションケアは、男女を問わず将来の妊娠に備えて性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促す取組です。海外でも広く提唱されており、アメリカ疾病管理予防センターや世界保健機関、ＷＨＯがその推進を呼びかけています。ただ、日本の行政機関が推進をするプレコンセプションケアは、2021年、プレコンセプションケアに関する体制整備が盛り込まれた政府の基本方針が閣議決定され、2023年には基本方針の変更によってプレコンセプションケアの教育、普及啓発が国民運動の中に位置づけられ、静かに浸透を図っています。

日本の性教育は包括的な内容ではありません。妊娠・出産といったイメージが先行しがちです。女性は子供を産むために存在していると言われているかのような印象を与えます。このような状況でプレコンセプションケアが導入されると、包括的性教育、体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことをいいますが、この文脈とは合致せず、性教育全体に気持ち悪さや違和感を感じる原因となることが指摘をされています。

一部の自治体が配布をしたプレコンセプションケアに関する冊子では、35歳の卵子の見た目が高齢者のようなイラストや、熟女キラーといった不適切な表現が用いられて物議を醸しました。これらの冊子の表現は、科学的には正しい情報であっても、伝え方としては配慮に欠けており、産めと頭ごなしに命令するかのような内容は人権侵害に当たるという批判が出ています。国や自治体といった公的機関がプレコン施策を担っていることが個人の自己決定権を軽視し、優性

思想につながるのではないかとの懸念も示されています。

妊娠・出産へ誘導しているとも捉えられる中で、こども家庭庁は2026年度の予算の大きな柱にプレコンセプションケアを置いています。高知県で、妊娠・出産のみに照準を当てたプレコンに関する施策は実施すべきではないと考えますが、知事に御所見をお聞きいたします。

包括的性教育を進めることはとても大切です。高知県では土佐塾中学校、土佐塾高校で生徒会が中心になって生理休暇を子供の権利として認め、休んだ日は欠席扱いにしないことを学校と話し合って決めています。また、健康保持のために学校のトイレだけでなく、公園のトイレなどにも生理用品をと、こうした声も多くの方から聞かれるようになりました。

こうち男女共同参画プランは、1994年、平成６年に国際人口開発会議において提唱された概念であるリプロダクティブヘルス・ライツという、性と生殖に関する健康と権利を女性がしっかり持つことを社会の認識にすることに取り組んできました。リプロダクティブヘルスは、性や子供を産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、リプロダクティブライツとは、自分の体に関することは自分自身で選択をし､決められる権利のことです。

この認知がいまだ低いのに、国が提唱するプレコンセプションケアの認知度を80％にまで上げようとする目標が、最初に提案されたこうち男女共同参画プラン案に出されていました。これに対してパブリックコメントでは、男女共同参画プランは少子化対策のためのものではなく、男女平等権が後景に追いやられないようにすべき、ライフデザインの選択肢に妊娠・出産だけでなく子供を持たないライフプランも含めてほしい、リプロダクティブヘルス・ライツを踏まえた包括的性教育を進めるようにしてほしいとの声が多く上がりました。

このパブリックコメントを受けて、個人の意思に基づくライフデザインの選択が尊重されるという意図が正しく伝わるよう、理解促進の進捗を図っていくことに焦点を当て、ただプレコンセプションケアが独り歩きすることがないようにプランの案は修正されています。

男女共同参画社会づくりの基本に関わるこのリプロダクティブヘルス・ライツの観点から、この指摘を知事はどのように受け止めているのか、お聞きいたします。

今、人口減少に歯止めをかけたい意図から、妊娠・出産込みの官製婚活が盛んに行われ始めました。高知県も例外ではありません。若い女性の生き方を政治が政策に掲げて、高知県を出ないで働き、結婚をし、出産することを数で追いかければ、ここには権利を踏みにじり、人権意識の欠如があらわな行政の姿が見えてきます。

知事は、今議会の冒頭、知事提案説明の人口減少対策の中で、今月発表された住民基本台帳人口移動報告を引用し、昨年の県外転出超過数は前年より改善し、女性が男性の2.34倍転出していた令和５年より、昨年は1.05倍にまで縮小しており、今後の出生数の回復につながることが期待されると語りました。こんな根拠のない、女性がいるだけで出産に結びつける考え方は、男女共同参画本部長の発言としてふさわしいものではありません。

この間、女性に選ばれる地域、女性に選ばれる仕事、女性が生き生きと仕事や生活を送るためには等の言葉があふれています。少子化対策を錦の御旗にしていますから､官製婚活にしろ、プレコンセプションケアにしろ、資金は潤沢に確保され続けています。その分ＬＧＢＴＱの人たちを追い詰めたり、女性の自己決定の権利はないがしろになったりしてはいないかが危惧さ

れます。誤解を生むことがないように、男女共同参画本部長として、知事は言葉に十分な配慮をしていくことが大切だと考えます。

本来、部局を横断しての施策を男女共同参画に資するものにすることができれば、県民の人権を保障し、健康を保障する施策が具体化されるのではないかと期待をするところです。

県は、2026年度から総合企画部内に人権・男女共同参画課の機能の一部を取り入れる機構改革を打ち出しています。移管する業務とその意図について総務部長に伺います。

県のあらゆる施策が、女性に対して子供を産む生き方の強要になったり、それぞれの多様性を認めると言いながら、結果的には女性やマイノリティーの権利を傷つけることがないように配慮と努力が必要です。その上で、男女共同参画社会基本法の意識を広げ、社会の環境を整えることに真っすぐつながっていくことが大切だと考えます。

人口減少対策や少子化対策など、県の施策全般に関して女性やマイノリティーの権利を尊重し、男女共同参画社会の基本理念に基づいて進めていくことについて知事の御所見を伺います。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用についてお伺いいたします。

マイナンバー制度が導入されて10年、国民の保有率は８割を超えましたが、カードの他人へのひもづけや読み取りエラー、カード偽造による約６億円のだまし取りなど、トラブルへの不安からカードの廃止件数は約47万件、2023年６月時点ですが、このように上っています。

マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせるマイナ保険証についても、県内の医療機関において、高齢の皆さんなど暗証番号を忘れてしまう､読み取り機や通信の不具合で使えなかったことによって診察の遅延などトラブルが多く発生しています。暗証番号を覚えられないため顔認証で受付をするが、帽子やマスクを外さなければならず時間がかかるし、医療機関でマスクを外すデメリットは矛盾を感じるとの声も聞かれています。個人情報の取扱いが不安という根強い声もあり、マイナ保険証の利用率は全国で63％台、高知県では昨年12月時点で53％にとどまっています。

県内でマイナ保険証に関してトラブル事例を把握しているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

2020年から2023年のマイナポイント事業で急増したカードの電子証明書の有効期限は５年のため、今後一斉に期限を迎え、2026年度は1,430万枚が期限切れとなります。期限が切れると保険適用されず、窓口で一旦10割負担を求められるおそれがあります。マイナ保険証のトラブルを回避するため、マイナ保険証の有無にかかわらず、国保被保険者全員に一律資格確認書を交付するとした世田谷区と渋谷区の判断は、現場の状況を踏まえた対応と言えます。

国は、一律交付をすべきではないとの通知を出していますが、法令上も国保加入者への資格確認書の一律交付の権限は、あくまで保険者である市町村にあります。国が一律交付を妨げる法的根拠はありません。不当な干渉はやめるべきです。

マイナ保険証利用のトラブル解決のため、資格確認書を国保の被保険者全員に交付するべきだと考えますが、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、子供の医療費助成の拡充についてお伺いいたします。県の子供医療費助成制度の拡充についてです。

2023年９月議会で細木県議が、そして12月議会で岡田芳秀県議が取り上げ、県の子供の医療費助成制度の拡充を求めてきました。2009年、平成21年７月の改正以降、県の乳幼児医療費助

成制度は16年間もの長い間、就学前までの補助制度のままで、しかも所得制限つきという低い水準にとどまってきました。

知事は2023年９月議会の答弁で、多くの市町村長から子供医療費の助成に対して、県の財政支援の拡大を求める声が寄せられているため、来年度からの新たな人口減少対策の財政支援制度の中で、子供医療費助成拡充を図る取組についてどのように支援できるのか検討中と答えました。また、本来子供の医療費は住む地域や市町村の財政力に左右されることなく、安心して医療が受けられますように、国の責任において全国一律に助成を実施すべきものというふうに考えております。このため、全国知事会とも連携いたしまして、私自身が積極的に政策提言も行いまして、全国一律の助成制度の創設を強く働きかけているところでございますと述べられました。

12月議会では、これまでの乳幼児期６歳までの市町村への半額補助、所得制限つきの財政支援は引き続き継続していくが、あとは交付金による市町村の努力でとのお答えにとどまっています。知事の言う高知県の子育て支援策、福祉の増進策、乳幼児の保健の向上策として、所得制限なしの医療費無償化はゼロ歳のみ、県としてあまりにもお粗末な状況ではないでしょうか。

あの質疑から２年が経過しました。高知県の市町村自治体は高知市の通院、入院とも中学校卒業15歳までの医療費助成以外は全て18歳まで助成されました。中でも田野町は学生に限り22歳まで助成することになりました。全ての所得制限なし、自己負担なしとなっています。

高知県は助成制度の中で、１歳から就学前までの所得制限を行っていますが、子供世帯に自己負担のないように、全て市町村が不足分を補っています。子供が３人以上になれば、第３子以降は県が２分の１補助をすることになっていますが、対象人数は限られています。少子化の現状を見るにつけ、市町村からの財政支援を拡大してほしいという声に、県として応えるときではないでしょうか。

他県の現状を、2025年12月にこども家庭庁が公表した令和７年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」、令和７年４月１日現在で見ると、交付金事業で実施をしている新潟県を除いて、通院では、就学前までの助成は少数派の18道府県、９歳までの助成は４県、12歳までの助成は４県、15歳まで８府県、18歳までは12都県となっています。ここでの所得制限は高知を含む20都道都県が所得制限あり、26府県が所得制限なし。入院では、就学前までの助成が13府県、９歳までの助成が１県、12歳までの助成が４道県、15歳までが15府県、18歳までが13都県です。所得制限はありが19都道府県、なしが27府県となっています。改めて、就学前までの乳幼児医療費助成の範囲を超えて、子供の医療費助成として少子化の時代に求められる制度になっていることが見てとれる状況です。

全国知事会で一緒に国に対して要望し、力を尽くしている他県の知事も、それぞれの市町村支援を拡充してきているように、高知県としてもせめて全国平均並みに足を踏み出すときではありませんか。

他県の乳幼児等医療費助成制度の実施状況の変化をどのように捉えていますか。また、高知県の市町村自治体の乳幼児等医療費助成制度の実施状況の変化をどのように捉えているのか、知事にお伺いいたします。

少子化の中で、県の交付金等も活用して市町村は頑張っています。ここで県が乳幼児医療費助成制度を拡充すれば、子供の健康と命を支えるために限られた予算で取組を行っている市町村自治体で、さらなる子育て支援に財源を回していくことができると考えますが、いかがでしょ

う。

高知県の乳幼児医療費助成制度を拡充し、県としても子育て支援を担っていく姿勢を示して、市町村の負担を軽減すべきだと考えますが、知事にお伺いいたします。

次に、教員不足解消と働き方改革について教育長にお伺いいたします。

昨年９月議会でも教員の働き方改革について質問しました。その際、昨年２月にＩＬＯとユネスコ合同専門委員会が、日本政府に長時間労働の改善を求める具体的な勧告を出したこと、勧告の条文には、労働時間を効果的に短縮するには適切な業務量と十分な休息を取る文化が必要であり、これを政府レベルから促進する必要があること、教員の適切な休息と本来の職務の遂行の質を確保するために教員の時間を確保する必要があること、十分な学校職員数を確保するための措置を講ずることなど、改革の柱が記されたことを紹介し、改革の必要性をお聞きしました。教育長からは、働き方改革を進めることが不可欠との力強い答弁をいただきました。

昨年６月の給特法改定は、定額働かせ放題のフレームを維持するという多くの教育関係者の期待を裏切る中身でしたが、改定と併せて、各教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画の策定をすることが義務づけられました。計画は2025年９月25日に改正し発出された国の指針に即してつくるとされ、定める目標の第１に、時間外在校等時間に係る目標を示し、2029年度までに月平均30時間程度に削減することなどを踏まえて数値目標を設定すると示されています。

それぞれの教育委員会が大切な計画づくりに取り組むことになりますが、取り組む意義、課題について、また計画づくりの現在の進捗状況を教育長にお伺いいたします。

指針は、そのために教員が担っている業務を、１、学校以外が担うべき業務、例としては登下校の見守り、２、学校業務だが教師以外が担うべき業務、例としては学校のホームページ作成、３、教師の業務、例としては授業、とりわけ１、２の業務を教師以外に担う方向を示しています。しかし、１、２の業務で教員以外ができるものは限られているとの声が上がっています。

しかも、国の教員勤務実態調査では、教師にしかできない業務の合計が小学校で１日９時間20分、加えて持ち帰り残業37分で計９時間57分、中学校のほうも９時間59分と、８時間を大きく超過しているのが実態です。

国の案では、給食時間の見守りを支援スタッフで、教師の出勤時間前に登校する子供の管理は学校以外で管理が示されていますが、予算確保、支援スタッフの確保など予算の手当て、また連絡調整役の職員配置が不可欠ではないでしょうか。実際には、一部業務を支援スタッフに頼りつつ、正規の教職員を増やすほうが現実的です。国の案でも、具体的取組について教職員の意見を聞きながらと記述されています。

教員が担う業務の見直しについて、現場の教員の意見を聞く機会があるのか、反映させる手だてをどう確保しているのか、教育長にお聞きいたします。

時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減する目標を達成するためにも、教員の受持ち授業時数を明確にすることが必要ではないでしょうか。1958年、義務教育法制定の際、１日８時間労働に収まるように、授業時数を１日４こま、小学校ですが、４こまにするよう教員定数を設定しました。しかし、その後、国の教員定数の制限により、小学校で１日５こま、６こまが当たり前になり、これが長時間残業の最大の要因となっています。

小学校では週20こま以下の授業負担とするなど、持ちこま数の目標を設定すべきではないでしょうか、教育長の考えをお聞きします。

国の指針には、全国学力テスト、県版学力テスト、教職員評価制度、年次研修、研究授業など、国や自治体が学校に持ち込んでいる業務の徹底した見直しが触れられていません。毎年各学校で取り組む研究課題や地区ごとの研修など、目の前の子供への対応、分かりやすい授業のための準備よりも、見せる授業や研究報告と研修の報告を優先しなければならない現場の余裕のなさは、時間としてだけではなく、精神的にも異常事態となって現れています。思い切った現場に寄り添う見直しは待ったなしの状況です。

こうした分野についても見直しの対象に含めるべきだと考えますが、教育長の認識をお聞きいたします。

国の計画の留意事項では、その冒頭で目標を達成することが目的化してはならないとし、勤務時間の改ざんなどあってはならないとしています。それは当然のことです。持ち帰り残業も含めて実態の正確な把握が不可欠です。

国の指針は、指針第２章第１節３で、教育委員会に休憩時間、休日の確保等に関する労働基準法の遵守を求めています。休息は、勤務時間の途中に一斉に取ること、外食や買物も自由にできることで、手待ち時間ではありません。９月議会では、教育長は休憩時間については各校長が適切に管理していくことが基本と答弁しましたが、予算や人の配置を決めている雇主は教育委員会です。だから、国の指針は教育委員会に労働基準法の遵守を求めているのです。労働基準法違反の、休憩さえも取れない学校を今後そのままにはできません。

まず、労働基準法の内容を学校現場に届け、無記名のアンケートなどで実態を把握すべきではないか、教育長にお聞きいたします。

発達障害や不登校の子供たちの増加にも丁寧で成長と発達を促す教育が求められています。先日、発達障害の子供を持つ保護者の皆さんと一緒に県教育委員会に行って懇談をした方から、心配になる話を聞きました。小学校の特別支援教室の１クラス定員を今の８人ではなく６人にしてほしいという話になったとき、国に要望することは大事だと捉えて取り組んでいくが、国の定数が改善されるまで県単独で取り組めないかとのお話は多くの先生が必要になるので無理ですとの答えが県教育委員会からありました。その必要となる先生の数が毎年増えていて、特別支援教育が必要な子供の数が増えていることの現れだったということでした。一人一人の特性に見合った教育を行うためにも先生は不可欠です。

今、特別支援学級の定員が６人になったとしたら、高知県で何人の先生が新たに必要になるのか、教育長にお聞きいたします。

現場で、このほかにも先生がいない状況はこれまでも発生し、問題になってきました。今年度、教員不足の中で担任が不在となった学級がどれだけ発生したのか、教育長にお聞きします。また、その際、具体的にどのような対応をしているのか、教育長にお聞きいたします。

深刻な教員不足の下、教員の仕事がますます苛酷となり、それが教員という仕事の魅力を削り、教員志望者が減少するという悪循環に陥っています。この連鎖を断ち切る思い切った決断が求められています。

茨城県はこの２月、臨時教員1,600人を段階的に正規化する方針を明らかにしました。臨時教員と正規教員では年収に約150万円もの開きがあり、正規化を進めることで待遇改善を図るものです。大井川知事は会見で、臨時的に都合よく代替職員を探すというやり方を切り替えて、正規の教職員を採用するという方向に大きくかじを切ると述べています。

高知県には、教壇に立たない教員が県教委に170名いらっしゃいます。学校現場の体制充実に

生かすべきだと考えます。

また、奨学金返済を支援する自治体は、山梨県、岐阜県、北九州市、東京都、京都府などに広がっています。この問題は高知県だけの問題でないことは周知のことであり、その時々の判断をしながら今まで来ましたが、だんだんに深刻さが増してきています。他県にも学び、臨時教員の正規化、奨学金返済支援の実施など努力すべきではありませんか。

また、高知県で教員になろうという人を増やすには、教員の同僚性を大事にし、伸び伸びと教員本来の喜びが実感できる学校現場にしていくことしかないのではないでしょうか。教員として１人で抱え込まないで不安なことは相談し、安心して対応できる職場の雰囲気をどの職場でもつくること、話し合える職員会議の時間を取ることも大切です。学校の文化とも言える自由度が欠ける中で、教員が追い詰められているように思えてなりません。また、高知県で教員になるときに、他県にはない魅力を発信することも必要です。

教員確保のために、県教育委員会は具体的な対応策をどのように取っていくおつもりなのか、教育長にお伺いいたしまして、私の第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　中根議員の御質問にお答えいたします。

まず、次期こうち男女共同参画プランの施策を、全ての人の人権を尊重する考え方の下で実施すべきということについてのお尋ねがございました。

次期こうち男女共同参画プランにおきましては、男女の人権の尊重を基本理念として掲げまして、誰もが安心して暮らせる魅力ある県への転換を目指しているところであります。特に、近年人生の選択肢が多様化をしているという背景を踏まえ、改めて男女共同参画や人権尊重の視点をしっかりと内容に反映させるように見直しを行いました。

具体的には、男女共同参画をめぐる個々の取組の柱ごとに、現状、課題、対策までを一覧性のある形で分かりやすく整理し直しました。加えまして、パブリックコメントでの御意見なども踏まえ、例えば性の多様性、個々のライフプランの重視といった男女共同参画社会の実現を目指す際に留意すべき視点については、施策ごとにきめ細かく明示をしたところでございます。

こうした次期プランの考え方の下、誰もが個人として尊重され、多様な生き方、そして働き方を選択できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、いわゆるプレコンセプションケアについてお尋ねがございました。

プレコンセプションケアは、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を持ち、将来の健康を考えて自らの健康管理を行うというものであります。特に、若者が自分の人生設計を考える過程で、将来にわたって健康を維持し、生活の質を高めていくということの必要性を学ぶという観点から、大変重要なものだと考えております。

国におきましては、令和３年に策定をいたしました成育医療等基本方針にプレコンセプションケアの推進を盛り込みましたほか、昨年には５か年計画を策定され、周知・啓発、相談支援などに取り組んでおられます。

県におきましても、今年度からプレコンセプションケアに関する啓発などの施策を実施いたしておりますが、その際には、議員から御指摘もありましたように、妊娠・出産に偏ることがないよう意を払っております。例えば、啓発資材の作成、配布や、ＳＮＳを活用した情報発信に当たりましては、妊娠・出産のみならず、食

事や運動など生活習慣に関する内容も幅広く盛り込んでおります。

来年度は、これらの取組に加えて、プレコンセプションケアに関する総合的な相談窓口を設置いたしまして、幅広く相談に対応していきたいと考えております。こうした相談対応などに当たりましても、これまでと同様、プレコンセプションケアの本来の趣旨に沿った考え方の下、進めてまいります。

次に、パブリックコメントの意見のうち、リプロダクティブヘルス・ライツの観点からの指摘への受け止めについてお尋ねがございました。

リプロダクティブヘルス・ライツとは、性と生殖に関する健康と権利を示すものであり、国の男女共同参画基本方針においても重要な視点とされております。具体的には、例えば子供を持つか否かなど、自分の身体について自由に選択ができることなどが該当いたします。

昨年末にお示しをした次期こうち男女共同参画プランの案に対しましては、10人、１団体から計21件のパブリックコメントをいただきました。そのうち、このリプロダクティブヘルス・ライツに関しては、妊娠・出産だけでないライフプランへの支援を求める声が複数ございました。私といたしましても、全ての人がライフステージを通じて体や健康についての正しい知識を基に判断ができ、自己決定が尊重されることが大切であると考えております。

このため、次期プランでは、新たに月経随伴症状など、女性の健康課題への理解促進にも取り組むことといたしまして、医療従事者や企業に対して研修などによります啓発を行ってまいります。

次に、県の施策全般を男女共同参画社会の基本理念に基づき進めることについてお尋ねがございました。

人口減少対策や少子化対策などをはじめといたします県の施策全般を講じるに当たりましては、男女共同参画社会の基本理念に基づき進めております。この点に関しまして、私が今議会の提案説明におきまして、昨年の県外転出超過数の男女比が前２年よりも改善をし、今後の出生数の回復につながることが期待されるという旨の発言を行ったところに対して、中根議員から先ほど、根拠のない、女性がいるだけで出産に結びつける考え方なのではないかというような御指摘がございました。

この点ちょっとお時間をいただきまして、お話をさせていただきたいと思います。根拠のないというお話でございましたけれども、県といたしましては、人口減少問題に関する有識者の御意見なども踏まえまして、近年本県の出生数が全国に比べても急激に減少している大きな要因の一つが、若年女性の転出超過によるというふうに分析をしているところでございます。

そして、女性がいるだけで出産に結びつける考え方という点に関しましては、これは議員はそうでないという立場で言われたと理解しておりますが、私ども別に女性がいるだけで出産に結びつくというようなことを考えているわけではございません。ただし、女性がいない地域には子供は生まれないというのは、これは事実だと思いますので、言ってみますと、適齢の女性が地域におられるということは、子供が生まれてくることに関しまして、十分条件ではないけれども、必要条件ではあるという関係ではないかというふうに私は思っております。

こういうことを踏まえて、さきの提案説明で、転出超過数の男女比が改善したことを、必要条件の一つが満たされたということをもちまして、明るい兆しではないかという御紹介させていただいたということであります。

もとより、仕事や結婚、出産などの人生におけます選択は、個人の意思が尊重されることが

大前提だと考えております。御本人の意に反して結婚や出産を強要する意図は全くございません。むしろ、元気な未来創造戦略を掲げまして、若者、特に若い女性に高知県を選んでもらえるように、多様な価値観を認め合える環境づくりに向けた対策を来年度も強化しようとしております。特に、女性が御自身の希望や意思に基づき人生を選択し、個性や能力を発揮できるということが大事だと考えておりますので、いわゆる男性は仕事、女性は家庭といった昔ながらの固定的な性別役割分担意識の解消に向けまして、必要な施策を強力に進めてまいりたいと考えております。

最後に、子供の医療費助成に関しまして、他県や県内市町村の実施状況のここ２年の変化と、県の制度の拡充についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

まず、子供の医療費助成に関しましては、全国的に市町村が実施主体となって行われている事業でございます。したがいまして、市町村レベルでの助成の状況を見るということが適切だと思っております。この観点から見ますと、他県におきましても、また県内におきましても、それぞれ近年は子供の医療費助成に関しまして、お話もありましたような対象年齢の拡大をはじめとした制度の拡充が図られているというふうに認識しております。これは子育ての経済的負担の軽減ということに対する対応を講じて、少子化対策に結びつけたいといったような背景があるというふうに私自身は考えております。

そして、議員のほうからは、子供の医療費助成に関します国の調査結果を引かれまして、本県のこの対応が、支援の対応が遅れているのではないかというような御指摘がございました。これは国の調査結果といいましても、県の支援制度、県から市町村への財政支援の前提となる条件についての調査結果ということでございました。

しかし、先ほど申しましたように、実際に住民の皆さんに助成をしております事業の実施主体は市町村でありますから、市町村単位でどういう形で助成の対象が拡大されているかということを見ますと、例えば18歳までの通院医療費の無償化の導入率、本県は、先ほどお話もございましたけれども、高知市以外の33市町村、全体の97％でここまで無償化の導入が拡大しております。この比率は全国では91％ということでありますから、市町村数の比率で見れば全国を上回るような形で、本県は18歳までの無償化導入が拡大をしているというふうに言えるのは確かであるというふうに思います。

そして、現在この財政支援に関しまして、本県では子供医療費支援は２段階といいますか、言わば２階建てのシステムを取っております。このうちの１階部分は乳幼児の保健向上、福祉増進を目的といたしまして、病気や発熱などで受診機会が特に多い６歳まで、就学前の子供の医療費につきまして、市町村に対して県内共通の言わば最小限、最低限のラインの部分といたしまして支援を行うという形を取っております。

これは、国も子供の医療費に関しまして、一般が３割の自己負担分を、２割ということで全国一律の軽減措置を取っていると。これは私の理解では、やはり就学前はお子さんがお熱を出すことも多いと、そうしたことを配慮して、国としても６歳までのところは全国一律でという対応を取っているということでありますから、その点、県は考え方を合わせて、６歳までは最低部分として、市町村に２分の１の経費を共通に措置するという考え方を取っております。

これに加えまして、２階建ての２階の部分につきましては、県内の市町村が、目的としては子育ての経済的な負担に対する支援、軽減といっ

た観点から、県の１階部分に上乗せをする形で、各市町村の判断で、助成対象年齢範囲の拡大などを行っているわけであり、この２階部分、拡大部分につきまして、県のほうで令和６年度に創設をいたしました人口減少対策総合交付金を通じて支援をするという形を今取っているわけでございます。

18歳までの医療費の無償化導入市町村が交付金の創設前、令和５年度が18市町村でありましたけれども、今年度、令和７年度には33市町村まで増加をいたしましたのは、この人口減少対策総合交付金の導入というところを活用していただいたという要因が私としては大きいのではないかというふうに考えております。

このように、県といたしましては、６歳までの医療費は保健・福祉政策という観点から共通のベースの部分としての補助金、それ以上の年齢の部分につきましては、子育て支援という観点から総合交付金で支援するという形を取っており、この結果、ただいま来申し上げておりますように、県内では97％の市町村が18歳までの助成というところまで範囲の拡大をしておりますので、さらなる助成制度の拡充は私は必要ないと考えているところでございます。

一方で、本来の在り方ということにつきましては、先ほど来御紹介いただいておりますように、乳幼児医療のような子育て支援に係る基幹的な経済的な支援については、これは所得再配分をつかさどる国がしっかりと制度の設計をして、全国一律の助成制度を導入する措置をするというのが私は筋だと思っております。そうしませんと、その地域の財政力によって、こうした経済的支援に大きな差が出てしまうことになるわけでございます。

そうした観点から、私どもとしましては、例えば子供医療費助成あるいは保育料の無償化といった基幹的な経済的な支援の措置については、国の責任で全国一律で行われるようにという趣旨で、全国知事会とも連携をして、国に対して積極提言を行ってまいっております。その結果、国による無償化の支援の範囲は、保育料や高校授業料から、さらには小学校の給食費といった分野にも拡大されつつあるという状況でございます。

私どもとしましては、子供の医療費についても早期に国による全国一律の水準での支援制度が実現をするように、国に対してこれまで以上に強く提言をしてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

（総務部長清水敦君登壇）

**○総務部長（清水敦君）**　新たに設置する元気な未来創造課に人権・男女共同参画課から移管する業務の内容とその意図についてお尋ねがございました。

令和８年度の組織改正において、総合企画部内に新設します元気な未来創造課におきましては、元気な未来創造戦略の総括、人口減少対策総合交付金の関係業務、出会い・結婚支援などの少子化対策業務、共働き・共育て関係業務といった元気な未来創造戦略の重点施策を統括し、本県の最重要課題である人口減少対策の司令塔としての機能を担うことになります。

担当する業務のうち、人権・男女共同参画課から移管する業務は、共働き・共育てに関する業務で、具体的には男性の育児休業の取得促進など様々な分野にまたがる内容となります。そのため、県政の司令塔である総合企画部に新設する元気な未来創造課において全庁横断的に進めていくことで、より効果的な推進を図ることを目的に移管をしたものでございます。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　マイナ保険証に関する県内のトラブル事例と、資格確認書を国保の被保険者全員に交付することについてお尋

ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

最近の県内市町村のトラブル事例としましては、読み取り機の不具合、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れなどがございます。こうしたトラブルへの対応としまして、読み取り機の不具合については、医療機関から市町村に患者資格を問い合わせることで解決できていると聞いています。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れについては、期限が切れても３か月以内であればマイナ保険証として利用が可能です。また、期限切れから３か月以上たっている場合でも、初診の場合は医療機関への申立書の提出、再診の場合は医療機関での口頭確認で受診が可能となっています。このほか、顔認証ができなかったり暗証番号が不明な場合は、医療機関のスタッフが目視で本人を確認することによって受診が可能となっています。

このように、トラブルに対処できていることに加えて、マイナ保険証利用の大きなメリットとして、過去の病歴に基づく質の高い医療の提供などが期待されているところでございます。こうした状況を鑑みますと、個々の被保険者全員に資格確認書を交付する状況にはないと考えております。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、業務量管理・健康確保措置実施計画の意義や課題、進捗状況についてお尋ねがございました。

いわゆる給特法の改正に伴い、各教育委員会に策定が義務づけられたこの計画においては、時間外在校等時間の削減に関する数値目標を定めるとともに、業務の見直しなどの具体的な対策を設定することとされております。教員に優れた人材を確保するためにも、学校の働き方改革は急務であり、策定した計画を着実に実行する必要があるものと考えております。

一方で、教員の負担軽減のために業務を見直す上では、学校の取組だけでなく、保護者や地域の理解と協力を得ることも不可欠です。その点が大きな課題の一つだと考えております。

国の指針で示された学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の３分類等も参考にしながら、現在具体的な対策を検討しており、本年度中に県としての計画を策定いたします。

次に、業務の見直しに対する教員の意見を聞く機会や意見を反映させる手だてについてお尋ねがございました。

県教育委員会では、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に当たり、県立学校の教職員へのアンケートを昨年12月に実施いたしました。約1,500名から得た回答では、時間外勤務の主な要因として授業準備や部活動などが多く、また負担を感じている業務として保護者対応や文書処理などが挙げられております。こうした現場の教職員からの声を踏まえ、実効性のある計画となるよう、現在策定作業を進めております。

次に、教員の受持ち授業時数の目標を設定することについてお尋ねがございました。

教員が受け持つ授業時数は、服務監督権者である市町村教育委員会の指導の下でそれぞれの学校長が総合的に判断し、適切に割り振りを行うものです。このため、県教育委員会が一律に目標を定めるものではないと考えますが、一方で国においては標準授業時数の弾力化を可能とする調整授業時数制度も検討されています。いずれにいたしましても、働き方改革を進め、教員が児童生徒と向き合う時間を確保していくことは極めて重要であると考えております。

次に、国や自治体が学校に求める業務の見直しについてお尋ねがございました。

教育施策や、学校、教員の業務については、常にその目的や必要性を考慮しつつ、効率化や見直しを図っていくことも重要だと考えております。例えば、教職員研修については、内容の充実と精選を図りつつ、オンライン、オンデマンドの併用や報告資料の簡略化など、研修効果の最大化と受講者の負担軽減の両立を図っております。そのほか、業務削減の観点から、毎年度学校に対する調査、照会、教育研究における指定事業、担当者会議などの廃止や見直しも行ってまいりました。

また、国や県が実施する学力調査は、児童生徒にとっては自己の学力の強みや弱みを知り、ふだんの学習に生かすことや、学校においては日々の取組や学習指導を振り返り改善を図ること、そして県及び市町村においては教育施策の検証を図るための有効なツールとして捉えており、引き続き実施していく必要があると考えています。

一方、来年度から高知県学力定着状況調査をオンライン化しようとしており、これにより教員にとっては調査用紙の配付、回収、送付などの作業が不要となります。

以上のように、本県の未来を担う子供たちにとって必要な施策や業務は着実に実施していく一方、今回策定する業務量管理・健康確保措置実施計画においては、学校、教員の各種業務を見直すことを適宜盛り込みたいと考えております。

次に、労働基準法の遵守に関する学校現場の実態把握についてお尋ねがございました。

労働基準法に基づく休憩時間は、県の条例と事務委任規程に基づき、各学校長が取扱いを定めることとしております。県教育委員会としましては、県立学校に対し教職員の適正な休憩時間を確保するよう周知しているところです。また、市町村立学校についても服務監督の責任を有する各教育委員会に対し、適正な休憩時間確保に向けた取組を進めるよう通知を行ってまいりました。

県教育委員会として、学校への調査や照会を精選している中、この件のアンケート等を実施することは今のところ考えておりませんが、各学校において適切な休憩時間が確保されるよう、引き続きチームでの業務の分担や外部人材の活用などを進めてまいります。

次に、特別支援学級の１学級当たりの定員を６人にした場合に必要となる教員数についてお尋ねがございました。

本年度、県内の小中学校において特別支援学級を担当している教員数は681人です。仮に特別支援学級の編制基準となる児童生徒数を現行の８人から６人に引き下げた場合は、さらに84人の教員が必要となります。

次に、担任が不在となった学級がどれだけ発生したのか、またその際の対応についてお尋ねがございました。

県内の小中学校において、本年度病気休暇や育児休業などにより１か月以上代替教員を配置できなかった件数は、３月１日までに小学校69件、中学校23件の計92件となっています。前年度同期は計118件でしたので、26件減少しています。

代替教員として常勤の臨時教員をすぐに配置できない場合は、学校の負担を少しでも軽減するため非常勤講師の配置を行っております。また、非常勤講師も配置できない場合は、一時的に教頭や専科教員などに対応していただいています。

最後に、教員確保のための具体的な対応策についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまでも教員確保に向け、関西会場での選考審査や12月の追加募集、大学３回生を対象とする特別審査の実施など

様々な取組を行ってまいりました。臨時教員につきましても、学校現場での経験を適正に評価し採用につなげるため、令和７年度採用審査から１次審査の免除要件を大幅に拡大したところです。

また、教員不足は全国的な課題であることから、国による奨学金返済支援の制度化を提言してまいりました。加えて、若者に高知県の教員になりたいと思ってもらえるよう、若年教員サポーターや専科教員の配置、チーム担任制の導入、専門職相談員による相談対応など、本県独自の支援体制を動画も活用しながらアピールしています。

今後とも、必要な教員を確保できるよう、引き続き他県の取組についても研究しながら対策を講じてまいります。

**○36番（中根佐知君）**　それぞれに御答弁ありがとうございました。第２問をさせていただきます。

知事が男女共同参画本部長として、様々な分野にわたりながら目配り、気配りをしながら頑張っていらっしゃることは承知をしております。ただ、この女性のリプロダクティブヘルス・ライツについて､やっぱり私は言葉の端々を大変、本部長としては注意をして発言をしていただきたいというふうに思うんです。

先ほど、事実ではあるけれども言い方によっては大変ないろんな弊害を生む、しっかりとした捉え方をしてもらえないようなことがあるお話を少しさせていただきました。若い女性がいることはもちろん必要条件ではあるけれども、その必要条件だけで出産の件数が多くなるということではない、トータルとした見方が男女共同参画基本法にはとても大事にされている、そういうふうに私は思っています。

ですから、若い女性が外に出ていくことに逡巡をしなければならない、ブレーキをかけられるような気持ちになったり、帰ってきたら帰ってきたで、就職のときはとにかく高知で就職しろと言われたり、就職をすれば、もう結婚して子供さんを産むのが当然だろうと言われたり。そういうことが様々な多様な性のある中で十分な県の施策として、そこを１つ強調することによって、その方たちの権利を侵害することになりますよという、こういう警告を私はさせていただいたつもりです。全てが駄目だということではなくて、そういう権利と県の施策が裏腹にならないように、紙一重のような部分を丁寧に発言してもらいたいし、発信もしていただきたい、こんなふうに考えています。

こういう全てを否定したわけではないけれど、その発信の仕方について私が危惧をしていたのだということについて知事もう一度お答えいただければと思います。

次に、男女共同参画の部分を総合企画部に持っていく、私はこれはとても大事なことだというふうに本来思ってきました。いろんな施策をつくるときに部分だけを取り出すんではなくて、総合施策をつくるところに男女共同参画の考え方がやっぱり入って施策をつくるというのはとても大事だというふうに思います。

そういう意味では、ただ単に男性の育児休暇がびゅんと100％になるとか､そういうことだけではなくて、施策の中にぜひともその男女共同参画の考え方を広げていっていただきたい、こういう要望を１つはさせていただきたいと思います。

それから、教育長にお伺いをいたします。本当に大変な状況の中で、随分長い間先生の不足問題が言われてきました｡これも全国が一緒で、あの手この手どうやって先生方を気持ちよく、誇りを持って学校現場にいていただくか、そして子供たちも学ぶ喜びに触れることができるか、こういうことを整えることは大変だと思うんで

すけれども、この不足をしている人数、状況を見るにつけ、もっと具体的な対応が必要なんじゃないかというふうに思うんです。

例えば、人寄せパンダのような状況にはなってはいけませんですけれども、例えば奨学金の問題だとか、全国でいろいろやっている問題をいま一つ高知県教育委員会の中に取り入れて、若い人たちが高知でやっぱりやってみようというふうな思いになるような施策を何とか取り入れることができないか、その点について１つ教育長にお伺いをしたいと思います。

あともう一つは、先生が壊れるという問題も今とても大変な問題と思います。多忙な中で、それから多岐にわたる仕事をすることによって、精神的にも本当に過重な負担が教育の現場にはかかっています。こういう先生方の過重な負担を取り除くためには、やっぱり風通しのいい、そして自分が十分ではないことが分かっていても、しっかりとみんなと相談し合いながらやっていけるんだという自信を持たせるような現場が必要だと思うんです。

その点についてどんな工夫、どんな配慮が必要だと思っているのか、教育長このあたりをいま一度お願いいたします。

あと、もう一つすみません。知事に子供の医療費の問題です。県が率先をして、群馬県だとか、もう随分前から18歳まで広げてきました。そうすることで、市町村も限られた中でやっているわけですけれども、そんな中で市町村もさらに子育て支援を拡充することができる。こういうのがこれまでの流れですから、高知県がいつまでも所得制限まであるとか、そういうことはやっぱり撤廃、もっと前に進めるべきではないか。

そのことによって、これだけ全国ワーストスリーに入るような子供の出生数である高知県が、やっぱり頑張ろうとしているんだと、市町村だって頑張るんだというふうな思いになるような施策をお願いしたいと思うんですが、いま一度その点、他県の状況と併せて知事に質問といたします。

**○知事（濵田省司君）**　中根議員の再質問にお答えいたします。

１点目は、男女共同参画本部長としての発言などについての留意をしているのかということでございます。

この点は、以前にもまさしく岡田竜平議員にこの議場で、選挙区の若い女性からお聞きになったお話として、若い女性は都会へ出ていくなというのかと、それは知事が言ったらセクハラにならんのかというような厳しいお言葉もいただきまして、私もそうした想像力の働く範囲でそういう取られ方をする可能性があるという場面では、精いっぱい配慮をした言葉遣いをしようとしているというところではございます。

そして、何よりもこれは議員もおっしゃいましたけれども、女性の数の問題だけではなくて、トータルな対策ができませんと、この人口減少問題は対応ができませんので、その点は仕事の問題、そして性別の役割分担意識の問題等々も含めまして、トータルで対応ができるようにという考え方に立ち、今後もしっかりと想像力も働かせて、誤解が生じることのないような発言に努めていきたいというふうに思っております。

ただ、今回に関しては、議員から御指摘をいただいて、じゃあ私は今回の御報告をどういう形の言葉を使ってやれば配慮したということになるのかというのが、正直なかなか他意がないものですので、議員のほうからは誤解を生じないようにと言っていただきましたから、真意は分かっていただいていると思いますので、もし御助言があればまたいただければというふうに思います。

もう一点は、子供医療費の問題でございます。

先ほど申しましたように、今２階建てで県内の市町村が18歳まで助成、高知市除けば対象とされると、子供医療費の助成がカバーされるという状況になっておりますので、今お話があった県レベルの対比の話とは、県と市町村の財政の問題の話ということだというふうに思います。

そんな意味では、今回総合交付金を令和６年度につくりましたときには、いわゆる基本配分型の部分といたしまして、４億円の枠を市町村にお渡しして、一部スクラップをしたものの復活分もありますけれど、ネットで恐らく３億円弱の増額をして市町村にお渡しをして、この部分は人口減少対策ということで、一番今ニーズがあるところに使ってくださいというふうにお願いをしたということがございます。今そのうちの約１億3,000万円ぐらいを使って、この子供医療費の範囲の拡大というところを市町村でやっていただいているわけでございます。

そういう意味で、この市町村との間での財政問題というのは、この総合交付金のほうを通じて私は手当てをさせていただいたというふうに思っておりますので、この問題に関して、さらに何らかの手を打たないといけないということでは私はないという状況だと思っております。

**○教育長（今城純子君）**　２点御質問いただきました。

まず初めに、教員不足についてです。

本当におっしゃっているように、私どももやっぱり教員不足については重要な問題だと考えています。特に、近年小学校教員については、なかなか確保できにくい状況もあるのが正直なところでございます。そのため、１つは先ほどの奨学金の返済について答弁もさせていただきましたけれども、返済支援の制度化については、やっぱり国にもさらに提言もしてまいりたいということを考えていることが１つ。それからもう一つは他県のというお話もございました。我々もいろいろな面で他県からもどうやって教員確保をしているのかということも情報も収集をしています。

その一つとして、来年度から小学校で導入をするのがチーム担任制です。これ先進的な取組をやっている他県に我々の事務局の職員が視察に行きまして、どういうことをやっていったらいいのかというノウハウもいただきながら、来年度試行版というか、全てではなかなか難しい面もありますけれども、やってみて、少しでも、高知県はこういうことをやっているんだと、その成果を他県にもこちらからもアピールできるように、見に来ていただけるようにしていきたいと考えております。引き続きいろいろな情報収集を努めてまいります。

それから、２点目でございます。風通しのよい職場、メンタル性疾患を抱えた教員のということは、私も11月にオンラインを使いまして、全ての教職員の皆さんに、このときは不祥事を防ぐことについてのオンライン研修でございましたけれども、そのときに申し上げたことがあります。

それは、組織的な対話の充実による安心・安全な職場文化の構築ということでお話ししたのは、大切なことは教員同士が互いの変化や悩みに気づき、声をかけ合える関係性を築くことです。校長先生をはじめとする管理職の皆さん、日々必ず一人一人の先生方に声をかけ、その努力を認め、褒めることを欠かさないでください。そしてまた、教職員に対しては、隠れた悩みや弱さの声に耳を傾けてほしいということで、皆さんに何でも言い合える、そういった文化をつくってください、きらっと生き生き温かい職員室をつくってくださいという話をしたことでした。このことについては、オンライン以外でもそれぞれの教職員にペーパーとしても、電子版ですけれどもお渡しをしたところです。

これからも特に若年教員のメンタルが増えている状況もございますので、みんなが何でも語り合える、そういった文化の構築に努めてまいりたいと考えています。

**○36番（中根佐知君）**　どうもそれぞれありがとうございました。

知事には後でお教えをいたしたいと思います。

教育委員会のほうは、本当に先生方がしっかりと休めるような時間を確保するとか、もう労基法の最低基準のところまでも、いま一度練り直さなければならない､そういう実態ですので、ぜひ知恵を出していただきながら、手待ち時間ではない休息を先生方にも取っていただけるような計画をつくってもらいたいというふうに思っています。

マイナンバーカードは任意のものです。これにひもづけたいろんなことを次々と拡充しないように求めるものです。

以上で終わります。(拍手)

**○副議長（上田貢太郎君）**　暫時休憩いたします。

午後２時14分休憩

―――― ⊰⊱⊰⊱⊰⊱ ――――

午後２時40分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

29番岡﨑哲也議員。

(29番岡﨑哲也君登壇)

**○29番（岡﨑哲也君）**　県民の会の岡﨑哲也でございます｡議長のお許しをいただきましたので、通告により質問をさせていただきます。

初めに、半島地域における構想路線の早期具体化についてであります。

土佐清水市、室戸市を含む高知県東西端地域の将来を左右する高規格道路整備について、現在四国８の字ネットワークから両市に至る道路が構想路線として位置づけられています。県が早期具体化を掲げていただいていることは大変心強いものであり、ありがたく思っているところでありますが、南海トラフ巨大地震の切迫性を考えると、構想路線のままでは整備が大幅に遅れ、命を守るインフラとして不十分であるという強い危機感を抱いております。

さらに、令和６年能登半島地震の復興状況を見ても、道路寸断が復旧・復興を大幅に遅らせる現実が明らかになりました。この路線を早期に具体化し、国の事業化を実現すべきではないかという観点から質問いたします。

まず、防災・減災の観点からの必要性についてであります。南海トラフ巨大地震について、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価において、マグニチュード８からマグニチュード９クラスの地震発生確率を、今後30年以内に60から90％程度以上と公表されており、南海トラフ地震発生時、土佐清水市では最大34メートル級の津波が想定されています。

また、令和６年能登半島地震では、幹線道路が多数寸断、奥能登地域では10日以上の孤立、支援物資の輸送が大幅に遅延、復旧工事の遅れが復興全体を長期化という深刻な事態が発生しました。能登の状況は道路がなければ復興は進まないという事実を突きつけています。その結果、能登を離れたという方々も多くいると聞いています。

特に、土佐清水市、室戸市は代替ルートが極めて限られる、孤立期間が長期化するおそれが高い地域です。救助、物資輸送の遅延が致命的な結果を招くという半島地域特有の地理的脆弱性を抱えています。

さらに、国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画第４版の対策計画の意義、位置づけについ

て、主な変更点は、命を守る対策と命をつなぐ対策の重点にもインフラの強靱化が明記されております。これらを踏まえると、当該区間を構想路線のままにしておくことは、県民の命を守る観点から看過できません。

そこで、お伺いいたします。南海トラフ巨大地震の切迫性と、国の防災対策方針を踏まえ、四国８の字ネットワークから両市に至る構想路線を具体化し、命を守る防災インフラとして早期整備を進めるべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

早期復旧・復興のための基盤としての必要性についてです。過去の大規模災害でも、道路の早期確保が復旧・復興のスピードを決定づけることが明らかになっています。阪神・淡路大震災では、高速道路の復旧が物流回復の鍵となりました。東日本大震災では、三陸沿岸道路の整備区間は復興が早く、熊本地震では、高速道路の早期復旧が物資輸送を支えました。

第１次国土強靱化実施中期計画においても、令和６年度能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえ、半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靱化を推進するなど、半島・離島等の条件不利地域における対策を強化すると明記しており、国交省も道路ネットワークの機能強化対策に取り組んでいます。

高規格道路は、激甚化、頻発化、広域化する災害から迅速な復旧・復興を図る機能を有するよう位置づけられています。また、観光、物流、医療アクセスの改善など、平時の効果も極めて高いものだと思います。

四国地方整備局は、四国８の字ネットワークについて、四国全体の物流効率化、観光振興、医療アクセス改善、災害時の広域支援ルート確保など多面的な効果を示しています。特に高知県東西端地域は、高規格道路の整備が地域の存続に直結すると言っても過言ではありません。だからこそ、県が主体的に声を上げ、国に対して強いリーダーシップを発揮することが不可欠であると考えます。

そこで、お伺いいたします。災害後の早期復旧・復興、さらには地域の持続的発展のためにも、構想路線の早期具体化を国に対して強く要望すべきと考えますが、県としてどのように取り組むのか、具体的な方針を知事にお伺いいたします。

この道路は、地域の命を守る道であり、未来を開く道です。南海トラフ地震の切迫性、国の防災方針、国土強靱化政策、そして四国８の字ネットワークの重要性を踏まえても、地域の存続に関わる最重要課題であると思っており、構想路線のままにしておく理由はありません。

令和６年２月定例会の橋本前県議の質問に対して知事は、８の字ネットワークの整備のほうに一定のめどがつきましたら、構想路線が高規格道路の指定を受けるための調査に着手をされますよう、国に働きかけてまいりますと御答弁していただいております。できるだけ早く指定を受けるための調査に着手していただけるようお願い申し上げ、計画路線への格上げと早期実現を強く求め、次の質問に移ります。

次に、「きらっと いきいき あったかい「高知家」の教育」をキャッチフレーズとする教育の振興についてでございます。

私は、本県が掲げる「きらっと いきいき あったかい「高知家」の教育」は、未来へとつないでいくための合い言葉だと感じています。子供たちが自分らしく輝き、生き生きと学校教育活動を頑張れる、居場所があり仲間の支えを感じられること、こうした温かい教育を守り育てていくためには、働きやすさだけではなく、教育に携わる全ての人が働きがいを感じられる環境づくりは欠かせないと考えております。児童生徒の視点、教師の視点、この２つの観点から県

の取組についてお伺いしたいと思います。

まず、自尊感情や他者への思いやりを育む教育についてであります。子供たちが自分は大切な存在だと感じられることは、学びの意欲にも、将来の選択や今後の社会を生き抜く力を身につけるためにも大きく影響します。子供たちがきらっと輝くのは、自信があることをやっている場合に多く見られます。

愛知大学鎌倉教授の論文では、児童期の子供の自尊感情が低いまま見過ごすことは、不登校やいじめなどにつながるという問題だけではなく、教育基本法第１条の人格の完成を目指しの理念に反するという問題も指摘されており、自尊感情の低さに関連する問題に対して対応するための特別な教育実践を検討することは、学校教育における重要な課題であると考えると締めくくっています。

特別な教育実践ということで紹介しますが、平成25年、清水中学校が学校統合で教育困難校とされていた当時、大相撲の貴乃花親方に来ていただき教育講演会を行ったことがあります。その中で親方は生徒たちに、皆さんは自分がやってみたいと思うことを極めなさい、何でもいいから一生懸命やって極めることが大事ですと話してくれました。生徒たちは、親方の話を静まり返って聞いていたのです。

一生懸命やることがあれば子供たちの自信につながります。一生懸命頑張ることは大切で、結果が出なかった場合でも、必ず次の成長につながります。その後、相撲部の生徒たちは５年連続して全国大会へ出場しています。教育現場の中では自分だけでは伝え切れないこともあります。そんな場合には、講師を呼んで伝えていただくことも大切であると考えます。

論文の中には、自尊感情の低さと学力テストの正答率の低さの間にも有意な関連性があることも報告しています。あわせて、子供の学力や思考力の向上を目指した授業や、学力が不足している子供たちのための個別指導が必要とされるとの指摘もあります。また、教師の意図的な教育実践の内容とは、遊びの活性化、コミュニケーション能力の形成、学級の人間関係、支持的な学級を育成することであるとしています。このことからも、県教育委員会が進めている学力向上・定着の取組の強化は必要であると考えています。

また、子供たちの中には人間関係をつくるスキルが分からない子供たちもいます。人間関係をどのようにしていくとよいのか分からず、友達と衝突してしまうことも多くあります。意図的に対人関係スキルを学ぶ機会も必要ではないかと思っています。高知の子供たちが安心して自分らしさを伸ばし、輝いていける教育活動、学力向上対策や環境づくりはとても大切だと感じています。

県として、学校現場で子供たちの自尊感情や思いやりを育むため、どのような取組や支援を進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、誰一人取り残さない包摂的な教育についてであります。県は基本方針として、多様な背景、特性を踏まえた包摂的な教育、支援を掲げています。不登校、特別な支援が必要な子供や家庭環境の困難な子供たちが抱える課題は多様化しています。多様な背景や特性のある子供たちは、日々の生活の中で大きな不安や負担を抱えています。

先ほど申しました意図的な教育実践により、安心・安全な学級づくりが行われていたとしても、学校では生き生きと活動できない子供たちもいます。しかし、教育支援センターや地域では生き生きと活動している子供もいるのです。学校だけではなく、地域や福祉とつながることで子供たちが安心できる居場所が広がるのではないかと感じています。

県として、学校、家庭、福祉が連携し、子供たちを支える支援体制をどのように強化していくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、デジタル技術を活用した教育の質向上と地域間格差の解消についてであります。１人１台端末等が整備され、個別最適、協働的な学びができる環境になってきました。使い方や支援体制によって子供たちの学びに差が生まれてしまうことがあります。デジタル技術は子供たちの可能性を広げる大切な手段です。

また、英語の授業でＡＩを活用した授業も行われています。清水中学校でもモデル校として研究を進めており、清水中学校の担当教員にお聞きしたところ、生徒たちも授業時間内に各自が回答した問題をＡＩに添削してもらい、うまく活用していると聞いています。

さらに、来年度、土佐清水市では、本県が推進している教育ＤＸの取組を進めていくこととしています。子供たちの学びの格差を解消するためにも、地域間格差を解消するためにも、ＡＩ等のデジタル技術の活用に関して専門的な知識を得るための教員研修や好事例の横展開が必要であると考えます。

教員がデジタル技術の活用の質を高めるための取組をどのように進めていくのか、教育長にお伺いします。

次に、教師への視点についてであります。教員が働きがいを感じられる教育現場づくりについてです。先生方もきらっと輝けるのは、一生懸命取り組んできた自信のある教育実践を行っているときであると思っています。先生方も持っている自信は違ってくると思いますが、自信を持って教壇に立てるというのは大事なことであると思っています。例えば、教科指導、授業づくりであったり、学級指導、学級づくり、児童生徒との関わり方であったり、部活指導であったりと、違いはあろうかと思います。それぞれの教育活動の中で子供たちと向き合い、成長に寄り添いながら喜びを感じられることはとても大切で、教育の質にも直結すると思っています。

働きやすさとともに働きがいを育む環境づくりが大切だと考えています。業務の負担が軽くなることは大切ですが、それだけでは働きがいが高まるとは限りません。子供と関わり合える時間が増え成長を感じられることこそ、先生方の喜びにつながるのではないかと感じています。

県として、教員が働きがいを実感できる教育現場づくりをどのように進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、若手育成と経験豊富な教員の知見継承についてであります。若手の先生が自信を持って教育実践を積み上げ、安心して成長できる学校には、若手の先生が困っているときに経験豊富な先生が、その知見を基に解決策を伝え、さりげなく手を差し伸べ、支援している温かい雰囲気があると思っています。

県教委が進めていた教科の縦持ちでの研修体制は、若手育成に効果があったと思っています。初任者の教科の縦持ちは負担が大きくなるのではとの心配もありましたが、教科のチームで授業づくりの確認をしていきましたので、負担感は少なかったようです。複数の教員がメンターとなり、若手教員の指導に当たっていましたので、気に入ったアドバイスを受け入れ、ある程度自信を持って教壇に立てていたと思います。チームで若手教員を支える体制をつくるということが大事だと考えます。

メンター制度や校内研修を通じて若手と経験豊富な教員が学び合い、知見の継承が行える場づくりをどのように進めていくのか、教育長にお伺いします。

続いて、農産物のブランド化と農地保全活動についてであります。

ブランド化が地域農業にもたらす効果につい

て、近年全国各地で農産物のブランド化が進んでおります。研究ではブランド化は単なる販売戦略にとどまらず､地域の農業やコミュニティーの維持にも大きな効果をもたらすことが示されています。例えば、品質や地域性を打ち出すことで収益が向上し、農地を維持する力が高まること、ブランド化の過程で生産者や地域関係者が協力し、地域コミュニティーが活性化すること、地域の特性や景観がブランド価値の源泉となり、農地や環境を守る動機が生まれること、こうした点が指摘されています。

私は、今住んでいる土佐清水市宗呂地区のお米をブランド化する取組を昨年行いました。大変おいしいお米ですので、何とか付加価値をつけて販売し、生産者の皆さんに喜んでもらえるようにしようと始め、生産者10名の皆さんに参加していただき、約３トンのお米をふるさと納税返礼品として出品しました。

その取組の中で、蛍の餌であるカワニナを保護したり、蛍が飛ぶ時期になると写真を撮って返礼品のホームページに掲載し、家庭排水が入らない水田で、水源地は蛍が舞う場所でのお米ですとＰＲしました。６月下旬には玄米５キロの返礼品の中で全国ランキング１位になったこともあります。これらの報告も地域の会合の中では報告し、地域の皆さんにも喜んでもらえ、今年もやろうという声も上がっています。地域ぐるみでブランドを育てている事例ではあります。

農産物のブランド化に関して、県としてどのような支援を行っていくのか、農業振興部長にお伺いします。

また、農地保全そのものがブランド価値を高めるという側面もあります。農地が適切に管理され美しい景観が保たれることは、その地域の農産物にストーリー性や信頼性を与えると言われています。また、農地保全は、水管理や土壌管理の質を高め農産物の品質安定につながること、環境に配慮した生産が消費者の評価を高めること、こうした点でもブランド化と深く結びついています。

さらに、農業掛けるＩＴや女性農業者の取組など、地域内外の人を巻き込む新しい動きが、農地保全や地域づくりによい影響を与えている事例も報告されています。ブランド化の取組と農地保全活動は、互いに相乗効果を生む車の両輪であると考えます。

県としての支援の方向性についてお伺いします。県として、地域内外の人々が農地保全に関わりやすくなる仕組みづくりをどのように進めていくのか､農業振興部長にお伺いいたします。

農産物のブランド化の取組は、地域の合意形成や協働を促し、結果としてコミュニティーの再生につながるとも言われています。また、ＩＴ活用や女性農業者の活動など、新しい担い手を呼び込む動きも全国で広がっています。農産物のブランド化と農地保全活動は、地域の農業を守り未来につなぐための大切な取組です。県としても農産物のブランド化、農地保全活動を支える政策を進めていただきたいと願い、次の質問を行います。

続いて、水産業のデジタル化と漁業振興についてであります。

土佐清水市では、昔から海と共に生きてきました。漁業は地域の暮らしや文化を支えてきた大切な産業であり、私自身も多くの漁師さんから現場の声を聞かせていただいています。しかし、燃料費の高騰や漁獲量の不安定さ、担い手不足など､漁業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

そうした中で、県が進めてくださっている高知マリンイノベーションの取組は、漁業の未来を切り開く大きな力になると感じています。今日はその中でも、特に土佐清水市に関わりの深

い取組についてお伺いしたいと思います。県が進めているメジカ漁場予測システムは、海の状況をデータで見える化し、漁師さんがより安心して漁に出られるようにする、とても心強い取組だと感じていますし、大変ありがたく思っています。

土佐清水市では宗田節加工業は、伝統のある大変重要な基幹産業であります。その原料となるメジカの漁獲量は大変重要で、概算ではありますが、土佐清水漁業指導所にお聞きすると、市内加工業者で約6,000トンのメジカが必要となるそうです。しかしながら、近年の土佐清水市における釣りと定置網を合わせた漁獲量は、年間2,000トンから3,000トンで推移をしており、全く供給量が足りていないというのが現状であります。

来年度から、このシステムを使う漁業者を増やしデータをしっかり集めていくことで、漁獲量の安定、価格の安定、燃料の節約、漁師さんの負担軽減など様々な効果が期待されると考えています。このシステムの導入を漁師さんにお伝えしたところ、そんなこと知らんかった、ええことやね、ほかの魚種もあったらいいねという声も聞いております。

そこで、お伺いいたします。このメジカ漁場予測システムについて、県として今後どのように漁業者への普及を進めていくのか、また他魚種へのシステム導入拡大はあるのか、水産振興部長にお伺いします。

県では、土佐清水市をモデル地区として産地市場のスマート化にも取り組んでおり、メジカ釣り漁業や定置網漁業では電子入札も導入されていると聞いています。こうしたデジタル化は若い世代にとっても魅力に映り、担い手確保にもつながる大切な取組だと感じています。しかしながら、年配の漁師さんや仲買人の方々には抵抗感のある事業であると思っていますし、まだまだ多くの漁師さんに認知してもらっていないのが現状だと考えています。

そこで、お伺いします。水産物の産地市場のスマート化の効果について、県としてどのように評価しているのか、またこうした取組を県内全体にどのように広げていくのか、水産振興部長にお伺いします。

また、こうした取組以外にも、定置網漁業に被害を及ぼす急潮の発生や、キンメダイ漁において狙った場所に漁具が投入できなくなる二枚潮の発生を、コンピューターなどを用いて予測する取組を進めているとお伺いしています。こうしたデジタル技術の活用は、漁業の効率化だけでなく、新しい技術を使いながら働けるという魅力を生み、若い世代の関心にもつながると感じています。

今後の漁業の担い手確保にもつながる水産業のデジタル化について、県としてどのように進めていくのか、水産振興部長にお伺いします。

土佐清水市の漁業は、地域の誇りであり、未来に引き継ぐべき大切な宝です。観光振興を進めるためにも、極上のおいしい魚を食べることができるという土佐清水市ならではの観光振興にとっても大切な産業であります。デジタル技術をうまく活用しながら、漁師さんの知恵と経験を可視化し、次の世代につなぎ、持続可能な水産業を共に築いていきたいと考えています。県としても現場の声に寄り添った支援をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、デジタル人材の育成支援についてであります。

先ほど、水産業におけるデジタル化について紹介しましたが、産業のデジタル化は様々な業種で目まぐるしく発展しております。デジタル技術の普及、さらなる向上により、これまでの仕事のやり方が大きく変わる中、企業におけるデジタル人材の価値がますます高まっています。

デジタル人材を育成し、活躍していただくことは、本県産業の振興に欠かすことはできません。

そこで、お伺いします。県としてデジタル人材の育成にどのように取り組んでいるのか、また産業のデジタル化をさらに加速するためにどのようにデジタル人材の育成支援策を強化していくのか、商工労働部長にお伺いします。

続いて、分散型ホテルの推進についてであります。土佐清水市窪津地区で進む分散型ホテルの取組についてです。

窪津は200世帯350人ほどが暮らす小さな漁師町であり、古くから定置網漁が盛んな地域です。近年、この地域で漁師の皆さんが空き家を自ら改修し、地域全体を１つのホテルに見立てる分散型ホテルの取組が始まりました。この挑戦は、空き家の利活用、漁村文化の発信、滞在型観光の推進、そして地域活性化につながる大変意義深いものであります。

窪津共同大敷組合の皆さんは空き家をリノベーションし、satoyadoくぼつとして、omote001、tomo002、moyai003といった一棟貸し宿を次々と開業し、既に宿泊者から高い評価を得ています。また、漁港見学や魚さばき体験、地元の方との交流など、地域の暮らしそのものを体験できるコンテンツづくりも進んでおり、地域の面白さをそのまま届ける観光として成果を上げつつあります。さらに、漁師自らがＤＩＹで空き家を改修する取組はテレビや新聞でも取り上げられ、地域の誇りにもつながっています。

このsatoyadoくぼつは、県の観光政策どっぷり高知旅にも合致しております。県は、地域全体を１つのホテルに見立てるまちごとホテルや、分散型宿泊施設を長期滞在や地域活性化につながる重要な観光戦略としても位置づけています。また、県は分散型宿泊施設に関するセミナーを開催し、空き家活用、滞在型観光、地域の食や文化との連携、エリア公募制度などを進めていることも示されています。

つまり、窪津地区の取組は、県の観光政策の方向性と完全に一致しており、県が積極的に後押しすべきモデルケースと言えますが、さらなる拡大に向けた課題もあります。空き家改修費の負担、宿泊棟の増設に向けた資金確保、体験コンテンツの開発、人材確保など、地域だけでは乗り越えにくい課題もあります。大敷組合の組合長さんは、将来的に宿を10軒まで増やし雇用創出にもつなげたいという明確なビジョンを持っています。

この地域の熱意を県としてどう支援するかお伺いいたします。窪津地区で進む分散型ホテルの拡大に向け、空き家改修や宿泊棟の増設、体験コンテンツの造成などに対し、県としての支援策を観光振興スポーツ部長にお伺いします。

また、成功事例として、窪津地区をモデル地区として、より重点的な支援を行っていただけないか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

窪津の分散型ホテルは、地域の魅力をそのまま体験していただく、まさに地域の宝を磨く取組です。漁師の皆さんが自らの手で未来をつくろうとしているこの挑戦を、県としてぜひ後押ししていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、中山間地域における福祉・介護の課題についてであります。

土佐清水市では、地域の皆様が互いに支え合いながら暮らしを守ってこられました。しかし、人口減少の加速化や生活環境の変化により、地域の力だけでは対応が難しくなっている多くの課題が見えてきております。その現状を共有しながら、県としてのお力添えをお願いしたいと考えております。

まず、高齢化の進行と地域の負担についてであります。土佐清水市の高齢化率は、2024年10月時点で51.8％と土佐清水市高齢者福祉計画に

示されています。全国平均を大きく上回り、県内でも最も高い水準です。高齢化の進行に伴い、要介護認定者の増加、介護保険給付費の増大、独居高齢者の増加など、地域の生活を支える力が大きく求められています。

次に、医療・介護人材の不足についてです。土佐清水市の計画では、全国的な傾向と同様に、介護人材の確保が困難であることが明記されています。また、在宅医療・介護連携を担う専門職の不足も課題とされています。地域の事業者の皆さんには、限られた人員の中で懸命にサービスを維持してくださっていますが、今後の持続性を考えると、県としての支援が不可欠です。

在宅医療・介護連携の強化について、土佐清水市では土佐清水版地域包括ケアを掲げ、医療・介護・福祉の連携を進めています。また、土佐清水市の在宅医療・介護連携推進事業では、ＡＣＰ――人生会議、おひとりさま支援、認知症支援、多職種連携の場づくりなどが重点的に取り組まれています。しかし、専門職の不足や情報共有の課題など、地域だけでは解決が難しい部分もあります。

地域福祉の課題と生活支援体制について、土佐清水市社会福祉協議会の地域福祉活動計画では、独居高齢者の増加、地域のつながりの希薄化、移動手段の不足、見守り体制の強化などが地域課題として整理されています。課題が多く活動が停滞した地区もあり、再構築が求められているところです。

先日、地域を回って独居高齢者の方々のお宅も訪問させていただきましたが、様々な病気を抱え生活をしている現状を知りました。玄関に出てくるまでも足を引きずりながら出てきてくださり、作業していて転んだといって顔の擦り傷がそのままになっている方もおりました。布団に横になったままの方に聞くと、脚立からこけて動けんがよということでした。そのような現状を見ると、在宅医療・介護連携の強化、生活支援体制の強化は必要であると強く感じております。

介護人材の確保、定着に向けて、県はどのような施策を強化していくのか、特に、過疎地域で働く人材への支援について子ども・福祉政策部長にお伺いします。

また、地域福祉の再構築に向けて、県として市町村や社協と連携し、生活支援体制整備をどのように後押ししていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

土佐清水市は地域の力を生かしながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めています。しかし、人口構造の変化は地域の努力だけでは乗り越えられない部分もあります。どうか県として温かい医療・福祉・介護の施策を、地域の実情に寄り添った支援をお願い申し上げ、私の第１回目の質問とします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　岡﨑議員の御質問にお答えをいたします。

半島地域におきます道路の構想路線の早期整備についての見解、今後の取組についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

本県東西の半島地域は幹線道路が少なく、豪雨や越波によります通行止めが度々発生をいたしております。南海トラフ地震が発生した場合には津波により道路が寸断され、多数の集落などの孤立が発生すると考えられます。

そうしたことから、令和３年度に策定をされました四国地域新広域道路交通計画におきまして、幡多西南地域道路や奈半利室戸道路などが構想路線として位置づけられました。また、昨年度には関係市町村によりまして、幡多西南地域道路及び奈半利室戸道路それぞれの建設促進協議会が立ち上がりました。県では、目指すべ

き道路ネットワークの在り方について助言をいたしますほか、最新の道路行政の動向に関する情報提供などを通じまして、これらの協議会の活動を積極的にサポートさせていただいております。

構想路線を含めまして、四国８の字ネットワーク等の道路は、発災時の緊急輸送等の対応に非常に重要であると認識をしております。その整備は県政上の重要課題であります。そのため、昨年度四国８の字ネットワークが県内で全線事業化となりました節目の機会を捉えまして、これら構想路線の早期具体化につきましても国への政策提言を始めております。

一方、この構想路線の具体化に向けましては、幹線部分となります四国８の字ネットワークの全線開通に一定の目途をつけることも重要となってまいると考えます。そのためにも、まずは何よりも道路整備予算の国全体の総枠につきまして、国に対して強く働きかけるということをはじめといたしまして、まずは先ほど申しましたとおり、四国８の字ネットワークの整備促進、こちらのほうに全力で取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、学校現場で子供たちの自尊感情や思いやりを育むための取組や支援についてお尋ねがございました。

子供たちが変化の激しい社会を自分らしく、よりよく生きるためには、自尊感情や人間関係を形成する力を育むことが極めて重要です。このため県教育委員会では、道徳教育の充実を心の基盤としつつ、実生活において子供たちが協力して何かをやり遂げる中で、自分や友達のよいところに気づき、互いを認め合うといった実践的な体験活動を推進しております。

具体的には、平成25年度から高知夢いっぱいプロジェクト事業を推進し、子供たちが授業や学校行事に主体的に参画する活動を展開してまいりました。他者との対話や協働を通して仲間との絆を深め、学校を自分たちの手でよりよくする体験を積み重ねることで、意識調査において自尊感情の向上という成果が現れております。また、こうした心の安定が学習への意欲を高め、学力向上にもつながっているとの報告も受けております。

もとより、こうした成果を生み出す鍵は教員の日々の姿勢や態度にあります。教員が子供たちの声を真摯に受け止め、自らの関わり方を絶えず振り返りながら、一人一人の成長を支える伴走者であり続けることが重要です。教員が温かく励まし、時には諭し、その努力を認める姿勢を示すことで、初めて子供たちが失敗を恐れずに挑戦し、安心して学べる環境が整うものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き教員のあるべき姿を明示している高知県生徒指導ハンドブックを、教職員が常に立ち返るべき指針として徹底していきます。さらに、今後は県内各地で保・幼・小・中の連携強化を図り、夢いっぱいプロジェクトの成果を広げてまいります。

こうした取組を通じて、子供たちの自他を尊重する豊かな心を育むとともに、仲間と共に自らの未来を切り開く実践力が培われるよう、本県の教育を推進してまいる所存です。

次に、学校、家庭、福祉関係が連携した支援体制の強化についてお尋ねがございました。

不登校やヤングケアラーなど、子供たちが抱える課題は複雑化、多様化しており、学校だけでは対応が困難な事案が増えています。こうした状況に対し、県教育委員会では全ての公立学校へスクールソーシャルワーカーの配置を進めてきました。これにより、本人や家庭のニーズを丁寧に確認しながら、医療や福祉サービスな

ど必要な支援につなげる体制を整えています。

加えて、困難に直面した生徒自らがＳＯＳを発信できる力を育むため、県立学校６校において令和６年度から研究事業を開始しました。この事業では生徒が、困ったときに誰かに相談することの大切さを理解し、実際にどのように相談したらよいかを学ぶ授業を行っています。また、福祉保健所等の職員にこの授業へ参加してもらい、地域の窓口を紹介することで、学校の外にも安心できる居場所があるという周知を併せて行っているところです。これらの学校では相談件数が増加し、早期支援につながるなど、着実な成果が見られます。

来年度からは、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を継続することはもとより、このＳＯＳの出し方に関する事業を市町村立の学校にも広げていきたいと考えています。

これらの取組を通じ、子供たちの悩みや困り感をしっかりと受け止め、安全・安心な生活を支えられるよう、学校、家庭、福祉機関などの連携体制を強化してまいります。

次に、教員におけるデジタル技術の活用の質を高めるための取組についてお尋ねがございました。

各学校では、１人１台端末などを活用して、児童生徒同士が瞬時に考えを共有したり、情報を収集したりすることが可能になってまいりました。そのことに伴い、教員には授業などにおける指導方法を従来のやり方から見直していくことが求められています。

このため、教員のデジタル技術の活用指導力を高めることを目的として、個々のスキルに応じた複数プログラムの研修会を開催するほか、校内での研修も推進してまいりました。とりわけ、県内５地域のモデル校では先進的な授業研究が進められ、学校内で教員同士が互いにデジタル技術活用のスキルを磨き合う取組が行われています。

一方、近年は生成ＡＩなど技術の進歩が著しく､それらに対応する教員のスキルもアップデートしていかなければなりません。このため、本年度から、お話にありました清水中学校など県内23中学校を指定して、対話型ＡＩを活用した実証研究に取り組んでいます。これらの学校からは、教師が適切に指導しながらＡＩを利用させることで生徒の思考が深まった、英語の表現力が高まったといった好事例が報告されております。

さらに、来年度はモデル校の指定を５地域から８地域に拡充するとともに、多くの教員に公開授業への参加を促すことで先進的な取組の横展開を図ってまいります。また、教員研修のプログラムについても、実際に授業で使う場面を想定した内容にバージョンアップするなど、一層充実させる考えです。

このような一連の取組により、全ての教員がデジタル技術を、学びを深めるためのツールとして効果的に活用できるよう後押しし、教育ＤＸを力強く推進してまいります。

次に、教員が働きがいを実感できる教育現場づくりについてお尋ねがございました。

教員にとって、子供と関わり、その成長を間近で感じられることは大きな喜びであり、働きがいにつながるものだと考えております。一方で、教育課題の多様化、複雑化に伴い、教員の長時間勤務が深刻化していることから、これを解消し、教員本来の業務に専念できる環境を整えることが重要です。

そのため、県教育委員会では、教育大綱や教育振興基本計画に働き方改革の推進を位置づけ、業務負担の軽減を図りながら、子供と向き合う時間をしっかりと確保できるよう取組を進めているところです。具体的には、研修等によるマネジメント力の向上と意識改革、ＩＣＴも

活用した業務の効率化や削減、教員業務支援員など外部人材の活用といった取組を進めています。さらに、本年度からは新たに専門的知見を有するコンサルタントが学校への伴走支援を行い、時間割や業務の見直し、行事の精選といった具体的な業務改善を図っております。

加えて、昨年６月のいわゆる給特法の改正により、各教育委員会には働き方改革に関する計画である業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられました。県及び市町村の各教育委員会では、これまでの取組や地域の実情を踏まえ､本年度中に計画を策定することとなっております。

今後は、これらの計画に沿って、教員が子供と向き合う時間を十分に確保でき、働きがいを実感できるよう、市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

最後に、若年教員と経験豊富な教員が学び合い、知見の継承が行える場づくりを進めていくことについてお尋ねがございました。

若年教員が増加する中、経験豊富な教員が長年培ってきた学級経営の勘どころや授業のノウハウを次世代に継承することは、教育の質を高める上で重要であると考えます。

県教育委員会では、令和元年度から各学校において先輩教員を指導・相談役とするメンター制を導入し、若年教員の育成、悩みや課題に寄り添う体制を構築してまいりました。また、一定規模の中学校における教科の縦持ちや、小規模中学校における教科間連携を導入し、継続的に教員同士が教材研究や指導の技術を学び合う体制を整えてきました。

これらの取組により、若年教員の力量向上のみならず、先輩教員も自らの指導を振り返るという双方の成長につながる好循環が生まれています。

一方、中には各教科の担当教員が１人しかいないため、校内で専門性を磨くことが難しいという学校もあります。そのため、次年度からは新たに学校の枠を超えて教科の専門性を磨き合う中学校教科ネットワーク事業を開始することとしました。この事業を通じて、県内５地域に同じ教科の教員が参集し、教材研究や授業実践を共有する場を創出していきます。

以上のような取組により、若年教員と経験豊富な教員の知見を融合させ、互いに学び合いながら成長できる環境をさらに充実させてまいります。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

**○農業振興部長（松村晃充君）**　まず、農産物のブランド化に向けた支援についてお尋ねがございました。

地域の特色ある農産物の価値を高め、ブランド化を図っていくことは、議員から御紹介いただきました事例のように、生産者の所得の向上や生産への意欲の高まり、さらには地域の活性化にもつながっていくものと考えます。

県では、味や外見の向上など高品質化に向けた栽培技術の指導や、商品の特徴を消費者に分かりやすく伝えるパッケージの作成に係る専門家の派遣など、ブランド化に向けた様々な支援を行ってきました。

例えば、本山町のブランド米、土佐天空の郷の取組では、うまみの向上に向けて、海洋深層水を活用した栽培技術の導入を支援するとともに、全国規模の食味コンクールへの出品を支援し、最優秀賞を受賞したことで全国に知られるブランドとなりました。その結果、取組を始める前と比べて５割以上高い価格で取引されるようになっています。

さらに、こうした取組を通じて、地域の方々の稲作や棚田を守りたいという思いが高まり、参加型の田んぼアートづくりや、田植や稲刈り体験ツアーなど、地域内外の交流が活発に行わ

れております。

県内には、地域地域に特色のある農産物がたくさんございます。土佐天空の郷のような事例を一つでも多く生み出していけるよう、それぞれの地域での取組の状況に合わせて、高品質化や認知度向上、販路開拓などブランド化に向けて必要な支援を行ってまいります。

次に、地域内外の人々が農地保全に関わりやすくなる仕組みづくりについてお尋ねがございました。

農地は農産物の生産の場だけでなく、農村の景観の維持や多様な生き物を育む、伝統文化を伝えるといった人々の生活に様々な恵みをもたらす役割を果たしています。地域で適切に農地を管理していくことは、農地の持つ機能を守り、そこで生産される農産物の付加価値を高め、さらには地域経済やコミュニティーの活性化につながっていくものと考えます。

しかしながら、多くの地域で人口減少や高齢化による担い手の不足あるいは集落機能の低下により、農地保全活動の維持が困難となりつつあります。このため、市町村と連携しながら、地域全体で農地保全活動を支える機運の醸成や、地域外の多様な人材の参画を促す取組を進めていく必要があると考えています。

具体的には、地域の学校と連携した田植や芋掘りなどの農業体験や、遊休農地を活用した花いっぱい運動の実施など、農地保全に資する活動を支援することで、地域の方々の意欲の高まりを促していきたいと考えています。また、地域の農地保全活動の情報をタイムリーに届けるマッチングアプリや、祭りや農作業などの集落活動と都市部の若者をつなぐ「いこうち！」を活用し、誰もが簡単に農地保全活動に参加できる環境づくりを進めてまいります。

こうした取組により、農地保全に関わる人々を増やしていくことで、農地が適切に保全され、そこで生産される農産物に新たな価値が生まれるといった好循環につなげてまいります。

（水産振興部長山下修君登壇）

**○水産振興部長（山下修君）**　まず、メジカ漁場予測システムの漁業者への普及について、また他魚種への導入の拡大についてお尋ねがございました。

メジカ漁業においては、かつては多くの漁業者が出漁し、広く回遊するメジカの群れがいる漁場の情報を共有することにより、効率的に漁場を探せていました。しかしながら近年は、漁業者の減少に伴い情報が少なくなり、漁場を探す時間がかかったり、漁場を見つけること自体が難しい状況になっています。

このため、漁業者の協力を得て取得してきた漁場の位置で、位置などのデータをＡＩに学習させて、漁場の位置を予測するメジカ漁場予測システムを構築し、来年度から漁業者への予測情報の提供を開始することとしています。このシステムにより漁場を探す時間が短縮されることで操業時間が増え、燃油費の削減や漁獲量の増大が期待されます。このためシステムの効果や操作方法などについての説明会を行い、漁業者の利用を促進していきます。

このシステムをより多くの漁業者に利用していただくためには、予測情報の精度向上が不可欠であることから、今後もＡＩに多くの漁場などのデータを学習させる必要があります。現在データを提供いただいている漁業者は３名ですが、今後はデータの追加の必要性を理解いただき、協力いただける漁業者を増やしていきたいと考えています。

また、他魚種へのシステムの拡大については、こうしたデータの提供や、魚種に合わせた予測手法の開発などの課題もあることから、漁業者の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。

次に、産地市場のスマート化の効果に対する評価と、県内全体に広げることについてお尋ねがございました。

県内の産地市場の多くでは、市場を運営する漁協の職員が水揚げ量や入札の結果を紙に記録し、市場関係者への水揚げ情報との連絡は電話やファクスで行うなど、計量や入札の業務に多くの手間と時間を要しています。

こうした課題を解決するため、現在土佐清水をモデル地域として産地市場のスマート化を進めています。具体的には、電子ばかりで計量され専用タブレットに転送された水揚げ量のデータに、タッチパネルで魚種などの情報を加え、スマートフォンで電子入札を行うなど、多くの業務を紙媒体から電子媒体に変更することにより、効率化を図る取組です。

土佐清水地域ではメジカ釣り漁業や定置網漁業の計量、入札業務がデジタル化され、漁協の職員からは、業務負担が大幅に軽減されたとの声があり、また一部の買受人からは、正確な水揚げ情報が早く入手できるようになり販売戦略が立てやすくなったとの意見をいただいています。県としても、産地市場のスマート化は市場業務の効率化が大幅に図られ、魚価の向上にもつながるものと考えています。

このため、他の多くの地域の産地市場の方々に関心を持っていただけるよう、今後はモデル地域のスマート化の効果を詳細に検証し、得られた成果を様々な市場関係者等に周知してまいります。

さらに、導入を具体的に進めたいと考える地域の方々には､モデル地域への視察などにより、効果を実感していただくとともに、関係者間で丁寧な意見交換を重ねていただき、地域の実情に合わせた産地市場のスマート化を進めていただきたいと考えています。

県としても、多くの地域でスマート化が実現できるよう伴走支援を行い、スマート化の取組を県内に広げていきます。

最後に、今後の漁業の担い手確保にもつながる水産業のデジタル化についてお尋ねがございました。

県では、水産業における生産・流通・販売の各段階でのデジタル化を図る高知マリンイノベーションの取組を産学官の連携により進めています。具体的には、メジカ漁場予測システムの開発や産地市場のスマート化のほか、定置網漁業に甚大な被害をもたらす急潮の発生を予測する取組、養殖業の餌や労働時間の削減につながるＡＩを用いた自動で餌を与える機器の導入を支援する取組などを行っています。

来年度は、こうした取組に加え県産水産物の取引拡大に向けた産地の水揚げ情報の発信を行うこととしています。また、高水温や赤潮による養殖業の被害の軽減に向けて、養殖漁場の水温や酸素量などを測定し、リアルタイムで発信するテレメーターブイの導入にも新たに取り組む予定です。

こうした取組は操業の効率化、リスク軽減といった効果により、漁業所得の向上につながるとともに、デジタル技術を活用した新たな漁業の形態は若者との親和性が高いことから、担い手の確保にもつながるものと考えています。

今後も引き続き、生産・流通・販売の各段階における課題に対し、産学官の連携の下、デジタル技術による解決手法の洗い出しを行いながら、ＡＩなど最新の技術も活用し、水産業におけるさらなるデジタル化を進めてまいります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　デジタル人材の取組と支援策の強化について御質問がありました。

県内のあらゆる産業においてデジタル化を推進していくことは、事業者の生産性の向上につ

ながり、その稼ぐ力を高めるためにも重要です。そのため県では、デジタル化の取組の量的拡大と質的向上に向けた様々な支援を実施するとともに、その担い手となる人材の育成についても、地域の実情や事業者のニーズに応じた支援を行っています。

具体的には、県主催の高知デジタルカレッジにおいて、県内４つの地域で開催した小規模事業者向けの講座におよそ90名、またデジタル化に取り組む事業者の中核人材の育成講座におよそ40名、そのほかデジタル化に関する様々なセミナー参加者も含め、令和７年度の合計で850名を超える人材を育成しています。

令和８年度は、新たに小規模事業者を対象とした経理や広報のデジタル化に関する講座に加えて、経営者や従業員など、それぞれの立場に必要なデジタル化の先進的な活用事例を学べる講座も開催します。また、全国的にも注目度の高いＡＩを活用した効率的なシステム開発など、高度なＡＩ技術の習得による地産外商を目指します。

今後も、県内事業者のニーズやデジタル化の最新動向を踏まえた人材育成に取り組み、あらゆる産業の事業者が稼ぐ力を高められるよう、生産性の向上や高付加価値化を後押しします。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　まず、分散型ホテルの拡大に向けた支援策についてお尋ねがございました。

長期滞在につながる観光地域づくりを推進していくためには、中山間地域において地域の魅力を体感できる商品づくりを行うとともに、宿泊機能を充実させていくことが重要です。

そのため、県では、昨年度より、複数の宿泊施設を一体的に運営し、周辺の観光資源と連携して長期滞在を促す、いわゆる分散型ホテルの構築に向けた支援事業を開始したところです。この中で、空き家などの活用に関する現地調査やコンセプトづくり、運営体制の構築など、専門家による伴走支援を行っています。

土佐清水市窪津につきましては、この支援事業において地域の方によるＤＩＹでの空き家の改修や、お魚さばき体験など地域資源を生かした観光商品の開発、オンラインを活用した販売体制の整備といった取組への支援を行ってまいりました。

この結果、開業からこれまでの約１年間で、国内外から200名を超える方々に窪津地区の分散型ホテルに御宿泊いただいており、さらなる取組の進展に期待をしているところです。

次に、窪津をモデル地区として、より重点的な支援を行うことについてお尋ねがございました。

土佐清水市での取組は、空き家を活用した宿泊事業の運営にとどまらず、漁村の暮らしを観光に生かしたり、周辺の温泉や飲食店との連携を組み込むなど、地域一体となった分散型ホテルのモデル事業であると考えています。

最近では、一般観光客だけでなく、地元大敷組合の研修生や土佐清水市の移住体験ツアーの受入れなど、地域振興につながる利用実績も出てきています。また、今年１月に開業１周年を記念して開催されたイベントでは、地区内外から100名を超える方が窪津の町歩きを楽しむなど、交流人口の拡大や、住民自身が地域のよさを見直すきっかけにもつながっています。

県では、こうした取組への支援を拡充し、これまでの事業計画づくりといったソフト面での支援に、令和８年度からは物件の改修費用の助成というハード面での支援を加え、分散型ホテルの取組を加速化することとしています。

また、成果報告会やセミナーなどの機会を通じて、窪津での取組をモデル事例として県内へ横展開するとともに、どっぷり高知旅キャンペー

ンでもしっかりとＰＲを行うことで、中山間地域への誘客に取り組んでまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　まず、介護人材の確保、定着についてお尋ねがございました。

人口減少が進む中、中山間地域における介護サービスの提供体制を確保していくためには、介護人材の確保と定着が必要不可欠です。とりわけ、サービス利用者や家族と事業所をつなぐ重要な役割を担う介護支援専門員、いわゆるケアマネは、独居の高齢者や高齢者世帯の増加に伴う病院の付添いなどの法定外業務の負担などによる人材不足が課題となっています。

このため、新たにケアマネ向けの相談窓口を設置しまして、業務に関する専門的な相談や、法定外業務の悩みに関するアドバイスを受けられる体制を構築したいと考えています。あわせて、潜在ケアマネの復職支援や資質向上に向けた研修を行うなど、ケアマネの確保、定着に向けた支援を強化したいと考えています。

また、訪問介護員、いわゆるホームヘルパーに関しましては、業務を効率化することで職員の負担を軽減することが人材の確保、定着につながります。このため、中山間地域にサービスを提供する訪問介護事業所に対しまして、介護記録を音声入力できるソフトの導入経費に対して独自の助成を行い、支援を強化したいと考えてございます。

さらに、中山間地域での人材確保に向けましては、令和５年度から中山間地域の介護事業所がホームヘルパーやケアマネを新たに雇用する際の一時金や、転居費用の支給への助成を行っています。引き続き、市町村と共に事業所の人材確保の取組を支援してまいります。

こうした取組のほか、生産性の向上や働きやすい職場環境の整備、介護の仕事の魅力発信などに取り組むことによりまして、介護人材のさらなる確保、定着を推進してまいります。

次に、地域福祉の再構築に向けて、生活支援体制の整備をどのように後押ししていくのか、お尋ねがございました。

人口減少や少子高齢化の進行により、地域のつながりや支え合いの力の弱まりが加速し、議員御指摘のとおり、地域の力だけでは対応が難しい課題が顕在化してきております。こうした状況を踏まえ本県では、誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。

今後、独居高齢者のさらなる増加等により、課題の深刻化が見込まれる中、多機関が連携し必要な支援につなぐ、市町村の包括的な支援体制の構築がますます重要となってまいります。

このため、市町村社会福祉協議会に加え、様々な支援機関や地域の企業、団体などにも御参画いただき、それぞれが役割を分担し、支援が行き届く仕組みを整えていく必要があります。こうした仕組みに自ら助けを求められない人に支援の側からアプローチをするアウトリーチ支援や、社会とのつながりを回復、創出する参加支援、多世代との交流などによりまして住民同士がつながり、気づき合える地域づくり、そうした取組を重層的に支援することにより、地域全体で支え合う体制が強化されていくものと考えています。

こうした取組を国の事業を活用しまして実施する県内の市町村は、来年度17市町村にまで拡大する見込みでございます。また、その他の市町村に対しましても、県社会福祉協議会と連携をしまして、各種研修の実施や個別訪問など実情に応じたきめ細かな伴走支援を行ってきており、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた動きが進んできております。

今後とも、市町村や社会福祉協議会と連携を

しながら、包括的な支援体制の整備を着実に進め、地域福祉の再構築に向けてしっかりと後押しをしてまいります。

**○29番（岡﨑哲也君）**　ありがとうございました。

最後に、１点だけ質問をさせていただきます。知事にです。

私は、高規格道路の整備については地域の存続に関わる最重要課題だというふうに考えているんです。８の字ネットワークの整備が重要である、それが第一優先だというのはよく分かりますけれども、当該区間の高規格道路への計画の格上げというのは、私たちにとったらもう重要だというふうに思っているんです。

最重要課題であるかという認識に立たれておられるのか、そこだけ知事にお伺いしたいと思います。構いませんでしょうか、お願いします。

**○知事（濵田省司君）**　お話がございましたように、南海トラフ地震が切迫をしておるという状況、そしてやはり高規格道路というのは地域の産業、経済の活性化にとっても不可欠であるということでございます。この道路の整備、全般がある意味そうでございますけれども、とりわけ西南地域において高規格道路網の整備というのは最重要課題という認識でございます。

ただ、全国どこもそういうところばっかりでございますので、しっかりと予算の総枠を確保して、その中で早く８の字のほうのめどをつけるというところが手順だと思っておりますので、よろしくお力をお貸しいただきたいと思います。

**○29番（岡﨑哲也君）**　ありがとうございます。

国に対しても働きかけを行っていただいているということに対しても、本当にありがたく思っておりますし、そういう認識を持たれているという、共有されているということが私自身は重要だというふうにも思っております。本当にそういう、知事も最重要課題であるという認識を持っていただいていることに感謝申し上げます。

また、それぞれの執行部の皆さんには御答弁いただきましてありがとうございました。私もこの間、議員になって１か月半ほどですけれども、執行部の皆様から重点施策等についても説明を受け、県政の施策が本当にいろいろな課題に対して丁寧にエビデンスを持ってつくられているということも理解させていただきました。土佐清水市の課題を、その県政の施策を入れることで土佐清水市の課題もしっかり課題解決できるんじゃないかなというような思いも持ったことでした。

私は、今回の質問において土佐清水市のことを主に話をさせていただきましたけれど、好事例の窪津地区の事例なんかを言いますと、本当に地域づくりにつながっているようなところなんです。農業についても、私のところでやっている農業についても、地域づくりが進んでいる。地域づくりがきちっと進んでいる状況であれば、昨日知事がおっしゃった横串を刺すという横断的な部局の取組も可能になってくるんじゃないかなというふうにも考えるところです。

地域づくりがしっかり進んでいくと、福祉の課題を解決できたり、それぞれの地域の課題が、つくり方があるとは思いますけれど、そういうことができるんじゃないかなというふうにも思ったところです。本当に様々な面で皆様に御協力いただきながらやりたいと思います。

ありがとうございました。終わらせていただきます。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明６日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後３時58分散会

## 令和８年３月６日（金曜日）　開議第５日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長 | 門　田　純　一　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長 | 前　田　み　か　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主幹 | 大川美千子君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第５号）**

令和８年３月６日午前10時開議

第１

第 1 号　令和８年度高知県一般会計予算
第 2 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 3 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 4 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 5 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算
第 6 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 7 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算
第 8 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 9 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管

理者の指定に関する議案
第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第２　一般質問
（３人）

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

**質疑並びに一般質問**

**○議長（三石文隆君）**　直ちに日程に入ります。

日程第１、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

７番槇尾絢子議員。

（７番槇尾絢子君登壇）

**○７番（槇尾絢子君）**　おはようございます。自由民主党会派の槇尾絢子と申します。議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

先日、選挙区である香南市において市制施行・合併20周年記念式典が開会され、私自身も参加させていただき、改めて５か町村が合併した後の香南市について思いをはせる機会を頂戴いたしました。

今から20年前、平成の大合併を経て、本県では53市町村から34市町村へと23町が合併により再編されました。国の合併特例債や交付税の算定替えなど手厚い支援を受け、広域行政への転換を目指し、新庁舎建設や学校の統廃合、消防庁舎や防災拠点の整備等が推進されました。

一方、平成の大合併は、地方の人口を増やすための政策ではなく、人口減少が進む中で行政機能を維持するための対応策であり、少子高齢化という構造的課題や、都市への一極集中という経済構造、さらには地方における雇用機会の不足といった問題は、自治体の枠組みを再編するだけで解決できるものではありません。

その当時、それらの課題に対し様々な施策が講じられていたこととは思いますが、地方における成長戦略が十分に伴っていなかったことが現在の課題にもつながっていくのではないでしょうか。人口65万人を切った令和の今、濵田県政におきましても持続可能な社会の実現に向けた賢い縮小、４Ｓプロジェクトを推進し、人口減少下においても公共サービスを維持できるよう取り組まれていることと思います。ぜひとも、本県の経済成長とともに持続可能な、そして若い世代が住み続けたいと思う高知県をつくっていただきたいと願い、質問に入らせていただきます。

まず、地域未来戦略についてお伺いいたします。

2014年に地方創生を開始して以降、日本の急速な少子高齢化に対応し人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法の下で様々な取組が推進されてきました。

こうした流れの中、高市政権が発足し、地域未来戦略という新しい名称の下、経済成長や投資促進に、より一層重点を置きつつ、地方から成長を創出するための戦略が今夏取りまとめられます。

また、国全体の成長ビジョンといたしまして、様々なリスクや社会課題に対し先手を打った官民連携の戦略的な投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供できるようにすることで、我が国の経済のさらなる成長を実現するため、日本成長戦略も同時期に取りまとめられます。

その中で、従来の危機管理はコストとして捉えられていましたが、災害やパンデミック、サプライチェーン分断などに備えること自体が産業、技術の育成につながるという考えの下、危機管理投資や研究開発投資、スタートアップ支援、産学官連携などを通じて、中長期的な競争力をつくる成長投資を目指すとされています。また、その中で、集中的に投資する戦略分野といたしまして、ＡＩ・半導体、造船、防衛産業など17分野が掲げられております。

このように、地域未来戦略は日本成長戦略を都道府県レベルで具体化し、各地域の特性を最大限に生かしながら、新たな成長の核を地方から創出していくための取組であると考えられます。また、地域未来戦略において、地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に行うことで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成する取組を推進するとしております。

昨年９月議会でも述べさせていただきました、100億宣言を行うような野心的な企業の創出を含め、企業間、産業間の連携・集積が進み、既存産業をより高度化していくことは、地域のにぎわいを支える中小企業、小規模事業者へも波及し、地域全体の活性化にもつながります。

本県の産業振興を推し進めるためにも、こうした国の流れにしっかり乗っていくことが重要ではないかと考えておりますが、本県としてどのように国の政策に沿った取組を進めていくか、知事にお伺いいたします。

次に、企業誘致の現状と地元産業との連携についてお伺いいたします。

本県の企業誘致は、産業振興計画に基づく成長戦略の一環として推進され、人口減少と若年層流出が構造的課題となっており、雇用創出と所得向上を目指し、特に近年は若年層に人気の高いＩＴ・コンテンツ関連企業の誘致に注力しているとお伺いしております。

今までの成果といたしまして、同分野であれば約40社が立地し、数百人規模の雇用創出につながり、県の補助制度といたしまして製造業を支援する企業立地促進事業費補助金や、事務系企業を支援する高知県サテライトオフィス等立地促進事業費補助金などを整備、初期投資や人件費負担の軽減を図ることで企業誘致の下支えをしていることと思います。これらの取組は、立地件数や雇用人数といった定量的成果において一定の前進が見られる一方で、幾つかの課題も存在すると考えられます。

その中の一つが県内企業との取引や技術連携の状況であり、本県は中小・小規模事業者が大半を占め、誘致企業が地域内調達や共同事業を通じて既存産業と結びついていけるかどうかが、

地域内経済循環を図る重要な指標となるのではないでしょうか。企業誘致の評価軸が立地数から地域波及効果へと転換できるかどうかは、１問目で問わせていただきました地域未来戦略の推進においても重要な視点ではないでしょうか。

誘致企業と地域企業の取引関係が地域経済への波及効果を左右するとされている中、企業誘致の現状と地元産業との連携について商工労働部長にお伺いいたします。

次に、工業団地の確保についてお伺いいたします。

先ほど述べさせていただきました地域未来戦略や企業誘致の推進、また津波浸水被害を想定しての高台移転などを進めていくためには、その受皿である工業団地の確保が重要です。分譲可能な工業団地の用地ストックにつきましては、高知テクノパークで１区画、約0.6ヘクタール、南国日章産業団地で３区画、約3.1ヘクタール、合計約3.7ヘクタール、４区画であり、令和６年２月議会で加藤県議よりも同様の質問が行われた際分譲が開始されました高知中央産業団地布師田地区６区画も完売し、現在開発中の団地はほかにないことから、これらの用地の分譲が完了いたしました後は、団地のストックはなくなってしまいます。

また、香美市土佐山田町において仮称香美楠目産業団地が開発に向け進んでいたところ、地元の理解を十分に得られなかったとして関連予算の計上が見送られ、開発が事実上の白紙撤回となってしまいました。こうしたことから、今後スピード感を持って工業団地の開発に取り組まなければならないと認識しております。

需要がある一定見込まれる中、開発が進まない背景には、本県の平野部の狭小さ、津波浸水想定エリアが広範囲であること、また山間部での造成コストの割高さなどが考えられます。

以前、都市部から高知県へ本社を移された方から、地理的な制約の大きい本県において、どういったメリットがあったかお伺いしたところ、高知県の自然に囲まれた環境は海外の方々にも評判がよく、自然を感じながらの商談は、以前都市部にいた際よりも成功件数が上がったというお話をお伺いし、自然豊かな地方であるからこその利点もあるのかと驚かされました。

本県では県外企業が高知でビジネスをやっていけるかという判断を促すための実績公表、支援充実にも取り組んでおり、今後工業団地の需給両面を活性化していくことは、産業振興にもつながると考えられます。

一方、自治体においては、せっかく適地があったとしても、地元調整が難航したり、財源不足で踏み切ることができなかったりするといった状況もお伺いしているところであり、市町村との連携も踏まえ、確保への取組は大変重要になってくると考えます。

今後、どのように工業団地を確保していくのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、関係人口の創出についてお伺いいたします。

人口減少の一因である若年層の流出は、進学や就職を機に地元を離れた若者がそのまま都市部に定住し、Ｕターンが進まないことが課題とされています。

県といたしましては、いつか帰りたいと考えている県出身者には、仕事や子育ての情報発信などによりＵターンを促す施策が展開されていることと思います。一方、将来的な地域の担い手不足を防ぐためには、帰るつもりはないが地域への愛着はあるといった若者との関係を維持し続けることも重要ではないでしょうか。

先日、「はちきんが変える高知の未来！ 高知のものづくり企業と学生の交流会2025」に参加させていただき、その中の講演、遠隔操作型のアバターロボットで身体的な制約や距離の問題を

克服し、社会参加やコミュニケーションを実現するための分身ロボット、オリヒメを開発された吉藤オリィ氏のお話をお伺いしました。その講演を聞く中で、改めて本県の持つ距離に対し思いをはせてみました。東西に広い県土、都市部との離れた位置、距離を克服するインフラ整備も大変重要でありますし、その距離があったとしても、高知県とつながり続けられる仕組みづくりの大切さも感じました。

また、その後学生との交流会にも参加させていただき、大方高校から参加された女子高生とお話しする機会がありました。将来の夢などを聞いてみると、やはり多くの学生が一度は都会を経験したいし、戻ってくることをあまり考えていないと答えており、直接伝えられた言葉に、改めて女性に選ばれる高知にしていかなければならないと強く感じました。

一方、会話の中では、生まれ育った自然豊かな高知県への愛着も感じ取ることができ、進学や就学等で県外に出た後も本県とつながり続け、また貢献できる仕組み、取組が、より必要ではないかと感じました。

現在、国では関係人口を創出、拡大する動きが具体化しているとお伺いしております。初日の明神県議の質問にもありましたが、関係人口は移住でもなく交流でもなく地域と関わり続ける人と定義されております。

これまで移住はハードルが高く、Ｕターンには見向きもしない若者であっても、関係人口として高知に関係し続けてもらうことが重要ではないでしょうか。その仕組みといたしまして、２日目に西森雅和議員からの質問にもありましたが、国ではふるさと住民登録制度の検討が進んでおります。こうした国の動きを捉え、県においても移住に至らない段階の関係人口を若者の選択肢として捉え、こうした若者との関係を維持し続ける取組を強化していくべきと考えます。

国が進める関係人口の創出、拡大の取組にどのようなことを期待しているか、知事にお伺いいたします。

次に、県立病院の経営健全化についてお伺いいたします。

県立病院は、県民が地域で安心して住み続けられる医療提供体制の整備を担い、へき地医療、救急医療、周産期医療など民間病院では担い切れない政策医療を担う、言わば地域医療の最後のとりでであります。

一方、全国的に病院経営の悪化が深刻化しており、厚生労働省の医療経済実態調査によりますと、令和６年度において病院全体の約６割が赤字経営となっております。また、総務省が取りまとめた公立病院の令和６年度決算の状況については、約８割が赤字であることが明らかになっております。

こうした全国的傾向の中、高知県立病院年報によれば、令和６年度決算において総収益約157億円に対し、総費用は約171億円、当年度純損失は約13億4,000万円となっております。延べ外来患者数約22万9,000人、延べ入院患者数約15万5,000人、病床利用率約79％と、一定の利用実績を確保しているものの、経営面では厳しい状況が続いております。このような中で高知県として県立病院をどのように維持し、将来にわたって持続可能な経営を図っていくのかは重要な課題であると考えます。

病院経営における赤字構造の要因について、医師、看護師等の人件費増加、医療材料費や光熱費の高騰、診療報酬の構造的制約が悪化の主因とされております。救急医療、周産期医療、へき地医療など、県民に不可欠な医療機能を将来にわたって維持する必要性がある一方で、現状のように赤字が継続すれば県財政への影響も無視できません。

また、現在県立あき総合病院では、院内助産を本年４月スタートを目指し準備されているとお伺いしております。また、高知東部自動車道の整備に伴い、妊婦居住地別分娩数に変化が見られ、香南市や芸西村からの分娩数が増加しているともお伺いしております。このように、東部の周産期医療体制を支える大切な拠点をぜひとも維持していただきたいという思いです。

高知県立病院第８期経営健全化計画の取組を進め、患者数の増加及び診療単価の上昇により収益の向上を図りつつ、増加傾向にある経費の抑制に努め、令和８年度に病院事業全体で黒字化を目指すとされているものの、令和８年度の当初予算案では、経常収支の赤字が見込まれております。

県立病院を地域医療の中核病院として維持していくため、今後経営改善にどのように取り組んでいくか、公営企業局長にお伺いいたします。

次に、県立高校の魅力向上化における地域コンソーシアムについてお伺いいたします。

本県では、少子化の進行や中山間地域の人口減少を背景に、県立高校の小規模化が進む中、学校の在り方そのものが問われております。こうした状況を踏まえ、学校単体の努力にとどまらず、地域、自治体、企業、住民等が参画する地域コンソーシアムを構築し、地域ぐるみで高校の魅力向上に取り組む体制が整えられてまいりました。

例えば嶺北地域では、地域と行政が一体となり、学生寮や公営塾を整備するとともに、生徒が地域課題と向き合う探究型学習を推進するなど、学びと暮らしを切れ目なく支える仕組みづくりが進められております。また、高校魅力化コーディネーターの配置により、学校と地域をつなぐ橋渡し機能が強化され、体験型学習の充実や、全国から生徒を受け入れるこうち留学など、新たな挑戦も広がっております。

これらの取組は、志願者数の確保という量的側面のみならず、生徒一人一人が主体的に学び、地域との関わりの中で課題解決力や協働力を育むという質的向上を目指すものであり、同時に地域にとって、若者との協働を通じて新たな活力や誇りを生み出す契機となり得るものであり、教育と地域振興の好循環を形成する施策であると考えられます。

また、先日高知県立城山高等学校の学校運営協議会の中で、本校でも地域コンソーシアムが立ち上げられる旨の説明を受け、本校の抱える課題や魅力化の方向性を共有し、今後の取組が学生数確保にどこまで寄与できるのか、大変興味深くお伺いさせていただきました。一方、他の自治体の例等も見るに、企業や各種団体等との連携も大変重要であると感じております。

高校の魅力化を進めるため、各県立高校における地域コンソーシアムに具体的にどのような成果を望むか、教育長にお伺いいたします。

次に、気候変動を踏まえた農業についてお伺いいたします。

気象庁の公表資料によれば、日本の平均気温は長期的に100年当たり約1.2度上昇しており、猛暑日や短時間強雨の発生回数も増加傾向にあります。また、降水量については、降らない期間が長期化する一方で、短時間に集中豪雨が発生する年も増えており、水資源の不安定化が進行しております。

異常気象が例外ではなく常態となりつつある中で、その影響を最前線で受けているのが農業です。農林水産省の農作物災害種類別被害統計によれば、全国の農作物被害額は、豪雨や台風、高温、干ばつなどにより、その年によっては数千億円規模に達しています。

本県においても、豪雨による農地、農業用施設の被害に加え、夏季の少雨や取水制限による農業用水不足が生じた年があり、気候変動は生

産基盤そのものを揺るがす課題となっております。とりわけ、農業水利施設は豪雨時には排水機能を、渇水時には安定的な用水確保を担う生命線であります。しかしながら、排水機場の能力不足や老朽化、用排水路の漏水などが指摘されており、豪雨時の浸水被害や渇水時の用水の有効活用が困難となる事例も見られております。

国においては、取水堰や用排水路などの戦略的な保全管理を進めておりますが、施設の更新には多額の財源と計画的な優先順位づけが不可欠であります。

こうした状況を踏まえ、本県において農業水利施設の老朽化対策をどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、農作物への影響について質問させていただきます。令和６年には夏から秋にかけての記録的な高温により、水稲や野菜、果樹で品質低下や収量減少が見られました。昨年も夏場は高温傾向となり、少なからず影響が生じております。

高温障害は一時的な被害にとどまらず、産地評価の低下や経営不安にも直結する大きな課題であります。農林水産省では、高温耐性品種の導入や遮熱資材の活用、適切なかん水管理などを推奨していますが、これらは本来の生産拡大のための投資とは異なり、被害を防ぐための守りの投資であり、資材や設備の導入には費用がかかることで、経営規模の小さい農家ほど負担感が大きいのが実情です。気候変動に強い農業を確立するためには、技術導入支援に加え、経営継続を支える仕組みや中長期的な産地戦略が求められます。

そこで、気候変動に強い農業を目指し、特に影響の大きい夏場の高温被害に対しどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、女性の健康促進についてお伺いいたします。

国は、成長戦略といたしまして女性活躍を位置づけ、女性の健康課題への対応を強化する方向性を示し、女性活躍・男女共同参画の重点方針2025、通称女性版骨太の方針2025の中において、女性の健康上の特性、更年期などライフステージに応じた健康支援の強化、薬局等女性が相談できる地域資源の活用検討など、女性の健康の保持増進に関する取組が明記されております。

一方、経済の観点で見てみますと、女性特有の健康課題である月経随伴症状や更年期症状などに伴う体調不良や辞職等による労働損失は、社会全体で約3.4兆円と推計され、本県では約157億円に当たり、県経済への影響は少なくないものと考えられます。生産年齢人口の女性の有業率が73.6％と全国７位にある本県において、女性の健康支援は労働力確保、ひいては女性に選ばれる高知にもつながっていくのではないでしょうか。

かく言う私自身も、月経随伴症状の一つであるＰＭＳを長らく自らの性格の一部であるかのように誤って捉えておりました。いわゆる生理前にいらいらするという症状はその代表例ですが、感情のコントロールが難しくなり、症状が落ち着いた後に後悔や自己嫌悪に陥る、そのような状態が毎月繰り返される中で、自分の性格に問題があるのではないかと深く落ち込んでしまう、こうした経験は私の周囲でも決して珍しいものではありません。そういった経験を踏まえ、原因をしっかり知るということ、緩和策を講じることの大切さを改めて感じたところであります。

月経随伴症状の原因は完全には解明されておらず、現段階ではホルモン変動と脳内神経伝達物質の反応が中心であると考えられ、ホルモンの急な増減に体や脳が影響を受けることがＰＭ

Ｓの土台であり、ホルモンの量が異常なのではなく、変動に対する感受性の違いが症状を左右するそうです。女性の生活の質はもとより、女性の健康は社会の活力にもつながっていきます。女性だけの問題として捉えるのではなく、社会全体で受け止め、考えていくことが大切ではないでしょうか。

国においては、女性のライフステージ全体を通じた健康支援を強化しておりますが、高知県として、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期までを通じた女性の健康づくりについてどのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、緊急避妊薬のスイッチＯＴＣ化への対応についてお伺いいたします。本年２月に、いわゆるスイッチＯＴＣ化により、処方箋がなくても緊急避妊薬が薬局で購入できるようになりました。このことは、服用までに時間的制約がある緊急避妊薬へのアクセス改善という点で、一定の意義があるものと思われます。

この緊急避妊薬のスイッチＯＴＣ化に向けては、薬局での適正販売が確保できるかを検討するため、令和５年から厚生労働省の調査事業といたしまして緊急避妊薬の試験販売が行われており、令和７年１月末までに本県の120人を含む全国では6,813人の購入希望者が薬局を訪れています。この試験販売では、希望者全体の99.2%の方に販売できたものの、中には避妊指導が必要であったり、性感染症の可能性があったりするなど、医療機関の受診が必要と判断される事例もあり、販売に際して注意が必要な事例も明らかとなりました。また、16歳未満の方や短期間で繰り返し購入を行う方については、避妊指導等の観点から、産婦人科医や小児科へ受診勧奨することとされております。

このように、薬局における緊急避妊薬の販売には、薬剤師が購入者と接するに当たり、その背景にある社会的な課題も意識した対応が求められるのではないでしょうか。例えば、緊急避妊薬が避妊の代替手段として誤解されることにより、若年層を中心に自己判断での不適切な使用や誤用が増えるおそれがあります。また、性感染症予防や継続的な避妊の重要性が軽視される可能性もあります。

加えて、性犯罪被害に遭った場合の緊急避妊薬の重要性は認識されつつも、自己判断での利用が増加すると、医療機関や児童相談所などの支援機関との連携が取りにくくなり、十分な医療的・心理的ケアを受ける機会が減少する懸念もあります。

以上のような課題や懸念を踏まえ、県として緊急避妊薬のスイッチＯＴＣ化による薬局での販売に関してどのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、プレコンセプションケアについて質問させていただきます。プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えている人だけではなく、全ての若い世代が妊娠前から自分の健康を整えておく取組であり、妊娠してからではなく、妊娠する前から健康づくりを始めるという考え方です。

国においては、2021年に成育医療等基本方針に位置づけられ、こども家庭庁が普及啓発を推進し、自治体では若年女性向け検診補助なども実施され、女性版骨太の方針においても言及されております。単なる個人の選択支援ではなく、授かった命を健やかに迎えるための事前の備えであり、母子の安全確保、さらには将来世代への責任を果たすための人的基盤を支える取組であります。

本県においても、若年女性の痩せ傾向や貧血、月経随伴症状の悩み、さらには性感染症の課題など、将来の妊娠・出産に影響を及ぼしかねない健康課題が存在しております。また、同世代

の友人の中では不妊治療を行っているという話をよく聞きますし、金銭面や精神面でのつらさは耳にするだけで心が痛いものがあります。子供を欲しいと思った段階で悩んだり治療したりすることがないよう、安心して子供を産み育てられる環境整備は喫緊の課題ではないでしょうか。

そこで、重要となってまいりますのが学校における性教育との関連性です。学校では発達段階に応じた保健教育が行われておりますが、単に生理的知識を教えるにとどまらず、自らの体を守る責任、次世代を担う存在としての健康管理という視点をどのように関連づけているのかが問われます。命の貴さ、家庭の大切さ、そして備えの重要性を伝える性教育と、プレコンセプションケアの理念は本来親和性の高いものではないでしょうか。

また､学校卒業後の若年就労世代へのアプローチも課題です。職域や地域保健の場を活用した啓発、男性への健康教育、風疹抗体検査や子宮頸がん検診の受診促進など、具体的な展開が求められます。

プレコンセプションケアは、医療施策だけではなく、教育段階からの健康意識形成が不可欠であると考えますが、国が推進するプレコンセプションケアについて、本県では教育機関との連携を含め、どのように普及啓発を行っていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、五台山エリアについてお伺いいたします。

令和５年に放送されたＮＨＫ連続テレビ小説らんまんにより、本県の観光客入り込み数は過去最高水準、472万人を記録し、続くあんぱんにおいても本県ゆかりの物語が全国に発信され、観光客入り込み数は457万人と高水準で推移し、２期連続本県への注目度は高まりました。両作品の放送は既に終了しておりますが、朝ドラという国民的メディアを通じて可視化された本県の自然、歴史、そして人の営みは、多くの人々の心に強い印象を残したものと考えられます。

本県は今、言わばポスト朝ドラの局面に立っており、この高まった関心を一過性のブームで終わらせるのか、持続的な地域価値へと昇華させるのかが問われているのではないでしょうか。朝ドラは、日々の物語の積み重ねを通じ、地域の風景や文化を全国規模で物語化し、その土地へ行ってみたいという訪問動機へと転換させる極めて強力なコンテンツです。この高まった関心を、特定の施設や一時的なイベントの誘客にとどめるのではなく、周辺地域へと波及させる広域的な観光戦略へと展開していく視点も重要ではないでしょうか。

その具体的な展開先の一つといたしまして、五台山から浦戸湾にかけての一帯、五台山エリアについて質問させていただきます。現在、五台山では、らんまんで人気を博した牧野富太郎博士の精神を継承する高知県立牧野植物園が、知の拠点として国内外から来訪者を集め、旧展望台の老朽化に伴い、Ｐａｒｋ－ＰＦＩを活用した新たな展望台ソラミアンの整備が行われております。

そのような中、有志で五台山エリアに関する勉強会を開催しており、先日浦戸湾と五台山が織りなす土佐の原風景とその歴史的深層という視点を学ばせていただきました。高知城下から外海へと続く浦戸湾は、単なる港湾ではなく、自然地形を生かした壮大な都市構想の舞台であったと考えられており、人工の大名庭園を築かなかった土佐藩は、湾内の島々や入り江、河川や堀を一体的に捉え、まるで巨大な回遊式庭園のように都市空間を構想していたそうです。つまり、五台山と浦戸湾は、自然、政治、商業、信仰が融合した歴史的都市フレームワークだっ

たそうです。

五台山は、その全体像を俯瞰できる象徴的な地点であり、まさに歴史と風景が重なり合う空間であったそうです。その精神的支柱となりましたのが、四国霊場第31番札所である竹林寺や、夢窓疎石ゆかりの吸江寺といった古刹であり、宗教的権威と文化的交流の拠点としての土佐の歴史を支えてきました。

さらに、現代においては高知県立牧野植物園、五台山展望台ソラミアンの整備により、浦戸湾の歴史的・地理的価値を体感できる環境も整いつつあります。五台山エリアは、古代から近世、そして現代へと連続する物語を内包した重層的な空間であり、歴史、自然、文化が交差する本県を象徴する地域でもあります。

今後の観光振興においては、個別施設ごとの誘客にとどまらず、五台山麓を含めた浦戸湾一帯を一体的に捉え、回遊動線の整備やストーリー性の再編集、広域的な情報発信を通じて、面的な観光価値へと高めていく取組が不可欠であると考えております。

そこで、今後県といたしまして五台山エリアをどのように活用し、入り込み客数を増やしていくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いさせていただき、１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　槇尾議員の御質問にお答えいたします。

まず、国の掲げます地域未来戦略に沿った本県の取組についてお尋ねがございました。

国の地域未来戦略におきましては、御紹介がありましたように、関連する産業の面的な集積を図っていくという産業クラスターの創出、そして地場産業の付加価値の向上、さらには販路開拓、こういったことを進めていくという方向性で検討が進んでいるというふうに承知をしております。これは、本県がまさしく産業振興計画で取り組んでまいりました地産外商、あるいはイノベーションの創出と方向性を同じくするものと受け止めております。同様に、本県が人口減少対策の柱と位置づけております高付加価値型経済への転換とも軌を一にするものでありまして、大きな後押しを得られるのではないかというふうに期待をしております。

国の戦略におきましては、国が主体となって地方経済産業局の単位で策定をいたします戦略産業クラスター計画と、県主導で策定をいたします地域産業成長プラン、この２本立てで構成をされる枠組みが示されております。

本県といたしましては、これまで取り組んでまいりました本県の最大の強みである１次産業、あるいは食を核といたしまして、ハウス園芸農業のＩｏＰなどのフードテックに関する産業群の育成、創出を一層推進したいと考えております。

現在、四国経済産業局を中心といたしまして、四国内の戦略産業クラスター計画の取りまとめに向け準備が行われておりまして、本県もその協議に事務レベルで参加をいたしております。今後の協議を通じて、四国の計画の一つといたしまして、フードテッククラスターが位置づけられることを目指しているところでございます。

一方、県主導で策定をいたします地域産業成長プランにつきましては、県でまとめております産業振興計画の取組がベースになると考えております。この６月に取りまとめられます国の戦略を踏まえまして、県経済の成長につながる取組を推進したいと考えております。

産業振興の取組を進めていく上では、こうした国が推進をする政策に歩調を合わせまして、県の施策を連動させていくということが有効であると考えます。国の戦略を踏まえながら、高付加価値型経済への転換を進めますことで、若者に選ばれる高知県の実現に向けて取り組みた

いと考えております。

次に、いわゆる関係人口への期待についてお尋ねがございました。

議員から御紹介がありましたような、例えば本県出身の若者でＵターンは選択肢に入れていないけれども､生まれ育った高知には愛着を持っていると、こういう方々は本県にとって非常に大切な存在であるというふうに考えます。

県外での県人会の会合などにおきましても、今は戻る予定はないけれども、ふるさとのために何らかの形で貢献をしたいという思いを持っていただいている様々な世代の方々がおられます。お聞きをしますと、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。こうした思いをお持ちの方々には、地域と継続的に多様な関わりを持つ、いわゆる関係人口という形で、本県と目に見える形でつながりを続けていただきたいというふうに思っております。

そのような観点から注目いたしておりますのが、来年度中に開始予定の国によりますふるさと住民登録制度でございます。この制度には、関係人口の裾野の拡大、そして関わり度合いの深まりと、そういう両面で大きな役割が果たせるのではないかという期待を寄せております。

この制度の特徴の一つといたしまして、登録をいただいた方々に対して様々な情報を直接届けることが可能になるという点があります。例えば、特産品の紹介、ふるさと納税の御案内、こういった情報をお届けすることで、地元に帰る機会がなくても気軽にふるさとに貢献できると、そうした環境が整えていけるのではないかというふうに考えます。

また、帰省などの機会に地域との関わりを深めていただくために、例えば今高知県が進めております関係人口プロジェクト「いこうち！」に参加をいただいて、地域の祭り、行事などをお手伝いいただくと、こういったプログラムを発信することなども考えております。

こうした活動への参画を通じまして、都市部に暮らしながら、本県の地域の活性化を担っていただける人材として活躍していただくことも大いに期待したいというふうに考えております。

さらに、制度上可能であれば、登録いただいた若者に対し、私から高知を代表してメッセージをお届けしたいと思っております。例えば、イメージといたしましては、就職の際に本県が選択肢とならなかった若者に、今は若者の所得向上ですとか､共働き･共育ての推進､こういった点に県を挙げて取り組んでいる、そして高知も働く場が随分と変わってきている、変わりつつあるということ。あるいは、成長意欲の高い企業を支援し、若者にとりまして働きがいのある就業の場を増やしていこうという、こうした必死の努力をしていると。こういった言わば変わりつつある高知の姿というのを発信し続けますことで、将来彼ら、彼女らがライフステージに何らかの変化が生じた場合に、Ｕターンということも視野に入ってくる、選択肢に入ってくると、こういった展開に至ることも期待をしたいというふうに思っております。

このように、県の取組とふるさと住民登録制度をしっかりと連携させながら、本県出身者をはじめ、本県を応援してくださる県外の方にも御登録をいただきたいと考えております。そして、登録いただいた方々に、地域への関わり具合、関心事に合わせた情報をタイムリーに届けていけますように、今後検討を深めてまいります。

私からは以上であります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　まず、企業誘致の現状と地元産業との連携について御質問がありました。

これまで県では、製造業に加えて、女性や若

者の就職希望が多い事務系企業やＩＴ・コンテンツ企業の誘致に取り組んできました。その結果、平成21年の産業振興計画策定以降、73社の誘致を実現し、合計1,923名の雇用を創出しています。誘致した企業の中には、地元企業への仕事の発注や、地域で生産される農林水産物を仕入れるなど様々な取引がスタートしており、企業誘致の効果が地元産業にも波及しています。

例えば、昨年香南市に誘致した企業では、県内で調達した竹を主な原材料とし、環境配慮型の複合樹脂を生産し、大手自動車メーカーに納入しています。この企業の取組は新たな雇用の創出にとどまらず、放置されていた竹林を活用することで、里山の保全や$CO_2$削減にもつなげるなど多面的な効果も生み出しています。

また、近年誘致実績が多いＩＴ企業では、高い技術力やコンサルタント力を生かして、県内企業のデジタル技術の導入やＤＸ化を後押しするビジネスマッチングも見受けられます。

県においても、こうしたビジネスマッチングを積極的に進めていくとともに、新たな誘致企業へのアプローチでも地元企業への波及効果も見据えて取り組みます。

次に、今後の工業団地の確保について御質問がありました。

工業団地の確保は、県外企業の誘致はもとより、県内企業が事業の拡大や津波浸水対策などのために移転する候補地としても大変重要です。しかしながら、令和５年に高知市布師田の高知中央産業団地が完成して以降、新たな団地開発が進んでいない状況です。

これまでの団地開発では、地元住民の理解が得られないケースのほか、候補地調査の実施で排水処理の課題や軟弱地盤対策が必要となったことなどにより、開発を断念するケースがありました。また、議員御指摘のとおり、災害リスクが低く交通アクセスに優れた大規模な平地が少ないことも、新たな団地開発に至らない要因の一つとなっています。

こうしたことから、今後市町村をはじめ関係団体との連携を一層強化し、事前に地元の意向を十分調査することに加え、団地開発の要件を一部見直したいと考えます。具体的には、分譲面積５ヘクタール以上としていた面積要件を、令和８年度からは３ヘクタールに緩和することで、より多くの開発候補地の掘り起こしにつなげ、自然の豊かさも感じられるような新たな工業団地の確保を目指します。

（公営企業局長澤田昌宏君登壇）

**○公営企業局長（澤田昌宏君）**　県立病院における経営改善の今後の取組についてお尋ねがございました。

県立病院は、地域医療の中核病院として、経営健全化計画に基づき安定した医療提供と経営基盤の確保に努めております。現行の第８期計画は、計画期間を令和６年度から９年度までとし、経営目標は、お話にございましたように、令和８年度までに病院事業全体で経常収支の黒字化を目指すことであります。

令和６年度の経営状況は、急激な物価高騰や人件費の上昇などに対応した結果、経常収支は当初見込んでいた約３億円の赤字に対し、実際には約12億円の赤字へと大幅に拡大いたしました。令和７年度と８年度も経営努力による収益増加や、国の物価高騰対策などの特別支援を織り込んでもなお、経常収支は当初見込みを上回る赤字が避けられない状況でございます。

こうした経営状況の変化に加えまして、物価の高止まりなど厳しい経営環境は当面続くと予想されるため、計画期間の折り返し時点で経営目標を見直すこととし、一方で経営改善の取組は、より一層強化する必要があると考えております。

具体的には、経営期間中は国の特別支援を除

いた実質的な経常収支の赤字をこれ以上拡大させず、段階的に改善することを目指してまいります。この新たな経営目標を実現するため、強化する主な取組として、収益面では、複数の慢性疾患や心疾患など、緊急度、重症度の高い高齢患者様への対応を充実させ、医療サービスの質の向上と医業収益の増加を図ってまいります。その一環として、診療体制の強化に向けて、職員定数条例の改正を今議会に提案、お諮りするとともに、タスクシフトなどの働き方改革を推進し、医療人材の確保と生産性の向上を両立いたします。

費用面では、外部アドバイザーの活用を予定する職員の価格交渉力の強化に加え、幡多地域では地域医療連携推進法人を核に参画医療機関との共同購入によるスケールメリットの拡大により、物品などの調達コストの削減に取り組んでまいります。さらに、電子カルテと周辺システムの連携強化など、ＩＣＴ技術による業務効率化を進めることで費用の圧縮に努めてまいります。

加えまして、第８期計画の終了後を見据えまして、県立病院の機能や役割の在り方を継続的に検討してまいります。同時に、新たに地域医療構想の策定に向けて今後議論が始まる調整会議などにおいて検討の内容を共有し、構想との整合を図りつつ、機能や役割の最適化を進め、病院事業の経常収支につきましても中長期的な視点から均衡を目指してまいります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　各県立学校における地域コンソーシアムに望む成果についてお尋ねがございました。

中山間地域等の高校は、生徒の教育機会を確保する重要な拠点であり、地域の活性化の観点からも、その存在意義は大きいものと認識しています。このため、令和７年３月に策定した県立高等学校振興再編計画では、中山間地域等の高校13校で地元市町村や地域関係者等で構成する地域コンソーシアムを構築し、アクションプランを定めて高校の魅力化を推進することとしています。

議員のお話にありました嶺北高校のほかにも、例えば窪川高校では野球部復活を掲げ、町や地元企業等と一緒になって指導者の招聘や練習環境の整備に取り組んでいます。その結果、本年１月に実施したこうちフロンティア募集には、高知市等から10名を超える入学志願者があり、来年度の入学者数は４年ぶりに30名を超える見通しです。

また、室戸高校では、市や地域住民の協力を得て、ジオパークをテーマにした海外との交流を推進するとともに、新たな生徒居住施設の整備も進められており、４月には県外から過去最多の20名を超える生徒が入学予定です。

このように、コンソーシアムで協議された取組を学校と地域が一体となって進めることにより、生徒の学びや活動の充実が図られ、各学校ならではの魅力化、特色化につながっています。

県教育委員会としましても、このコンソーシアムの議論に積極的に関わり、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思うような魅力ある学校づくりを進め、生徒数の確保に取り組んでまいります。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

**○農業振興部長（松村晃充君）**　まず、農業水利施設の老朽化対策についてお尋ねがございました。

取水堰、用水路や排水路、排水機場などの農業水利施設は、農地への農業用水の供給や排水、農地の浸水の防止など、農業生産において重要な役割を担っています。県内に54か所ある取水堰や、およそ870キロメートルの幹線水路のうち７割以上が整備後40年以上経過しており、ひび

割れによる水漏れなどといった問題が生じています。そのため県では、施設の管理者である市町村や土地改良区による施設の劣化状況の調査や、機能が十分に発揮され長く活用できるための老朽化対策の実施を国の事業を活用して支援しています。

また、県内に48か所ある排水機場については、９割以上が排水機場の標準的な耐用年数である20年以上経過しており、集中豪雨の際に十分な機能が発揮できなければ、農地の甚大な浸水被害が生じることが懸念されます。そのため県や市町村では、国の事業を活用して機械や電気設備などの劣化状況を調査し、緊急性の高い設備から老朽化対策を進めています。

さらに、集中豪雨による浸水被害が発生している園芸ハウス地帯においては、ポンプの新たな設置など機能強化も進めています。令和８年度は、取水堰や水路は３か所の調査と17か所の老朽化対策を計画しています。また、排水機場は３か所の調査と10か所の老朽化対策、２か所の機能強化を実施する計画となっています。

県としましては、農業水利施設の老朽化が進む中、安定した用水の供給と円滑な排水を確保するため、引き続き国の予算の確保に努め、市町村などと連携しながら計画的に事業を実施してまいります。

次に、農産物の高温被害への対策についてお尋ねがございました。

近年の夏場の高温により、水稲や新高梨では品質低下が多く見られていることに加えて、野菜においても生育不良や収量低下といった被害が出ています。県ではこうした被害への対策として、高温に強い品種への転換の推奨や、高温の影響を緩和する遮光資材やスプリンクラー、ミスト装置などの導入を国や県の補助事業を活用して支援しているところです。

来年度は、これまで支援してきた資材や機器に加え、新高梨では高温に耐性のある若い木への植え替えや、露地栽培では水源から圃場に水を送るポンプや配管など、県の補助メニューを拡大し支援を強化してまいります。

加えて、農業技術センターではハウス内の温度上昇を抑制できる最新の遮熱・遮光資材や、土壌の乾燥を抑制する資材の効果の検証を行います。あわせまして、水稲では、にじのきらめきなど全国で普及が進んでいる高温に強い品種について、本県における適応性を検証していきます。さらには、中長期的な観点から、高温に強い新たな水稲品種の開発や、土壌から水を吸い上げる力の強い優良な苗木を用いた新高梨の品質向上に取り組んでまいります。

こうした対策を進めることにより、夏場の高温などの影響から経営を守り、持続可能な農業を目指してまいります。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　まず、女性の健康づくりについてお尋ねがございました。

女性は、思春期を迎えた後、月経周期やライフステージの変化に伴いホルモンバランスも変化することで、月経随伴症状や更年期症状など健康課題が生じます。こうした症状は個人差はあるものの、生活や仕事のパフォーマンスを低下させるとの声がある一方で、症状のある方の３割から５割は医療機関にかかっていないと言われています。また、本県の女性の有業率は高水準ですが、例えば女性従業員の健康課題に対応できる相談窓口の設置など、女性に配慮できている企業は多くはありません。

このため、来年度から、女性の健康課題への理解を深めるために、県民への啓発や企業の経営者向け講演会を行うとともに、治療に当たる医療従事者向けの研修、さらには相談対応が可能な人材の育成に取り組んでまいります。また、県内の医療機関の協力の下、女性の疾病の実態

把握を行うことと併せて、受診者本人に受診のきっかけなどのアンケートを行い、医療的ケアが望ましい方が適切に医療につながる方策を検討します。

こうした取組を通じて症状の改善を図ること、また働きやすい職場環境づくりを促進し、女性が生き生きと生活や仕事ができる、女性に選ばれる高知の実現を目指してまいります。

次に、緊急避妊薬の薬局での販売についてお尋ねがございました。

緊急避妊薬は、迅速かつ適切に提供することが重要です。販売時には、購入希望者本人からの十分な聞き取りや服薬指導が求められ、販売薬局には国の指定する研修を修了した薬剤師の配置などが必要となっています。特に、緊急避妊薬は確実に妊娠を回避できるものではなく、服用から３週間後に妊娠の有無を確認することを促すなど、本人への適切な指導が必要です。県内では、先月末時点で80の薬局において緊急避妊薬の販売体制が整備されております。

また、議員御指摘のとおり、販売の際にはこうした状況に至った背景を意識し、必要に応じて関係機関につなぐことが重要となります。そのためにも、薬局薬剤師と性暴力被害者サポートセンターこうち、児童相談所などとの連携体制が不可欠です。昨年12月と本年１月には県薬剤師会と共催し、県産婦人科医会や性暴力被害者の支援機関の御協力も得て、薬局や薬剤師を対象とする研修会を開催するなど、具体的な連携体制への理解を深めております。

県としましては、引き続き関係団体と共に緊急避妊薬の適切な販売と連携した対応を徹底してまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　プレコンセプションケアに関する普及啓発についてお尋ねがございました。

プレコンセプションケアは、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、将来の健康を考えて自らの健康管理を行うという概念です。プレコンセプションケアの推進に向けましては、昨年５月に国において５か年計画を策定し、これに基づいて周知・啓発や相談支援といった取組が全国的に進められております。

本県にとりましても、特に若者が自らライフデザインを考え、将来にわたって健康管理を行うという観点で大変重要な取組であると認識をしています。このため、今年度は、プレコンセプションケアに関するリーフレットやチラシを作成し、市町村や学校に配布しているところでございます。また、専用のホームページを開設するとともに、ＳＮＳを活用しまして若者を中心に広く周知・啓発を図っています。

来年度は、こうした広報媒体による周知・啓発に加えまして、例えば大学の学園祭でのＰＲや、養護教諭など学校関係者向けの研修会を実施したいと考えています。また、企業向けのセミナーでの啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

このように、学校や企業、市町村など関係機関ともしっかりと連携をしまして、プレコンセプションケアに関する周知・啓発をさらに充実してまいります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　五台山エリアのさらなる活用と観光客を増やす取組についてお尋ねがございました。

牧野植物園は、連続テレビ小説らんまんの放送がありました令和５年には44万人の入園者数を記録しました。その後も、たくさんの方にお越しいただき、本県を代表する観光施設となっています。また、竹林寺は四国遍路の札所としてインバウンドを含む多くの方が訪れており、

それらを擁する五台山エリアは大変魅力に富んだ観光地です。

さらに、来年度レストランなどを備えた新たな展望台ソラミアンがオープンする予定です。この施設の屋上からは、眼下に広がる高知市街地や浦戸湾を眺めることができ、これまで以上に夜景も楽しめるようになることから、このエリアでの滞在時間の延長につながるものと期待しているところです。

こうしたことを見据えまして、県旅館ホテル組合と連携し、宿泊者を対象とした夜の牧野植物園や竹林寺を満喫するモニターツアーを現在実施しています。今後、参加者のアンケート結果や関係者の意見を分析し、官民一体となって旅行商品化に取り組んでいくことで、新たな夜の観光コンテンツを生み出していきたいと考えています。

また、春らんまんの牧野植物園や秋の鮮やかな紅葉を堪能できる竹林寺、冬の澄んだ夜空を楽しめるソラミアンなど、四季折々の五台山での楽しみ方を各施設の魅力と併せて一体的に発信することにより、このエリアの魅力がさらに高まることと考えています。

今後とも、旅行会社へのセールスに加えて、観光ガイドブックやＳＮＳなどでのプロモーションを強化することにより、年間を通じた誘客やインバウンド客の増加につなげてまいります。

このような取組を通じて、自然、歴史や文化がそろっている五台山エリアの観光地としての底上げを図っていきたいと考えています。

**○７番（槇尾絢子君）**　ありがとうございました。質問に対し丁寧な答弁をいただいたと思います。

２問目はいたしませんが、一言申し上げさせていただきます。

冒頭申し上げました香南市制20周年式典では、最後、未来へつづくわたしたちのまち香南市と題し、香南市内４つの中学校の吹奏楽部による合同コンサートが開催され、会場内の全員で、ふるさとを合唱いたしました。故郷に対する思いを改めてその場にいる全員で再認識し、また次の周年に向けて新しい一歩が踏み出されたことを感じました。

３月で退職されます県庁職員の皆様へ、これまでの県政への御尽力に感謝を申し上げ、一切の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　暫時休憩いたします。

午前11時８分休憩

――――― ∽∽∽ ―――――

午後１時再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

５番桑鶴太朗議員。

（５番桑鶴太朗君登壇）

**○５番（桑鶴太朗君）**　自由民主党会派の桑鶴太朗です。議長のお許しをいただきましたので、早速通告に従い質問に入らせていただきます。

まず初めに、濵田知事が来年度の高知県にかける思いについてお聞きします。

本県の人口減少に大きな危機感を持たれている濵田知事は、歯止めをかけるべく施策を展開する一方で、人口減に適応しながら賢く縮む取組を進められています。同時に、アニメクリエーターの聖地を目指すプロジェクトや、中山間地域に若者を呼び込む仕掛けをつくるなど、高知の元気な未来をつくるために尽力されています。

県では2015年、平成27年に策定した高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき人口減少対策に取り組んでこられましたが、2022年、令和４年の本県の出生数は全国最少の3,721人

になり、2025年にさらに減少し3,072人になっています。これにより人口減少対策を本県の政策の最重要課題と位置づけ、総合戦略を全面改定され、令和６年４月からスタートした人口減少対策マスタープラン、高知県元気な未来創造戦略だったと記憶しております。

この戦略では、高知県の元気な未来を創造するために、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には令和４年の水準まで回復させることを最も重要な目標として掲げておられます。この戦略では、まず若者の増加のために、若者にとって魅力のある仕事を県内に増やす必要性があり、これまで取り組んできた地産外商とイノベーションの取組を一層強化するとともに、事業者の生産性向上による賃上げ環境の促進や、非正規雇用労働者を正規化し安定的な雇用を創出することで、若者の所得向上を目指し、令和７年度から移住・定住対策を強化され、そしてそれらの取組で県外からのＵターン、Ｉターンを増やし、若者の人口増を図るとあります。

そして、２本目の柱に、婚姻数の増加のために多様な出会いの場の創出、自然な出会いを望む若者の趣味や交流イベント、スポーツや伝統芸能を通じた交流の場の創出、３本目の柱には、出生数の増加対策、不妊治療支援を行うほか、本県では未整備の無痛分娩の整備に取り組む中で、ポイントとしては、共働き・共育てのさらなる推進だと考えられ、男女が分担して家事や育児に取り組めるように、本県では男性の育休を取得するのが当たり前の社会を目指され、こうち男性育休推進企業として登録する取組をスタートされています。男性は仕事、女性は家庭といった古い固定観念の解消に向け、県民運動をさらに拡大し、共働き・共育ての社会の実現を図るといったものだったと思います。

また、若者の定着や出生数の増加に向けた対策の効果が出るまで、総人口の減少に伴い、今後あらゆる分野で担い手不足が加速していきます。既に医療や公共交通、行政も含めて人材の確保が難しくなっています。本県では、こうした公共体制を改革して、人口が減少していく中でも持続可能な体制をつくる改革として、持続可能な社会の実現に向けた賢い縮小を意味するスマートシュリンク、４Ｓプロジェクトに取り組まれています。

そこで、４Ｓプロジェクトを進めるに当たっては、単に公共サービスの維持という守りの側面だけでなく、中山間地域の活性化につながることが大切だと思いますが、４Ｓプロジェクトを地域の活性化につなげることについて濵田知事の御所見をお聞きします。

また、知事は今年度も「濵田が参りました」で県内各地を回られ、現在２周目を回られていると思います。精力的に回られており、各地域で様々な御意見を聞いてこられたと思います。人口減少に伴う担い手不足や高齢化が進み、過疎化問題、遊休農地が増えている現状など様々な課題があると思いますが、一方で地域おこし協力隊の活動の重要性や、協力隊卒業後の地域定着率なども聞いてこられたと思います。

日高村では、地域にあるものを活用し、地域の人たちと共に都会にいる人たちをつなぐ事業をされ、村の活性化に一役買っている方もおられます。また、日高村の移住者や地域おこし協力隊の定着率も70％を超え、非常に高い傾向にある自治体です。こういった自治体をモデルに、日高モデルとして、県内の高齢化が進み、担い手不足に悩む自治体でこそ、こういった移住者の地域おこし協力隊卒業後の定着率を上げていくことが非常に重要だと考えます。

そこで、日高村のように協力隊が地域に定着し、地域の活性化や新たな移住者の呼び込みにつながっていくような取組が県内各地で広がる

ことが重要だと考えますが、来年度はどのような取組を強化されるのか、人口減少・中山間担当理事の御所見をお聞きします。

次に、４Ｓプロジェクトは人口減少そのものに歯止めをかける抑制策の取組に加え、人口減少の適応策としてスマートシュリンクの視点で推進するものの中で、消防の広域化や周産期医療体制の確保、そして県立高等学校の振興と再編など、特に県の強力な関与を必要とする取組は４Ｓ重点プロジェクトとして推進されておられますが、中山間地域にある県立高等学校の振興と再編についてお聞きします。

昨年９月議会でも佐川高校についてお聞きはしましたが、今回は地域の資源や施設を生かした佐川高校の魅力化は図れないのかについてお聞きします。近年、入学志願者数が減り、このまま減り続けると存続の危機にあるのではないかと危惧されております。地域コンソーシアムでも協議、策定されていますが、佐川町には５つのＪＲの駅があることから、高知市内や近隣の高校に汽車で40分から50分、特急だと20分ぐらいで通えてしまう一方で、佐川町から以西の地域の方々にとって、佐川町に高校がなくなったら市内の高校に通わすしかなくなるから、それなら家族で市内に住んで仕事をしに親が通ってくるといった現象が起きております。地域の担い手である若い世代がさらにいなくなり、高齢化が進む中、町の活力が失われてしまうのではと大変危惧するところです。

地域の資源や施設をうまく活用することで高校の魅力化につなげていくことができればの観点からですが、例えば佐川町には約25年前、高知で国体があった際に造られたスポーツパークさかわといった天然芝のサッカー場があります。天然芝のため育成期間が長くなり、年間の稼働率も年々少なくなってしまっています。こういった施設に陸上トラックを造ることで陸上競技に使えるように変え、陸上競技専用競技場として活用することで、稼働率も上がると思います。

また、ナイター設備がある、現在佐川中学校のグラウンドとして使われているところを全面人工芝に張り替えることで、中学校の体育授業や体育祭はもちろんのこと、サッカーやフットサル、またホッケー専用としての施設に、そして旧の佐川中学校があったところは、現在多目的に使えるグラウンドになっていますが、以前は佐川中学校の野球部が練習に使っていたところでもあることから野球部専用施設に、そして佐川高校のグラウンドをソフトボール専用のグラウンドにと、こういった地域にある施設を活用することで、地域の活性化にもつながると思います。

また、佐川町には、短水路ではありますが、温水プールもあり、冬季でも水泳の練習に使えますし、テニスコートも５面あるので、練習や試合に活用することで、屋内外の部活動は子供から大人までもが楽しめる地域に変わると思います。また、吹奏楽部や合唱部も練習できる桜座といったホールを完備した施設もあるので、スポーツの部活動だけでなく、文化系の部活動にとっても恵まれていると思います。

そして、隣町の越知町にも目を向けますと、横倉山や仁淀川もあるので、登山部やカヌー部など様々なアウトドア部も活動できる資源があります。こういった地域の資源や施設をうまく活用することで、高知市内の学生はもとより、県内の学生や県外からの学生だけでなく、競技をされている方々が佐川町や越知町に合宿や練習に来てくれることで、各スポーツの競技力のアップ、技術力のアップにもつながり、競技人口のアップも図れると思います。また、部活動の地域連携、地域移行もスムーズに行えると思います。県内外からこういった地域に人を呼ぶことで、地域の活性化にもつながっていくので

はと考えます。

そこで、こういった地域の資源や施設を活用することで、佐川高校の魅力化につなげていくことが重要だと感じるのですが、教育長の御所見をお伺いします。

そして、移動には公共交通を使用してもらうことで、ＪＲ四国をはじめ地域の公共交通の活性化につながるのではと考えます。県では、交通系ＩＣカードＩＣＯＣＡを導入されることになって、2026年、令和８年度内に空港連絡バスで利用を始め、2028年、令和10年度に路面電車や路線バスに広げる予定となっております。

県内の公共交通では、ＩＣカード「ですか」が導入されておらず、キャッシュレスサービスに対応していない路線も多くあります。公共交通の利便性の向上を図るためには、横のつながりが大変重要です。県内の中山間地域の公共交通もシームレスに利用できるようになれば、県民はもとより観光客にとっても利用しやすい環境となり、公共交通の利用促進につながるのではないでしょうか。やっとＩＣＯＣＡが導入されるのだと思っている県民の方は少なくないと思いますし、県民の期待は大きいと思います。

そこで、今後ＩＣＯＣＡの利用をどのように広げていくのか、総合企画部長のお考えをお聞きします。

また、中山間地域での移動を支える公共交通機関として、タクシーもなくてはならない存在です。私の地元である高吾北地域に拠点を置くタクシー事業者からは、乗務員の高齢化が進み、経営状況も大変厳しいとお聞きしております。

中山間地域での移動の足を確保するため、タクシー事業者に対してどのように支援していくのか、総合企画部長にお聞きします。

また、本県は令和６年３月に高知県中山間地域再興ビジョンを策定し、若者の人口増加を掲げて、活力ある中山間地域を目指されていますが、不便のままでは若者の定着にはつながりませんし、移住、定住にも少なからず影響してくるのではないでしょうか。

県外に進学している若い世代に話を聞く機会があったので聞いてみました。同級生も田舎におるし、県外に出ている友達もお盆や正月には会えるけれど、やっぱり都会のほうが便利やきね、もちろん仕事があれば住み続けたいが田舎だから不便だ、Suicaも使えない、ネット環境が充実していないなどの声を聞きました。

若い世代に、田舎は不便だけれど、都会にはないものがたくさんあるから、田舎に住んでみたい、住み続けたいと思っていただくためには、例えば全国共通の機能が使える交通系ＩＣカードができることや、ネット環境を充実させることも重要です。そうすることにより、移住者や観光客などの交流人口の増加も見込めると思います。

そこで、本県の中山間地域の生活環境の充実に向けてどのような取組を進めていくのか、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

次に、中山間地域の農業振興と鳥獣害対策についてお聞きします。

私は、どうしても生まれ育った中山間地域の質問が多くなりますが、中山間地域から高知を元気にしたい、盛り上げたいという思いが強く、歩き回るのですが、地域を歩き、地域の方と話す中で、中山間地域の農業についてよくお話を聞きます。

中山間地域の農業は、どうしても大きな平地の面積が取りづらくて、限られたスペースでの農業を行わなければなりません。また、山の斜面を利用して農業をされている方もおられ、大変苦労をされています。それなら平地の多いところに出てきて農業をすればいいといった声も聞かれますが、水や空気の澄んだ、その地域でしか育てられないものや、その地域だからこそ

おいしい作物が育てられるといったメリットがあり、なかなか平地に移ることはなりません。

例えば、お茶などは山の上や中腹の斜面に育てられることが県内には多いと思います。高知のお茶はおいしく品質がいいと聞きますが、販売価格が低いとお茶農家さんが言われていました。そのために利益も上がらず、担い手育成や事業承継にもつながりにくいし､機械が古くなって買い換えたくてもなかなか買い換えられない。補助金はあるが使えない。また、お茶の木は30年ぐらいが植え替えの最適期間だと言われていますが、植え替え費用もままならない状態で50年以上の木も使っているのだと言われていました。

やはり、しっかりとした価格で販売することで利益を出し、所得向上も見込め、新しい事業展開も考えられるといった意見や、またあるお茶農家さんは紅茶をメインに栽培されておられましたが、年も年だしあと２年で事業を承継したいが、なかなかマッチングする方が見つからないなど。理由には、お茶の価格が安過ぎて、今のままではお茶農家だけでは生計が立てられない、ほかの仕事もやりながら生計を立てることも可能ですがなど、今ならお茶栽培に関するノウハウは教えられると言われていました。

面積を幾ら多く持っていても、お茶の販売価格を上げられないと生活もできなくなるし、次の世代、担い手を育てられず、渡せなくなるとつぶやいておられる方もいました。これでは、お茶農家さんは誰もやらなくなるのではないでしょうか。また、お茶畑が減り続けることで、おいしい土佐茶が飲めなくなるのではと危惧するところです。

そこで、こういったお茶農家さんへの生産と販売促進の支援策について農業振興部長にお聞きします。

また、中山間地域の農作物の収量と平地での農作物の収量には差が出てしまいます。どうしても収量面で劣る上に、平地に比べると生産コストも重くのしかかってしまいます。このままでは、中山間地域で農業する方がいなくなり、遊休農地が増え続けるのではないでしょうか。遊休農地が増えると、風光明媚な中山間地域の景観を損なうといった悪循環にもつながりかねません。

そこで、こういった地域で生産されている農業作物こそブランド化して販売することができないかと考えますが、農業振興部長の見解をお伺いします。

次に、農機具の購入支援についてお聞きします。県では、新規就農者など新しく就農する方には、様々な支援策が講じられています。また、既存の農家さんには、一定の所得目標を掲げた農業経営改善計画を作成し経営発展に向けて取り組む農業者を市町村等が認定する認定農業者制度があります。認定農業者として認められると、農業経営改善計画の実現に向けて、機械・施設導入時の超低金利融資、スーパーＬ資金や補助金の優先採択、税制の優遇措置といった様々な支援が受けられます。

県内では､令和６年度末で2,832経営体が認定農業者に認定されており、それぞれが経営発展に向けた規模拡大や生産力の向上などに取り組まれています。こうした認定農業者さんが増えていくことで県内の農業もさらに発展していくのではないかと感じています。

一方で、生産条件が不利で、経営規模が比較的小さな中山間地域では、一定の所得目標が定められないことから、農家さん全員が認定農業者に認定されるわけではありません。農業を取り巻く環境は物価高騰や資材高騰、そして燃油の高騰など大変厳しく、農家さんの頭を悩ますことが多い中、認定農業者が受けられる支援を受けられない小規模な農家さんの中には、古い

農機具を買い換えることもできず、生産が維持できないとつぶやいている方もおられます。

県では、スマート農業の推進や資材高騰対策として、農機具導入に関する様々な補助・支援事業を実施されており、特にスマート農業の導入や園芸用ハウスの高度化に力を入れられていますが、そこでこうした生産力向上への支援だけでなく、小規模な農家さんが生産を維持していくための農機具の購入支援についてどのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお聞きします。

そして、中山間地域の農業を振興していく上では、鳥獣被害は重要な課題と考えます。高知県では、まだ熊の被害は聞こえてきませんが、皆さん報道などで御存じのとおり、近年東北をはじめ日本各地で熊の出没が相次ぎ、人身被害件数が2025年、令和７年に過去最高となったニュースは見られたと思います。

四国のツキノワグマは、高知県を含む四国山地にも生息していますが、剣山系周辺の奥山のみに残存しており、推定生息数は16頭から24頭程度と、2017年、平成29年に発表されているように非常に少なく、環境省のレッドリスト、いわゆる絶滅のおそれのある地域個体群に指定されており、絶滅の危機が極めて高い状況です。

そこで、直近のツキノワグマの生息状況はどのように把握されているのか、また被害の現状について人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

また、本県では鳥獣被害はイノシシや鹿を中心に、そのほかタヌキやハクビシン、そして猿など有害鳥獣による農業被害が深刻な状況になっています。こうした被害を軽減させるためには、狩猟者の確保が重要になってきます。しかしながら、狩猟免許を持たれている方の年齢層が高く、高齢化が進んでいると聞きます。地域によっては65歳から67歳を超えている地域もあり、60代以上の方が70％を占める構造になっていると聞きます。

県内の町議会会議録によりますと、一部地域では狩猟者の平均年齢が67.1歳というデータもあります。高知県猟友会の会員数は、ピーク時と比較して４分の１を下回るほど減少しております。その中で、会員全体の約3,100人のうち、18歳から55歳の約670人が加入されている高知県猟友会青年部という組織があります。こうした若手の狩猟者に対して、高齢のハンターが引退した後の技術継承が困難になっているなど、捕獲の担い手となる狩猟者の確保と育成が急務だと考えます。

特に、中山間地域においては、農業の存続に関わる喫緊の課題として、地域ぐるみで対策や新たな担い手の確保が求められています。狩猟を行うためには狩猟免許を取得する必要がありますが、免許の取得には相当な費用がかかると聞きます。こうした費用面がネックとなり、幾ら狩猟に興味があってもなかなか手が出せない、出しにくい状況も考えられます。

本県では、狩猟の魅力を伝える狩猟フェスタの開催、地域おこし協力隊の活用、若手ハンターの育成などを行っておられますが、狩猟免許取得に係る費用の支援などがあれば、若手の狩猟者確保にもさらにつながるのではないでしょうか。

また、自治体が鳥獣被害対策を迅速かつ専門的に行う手段として、ガバメントハンターの重要性が高まっています。各自治体と連携して専門人材を育てる観点からも、ガバメントハンターを含めた担い手を確保することも考えていくべきではないでしょうか。

そこで、鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者の確保・育成に向けて今後どのような支援を行っていくのか、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

次に、今年は30年に一度の水不足だと聞きます。昨年の11月以降の記録的な少雨により、高知市の主要水源である大渡ダム、鏡ダムの貯水率が低下し、一時大渡ダムの貯水率は０％になってしまいました。

高知市では本年の２月12日から28年ぶりの第１次給水制限が実施されていました。水圧を下げる減圧給水のため、高台や高層階で水が出にくくなる可能性があり、高知市内５か所に24時間対応の応急給水所が設置されていました。そして、四国の水がめである早明浦ダムも22日の貯水率が41.1％まで低下していまして、２月20日から供給量を香川用水で30％、徳島用水で19.4％削減する第２次取水制限を実施されました。

大川村では、渇水のため姿を現した旧庁舎を一目見ようと、１か月ほど前から多くの人が村を訪れるようになったと聞いております。そして、清流で知られる四万十川にも水がなく、川底があらわになったニュースも見ました。このまま雨が降らない日が続くと、農業用水にも観光業にも影響が出るのではと大変危惧しておりました。そして、農作物を栽培するにも水は必要不可欠です。食べ物の加工にも影響が出てしまい、飲食店なども休業させざるを得なくなり、観光業やサービス業にも影響が出てくると思います。

そこで、現在の渇水状況についてお聞きしたかったのですが、この質問を書き終わった後に恵みの雨が降ってきてしまいました。先日、取水制限も解除されましたので、農業分野のほうで質問させていただきます。

何か月もまとまった雨が見込めない場合、水不足が続いてしまうと、農業分野ではどのような対策があるのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、海外での高知フェアについてお聞きします。

毎年行われていると思いますが、海外での高知県フェアについてですが、今年の２月にもアメリカのカリフォルニア州で行われた高知フェアですが、県内のカツオのたたきやユズ製品、田舎ずしなど、県内事業者23社の特産品が販売されたと聞きました。たまたま買物に行っていた姉が、高知フェアで高知のものをたくさん買ってきたと連絡がありました。高知に帰った気分になって懐かしくなったと教えてくれました。

生まれ育った高知を、日本を出て仕事や自らの夢のために頑張っている方は世界各地におられると思います。高知県には、佐川町出身の水野龍さんといった南米移住の父と呼ばれた方もおられ、多くの方が南米に開拓者として移住されておられます。今では、日系２世の方、３世の方が、家族のルーツである高知県に勉強やスポーツ選手として来られています。

世界各地で活躍されている方にとっても懐かしい高知の味をぜひ食べてもらいたいですし、世界に誇れる高知の食のおいしさを世界中にもっともっと発信していくべきだと私は思います。そのためにも、今後も引き続き海外で高知県フェアを開催し、海外に向けても高知の食の魅力をＰＲすることも必要だと考えます。

そこで、まず今回のカリフォルニア州で開催された高知フェアではどのような成果があったのか、そして今後よりよくするための課題はどのようなことがあったのか、産業振興推進部長にお聞きします。

また、今後この魅力ある高知の食をどのように発信し、売上げにつなげていかれるのか、産業振興推進部長にお聞きします。

今年の１月９日から12日の間、高知市の大旺新洋おまち多目的広場内で開催されていました高知おいも万博2026に私も参加してきました。多くの県外事業者が来られていました。サツマイモを使ったカレーパンやスイーツ、和菓子だっ

たり洋菓子だったりと多くの商品があり、サツマイモ好きにはたまらないイベントでした。

正直、サツマイモを使ったスイーツとして売られていた一つ一つの商品価格が、しっかりとした値段だなと感じる商品も多かったのですが、どれも見た目から、こだわりが伝わってきて、来場者の方々が、ついつい手を伸ばす様子が印象的でした。高知までの移動費用や輸送費用、もろもろの諸費用が価格に反映されても、商品の持つ価値が伝われば、私たち消費者も納得して購入につながるんだなと改めて実感したところでした。

さて、明日からは「土佐のおきゃく2026」が始まります。この期間中、高知のおいしい食やお酒の文化が、県外や海外からいらっしゃるたくさんの観光客の方々にも振る舞われると思うと、今からわくわくしてしまいます。

高知の文化と言えるこのおきゃくには、やはり高知の日本酒が欠かせません。でも、やはり気になるのは、昨今の原材料費や人件費の高騰で、県内食品事業者、特に酒造メーカーさんたちが価格転嫁に悩んでいるというお話です。

県産品は、県外で販売される際また海外で販売される場合、配送費用や諸経費が価格にちゃんと転嫁されて販売されているのでしょうか。以前私も、ニラのつくだ煮を全国で販売しようとしていたとき、仲介業者の方に、原材料を安くし販売価格を安くしないと売れないと言われた過去があります。しかし、商品価格が高くても、商品の魅力が伝わり、その価値が認められれば、適切な価格に設定できるはずです。そうすれば高知のすばらしい産品を国内外にさらに広げられるのではないでしょうか。

そこで、県内事業者の価格転嫁をどのように支援していかれるのか、産業振興推進部長にぜひお伺いします。

そして次に、地域のインフラ整備についてお聞きします。

佐川町から日高村に向けて流れる日下川ですが、日高村は長年河川の氾濫に苦労されてきた地域です。日高村では３本目の日下川放水路が抜かれ、豪雨時の浸水被害対策で国や県、村が６年かけ整備され、2023年、令和５年６月に運用を始め、2024年、令和６年３月に管理棟など全ての施設が完成しました。

大型公共施設を観光に生かす国土交通省のインフラツーリズムのモデル地区にも指定されております。日高村の新日下川放水路を生かした見学ツアーや、カヌー観光に取り組む日高村と村の観光協会などが、このほど優れた地域活動を表彰する国土交通省の手づくり郷土賞に選ばれました。

日下川放水路はできましたが、まだまだ加茂地区の日下川近くは豪雨のたびに河川が氾濫しやすく、田畑や道路も冠水することが多い地域であります。また、水田が多い地域ではありますが、つかりにくくなれば、ほかの高付加価値作物も栽培できるのではないでしょうか。

そこで、佐川町加茂地区に新たな管理型産業廃棄物最終処分場を整備中ですが、それに伴う河川改修が日下川と長竹川で行われることだったと思いますが、現在の進捗状況を土木部長にお聞きします。

また、県道297号線は、土讃線に沿って日高村岩目地地区から佐川町西佐川のほうに延びている県道です。地域の住民の方々の生活道として使用されていますが、狭小区間が長く、新しく交互通行できるように途中まで整備は進んでおりますが、途中で止まっております。できるだけ早い整備促進で、住民の皆様にとっても安心して安全に通れる道路になることを願われております。

そこで、県道297号線のバイパス整備の現在の進捗状況はどのようになっているのか、土木部

長にお聞きします。

そして、国道494号、須崎市から愛媛県松山市に至る一般国道ですが、高知県側の須崎市吾桑から佐川町の区間では道幅が狭く、バイパスの整備が進められております。このバイパスが開通すれば、この道を利用する多くのドライバーにとっても、安全に安心して通れることを願われる方が多くおられ、完成を待ちわびておられます。また、命の道としてだけでなく、産業の道としても期待されております。

そこで、国道494号バイパス整備の現在の進捗状況を土木部長にお聞きします。

最後に、高知県収入証紙についてお聞きします。

高知県は、パスポート申請や運転免許証更新などで利用されている収入証紙を2027年７月末には廃止し、同時に販売を終了し、今後はキャッシュレス決済やオンライン申請を拡充するとあります。県民のサービス向上やデジタル化推進のためが目的ですが、廃止に伴い、従来の対面販売に代わる収納専用窓口を導入されるとあります。

県内各地の高知県食品衛生協会でも、営業許可申請や調理師免許申請などで必要となる高知県収入証紙を販売しておりますが、今後高知県収入証紙が廃止になることに伴い、設置される収納専用窓口は、高知県食品衛生協会がある県の庁舎などにも導入されるのでしょうか。食品衛生協会では、ここには導入されないのではと大変危惧されております。

そこで、今後新たに設置される収納専用窓口は、県民サービスの向上に向け、どのような考え方で導入を進められるのか、会計管理者にお聞きし、私の第１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　桑鶴議員の御質問にお答えをいたします。

いわゆる４Ｓプロジェクトを中山間地域の活性化につなげることについてお尋ねがございました。

４Ｓプロジェクトは、人口減少に伴いますマーケットの縮小、そして担い手の不足を真正面から受け止めまして、地域に必要な公共サービスの提供体制を持続可能な形で再構築をしようとするものであります。

人口減少に対しまして、従来型のスマートでない縮小均衡型のシュリンクで対応いたしますと、とかく効率の悪くなった部分は切り捨てて、その他は現状維持でつなぐというような形になりがちであります。ただ、そのような対応では、人口減少とサービスの縮小が言わばいたちごっこの関係になりまして問題の解決は図れないということにもなりますし、中山間地域では、サービスが低下をして、ますます住みづらくなる、そしてさらに人口減少の進行につながるといった悪循環に陥るおそれがあります。

そうならないために、スマートシュリンクのシュリンクのほうではなくてスマートのほうに力点を置き、公共サービス提供の新しい手法を創造する、新しくつくり出すということによりまして、中山間地域の生活、そして公共サービスを守るというのがこの４Ｓプロジェクトの典型的な目指す姿であります。

一方で、この４Ｓプロジェクトの取組は、単なる守りのための改革だけではございませんで、地域の活性化にもつながる攻めの側面も併せ持つと考えております。例えば、消防の広域化でございますと、現行の15消防本部を全県で１つの本部に統合しようということでございますので、ここの部分はシュリンクでございます。管理部門で余力を生み出して、そして現場に回すということによりまして、中山間地域の現場の消防力は維持しようということでございます。維持ということでありますから、守りの取組で

あるというのが基本ではあります。

他方、攻めの要素として申し上げますと、こうした県内の常備消防組織全体の規模拡大によりまして、中山間地域の小規模な消防署所にありましても、現在では言わば中小零細企業のような扱いといいますか、イメージなのが、組織全体としては県１本で大きくなりますので、多数の従業員を抱える大企業といったようなふうに変貌ができる、それで一番大きな要素は勤務環境も改善ができる、それによって若者に魅力のある職場を実現できることがポイントになる、そうしたことを目指していくというのが攻めの要素だと思います。これによりまして、都会からのＵターン、Ｉターンを含めて、消防士を志す若い優秀な人材が地域に戻ってくる、入ってくる、定着できる、ひいては地域の活性化につなげるということが目指せるというふうに思っております。

また、高等学校の振興、再編では、中山間地域の小規模校につきましては、存置の基準となる生徒数の基準を都市部の学校よりも大幅に緩和します。都市部ですと１学年４クラスとされているようなところも、言わば0.5クラス分の生徒が集まれば存続を基本的に考えるというふうに緩和をするという方針は既に出しております。そうしたことで、教育の面だけではなくて地域の活性化の面でも拠点となります地域の高等学校を守るということを目指すというのが基本の姿でございます。

他方で、ただこのためには特色ある学校、魅力ある学校をつくっていかなければいけません。それによりまして、地域みらい留学で域外から多くの生徒を呼び込む、そして地域の方々との交流を通じて、彼らの卒業後の定着、関係人口の創出につなげると、そうした側面もございます。こう見ますと、この活性化に向けた攻めの取組でもあるというふうに御理解いただけるんではないかと思います。

さらに、地域公共交通の確保におきましては、生産年齢人口が減少いたしますに伴いまして、運転手の不足が随所である中で、市町村営交通を広域運用していく、あるいはいわゆる公共ライドシェアの取組を進めるということを通じて、中山間地域にあっても必要な交通ネットワークを維持・確保します。

周産期医療体制の確保につきましては、院内助産システムというようなシステムを導入することにより、現在の中央、安芸、幡多の３つの医療圏で出産、分娩ができる体制を守っていくということを目指します。

これらの取組におきましても、必要なサービスを守るという側面が強いということは確かでありますけれども、公共交通、分娩体制、こうしたものは地域の生活に不可欠なインフラ基盤でありますので、若者の定着あるいは移住の受入れによりまして、地域に活力をもたらすための支えとなる役割を果たす取組であるというふうに考えます。

このように、４Ｓプロジェクトは人口減少への適応策といたしまして、中山間地域を中心に公共サービスの持続可能な提供体制への改革を進めるものであるということと同時に、地域に若者を増やして活性化につなげる攻めの施策でもあります。高知県は人口減少の克服に挑戦するフロントランナーとして、全国初といった取組を含む新しい取組に挑戦をする、そして全国、我が国の公共サービス改革をリードしていくという取組に挑戦をしたいというふうに考えています。そして、そのことは、全国に先行して人口減少が進んでおります高知県、本県が全国に対して担うべき責務でもあるというふうに考えております。

私からは以上であります。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君

登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

まず、地域おこし協力隊の地域への定着に向けた取組の強化についてお尋ねがございました。

議員のお話にありました日高村の協力隊の方は、任期終了後に地元で地域商社を立ち上げ、都市部から関係人口を呼び込む取組を推進するとともに、同じく起業を目指す隊員をサポートしており、地域定着の好事例と考えます。

このような取組を広げていくため、現在県では協力隊のＯＢ・ＯＧで構成するネットワーク組織とさのねと連携し、現役隊員からの仕事に関する相談への助言や、市町村への伴走支援を通じて任期終了後の定着を見据えたサポートを行っています。

一方､直近では31市町村に200名を超える隊員が在籍しており、きめ細かなサポートを行うためには、日高村のように身近な地域でもサポート体制を整えていくことが必要です｡そのため、来年度はとさのねや市町村と連携し、隊員に身近な地域において任期中からサポートを行う人材の育成に取り組んでまいります。まずは、５市町村程度を想定しておりますが、将来的には県内全域で隊員に寄り添ったサポート体制を構築することを目指します。あわせて、就業や起業を目指す方が任期終了後を見据えた情報収集やネットワークづくりを行えるよう、隊員同士の交流やスキルアップを図る機会も一層充実をしてまいります。

これらの取組により、任期終了後に全員が地域活性化の担い手として活躍いただけることを目指してサポートを行い、移住者が移住者を呼び込む好循環につなげてまいりたいと考えています。

次に、中山間地域の生活環境の充実に向けた取組についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、特に若年人口の減少が進む中山間地域の生活環境の充実を図ることは、地域に若者に残っていただく、または移住を促すという点において大変重要であります。そのため、中山間地域再興ビジョンでは、暮らしを支えるを取組の柱の一つに位置づけ、地域の実情に応じて移動手段の確保をはじめ、生活用水や生活用品を確保するための環境整備、デジタル技術の活用などの施策に取り組んでまいりました。

さらに、来年度はこれらの施策を強化し、取組を一層推進してまいりたいと考えております。具体的には、まず地域交通の維持・確保に向けては、県内の６つの地域ブロックごとに公共交通計画を策定して、交通空白の解消を目指すとともに、新たに複数の市町村による共同運行などの広域的な取組を支援いたします。加えて、全国交通系ＩＣカードＩＣＯＣＡの導入を支援し、住民の皆様の利便性の向上を図ります。

また、住民生活に必要不可欠なガソリンスタンドを維持するため、老朽化した地下埋設タンクの改修や計量器の更新費用などを支援する補助制度を新たに創設いたします。さらに、インターネット環境について、光ファイバーの整備に加え、中山間部など光ファイバーの整備が難しい地域には、衛星通信サービスの導入を引き続き支援いたします。

今後も､地域の皆様のお声をお聞きしながら、誰もが中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活環境の維持・充実に取り組んでまいります。

次に、ツキノワグマの直近の生息状況と被害の現状についてお尋ねがございました。

四国のツキノワグマは、徳島県と高知県にまたがる剣山地を中心とした地域に限定して生息しており、令和６年度に林野庁や環境省などが連携して行った調査では、26頭の生息が確認されています。お話にありました平成29年の調査

結果と比較すると、生息域に大きな変化はなく、絶滅が危惧される状況には変わりないことから、県では指定希少野生動植物として保護を継続しております。

また、被害の現状については、本県では近年、生息地である剣山山系の国有林以外では目撃情報はなく、本州の各地域のように人里への出没や人的被害、農林業への被害などは確認されておりません。このため、現時点では駆除などの具体的な被害対策が必要な状況ではないものと考えております。

しかしながら、隣県の徳島県では、昨年11月に集落の人家周辺に出没した痕跡が確認をされておりますので、仮に本県でも同様に人里への出没があった場合には速やかな対応が必要となります。このため、今後も市町村や関係機関と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、集落への出没が確認された場合には県民の皆様への速やかな注意喚起を行うなど、適時適切な対応を行ってまいります。

最後に、鳥獣被害対策を担う狩猟者の確保・育成についてお尋ねがございました。

令和６年度末の県内の狩猟者数は4,055人で、このうち60歳以上の方が７割を占めるなど高齢化が進んでおり、今後を見据えた狩猟者の確保の取組は大変重要でございます。このため県では、多くの方に狩猟に関心を持っていただくことを目的に、狩猟フェスタなどのイベントの開催や農業高校での出前授業などに取り組んでいます。

また、新たに狩猟免許を取得しようとする方の費用負担を軽減するため、免許取得時の初心者講習会の受講料や、猟銃の所持許可に必要な射撃講習会の受講料などに助成を行っています。免許の取得後は、ベテランハンターがマンツーマンで捕獲方法を指導するなどのサポートも行っているところです。あわせて、担い手不足が深刻化する集落でも地域ぐるみで捕獲対策が行えるよう、農業協同組合に鳥獣被害対策専門員を配置し、周辺集落の狩猟者と連携を深めるなどの支援を行っています。

これらの対策を進めてもなお担い手の確保が困難な地域や、山岳地の鳥獣保護区など捕獲が困難な地域については、県の認定を受けた専門事業者に捕獲を委託しています。さらに、今後はいわゆるガバメントハンターとして、市町村が組織する鳥獣被害対策実施隊を増員するなど、行政が主体となった捕獲活動を強化していきたいと考えております。

こうした狩猟者の確保・育成の取組に加え、来年度は、新たに鳥獣被害対策クラウドシステムを構築し、農作物の被害状況や捕獲の対策の実施状況などをデジタルマップで可視化し、対策に活用することで、狩猟者が減少する中においても効率的で効果的な捕獲につなげてまいります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　地域の資源や施設を活用することで、佐川高校の魅力化につなげていくことについてお尋ねがございました。

高校の魅力化を図るためには、その地域ならではの資源や施設を有効に活用していくことが重要だと考えます。そのため、中山間地域等の高校では、地元市町村や産業界の関係者とコンソーシアムを構築し、地域資源等を生かしたアクションプランの策定を進めています。

先月24日に開催された佐川高校のコンソーシアム会議においては、天然芝のスポーツパークさかわや日高総合運動公園を活用したサッカー部の復活、仁淀川アウトドアセンターと連携したカヌー体験授業など多くの取組が提案されました。また、地元４町村ならではの、例えば牧野博士と関連した植物あるいは観光、アウトドアなどをテーマとした新たな授業の科目を設け、

令和９年度から実施する方針が決定されました。このような地域の資源や特色を生かした教育活動が佐川高校の魅力となり、地域内外の小中学生を引きつける大きな強みになると考えます。

県教育委員会としましても、佐川高校をはじめ中山間地域等の小規模校における地域コンソーシアムに参画し、アクションプランの取組を支援するなど、県立高校の魅力化への取組をより一層推進してまいります。

（総合企画部長松岡孝和君登壇）

**○総合企画部長（松岡孝和君）**　まず、ＩＣＯＣＡの今後の展開についてお尋ねがございました。

ＩＣＯＣＡはSuicaと同様の全国交通系ＩＣカードであり、この導入により、利用者は県内だけでなく全国の多くの公共交通機関で相互に利用可能となります。また、商業施設やコンビニなどでの支払いも可能となることから、利便性は大きく向上するものと考えております。

今後の展開といたしましては、現在ＩＣカード「ですか」を導入している事業者については、令和８年度から空港連絡バス、路面電車、路線バスに順次整備を進め、空港連絡バスは令和８年度末に、便数の多い路面電車と路線バスは令和10年４月からサービスの開始を想定しております。また、「ですか」を導入している４つの市町村営交通については、令和９年度に整備を行い、令和10年４月からサービスの開始を想定しております。

一方、現在「ですか」を採用せず現金のみで決済をしている路線バス事業者２社と、28の市町村営交通については対応が未定となっております。このため、今年度新たに設置した市町村や交通事業者などで構成する県内６つのブロック別ワーキングの場で、ＩＣＯＣＡの導入について検討を促しているところであります。

県内の多くの地域にＩＣＯＣＡが導入され、利用者の利便性向上と公共交通機関の利用促進につながりますよう、引き続き環境整備に取り組んでまいります。

次に、タクシー事業者への支援についてお尋ねがございました。

タクシーは高齢化の進行に伴い交通弱者が増加する中、ラストワンマイルを支える必要不可欠な移動手段であり、その経営の安定化を図ることは大変重要と認識しております。

このため、先ほどお話しましたブロック別ワーキングの検討の中で、交通空白解消の手段の一つとして、タクシー事業者の安定収入につながる市町村営交通の導入や拡充について重点的に検討を深めているところであります。

あわせて、令和８年度当初予算案には、タクシー事業者の経営安定化に向けて、タクシー車両の購入や二種免許の取得を支援する新たな補助制度を盛り込んでおります。車両購入支援では、使用年数が満８年を経過した車両を対象に、低燃費車両への更新を促してまいります。また、二種免許取得を支援することで、新たな人材の確保と運行体制の維持を図り、事業の継続へとつなげていきたいと考えております。

これら一連の取組によりタクシー事業者の経営安定化を図り、地域住民の移動手段の維持・確保に努めてまいります。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

**○農業振興部長（松村晃充君）**　まず、お茶の生産農家への生産と販売促進の支援についてお尋ねがございました。

お茶は中山間地域における基幹品目であることから、産業振興計画に土佐茶の振興を位置づけて、生産と販売の両面から支援を行っています。県内の茶園では、その多くが30年以上経過した老木で、収量と品質の低下が見られることや、最終製品になる前の原料として出荷する荒茶が主体で、高い価格での販売につながっていないといった課題があります。

そのため、収量と品質向上に向けては、お茶の木を地上50センチメートルで切ることで新たな枝を再生し、茶園を若返らせる取組を推進しています。その中で、作業後２年から３年の間は収量が減少し、売上げが低減することから、その期間については生産コストに対する支援を行っています。また、傾斜地にある茶園で枝を切る作業は重労働であるため、来年度は茶業試験場においてリモコン式草刈り機を活用した試験を開始することとしています。

高単価での販売に向けては、粉末状に加工したものは海外での需要があるかぶせ茶や、二番茶の価値を高めるウーロン茶や紅茶など、特色のあるお茶の生産や商品づくりを支援しています。また、生活様式の変化などによりお茶の消費量が減少していることから、産地やＪＡ、市町村、県などで構成する土佐茶振興協議会で、土佐茶まつりの開催などにより消費拡大を図っています。

こうした取組を行っていくことで、お茶の生産農家の所得向上につなげてまいります。

次に、中山間地域で生産されている農産物をブランド化して販売することについてお尋ねがございました。

お話にありましたように、中山間地域では平地に比べると小規模な農地が多く、生産コストが高くなる傾向にあります。一方、涼しい気候や豊かな水、傾斜地を生かした水はけのよい土壌などの環境を生かして、それぞれの地域で特色ある農産物が栽培されています。

こうした環境の下で、こだわりを持って栽培に取り組んでいる農家が生産する農産物の価値を消費者にしっかりと伝え、ブランド化していくことは、農家の所得を向上させる有効な取組であると考えます。そのため県では、味や外見の向上など高品質化に向けた栽培指導や、商品の魅力を伝えるポップやパッケージの作成に向けた専門家の派遣、商談会への出展支援など、ブランド化や販路開拓に向けた支援を行っております。

農産物の価値がしっかりと評価され、販売が拡大し、農家の所得につながるよう、それぞれの生産者の取組の状況に合わせて、高品質化、認知度向上や販路開拓など、ブランド化に向けて必要な支援を行ってまいります。

次に、小規模農家が生産を維持するための農機具の購入に対する支援についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、規模拡大や生産性の向上などに取り組む農業者が農業用機械の導入を行う際に、一定の所得目標を定めた経営改善計画の認定を受けた認定農業者となることで、低利の融資制度や国の補助事業を活用することができます。

一方で、経営規模が小さく、一定の所得目標を掲げることができない農業者は、こうした支援を受けられず、物価高騰などにより生産コストが増加する中、田植機やコンバインなどの機械の更新が大きな負担となっています。特に、中山間地域では経営規模の小さい農家が多く、こうした方々が機械の更新を行えないことで営農の継続を断念してしまうことが懸念されます。

機械の導入に係る負担をできる限り小さくして営農を継続していくためには、複数の農業者が共同で購入することが有効だと考えています。このため県では、地域で共同して営農を行う集落営農の取組を推進しており、集落営農組織が行う機械導入への支援を行っています。

機械導入の負担の軽減を図り、営農の継続につなげていくため、集落営農の取組の有効性を周知し、集落営農組織への参画を促していくことで、小規模農家の生産の維持を図ってまいります。

最後に、水不足に対する農業分野での対策に

ついてお尋ねがございました。

県内では、昨年11月から雨が少なく、今年１月から２月中旬までの降水量は平年と比べて10％程度となっており、30年に一度の少雨と言われる状況となっております。県内の一部の地域では、作物に散布する水が不足し、露地の野菜や花卉では生育の遅れや収量・品質の低下、果樹では葉が黄色く変色するなどの影響が見られています。

農業分野での基本的な対策としましては、限られた水をいかに効率的に使っていくのかが重要となります。具体的には、作物が無駄なく水を吸収できるよう１回の水やり量は控えつつ、回数を多くする、少量の水で作物に効率よく肥料を吸収させるため作物の葉へ肥料を混ぜた水を散布する。また、そのほかの対策として、土壌の水分を保持するため、稲わらやビニールなどで土の表面を覆う、さらには渇水の影響がなくなる時期まで作物の植付けを遅らせる、こういった対策が挙げられます。

こうした渇水対策の情報が生産者にしっかりと伝わるよう、ＪＡを通じた情報提供や県のホームページ、さらにはＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩを活用した情報発信など、様々な手段を使って対策の周知を図っているところです。今後も状況に応じて必要な情報をタイムリーに提供してまいります。

（産業振興推進部長濱田美和子君登壇）

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　まず、カリフォルニア州での高知フェアにおける成果と課題についてお尋ねがございました。

この２月にカリフォルニア州の日系スーパーで開催した高知フェアには23社が参加し、うち５社は現地で店頭販売も行いました。参加事業者の引渡価格は2,000万円を超え、現地で販売に立ち会った職員からは大変盛況であったとの報告を受けています。

アメリカは世界全体のＧＤＰのおよそ４分の１を占める巨大市場です。このアメリカにおいて現地の量販店などで県産品を販売する高知フェアは、消費者の率直な反応や評価を直接得られる極めて有効な機会であると考えております。特に、事業者自らが店頭に立つ販売は、消費者の関心を高め、購買意欲をかき立てるだけでなく、現地ニーズを肌で感じる貴重な経験になっています。

一方で、フェアで好評を得た商品については、単発の出品で終わらせることなく、定番商品としての採用につなげる継続的な営業活動が必要です。また、売上げが伸び悩んだ商品については、現地のトレンドやターゲット層のさらなるニーズ分析を踏まえた商品の改良が課題となります。さらには、現地量販店は常に新たな魅力的な商品を求めていることから、そのニーズに応え続けるために、輸出に挑戦する事業者の裾野を広げていくことも重要です。

そのため、県では、西海岸と東海岸に配置している食品海外ビジネスサポーターによる現地情報のフィードバックや、ジェトロなどの関係機関の支援も活用しながら、高知フェアを起点として県産品のアメリカ市場における販路拡大に取り組んでまいります。

次に、高知の食の発信と売上げの増加に向けてのお尋ねがございました。

県内の食品事業者は中小零細企業が多く、単独で海外での営業活動を行うことが難しい状況にあります。このため県では、現地消費者に直接商品を販売し、あわせてテストマーケティングの機会となる高知フェアを各地で開催しております。本年度は、アメリカなど５つの国や地域で計７回開催し、延べ57事業者が参加しました。来年度は、新たにオーストラリアでの開催を予定するなど、５回の開催を見込んでおります。

また、量販店でのフェア開催に加え、ヨーロッパやアメリカなどで実施される日本酒やユズに特化したプロモーションイベントなどにも参加し、高知の食を広く発信してまいりました。

さらに、来年度からは、既に県産品の取扱実績がある商社との間で、成果報酬型の販売促進を進めていくこととしています。あわせて、アメリカやヨーロッパなどに配置している４名の食品海外ビジネスサポーターや、シンガポール事務所などと連携し、現地のトレンドやターゲット層の分析、商品改良につながる情報収集とフィードバック機能を強化してまいります。

これらの取組を通して、高知が誇る食を世界に発信するとともに、輸出に取り組む事業者の支援を継続することで、さらなる販売拡大につなげてまいります。

最後に、県産品の外商において増加したコストの価格転嫁への支援についてお尋ねがございました。

ここ数年の原材料費や人件費の大幅な上昇は、県内事業者に大きな影響を与えており、地産外商に取り組む食品関係事業者においても重要な課題であると認識しています。

今年度県が実施したアンケートでは、物価高騰などに伴う増加コストを取引価格に転嫁できている事業者の割合は約25％と、２年前の調査から５ポイントの上昇にとどまっております。また、価格転嫁は一定できているがコストや人件費の上昇スピードに追いつかないという声が約半数に上っています。

このため、事業者が円滑に価格転嫁を進めることができるよう、県内では産業振興センターのよろず支援拠点に設置している価格転嫁サポート窓口において、価格設定のノウハウの習得支援や、利益の確保に向けた損益分岐点の分析支援などを行っています。さらに、今年度からは、食品関連事業者の課題解決に向けた総合支援プラットフォームである食のイノベーションベースの取組の中で、専門家による原価計算に関するセミナーや個別相談も行っております。

また、円滑な価格転嫁に加えて、生産性を向上させることで原価そのものを下げることも重要な視点です。そのため、新設する所得向上推進企業等総合支援事業費補助金を有効に活用いただき、デジタル化や生産設備などへの投資を通じて生産性向上を目指すとともに、付加価値の高い魅力ある商品づくりへの取組も後押ししてまいります。

こうした取組により、地産外商に取り組む事業者の円滑な価格転嫁を促進するとともに、高付加価値型の経営に転換することで、事業の維持・発展につなげていただきたいと考えています。

（土木部長横地和彦君登壇）

**○土木部長（横地和彦君）**　まず、日下川と長竹川で進めている河川改修の進捗状況についてお尋ねがございました。

長竹川については、上流域での産業廃棄物最終処分場の建設に伴う流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策として、河川改修を行うこととしております。また、日下川におきましても、支川であります長竹川の改修による流入量の増加に対応するため、河川改修を行うこととしております。

現在、長竹川につきましては、河道拡幅等の改修工事に向けまして用地買収に着手をしております。また日下川では、流下能力を高めるための河床掘削や、支障となります堰の改修に向けた設計を進めております。

今後も、地域住民の御理解をいただきながら、着実に工事を進めてまいります。

次に、県道297号岩目地西佐川停車場線のバイパス整備の進捗状況についてお尋ねがございました。

当路線は、日高村岩目地の国道33号との交差点を起点とし、佐川町の西佐川駅に至る延長5.9キロメートルの道路であります。起点からＪＲ土佐加茂駅付近までの2.6キロメートル区間は２車線整備が完了しており、現在はその続きの750メートル区間でバイパス整備を進めております。昨年10月には、一定区間の用地買収が完了しており、一部工事に着手をしました。

今後は、全区間の用地取得を早期に完了し、工事に本格着手できるよう取り組んでまいります。

最後に、国道494号佐川・吾桑バイパスの整備状況についてお尋ねがございました。

国道494号では、災害に強い安全・安心な交通の確保や、四国８の字ネットワークと連携した産業振興を目的として、佐川町から須崎市に至る延長5.9キロメートルのバイパスを整備しております。本バイパスは平成６年度に事業着手し、平成19年に須崎市側で約１キロメートルを供用した後、令和３年までに約３キロメートルを供用し、現在は２市町にまたがる1.5キロメートルを整備しております。事業中の工区に関しましては、完成に向けて工程管理のポイントとなりますトンネル本体や橋梁下部工は完成をしており、進捗に一定のめどがついております。

今後は、橋梁上部工や現道との接続部の工事などに予算を重点的に配分し、令和９年度末の開通を目指して全力で取り組んでまいります。

（会計管理者田村敬子君登壇）

**○会計管理者（田村敬子君）**　収入証紙の廃止に伴う収納専用窓口の導入の進め方についてお尋ねがございました。

収入証紙につきましては、昭和39年から運転免許証やパスポートの申請をはじめとする様々な県の手数料などの支払いで利用していただいております。しかしながら、証紙の購入方法は現金のみに限られており、申請書への貼付の手間などといった課題もございます。

こうしたことから、より県民の皆様の利便性を高めるため、令和９年７月末をもって収入証紙を廃止することとし、現金はもちろん、クレジットカードや電子マネー、スマホ決済などのキャッシュレス決済にも対面で対応できる収納専用窓口を設置することとしております。あわせて、自宅などからいつでも手続ができる電子申請サービスを拡充するとともに、インターネットバンキングなどの決済機能を追加することとしております。

収納専用窓口の設置場所につきましては、手数料が必要な手続の申請窓口がある県の庁舎などであることや、多くの利用者の方がアクセスしやすい場所であることといった観点から、県内７地域の各エリアの主な庁舎や警察署などへ設置したいと考えております。

令和９年８月からの収入証紙に代わる新たな収納システムの導入に向けまして、環境整備を着実に進めるとともに、関係者や県民の皆様には申請窓口や様々な広報媒体を通じて周知を行い、さらなる県民サービスの向上に努めてまいります。

**○５番（桑鶴太朗君）**　知事をはじめ執行部の皆様、それぞれに丁寧かつ前向きな御答弁をありがとうございました。

道路整備のところは生活道としてだけでなく、地域の産業を守る上でも大事なインフラ整備です。できるだけ早い整備を要望しておきます。

２問目はございませんが、中山間地域にある高校では、地域みらい留学も考えていくことは大事だと思いますが、住む場所の確保など、環境整備も必要になると思います。地域の資源や施設を活用していくことで、高校の魅力化にもつなげていく、地域の魅力化、ひいては高知県の魅力化にもつながると思っております。佐川高校をモデルに、中山間地域にある高校の魅力

化にもつながっていければと思っています。

東京一極集中からの是正を図り、若者の都会への流出を少しでも抑えたい思いと、高知に移住､定住する方を増やしたい思いの質問でした。

ここで１つ要望させていただきたいことがありました。このたび、母校である高知県立高知農業高校の選抜高校野球大会出場が決まりました。21世紀枠ではございますが、創立135年で、春夏通じて初の出場となっております。野球部の今までの地域活動など地域貢献が選出された理由の一つとも聞いております。大会は、大会３日目、２試合目の試合でございます。選手の皆さんには日頃の練習の成果を存分に発揮し、悔いの残らないよう全力で頑張ってもらいたいです。

ぜひ、県からの全力の応援もよろしくお願い申し上げて、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

**○副議長（上田貢太郎君）**　暫時休憩いたします。

午後２時18分休憩

――――― ⟡⟡⟡ ―――――

午後２時40分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番田中徹議員。

(13番田中徹君登壇)

**○13番（田中徹君）**　自由民主党の田中徹です。一括質問もいよいよ私が最後の登壇となります。重複する内容もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、２つの外商拠点であるアンテナショップに関してお伺いします。

知事におかれましては、２期目の任期も折り返し地点を過ぎましたが、これまで本県の未来を見据えた重要なかじ取りを行ってこられました。現在、本県を取り巻く状況は、人口減少問題や物価高騰など依然として厳しいものがあります。しかし、そうした中にあっても、知事提案説明で述べられましたように、昨年は連続テレビ小説あんぱんの追い風を生かした取組や、大阪・関西万博における本県の魅力の発信など明るい話題も多くありました。

今年に入っては、本県の東京銀座にあるアンテナショップまるごと高知が、平成22年８月のオープンから先月２月20日に来店者が1,000万人を突破したという明るい話題が飛び込んでまいりました。オープンから15年半、コロナ禍という荒波を乗り越え、多くの皆様に愛されてきた結果であり、本県の魅力の発信や外商拡大などに大きく貢献しているものと感じています。

また、大阪にある本県のアンテナショップ「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」も令和６年７月にオープンしてから約１年半を経過しました。オープン初年度の約８か月間には約138万8,000人が来店されています。今後ますますこの東京と大阪の２つの外商拠点にこれまで以上に期待するところですが、2025年の訪日外国人客数は過去最多の約4,268万人となり増加しています。そうした中で、訪日外国人に対して、本県の伝統や魅力を感じてもらう情報発信の役割も期待できると考えます。今後は、東京や大阪において物販や飲食のみならず、訪れることで高知の魅力を丸ごと体感していただける施設へとさらに進化していくことが大事ではないかと考えます。

そこで、アンテナショップまるごと高知と「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」の２つの外商拠点について、今後どのように生かしていくのか、知事に抱負をお伺いいたします。

次に、県産品の輸出振興についてお伺いします。

昨年11月に知事は、姉妹県州協定提携50周年記念事業として、フィリピン共和国・ベンゲット州を訪問されました。私も同行させていただきましたが、その際現地で魚や米、すしなど高知県の食べ物がおいしいという話を知事御自身もお聞きになったかと思います。私は、こうした好機を捉え、単なる交流にとどまらない、もう一歩踏み込んだ経済的な交流につなげることを目指すべきではないかと思っております。

知事や副知事には、各国で開催される天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会を捉え、積極的に国際イベントへ参加いただくなど、自ら高知県の県産品を売り込むトップセールスを行うことで、輸出の販路拡大につなげていってほしいと期待申し上げます。その際には、ぜひ県産品を個々に売り出していくのではなく、オール高知として県産品をまとめてパッケージで海外へ売り出していただきたいと考えます。

実際に、インドやマレーシアの大使館など、海外から高知県へのオファーが増えてきています。私が本年１月にインドを訪問した際には、地元の日系の商社からミョウガの輸出に関する提案がありました。インドと日本の２国間では検疫の問題もあり、輸出には至っておりませんが、ユズに続く新たな輸出品目の育成にも取り組むことによって、高知のブランド力はさらに高まるのではないでしょうか。

また、水産物の輸出に関しては、マレーシアは今後戦略的に交渉すべき相手国だと考えますし、インドへの輸出に向けては関税が高いことが日本産水産物のインド国内での販売拡大の障壁になっています。検疫や関税など輸出への課題に対しては､本県が課題解決の先進県として、国への提言も含めて取り組んでいただきたいと考えています。

また、本県のアピールは、産業のみならず文化や観光においても同様です。徳島県では、既に阿波踊り関係者を海外に派遣し取り組んでおられます。本県でも、よさこいなどの文化的な発信も強化すべきと考えます。台湾のランタンフェスティバルや大阪・関西万博でのよさこい演舞など、県外、海外での活動は現地の感謝を呼び、さらなる広がりを見せています。

そこで、県内技術や産品、文化、観光など知事自らが先頭に立って海外に高知を売り込むことについて知事に御所見をお伺いします。

また、来年度県産品の輸出拡大にどのように取り組むのか、分野ごとに産業振興推進部長、商工労働部長、農業振興部長、水産振興部長それぞれにお伺いします。

次に、総合企画部についてお伺いします。

約２年前、総合的な政策の企画立案・調整機能の抜本強化を図るために新設されました。人口減少対策に全庁挙げて強力に推進する覚悟の中、令和６年４月に県政の司令塔の役割として誕生しました｡新しい部の創設は７年ぶりです。初代部長には令和のミスター高知県庁と言っても過言ではない、政策通の松岡孝和氏が起用され、高いリーダーシップが求められる中、立ち上げの御苦労もあったかと存じます。

そこで、総合企画部の２年間の成果と今後の取組について総合企画部長にお伺いします。

次に、人口減少社会への対応と対策についてお伺いします。

この項初めに、移住施策についてです。本年１月17日に大阪で開催されました本県の移住フェア、高知暮らしフェアを視察させていただきました｡県内全市町村の担当者が一堂に会し、企画内容も充実され、５年ほど前に伺ったときと比べ、はるかに多くの来場者が訪れ、活気に満ちたイベントとなっていました。また、時同じくして、隣の会場では徳島県の移住フェアが開催されており、偶然とはいえ近隣県の移住にかける意気込みを感じることができました。

近年、本県も含めた四国４県は、大都市圏をターゲットとして関西圏からの移住促進に力を入れています。徳島県では、大阪、京都、兵庫からの移住者を対象に、移住支援金と就職応援金を支給する事業を始め、愛媛県では、関西圏で働く愛媛県出身の若手社会人を対象に、移住オンライン相談サービスを始めています。また、香川県では、関西圏をターゲットに移住体験バスツアーが実施されるなど、最近の獲得競争は今まで以上に激化していると感じています。

本県においては、今年度ＵＩターンサポートセンターの大阪相談窓口の担当者を１名増員し、強化を図っておりますが、大阪においてのＵ・Ｉターン施策の強化の方向性について人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

また、高知県ＵＩターンサポートセンターの東京窓口は、有楽町にある東京交通会館８階、高知県ブースで、ふるさと回帰支援センターの知名度もあり、分かりやすい場所にあると思います。一方で、大阪窓口は、今年度より場所を移したこともあり、東京窓口のような立地の知名度は弱いのではないかと感じています。

そこで、ＵＩターンサポートセンター大阪窓口の認知度向上の取組について人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

また、先ほど述べましたように、徳島県では移住支援金の対象を大阪圏に拡大して取り組んでおられますし、最近の獲得競争の状況を鑑みれば、本県においても移住支援金を、東京圏からの移住者に限らず、大阪圏も対象にしてはどうかと考えますが、人口減少・中山間担当理事に御所見をお伺いします。

次に、地域課題の解決と新事業の創設に向けたローカルイノベーションプラットフォームについてお伺いします。昨年の２月定例会の質問でも述べましたが、喫緊の課題が山積する本県では、企業からの課題解決の提案を広く受け入れ、スピード感を持って課題解決につなげていくことが必要だという思いを強く持っています。この事業は、本県がこれまで進めてきた課題解決先進県としての取組をさらに発展させるものであり、大変意義深いと私自身高く評価をしております。

そこで、当該事業を来年度どのように取り組んでいくのか、産業振興推進部長にお伺いします。

また、当該事業を一過性の取組に終わらせることなく、地域の持続的な産業振興につなげる視点が重要だと考えますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いします。

次に、各組織における職員等の人材の確保策についてお伺いします。全国的にも問題となっております人手不足と若年層の早期離職は、自治体にとっても同じです。

県庁職員の定年前退職者数は年々増加傾向にあるとお聞きしています。企業や団体の求人が活発化していることや、職員等のキャリア観の変化から、庁内において働き盛りの職員や優秀な職員が転職等で退職しているのではないかと危惧するところです。

また、少子化により生産年齢人口の絶対数は年々減少しつつあり、今社会で人手不足と言われています。今後も、生産年齢人口は減少する見込みであり、もっと人手不足は厳しくなることが想定され、中長期的に考えていく必要があると考えます。

そこで、県庁職員のみならず、教員や警察官など各組織の職員等の人材確保策について知事、教育長、警察本部長にそれぞれお伺いします。

次に、看護師の人材確保対策についてお伺いします。医療ニーズの増大や高度化、少子高齢化の進行、現役世代の急減が看護ニーズを増大させているさなか、県内でも特に中山間地域では看護師不足が深刻です。また、看護師の高齢

化や離職防止、働き方改革などへの対応も求められています。

そこで、医療従事者の高齢化も含めて、看護師の人材確保についてどのように取り組んでいるのか、健康政策部長にお伺いします。

また、県内看護師養成校の卒業生が県内に就職していただくことが、看護師不足への対応策としては何より効果的なものだと考えます。

そこで、今後は県立大学の独自の取組をすべきではないかと考えますが、文化生活部長に御所見をお伺いします。

また、県内県立高校で唯一看護科、看護専攻科のある高知東高等学校の卒業生の地元定着に向けた取組について教育長にお伺いします。

次に、子供を取り巻く環境についてお伺いします。現在、教育現場では教員の働き方改革が進められています。教職員の長時間労働を是正し、教員が健康で専門性を発揮できる環境を整えることで教育の質の向上と教職の魅力向上を両立させる、とても大事な取組だと思います。

一方で、そのことが全ての要因ということではありませんが、子供たちの放課後や休日の過ごし方について私は問題意識を持つようになりました。かつては、子供が学校の運動場などを自由に活用したり、放課後に校庭や教室で過ごしたりできていたと思います。今は、安全や管理上の問題でそれが難しくなっているのではないでしょうか。

また、地域には駄菓子屋のような子供のたまり場もなくなっています。加えて、少子化の影響も受け、徒歩圏内の御近所に同級生や子供が少ない地域もあり、子供たち同士でお互いの家で遊ぶという機会も少なくなっているのではないでしょうか。放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館などが整備され、子供の安全な居場所づくりは進んでおりますが、その制度や施設を活用できない子供たちは､安心しておしゃべりしたり、自由に遊んだりできる居場所が地域になく、行き場を失っている、あるいは習い事がなければ家で孤立せざるを得ないような環境になっているのではないかと大変危惧をしております。

また、さらに危惧する点としては、人口減少社会に伴い地域の人が減っていき、制度の担い手が不足することで、子供の見守り機能が崩壊するのではないかという点です。今の制度は、ボランティアや担い手あってこその制度です。持続可能な制度ではないと考えます。例えば、放課後子ども教室などで子供を預かることができなくなり、近い将来には今以上に子供の居場所について問題が生じるのではないかと心配しています。５年、10年先を見据え、幅広い観点から、今すぐに議論を始めなければならないと考えます。

そこで、子供の居場所づくりについて知事に御所見をお伺いいたします。

次に、子供を取り巻く環境に関連して、極めて繊細な問題である自殺対策について伺います。本県の自殺者数は、令和６年人口動態統計によると126人で､前年と比べて５人増加しています。年代別では、65歳以上の高齢者が35％に当たる44人、19歳以下は４％の５人、その他は77人となり、特に30代から50代の働き盛り世代が約半数を占めています。

そこでまず、働き盛り世代の自殺対策の取組について子ども･福祉政策部長にお伺いします。

身近な人の自殺を経験している人は非常に多く、中高年男女に４人に１人とも言われています。誰もが自死遺族になる可能性があり、働き盛り世代の自殺で私が最も心配しているのは、親を亡くした子供のケアです。自死遺族は、突然遭遇する衝撃的な死別体験により、パニック状態に陥りやすく、長い間悲しみを抱え続ける状況です。また、周りの親族なども、プライバ

シーや個人情報の関係、秘密を守るという視点とともに、自死遺族の心理状態を踏まえると安易な対応はできない状況にあります。

そうした中において、親を亡くしたことを学校現場が把握できずに、担当教員が状況を知らないまま子供へ接していることもあるようです。最近、学校では家庭訪問もなくなり、家庭と学校との心理的距離が遠のいている場合もあるのではと感じております。安心して本音で語れる雰囲気づくりや関係づくりは大切なことですが、実際の対応では非常に難しいことです。こんな時代だからこそ、子供の心の傷に寄り添う体制づくりが求められています。

そこで、保護者が自殺した子供のケアの取組について教育長に御所見をお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

令和７年の県外観光入り込み客数は推計で457万2,000人余りと、平成15年以降で過去２番目に多くなりました。クルーズ船の寄港が前年の52隻から105隻へと２倍以上に増え、クルーズ船の観光客数15万人となったことや、スポーツツーリズムの取組も増加要因の一つだと思います。特に、連続テレビ小説あんぱんの放送効果や、放送される中での観光振興の取組も入り込み客数増加に大きく影響したことだと、うれしく思っています。

また、最近ではアメリカ・メジャーリーグ、カブスの今永昇太投手やプロ野球選手が春野運動公園で自主トレーニングを行ったり、先日のＪＡＬのイベントにおいて広瀬すずさんのような著名人の、高知に行ってみたいといったコメントが出るなど、高知のことが話題に上る情報発信をしていただくことが、これからの高知県観光にとって非常に大切なことであり、県外観光入り込み客数にも影響すると思います。そして本年は、国民的行事の一つである、よさこい高知文化祭が開催される予定です。

そこで、アフターあんぱんの今後の取組について観光振興スポーツ部長にお伺いします。

令和６年度の県庁組織改正で、スポーツを通じた地域振興やスポーツツーリズムの取組をさらに推進するため、スポーツ行政が観光振興部へ移管され、観光振興スポーツ部に名称が変更されています。そして、観光振興スポーツ部にスポーツツーリズムの推進とスポーツを通じた地域振興を担うスポーツツーリズム課が新たに設置されました。

スポーツツーリズムは、高知龍馬マラソンや高知ファイティングドッグス、高知ユナイテッドＳＣをはじめ県内外からのスポーツ合宿などにより、県内観光の活性化にも大きく貢献していると私は高く評価しています。

スポーツツーリズム課が設置されて約２年が経過しようとしていますが、スポーツツーリズムの成果と今後の取組について観光振興スポーツ部長にお伺いします。

次に、農業振興についてお伺いします。

政府は、令和７年度から令和11年度の５年間を食料安全保障の確保や、農業、畜産業の生産基盤の強化等を推進するための期間として、農業構造転換集中対策期間と位置づけて、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等や共同利用施設の再編集約・合理化など集中的、計画的に進めるとしています。

農地の大区画化等は、地域計画に基づく農地の集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るために推進されるものです。また、共同利用施設の再編集約・合理化は、老朽化が進んでいる共同利用施設等を生産性の向上、物流の効率化等を図るために支援、推進されるものです。全国農業協同組合中央会の調査によれば、現在稼働するＪＡグループが運営する農畜産物関連の共同利用施設の７割が築30年以上で耐用年数を過ぎ、老朽化が深刻な課題

となっているとのことで、産地一体となった早急な検討が求められています。

そこで、この農業構造転換集中対策期間における本県の取組について農業振興部長にお伺いします。

私は、本会議を含め、これまで様々な場面で米について取り上げてまいりました。またかと思われたかもしれませんが、ここで米に関する質問をさせていただきます。現在、米農家を取り巻く環境は極めて厳しく、規模や経営方法にもよりますが、米の一期作では十分な所得を得ることができません。令和６年産以降の米価は高騰しているものの、肥料や農薬などの資材、また農業機械の燃料代などの価格高騰により経費も上がっていることから、小規模な米農家ほど、もうけは少なく、経営は厳しく、極端な話、食べていけないのが現実だと思います。

米価格が高騰する前に掲載されているものになりますが、三菱総合研究所の2023年掲載のコラムでは、統計上、米農家の約95％が収支上は赤字との報告もあります。米農家が所得を確保するためには、規模拡大だけではなく経営の多角化なども検討していく必要があります。需要に応じて二期作や二毛作、付加価値をつけた販売などもその手法の一つになると考えます。

そこで、米価格を踏まえた農家の所得確保に向けて今後どのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いします。

また、先日２月27日に米の味や香りを評価する米の食味ランキングを日本穀物検定協会が発表しました。米の食味ランキングは1971年産から開始され、産地品種ごとに、特Ａ、Ａ、Ａダッシュ、Ｂ、Ｂダッシュの５段階で格付され、複数産地のコシヒカリのブレンド米を基準に、外観、香り、味、粘り、硬さ、総合評価の６項目を評価したものになります。

2025年産米の食味ランキングでは、全国144銘柄のうち最高ランクとなる特Ａに43銘柄が選ばれ、その中には高知県の県北産、県西産のにこまるも含まれております。高知県のコシヒカリやヒノヒカリは、前回のＡダッシュからＡに評価が上がっています。今後、農家の所得向上や販路を拡大するためには、米の食味をさらに改善することが求められていると思います。

そこで、高知県産米の食味の向上に向けてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いします。私は、先月和歌山県を訪問し、ジビエの活用について和歌山県庁、和歌山県学校給食会、そして実際に食肉を解体処理されている施設の代表の方からそれぞれお話を伺ってきましたので、少し紹介します。

和歌山県では、当時の知事の肝煎りで鳥獣被害対策の一環として、平成20年度からジビエの需要、供給の拡大、安全・安心の確保等の対策に取り組まれているそうです。また、ジビエを地域資源としての利活用を図るため、学校給食の食材に提供するなど、戦略的な普及啓発が図られてきました。ジビエの取組は、今では国の事業を活用して取り組むことが一般的になっていますが、和歌山県が取り組み始めた当時、平成20年は国の画一的な制度もないときで、独自の衛生管理ガイドラインの策定や肉質等級制度などを創設することで、わかやまジビエとして取組を確立されてきたとのことでした。

他方で、個体数減に向けた取組として、山裾からわなを仕掛け、徐々に山奥へと追い込んでいく手法で、人里への出没を劇的に減らしています。単なる点の捕獲ではなく、地域全体を面として捉えた戦略的個体数管理に取り組まれていました。

こういった現場の声をお聞きする中で、ジビエの取組に対しての私の考えが変わってきまし

た。ジビエの有効活用と同時に、狩猟の個体数減に取り組んでいかなければならないということです。つまり、猟師から肉を買い取るだけでなく、農家の被害対策として捕獲された個体を確実に処理し、良質なものだけを適正価格で流通させる、被害対策と連動した経営モデルをどう構築するのかが重要になってきます。

ジビエを有効に活用するには、食育を兼ねた学校給食への導入を図ることも一つの手法です。現在、和歌山県の学校給食では、精肉の価格や調理の負担からソーセージ等の加工品も提供されています。翻って、本県での野生鳥獣の被害は減少傾向にあったものの、直近２年間の被害額は増加に転じているとお聞きしています。

そこで、鳥獣被害の現状をどう捉え、今後どのように取り組んでいくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

また、本県では、まだまだジビエの活用が広がっていないと思いますが､学校給食も含めて、ジビエの活用に向けてどのように取り組んでいくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

また、高知県内の学校でジビエに取り組んでいるのは、高知市立高知商業高校のジビエ商品開発・販売促進部が有名で、農林水産省主催の「ディスカバー農山漁村の宝」で特別賞、ジビエ賞を受賞されています。商業高校ならではの視点を入れて取り組まれていることと思います。

ジビエの取組は、鳥獣被害対策も含め、農業分野にも裾野は広がりますので、ぜひ農業分野の学校でも取り組んでもらいたいと思うところです。また、高校においての防災の取組によって防災士が普及した例もあります。今後は、農業分野の生徒には鳥獣被害対策を知り、探究することで、狩猟にまで関心を広げてもらいたいと期待するところです。

そこで、県立の農業高等学校が、鳥獣被害対策に関心を持ち、ジビエの研究に取り組むことについて教育長の御所見をお伺いします。

次に、教育についてお伺いします。

先月の２月８日､「トビタテ！留学JAPAN」こうち未来創造グローバル人材育成事業の成果報告会が高知会館で行われました。海外留学し、世界各地で活動した県内高校生から報告がありました。私は残念ながら会場で報告を聞くことができませんでしたが、参加した方からは、とてもよかったとお聞きしています。成果報告書を見せていただきましたが、若いときのこうした経験はとても貴重で、今回経験できた高校生の皆様はとても恵まれていると思います。引き続き継続していただきたい取組の一つです。

そこで、この「トビタテ！留学JAPAN」こうち未来創造グローバル人材育成事業について、今年度の成果と今後の取組について教育長にお伺いします。

今年の春の選抜高校野球の21世紀枠で高知農業高校が選出されました。高知農業高校は甲子園初出場、私の地元である南国市に所在する県立高校では初という明るい話題は、地域に大きな活気をもたらしています。私の周りでも、卒業生や学校関係者のみならず、全国から、このたびの吉報に心を躍らせています。このことは農業高校へのイメージアップにもつながるものだと確信しています。

先ほどは、桑鶴県議から大変力強い要請もありました。この、県立高知農業高等学校の選抜高等学校野球大会出場への期待について教育長にお伺いします。

また、本県でも少子化に伴い生徒数が減少する中で、県立高校の魅力化の醸成は必須です。特に、中山間地域の高校をどう守り、魅力を高めていくのかは、学校がある地域づくりとともに地域全体で真剣に考えていくべきことだと思います。

そのような中、令和８年度から国の就学支援金制度が拡充され、私立高校の授業料に対する所得制限が撤廃され、実質無償化になります。このことは県立高校にとって、生徒数確保も含め危機感を持って対策を進めるべきだと思います。

そこで、私立高等学校の授業料無償化の影響を踏まえた県立高等学校の取組について教育長にお伺いします。

次に、県有施設の集約化に向けた取組についてお伺いします。

現在、老朽化した県有施設の集約・複合化が検討されているとお聞きしています。人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化、多様化していくことが予想されるのを踏まえ、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うため､県として公共施設等を将来にわたって総合的かつ計画的に管理する取組の基本的な方向性を示す、高知県公共施設等総合管理計画を平成29年３月に策定して取り組まれています。

そこで、県有施設の集約化に向けた議論を加速するべきではないか、また地域によっては職員住宅の土地活用も検討すべきではないかと考えますが、総務部長に御所見をお伺いします。

次に、舟入川の改修についてお伺いします。私が南国市議会議員当時ですので、10年以上前からこの舟入川流域の住民の方から、大雨が降ればいつ越水するか分からず心配で夜も眠れないとの相談を受けてまいりました。大雨が予想されるときには現地へ赴き、時には中央東土木事務所とも連絡を取り合いながら対応してまいりました。

改修を計画する場所が高知市と南国市の市境にあることや財源の確保など、工事に着手するまでの準備に時間を要することは承知しています。しかしながら、さきに紹介した流域にお住まいの方は、令和５年８月の大雨の際に越水した水が敷地内に流入したこともありました。

これまでも、南国市が事務局となっている舟入川・明見川改修促進協議会などにおいて、県土木部のお考えや検討状況についてお聞きしてまいりましたが､あまりにも時間だけが経過し、一向に報われないことへの腹立たしさとともに、むなしさも感じます。また、ここ２か年に限っては、舟入川・明見川改修促進協議会も開かれず、流域住民の方々は現在の進捗状況がどんなにか気がかりだろうと拝察いたします。

そこで、この舟入川の改修に関して、現在の状況や今後の見通しについて土木部長にお伺いします。

最後に、道路啓開についてお伺いします。先月26日に南国市消防本部にて消防と建設業協会、また警察、土木部、危機管理部、南国市の関係機関が集まり、道路啓開に関しての意見交換が行われました。この会は、まず大災害発生時のそれぞれの役割、また道路啓開がどのように行われるのか情報を共有したいとの趣旨から開催されたと承知しています。

消防は、人命救助・救出を第一に動くことから、大規模災害時には緊急車両の通行路をいち早く確保する必要があります。散乱した瓦礫や放置車両を緊急的に撤去、移動させ、１車線でも早期に救援ルートを開く作業、道路啓開が必要です。県と協定を結び、その道路啓開作業を担う建設業協会からは、昨年11月に実施された土木関係部局と建設業協会の訓練は実際の災害に即したものではない、災害の大きさによっては実行できないという意見がありました。とりわけ、通信手段の確保について問題提起されていました。６月頃には、南国市消防が香美市や香南市にも呼びかけ、中央東土木事務所管内での道路啓開についての意見交換会を開催するとのことでした。

東日本大震災から15年、熊本地震から10年を

迎える今、この事例のように様々な関係機関と情報共有し、意見交換する中で、実態に即した内容に道路啓開計画の見直しを図ることが必要ではないかと考えます。

ぜひ、こういった取組を他の地域でも行っていただきたいと思いますが、道路啓開が実効性ある取組になるよう計画を適宜改善することについて土木部長に御所見をお伺いし、第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東京と大阪のアンテナショップについてお尋ねがございました。

東京のまるごと高知は、議員のお話にもございましたように、先月来店者数が1,000万人を超えるということなど、多くの方にお越しをいただいております。特に物販部門の売上額も10月以降各月で過去最高を記録するなど、好評を得ているところでございます。

また、大阪の「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」は開店当初のにぎわいは落ち着いてまいりましたけれども、ＫＩＴＴＥ大阪内のアンテナショップが並ぶフロアの中で上位の売上げを維持いたしております。加えて、２つの店舗は県産品の販路拡大に向けました外商活動の拠点としても活用いたしております。地産外商公社が支援した県内事業者の令和６年度の県外での売上額は650億円を超えまして、これまで着実に増加をしてきております。

今後は、これらの好調な流れを生かしながら、２つの店舗それぞれの強みを十分に発揮いたしまして、アンテナショップとしての機能をさらに充実してまいります。

まず、首都圏に位置いたしますまるごと高知は、全国ネットのメディアなどへのアクセスのよさを生かしまして、情報発信拠点として効果的に活用してまいります。また、とさとさは、大阪という本県から比較的物理的に近い距離にございますので、事業者の皆さんが直接催事に参加しやすいという利点がございます。こうした利点を活用して、顔が見えるＰＲ活動を展開していきたいと考えます。

さらに、２つの店舗の運営のノウハウを共有いたしまして、相乗効果を高めるということ、また首都圏、関西圏それぞれの市場特性を踏まえた商品づくり、磨き上げにも取り組みます。あわせまして、試食などの体験型企画、あるいはサイネージなどを活用した情報発信を強化いたしまして、御指摘がありましたインバウンドの方々も含めて、本県のファンづくり、そして誘客につなげてまいる考えであります。

このアンテナショップ、２つのショップを運営いたします地産外商公社は、今般の外郭団体改革の中で自律性向上団体ということで位置づけをさせていただいております。創意工夫を凝らした柔軟な取組を一層進めることで、その役割を最大限に発揮していただくように促してまいります。

次に、いわゆるトップセールスによりまして、海外に高知県をトータルで売り込むということについてお尋ねがございました。

人口減少によりまして国内市場の縮小が見込まれる中で、本県が持続的な経済発展をしていくためには、成長著しい海外市場に打って出る必要がございます。具体的には、海外に対しまして県産品の販路拡大を行う、あるいは海外に、今県内では非常に担い手不足の中でございますので、人材の送り出しを求めて打って出る、こういった形で海外との積極的な交流を行っているところでございます。

こうした経済交流の中で生まれてまいります人の行き来を文化交流の分野にもつなげていく、そして文化面での交流をさらなる経済交流へつ

なげていくと、こういった好循環をつくっていくことが望まれるのではないかと考えております。

例えば、インド、インドネシアなどとの間では人材の受入れ、あるいは県産品の輸出などで培いました経済関係が生まれてまいっております。そして、これに起因した人的なネットワークも広がりつつあると考えております。

中でもインドネシアにおきましては、漫画、アニメの御縁で現地の学校教育グループと高知県内の専門学校のグループとの間に提携関係ができるといったような展開もございます。この、インド、インドネシア共々、よさこいの持つ力というのは私も痛感をいたしておりまして、議員にも御一緒いただいたと記憶しておりますけれども、大阪・関西万博のインドパビリオンを訪問した際は、Kochi Dayというのを催していただいて、こちらからはよさこいをお出しし、インド側からも現地の伝統的な踊りを披露いただくというような形でございました。これは、海外との様々な交流をする際の、よさこいというのは大変すばらしいありがたい、橋渡し役を務めていただいているというふうに思うわけでございます。

そして、逆に例えばフィリピンとか韓国につきましては、もともとは行政とか市民間の姉妹県提携などの関係、交流、そして文化交流、こういったものが盛んであったところであります。そうした関係を生かして、フィリピンでは最近では防災関連製品や技術の輸出、そして韓国につきましては日本酒などの販路拡大ですとか、高知龍馬空港への新たな国際路線の誘致、こういったことにも取り組んでいるという形で、この経済の交流のほうも深めていこうというような動きでございます。

このような形で、産業、行政、市民など各分野の言わばオール高知の体制での取組によりまして、海外との経済交流、そして文化交流の好循環を生みまして、本県の発展につなげたいというふうに考えております。

このため、御提言がございましたように、今後も私自身が特に海外を訪問する機会などにおきましては、日程などの諸条件が許しませばといいますか、許す限り、この先頭に立ちまして、本県をトータルで海外に売り込んでいくということに努めてまいりたいと思います。

次に、知事部局におきます人材確保策につきましてお尋ねがございました。

各分野におきまして担い手不足が深刻化している中でございまして、これは公務員分野においても例外ではないと考えます。知事部局におきましては、近年職員採用試験の競争倍率が低下傾向にございます。特に、技術系の職員で苦戦をしておるということでございますが、また議員からもお話がございましたように、中途退職者も増加しているというのが事実でございます。

このため、受験数の増加ということに向けましては、採用試験におきまして、１つには民間企業で広く利用されております適性検査、ＳＰＩを活用して学科の受験の負担を少なくしていくといったような取組、県外の社会人をターゲットとした試験を設けるといった方法、さらには非正規雇用の方を対象とした専門の試験を設けると。こういった、新たな区分を導入しておりますほか、試験時期の前倒しといったような工夫も重ねてまいっております。

また、中長期的な視点から、県庁を志す方を増やしていくということを考えまして、高等学校などへの出前授業、そして県の仕事の魅力を伝える動画の配信、こういった努力も行っているところでございます。

あわせまして、中途退職者を減らすという対策といたしましては、入庁後も職員がやりがい

を持って働き続けられる魅力ある職場づくりを進めていくという努力をしております。具体的には様々ございます、新採の職員に対しますいわゆるメンター職員的なものを置くというような取組もございますし、いわゆるフリーアドレス制、ペーパーレス化ということを備えたスマートオフィスの環境を本庁の各部で段階的に整備するという取組を進めておりますほか、テレワークといった多様な働き方を可能とする、こういった面での環境整備も進めております。

また、時間外勤務の縮減、長時間労働の是正という観点に立ちまして、来年度は時間外勤務手当の割増率の時限的な引上げ、そして短時間勤務の正職員の採用という制度を入れていく、こういった取組を軸といたしまして、一種の社会実験とも言うべき全国初の取組も含めて、働き方改革を鋭意進めているところでございます。

今後も、社会情勢、そして働き方の変化を的確に捉えまして、効果的な対策を講じる努力をしながら、多様な人材の確保にさらに努めてまいります。

最後に、子供の居場所づくりについてお尋ねがございました。

子供たちが子供同士や大人と関わり、様々な学びや体験をし、安全・安心に過ごすことができる、そういった居場所の確保は、子供たちの健全な成長にとって必要不可欠であります。また、これらは保護者にとりましても安心して子育てができる環境づくりにつながる大きな要素になるというふうに考えます。

現在、放課後子ども教室ですとか児童クラブは、ほぼ全ての小学校区で実施をされておりますほか、児童館やこども食堂、さらにはあったかふれあいセンターといった形で様々な居場所が運営されております。という中ではございますが、議員から御指摘ございましたとおり、こういった居場所を将来にわたって維持、さらに充実させていきます上で、目下の人口減少が背景といたしましてあります担い手の確保といった課題に先手を打って取り組むということは、非常に大事な観点であるというふうに私も思うところでございます。

実際、一部の市町村からは、放課後児童クラブのスタッフの確保に関しまして、高齢化によって子供のお世話に限界を生じているですとか、世代交代がなかなか進まないといった声も県庁の関係課のほうでお聞きをしているというふうに報告を受けております。

こうした中、新しい取組としましては、例えば地域の高校生に放課後児童クラブのボランティアを募るといった、将来の担い手確保にもつながり得るような取組を行っている市町村もございます。また、別の市町村では、児童館の運営をＮＰＯ法人に委託して、多様な活動の下で多くの子供たちが集まる居場所づくりを行っているところもあるというふうにお聞きをしております。

県といたしましても、こうした市町村におきます、地域におきます好事例を収集し、横展開をしていくといったことのほか、市町村、そして学校関係者などから実情、課題などについて、まず御意見をお聞きするというところから始めたいというふうに思っております。

あわせまして、そういたしますと、庁内は教育委員会も含めて、かなり多岐の部署にわたってまいります。こうして、庁内におきまして将来的な担い手不足といった危機感を共有いたして、既存資源をどう活用できるか、あるいは新たな担い手をどう開拓していくかと、こういった先を見据えた対策の在り方について、庁内での議論をまずは進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

（産業振興推進部長濱田美和子君登壇）

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　まず、食品の輸出拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

食品の輸出については、ユズ、土佐酒、水産物の３つを基幹品目に位置づけ、市場別、品目別に戦略を立て、輸出に取り組んでまいりました。その結果、令和６年には輸出額が30億円を突破し、平成21年からの15年間でおよそ60倍となるなど、順調に増加をしています。

令和８年度は、さらに輸出額を増加させるための取組を行います。まず、既に販路とノウハウを有する商社との連携を強化します。増加した取引額に応じた成果報酬を付与するインセンティブ型の委託事業を実施し、即効性の高い取組を進めることで、取引額の拡大や新規の大口取引の獲得を目指します。

次に、現地のトレンドやターゲット層の分析、商品改良のための情報収集を目的とし、アメリカなどに配置している食品海外ビジネスサポーターの活用を強化します。具体的には、販売額に応じた報酬制度を導入し、インセンティブを付与することで、新たな輸出商品の開拓などに一層取り組んでもらいたいと考えております。

あわせて、輸出に取り組む意欲や潜在力のある事業者の開拓に、地産外商公社やジェトロなどの関係機関と連携をして取り組みます。また、農業振興部や水産振興部など担当部局との連携による海外見本市への共同出展や商談会の実施など、部局の枠を超え、一丸となって輸出の促進に一層取り組んでまいります。

このような取組を通じて、県産品のさらなる輸出拡大に努めてまいります。

次に、ローカルイノベーションプラットフォームの来年度の取組についてお尋ねがございました。

ローカルイノベーションプラットフォームは、スタートアップ企業が有する新たな技術を活用し、地域課題の解決を通じて新たな事業の創出を目指す取組です。本年度は、地域の課題を33件公開し、解決策を広く募集したところ、スタートアップ企業など県内外の55社から計68件の提案が寄せられました。現在、中山間地域の生活用水の確保や食品残渣の有効活用などの課題について、解決策の導入に向けた準備が進められています。

一方で、提案の多くは既存の製品やサービスの導入にとどまり、県内での新たなビジネスの創出までには至っていないことから、事業の見直しが必要であると考えています。このため、来年度は本県をフィールドとして新たなビジネスの開発を目指すスタートアップ企業を全国から呼び込む取組を進めます。

具体的には、スタートアップ企業に本県へ実際に来ていただき、市町村や地域のキーパーソンとの直接の対話を通じて、企業自らがこの課題には自社の技術で対応できるのではないかという気づきの機会を積極的に設けていきたいと考えております。その上で、企業の県内でのチャレンジを専門家等の協力を得ながら伴走支援することで、本県での着実な事業化を後押ししてまいります。

最後に、ローカルイノベーションプラットフォームについて、一過性の取組に終わらせることなく、地域の持続的な産業振興につなげる視点についてお尋ねがございました。

県外のスタートアップ企業が県内で新たな製品やサービスの開発に取り組む際には、県内に拠点を設けていただけるよう積極的に働きかけてまいりたいと考えています。独自の技術などを有する県外のスタートアップ企業が県内に拠点を設け、新たな製品やサービスの開発を行うことは、若者が魅力を感じる仕事の創出につながり、若者の県内定着やUターンの促進も期待できます。

スタートアップ企業についてもメリットがございます。本県には豊かな自然環境があり、また過疎化、少子高齢化など、将来日本はもとより世界が直面する課題に先んじて立ち向かっている、新たな製品やサービスの実証や事業展開に取り組みやすいフィールドであると考えます。

スタートアップ企業の県内での活動は県内企業との協業を生み出し、新たなビジネスの創出につながることも期待されます。また、県内で新製品開発に取り組むスタートアップ企業の様子を広く発信することで、新たな企業や人材の呼び込みにもつながる好循環が生まれるものと考えています。

さらに、県内の大学などの高等教育機関との連携を通じて、研究成果の社会実装や人材育成を進めることで、新たなイノベーションの創出につながるものと考えています。

こうした動きを着実に広げることにより、本県の経済活力を高め、持続的な産業振興につなげてまいります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　県産品の輸出拡大に向けた来年度の取組について御質問がありました。

防災関連製品をはじめとするものづくり分野では、国内外の販路開拓の支援窓口である産業振興センターと連携し、自然災害が多い東南アジアを中心に政府機関とのネットワークの構築を進めています。また、フィリピンや台湾での製品ＰＲや商談会の開催、ベトナムやタイの現地サポートデスクの設置などを通じて、県内企業の輸出拡大を後押ししてきました。その結果、防災関連製品などの海外売上高は、平成27年度からこれまでの累計で110億円を超える状況です。

令和８年度からは、海外に向けてはフィリピンに続く有望国となるインドネシアにおいて、現地政府と共催で防災セミナーを開催し、新たな人脈と市場の開拓に取り組みます。また、フィリピンとインドネシアに現地サポートデスクを開設し、県内企業と現地政府のマッチングや新たな販路開拓を伴走型で支援します。

県内では、産業振興センターをはじめ貿易協会やジェトロなどと連携し、輸出に挑戦する県内企業の掘り起こしと、各企業の海外戦略の策定支援をさらに強化していきます。

今後とも、庁内の輸出戦略推進会議での情報共有をはじめ、国内外の大使館やＪＩＣＡなど関係機関とも連携し、県内企業の製品ＰＲや商談機会の提供などにより、本県の防災関連製品をはじめとするものづくり分野の輸出拡大を目指します。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

**○農業振興部長（松村晃充君）**　まず、農産物の輸出拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

県産農産物の輸出については、ユズ、青果物、花、畜産物の４品目を柱として、国別、品目別に戦略を立て、販路の拡大や輸出に意欲的な産地の支援に取り組んできました。令和６年度の農産物の輸出実績は10億円を超え、輸出額が最も大きいユズは、海外からの引き合いも強く、全体のおよそ８割に当たる8.8億円となっています。それに次ぐものはグロリオサをはじめとする花となっており、北米や中国を中心に１億円を超えております。

令和８年度は、ユズや青果物では、今後輸出の拡大を図っていきたいマレーシアとタイからバイヤーを招聘し、県内で生産現場などを見ていただき、その魅力を直接アピールすることで取引につなげていきたいと考えています。一方、輸出を目指す生産者は、まだ限られていることから、輸出に関するセミナーを開催し、輸出に向けた意欲を喚起してまいります。

花につきましては、現在取引を行っている国内の事業者を県内に招聘し、品質の高さや生産者のこだわりなどを伝え、輸出品目の拡大と新たな輸出先国の開拓につなげてまいります。また、米につきましては、県産青果物を扱っている輸出事業者などに青果物と併せて販売できないか提案を行い、輸出につなげていきたいと考えています。

県産農産物のさらなる輸出拡大に向けては、高知の食として一体的に売り込んでいくことが効果的だと考えますので、産業振興推進部や水産振興部などの関係部局としっかりと連携して輸出の取組を進めてまいります。

次に、農業構造転換集中対策期間における本県の取組についてお尋ねがございました。

国は、食料安全保障の確保や農業の生産基盤の強化を推進するため、令和７年度から11年度までの５年間を農業構造転換集中対策期間として位置づけ、コスト低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編集約などの取組を集中的に進めることとしています。

お話にありました共同利用施設の再編集約につきまして、本県の状況はＪＡ高知県の集出荷場ではおよそ６割が耐用年数を経過しています。また、生産者の減少に伴い生産量が減少している地域がある一方で、栽培技術の向上や大規模法人の参入により生産量が増加している地域があるなど、現在の施設を整備した時点から産地の状況は大きく変化をしております。

こうした状況の中、現状や将来の姿を見据えて、さらなる効率的な集出荷体制を構築していく必要があると考えています。現在、ＪＡ高知県では、こうした産地の状況を踏まえて、拠点となる集出荷場への集約を目指して再編に向けた協議を行っています。この集中対策期間中に再編集約が実現できますよう、生産者ともしっかりと協議し、整備計画をまとめていただきたいと考えています。

県としましては、再編集約を支援する国の有利な補助事業への採択に向けて、市町村と連携してＪＡの整備計画の作成等を支援してまいります。

次に、米農家の所得確保に向けた取組についてお尋ねがございました。

近年、主食用米の価格は高値で推移し、米農家の売上げは増加しているものの、物価高騰により生産コストが上昇しており、所得確保の面では依然として厳しい状況にあると認識をしています。

中山間地域が多い本県では、米農家の大半は小規模な農家が占めており、大きな投資を伴わず売上げを向上させていくためには、安定した価格で売れる米作りと生産性の向上が必要となります。

売れる米作りについては、需要があり安定した価格で販売できる酒米や米粉用米などの生産を進めるとともに、昼と夜の寒暖差など中山間地域の自然条件を生かした品質の高い米のブランド化や販売拡大を支援してまいります。

生産性の向上につきましては、収量の高い品種や高温に強い品種の導入を推進してまいります。また、早場米を収穫した後にモチ米やタマネギなどを栽培する、いわゆる二期作や二毛作に取り組む生産者もいらっしゃいますので、それぞれの取組に応じた栽培技術のサポートを行ってまいります。

こうした取組を進めることで、小規模な米農家の所得の確保につなげてまいります。

最後に、高知県産米の食味の向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

食味の良いお米は、有利な販売や新たな販路の拡大につながり、米農家の所得の向上が期待できることから、食味の向上に向けた取組は重要であると考えています。令和７年産の全国の

米の食味ランキングでは、本県の県北部と県西部のにこまるが最高位の特Ａに格付され、コシヒカリとヒノヒカリは前年に比べてワンランクアップし、Ａに格付されました。

米の食味を良くするためには、土壌にしっかりと根を張らすための土づくりや水管理、稲の状態に応じた肥料の散布など、基本的な栽培管理を徹底することが重要となります。県ではこれまで、圏域の稲作検討会や産地ごとの稲作部会において、田植から収穫まで生育ステージごとの水管理の方法や、肥料の散布時期や量などの栽培管理のポイントについて指導を行ってまいりました。

今回、本県産のお米が食味ランキングで高い評価を得られた要因の一つとしましては、令和６年の夏場の高温の影響でコシヒカリやヒノヒカリの食味が低下したことを教訓に、米農家の皆さんに基本的な栽培管理の徹底が重要であることを、現地検討会やＪＡの広報紙などを通じて情報発信行いました。その結果、農家の皆さんが栽培管理を徹底された成果だと考えております。

引き続き、生産者が集まる場などを活用し、基本的な栽培管理の徹底について周知を図り、県産米の食味の向上につなげてまいります。

（水産振興部長山下修君登壇）

**○水産振興部長（山下修君）**　来年度の県産水産物の輸出拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

県産水産物の輸出額は着実に増加しており、令和６年には６億円となりましたが、大規模市場である中国の日本産水産物の輸入再開は、いまだ見通せていない状況にあります。このような情勢の中、中国以外の国への輸出に戦略的に取り組んでおり、インドやフィリピン、マレーシアをはじめとするアジア諸国において新たな輸出ルートを構築するなど、輸出拡大に向けた体制づくりを進めています。

来年度は、従来の輸出ルートによる輸出拡大に加え、マレーシアで賞味会を開催するなど、新たに構築したルートを活用した輸出拡大にも取り組みます。加えて、こうした輸出ルートの販売先は主に飲食店であることから、新たに量販店を販売先とするルートの構築にも取り組み、販路の裾野の拡大を図っていきます。

今後も、水産加工事業者や漁協などの関係者と一丸となって、また関係部局とも連携を図りながら取組を着実に推進することにより、県産水産物のさらなる輸出拡大を目指してまいります。

（総合企画部長松岡孝和君登壇）

**○総合企画部長（松岡孝和君）**　総合企画部の２年間の成果と今後の取組についてお尋ねがございました。本議会においてこのような答弁の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

総合企画部は、１つには政策の企画立案機能と総合調整機能の強化、２つには県政の最重要課題である人口減少問題の克服に向けた司令塔として２年前に設置されました。

まず、総合企画部の２年間の主な取組についてお答えいたします。１つ目の企画立案機能と総合調整機能の強化では、各部局の斬新で柔軟な発想に基づく施策の予算化のため、令和７年度の予算編成に向けて元気な未来創造枠を設けました。この新たな枠組みでは、人口減少対策を強化すると同時に、施策が十分な効果を発揮するために、質・量ともに十分な内容になっているか、部局間の役割分担、連携がしっかりなされているかといった点に意を用いながら、各部局と共に知恵出しや磨き上げを行いました。

その結果、令和７年度当初予算では全庁を挙げたキャリア教育の抜本強化、令和８年度当初予算案では所得向上に係る総合補助金の計上などにつなげることができました。

また、職員の企画立案能力の向上と業務改善などにつなげるため、令和６年８月から職員から提案を募る通称ミライ箱を開設いたしました。これまでに、若手職員を中心に２年間で40件を超える、働きやすい職場づくりや新たな施策に関する提案があり、私自身大変頼もしく感じております。そのほか、公共調達戦略の策定などにも関わらせていただきました。

２つ目の人口減少対策では、理事を中心に全庁の司令塔として、元気な未来創造戦略に基づく取組を進めてきたところであります。その内容につきましては、今議会でも知事や各部長から御説明をさせていただいているとおりです。

このように、一定の形を残すことができましたのは、知事や副知事の御理解と各部局長の御協力、そして何より部の職員がよく頑張ってくれたからであると考えております。この２年間、こうした役割を与えていただいたことも含め、深く感謝しております。

さて、時代は刻々と変わっております。前例にとらわれることなく、いち早く適切に対応していくことが今まで以上に求められてきております。こうした中、総合企画部は知事の思いを実現するため、各部局にこれまでとは違った視点で投げかけを行い、時代に即した施策の立案につなげる、言わば触媒の機能と、県庁の総合力が一層発揮されるよう各部局の役割分担を調整し、連携を強化する、言わば潤滑油の機能を果たしていくことに意義があると考えます。

来年度からも、これら求められる機能をしっかりと果たしていくことで、これまでにない施策の立案と県庁の総合力の向上につなげていってほしいと考えます。そして、知事を先頭に、県庁が一丸となって人口減少などの諸課題の解決につなげていってほしいと心から願っております。

（人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇）

**○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）**

まず、大阪での移住促進策の強化についてお尋ねがございました。

近年、移住者が増加傾向にある関西圏においては、今年度からＵＩターンサポートセンターの大阪窓口の職員を２名から３名に増員し、相談会などの取組を強化しています。その結果、大阪窓口の昨年４月から今年１月までの10か月間の相談件数は739件と、前年同期に比べて1.3倍に伸びております。また、議員お話しのとおり、１月に大阪で開催した移住相談会には219名の来場者があり、同時期の開催ではコロナ禍以降で２番目に多くなるなど、本県への関心の高まりに手応えを感じているところです。

一方、大阪・関西万博や大規模再開発などにより都市の魅力が高まっている大阪府からの移住者は、令和７年の暦年では前年から13％減少しており、大幅に伸びている相談者数を移住に誘導するための取組の強化が必要です。特に、若者の移住は仕事が決め手となりますが、その鍵となる給与面の情報に加え、仕事のやりがいやキャリアアップなど、若者に関心のある情報が十分に届いていないことが考えられます。

このため、来年度は、仕事を軸にした情報発信を強化してまいります。具体的には、全国的に知名度の高い大手求人サイトを活用し、県内の企業の魅力を特集ページとして掲載するとともに、県内の民間職業紹介企業とも連携し、求人情報を強力に発信することなど、民間のノウハウを活用した新たな取組を実施いたします。また、人材を求める県内企業に対しては、求人サイトへの広告掲載費用やインターンシップなどに要する経費を支援する新たな補助制度を創設し、Ｕ・Ｉターン人材の採用活動を後押ししてまいります。

こうした取組に加え、大阪窓口において就職

や移住に関する個別相談会を年間30回以上開催しまして、本県の強みであるきめ細かな相談対応により、希望に合った仕事や移住先を提案するなどを通じて、関西圏における移住者の増加を図ってまいります。

次に、ＵＩターンサポートセンターの大阪窓口の認知度向上についてお尋ねがございました。

関西圏での相談体制を強化するため、今年度から県の大阪事務所内にあった相談窓口を民間のシェアオフィスに移転しております。移転当初はビルの外観からは大阪窓口の所在が分かりにくかったことから、道行く人にも認知されるよう、交通量の多い道沿いに昨年12月に看板を設置いたしました。また、持ち帰りやすい名刺サイズのＰＲカードを新たに作り、大阪の梅田のアンテナショップで配布するなど、相談窓口の周知に取り組んでいるところでございます。

加えて、大阪窓口の移住コンシェルジュが、県と協定を結ぶ関西の大学を訪問し学生にＵターンを促す説明会を行うなど、若者が気軽に相談しやすい窓口としてのＰＲにも努めています。来年度は、関西で行う観光イベントにも移住コンシェルジュが参加し、ＰＲの場を広げるなど、関西のＵ・Ｉターン希望者との接点を増やし、さらなる認知度の向上を図ります。

また､センターの存在を県民の皆さんにも知ってもらい、進学や就職で関西にお住まいのお子さんや御友人にＵターンの相談窓口としての活用を勧めていただけますよう、県内での広報やＰＲも強化をしてまいります。

引き続き、より多くの関西圏の若者に大阪窓口を利用してもらえるよう、さらなる周知を図り、認知度の向上を目指して取り組んでまいります。

次に、移住支援金を東京圏に限らず大阪圏にも拡大することについてお尋ねがございました。

現在､国において１世帯当たり100万円を支給する移住支援金の制度がございますが、東京一極集中の是正を目的とした制度であり、東京圏からの移住者に限定をされています。この制度に関しては、利用された移住者から、引っ越しなどに多額の費用がかかるため移住を後押しする動機づけになったという声も多くございますので、Ｕ・Ｉターンを促進する一定の効果があるというふうに考えております。

一方で、現行の制度は支援金の２分の１を国が負担し、都道府県と市町村がそれぞれ４分の１ずつ負担するスキームであるため、国の負担がない中で、県独自の制度として大阪圏に支援金の対象を広げることは慎重な検討が必要だというふうに考えています。

このため、まずは国に対して全国一律の制度として、転入者が拡大傾向にある大阪圏にも支援金の対象を広げていただけないか、働きかけを行ってまいります。あわせて、県独自の制度についても、徳島県では大阪圏からの移住者に対して、また県内でも幾つかの市町村が人口減少対策総合交付金を活用し他県からの移住者に対して、支援金制度を設けていますので、その活用状況や移住者の増加効果を調査するなど、研究をしてみたいと考えております。

次に、鳥獣被害の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

県内の農林水産業における鳥獣被害額は、平成24年度の３億6,000万円をピークに年々減少しておりましたが、令和５年度に増加に転じ、令和６年度は前年度を約5,000万円上回る１億8,000万円を超えるなど大変深刻な状況にあります。

その主な要因としては、高齢化に伴い狩猟者が減少していることに加え、近年野生鳥獣の生息域が拡大、また被害が多様化していることがあります。こうした状況の中で再び被害額を減少に転じさせるためには、最新のデジタル技術

を活用し、効果的かつ効率的な対策を講じていくことが必要不可欠であります。

このため、来年度は、データに基づく迅速かつ効果的な対策の実施を目指して、新たに鳥獣被害対策クラウドシステムを導入いたします。このシステムでは、市町村が鳥獣被害を把握した時点で速やかにクラウドに被害の場所などの詳細な情報を入力し、あわせて防護柵の設置箇所や捕獲の実績、生息状況調査などのデータをデジタルマップに重ねて表示をさせます。この情報を活用して緊急性の高いエリアで、タイムリーかつ効果的な対策を実施するとともに、その結果を経年で蓄積、検証していくことで対策をさらに深化させてまいります。

あわせて、狩猟者が減少する中で捕獲量を維持・増加するためには、捕獲作業の負担を軽減することが重要となることから、今年度大豊町において、捕獲通知システムを備えたわなや、遠隔監視、自動操作が可能な大型おりなど、ＩＣＴ機器を活用したスマート捕獲のモデル事業を実施いたしております。来年度以降は現地研修会などを通じて、他の地域にも横展開を図ってまいりたいと考えております。

こうした、デジタル技術の積極的な導入により、これまでの点で実施してきた対策から、地域全体を面で捉えた戦略的な対策に進化させ、攻めと守りの総合的な対策を効果的かつ効率的に実施していくことで、鳥獣被害の軽減につなげてまいりたいと考えております。

最後に、ジビエの活用に向けた取組についてお尋ねがございました。

捕獲をした有害鳥獣のジビエとしての本県の利用割合は、昨年度は鹿は全国平均の17%に対して３%、イノシシは全国平均の６%に対して２%と大変少ない状況です。ジビエとして流通するためには、山奥に仕掛けたわなにかかった個体を、とどめを刺して２時間以内に麓の処理施設に運ぶ必要がありますが、本県では他県と比べて急峻な山が多いという地理的ハンディから､搬入量が限られるという事情がございます。また、イノシシは県内で豚熱感染が確認されており、確認区域内で捕獲した個体は家畜保健衛生所で検査を行い、陰性を確認した後に流通させる必要があります。

このような課題はございますが、捕獲を進める攻めの取組の一環として、鹿やイノシシを地域資源として有効に活用する観点から、ジビエ活用の促進が必要だというふうに考えています。具体的には、狩猟者に対しては、捕獲した個体を処理施設に搬入する際に報奨金を支給いたしています。また、ジビエ料理の認知度を高めるために、狩猟フェスタや調理教室の開催などに取り組んでおります。

さらに、活用に積極的な香美市では、国の補助金を活用し、個体を処理施設に搬入するための冷凍車両や、処理施設の冷凍、冷蔵の設備を導入するなど、ジビエ肉を確保する取組を行っております。

また、お話のあった学校給食では、梼原町が年３回ジビエ料理を提供しておりますので、供給側における量の確保と、需要側におけるコストの問題なども検証しながら、今後学校栄養士会や栄養教諭など関係者に対してジビエ活用を促してまいりたいというふうに考えています。

今後も、引き続き他県などでの活用状況なども収集しながら、関係者の理解と協力の下、ジビエの流通量を増やしていく取組を進めてまいります。

（教育長今城純子君登壇）

**○教育長（今城純子君）**　まず、人材確保策についてお尋ねがございました。

教員につきましても全国的に人材不足が課題となっております。

このため、県教育委員会では、採用者の確保

に向け、採用審査の早期化や関西会場での実施などに加え、12月の追加募集や大学３回生対象の特別選考など新たな取組も行っております。また、本県の豊かな自然や風土の中で教員として働くことの魅力などを動画も活用しながら発信しているところです。

一方、県外出身の教員が地元に戻るなどの理由で、僅か数年で退職するといったケースも少なくありません。そのため、採用前の交流会を通じた教員同士のつながりづくりや、小学校での若年教員サポーターの配置、専門職相談員による相談対応などといった重層的な支援体制を構築しております。

また、若年人口が減少していく中で、中長期的に若者に教員という職業が選ばれ続けていくためには、意欲を持って働き続けられる環境づくりが必要であり、業務の改善、効率化など学校における働き方改革を進めているところです。

引き続き、他県の先進的な取組も研究しながら、一連の対策を進め、本県教育に必要な教員をしっかりと確保してまいります。

次に、看護科、看護専攻科のある県立高知東高等学校の卒業生の地元定着に向けた取組についてお尋ねがございました。

高知東高校は、看護科３年と看護専攻科２年を合わせた計５か年の一貫教育により、毎年度卒業生のほぼ全員が看護師国家試験に合格するなどの実績を重ねてきております。しかしながら、近年は少子化などにより看護科への入学志望者も減少傾向にあります。そのため、小中学生に医療現場の現状や看護師という職業の魅力を伝えることを目的に、体験授業の実施やイベントの開催、ＰＲ動画による広報などを積極的に行い、生徒数の確保に取り組んでおります。

入学後の授業では、医療現場に対応する高度な知識、技術の習得のため、令和６年度から国のＤＸハイスクールの指定を受けて導入している電子カルテなど、最新のデジタル機器も活用して看護教育に取り組んでいます。

あわせて、本県での就職につなげるため、県内の病院で活躍する卒業生から仕事のやりがいや地元で働く魅力などを直接聞く取組を毎年度行い、地域に貢献したいという思いを育んでいます。また、専攻科においては地域医療を支える人材を育成するため、学校内だけでなく中山間地域に出向き、訪問看護や地域包括支援センターの活動などについて学ぶ授業も行っています。

県教育委員会としては、本県の医療課題を深く認識し、その解決に向けて主体的に行動できる看護人材の育成に向け、こうした高知東高校の取組を一層推進してまいります。

次に、保護者が自殺した子供のケアについてお尋ねがございました。

保護者が亡くなると､その要因にかかわらず、残された子供は心に深い傷を負うことになります。その影響は甚大であり、まずは子供の心情を最優先に考え、心身の状況を細やかに見守っていく必要があります。そして、スクールカウンセラー等の専門的な知見も交えて、どのような支援が適切かを組織的に検討し、子供のケアに当たっていくことが重要です。

もとより、教員は、子供や家族が悩み事を相談できるよう、日頃から信頼関係を築いておくことが欠かせません。県教育委員会としては、学校が心に傷を負った子供に寄り添った支援を実施できるよう、相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、農業高校における鳥獣被害対策とジビエ研究の取組についてお尋ねがございました。

農業を学ぶ高校生が鳥獣による農作物への深刻な被害の現状や県の対応策を知ることは、大変意義あるものと考えます。各農業高校では県鳥獣対策室の職員から、農作物への被害の現状

と電気柵の設置や、くくりわなどによる対策について講義を受けています。

さらに、高知農業高校の森林総合科では、鹿の食害が森林に与える影響について外部講師から講義を受け、鹿の防護柵や樹木保護ネットを設置するボランティア活動にも参加しています。実際に、鹿の食害により地面を覆う植物が失われ、山肌がむき出しになった状態を目の当たりにすることで、生徒たちは鳥獣対策の重要性について理解を深めています。

今後は、農業高校に限らず農業コースを設置している５つの高校においても、県政出前講座や外部講師を活用し、鳥獣被害に対する生徒の課題意識を高めていきたいと考えています。あわせて、課題研究などの一環として、鳥獣被害への対策や地域資源としてのジビエの活用について探究を進めていくことも促してまいります。

次に、こうち未来創造グローバル人材育成事業の本年度の成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

国の「トビタテ！留学JAPAN」を活用した本事業は、国際的視野や郷土に対する愛着と誇りを持ち、卒業後も高知のために行動できる人材の育成を目標として、企業や大学の協力を得ながら実施しております。

初年度となる昨年夏には、選考で選ばれた16校31名の高校生が本県の課題等に関連づけた探究テーマを設定し､自ら立てた留学計画により、カナダ、イギリス、韓国、インドネシアなど13か国で２週間から最長で２か月半の期間、探究活動を行いました｡帰国後の研修や報告会では、生徒同士や大学関係者、支援企業の方々との交流の中で、自信を持って自分や高知の将来について語る成長ぶりに私も大変感激いたしました。

留学した生徒からは、自分の目で見て行動することで世界の広さと高知の可能性に気づくことができたや、留学で得た知見を生かし将来県内に助産院を開きたいなどのうれしい報告があり、本事業の目標が着実に進んでいると実感しています。

また、今回の留学の成果を生かし、日曜市のデジタルマップ作りや、海外からの技能実習生に向けた医療に関するリーフレットの作成、配布など、早くも本県の課題解決に動き出している生徒もおり、大変頼もしく感じているところです。さらに、留学した生徒たちが学校や地域などで留学経験を発信することで、その後に続く中高生の留学機運の醸成にもつながっています。

現在、次年度に向け30名程度の留学生を募集しているところです。一人でも多くの高校生が県政課題を解決する斬新な探究テーマで挑戦してくれることを期待しています。

次に、県立高知農業高校の選抜高校野球大会出場への期待についてお尋ねがございました。

このたび、高知農業高校野球部が21世紀枠に選出され、悲願であった甲子園に出場できますことを私も大変うれしく思っております。本県の県立高校の甲子園出場は、平成29年春の中村高校以来９年ぶりの快挙です。高知農業高校野球部は、チームとして部員不足を乗り越え、昨年秋の四国大会予選でベスト４まであと一歩に迫りました。加えて、小中学生対象の野球教室を開くなど、地域の子供たちと積極的に交流しています。このことが、野球の普及振興活動の先駆けとなる取組として、今回の21世紀枠の選考委員会で高く評価されたと伺っております。

甲子園という夢の舞台では、農業実習等で鍛えた精神力と粘り強さで、高知農業高校らしい全力プレーで試合に臨んでほしいと思います。また、地域、関係者、御支援いただいた皆様への感謝の気持ちを力に変え、仲間との強い絆で悔いのない精いっぱいのプレーを見せてくれることを心から期待しております。

そして、高知農業高校の選手の活躍が、一緒に練習した小中学生や、現在も部員不足で大会に参加ができない各学校の希望の星となることを切に願っております。

最後に、私学無償化の影響を踏まえた県立高校の対策についてお尋ねがございました。

私立高校の授業料が実質無償化されることにより、本県でも私学を選ぶ生徒が増えていくことが想定されます。そうした中、県立高校の生徒数を確保するためには、これまで以上に魅力化や特色化を進め、中学生や保護者から選ばれる学校づくりが必要になると考えます。

本年度から開始した県立高等学校振興再編計画では、全ての高校を対象に魅力ある学校づくりを進めています。その一環として、生徒の学びのニーズに応じた新たなコースなどを設置することとしています。さらに、産業系専門高校については、これからの産業を担う人材育成のための学科改編も進めています。

また、特に少子化が進む中山間地域等の小規模校では、地元市町村と連携し、地域の資源や文化を活用した、その学校ならではの学びや部活動に取り組むとともに､新たな入試を導入し、全国からの生徒募集を推進しています｡加えて、来年度は高校の魅力を地域に伝えるシンポジウムの開催や通学費の支援など、地元進学を促進する取組を強化します。

こうした中、先月13日、国から2040年を見据えた高校教育改革に関する基本方針が示されました。国においては、この方針に沿った公立高校の取組に対して財政支援を行うこととしています。本県においても国の方針等を踏まえ、これからの時代を見据えた県立高校の教育改革について、知事部局、産業界、大学等と議論し、来年度中に実行計画を策定したいと考えています。

これらの計画に基づき、私立高校にも負けない県立高校の魅力づくりを進めてまいります。

（警察本部長岩田康弘君登壇）

**○警察本部長（岩田康弘君）**　県警察における人材の確保策についてお尋ねがございました。

人口減少が続く中にあっても、複雑化する治安課題に的確に対処していくためには、多様で有為な人材の確保が大変重要であると考えております。

このため、県警察では、高校生に警察官の制服を着用させた上で、模擬捜査活動を体験してもらうといった体験型の採用イベントの拡充を図るなど、職業としての警察官に興味を抱く学生の裾野を広げる取組を進めてまいりました。また、昨年度からは大学生が民間企業との併願をしやすくなるよう、民間企業での採用試験で広く用いられているＳＰＩ試験による採用試験区分を導入しました。

これらの取組に加えて県内の高校生数の大幅な減少が続いている状況にあっては、新規学卒者だけではなく、民間企業からの転職希望者にもより多く応募いただくことが必要との認識の下、令和８年度からは社会人経験者を対象とした教養試験のないキャリアアピールによる試験区分を中四国県警察で初めて導入することといたしました。

あわせて、他県警察で働く高知県出身の警察官のＵターン希望者、これを即戦力として誘致すべく、再採用選考考査の要件緩和、これを行うほか、採用試験の受験年齢上限を34歳以下から39歳以下までに引き上げるなど、採用試験制度の見直しも実施いたします。

他方で、現在働く職員にとって、より働きやすい職場となるよう、魅力のある職場環境づくりを進めていくことも、県警察が若者から選ばれるためには大変重要であると考えております。この観点から、幹部職員による若手や女性職員との対話を重ね、職員の意見を取り入れ、服装

の軽装化、異動内示時期の早期化、居住制限の見直し、育児中の警察官の当直免除基準の明確化、サテライトオフィスの試行運用といった取組を進めております。

県警察といたしましては、将来にわたり県民の安全と安心を守る強く優しい警察であり続けるために、時代に即した採用制度への移行を進めるとともに、機能的で魅力ある職場環境づくりを進め、多様で有為な人材の確保に努めてまいります。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　看護師確保についてお尋ねがございました。

本県の看護師、准看護師の総数は令和６年12月末時点で１万4,034人であり、令和７年の必要需要数と考えます１万5,676人を下回っております。加えて、その約８割が高知市など中央保健医療圏に集中しており、特に中山間地域では人材不足が厳しい状況にございます。また、従事者の高齢化も課題の一つでございます。

こうした課題の解決に向け、県では日本一の健康長寿県構想に基づき、進学段階からキャリア形成、人材定着まで切れ目のない人材確保対策を実施しています。

まず、進学段階では、高校生を対象とした進学説明会や就業体験の開催をはじめ、奨学金の貸与など、将来看護師を目指す若者に対し積極的な支援を行っております。また、県内就職を促進するため、本年度から新たに、学生が地域の病院を知るためのバスツアーを開催し、４校から116人が参加いたしました。

次に、就職後のキャリア形成については、研修の充実などスキルアップ機会の確保に努めております。あわせまして、人材を定着させるためには、職場環境の改善や高齢化への対応も含めた働き方改革への対応が急がれます。このため県では、医療機関に対し働きやすい職場づくりを促しており、今年度新たに業務の効率化、省力化に要する設備などについて支援いたしました。

今後は、看護師を目指す若者へのアプローチをさらに強化するほか、県内定着やU・Ｉターンの取組を充実させることにより、看護師の確保を図ってまいります。

（文化生活部長池上香君登壇）

**○文化生活部長（池上香君）**　看護師の人材確保に向けた県立大学の取組についてお尋ねがございました。

県立大学は、昭和27年に日本で初めて４年制大学として看護学教育を開始し、70年以上にわたり多くの看護専門職を輩出するなど歴史と伝統のある大学です。特に、地域医療への貢献や充実した実習環境、高い看護師・保健師国家試験合格率が特徴であり、県外からも多くの学生が入学しています。県内で看護師不足が課題となる中、これまで数多くの優秀な人材を育成してきた県立大学には、県内就職率をさらに向上させることが期待されています。

現在、県立大学では、県外出身者と比較すると県内で就職する割合が高い県内出身者の入学定員枠を設定しています。このうち、看護学部では他の学部より高い割合としており、令和９年度からはさらにその枠を増やす予定としています。

また、看護学部は、４年間の学びの中で多くの期間を県内の医療機関での実習に充てているほか、域学共生の理念の下、実施している必修科目である地域学実習において高知県の実態を学ぶなど、実践的な経験が県内就職への後押しにもつながるものと考えております。

今後、近年35％前後で推移しております県立大学看護学部の県内就職率をさらに向上させていくためには、就職先となる県内医療機関とのこれまで以上の連携が必要であると考えます。

今後、県内の若者が、より一層活躍できる環境づくりを目指す協議の場として立ち上げました若者応援産学官フォーラムや、同フォーラムの医療人材分科会などの機会を通じて、県立大学と医療機関がより一層連携できるよう県としても取り組んでまいります。

（子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇）

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　働き盛りの自殺対策についてお尋ねがありました。

全国的な傾向を見ますと、働き盛り世代の自殺者数は40歳代、50歳代を中心に他の世代と比べて高い傾向にあります。議員御指摘のとおり、本県におきましても30歳代から50歳代までの自殺者数は全体の約半数を占めており、ここ数年で増加傾向となっております。また、令和６年度の県民意識調査では、悩みがあった場合に、40歳代の方は他の世代よりも、相談できる人がいない、あるいは何もしないといった割合が高い傾向にございます。

こうしたことから、県では、働き盛り世代に向けまして、自殺やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発や、悩みを抱えたときの相談窓口の周知などに取り組んでいます。具体的には、メンタルヘルスに関する情報を総合的に提供する県のサイト、メンタルヘルスサポートナビにおきまして、様々な相談窓口の情報提供を行っております。加えて、昨年度には職場のメンタルヘルス対策に関する啓発動画を制作し、様々な経済団体や職業団体を通じて企業における研修等での活用を働きかけているところです。

また、身近な人のいつもと違う様子に気づいて悩みを聞き、必要に応じて専門家につなぐことができる方を幅広く増やすための研修を行っており、これまで延べ6,000人以上の方が研修を修了されています。

引き続き、それぞれの世代の傾向に合わせて適切なアプローチを行っていくことで、働き盛りの世代の方々を含めた自殺予防対策に取り組んでまいります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　まず、アフターあんぱんの取組についてお尋ねがございました。

県では、連続テレビ小説あんぱんの放送に合わせて、官民一体で誘客に向けたプロモーションや受入れ体制の構築を行いました。これらの取組を通じて、やなせさんが高知の偉人であることはもとより、土佐弁やおおらかな県民性といった本県の魅力がさらに全国に知られるようになりました。また、物部川エリアでは、やなせさんゆかりの地を巡るガイドツアーが磨き上げられるなど、本県観光の底上げが図られたものと考えています。

来年度３年目を迎えるどっぷり高知旅キャンペーンでは、「ドラマが生まれる場所 高知」をテーマに据えて展開してまいります。その中では、これまで地域の方々とつくり上げてきた体験プログラムの中で、例えばやなせさんがどのような幼少期を過ごされたのか、また高知のカツオがなぜおいしいのか、四万十川を守ってきた地元の方々の思いといったことなどを地域での交流やガイドを通じて丁寧にお伝えすることで、観光客の皆様の心に深く残る旅をしていただきたいと考えています。

そのため、体験プログラムの背景にあるドラマやストーリーをＳＮＳでの動画投稿、らんまんとあんぱんのロケ地のマップ製作、アンテナショップでの高知県フェアの開催などにより、幅広く発信し、誘客につなげてまいります。

また、今年の秋に開催されるよさこい高知文化祭をきっかけに来県される方には、旅行の手配を行うトラベルセンターとも連携しながら、県内各地のどっぷり体験を積極的に案内してまいります。

このように、各年度の取組を一過性のものに終わらせることなく着実に積み重ねていくことで、本県観光のさらなる底上げと中山間地域への誘客につなげてまいります。

次に、スポーツツーリズムの成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

高知県スポーツ推進計画では、スポーツによる県外からの入り込み客数を令和９年に12万人とする目標を掲げ、様々な取組を進めています。具体的には、観光コンベンション協会と連携し、プロ野球やＪリーグのキャンプ誘致のほか、アマチュアスポーツの大会や合宿の誘致、プロゴルフ大会への支援などに取り組んでいます。直近の実績としましては、令和７年は目標９万人に対し、速報値でございますが、10万4,000人余りで、目標は達成している状況です。

しかしながら、入り込み客数は、大会開催の有無やキャンプの誘致数などによって大きく変動します。例えば、令和７年は女子プロゴルフ大会の開催が終了しましたが、中日ドラゴンズの秋季キャンプの初開催や、阪神タイガース優勝記念パレードにより、落ち込みをカバーすることができました。

今後も、目標とする入り込み客数の達成に向けて、これまでの取組に加え、新たなスポーツの誘致によるさらなる底上げが必要と考えております。このため、来年度から新たにバレーボールのＳＶリーグチームやバスケットボールのＢリーグチームなどの試合や大会の誘致にも取り組むこととしております。

また、アマチュア合宿については、昨年末に新たに開設した高知県スポーツ合宿ワンストップ窓口において、施設利用や宿泊、食事の手配などを一元的に提案することで利便性を高め、誘致を図ってまいります。

こうした一連の取組を通じて、県民の皆様がプロスポーツのプレーを身近に見ることができる機会の創出と経済波及効果のさらなる向上を図るため、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

（総務部長清水敦君登壇）

**○総務部長（清水敦君）**　県有施設の集約化に向けた取組についてお尋ねがございました。

本県では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行うために、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しております。現在は、この計画に基づいて施設の複合化や長寿命化を進めるとともに、耐用年数を超過した施設の情報を庁内で共有し、新たな集約化、複合化に向けた検討を進めております。その結果、教育センターと中部教育事務所を複合化することとし、関連予算を令和８年度当初予算案に計上しております。

今後も、集約化、複合化が可能と考えられる施設については検討を進め、準備が整った案件は、財政負担の平準化の観点も踏まえつつ、順次集約化、複合化を進めてまいります。その際、用途廃止を行う職員住宅の土地の活用についても積極的に検討してまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

**○土木部長（横地和彦君）**　まず、舟入川の改修の現状と今後の見通しについてお尋ねがございました。

舟入川につきましては、最下流部である国分川合流点から大津バイパスの新平田橋までの4.8キロメートルの区間で改修が完了しており、それより上流の1.2キロメートル区間で未改修が残っております。

当該未改修区間におきましては、浸水被害を受けている区間のうち、特に住家が連檐している箇所におきまして局部的な護岸のかさ上げ等を実施しております。さらに、氾濫水位を低減させる対策案を検討しておりましたが、地元関

係者の方々との合意に至らず、着手ができていない部分が続いておりました。

そのような状況の中、令和５年８月に浸水被害を受けたことから、改めて地元から未改修区間についての下流側からの河道拡幅や築堤など、抜本的な整備の要望をいただいたところであります。このため未改修区間におきまして、令和５年度から測量や土地の利用状況、地権者などの調査に着手し、本年度は概略設計を進めているところであります。

引き続き、詳細設計や用地測量等を進めるとともに、高知市や南国市とも連携し、地域の方々の御理解もいただきながら早期の工事着手に向け取り組んでまいります。

次に、道路啓開が実効性のある取組になるよう計画を改善していくことについてお尋ねがございました。

高知県道路啓開計画は、平成28年２月の策定以降、地域防災計画等の関連計画の改定に合わせ随時見直しを行ってまいりました。また、建設業協会や市町村と連携し、毎年全ての出先機関で情報伝達訓練などを実施しております。

そうした中、昨年４月に改正道路法が施行され、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、道路啓開計画の策定が法定化されました。これを受け、まずは四国広域道路啓開計画の法定計画とすべく改定が進められており、今年度末に公表される予定であります。

高知県道路啓開計画につきましても来年度中に改定をする予定であり、その際、議員からも御指摘のございました実効性のある内容とするため、例えば現在の計画には位置づけていない訓練について、具体的な内容や実施頻度などについても盛り込む予定であります。

さらに、訓練の実施に当たりましては、通信が途絶した場合など、最悪の条件を想定するほか、従来より参加していただいている市町村や建設業協会に加えまして、負傷者が発見された場合に連携が必要となります消防等の関係機関の参加を求めるなど、内容の充実を図ってまいります。

**○13番（田中徹君）**　それぞれに非常に丁寧な御答弁をいただきました。また、気持ちの籠もったお答えもいただいたと思います。ありがとうございました。

ミラノ・コルティナオリンピックでは、りくりゅうペアの姿に歓喜し、国民挙げて多幸感に包まれました。私の好きな言葉に、人生は喜ばせごっこというフレーズがあります。やなせたかし先生の人生訓です。

このたび退職される皆様は、高知県のすごくよいときも、どうしようもないときも知っている方々です。しかしながら、どの場面においても県民の喜ぶ顔を描きながら働いてこられた方だと思います。それがやりがいであったとも思います。これからの人生でも、その他喜力を存分に発揮され、御活躍いただくことをお祈り申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明７日から９日までの３日間は議案精査等のため本会議を休会し、３月10日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

３月10日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後４時37分散会

## 令和８年３月10日（火曜日）　開議第６日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長職務代理者 | 成　瀬　　洋　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長職務代理者 | 刈　谷　敏　久　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主幹 | 大川美千子君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ――――

**議　事　日　程（第６号）**

令和８年３月10日午前10時開議

第１

第 １ 号　令和８年度高知県一般会計予算

第 ２ 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第 ３ 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第 ４ 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第 ５ 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算

第 ６ 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第 ７ 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算

第 ８ 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 ９ 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算

第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算

第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算

第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算

第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算

第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算

第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算

第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管

理者の指定に関する議案
第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第２　一般質問（一問一答形式による）

―――― ⟡⟡⟡ ――――

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

―――― ⟡⟡⟡ ――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

前田公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

―――― ⟡⟡⟡ ――――

**質疑並びに一般質問**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

土森正一議員の持ち時間は60分です。

６番土森正一議員。

**○６番（土森正一君）**　おはようございます。自由民主党の土森正一でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入ります。

まず、さきの衆議院選挙において、多忙な中で管理執行に尽力されました自治体関係者の皆様、寒い中、投票所に足を運んでくださった県民の皆様に深く感謝をお礼申し上げます。

今回の結果は、物価高対策、責任ある積極財政によって日本を強く豊かにという明確なビジョンと具体的な経済対策が一定の共感をいただいたものと受け止めております。政府・与党には、各党と丁寧な対話を重ね、国民の声に寄り添った政治をしていただくよう切に願っております。私も、ふるさと高知の発展のため、責任と緊張感を持って挑んでいく決意です。

私は、高市政権が掲げる地域未来戦略に深く注目しています。従来の施策から方向転換し、地方の強みを活用し、自律的な産業クラスターを形成することで、地方の活力で日本を再興していく政策です。本県も、この動向をいち早く捉え、令和８年度産業振興計画の中にフードテッククラスターの形成を掲げています。

私は、海洋分野、ブルーエコノミーの考えに高知の未来を感じています。その定義は、海洋生態系の健全性を守りつつ、持続可能な形で資源を活用し、経済成長や雇用創出を目指す取組です。

その象徴的な事例が、高知大学、高知県、四万十市、民間企業が連携して推進するしまんと海藻エコイノベーション共創拠点、しまのばプロジェクトであります。本プロジェクトは、陸上養殖、海水面の海藻を活用した食品、飼料、ヘルスケア商品などの多角的な展開を通じてブルーテックの産業クラスターを創出する壮大な試みであり、本県のフードテック施策の重要な一つになると確信をしております。

このプロジェクトに対する産業振興推進部長の所見をまずお聞きいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　しまんと海藻エコイノベーション共創拠点のプロジェクトは、高知大学の先進的な研究を基に、種苗生産者、漁協、食品加工事業者や四万十市など、産学官の連携により進めています。それぞれの知見や技術を持ち寄り、新たな価値を生み出そうとする取組であり、まさに本県が理想とするフードテッククラスターの一つであると考えます。

プロジェクトの核となる海藻資源は、従来の食用だけにとどまらず、栄養補助食品や機能性飼料など様々な分野での活用が可能です。世界的にも海藻類の需要は拡大しており、県としてもこの取組に大いに期待しているところです。

今後、このプロジェクトが発展を遂げ、地域経済の活性化につながりますよう、引き続き取り組んでまいります。

**○６番（土森正一君）**　部長、ありがとうございます。ブルーエコノミー、ブルーテックは本当にこれから可能性がありますので、これからよろしくお願いいたします。

フードテックの中に取り入れていただきまして本当にありがとうございます。四万十市のほうも随分期待しておりますので、高知県の御助力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。四万十川のアオサノリ復活についてお聞きをいたします。私は、昨年の質問戦において、５年ぶりに収穫されたアオサノリの復活に向けた支援を求め、網の設置により魚からの食害を防止できることが確認され、引き続き実証実験など研究を行っていくと、前向きな答弁をいただいております。

先日のテレビ番組では、四万十川下流組合と土佐清水漁業指導所が連携した新たな取組が紹介され、番組の中では、カメラ設置によりチヌの食害を特定。昨年12月から、養殖場の一部700平方メートルを魚の食害に遭わないように網で囲いました。その効果は遠くから見ても一目瞭然で、網の中には青々としたアオサノリがびっしりとつき、その効果は歴然でありました。組合長にお話を聞きますと、実証実験で取れたアオサノリは、取れていたときと乾燥ベースで遜色ない量だったと言われ、本当によかったと思います。

この成果は、試行錯誤を続けてきた関係者にとって、本格的な収穫に向けた確かな希望であり、生産者のなりわい、観光振興、それは未来へつなぐための大きな一歩になります。高知県土佐清水漁業指導所をはじめとする関係者の皆様がつないできた大切な成果であります。

四万十川のアオサノリ復活には県の継続的な支援が必要だと思いますが、今後の取組について水産振興部長にお聞きします。

**○水産振興部長（山下修君）**　アオサノリの復活に向けては、四万十市など関係機関と連携しながら支援を行っており、土佐清水漁業指導所は主に技術的な支援を担っています。

不作の要因は複数あると考えますが、今回の食害に対する対策で一定量の収穫が確認できたことから、来年度は網で囲う養殖場の区画をさらに拡大し、効果を検証することを検討しております。あわせて、アオサノリの成長を阻害するほかの藻類の付着などの食害以外の不作の要因の対策についても試験などを行っていきます。

引き続き、関係機関と連携しながら、四万十川を代表する水産物の一つであるアオサノリの生産量の回復を目指していきます。

**○６番（土森正一君）**　部長、ありがとうございます。これからが本当の勝負だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に入ります。次に、官民連携推進監、参与の活動についてお伺いいたします。人口減少という課題は、濵田知事が今議会の提案説明で、従来の行政の殻を破り、一歩も二歩も踏み込んだ官民連携を追求、愛する高知県が人口減少の時代を生き残り再び活力を取り戻すラストチャンスと言うべき正念場の年となります、生まれ変わる勇気を発揮し愛と勇気で前に進んでいくと決意を述べられております。とてもいい言葉です。

知事の招聘により就任した大石氏は、就任直後から持ち前の行動力と抜きん出たアイデア力、そして広範な民間ネットワークをフル活用し、県内各地から東京まで、高知のためにという使命感一つで東奔西走されています。私自身、彼の圧倒的な活動量と現場の声に耳を傾ける姿勢は高く評価しており、県庁職員の皆様にとっても、よい刺激になるのではないかと考えております。

そこで、就任から３か月が経過した今、知事は大石氏のこれまでの具体的な活動実績をどのように評価されているのか、率直な所感で構いません、濵田知事、お聞かせください。

**○知事（濵田省司君）**　大石参与には就任の当初から、御自身のネットワーク、アイデアを大いに生かしてもらいまして、議員からお話がありましたとおり、まさに東奔西走しながら、民間企業をはじめ様々な関係先との意見交換、協議を精力的に行っていただいております。

特に、県立施設の活性化に関しましては、施設からのヒアリングを丁寧に行っていただきまして、施設と県の橋渡し役をしていただいているというほかに、企業版ふるさと納税を活用した民間企業との連携という新しい手法も提案をしていただいております。参与には、新たに企業版ふるさと納税ですとか県への寄附をいただく企業を発掘していただく、そして県立施設と提携をしていただける企業を一から開拓していただくというような大変困難な業務に果敢にチャレンジをしていただいているというふうに思っております。

就任から間もないということもありまして、現時点では水面下での動きというのが大半を占めております。成果を公表できる内容はまだ少ないわけでございますけれども、例えば高校生の海外留学、国際交流の支援といった分野で、具体的なプロジェクトも含めまして、今後の成果が十分期待できる取組も進めていただいております。

人口減少の課題に官民一体となって立ち向かい、突破していけますように、参与には、今までの県庁職員にはなかった、さらに一歩も二歩も踏み込んだ発想によって、県職員とスクラムを組んでいただき、本県の官民連携を一層推進いただくことを期待したいと思っております。

**○６番（土森正一君）**　知事、ありがとうございます。

包括連携協定の推進で、県と連携協定を望む民間事業者の開拓が挙げられていますが、新たな連携協定企業の開拓と併せて、既存の協定締結企業との取組を充実させていくことも必要で

はないでしょうか。

現在、協定を結んでいる事業者は48社あると聞いておりますが、その中には、協定締結から時間が経過したことで、協定に基づく取組が停滞している企業もあるのではないかと思います。包括連携企業と連携した活動の状況を点検し、取組が停滞している企業については改めてアプローチをかけていくことで、新たな取組に結びつけていくことが重要だと考えています。

そこで、既に包括連携協定を結んでいただいている企業との取組を今後どのように充実させていくのか、濵田知事にお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　お話がございました県と民間事業者とのいわゆる包括協定につきましては、双方が持ちます資源やノウハウを相互に活用しまして、地域の活性化、県民サービスの向上を図ることを目的として進めております。平成19年以降、お話もありましたように、計48社と協定を結んでおります。

例えばコンビニ、食品関連企業におかれましては、県産の食材を活用した商品の開発、販売を通じて、県産品の利用促進やＰＲに貢献をしていただいております。また、一部の企業では、本社のイベントスペースなどで高知県の物産展を開催していただくでありますとか、社員食堂で県産食材を活用していただく、こういった形で企業内で高知ファンを増やす取組を行っていただいております。その他、顧客への訪問と併せて地域の見守り活動を行っていただくという例ですとか、県民の健康増進につながるようなイベントを開催いただいている、こうした企業もございます。

このように､包括協定企業とは連携をして様々な取組を行っておりますが、一方で、御指摘もございましたように、取組が停滞をしているという企業もございます。包括協定企業との取組の充実に向けまして、参与には就任後精力的に企業訪問を行っていただき、新たな連携事業の掘り起こしに向けたアイデア出しなどの意見交換を行ってもらっております。それらを踏まえまして、私に対して連携強化に向けた具体的な提案もいただいているところであります。参与の持ち前の行動力で、企業とアイデアをぶつけ合うことにより、新規の包括協定先の開拓という分野も含めまして、県、企業、双方にとってウィン・ウィンとなるような新たな取組につながることを期待しております。

包括協定企業との取組は、民間企業の力をお借りすることによりまして、行政だけではなし得ない成果が期待できると考えており、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○６番（土森正一君）**　知事、ありがとうございます。

次に、企業版ふるさと納税、寄附の促進とあります。その目的は、都会から地方へ、地方創生のための民間資金の流入を促すもので、高知県のような地方に最も適した施策ではないかと思っています。

私は、企業版ふるさと納税をより積極的に獲得し、本県の地域活性化に活用していくべきと考えますが、濵田知事の所見を伺います。

**○知事（濵田省司君）**　企業版のふるさと納税は、単に県事業の財源確保を図るということにとどまりませずに、寄附を契機としました企業との連携強化によりまして地域活性化につながると、そうした観点からも重要な制度だと考えております。全国的にもこの寄附実績は増加傾向にありまして、今後は、より一層企業から選ばれる高知になることが重要だと考えております。

この点につきましては、大石参与からも、企業の側が共感して応援したくなるような、そんな魅力的なプロジェクトを県の側でつくっていくということが大事だということ、あるいはよ

り多くの企業の力添えをいただくためには既存の包括協定企業との連携の深化、そして新たな協定企業の開拓、これが重要ではないかといった提案もございました。私自身、この提案は理にかなったものと考えておりまして、県全体として、より一層官民連携の強化に意を用いながら、新しいプロジェクトの創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組を通じまして、より多くの企業の活力とノウハウを本県に呼び込みながら、県勢浮揚につなげてまいりたいと考えます。

**○６番（土森正一君）**　県内外の企業の投資が入ってくるようなモデルをつくっていくことが必要だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、新県民体育館、アリーナの計画が進んでいます。今、全国でも、プロスポーツの拡大などにより、アリーナの建設・改修プロジェクトが活発に進んでいます。

最新のアリーナは、単なるスポーツ施設としての枠を超え、競技場からエンターテインメント施設や地域の活性化の核へと変化しています。また、アクセス性のよい市街地に施設を設置することで中心市街地の活性化にもつなげているところもあります。

最新の施設は、試合のない日にも人が集まる仕掛け、ＭＩＣＥ――国際会議や展示会、地域住民向けのイベント、コンサートなどに活用し、収益の最大化を目指すプロフィットセンターへと役割を変えています。そのためには、コンセッション方式を含むＰＦＩ事業などの民間活力の導入の検討が必要ではないかと思います。

現在開催されている新県民体育館整備等基本計画検討会においても議論されるとお聞きしていますが、県として、このＰＦＩを含めた整備運営手法はどのような見通しを持っているのか、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　ＰＦＩなどの民間活力により整備、運営することの可能性について、民間企業に対し参入意向を聞き取る、いわゆるサウンディング調査を行っているところでございます。この調査の結果を踏まえ、事業主体となる特別目的会社の組織化や、資金調達の可能性など、総合的に評価を行ってまいります。

現時点では調査中であり、見通しをお示しできませんが、新県民体育館の目指す姿や本県の状況、他県のアリーナの事例なども踏まえ、整備・運営方法を定めていきたいと考えています。

**○６番（土森正一君）**　どうぞよろしくお願いいたします。

また、地域プロスポーツで高知を活性化していくことも大切であります。今、高知ファイティングドッグスと高知ユナイテッドＦＣの野球とサッカーがあります。高知県には四国４県の中で唯一ないのが、Ｂリーグ、バスケットであります。

Ｂリーグの強みは、屋内で天候に左右されなく、かつコンパクト。ファミリー層や若年層の新規ファンを引きつけており、今やスポーツの枠を超えた地域創生の原動力になっていると言われております。Ｂリーグ自体も、47都道府県全てにクラブをという方針を掲げており、先日の議会でも、Ｂリーグが高知県のチームの誕生の支援をするとの答弁もありました。

高知県でのＢリーグチームの誕生は、リーグ全体からも注目されると思います。新県民体育館完成をゴールに見据えた長期戦略として、クリアする壁も高いですが、Ｂリーグとパートナーシップ締結をしている民間事業者と連携していくことも、前に進める上で重要と考えますが、観光振興スポーツ部長に伺いたいと思います。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　県内でのＢリーグチームの誕生に向けては、アリーナ

の要件や売上高などといったライセンス基準をクリアする必要がございます。これらは行政のみで達成できるものでなく、特にチームの運営に主体となって取り組んでいく運営会社の発足が必要であります。

議員御指摘のとおり、Ｂリーグとパートナーシップを締結している民間事業者は、リーグの運営方針や先進事例に精通し､幅広いネットワークやチーム運営ノウハウ、そして知見を有しています。

今後は、そうした民間企業からも助言をいただきながら、県内のバスケットボール協会や関係団体と共に、チーム誕生に向けた議論を深めていきたいと考えています｡その上で､地元チーム誕生にとってどのような体制が最適であるか､また県としてどのような支援が必要となるのかといった点について検討を行ってまいります。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。壁は高いと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

次に、公社等外郭団体の在り方見直し部分、自律性向上団体の取組についてお聞きいたします。まず、立つ自立と律する自律についてお聞きします。県では、一定の集客が見込める施設を管理運営している外郭団体を自律性向上団体と分類し、従来の指定管理業務の内容や管理代行料を維持しつつ、管理者の選択肢を広げ、創意工夫を生かせる仕組みを導入することとしています。県の見据える自律は、律する自律であり、立つ自立ではない。県の支援を切って自前で回せという自立にはなっていないかと考えております。

県が意図する自律はむしろ、基本の指定管理業務は維持しつつ、制約を外して、増収や改善が内部に還流するようにする方向の自律であると思いますが、濵田知事に所見を求めます。

**○知事（濵田省司君）**　全く議員の御指摘のとおりだと思っております。

今回の公社等外郭団体在り方見直しの目的は、１つには、団体が自律的そして自主的な判断で付加価値の高い事業を実施する、そしてそこから上がった収益を職員の所得向上ですとか県民サービスの向上につなげていくということになります。それにより、県立施設の物的な資源あるいは団体の持つ人的な資源が持つ潜在力を最大限に引き出すということ、さらに新しい仕組みの下で収入増とサービスの向上が自律的に好循環を描いていくような仕組みとすること、こういったことが目的だと考えております。

このような趣旨でございますために、今回の自律性向上の律の字は、県の指図ではなく自らの判断で行動するという意味で、律するの律というふうにしております。県の財政負担を減らすために団体に独立採算を目指して自立してくださいという意味での立、立つという字とはしていないのはこのためでございます。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。知事、丁寧な説明をありがとうございました。

そうした方向性の中で、県と公社等外郭団体が議論、協議を行い、その方向性を一つ一つ地道に合わせていき、結論を出すことが重要と思います。また、高知県、そして管理業務を行っている団体の皆様の思いが共有されることで、その結果が県民の皆様や施設を利用してくれる皆様の利益にもつながっていくと考えています。

今後、どのような進め方を行っていくお考えか、濵田知事に所見を伺います。

**○知事（濵田省司君）**　団体の自律性向上によります県立施設の活性化につなげていくためには、施設の管理者であります団体の意見も丁寧にお聞きしながら、県として必要な支援を行い、進めていくことが肝要だと考えております。

県としては、特にこの立ち上げ時期におきましては、団体の取組を後押しするための重点的

な支援が必要ではないかと考えております。例えば、新しい所得向上のための総合補助金ですとか、子供の屋内遊び場の整備を支援する補助金、こうした県の補助金をこれらの団体も活用可能とするということでありますとか、広報体制の強化のために管理代行料を臨時的に増額するといったこと。さらには、ふるさと納税制度を活用して民間寄附をあっせんする形でサポートしていくということ。また、県に支援チームを設置して伴走的な支援も行っていくと、こういった支援措置を考えたいというふうに思っております。

こうした団体への支援策につきましては、各団体から課題や要望を伺ってまいりました大石参与の意見も参考に検討してまいっております。新たな事業の設計においては､様々なアイデア、民間企業とのつながりが必要となってまいります。その橋渡し役として参与にも活躍いただきたいと考えているところでございます。

今後も、県立施設の活性化に向けまして、施設の管理者である団体の意見もしっかりとお聞きしながら、良質で満足度の高いサービスが自律的に提供されていくという目指す姿に進んでいきますように取り組んでまいります。

**○６番（土森正一君）**　県と団体のほうが同じ方向を向いてやっていくことが県民のためになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、物価高騰対策についてお聞きします。濵田知事は、物価高騰に直面する県内の中小零細事業者を支援するため、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金、賃金向上環境整備事業費補助金などで約98億円を計上しています。先日の部長の答弁でもありましたが、１次産業から３次産業、医療・福祉など幅広い事業者への支援を表明しています。必要な支援が県内の事業者に満遍なく使っていただけるよう、何とぞお願いいたします。

その中で、県立高校で食事を提供する事業者への支援があります。同事業者は、コロナ禍に続く食材費や光熱費の高騰により、厳しい経営状況にありますが、生徒に安価で栄養豊富な食事を届けるという使命感で続けてきましたが、自助努力だけでは経営が成り立たないとの声がありました。

時折、イベントをするそうです。本日は大盛り無料、ランチ割引などすると、瞬く間に完売するそうで、家庭の経済的な苦しさも現場で感じていたそうです。

高知県高等学校ＰＴＡ連合会も、県立高校食堂の実情をお知りになり、保護者と生徒に学校食堂アンケートを令和７年11月に行っています。調査では、保護者の98.5％、生徒の98.8％が、食堂を必要、またはどちらかといえば必要と回答しています。必要とする理由は、経済的負担の減少や、栄養バランスの確保が上位を占め、食堂が家計と健康の両面で不可欠な役割を担っていることが示されました。事業者の使命感やアンケートを見れば、学校食堂の必要性を感じずにはいられません。

今回のような学校食堂を支援する施策も大切であると思いますが、教育長にお聞きします。

**○教育長（今城純子君）**　学校の食堂は、成長期にある生徒たちが安価で栄養バランスの取れた温かい食事を取ることができ、経済面や健康面でも価値あるものと認識しています。

このため、県立高校の食堂を運営する事業者に対して光熱水費の基本料金や施設使用料を免除するなどの支援を行ってまいりました。しかしながら､近年物価高などの影響によりまして、食堂運営から撤退するケースが相次いでいます。

こうしたことから、令和８年度当初予算におきましては、人件費や食材費の高騰分などを補助する費用を新たに計上し、事業の継続を支援

してまいります。

**○６番（土森正一君）**　教育長、ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いします。中長期的なこともあると思うんで、またその辺もお願いしたいと思います。

次に、高等学校振興再編計画についてお聞きします。

本計画は、令和７年度から８年で段階を踏みながら学校振興再編を行おうとするものであります。策定背景にあるのは、深刻な人口減少という現実に直面しながらも、いかに社会の変化に対応したこれからの質の高い教育を維持・発展させるかといったことであり、極めて高度に丁寧に高知県の高校教育をつくっていかなければならないと考えていますが、教育長の決意をお聞きいたします。

**○教育長（今城純子君）**　本年度から開始しました県立高等学校振興再編計画は、多様性への対応や地域とのつながりによる教育の質の向上などを基本的な考えとし､学校のさらなる魅力化、特色化を推進することとしています。その一環として、生徒の多様な学びのニーズに対応するため、漫画・アニメや多文化共生など、新たなコース等を設置することとしています。

また、中山間地域においては、高校がなくなると生徒の学びの機会が失われ、世帯の転出にもつながるなど、その地域の存亡にも影響を与えかねないものと認識しています。そのため地元市町村や産業界と連携して、学校の魅力を高め、県内外から入学生徒を確保していく必要があります。

県教育委員会としても、高校と市町村等との協議に積極的に関わり、この学校、この地域だけでしか学べないといった特色と魅力ある学校づくりに果敢に挑戦してまいります。

**○６番（土森正一君）**　この前の、幡多の日なんかはそんなことだと思いますんで、またお願いしたいと思います。

小規模化あるいは生徒が減ることで、質の高い教育が不十分になると考えます。物理的な距離や学校規模の制約を乗り越えるのは、教育ＤＸだと思います。他校との共有授業や、関係機関をつなぐネットワークを構築し、中山間においても多様な学びや高度な学び、学びのネットワーク化を可能にしていくことが必要ではないかと思います。

教育ＤＸに対する教育長の所見を伺います。

**○教育長（今城純子君）**　中山間地域等の小規模校では、教員の数が少ないため、大学進学などに対応した授業が実施できない場合もあります。

そのため、全国に先駆けて令和２年度から単位認定ができる遠隔教育を導入し、生徒の進路希望に応じた授業や補習、資格試験対策等をオンラインで実施しています。来年度は、大学入試に対応した世界史の補習やＩＴパスポート試験対策講座を新たに実施する予定です。

今後も、ニーズに応じて順次、遠隔授業の科目などを拡充し、生徒が希望する進路の実現を後押ししていきたいと考えています｡あわせて、異なる学校の生徒同士の交流活動に遠隔システムを活用し、学びのネットワーク化を積極的に推進してまいります。

**○６番（土森正一君）**　教育長、ありがとうございます。

次に、産業系学科を有する県立高校についてお聞きをいたします。県の計画には、社会の変化や最新動向を捉え、高度化された産業技術を取り入れるとあります｡生成ＡＩが急進する中、現場の技術はＡＩに代替されにくく、米国ではブルーカラービリオネアと呼ばれる高収入層も注目されるなど、その価値は再評価されています。

防災・減災やインフラ維持の重要性が高まる中、工業高校卒業生への求人倍率は30倍を超え

るデータもあります。東京都は、2026年度に向け、業界連携の強化やイメージ刷新による生徒育成の充実を進める方針です。また高知県の１次産業においては、ＩｏＰプロジェクト、スマート林業、マリンイノベーションなど最先端の技術があります。

本県においても、産業系の学科を有する県立高校と地元の企業と連携した独自の実習を一層強化し、現場で働く魅力を積極的に発信することで、次代を担う技術系人材を育成すべきと考えていますが、教育長の御所見を伺います。

**○教育長（今城純子君）**　県内企業の持つ技術について企業で働く方から直接学ぶことは、技術系人材の育成につながる貴重な機会であると認識しています。

これまでも、県内全ての産業系高校では、企業見学やインターンシップなどを実施してきました。また、近年では企業と高校が連携した特色ある研究も行われています。

例えば、安芸高校の機械土木科では、国のＤＸハイスクールの指定を受け、地元建設業者との協働によるＶＲを活用した防災コンテンツの制作など、最先端の技術を取り入れた学習を行っています。

今後も、県内企業とのネットワークを最大限に活用し、普通科も含め多くの生徒に現場で働く魅力を伝える機会を拡充することで、技術系人材の育成に取り組んでまいります。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。

先ほども言いましたが、高度化された産業技術などを授業に取り入れるということですので、日進月歩の技術を生徒に教えるためには、教員の皆様も最新技術などを習得する機会が必要だと思います。

産業系の教員不足が言われている中ではあると思いますが、産業界や大学などと連携した具体的な研修体制をどのように構築しているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　技術革新のスピードが速い現代において、教員が、産業界や大学等から学び、最新技術の習得や専門性向上を図ることは重要であると考えます。

このため、毎年度３名程度の産業高校の教員が、大学などで１年間各分野における先進的な研究に取り組んでいます。本年度は、クローン技術を活用した土佐あかうしの繁殖に関する研究や、高齢者を見守るＡＩロボットの研究等を実施しています。このほか、教員が研究テーマを設定し、県内外の企業等に出向いて専門性の向上を図る10日間程度の短期研修も行っています。

今後も、教員が最新の技術に対応した指導力を身につけるよう、産業界や大学等と連携した研修を推進してまいります。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。これからもぜひともよろしくお願いいたします。

本当に、中山間の公立高校は子供たちが急激に減少しております。その中で、特徴があった中山間の学校があればと思います。この前、宿毛工業高校の70周年があったんですけれど、本当に優秀な人たちばかり、子供たちがいっぱいおりました。未来が本当に楽しみと思っておりますんで、しっかりとそういう学校をまた守っていってくれればと思いますんで、よろしくお願い申し上げます。

それでは、こうち留学についてお聞きをいたします。

本年、室戸高校、四万十高校、中村高校西土佐分校に行く機会がありました。県外から多くの生徒が本県で元気に学ぶ姿を目の当たりにしました。その中には、かつて学校に通えなかった生徒が高知の自然豊かな環境と寮生活の中で生き生きと過ごす姿は、本県の教育環境が子供たちの救世主となっていることを実感させるも

のでした。

また、多様な価値観を持つ生徒の流入は、地元の生徒にもよい刺激を与え、教育の質の向上や地域の活性化、ひいては廃校危機にある高校の維持にも直結しています。

中山間地域の灯を消さないためにも、この事業を最重要政策としてさらに積極的に展開し、日本の子供たちの未来を育んでいくべきと考えますが、今後の取組について教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　県教育委員会では、県外からの生徒募集に積極的に取り組んでおり、これによる入学者数は令和４年度22名、令和５年度30名、令和６年度49名、令和７年度は53名と、着実に増えてきています。

さらに、本年１月に実施をいたしましたこうちフロンティア募集には県外から75名が合格しており、来年度の入学者は大幅に増加する見通しです。多くの入学生徒を確保することにより、学校だけでなく地域そのものの活性化に寄与することから、この取組を一層充実させていく必要があると考えます。

特に、中山間地域の小規模校では、生徒数確保の努力目標を掲げており、その達成に向け、デジタルマーケティングを活用した広報を積極的に実施するなど、取組をさらに充実させてまいります。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。

そういうふうに多くなれば、今度は生徒の受入れ体制が重要だと思います。現在、寮の整備や食事の提供、管理人の確保といったハード・ソフト両面において手厚い体制を整える自治体がある一方、リソース不足から整備に苦慮する自治体も多く、生徒がどこの学校を選択するときに影響を与えているのではないかと思います。また、ある自治体では公営塾の設置など、学習支援の面でも格差が生じています。

県内のどこへ留学しても質の高い生活・教育環境を享受できるよう、県が積極的に寄り添うようにすることで受入れ体制の平準化ができ、なお一層高知に来ていただけるようになるのではないかと考えますが、教育長にお聞きいたします。

**○教育長（今城純子君）**　県外から生徒を受け入れるための居住環境や生活環境などの整備は、生徒や保護者の不安を払拭する上で重要な取組だと考えます。

このため、県では、市町村に対して人口減少対策総合交付金などによる財政支援を行い、生徒の居住環境等の整備を進めているところです。また、来年度からは生徒の生活面をサポートする指導員を配置するなど、より安心な生活環境を整えてまいります。

一方、お話にあった公営塾の設置など、市町村による高校生の支援に差が生じていることは事実でございますが、そのことが高校や地域の特色となり、中学生が進学先を選ぶ要因にもなっております。

県としては、こうした市町村が独自の特色を打ち出そうとしている取組についても引き続き財政支援を行い、生徒数の確保に努めてまいります。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。

高知県で多感な時期を過ごした生徒たちにとって、この高知はかけがえのない第二のふるさとになっていると思います。そのまま高知で、あるいは県外へ進学、就職しても高知への愛着を持ち続けてもらうことは、将来的なU・Ｉターンを促す上で極めて重要です。

そこで提案したいのが、卒業生同士や高知とつながり続けるアルムナイ、卒業生ネットワークであります。将来、彼らが各地で研さんを積み、起業や活躍を遂げた際、その力を高知の発展に還元してもらうことは、本県にとっても大

きな財産となります。

県外にいながら高知の活性化に寄与したりできる仕組み、アルムナイネットワークの構築を県が主導していくことも大切だと思いますが、教育長の御意見を伺います。

**○教育長（今城純子君）**　県外から入学した生徒が高校卒業後も本県と継続的なつながりを持つことは、将来の移住、定住や関係人口拡大の観点からも重要であると認識しています。

そのため、今後は、生徒が卒業した後も３年間を過ごした市町村から第二のふるさととして地域の情報を届けるなど、積極的な関わりを持つことを後押ししてまいります。あわせて、県内就職に向けた情報を発信する新たなＳＮＳへの登録を生徒に呼びかけるなどの取組も進めてまいります。

また、令和８年度は、県外から入学した生徒が一堂に会し、留学生と地元高校生との交流を図るこうち留学サミットの開催を計画しています。その中で、生徒同士のネットワークづくりも推進してまいります。

**○６番（土森正一君）**　ぜひよろしくお願いいたします。

こうち留学は、室戸高校でいいますと海外留学、四万十高校は普通科自然環境コース、そしてまた西土佐分校はカヌー部、四万十川と、幡多農業高校は馬術部とか、いろいろとそういった学校の特色をどんどん出していければいいと思います。また、こうち留学を、日本の子供たち、そして高知の子供たちのために、高知県の教育の中心となってやっていってほしいと切に願っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、私学振興に移りたいと思います。

高知県内には、高校９校、中学校７校の私立学校があり、各校が独自の建学の精神に基づいた多彩でユニークな教育を展開しています。これまで県内外で社会の第一線で活躍する多くの有能な人材を輩出してきた私学は、本県にとって極めて重要な教育資源です。

現在、少子化の影響で私学の将来に不安を感じる一方、県外や海外からも高い志を持った生徒が集まり、３年から６年間にわたり住民票を移して本県で過ごしています。高知を第二のふるさととする彼らの本県への貢献度は計り知れません。

こうした現状を踏まえ、高知県にとって私学とはどういうところと考えているのか、濵田知事に所見を伺います。

**○知事（濵田省司君）**　本県は、私立学校に進学する子供の割合が全国でもトップクラスであります。本県教育におきまして、私立学校の果たす役割は極めて重要であります。

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づきまして、多様化するニーズに応じた個性豊かな教育活動を積極的に展開しております。本県教育の発展に大きく寄与していただいているというふうに考えます。また、多様な生徒を受け入れまして個性や能力を伸ばすことで、高知県の将来を担う人材育成に貢献いただいております。

加えまして、地域と連携した教育活動や部活動が地域社会の発展、活性化につながっておりますほか、スポーツ留学あるいは国際交流など、関係人口の拡大にも大いに寄与いただいているというふうに考えます。

さらには、県としましても、将来の学生の県内定着の布石といたしまして、来年度私立学校が実施をいたしますキャリア教育の充実に向けて支援を強化いたします。

今後も、私立学校の教育環境の維持・向上に県としても力を注いでまいりたいと考えております。

**○６番（土森正一君）**　私学にもキャリア教育の充実ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、来年度からの高校授業料無償化は、保護者の経済的負担を軽減する大きな前進でありますが、これは家庭への支援であり、学校経営の基盤を直接支えるものではありません。

現在、本県の私立学校は、物価高騰による運営費圧迫に加え、校舎の老朽化、ＩＣＴ環境の更新、ＬＥＤ化といった、ＤＸ・環境対応への多大なコスト増に直面しています。これからも私学で子供たちが高い学びを継続し、県内外から選ばれる学校であり続けるために、早急に教育環境の整備をしていかなくてはいけません。

こうした状況を踏まえて、私学に対してどういった支援を行っているのか、文化生活部長にお聞きします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県では、私立学校運営費補助金により、児童生徒や教員の人数に応じた配分に基づく支援のほか、学力向上対策や部活動支援員の配置といった教育力の強化を図る取組、キャリア教育の推進や学校の安全対策などに要する経費を支援しています。

お話のありました物価高騰への対応につきましては、光熱費に係る負担軽減を図るため、これまでも国の交付金を活用した緊急的な支援を実施しており、今議会にも補正予算の議案を上程しているところです。また、デジタル教育関係では、学校のＩＣＴ環境の整備を推進するため、設備等の購入や支援員の配置などに対して、国、県による支援を実施しており、各学校に活用をいただいております。

今後も引き続き、私立学校の教育環境の整備が着実に進みますよう、必要な予算の確保に努めたいと考えております。

**○６番（土森正一君）**　部長、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、高知県の私立中学校へ入学する生徒の割合は約18.7％で、令和７年度全国２位という状況の中、私立中学校の生徒１人当たりの運営費補助額は全国６位と上位となっており、学校に対する補助は一定程度実施されていると聞いています。

一方で、家庭における経済的負担の観点では、来年度から私立高校は授業料の無償化が実施される予定であるものの、私立中学は引き続き保護者負担が継続します。

子供たちの選択肢を広げ、未来につながる教育を提供していくことが重要と考えていますが、私立に通学する中学生を持つ家庭への負担軽減策としてはどういった支援策を実施しているのか、文化生活部長にお聞きをいたします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県では、子供が私立中学校に通う経済的に厳しい年収400万円未満の世帯を対象として、国の交付金も活用しながら、授業料を減免する独自の支援を行っています。

議員のお話にありましたように、来年度から私立高校の授業料の実質無償化が実施をされます。こうした中、私立中学校に通う生徒を持つ家庭の経済的負担の軽減に向けましては、これまでも国において支援策を講じるよう、文部科学省に対して政策提言を行ってきたところです。

引き続き、全国知事会とも連携しながら要望してまいりたいと考えております。

**○６番（土森正一君）**　部長、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、人口減少対策、主に子育てについて質問いたします。

先日の高知県元気な未来創造戦略推進委員会で天野委員から、高知県の転出状況は最悪期を脱しつつあり、前年比で204人の改善を見せたと言われつつ、目標達成や若年層、女性の定着という観点では依然と厳しい状況だということを説明されておりました。最悪期を脱しつつあり改善を見せたという言葉が天野委員からありましたことは、一つの希望が見えたと思っており

ます。

今後も人口減少対策を引き続き推進する必要がある中で、総合企画部の中に新設する元気な未来創造課に人口減少対策の重点施策の集約化を図ったことは、大変意義のあることであります。改めてその意義を濵田知事にお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　本県の最重要課題と位置づけております人口減少の克服に向けまして、元気な未来創造戦略に基づく取組を開始して約２年が経過をいたします。出生数、転出超過数など、統計データは依然として厳しい状況が続いておりますけれども、そうした中にあっても、お話もありましたように、一部に明るい兆しが見え始めております。

来年度は、特に官民連携の深化を中心に、さらに対策を強化したいと考えています。御紹介がございましたように、組織改正の面におきましても、総合企画部に元気な未来創造課を新設したいと考えております。現在、総合企画部の中でも２課に分かれて所管をしております元気な未来創造戦略の戦略自身の総括の業務、もう一つ、人口減少対策総合交付金の業務、そして子ども・福祉政策部の２課で所管をしております出会い・結婚支援などの少子化対策、さらに共働き・共育ての業務、この２部４課の業務を集約いたしまして一元化をすると。これによりまして、人口減少対策の司令塔として部局横断的に対策を推進する体制をつくりたいと考えております。

新年度は、高知県が人口減少の時代を生き残りまして再び活力を取り戻すためのまさに正念場の年になるというふうに考えております。元気な未来創造課を中心といたしまして、人口減少の克服に向けて果敢に挑戦をしてまいりたいと考えております。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。いろんなことを集約して、横串で一緒に行くと。スピーディー感を持ってやっていただければと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。2023年12月に、総額3.6兆円規模の前例のない規模でこども未来戦略が決定し、若年人口が急減する2030年代までを少子化反転のラストチャンスであり、社会経済の参加者全員が子育て世代を支えて応援していくことが重要と位置づけ、2024年度から2026年度までの３年間を集中取組期間、加速化プランとして強化策を進めています。

高市政権は昨年11月18日、自身をトップとする人口戦略本部を設置、こども政策担当大臣に、少子化・人口減少のトレンドの反転に向けてさらなる少子化対策の検討を進めるよう指示をしています。

少子化の背景は、若者の未婚化だけではなく、産み育てる公的な意義が薄れてきたとの指摘もあります。子ども学専門家の本田和子氏は、約20年前日本の少子化の根本的な背景には産み育てる営みの公的な意味の喪失があるという問題提起をしております。金銭的支援の強化に加え、社会全体で出産や子育てを支える意識の醸成が不可欠だと思います。

視察いたしました合計特殊出生率全国１位の徳之島町では、特定の無償化施策以上に、地域全体で育児を担う文化が機能していました。孤立した育児や長時間労働を防ぎ、近隣住民が子供の成長を共に祝い、急な際にも助け合える環境が整っています。

徳之島の園児50名ほどがハロウィンパーティーで仮装して徳之島町役場に入っていくところに遭遇しました。役場を見上げると、職員が一体となって園児を温かく迎える光景がありました。園児が来る時間を役場全体が分かっていて、プレゼントをするお菓子も全員持ってき

ていると想像しました。まさに社会全体で子育てを応援する理想の光景を見ることができました。

本県においても、少子化のトレンドの反転は喫緊の課題であります。ハード面での支援にとどまらず、徳之島のような地域社会全体で子育てを支えていく仕組みや社会全体の機運をどう醸成していくべきか、こうして社会全体で子育てを支えることが大変重要だと思いますが、濵田知事に所見をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　少子化と人口減少が加速をいたします本県におきましては、社会全体で子供の誕生を祝福し、子供を大切にし、子育てを支えていく、こういった環境づくりが不可欠だと考えます。このためには、御紹介いただきました徳之島町のように、地域住民があらゆる場面で子育てに関わりサポートをする取組を後押ししていくことが必要であります。

例えば、地域におきましては、あったかふれあいセンターにおきまして、高齢者と小さいお子さんを連れた親御さんが触れ合うといった多世代交流の取組を進めております。加えて、保育所などで、子育て世代の方々が子育ての先輩に気軽に相談ができる場づくりといった取組を通じまして、住民が子育てに関わることができる仕組みをつくっております。

また、職場におきましても、男性の育児休業促進の取組を原動力といたしまして、夫婦で家事、育児を分担いたします共働き・共育ての生活スタイルの浸透を図っております。これによりまして、育児中の社員、従業員が同僚たちのサポートを受けながら子育てができる環境を職場でもつくっております。

こうした様々な場面におきます取組を一層充実することによりまして、地域全体、社会全体で子育てを支えるという機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

**○６番（土森正一君）**　知事、ありがとうございます。御丁寧にありがとうございます。

また、教育現場で乳幼児触れ合い体験が注目されています。草分けの高塚人志氏は、子供・若者、親、赤ちゃんにとって三方よしの実践だと提唱されました。子供や若者は、赤ちゃんの命の重みに触れることで、命への畏敬や自己の存在の貴さや親への感謝を学びます。親は、社会の中の自分と我が子を認識することができます。赤ちゃんにとっては、我が子を肯定されることで親の気持ちがプラスになれば赤ちゃんにとってもプラスになり、多くの人に関わることも刺激になると言われております。

こども家庭庁と文科省は令和５年、乳幼児触れ合い体験の推進についての通達を都道府県教育委員会に出しています。こうした体験が、若者が自分たちの未来に結婚や出産に前向きな価値を見いだせるようになるのではないかと思いますが、教育長にお聞きをいたします。

**○教育長（今城純子君）**　少子化が進む中、中高生が乳幼児と触れ合う体験機会を持つことは、子供をいとおしいと思う心の醸成につながり、未来に向けた人口減少対策としても意義があるものと考えます。

このため、県教育委員会としては、助産師会の協力を得て、生徒が妊婦体験や赤ちゃんに実際に触れる体験を通じて出産・育児などについて考える授業を実施しています。また、生徒が乳幼児やその保護者と年に複数回交流し、子供の成長を理解する授業に長年取り組んでいる学校もあると承知しています。

さらに、来年度は新たに、高校生が乳幼児健診の場を訪れ、保護者へのインタビューを通じて子育ての喜びなどを学ぶ取組や、保育所等と連携して、生徒による読み聞かせや保育体験などを行う学校を拡充したいと考えています。

今後も、より多くの中高生が乳幼児と触れ合

い、生命の貴さや自らの成長を実感するとともに、将来の子育てを具体的に思い描けるよう、取組の充実を図ってまいります。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。赤ちゃんの力をしっかり、赤ちゃん力を生かして、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に移りたいと思います。県教委では、地域と学校が連携して子供たちを支えるために、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールを一体的に推進していると思います。四万十市の中村小学校では、保護者や地域の方々が授業の裁縫や調理実習、校外学習の見守りや、卒業生による地域への花配りなど、実に多岐にわたる活動をサポートしています。

こうした光景は、まさに私が理想とする社会全体で子供を育てる公の姿そのものです。地域の方々の温かいまなざしは、子供たちの豊かな心を育むだけでなく、多忙を極める先生方が本来の職務である教え導くことに注力できる環境をつくり出し、働き方改革を推進する大きな力にもなっていると感じています。

現場の負担軽減を図りつつ、この事業を全県へと広げていくべきだと考えますが、現在の本県における設置状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（今城純子君）**　県内の市町村立小中学校においては、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールを100％設置済みでございます。

本年度、県教育委員会が行った調査では、この地域学校協働本部とコミュニティ・スクールが一体的に活動し、子供の課題解決に取り組み、改善、解決したと回答した学校の割合が90％となっており、成果も出ていると受け止めております。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。

２つの事業をより充実していくためには、そこに関わる地域の皆様を増やしていくことが大変重要です。

現在、サポートしてくれる人の高齢化や固定化の大きな課題があります。この課題を踏まえた対策を県全体で共有し、横展開を図っていく必要があると考えますが、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　現在、地域においては、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールをつなぐコーディネーターや、具体的な活動を担うボランティアなど、多くの方に参画していただいています。こうした方々の高齢化や固定化、成り手不足といった課題があることは、市町村や学校からもお聞きしているところです。

これらの課題に対し、地域では様々な対策が実施されています。例えば、同じ人に固定化しないよう輪番制を取ることにより、引き受けやすい工夫を行っている地域や、地域学校協働本部の取組を体験した中学生が社会人になった後、ボランティアとして活動に参加するようになった事例もあるというふうに承知をしています。

こうした好事例につきまして、県が開催をする地域学校協働活動研修会など様々な機会を捉え、関係者で共有し、横展開を図ってまいりたいと考えています。

**○６番（土森正一君）**　ありがとうございます。サポートしている人から、短期間で子供たちが成長したねと言われました。本当に温かい言葉をいただきました。そういう取組を充実していってもらえれば本当にいいと思いますんで、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。小中学校の道徳教育において、家族の大切さ、御先祖様への感謝や、他者を思いやる心、ふるさとを敬う心を育てていくことは、次世代につなぐためにも大切だと思います。

私たちは今、家族や御先祖様から連綿と受け

継がれてきた命のバトンの先に生かされています。子供たちがこの事実に気づき、家族への感謝や他者を思いやる心を育むことは、変化の激しい時代を生き抜く強固な心の軸となると思います。

また、地域の祭りや伝統と歴史は、先人が守り抜いてきた誇るべき財産です。これらを次世代へ引き継ぐシビックプライド、ふるさとへの社会貢献の心を道徳教育の中で醸成していくべきではないかと思いますが、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　子供たちが道徳教育の中で、家族や多くの人々の支えによって現在の自分があることに気づき、家族を敬愛する気持ちや郷土の発展のために寄与しようとする意識を高めることは、大きな意義があるものと認識しています。

例えば各学校では、道徳科の授業において家族との絆について議論することで、家族の一員としての自分の役割への自覚や家族への感謝の気持ちを深めています。また、地域の文化やそれを支える人々の苦労や願いを踏まえ、自分と地域文化との関わりを考えることを通して、進んで郷土の発展に努めようとする意欲や態度を育てています。

加えまして、総合的な学習の時間では、実際に地域に出向き、伝統芸能の保存会の方から思いを聞いたり歴史的な史跡を巡ったりすることで、地域のすばらしさを再発見する実践も行われています。

県教育委員会としましては、引き続き道徳科はもとより、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ることで、地域を愛する心を育み、子供たちが将来の地域を支える人材として主体的に地域社会に参画しようとする態度を養ってまいります。

**○６番（土森正一君）**　教育長、ありがとうございます。教育は日本の、高知の根幹でございますので、これからもいろいろと御指導をお願いしたいと思います。

質問は終わりましたが、最後にちょっとだけ一言言わさせていただきます。

濵田知事、教育長をはじめ執行部の皆様におかれましては、丁寧な御答弁本当にありがとうございます。

今回は、濵田知事が、知事の提案説明でありましたアンパンマンのマーチの、すごく思いが籠もっておりました。本当に。

実は知事､昨年９月の質問後のお礼の言葉で、私もその思いがあって、濵田知事にアンパンマンのマーチで送った言葉がありますので、ここでもう一度、昨年の９月質問の最後の挨拶をさせていただきたいと思います。濵田知事の行う政策を見て、これはまさしくアンパンマンの歌だなと思い、その一節を紹介したことを思い出しました。

濵田知事は、地方が大きく変わる現実を見詰めながらも、ひるむことなく未来に向かって高知県、県民のために果敢に挑戦する姿、こよなく高知を愛して挑戦する勇気はアンパンマンのマーチのテーマである愛と勇気に重なります。高知家みんなの夢守るため、よろしくお願いいたしますと。

変わらぬ濵田知事の高知にかける思い、政策をしっかり受け止めて、私も共に歩んでまいります。これで一切の質問を終わります。ありがとうございましたという文でございました。

ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、土森正一議員の質問は終わりました。

ここで11時５分まで休憩といたします。

午前11時１分休憩

――――― ⊰⊰⊰⊰ ―――――

午前11時５分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

はた愛議員の持ち時間は35分です。

32番はた愛議員。

**○32番（はた愛君）**　日本共産党のはた愛でございます。通告に沿って質問をさせていただきます。ぜひとも建設的な議論になりますように、答弁よろしくお願いをいたします。

まず初めに、県の新年度予算編成、物価高騰対策などについて問いたいと思います。

県の予算は、物価高騰対策や社会保障の伸びを考慮し、総額約5,000億円、昨年との比較で330億円程度の増額ということですが、では物価高騰対策や賃上げ、中山間振興など急ぐ課題にどう取り組むのか、その予算配分や活用の在り方に対する議論が重要だと思います。

そこで、物価高騰対策に活用できる重点支援交付金について伺います。重点支援交付金は、昨年の12月、今年の２月補正と合わせれば合計131億円規模です。活用に当たって、生活者支援という側面だけではなく、生産性向上や高付加価値など構造転換を目的にするとの考え方を示していますが、配分された重点支援交付金の中身を見て、私は、県民の生活感や多くの事業者が抱える危機感とは､ずれているのではないか、格差をつくる不公正さを感じました。

例えば、県が重点施策に掲げている賃上げ支援で見ると、重点支援交付金の中で県内事業者への賃上げ支援に８億8,000万円が示されています。内容は、雇用する労働者に対し１人10万円の賃上げ支援金を臨時的に出すというものです。

賃上げはみんなが願っていることなのですが、問題は、対象要件のハードルが高く、国や県の生産性向上に資する補助金を活用し、なおかつ継続的な賃上げを目指す事業者を支援する補助金制度となっています。この対象要件に該当する事業者がどれだけいるのでしょうか。

高知県には２万5,000弱の法人･個人事業がありますが、そのうち今回の賃上げ支援金の対象要件を満たす事業者数は全体の何％なのか、お示しください。商工労働部長にお聞きをいたします。

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　賃金向上環境整備事業費補助金は、県の総合補助金や国の業務改善助成金などを活用し、生産性の向上などによる持続的な賃上げに取り組む事業者を対象としており、これらの要件に該当する事業者の数はおよそ1,100社の見込みです。

また、この補助金の対象となる、賃金を支払う従業員が１人以上いる事業者の数は、国の各種統計から推計しますとおよそ9,800社ですので、その割合は11.2％です。

**○32番（はた愛君）**　御答弁ありがとうございました。対象になるのが11.2％ということで、８割を超える、約９割の事業者がこの制度は使えない。この状態というのは、県経済を底上げするだとか広く賃上げをするだとかいう制度になっていないと私は指摘をしたいと思います。

県内には、この労働者を雇う形だけではなくて、家族経営の農業者、一人親方の大工さん、こういった方たちもたくさんいらっしゃいます。ある地域では、戦後72年間も続いてきた銭湯が今年１月に閉まりました。片づけをしている80代の店主は、油まみれの手を拭きながら、大事な話をしてくれました。二人三脚でやってきたけれど妻が体調を壊し人を雇うことも考えた、けれど賃金を払えるほどの売上げがあるかも分からんし、悔しいけれど諦めるしかないと言います。

この銭湯は、地域のコミュニティーの場であ

ると同時に、近くに学校や公共施設があることから、災害時の入浴施設としても拠点になる公共的な価値があります。そういう事業が町からなくなることは、社会的資源の大きな損失です。

これは氷山の一角だと思いますが、物価高騰を乗り越え、どう県経済全体の賃上げや所得向上につなげていくのか、全体の底上げに資する方向へ重点支援交付金を生かすことが重要だと思います。

重点支援交付金の中には、高価な省エネ家電補助に８億円、電気自動車購入補助は国の補助金にさらに上乗せをする３億円です。そもそも全体所得が上がっていないインフレ時期に、そんな高価な買物ができる方は一部です。物価高騰対策費をどう使うかは自治体やリーダーの判断ですが、地方で必死に暮らす県民や事業者、その命や生活をケアする人々に向けて、物価高騰の影響に対し直接的に支援することが重要ではないでしょうか。

そこで、重点支援交付金の配分に当たっては、高付加価値型経済への転換よりも、物価高騰に直面している、苦しんでいる生活弱者や地域の事業者を直接支援することを優先すべきと思いますが、知事のお考えをお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　今回の物価高対策の在り方についての御質問でございます。

議員のほうにぜひ御理解いただきたいのは、今回の物価高対策を含めました経済対策は県だけでやるわけではございませんで、国そして市町村と役割分担をしながら、県の果たすべき役割を考え、予算計上させていただいております。

そういう面で申しますと、今回の経済対策に関しましては、国におきまして影響軽減策として、例えば子育て応援手当１人２万円という手当てでありましたり、電気・ガス代の支援、あるいは暫定税率引下げによりますガソリン代の軽減、そういった手当てをされております。また、国が財源を出す形で市町村の重点支援交付金が措置されるという形を通じまして、食料品の物価高騰対策などを含めました財源が市町村にも相当手厚く手当てをされ、そうした中で各市町村で住民の皆さん向けの商品券の給付あるいは水道料金の減免、それぞれ各地域の御判断での支援が行われていると。

そうした意味で、生活者支援でありましたり経済影響の軽減に関する支援に関しましては、国、市町村におきまして相当の対策が取られているということを踏まえ、県として常日頃の行政で比較的接点が高い産業に携わります事業者の皆様方を中心に、かつ構造転換に係る部分を重点に置いてという形で重点交付金の配分を考えさせていただいたというのが今回でございます。131億円の重点支援交付金の枠が提示されておりますが、これをおおむね半々、影響緩和に66億円、構造転換に65億円というバランスで配分をさせていただきました。

特に、私自身がかねてこの類いの経済対策を考えますときに、いわゆる米百俵の精神というのをいつも頭に置いております。幕末の長岡藩における故事でございます。米百俵が支援の物資として送られたときに、藩士は給料の禄の配付も受けておりませんでしたんで、早くみんなで配れという声が高かったわけでありますが、小林虎三郎という藩の幹部の判断で、100俵の米も食えば直ちになくなるけれども、教育に充てれば明日の１万俵、100万俵となって返ってくるという考えで教育に充てたという故事でございます。

高市総理もおっしゃっておりますけれども、明るい未来というのは、座っているだけ、今のものを守ろうとするだけではめぐってこない。やはり、自ら立ち上がって挑戦をするというところに未来が開けるということではないかというふうに思います。

そうした思いも込めまして、構造転換、先々に持続的な効果が見込める、そして明るい未来を開いていく投資に重点を置きたいという考え方で今回措置をさせていただいたということでございます。

**○32番（はた愛君）**　この重点支援交付金の賃上げ部分が、対象範囲が11.数％にとどまると。約９割近い事業者がこの賃上げ支援の制度から外れるという状況なんです。

県として何ができるか。県として行うこの賃上げ支援の補助の対象範囲をもうちょっと改善していく、そういった余地はあるんじゃないでしょうか、知事にお聞きをいたします。

**○知事（濵田省司君）**　私が考えますのは、最終的にはこの賃上げを民間経済の自律的なサイクルの中で財源を賄って、言わば民間で自転していくという状況を目指さないといけないということだと思います。いつまでも県が、あるいは公のお金、税金を使った事業として賃上げ財源部分を賄う、補塡をするということは、少なくとも永続的な措置としては期待できないということだと思いますので、そうした中で将来に向けてそうした構造改革を行うことで持続的な賃上げができるような体質強化をしていくということに重点を置くということだと思っております。

１割程度ではないかというお話がございましたけれども、これはそうした持続的な賃上げができるような財務体質あるいは企業構造の強化ということを図っていただくということの努力をセットでいただけるところということで、今回制度の設計をさせていただいたということであります。

**○32番（はた愛君）**　次へ移ります。

今回の重点支援交付金の中には、省エネの支援金もございます。省エネ社会への転換は重要ですけれども、省エネへの転換を選択できない世帯もあります。

例えば、省エネのエアコンは１台20万円ほどかかる高価なものです。東京都では、低所得者世帯、また生活保護世帯、高齢者、障害者世帯にも配慮をして運用しております。

今回、県が行う省エネ家電品への補助について、物価高騰対策ですから、特に経済的弱者である低所得者、高齢者、障害者に配慮した支援内容、制度にする必要があると考えますが、県の取組を林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　省エネ型家電の家電製品の購入への補助は、物価高騰に強い構造転換の取組の一つとして実施するものでございます。

今回の事業は、家庭における$CO_2$排出の削減を目的に、省エネ家電などの購入を支援することで光熱水費の負担軽減を図り、物価高騰の影響を緩和するものでございます。これまで、家庭において消費電力が大きいと考えられるエアコンや電気冷蔵庫などを対象に、令和５年度に第１弾、令和６年度に第２弾の事業を実施しているところです。

お話のありました経済的弱者の方に対する支援の拡充に関しましては、第１弾の事業を実施した際に、対象となる商品が高額である、あるいは限られるといった御意見をいただいたことから、第２弾の実施メニューの検討に当たりましては、省エネ性能は下がるものの比較的低額な家電の購入においても支援を受けられるよう、支援要件を緩和したところでございます。

次年度実施を予定しております事業におきましても、支援の要件につきましては第２弾と同様の内容で実施したいというふうに考えておりまして、幅広く県民の皆様にこの事業を活用していただきたいと考えております。

**○32番（はた愛君）**　ぜひとも、生活的な面で支

援をしっかり考えていただきたいと思います。

県は、高付加価値型経済への転換や100億企業を増やすという取組をされておりますが、どのような経済成長の姿を目指しているのでしょうか。例えば、世界経済は、もうけのために自然環境を壊す経済システムから、自然を守り再興していく経済へ変化しています。日本も、生物多様性の国家戦略の具体化として、2024年３月、環境省、農水省、国交省、経産省の４省が連盟でネイチャーポジティブ経済移行戦略を策定し、進めています。

県はこの経済戦略をどう評価しているのか、知事にお聞きをいたします。

**○知事（濵田省司君）**　お話のありましたネイチャーポジティブ経済と申しますのは、例えば一例でございますが、清流四万十川を生かした観光振興のために、その基礎となります自然環境の保全を図ることに投資を促す、それによって地域の持続可能な経済の実現を目指す、こういった類いの活動を示すというイメージだと考えております。

お話ございました国の４省の示されました戦略におきましては、企業等への啓発を通じまして、自然環境の保全に向けた企業からの投資を促すという方針が掲げられています。これにつきましては、豊かな自然という強みを生かして経済の活性化を図ろうという本県の基本的な考え方と方向性は一致をしているというふうに考えます。必ずしも100億企業とは直接的関連はございませんけれども、こうした考え方は一致しているというふうに思っております。

具体的に申しましても、本県ではここ20年ほど、大都市部などの民間企業の御協力をいただきまして、協働の森事業あるいは協働の川事業といった事業を継続的に実施してまいりました。企業などからの資金提供をいただいて、県内50か所程度で森林の間伐あるいは清流保全活動を行うということを通じまして、これが林業振興、観光振興といった形を通じて経済活性化に資する、そんな取組となっております。

こういう戦略におきましては、こうした形で経済のインフラともなります自然環境の保全を軸に、資金の流れの変革などを目指すといった方向が掲げられております。

今後、そのための国におきます具体的な仕組みづくりですとか、施策が展開をされていくということを大いに期待したいというふうに思っております。

**○32番（はた愛君）**　国の戦略とも方向性は同じということです。

2024年に、県は生物多様性こうち戦略を改定し、生物多様性の保全を志す企業や民間団体を後押しするということにしています。県の産業計画の中にはまだこの考え方が反映されていないように思います。

産業振興計画の中でもネイチャーポジティブ経済移行戦略の考え方を取り入れることが大事ではないでしょうか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　ネイチャーポジティブ経済移行戦略の考え方は、ＳＤＧｓの17のゴールのうち、自然環境を守る目標と経済成長につながる目標の実現を両立するための手法の一つであり、ＳＤＧｓの理念に包含されるものと認識をしています。

本県では、これまでも産業振興計画の共通テーマにＳＤＧｓの推進を位置づけ、第１次産業の振興や自然体験型観光の推進など、強みである自然資本を生かした持続可能な経済活動に向けた取組を進めており、引き続き推進してまいりたいと考えております。

**○32番（はた愛君）**　この戦略をどう生かしていくかというのは、これまでの取組の中とも連動してくるとは思うんです。より具体的に、どこ

に投資をするのか、何を評価軸にしていくのか、力を入れていくポイント、これもはっきりさせていただきながら進めていただきたいと思います。

隣の徳島県では、具体的に銀行や産学官が連携した協議体をつくって取り組んでおられます。高知県はどういう形で進めていかれるのか、知事にお聞きをいたします。

**○知事（濵田省司君）**　このネイチャーポジティブ経済の移行戦略の考え方に基づいて進めることについて、取組の方向ということでございます。

ただいまお話もございました産業振興計画の推進に当たりましては、外部の有識者などから成りますフォローアップ委員会を設置いたしまして、必要な戦略の検討、計画の検証などを行っております。このフォローアップ委員会のメンバーは、まさしく産学官、産業団体の代表者、そして有識者、行政関係者などを委嘱しております。

このフォローアップ委員会の昨年２月の会合におきましても、有識者の委員から、国が進めますネイチャーポジティブ経済移行戦略の考え方を踏まえた御発言がございました。その趣旨としましては、高知の自然環境と生物多様性という特性を生かして民間資金を呼び込む取組を進めるべきという御意見をいただいたところでございます。

本県では、これを踏まえまして、昨年５月に私自身が環境省を訪れて政策提言を行っております。生物多様性を適正に価値づけをし、民間から自然環境保全への投資を呼び込む、そうしたスキームを早期に構築すべきだという提言をさせていただきました。

現在、環境省におきまして、こうした生物多様性の価値を経済的に換算するという形で評価をしていくということについて、どういう手法で行うかについての検討が進められているというふうに考えます。これは１つ私自身のイメージですが、例えば$CO_2$の排出権の取引のように、生物多様性を守る取組を貨幣価値で換算して市場でやり取りをするというような仕組みをつくっていただくことが、私は非常に望ましいんではないかという思いで提言をさせていただいたわけでございます。

今後、こうした具体的な制度導入に向けた国へのさらなる働きかけも含めて、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

**○32番（はた愛君）**　知事のリーダーシップに期待をしたいと思います。

次に、危機となっている訪問介護について、高齢者やその家族を支えるなくてはならないケア労働の分野を県がどう支えていくのかを問いたいと思います。

高知県の高齢化率は、2024年時点で36.6％、全国第２位です。一方で、県内では、介護事業所が一つもない市町村も生まれています。

それでも、介護保険制度に基づく要介護認定者は約４万7,000人、うち訪問介護などの居宅介護サービスを利用している方は約２万5,000人も存在をしております。介護事業の必要性が高まる中で、事業所がこれ以上に倒産、廃業することは避けなければなりませんが、家族が介護離職をするという新たな問題も起きております。介護分野への支援は緊急性が高くなっていると考えます。

東京商工リサーチの全国調査によると、2025年に倒産した介護事業所数は過去最高と報道されました。高知県も、2023年までの５年間に10市町村で計24か所も訪問介護事業所がなくなりました。全国共通して、倒産する介護事業所のうち訪問介護が突出をしています。

国は、2024年の介護報酬の改定で報酬を少し引き上げましたが、訪問介護については基本報

酬を下げました。訪問介護は、処遇改善加算だけではもたない状況が広がっています。

実態を詳しく知るために、訪問介護事業所を訪ねさせていただきました。ある事業所では、正職員３名と15名の登録ヘルパーさんたちが働いています。登録ヘルパーのうち、50代は１人、60代は１人、70代以上は13人でした。事業所の代表は、ヘルパーの高齢化は深刻で経営がいつまでもつだろうかと話します。

ヘルパーの一人は、１日約５件、月70件以上の訪問介護を行っていますが、介護保険制度に基づく支援だけではなく、あらゆる相談にも対応していると話をしてくださいました。例えば、利用者さんから警報器が鳴って怖いとの連絡が入り、夜でも駆けつけるなど、緊急性がある場合は業務外でも無償で対応しているそうです。これがケア労働の実態です。

処遇改善加算などがあっても、基本報酬が下げられた訪問介護事業所では、新たな事務処理の手続が増えるだけで、経営はよくならず、根本的な解決にはつながっていません。加算より、報酬本体の引上げこそ必要だと痛感します。

国に対し、あらゆる機会を通じて訪問介護報酬本体の引上げを求めてほしいと思いますが、この待ったなしの状況の中で、自治体が独自に訪問介護事業者へ直接支援する動きが広がっています。

例えば、新潟県の村上市は、全ての訪問介護事業所にアンケートを行い、報酬改定の負担や影響を聞いています。処遇改善加算が引き上げられても事務所家賃や光熱費など必要経費が上がり経営は厳しい、廃止も検討などの声や、減収も８万円から90万円などの実態が明らかとなり、村上市は、報酬引下げによる減収分への補填など、訪問介護への直接支援に踏み出しました。

また、東京都では、2024年世田谷区、2025年品川区で、訪問介護事業所に対する減収補填が行われ、その流れは広がっております。

県内の介護事業所のうち214か所が訪問介護事業所であり、厚生労働省の調査では、約2,000人を超す方がこの高知でヘルパーとして働いています。

そこで、報酬引下げや物価高騰による減収や赤字の具体的な金額など、経営状況についてつかむ必要があると思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　経営状況につきまして、県としましては、国が実施している介護事業所への調査を参考に、把握に努めているところでございます。

令和７年５月実施の調査結果では、訪問介護事業所の令和６年度決算における介護サービスの収入額から支出額を差し引いた額の収入額に占める割合である収支差率は、全国でプラス9.6％となっています。これは、介護報酬改定前の５年度決算のプラス11.1％から1.5ポイントのマイナスとなっており、報酬改定に伴い状況は悪化しているところでございます。

また、訪問回数別では、本県の事業所で一番多い延べ訪問回数が月201回から400回の事業所の収支差率は、令和６年度決算でプラス2.8％となってございます。介護報酬改定前の令和５年度の5.6％から2.8ポイントのマイナスとなっており、本県の事業所におきまして、かなり厳しい状況にあるものと認識しております。

**○32番（はた愛君）**　県は、日本一の健康長寿県構想の中で在宅介護を推進していますから、都市部でも中山間地域でも、特に赤字が悪化を心配されているこの訪問介護事業所、これが継続できる仕組みづくりが重要になってくると思います。

そこで、介護報酬の次期改定までの間、減収補填ができないか、子ども・福祉政策部長にお

聞きをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　介護報酬は、全国一律の公定価格であり、国において適切に措置すべきものと考えてございます。

一方、県では、移動時間がかかり非効率で採算が取れない中山間地域の利用者にサービスの提供を行う事業者に対しまして、報酬への上乗せを独自に実施しており、今年度も遠距離移動の部分について拡充をしたところでございます。

こうした中、来年度におきましても、市町村や事業所の声をお聞きしまして、遠距離移動に係る報酬の上乗せ率の引上げや新たな補助区分の創設などのさらなる拡充を行う予定でございます。

今後も、事業者や市町村とのコミュニケーションを密にしまして、地域の実情を把握して、支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

**○32番（はた愛君）**　これまでの支援策は本当に大事なことだと思います。人間の体を処置する対応と見て言うと、止血をしているという対策だったかと思うんですが、今回問うた減収補塡というのは輸血に当たる部分です。

国からの報酬が引き下げられた、入ってくる収入が減ったという状況の中ですので、止血の物価高騰対策だけではなくて、輸血の減収補塡というのが改めて必要だと思います。紹介した村上市、また東京の区の中では、こういった輸血、また止血、減収補塡と物価高騰対策、両面でやっている自治体がありますので、ぜひとも参考にしていただいて、現場を支えていただきたいと思います。

この間もいろんな努力をされてきました。交通費に独自の加算もされてきたということなんですけれども、それでもこの加算取得ができていない事業所が127か所も県内には存在をしております。人手不足の実態から、ヘルパー自身が事務職を兼務するなど、よくない状況もあるとお聞きをしております。

負担なく全ての事業所が加算取得できるように、事務職員の確保など、支援をさらに一歩進める、強化することができないか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　現在、県内に訪問介護事業所は214ございまして、そのうち処遇改善加算を取得していない事業所は24ございます。こうした状況を踏まえて、加算を未取得の事業所が着実に加算を取得できるように、こうち介護生産性向上総合支援センターにおきましてプッシュ型の支援を実施することとしています。

また、新たに事業者団体と連携をしまして、加算取得に関する実践的なセミナーを開催するなど、加算取得に対する支援を強化する予定でございます。

加えまして、特に小規模の事業所では、加算取得の事務をはじめとする間接業務を事業所を超えて集約する、そうしたことで、個々の事業所における事務負担軽減の効果が期待されます。このため、経営主体が異なる事業者同士の共同化の取組への助成やアドバイザーの派遣によりまして、事業者の共同化を促進してまいります。

こうした取組によりまして、事業者が希望する加算を取得できるように支援をしてまいります。

**○32番（はた愛君）**　よろしくお願いします。

さらに、介護人材の流出に歯止めをかけるだとか、介護の専門人材をどう確保していくか、そういった観点の支援も重要かと思います。ヘルパーさんたちは、直行直帰、自分の家から訪問先へ直接出勤して直接家に帰るという勤務形態ですので、各地域に住んでもらえるような視点も必要ではないでしょうか。中山間は特に、そういった居住もできる拠点が必要だと思います。

地域医療介護総合確保基金約47億円を活用し、中山間での拠点の確保、これは検討できないか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　中山間地域での拠点の整備につきましては、来年度国の補助金を活用して、訪問介護事業所が中山間地域へ出張所となるサテライト事業所を設置する際の初期費用の支援などに取り組む予定でございます。こうした支援によりまして、中山間地域における拠点の整備を推進してまいります。

また、ホームヘルパーなどの居住等に関連しましては、既に地域医療介護総合確保基金なども活用した取組を行っているところであります。具体的には、令和５年度から中山間地域の介護事業所がヘルパーを新たに雇用する際の転居費用や支度金などの一時金の支給に対する支援を市町村と共に実施しております。

引き続き、市町村と連携をしながら、こうした取組を進めてまいりたいと考えております。

**○32番（はた愛君）**　ぜひとも、よろしくお願いいたします。47億円も基金が使われていないということは、イコール必要なところにその予算が届いていないということですので、危機のある現場をしっかりと支援していただきたいと思います。

最後に、災害廃棄物の処理体制について伺います。南海トラフの巨大地震の想定が政府からも出され、県もバージョンアップに取り組んでおられると思います。県の災害廃棄物処理計画も進められてこられたとは思うんですけれども、それが十分な体制なのか、このことを今回質問する予定でした。

民間事業者、また広く地域の県民と連携をすること、多様な力が必要だということを私は質問する予定でしたけれども、関係者の皆さんと協力をしていかなければならない県が、その姿勢において、私はこのままでは官民連携に支障を来すというふうに判断をいたしましたので、この質問については質問を行いません。

ただ、知事や関係部長には意見を言わさせていただきたいと思います。災害現場であれ、官民連携は重要なテーマです。官だけではなくて、県民個人との連携、また町内会を含めていろんなボランティアの皆さんとの連携なくして、県の課題解決というのは私は進まないと思います。そういう意味で、知事が官民連携を大事にされているということは、私は大事な視点だと思っているところです。今回、この質問をつくるに当たって、県にはそういった現場の皆さんに対するリスペクト、敬意、そういうものが感じられない、そういうやり取りでした。

このままでは私は支障を来すということで、質問をやめますけれども、もうちょっと県が、官民連携の前提となる県民に対する感謝の心、また連携をしていく相手に対するリスペクト、そういった姿勢を私は持つべきだと思います。やっぱり、県庁のリーダーである知事、また担当する災害現場を担う担当部長には、その点をしっかりと踏まえていただきたい。

今回の県庁の姿勢というのは、現場では納得できないような発言があったと私は思っておりますので、感謝の心を持って現場の皆さんとしっかり対応し、災害の体制も構築していただきたいということを強くお願いをいたしまして、全ての質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、はた愛議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後１時再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡田竜平議員の持ち時間は35分です。

30番岡田竜平議員。

**○30番（岡田竜平君）**　県民の会の岡田竜平でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、高知県だからこそできるスポーツツーリズムの推進についてお聞きをいたします。

メダルラッシュに沸いたミラノ・コルティナオリンピックが閉幕をし、続いてパラリンピックが開幕、既にメダルの報告もあったところでございます。大会期間中のパラリンピック選手団の躍動に期待をし、選手団の皆様にとりましてはかけがえのない大会となりますことを心よりお願いを申し上げます。

そして、帰路に就いたオリンピックのスノーボード種目では、世界最多９つのメダルの活躍には目をみはりました。スノーボードは、長野オリンピックから採用種目でございました。

一方、夏季2020東京オリンピックからは、スノーボード同様に、大会の魅力を高める戦略として、若年層のファンを獲得する目的で、サーフィンが新種目として採用されました。そして、大会会場となりました千葉県一宮町では、サーフィンを核とした官民連携の取組が活発化しております。

高知県におきましても、上質のサーフスポットを有する地の利を生かしていくには、県外から来たサーファーがどこから来て県内でどのように過ごしているのか、基礎的なデータが重要になると考えます。県では、観光客の動向調査は実施しているとお聞きしております。

そこで、県外サーファーの動向調査も併せて実施し、そこから得たデータに基づき、さらなる誘客施策に反映させていくことは、本県のスポーツツーリズムの推進に有効であると考えますが、御所見を観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　本県には、太平洋に面した長い海岸線があり、東には生見海岸、西には入野海岸など、屈指のサーフポイントが数多くあり、他県より優位性があると思っております。

さらなる誘客を図るためには、いつどこからどのような層が来県しているかといった客観的なデータに基づいた戦略の構築が重要だと考えております。

県では、観光客動向調査の中で、サーフィンを目的とした来県者についてはこれまで十分な属性の把握ができていないことから、今後は県外から来るサーファーの動向についても調査したいと考えています。その上で、ターゲットを絞った情報発信や受入れ環境の整備などにより、本県ならではのスポーツツーリズムの推進に努めてまいります。

**○30番（岡田竜平君）**　このたびはサーフィンについてお聞きをしておりますが、先ほど部長のほうからもお答えいただきました起伏豊かな地形が生み出す海流や、そこに息づく多様な生物の存在、高知県には東西最先端部には全国屈指のスキューバダイビングのポイントもございます。そういった箇所にも同様のことが言えると私自身は考えております。

続きまして、国の動きとも連動させてということになりますが、観光庁、スポーツ庁におきましても、スポーツによる地域を活性化させる政策へ、スポーツツーリズムの推進策の中心として、サーフィンによる地域の関係人口の創出に注目をしております。

例えば徳島県では昨年11月に、全国の医療従

事者のサーファーを対象としたサーフィン大会として、All Japan Minami-Awa Surf-Hospital Cup 2025が初めて開催されました。そこには約50名が参加し、地域の病院見学ツアーも併せて実施され、移住を検討する参加者も複数いたとお聞きをしております。

こうした特色あるサーフィン大会をサーフスポットのある市町村で実施することは、サーフツーリズムによる関係人口の拡大に加え、医療・介護・１次産業従事者などの担い手の確保にも効果的であると考えます。

そこで、ライフスタイル移住にもつながる可能性のあるこうした特色あるサーフィン大会を支援することは、多くのサーフスポットを有する本県において効果的であると考えますが、御所見を観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　近年では、サーフィンをきっかけとした二拠点居住や豊かな自然に引かれた移住・定住の動きも活発化しており、地域活性化の原動力となっております。

お話のありました徳島県のサーフィン大会では、県外からの参加比率も高く、病院見学ツアーも好評であったと伺っております。こうした特色ある大会は、趣味、仕事、生活を一体的に体感することができ、ライフスタイル移住のきっかけづくりにも効果的で、県内における大会の横展開の可能性もあると考えております。

そうしましたことから、地域住民との交流や移住、定住につながるきっかけを組み合わせた高知らしい大会の開催について、市町村や関係機関と検討を進めたいと考えております。その上で、スポーツから移住、定住につながるよう、関係部局でも連携し、取り組んでまいります。

**○30番（岡田竜平君）**　冒頭でもお話ししましたように、千葉県一宮町のように基礎自治体による取組もございますし、徳島県では徳島県サーフィン連盟と県が医療従事者確保に係る連携協定を締結しているとお聞きをしております。高知市では、よさこいを切り口とした移住にも取り組んでいるとお聞きをしております。サーフィンに限らず、趣味やスポーツでの突破口にも今後期待をしていきたいと思っております。

一方、高知県庁組織では、ややもすれば長時間労働を評価するような文化があったと思われます。しかし、最近では、短時間で価値を生む働き方を評価する仕組みへの転換に向けた働き方改革が進められております。この働き方改革に取り組んでいく中で、サーフィンの持つサーフカルチャーが一つの参考になると私は考えます。

サーフカルチャーとは、スポーツの枠を超えた独自の価値観があり、日々異なる気候や波を感じることで、自然を慈しむ心を育むだけでなく、仕事以外の趣味を大切に生きることのすばらしさを知ることにつながっています。

県におかれましては、このサーフカルチャーを理解しようとすることで、多様な人材が輝く職場環境を整備することや、週休３日も可能となるフレックスタイムなど、それらの制度が趣味を大切にしたい人や心のケアが必要な人など誰もが利用しやすい環境づくりの推進につながり、つまりワーク・ライフ・バランスを進めることになると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　ただいまお話がございましたサーフカルチャーは、スポーツの枠を超えまして、豊かな自然を楽しみながら趣味や生活を充実させる、そうした価値観であるというふうに受け止めております。

私としましては、豊かな自然の下でゆとりある生活スタイルを実現できます本県こそが、新しい働き方の確立に向けて全国に先駆けて挑戦

すべきだというふうに考えており、県では、隗より始める取組といたしまして、時間外勤務手当の割増し率を来年度時限的に引き上げて長時間労働の是正に取り組む、また短時間勤務が可能な正職員の採用の制度を新たに導入すると、こういった全国初となる取組も含めました働き方改革に鋭意取り組んでいるところであります。

また、職員には、柔軟な働き方ができる制度も利用いたしまして、育児、介護はもちろんでありますが、地域活動、自己啓発や趣味など、仕事以外の私生活も充実させてほしいと考えておりますのは、これは私は議員と同じ立場でございます。御指摘のサーフカルチャーも含めまして、多様な価値観を尊重して、職員がワーク・ライフ・バランス実現のための制度を利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

あわせまして、これによって県庁全体の公務遂行のパフォーマンスも向上させるということにより、県民の皆さんに評価いただける成果をしっかりと県政でも上げていくように努めたいと考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　実は会派でも、サーフカルチャーとは何ぞやということで、少しざわざわっとしたわけですけれども、私が申したいのは、サーフカルチャーに限らずですけれども、知事もおっしゃるように多様な働き方ということで、理解をサーフカルチャーしていただきたいというよりは、理解しようとすることの大切さ、そういうことを質問させていただいたつもりでおります。多様な働き方が認められてほしいという思いでございます。例えば、子供の成長に少しでも多く携わりたい、もしくは家族との時間を大切にする生き方の背中を押す取組であってほしいと私自身思っております。

続きまして、国見山周辺における風力発電事業についてお聞きをいたします。

国内における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法は、全国的な再生可能エネルギーの普及に重要な役割を果たしておりますが、持続可能性や、地域にとって望ましい再エネかといった点からは、課題をもたらしております。

本県におきまして、香美市、本山町及び大豊町にまたがる国見山周辺における風力発電事業は、先週ございました依光議員の風力発電の質問のポイントの少し西の地点にはなるわけでございますが、電源開発株式会社Ｊ－ＰＯＷＥＲにより進められております。令和６年４月、環境影響評価手続、いわゆる環境アセスメントが終了したところであり、次のステップといたしましては保安林解除申請とお聞きをしております。しかしながら、保安林内では、県の許可の下、既に作業が始まっております。

そこで、環境アセス終了から現在までの事業計画が制度にのっとって適切に進められているのか、できるだけ丁寧にお聞きをしたく、細かい点も多くなりますが、何点かお聞きをいたします。

そこでまず、県への情報公開請求によりまして、保安林内作業許可申請書の写しを拝見いたしました。こちらでございます。なかなかのページ数はあるんですけれども、正直、９割以上が黒塗りでございますので、しっかりとしたチェックはできなかったところでございますが、分かる範囲内でまず質問をさせていただきたいと思います。

ここには、通常３か月以内とされる登記簿が６年前のものであったり、路網位置を示す写真の中にそれを示す目印の欠落など、不備が確認をされました。さらに、県には、審査に当たり現地調査が必要になっているにもかかわらず、その報告書が存在をいたしません。

そこで、審査し許可されたことに問題がある

と考えますが、このような不備のある保安林内作業許可の手続は不適切ではないのか、林業振興・環境部長にまずお聞きをいたします。

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　保安林内の作業許可の申請の添付書類などに関しまして３点御指摘がございました。

まず、作業許可申請の際に必要となる土地の登記簿は、森林法施行規則に基づき提出することとされておりますが、その取得時期については、申請日から３か月以内といった期間の定めは特にございません。

次に、現場写真と現地調査の報告書の作成につきましては、事業者から許可の申請の提出があり、その後の県の審査の中で、設置する道が林道の規程に沿った安全なものであるかないかにつきまして、国の通知、林野庁の治山課長通知になりますけれども、国の通知に基づきまして、適否判定調書に沿って判定をすることとされております。今回の許可に当たっても、現地調査を実施して適否判定調書を作成しております。

このため、現場写真を撮影する場合において、例えば測量用のポールなどにより道路などに目印を示すことや、申請書を受理した後に行う現地調査に関する報告書の作成は、許可を行う際の必要事項ではないというふうに考えております。

こうしたことからしますと、今回の保安林内の作業許可そのものには影響があるとまでは考えておりません。

一方で、議員から御指摘があったように、行政手続の中には登記簿の取得時期を３か月以内としているものがあること、現場写真については目印を入れるほうが、分かりやすいほうが望ましいということは承知しております。今回の保安林内作業許可の申請者に対しましては、必要に応じて資料の補正などを求めていきたいというふうに考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　ぜひよろしくお願いをいたします。

さらに、申請の中身には不可解なことが起こっておりました。次の質問でございます。環境アセスメントが終了した場所で、不備はありましたが、結果的に県による保安林内作業許可が出されました。申請書の写しを拝見しますと、風力発電事業を主目的とした工事に森林施業が加えられたことによる許可がなされたと言わざるを得ません。本来であれば、森林施業は森林保全にはメリットがあるものでございますが、ここで注目したいのは、申請に合わせ森林施業が計画されているということでございます。この場所は保安林ですので、風力発電事業だけでの申請であった場合は保安林内作業許可は下りません。

そこで、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。主目的を風力発電事業とする開発行為への保安林内作業許可の妥当性はいかがだったのでしょうか。

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　国の通知、これは林野庁長官通知になりますけれども、森林の施業に利用する道路は、他の用途を主目的とするものであっても、保安林解除によらずに、保安林内の作業許可により設置が可能であるということと、作設の際の、道を造る際の基準につきましてもこの通知の中で規定がされております。

今回予定をしております風車管理用のアクセス道については、保安林内作業許可申請の際に、森林組合など地元の関係者から、森林施業に利用したいとの要望書が提出されております。また、許可申請に当たって提出されました設計図書におきましては、道路の構造が林道規程にのっとって設計されておりまして、安全性の基準は満たしていることを確認しております。

したがいまして、主目的が風力発電事業の道路であっても保安林内作業許可は有効だと、妥当であるというふうに考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　保安林制度におけます保安林内作業許可審査の重大性を鑑みますと、県にはその責任感と緊張感、現場状況に即した適切な判断が欠如しており、本手続が形骸化しているのではないかと指摘をしておきます。

次の質問です。これらのことで明らかになったのは､保安林解除の可能性が不透明な場所で､ずさんな手続にもかかわらず、県は保安林内作業許可を出しているということでございます。また、環境アセスメントでは、森林施業が予定されていなかったにもかかわらず、保安林解除に先行して保安林内作業許可が出されております。これらのことは、大臣権限である保安林解除を軽視していると言えるのではないでしょうか。

今回の件を受けて、保安林内作業許可の手続を見直すべきと考えますが、知事にお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　ただいま部長から答弁いたしましたとおり､今回の保安林内作業許可は､法的な効力としては有効なものというふうに考えておりますが、議員から御指摘がありましたように、手続におきます添付資料の在り方については改善の余地があるのではないか、例えば今お話がありました添付する証明書の有効期限でありますとか、現地写真に求める条件などにつきまして、部内の事務処理上のガイドライン的なものを定めて徹底を図るといったようなことを検討させたいと思っております。

また、今回の保安林内作業許可に当たりましては、最終的に許可権限を持ちます林業事務所側からの相談がありましたので、本庁との間で緊密な連絡調整が図られ、本庁の確認を事実上経た上で許可の決定に至った、そうした慎重なプロセスが取れたわけでございますけれども、逆に言いますと、林業事務所側からの相談ということがなかった場合はこういう形にもならなかったということも言えるかと思います。

それを考えますと、今後はあらかじめそうした部内におきます事務処理の手順を定めておきまして、今回のような特に社会的な関心が高い大規模案件につきましては、本庁と林業事務所が情報共有を行う中で審査を実施する､そういった仕組みをシステムとして整えることが必要でないかと考えており、この点も併せて担当部に指示をしたいと考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　御答弁ありがとうございます。指摘を受け入れていただきまして見直しを御提案いただいた県の姿勢、まず尊重させていただきたいと思います。

ここまでが手続の話でございまして、ここからは現場の話に移ります。作業着手後に提出された盛土規制法届出で明らかになったのが、管理道における盛土もしくは切土の最大値が75メートルであるということでございます。切土で75メートルは考えにくく、盛土ということと考えております。ビルの高さで申しますと25階ほどの高さとなります。高さと併せ、現場の地質の脆弱性と地形を考えますと、豪雨や地震による崩壊及び土砂流出の危険性が疑われるわけでございます。

一方で、この保安林内作業は盛土規制開始１週間ほど前に作業着手されましたので、盛土規制法の対象にはなりますが、許可対象にはなっておりません。よって、盛土の安定計算書及び崖面の安定計算書も提出をされておりません。ですので、崩壊の危険性を蓋然性からしか判断できないということでございます。要するに、保安林内作業許可により大規模開発が可能となっているにもかかわらず、その詳細はあまりにも不明だということです。

そこで、今後、危険性の疑いのある盛土が発見された場合、県による早急な対応が求められると考えますが、危険判断疑いのある盛土をどのように対応していくのか、土木部長にお聞きをいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　まず、盛土規制法とは、危険性の疑いがある盛土につきまして土地所有者等に対応を求めるなど､必要な対応を行っていくものであります。この措置は、規制開始後に許可を受けた盛土に限らず、規制開始前に着手された盛土や既存の盛土についても対象となるものであります。その中で、災害発生のおそれが大きい盛土と判断された場合には、土地所有者等に必要な安全対策を行うよう改善命令を発出し、命令に応じなければ行政代執行を行うということになります。

県では、疑いのある盛土に迅速に対応できるよう、一定規模以上の既存盛土の所在については全て把握をし、データベース化をしております。加えまして、現在施工中の盛土につきましても、適宜データベース化の作業を進めているところであります。

今後は、実施調査等に基づき、それぞれの盛土の危険性の度合いにつきましてもデータベース化を進め、危険性が高いと思われる盛土については所有者に対応を求めていくところであります。なお、危険性の疑いのある盛土を把握するに当たりましては、当面は地域住民や市町村からの情報提供や通報等を通じて情報収集を行ってまいりたいと考えております。

今後も関係機関等と連携し、危険性の疑いのある盛土の把握に努めるとともに、把握した場合は、盛土規制法に基づき適切に対処してまいります。

**○30番（岡田竜平君）**　改善命令に違反した場合には、刑事告発によりまして３億円以下の罰金といった大きなペナルティーもあるわけでございます。令和３年の静岡県熱海市での土石流災害を教訓に、危険な盛土を二度と許さないという強い意志で制定されたのが盛土規制法でございます。いかに厳格な法律かは御理解いただけると思いますが、本県におきましては２月、県は香南市の民有地で造成中の盛土に対し新法に基づく改善命令を出したことは、県の毅然とした対応であったと私は評価しております。

では、改めてお聞きしたのは、先ほど御説明いただいたんですけれども、当該事業におきまして、この質問をもって通報と考えることはできるでしょうか。土木部長、お願いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　通報を受けた場合には、位置や盛土の状況を把握して、立入検査等により現場の状況を把握するとともに、工事主や工事施工者に現場の状況について報告を求めるということになります。

なお、通報の仕方につきましては細かい規定はあるものでございませんので、県として対応していくことになります。今回のこの質問を受けまして、危険性の疑いのある盛土というようなことで、今後、必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　次に、現在行われている開発行為は､盛土規制法届出から分かるように、そこに記されている盛土もしくは切土の高さの最大値75メートルはそもそも環境アセスの評価書に従っているのか、環境アセス法並びに県環境影響評価条例にのっとっているのかといった点でございます。

盛土規制法の言う崩れないだけでなく、削ること、盛ること、さらに崩れた場合の環境影響を考える必要があり、状況によっては、森林法を前提とした保安林制度に基づく原状回復の必要も出てまいります。

ここでさらに、当該事業における管理道の開発の中身をお伝えさせていただきます。

当該事業計画では、切土が39万927立米、小学校の25メートルプールでおよそ1,000杯分の山の土が切り取られます。この土につきましては、同じ地質帯と思われる物部川上流域では、これまでも物部川濁水対策検討会において総合的な土砂管理の検討がなされております。そして、令和８年２月からは、物部川流砂系総合土砂管理計画の策定に向け、国土交通省は県と共に、地質の脆弱性について議論が始まったところでございます。さらに、当該事業におきましても、ここで得られた新たな知見も踏まえる必要があると考えます。

そこで、県環境影響評価条例の規定に従い、事業者により今後提出されます事後調査報告書について、そこに違反等を判断するために高知県環境影響評価技術審査会の意見を聞くなど、対応が必要と考えますが、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　議員から御指摘がありましたように、事業者が開発行為の実施後に新たに明らかになる環境への影響については、その保全措置を講ずるための調査を行った場合は、県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書が提出されることとなっております。

報告書が提出された場合、県は報告書の内容について審査を行い、必要に応じ環境影響評価技術審査会の意見を聞く手続を取ることというふうになっております。審査会では、その時点の最新の知見に基づき、委員からの意見を聞くということになるというふうに考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　環境アセスメント制度は、大規模な開発事業において環境の保全に対し適切な配慮がなされることを確保するために設けられた制度なのですが、当該事業における知事からの最終意見は令和４年12月でございます。そして、高知県において盛土規制が開始されたのは、４か月後の令和５年４月からでございました。

そこで、改めて林業振興・環境部長にお聞きをいたします。先ほどは土木部に対しまして、盛土規制法に基づいた盛土の危険性についての質問をいたしました。先ほどお答えいただいた事後調査報告書の判断に、盛土の危険性の判断過程は大いに生かせるのではないかと考えます。では、事後調査報告書への対応の際、土木部との連携はあるのでしょうか､お聞きいたします。

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　この事後報告書の作成でございますけれども、基本的な作成の時期のタイミングとしましては、風力発電施設ができた後、事業者のほうから出てくるという流れになってくると思っています｡ただ、そうした中で、個別にいろんな事案が発生、事案といいますか、危険箇所であるとかそういったものを発見した場合には、電気事業法でございますとか森林法の中で対応していくということになると思っております。そうした際には、土木部と連携をしてしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

**○30番（岡田竜平君）**　続きまして、３月７日土曜日、３日前になりますが、当該事業者から地域住民の方への説明があったとお聞きをしております。現在作業しております管理道の開設作業を１年間休止する旨であったとお聞きをいたしました。高知県はこれから多雨期、出水期に入りますが、現場はまだ作業完了前とお聞きしております。

そこで、県におかれましては早急に現状確認の必要もあろうかと思われますが、県の対応を林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

**○林業振興・環境部長（坂田省吾君）**　今回の保安林内の作業許可に関わります工事を一時的に休止することにつきましては、事業者のほうから林業事務所のほうに対しまして令和８年１月

９日付で報告を受けているところでございます。その内容につきましては、保安林解除申請に向けて個々の住民の方々に理解を求める説明を続けるため、作業を一時的に休止しまして、休工期間中の安全を確保するための防災施設の仮設置をするものというふうに聞いております。

**○30番（岡田竜平君）**　当該事業地の北エリアの吉延には、国見山で生まれた水を引いた、高知県を代表する棚田がございます。当該事業地に所有権はございますが、そこにある公共性は言うまでもございません。どこまで本気で取り組んでいただけるのか、今後の県の対応を引き続き注視してまいりたいと思っております。

最後に、保安林内における大規模開発への最後の関門となるのが保安林解除の手続でございます。先月27日、高知新聞報道によりますと、本山町長は、利害関係者の大石地区が保安林解除に同意しないことを受け、県から意見を求められても異議なしと回答しない、このようにございました。

当該事業におきましては、保安林解除申請前ということになりますが､保安林解除申請があった場合、地元同意がない中での保安林解除への知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（濵田省司君）**　今回の水源涵養保安林を解除する権限は、国が有しております。知事の立場といたしましては、事業者から提出された申請書に対しまして、審査事務に当たり、県としての適否の判断を付した上で国に進達をするという手続を経ることになります。

水源涵養保安林の解除につきましては、森林法の規定によりまして、保安林の機能を代替する別の森林や施設を確保すれば認められるという建前となっており、この要件に従って適否の判断が行われるということになると承知をしております。

一方、国への進達に当たりましては、利害関係者の意見も付するというような定めになっておりますので、仮に反対意見が出されている場合には、その旨についても併せて国に伝えていくということになると考えます。

**○30番（岡田竜平君）**　御答弁どうもありがとうございます。

御承知だと思いますけれども、法律や制度の立てつけの中には必ず解釈の余地があると私は思っております。今回のことで申しますと、事業者側の有利な判断もできるということです。逆に言うと、地元に有利な判断も県のほうでできてしまうと私は思っております。

そういった点も踏まえて、高知県の代表であります知事には、今後このことに限らずですけれども、広い視野の中でいろんなお考えをその解釈の中に込めていただきたいなと思っております。

風力発電に関しましては、風力発電を含む再エネ開発に関しましては、地球温暖化対策、そういう錦の御旗の下で、その中で環境破壊も行われている場合も実際全国的に見ていますとございます。御承知だと思っております。質問では触れておりませんけれども、現在、高知県環境基本計画第６次案が提案されているタイミングでございます。地球温暖化対策や自然環境保全、内容は過去のものを踏襲するものにとどまらず、県民意識、世界の潮流にも合わせブラッシュアップすべきと私は考えておりますので、移住、定住、観光の側面からも、県として当計画の重要度が増していっておりますので、そういった意味合いで今回大きな２つの質問をさせていただきました。

以上をもちまして、私からの一切の質問を終わらせていただきます。(拍手)

**○副議長（上田貢太郎君）**　以上をもって、岡田竜平議員の質問は終わりました。

ここで午後１時40分まで休憩といたします。

午後１時35分休憩

―――― ⟡⟡⟡ ――――

午後１時40分再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

寺内憲資議員の持ち時間は50分です。

25番寺内憲資議員。

**○25番（寺内憲資君）**　まず最初に、被災者支援システム導入についてお伺いします。

令和８年度予算に、被災者支援システム構築等委託料が計上されています。この委託料は、南海トラフ地震を念頭に置いて、県内の市町村が行う被災者支援を迅速かつ効果的に実施できるように、高知県と県内市町村が共通化したクラウド型被災者支援システムを導入しようとする経費であります。

この経費計上の前段階として、県内34市町村の共通化システム導入についての意向確認をするために被災者支援システム導入検討会が開かれていますが、導入検討会において共通化システム導入に対する34市町村の合意形成は図られたのか、危機管理部長にお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　県では昨年５月に、県と全ての市町村で構成する被災者支援システム導入検討会を設置し、県と市町村で共通のシステムの導入に向けて協議を行ってまいりました。

この検討会では、７月から８月にかけて、既存の４つのシステムに関しまして各開発者による操作研修を実施し、それぞれの機能や操作性などについて理解を深めてまいりました。その上で、それぞれのシステムの特徴や費用などを比較しながら、共通のシステム導入の必要性などについて各市町村の意向を確認しつつ検討を行ってきたところです。

こうした結果、10月の検討会において、共通のシステムを導入するという方向性や導入のスケジュールなどについて、県と34市町村で合意形成が図られております。

**○25番（寺内憲資君）**　共通化システム導入に対し、県内34市町村との合意形成は図られているとのことでした。それであれば今後、契約業者が決まり、共通化システムを導入した場合に大事な点は、各市町村がシステム運用を業者丸投げの導入事業者任せにするのではなく、あくまで発災時に被災者支援を行う県内市町村職員がシステム操作を習熟することが重要であると考えます。災害時にシステムを使用できなければ、何の役にも立ちません。まさに宝の持ち腐れということになります。

そのため、システム導入事業者においては、市町村職員がシステム操作を習熟できるよう、システムの操作研修や実践に即した共同訓練などを定期的に実施するようサポート体制が整っている必要があると考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　市町村や県の職員が発災時に被災者支援システムを的確に操作できるようにしておくことが必要です。そのためには、日頃からのシステムの操作研修や実践的な訓練が重要であり、これらを実施するには、システム事業者が講師となり市町村と県が共同で行うことが効果的だと考えられます。

このため、システム事業者は、共同での操作研修や訓練を技術的にサポートできる体制が整っているということが必要だと考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　共通化システム導入後、市町村職員がシステム操作を習熟していても人事異動などで、発災時にシステム操作ができな

い市町村が発生する場合もあります。

このような場合、県職員がシステム操作を習熟しておき、県から市町村に職員を派遣し、運用支援に入り、被災者支援システム操作を支援することが理想でありますが、県として市町村の被災者支援システム操作を支援することが可能なのか、危機管理部長にお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　南海トラフ地震が発生した場合､市町村はマンパワー不足により、住家被害認定調査や罹災証明発行などの被災者支援業務が遅滞するおそれがあります。そうした場合には、県は各部局から必要な職員を被災市町村に派遣することとしております。

特に住家被害認定調査に関しましては、これまで県の関係部局で合計192名の被害認定士を養成し、被災現場で調査を行う体制を整えております。その上で、県と市町村が共通の被災者支援システムを導入し、平時から被害認定士の県職員などが研修や訓練を通じてシステム操作を習得しておくことで、被災市町村を支援することが可能になると考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　私は、発災時に共通化システムを操作できていない市町村があった場合、局所地震であればまだしも、県内全域に及ぶ大規模地震であれば、県から市町村に職員を派遣し被災者支援システム操作を支援することは難しいのではないかと考えています。やはり人事異動なども見据えて、県内の各市町村職員がシステムを習熟することが大事であると考えています。

一方、発災時に、契約をした被災者支援システム導入事業者から県内市町村へのサポートは期待をするところでありますが、四国山脈に囲まれた高知県においては交通網が遮断する可能性が高く、サポートができない場合も考えなくてはなりません。その点、県内事業者が契約事業者となれば、県内市町村へのサポートに期待が持てます。

そこで、危機管理部長にお伺いします。このたびのクラウド型被災者支援システム導入の契約方法は、プロポーザル方式の随意契約となっています。プロポーザル方式というのは企画提案型の競争となりますので、県内事業者にも競争に参加してもらうことが重要であると考えます。

そのため、仕様書については、県内事業者も参加しやすいように、システムの機能仕様などに縛りをかけないようにすべきであると考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　このたびの被災者支援システムの導入につきましては、適切な企画提案力や問題解決力、技術力などを有する候補者を選定するためにプロポーザル方式を採用する予定でございます。このプロポーザル方式の中でも、限られた者から提案を募る指名型ではなく、広く多くの者から提案を募る公募型で実施し、企画面での競い合いにつなげたいと考えております。

この考えによりまして、県内外を問わず提案を募ることができる仕様書にすることを考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　システムを導入している自治体調査をしてみると、これまで国内で発生した大規模地震においては、導入していた被災者支援システムを使用できず被災者支援を効果的に実施できなかった自治体がありました。

例を挙げますと、熊本地震においては、熊本市の導入システムが家屋台帳基盤のシステムであったため、罹災証明書の迅速な発行には制約があり、罹災証明書の発行が１か月以上遅延したと伺っています。また、能登半島地震においては、石川県の導入したシステムに２次避難における避難者受入れ機能がなかったことから、

被災者に対する効果的な支援ができなかったと伺っています。

このように、全国の自治体には、発災時における被災者支援システムの運用上の教訓があります。そのため、プロポーザル方式の審査委員会の委員には被災地体験が豊富な有識者や学識者を選定する必要があると考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　過去の大規模災害で活用された被災者支援システムの実情や教訓のほか、好事例も踏まえた上でシステムを導入しなければならないと考えております。そのため、プロポーザル方式の審査委員は、被災地の状況に知見のある有識者や学識者のほか、被災地での業務経験を有する自治体職員などから５名程度を選定する予定としております。

**○25番（寺内憲資君）**　危機管理部長から、プロポーザル方式の審査委員会の委員には被災地体験が豊富な有識者や学識者を選定する旨の答弁がありました。

ここで、共通化した被災者支援システム導入事業者の選定に際し重要なことを申入れさせていただきます。先ほど、熊本地震の際に熊本市の導入システムが家屋台帳基盤のシステムであったことから、罹災証明書の発行が１か月以上遅延したことを紹介しました。災害時に市町村が行う罹災証明書の発行は、被災者が各支援を受けるために重要な行政事務となります。被災者支援システムを使用しての罹災証明書の発行は、住基基盤の被災者台帳が作成できていないと罹災証明書は発行できません。災害時に市町村が被災者に発行する罹災証明書のシステム上の操作手順は、まず最初に住民基本台帳基盤の被災者台帳を作成し、それを基に住家被災認定調査票をタブレット端末を用いて自動判定させることによって、罹災証明書を正確かつ迅速に発行することができます。住家被災認定調査票を自動判定させることによって、職員の労力の大幅軽減と被災状況調査の正確な担保がされることとなります。

したがって、共通化した被災者支援システムの導入事業者を選定する場合、罹災証明書を円滑かつ迅速に発行するためにも、住基基盤で被災者台帳が作成できるシステムであるか否か、このことが重要であることを申し入れておきます。

危機管理部長にお伺いします。高知県と県内市町村が共通化したクラウド型被災者支援システムを導入した場合、県内の市町村にも導入経費の負担が必要となるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　被災者支援業務は、法令上、一義的には市町村が担うことになっております。このため、このたび市町村が県と共同で導入しようとしている被災者支援システムにつきましては、県が一括して契約を行った上で、市町村には県の導入経費を除き応分の負担をしていただくこととしております。

**○25番（寺内憲資君）**　県内の市町村も導入経費が必要とのことでした。それであれば、導入経費が重要となってきます。

共通化システム導入に対して、34市町村の合意形成は図られています。したがって、県内の市町村が一斉にシステム導入を行えば、重なる作業をなくすることができ、個別に導入するより安価な契約となり、市町村の負担も軽減できると考えます。

県内の市町村が勢ぞろいし、令和８年度中に同時にシステム導入を行うことができるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　このたびの被災者支援システムの導入では、県が一括契約することで安価な経費となり、市町村の事務負担は大幅に軽減されると考えております。

そうした中、来年度に共同でシステムを導入する市町村数は、県の予算上は20市町村としております。残りの市町村が来年度の導入を見送った理由といたしましては、既に導入しているシステムの更新時期を勘案したことや市町村予算の都合によることが挙げられます。

県といたしましては、来年度以降も残りの市町村に共通のシステムの導入を働きかけ、できるだけ早い時期に34市町村での共通化を目指してまいります。

**○25番（寺内憲資君）**　合意をしているにもかかわらず共通化システム導入を決めていない自治体は、システム導入経費も課題になっているのでないかと推察いたします。先ほど部長のほうからも答弁がありました。

県が共通化システム導入のためのスケジュール、プロポーザル審査会や契約、システム導入、共通化システム本稼働のスケジュールを危機管理部長にお伺いいたします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　先ほどお答えしましたとおり、来年度は予算上20市町村で共通のシステム導入を図りまして、順次その残りの市町村の共通化も図ってまいりまして、現時点では県といたしましては令和10年度に共通化を図りたいというふうに考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　危機管理部長、プロポーザル審査、この分を当初予算に入れとるんで、被災者支援システム構築等委託料として計上してくれていますので、プロポーザル審査は令和８年５月に実施で、そして本稼働は大体半年を見て令和８年11月頃と思っておったんですけれども、担当のほうにお聞きしたときに、プロポーザル審査は令和８年９月に実施するというようなことが聞かれました。

それであれば、まだ時間もあることですから、共通化システムの導入を決めていない残りの14団体に対して県から導入の働きかけを再度行って、導入経費の削減につなげる34市町村一斉導入を目指すべきではないかと考えますけれども、もう一度その点、危機管理部長、いかがでしょうか。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　プロポーザルにつきましては夏頃に行いたいというふうに考えておりまして、残りの市町村につきましては、来年度当初予算でかなわなかった市町村につきましては、補正予算なんかの可能性があるか働きかけまして、できるだけ早い時期に共通のシステムの導入が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　危機管理部長、できるだけ一斉に入れれば作業的な分も安価に終わりますので、そこはまた県のほうで、導入をまだ考えていない、遅れている14市町村については働きかけをぜひお願いしたいと思いますので、要望しておきます。

最後に、知事にお伺いいたします。南海トラフ地震を念頭に置いて、高知県と県内34市町村が共通化したクラウド型被災者支援システムを導入する意義について知事の思いをお聞かせください。

**○知事（濵田省司君）**　被災者の方々が速やかな生活再建に向けまして様々な公的な支援を受けますためには、例えば住家被害認定調査あるいは罹災証明書の発行、被災者台帳の作成などの事務を市町村において迅速に実施することが必要となります。こうした中、大量の情報を一元管理できますクラウド型被災者支援システムにつきましては、多くの職員が同時にデータの入力作業を行うことができます。結果、業務を大幅に効率化することが可能になると考えます。

その上、34市町村で汎用性が高い共通のシステムを導入いたしますことで、県内外の自治体からの応援職員による支援の実効性がさらに向上するというふうに考えます。こうしたことか

ら、今年度の検討会で、34市町村と共通のシステムの導入について合意形成が図られたものと考えています。

今後、県と34市町村が共通のシステムの導入を目指しますことは、県内外からの受援や、被災者の生活再建を迅速に行うという観点から、極めて意義深いものと考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　共通化システム導入に対する知事の思いを聞かせていただきました。

政府は先日３月６日、防災庁の設置関連法案を閣議決定いたしました。法案は、地域レベルでの防災力を強化するために地方機関の防災局を置くことを明記し、さらに防災人材の育成に向け研修、研究を行う機関、仮称防災大学校を設置可能としています。高知県は、これらの地方機関の誘致活動を行っています。したがって、高知県と県内市町村の共通化した被災者支援システム導入については、全国に誇れる被災者支援システムを選ぶことが重要となってきます。全国職員が応援にも駆けつけて使いやすい、全国に誇れる被災者支援システムを選んでいただくことを要請しておきます。

次に、高知県公共施設等総合管理計画についてお伺いします。

公共施設等総合管理計画策定の背景は、平成24年、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、平成25年にインフラの老朽化対策を推進するために国がインフラ長寿命化計画を策定。各省庁において行動計画を策定することと併せて、地方自治体に対しても、インフラを含む全ての公共施設を対象とするインフラ長寿命化計画の策定が求められました。そして、平成26年に総務大臣からの要請及び総務省から示された指針に基づき、高知県においてもインフラ長寿命化計画に位置づけられる公共施設等総合管理計画を策定することとなったのです。

そこで、高知県公共施設等総合管理計画について順次お聞きします。まず最初に、高知県公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方を総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（清水敦君）**　公共施設等総合管理計画は、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を実現することを目的として策定されたものでございます。

計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方としては、県民サービスを維持しつつ、原則として、各年度末の県有建築物のうち行政財産に係る総延べ床面積を、計画策定当時計画していた事業による増加分を加えた平成28年度末時点の総延べ床面積を上限として、それ以下に抑制することを基本方針としております。

**○25番（寺内憲資君）**　公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、平成28年度末時点の総延べ床面積を上限として、各年度末時点の県有建築物総延べ床面積をそれ以下に抑制することを方針としている旨の答弁でした。

平成28年度末時点の総延べ床面積を総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（清水敦君）**　平成28年度末時点における行政財産の総延べ床面積は約162万3,000平米でございます。

**○25番（寺内憲資君）**　平成28年度末時点の総延べ床面積は162万3,000平方メートルとのことでした。

今判明している直近の総延べ床面積を総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（清水敦君）**　令和６年度末時点では約160万7,000平米でございます。

**○25番（寺内憲資君）**　令和６年度末時点で160万7,000平方メートルとのことでした。ということは、８年間で約１万6,000平方メートルの削減が

実現できているということになります。

高知県公共施設等総合管理計画の一項目において、統合や廃止の推進方針が定められていますが、どういった内容が定められているのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（清水敦君）**　計画では、統合や廃止の推進方針について、本県の今後の人口見通しや財政状況等を考えると、施設の集約化、複合化を推進する必要があることから、県民サービスの推進や県民の利便性などに留意しつつ、県有施設に限らず、国、他の地方公共団体及び民間施設等との連携についても検討を行っていくということとしております。

**○25番（寺内憲資君）**　今、総務部長から、高知県公共施設等総合管理計画における、統合や廃止の推進方針については、国、他の公共団体及び民間施設等との連携についても検討を行っていくとの答弁が含まれていました。したがって、県から室戸市に令和８年７月１日に譲渡予定の県立室戸体育館については、高知県公共施設等総合管理計画における統合や廃止の推進方針にのっとったものであることが分かりました。

高知県公共施設等総合管理計画は、県が保有または管理する全ての公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を実現する計画であります。

そこで、総務部長にお伺いいたします。現在検討がなされている新県民体育館の整備では、県立武道館や高知ぢばさんセンター大ホールの機能集約化の方向性が示されています。そのため、新県民体育館の整備は、公共施設マネジメントの観点から、集約化、複合化に該当し、高知県公共施設等総合管理計画にのっとった位置づけであると考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

**○総務部長（清水敦君）**　令和８年２月の基本計画検討会にお示しをしている県民体育館の整備案は、県立武道館や高知ぢばさんセンター大ホールの機能を集約化し、一体的に整備をするものと承知をしております。この点、先ほど申し上げた公共施設等総合管理計画の方針にのっとったものと考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　国は平成26年４月に公共施設等総合管理計画の策定要請を行い、その後地方自治体において、地方債であります公共施設等適正管理推進事業債の発行が可能となりました。この地方債は、公共施設の集約化、複合化に係る建設費や既存施設の解体撤去費にも充当することができます。

現在計画している新県民体育館の整備においては、さきの12月定例会の一般質問への答弁で、整備コストが約210億円であるとお聞きしましたが、この整備コストに公共施設等適正管理推進事業債を充当した場合の県の実質負担額について観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　公共施設等適正管理推進事業債は、対象事業費の90％に充てることができ、そのうち半分が後年度に国から交付税として措置される、有利な国の支援制度です。

この制度を活用するとした場合、12月議会でお示しをしました概算事業費約210億円のうち、県の実質の負担額は約117億円と試算しております。

**○25番（寺内憲資君）**　県の実質負担額は約117億円とのことでした。

これまで、高知県公共施設等総合管理計画から見た場合の新県民体育館の整備についてお伺いをしました。高知県は、これからも過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えることとなります。その一方で、依然として依存財源に頼らざるを得ない財政構造となっていま

す。

そのような中、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化、多様化をしてまいります。新県民体育館の整備については、高知県公共施設等総合管理計画も見据えての議論をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、高次脳機能障害についてお伺いします。

令和７年12月16日の臨時国会において高次脳機能障害支援法が成立し、令和８年４月１日より施行となります。そこで、高次脳機能障害支援法の成立を受けて、順次質問を行います。

そもそも高次脳機能障害とは、交通事故や頭のけが、頭部外傷、脳卒中などで脳を損傷することにより、注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害、病識低下、失語症などの症状が現れることがあり、これらの症状をまとめて高次脳機能障害と言います。高次脳機能障害の方は、生活や仕事に支障が出る場合のほか、理解がされず対人関係でトラブルになるケースも多くなっています。

そのため、県は、この法律の成立前から高次脳機能障害支援拠点を設け、高次脳機能障害者に対する支援を行ってまいりました。その支援内容は四国でも先行した事例となっていますので、これまで県が行ってきた支援内容を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　高次脳機能障害者への支援につきましては、平成19年に策定をされました国の障害者基本計画に基づく重点施策実施５か年計画におきまして、支援の拠点となる機関を全都道府県に設置することとされました。これを受け、本県におきましても、平成20年度に民間法人に委託をして支援拠点を設置したところでございます。

この支援拠点には、作業療法士や公認心理師などの専門職を配置し、当事者や御家族からの相談支援や普及啓発、研修による人材育成などを行っております。相談の内容としましては、生活課題への対応や、医療・福祉サービス、就労に関するものなど、例年70人以上の方から延べ500件以上の相談が寄せられているところでございます。

**○25番（寺内憲資君）**　今答弁があったように、県は高次脳機能障害支援拠点に対し945万2,000円の予算をつけて、高次脳機能障害者に対する支援を行ってまいりました。このことは公明党として高く評価をしています。

いよいよ高次脳機能障害支援法が令和８年４月１日より施行となりますが、施行となる高次脳機能障害支援法では、高次脳機能障害支援拠点をセンター化することが大きな要素となっています。

そこで、医療から地域生活まで、高次脳機能障害者、高次脳機能障害児の切れ目ない支援の実現に向けて、既存の高次脳機能障害支援拠点機関のセンター化を早期に実施すべきでありますが、子ども・福祉政策部長のお考えをお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　今回の高次脳機能障害者支援法の制定の趣旨は、高次脳機能障害への理解の促進と、高次脳機能障害者の自立と社会参加のための生活全般にわたる支援をどの地域でも切れ目なく受けられるようにすることと承知しています。あわせて、地域におけるこうした支援の中核的な役割を担うセンターの設置を法に位置づけたものでございます。

先ほどお答えした本県の支援拠点を運営しております法人は、センターに求められる役割を果たせる活動実績がありますことから、現在法人とセンター化に向けた調整を進めているところでございます。

県といたしましては、４月１日の法律の施行に合わせてセンター化を実現したいと考えてお

ります。

**○25番（寺内憲資君）**　今、子ども・福祉政策部長から、令和８年４月に高次脳機能障害支援センターを設置するとの答弁でありました。

これで部長よろしいんですね、４月には設置するということで。もう一度確認です。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　はい、そのスケジュールで調整をしておるところでございます。

**○25番（寺内憲資君）**　その点は部長よろしくお願いいたします。

高次脳機能障害者支援センターが設置されれば、医療から地域生活まで、高次脳機能障害者、高次脳機能障害児への切れ目のない支援に期待をすることとなります。

今後、高次脳機能障害者、高次脳機能障害児を支援するために必要な予算の確保についてどのように進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　相談対応の充実や関係機関とのさらなる連携強化を進めていくため、来年度の予算案には、センターに配置される支援コーディネーターが関係機関を直接訪問して調整や助言などを行う機会を充実するために必要な経費を計上しているところでございます。

法の施行に伴い、高次脳機能障害に関する理解がさらに広まれば、相談や支援を求められる機会の増加が見込まれることとなります。今後のセンターの活動状況を勘案して、今後必要な予算の確保に努めてまいります。

**○25番（寺内憲資君）**　高次脳機能障害は本人が自覚しにくい場合や、自覚していても外見上分かりにくいため、周囲の理解が得られにくく、医療従事者や福祉サービス関係者においても高次脳機能障害者への理解が不足している現状にあります。

今後、高次脳機能障害の特性を理解している人材の育成についてどのように考えられているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　議員御指摘のとおり、高次脳機能障害は外見上分かりにくいため、様々な場面で支援に携わる方がこの障害に関する理解を深めることが大事です。

県はこれまでも、医師をはじめ作業療法士や理学療法士といった医療従事者などを対象とした支援者養成研修を実施し、過去５年間で延べ568人の方に受講をいただいております。引き続き、支援に携わる方の高次脳機能障害への理解や支援力の向上が図られますよう、人材育成の取組を進めてまいります。

**○25番（寺内憲資君）**　子ども・福祉政策部長、私は既存の高次脳機能障害支援拠点を調査してきました。やはり高次脳機能障害者への理解不足の現状が課題となっていました。

そのため、高次脳機能障害者、高次脳機能障害児が医療機関から地域移行がなされ、生活や就労を適切に支援するためには、医療機関側と地域側の双方に支援コーディネーターの役割を担う人材を配置する必要があることを痛感いたしました。人材育成の観点から、この点を検討していただくことを求めておきます。

学校では、高次脳機能障害児であるにもかかわらず、先生たち学校側が理解しないまま、不登校になったり、怠けているとの対応で鬱になったりしている児童生徒がいます。

滋賀県では、支援コーディネーターが学校を訪問し、担任教師等の教員に対し、見えにくい障害である高次脳機能障害の特性を伝え、学習環境の配慮をアドバイスすることにより、高次脳機能障害児の就学や教育面における実情を把握しています。

滋賀県の事例のように、教員が高次脳機能障

害の特性等についてしっかり理解し、当事者に適切な支援を行うことが重要であると考えますが、高知県の場合、高次脳機能障害児のいる学校ではどのように対応しているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　各学校では、高次脳機能障害に限らず特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、校内支援会等で生活面や学習面などの支援について検討し、組織的に対応しています。

ただ、先ほど議員から、医療従事者も含めて高次脳機能障害への理解が不足しているとの御指摘もございました。県内に高次脳機能障害者支援センターが設置されれば、学校と連携していくことで関係者の理解が深まり、より適切な支援を行うことができるようになると期待しております。

**○25番（寺内憲資君）**　教育長、学校には、児童生徒さらに教職員の心のケアを専門に行う心理学のスペシャリスト、スクールカウンセラーが配置されています。スクールカウンセラーが高次脳機能障害について支援コーディネーターから研修を受けることも重要ではないかと考えますので、このことを要請させていただきますので、よろしくお願いいたします。

前段で、子ども・福祉政策部長から、高次脳機能障害者支援センターを４月に設置する旨の答弁がありました。滋賀県の事例のように、設置する高次脳機能障害者支援センターが教員への支援の一端を担うことも重要であると考えます。

高次脳機能障害者支援センターに求められる役割について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　法におきまして、センターは、当事者や家族、また地域の関係機関に対しまして専門的な相談支援、情報提供や助言を行うこととされています。加えて、支援者養成研修などを通じた人材の育成、広く一般の方を対象とした普及啓発についても実施することが求められています。

このため、お話にありました学校など地域の関係機関に対して助言等を行うことは、センターの専門性を生かした役割の一つであると考えています。

**○25番（寺内憲資君）**　今、子ども・福祉政策部長が述べられた高次脳機能障害者支援センターが役割を果たすためには、今後専門職の配置を含め、同支援センターの拡充が求められます。高次脳機能障害者支援センターの拡充を図る予算の確保を求めておきます。

宮崎県は令和５年度に、県内の高次脳機能障害者の新規発生状況の把握や当事者のニーズ調査及び医療・福祉機関の連携状況の確認を目的として高次脳機能障害実態把握調査を実施し、令和６年３月に報告書を作成しています。調査対象は医療機関、事業所、当事者で、その調査方法は、県内の病院における脳血管疾患などの新規入院患者の状況や、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所などでの調査、当事者家族へのアンケートによる生活実態や困り事の把握などを行っていました。高知県も、宮崎県を参考として関係者に調査を行うことは可能だと思います。

早期に高次脳機能障害の実態を把握する意味からも、高次脳機能障害実態把握調査を実施していただきたいと思いますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　今後の支援の充実を図っていきます上で、高次脳機能障害となった方の障害に至った経緯や現在の状態、当事者と家族の生活の困り事などを把握することは重要でございます。その上で、できる

だけ多くの方の状況を把握してまいりますには、どのような手法でお聞きするのが効果的なのか、専門家の御意見もいただきたいと考えています。

県では、令和８年度に法に基づきまして、医療、保健、福祉、教育、労働の関係機関や当事者などで構成する地域協議会を設置することとしておりまして、この協議会の中で御意見をいただくことを想定しています。できるだけ早い時期に実態調査を行うことができますように準備を進めてまいります。

**○25番（寺内憲資君）**　部長、先ほど答弁にもあったように、できるだけ早くお願いしたいと思います。高次脳機能障害の実態を把握しなければ、医療から地域生活まで、高次脳機能障害者、高次脳機能障害児に対する切れ目ない支援はできません。早期の高次脳機能障害実態把握調査を要請しておきます。また、この調査は、中核市であります高知市にとっても必要な調査だと考えます。高知県と高知市が合同で調査することも検討していただくことを求めておきます。

最後に、地元新聞でも話題になりました県内の放置船についてお聞きします。

公明党は、令和６年９月開会の第372回定例会において、津波来襲時に被害を拡大するおそれがあることから、高知港の浦戸船だまりにある全く操業することなく10年以上もの長期間防波堤に係留されている沖合底引き漁船２隻とその横で沈没している３隻の小型漁船の対応と、浦戸船だまり西側の藻州潟船だまりにある３隻の19トン型カツオ漁船への対応を、漁協や漁業者を支援する水産振興部にも土木部と連携して対応に当たっていただくことを求めていました。

その後、土木部はどのような対応をされたのか、土木部長にお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　議員から御指摘がございました浦戸地区と藻州潟地区の放置船合計８隻につきましては、いずれも所有者が判明しておりますため、所有者が責任を持って撤去するということが基本であると考えております。このため、水産振興部や漁協の協力を得まして、撤去に向け交渉した結果、藻州潟地区の１隻は除去されたというところでございます。

今後も引き続き、残りの船の撤去に向けまして、所有者に対し粘り強く交渉を続けていく所存でございます。なお、使用されていない他の漁船につきましても、今後放置船となるおそれがあることから、漁船の係留状況を正確に把握した上で、実態に合った許可申請をしていただくよう、漁協に対しても引き続き申入れを行ってまいります。

**○25番（寺内憲資君）**　今、土木部長から、所有者が判明している放置船ということでしたけれども、所有者が判明している放置船については、言葉はちょっと悪いけれども、ごね得、逃げ得にならないように、粘り強い指導をお願いいたします。

高知港には、これ以外にも放置船が多く見受けられます。高知港の放置船調査を行っていると思いますので、高知港における放置船隻数を土木部長にお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　港湾における放置船調査は、４年に１回、国によるプレジャーボート全国実態調査として行われており、直近の令和４年度の調査結果では、高知港におけます放置船の隻数は250隻となっております。

**○25番（寺内憲資君）**　高知港内には250隻もの放置船があるとのことでした。

放置船は、環境破壊につながるばかりでなく、津波来襲時に被害を拡大するおそれがあることから、県民は大変不安を抱いています。放置船は、高知港だけではなく、県内の港湾や漁港などにも存在しています。水産振興部から入手している放置船資料によると、令和７年３月末時点において、県管理の27漁港には309隻の放置船

があり、市町村管理の61漁港には362隻の放置船があり、合計671隻の放置船があることが分かっています。

この放置船の対応に当たり、行政は所有者が不明な船舶については簡易代執行による撤去を行い、徐々に放置船は減少してきているものの、必ずしも十分な効果が現れているとは言えない状況です。

そこで、提案があります。放置船を集約することで処理コストを抑える方法もあろうかと思います。放置船対策の推進を図っていくためにも、高知港内に放置船を集約して効率的に対応する方法はないものか、土木部長にお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　所有者不明の船舶につきましては、議員から御指摘がございましたとおり、港湾法に基づく簡易代執行によりまして、近隣の野積み場や船揚げ場に引き揚げた上で個々に処理を行っているという状況でございます。

議員からお話がございました高知港内に放置船を集約するということにつきましては、処理コストの面では一定のスケールメリットがあるというふうに考えております。一方で、集約場所までの運搬コストが新たに発生するという課題もございます。

このため、これらを総合的に判断して、効率的な放置船の対策を検討してまいりたいと考えております。

**○25番（寺内憲資君）**　部長、ぜひとも。高知港をどうして指定したかといいますと、今先ほど部長のほうから答弁があったように、高知港内に250隻もの放置船があるということで、今知ってのとおり、国と県とで津波対策として三重防護を行ってくれています。特にこれは重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港ですけれども、最も人口が多い高知港の三重防護は今大いに進めていただいております。

その中で今、さらなる分として、御存じのように、浦戸湾の入り口、浦戸大橋のたもとに桂浜側と種崎側から堤防を出して入り口を狭めるということで津波が入らない状態をつくっていますので、逆を言いますと、高知港内にある放置船については逆に外に出にくいと。押し波、引き波がありますので、津波のときにはですね。津波の引き波のときには出にくい状態、津波が入りにくいので、出にくい状態を今三重防護でつくっていっていますので、この放置船の高知港の250隻という数、まずはこれの対処。

あわせて、先ほど部長が言われました運搬なんかにはいろんな課題があることはあるでしょうけれども、協定も結んでいますので、建設協会の方、また造船組合の方なんかの知恵なんかもいただいて。今課題となっているのは、所有者が分かっている船についてはやはり所有者の処分ということで、公費を使うわけにはいきませんので、その分については各方に聞いてみると。やはり何かというたら、費用がかかり過ぎるということで、処理費の分ですね、この分を何とかしたいということを思っていますので、またこれも官民連携の知恵というのを働かせていただいて、１つは環境の部分だけじゃなくして、本当に災害時の南海トラフ地震に対応としてこの放置船の流れ出すことについては重要なことだと思います。その対処のほうはまたしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、横断的な対応をよろしくお願いいたします。

県民は、放置船に対し津波来襲時に被害を拡大するおそれがあることから、大変不安を抱いています。災害防止の観点からも早急なる放置船対応をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

**○副議長（上田貢太郎君）**　以上をもって、寺内

憲資議員の質問は終わりました。

ここで午後２時35分まで休憩といたします。

午後２時27分休憩

――――― ◇◇◇ ―――――

午後２時35分再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

畠中拓馬議員の持ち時間は35分です。

21番畠中拓馬議員。

**○21番（畠中拓馬君）**　議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入ります。

まずは、外国人との共生の前提整備について質問いたします。

全国的な人口減少が昨今の日本経済の成長を阻む主因であることは、もはや論をまちません。本県においてもその波は容赦なく押し寄せております。令和６年に高知県で生まれた赤ちゃんの数は3,108人でした。令和５年の3,380人より272人も減少したことが１月21日の高知新聞でも発表されました。減少に歯止めがかからない状況になっております。

こうした少子化が加速度的に進んでいる現状を踏まえ、知事も今議会の提案説明の中で、生産年齢人口の減少が進みあらゆる産業分野で担い手不足が深刻化する中、外国人材の受入れは事業者における事業の維持・発展の有効対策の一つとなっているということを述べられました。

このように、本県の人手不足を踏まえ、外国人材の受入れは、地域経済や産業を支える上で重要な取組だと私も認識しております。また、地域で働き、暮らし、税や社会保険料を負担しながら生活を営む外国人の方々が増えることは、今後の社会の構造変化として避けられない面もあります。

一方で、受入れが進み定着や家族帯同が増えるほど、教育、防災、生活ルール、住民との合意形成といった課題が、学校現場や地域、自治体窓口へ集中的に発生します。これは、決して外国人の方々を排除する趣旨ではありません。むしろ、県民の安心と外国人住民の安全を両立させ、地域で共に暮らしていくために、受入れ側の制度整備を先回りして行うことが必要だと考えます。

理念としての多文化共生を掲げるだけでは不十分であり、現場が回らず、誤解や不安が広がり、結果として住民の分断を生み、外国人の方々も暮らしにくい状況になりかねません。だからこそ、現実に即した実務の整理、ルールの明確化、支援体制の強化、そして県民への丁寧な説明が不可欠です。

本日は、こうした観点から、共生社会の基盤整備について具体的な方針を伺います。まずは、総合調整、体制についてです。冒頭にも述べましたが、外国人住民の定着や家族帯同が進めば、教育、防災、生活ルール、福祉など複数分野にまたがる課題が同時に生じます。こうした課題は、部局ごとに個別対応を積み上げるだけでは限界があり、県として全体を俯瞰して調整する司令塔機能が不可欠です。

そこで、知事に伺います。外国人住民の増加を見据えた共生の基盤整備について、課題を踏まえ、どのような体制で総合調整を進めていくお考えでしょうか。

**○知事（濵田省司君）**　本県におきましては、今年度末に高知家・多文化共生推進プランの策定をするということを目指しまして、昨年５月それに向けて副知事を議長といたします庁内会議、名称を高知県外国人材活躍・多文化共生推進庁内会議と称しますが、設置したところでございます。この中で、外国人の増加を見据えまして、

受入れ事業者に対します支援、生活環境の整備など、部局横断的な課題の共有と対応策の検討を進めてまいりました。

対応策の検討に当たりましては、様々な分野の課題をお聞きするために、市町村や中小企業、日本語教育の関係者などで構成をいたします有識者会議、これは高知県多文化共生推進会議、昨年４月に新たに設けましたが、開催いたしております。この有識者会議でいただいた御意見も踏まえまして庁内会議で検討を深める、そして関係する部局の施策に反映をするという形で、今年度末にプランとして取りまとめることといたしております。

次年度以降も、この庁内会議と有識者会議の体制で、このプランに掲げます施策の進捗状況を検証し、必要な見直しをかけていくということによりまして、県全体で共生社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

**○21番（畠中拓馬君）**　しっかりと進めていただきますようお願い申し上げます。

次に、生活ルール、公共空間の適正利用についてお伺いします。共生を進める上で重要なのは、特定の国籍や文化を問題視することではなく、地域のルールを共有し、トラブルを未然に防ぐことです。

県は外国人材の採用を考える事業者向けのガイドラインは策定済みです。しかし、それは地域社会向けではありません。地域の中で生じる摩擦や誤解については市町村に対応を委ねている形です。

そこで、文化生活部長に伺います。公共空間の利用や生活ルールに関して、市町村が地域で円滑に対応できるよう、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県では来年度、外国人の方々が生活する上で必要な情報をまとめたウエルカムパッケージを作成することとしています。県において、社会保障や税のほか、集合住宅での生活ルールや交通マナーといった共通するルールなどを示したひな形を作成し、各市町村には、例えばごみ出しやコミュニティーバスの乗り方など、それぞれの地域に応じたルールや情報を盛り込んでいただき、オリジナルの生活の手引として活用していただきたいと考えています。

このウエルカムパッケージを、市町村での転入手続の際などに外国人の方々に配付をしていただくことで、地域で暮らしていくために必要なルールなどを周知、共有してまいりたいと考えています。

**○21番（畠中拓馬君）**　ぜひその取組がしっかりと伝わっていくように周知徹底よろしくお願いいたします。

次に、住民説明、合意形成について伺います。外国人住民の増加に伴い、地域によっては住民説明や合意形成が求められる課題が発生することも考えられます。このとき、説明が不十分なままだと、地域の不信感や分断につながり、結果として共生の取組そのものが困難になります。

県として、住民の不安を放置せず、必要な説明責任を果たしながら、地域における合意形成を支えるため、どのように取組を進めていくのか、文化生活部長にお伺いします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県が昨年実施した外国人に関する県民世論調査では、言葉や文化の違いによるトラブルが心配、漠然とした不安を感じるなど、身近に外国人住民が増えることに対して不安を抱いている県民がおられることが分かりました。

県としましては、こうした不安の解消に向けて、多文化共生の取組の必要性について、まずは住民に身近な市町村と認識の共有を図ってまいります。あわせて、県民の皆様に対し、県内で外国人が増加している背景や、それを踏まえ

た行政の取組とともに、実際に地域で活躍している外国人の方々の姿を情報発信することも必要であると考えています。

このため、県の広報紙をはじめテレビやＳＮＳなど様々な媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、毎年11月を多文化共生月間とし、県民の皆様に共生社会の必要性を御理解いただくための取組を集中的に行ってまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　次に、南海トラフ、また防災教育について伺います。本県は、南海トラフ地震で甚大な被害が想定され、発災時には情報伝達や避難所運営の在り方が生命の保全に直結します。外国人住民の方々の安全確保のためにも、平時から防災教育を行い、避難行動や避難所でのルールを共有しておくことが不可欠です。

そこで、外国人住民に対する防災の取組について、啓発にとどまらず、実効性を高めるために、県として市町村にどのような支援をしていくのか、文化生活部長にお伺いします。

**○文化生活部長（池上香君）**　外国人住民の災害時の対応については、防災訓練や発災時の避難所運営を行う市町村等に外国人対応のノウハウが十分でないこと、言語の違いなどによりコミュニケーションが難しいことの大きく２つの課題があると考えています。

このため、県では、市町村等を対象にした防災出前講座の実施、高知県防災アプリの多言語版の普及、避難所での易しい日本語の活用や多言語指さしボードの普及、災害時に多言語で情報発信や相談対応を行う支援センターの開設や運営訓練の実施といった取組を第６期南海トラフ地震対策行動計画にも位置づけ、国際交流協会とも連携し、災害時における外国人住民への対応を支援してまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　様々な取組をしていただいているということですので、しっかりとそれが伝わっていくようによろしくお願いしたいと思います。

次に、実態把握、日本語指導が必要な児童生徒について伺います。学校現場では、外国籍の児童生徒が増えるほど、日本語指導、保護者対応、学力補充など必要な支援が多岐にわたります。その前提として、県全体で実態を把握し、必要な支援を適切に配置することが欠かせません。

県内における日本語指導が必要な児童生徒の人数について教育長にお聞きします。

**○教育長（今城純子君）**　県が把握している直近の状況といたしましては、令和７年５月１日現在時点で小学生47名、中学生14名、高校生２名の計63名の日本語指導が必要な児童生徒が県内の公立学校に在籍しています。このほか、高知国際中学校夜間学級には成人の生徒が１名在籍しています。

**○21番（畠中拓馬君）**　次に、学習面の課題について教育長にお伺いします。

**○教育長（今城純子君）**　日本語指導が必要な子供は、日常会話には支障がなくても、授業で使われる言葉の意味を理解することが難しい場合があります。また、教科書を読んで内容を理解することにも困難を感じることが多いと承知しております。

教員からは、言葉の壁により意思疎通が難しいため、実態に応じた学習教材の提供や指導が行えているか不安になるといった声を聞いております。

**○21番（畠中拓馬君）**　私も学習面で分からないことが多々ありましたんで、外国人の方は特に大変だと思いますが、粘り強い教育というか、よろしくお願いしたいと思います。

次に、不就学、就学未把握の防止について伺います。共生社会の基盤として最も重要なのは、子供が学びから取り残されないことです。外国

籍の児童生徒の不就学が生じると、本人の将来だけでなく、地域の不安要因にもなり得ます。

外国籍の子供の就学機会を確実に保障するため、県教育委員会として市町村とどのように連携していくお考えか、教育長にお伺いします。

**○教育長（今城純子君）**　外国籍の児童生徒の受入れについては、市町村教育委員会が関係部局と連携して保護者との面談を行うなど、子供たちが安心して学校生活を始められるよう、就学機会の確保に努めております。県教育委員会としては、こうした際の市町村からの相談に対し、制度面や実務面での助言を行っております。

例えば、日本語能力に不安があるが年齢相当の学年への編入になるのかといった相談があった場合には、下級学年への編入も制度上は可能であるといったことを助言しています。また、学校生活の注意点などについて易しい日本語で書かれた資料を提供するとともに、ルビを振った教材などをポータルサイトに掲載し、学校が活用できるようにしています。

外国籍の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、引き続き市町村教育委員会と密に連携をしてまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　次に、学校現場の負担軽減、支援体制について伺います。現場の教員不足や業務過多が深刻化する中で、日本語指導や通訳、学習支援など、外国籍の児童生徒に対する支援が追加的に求められると、学校運営自体が立ち行かなくなる懸念があります。共生を現場で成立させるには、教職員以外のマンパワーをひっくるめた制度として支援体制を組み立てる必要があります。

日本語指導支援員、通訳体制、学力補充、福祉との連携など、学校現場の負担を軽減し、教育の質を維持するための支援を県教育委員会として今後どのように強化していくのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（今城純子君）**　県教育委員会では、日本語指導支援員等を雇用する市町村に対して財政支援を行っています。あわせて、易しい日本語の使い方を示したガイドラインや翻訳アプリの活用について情報提供を行っています。

また、学校のスクールソーシャルワーカーが福祉部局と連携し、子供や保護者の困り事に応じて、地域の行政機関や外国人のための生活相談機関等へ同行するなどの支援も行っています。

今後は、大学など関係機関との連携を強化し、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校関係者が情報共有できる場を設けるなど、さらに支援体制の整備を進めてまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　よろしくお願いします。

この項最後に、公立学校の中立性、宗教的配慮の整理についてお伺いします。文化や宗教の多様化の進展により、社会の様々な場面において外国人への配慮が求められております。このことは学校現場でも同様であり、食事制限や生活習慣など、現場が判断に迷う場面も想定されます。学校が混乱せず、教育の公平性が損なわれないよう、県として一定の考え方を整理することが必要です。

公立学校における宗教的配慮についての基本的な考え方について教育長にお伺いします。

**○教育長（今城純子君）**　宗教的配慮を含め、全ての子供たちが、多様な背景が尊重され、安心して学校生活を送ることができる環境の実現は、子供たちの学びと成長を支える上で大変重要と認識しています。

学校では、保護者からの相談に対し、日本の学校生活や社会習慣について丁寧に説明した上で、給食における特定の食材についての検討や、体育の服装に関する工夫など、個々の信仰や文化、慣習に合わせた柔軟な対応を図っていると承知しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員

会からの相談があれば、適宜、必要な助言を行ってまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　外国から様々な国の方がお越しいただいています。食事制限とかになると、これって別に外国人の方だけではなくて日本人でも言えることで、例えばアレルギーの子供たちなんかは本当に食材をその子に合ったものを提供するとか、家庭からの協力とかも必要になると思うので、これはもう世界中の子供たち全てに言えることだと思いますので、様々な公平性が損なわれないよう引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次に、ペット同行避難について御質問いたします。

令和６年の２月議会でも質問を行いましたペットの同行避難に関することについて、改めて質問いたします。今年に入り、高知鏡川ライオンズクラブＡＯＬ委員会が、高知県民を対象にペットとの同行避難についての現状と課題を探ったアンケート結果を、高知県民800名のリアルな声としてまとめています。回答者の内訳は、ウェブで462名、街頭338名で、このうち動物を飼っている方が504名、飼っていない方が296名。飼育者だけでなく非飼育者の視点も含めた貴重な調査です。

過去の大規模災害では、ペットを連れて避難所に入れない、鳴き声や衛生面への不安で肩身が狭い、結局は車中泊を選ばざるを得ないといった事例が各地で起き、避難そのものをためらう一要因ともなってきました。避難の遅れは、時に人命にも直結します。本県においても、災害時には混乱を起こさず誰もが安心して避難できる体制を整えることが肝要です。

アンケートでは、行政が勧めるペット防災に関するガイドラインを詳細まで知っている人は１割という現実も示されています。こうした声を踏まえて、質問に入ります。今、少し触れましたが、今回のアンケート結果では、環境省が作成し県が周知を行っている人とペットの災害対策ガイドラインについて、詳細を知る県民は8.0％にとどまり、半数以上の534名は存在すら知らないという状況が示されています。せっかくの防災対策も、これでは意味がありません。

この認知度の低さの原因をどのように考えるのか、健康政策部長にお聞きします。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　県では、これまで県や関係団体が開催するペット関連のイベント、例えばペットの災害対策の講演会や犬のしつけ方教室などで、ガイドラインの周知を図ってまいりました。これらは、ペットを飼っている方やこれから飼おうとする方を中心とする周知でございます。

一方で、県民の皆さんへの幅広い広報としましては、県のホームページの掲載などにとどまっておりまして、特にペットを飼っていない方には届きにくい状況でございました。

こうした県広報の状況と、アンケートに参加された方の約４割がペットを飼っていない方ということが合わさって、認知度が低いという結果になったものと考えております。

**○21番（畠中拓馬君）**　次に、アンケート結果では情報入手先の集計結果から、ネットを見ない層や信頼性を求める層は放送メディアを頼みとしており、広報の鍵はテレビＣＭ、ラジオ広告の強化にありとしています。高齢者やスマホを見ない層にも確実に届く仕組みが必要だということでしょう。

県として、ペットとの同行避難についてテレビ、ラジオなどを使って県民に周知していく必要があると考えますが、健康政策部長に考えをお聞きします。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　特にペットを飼っていない方につきましては、積極的にペットに関する情報を取りに行くことはあまりないので

はないかと考えております。また、情報源が限られている方も含めまして幅広く広報していく上では、テレビ、ラジオなどの活用は大変有効と考えております。

この４月には、能登半島地震の教訓などを踏まえまして、環境省がガイドラインを改定する予定となってございます。この新たなガイドラインを広報する際には、ＳＮＳでの広報のほかにテレビやラジオなども活用しまして広報効果を高めてまいりたいと考えております。

**○21番（畠中拓馬君）**　次に、避難所の設置主体である市町村に対する県の支援についてお伺いします。災害時に、ペットと暮らしている方が避難所に行っても大丈夫だろうかと不安を抱えたり避難をためらったりすることがないよう、安心して身を寄せることのできる環境を整えていくことは、県民の命を守る行動につながる上で重要であります。そのため、災害時におけるペット同行避難につきましては、避難所の設置主体である市町村が、それぞれの施設状況や地域事情を踏まえ、対応方法を検討することが必要となります。

しかしながら、避難者間の調整や衛生面への配慮、スペースの確保など様々な課題がある中で、具体的な運営方法が十分に描き切れていない状況もあることが、市町村が受入れ体制を整備していく上での課題の一つであると考えます。

そこで、避難所の設置主体である市町村がペット同行避難者の受入れ体制の整備を円滑に進めることができるよう、県としてどのような支援を行っていくのか、健康政策部長にお聞きします。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　県では先月、市町村に対しまして、避難所のペット受入れに関する調査を実施しました。その結果、市町村では、避難所の衛生管理の在り方やレイアウトなど、施設の運営に課題意識を持っていることが改めて明らかとなったところでございます。

このため、県では、国の新しいガイドラインに沿った市町村の避難所運営マニュアルの作成や見直し作業、そして防災訓練でペットの同行避難を実施することなどにつきまして、市町村を支援したいと考えております。あわせまして、避難所の資機材の整備費用や訓練費用には県の地域防災対策総合補助金の補助対象となるものもございますので、その活用についても周知してまいりたいと考えております。

**○21番（畠中拓馬君）**　はっきり言ってあまり進んでいない状況ですけれども、ぜひ健康政策部が中心になって進んでいただければ、その先に、例えば同行避難のモデル的な場所づくりとかそういうことも必要になってきて、そこには危機管理部とかとも共に一緒にやっていくことが必要になってくると思います。ただ、まだそこまで行っていない段階ですんで、まずは健康政策部がしっかりと早急に進めていただけるように要請しておきますんで、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入ります。２月15日、高知の誇る一大イベントの一つ、高知龍馬マラソンが今年も開催されました。高知龍馬マラソンは、平成25年の第１回大会開催以来、本県を代表するスポーツイベントとして着実に発展し、現在では全国から多くのランナーを迎える一大交流事業へと成長しております。

その背景には、単なる競技大会としてだけではなく、本県の自然景観や食、そして何より県民の温かいおもてなしの心が高く評価されてきたことがあると認識しております。実際に参加者からは、沿道の応援が途切れない、エイドが充実している、地域の一体感がすばらしいといった声が多く寄せられており、地方開催型マラソンの成功例として全国的にも評価が高い大会となっております。

開催当初より支えていただいているＮＰＯ法人高知陸上競技協会をはじめとする主催団体、特別協力の皆様、そしてゴールド・オフィシャルの両パートナー企業様、さらに多くのボランティアの方々の御尽力と御協力に深く感謝いたします。

かく言う私も、後ればせながら、今年の龍馬マラソンにおいて、地元の友人たちと総勢20名でエイドの提供をさせていただきました。今までになかったもの、高知らしいものということで、だしにゆの酢を利かせたそうめんを土佐そうめんと銘打ち、6,000食を準備して参加させていただきました。この活動は大会を盛り上げる一翼を担えたのではないかと思っております。

大会終了後には、ＳＮＳや知り合いのランナーから、土佐そうめん最高だった、生き返ったよ等のお声をいただきました。事前準備を含めた労力が報われました。形は違えど、これもランナーズハイなんだと勝手に思ったものであります。この経験を生かし、次回大会からも全力で支えていくことをエイドに参加したメンバー全員で誓いました。

一方で、参加者数の増加に伴うコース混雑、宿泊施設不足、交通アクセスの制約、さらには人口減少に伴うボランティア確保など、今後の持続的発展に向けて検討すべき課題も見えてきております。また、スポーツツーリズムやインバウンド誘客の観点から見れば、本大会は本県の観光振興を牽引する大きな可能性を持つイベントでもあります。

そこで、以下、龍馬マラソンのこれまでの成果を踏まえつつ、今後の発展に向けた取組についてお伺いします。冒頭にも述べたとおり、高知龍馬マラソンは開始から10年以上が経過し、本県を代表するスポーツイベントとして定着してきました。参加者の満足度の高さや地域の盛り上がり方は広く認識されておりますが、県としては、観光振興や地域経済、交流人口拡大といった政策効果なども検証していくことが重要であると考えます。

これまでの大会開催によって得られた成果や参加者満足度の評価、経済波及効果、交流人口への影響などの総括について観光振興スポーツ部長にお伺いします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　先月開催した高知龍馬マラソンは、12回目を数え、早春のスポーツイベントとして定着し、また成長してきました。これまで大会運営においては、各大会ごとにランナーやボランティア、協賛企業などから寄せられた意見に丁寧に対応することで、満足度の向上に努めてまいりました。

今大会では、鳴子応援やよさこい演舞ゾーンの増設による沿道応援の強化のほか、男子更衣室の場所の見直し、給食、給水の充実に取り組みました。その結果、日本最大のランニングポータルサイトＲＵＮＮＥＴにおけるランナー評価において、今大会は、２月末時点でございますが、全国４位の高い評価をいただいております。

今大会のエントリー者数は１万2,000人を超え、フルマラソンの県外からの参加者比率も47％まで増加をしております。また、昨年の大会では５億6,000万円余りと、大きな経済波及効果もございました。

今後も、龍馬マラソンがスポーツ振興や交流人口の拡大に貢献できる大会であり続けるよう、大会を支えていただいているボランティアや協賛企業の皆様など関係者で一丸となって取り組んでまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　ＲＵＮＮＥＴで２月末４位というのはすごいと思います。まだまだ上があるんで、がんがん上、目指していきましょう。

最後に、本大会は、県民参加型の応援や地域色豊かなエイドなど、いわゆるおもてなし型マラソンとして高い評価を得ております。これは

都市型大会にはない地方開催ならではの魅力であり、本県の大きな資産であると考えます。

一方で、大会の規模拡大や参加者の増加に伴い、交通アクセスの制約や宿泊施設不足、コースの混雑、さらには人口減少の進行によるボランティア確保など、持続的な大会運営に向けた課題も顕在化してきております。特に地方開催型大会においては、人材確保や受入れ環境の制約は避けては通れない問題であり、今後大会価値を維持・向上させていくためには、単年度の運営努力だけではなく、中長期的な視点での体制整備や受入れ環境の強化が必要であると考えます。

また､スポーツツーリズムの観点から見れば、本大会は交流人口の拡大や観光消費の促進を担う重要なコンテンツでもあり、今後は参加者数の量的拡大のみならず、滞在型観光や消費額向上といった質的価値の向上も重要になってくるものと考えます。

そこで、今後の人口減少社会において、大会価値をさらに高めていくためには、課題を踏まえ、龍馬マラソンの持つ強みをさらに磨き上げて国内外へ発信していくことが重要だと考えますが、観光振興スポーツ部長にお伺いします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　大会の課題としましては、安全・安心な運営に向けたさらなるボランティアの確保や、交通環境の見直し、参加者の増加に伴う受入れ体制の充実などへの対応が必要であると考えております。このため今年度から、在り方検討会を開催し、課題の洗い出しと今後の方向性を協議しているところでございます。

また、今大会は、ウェブやＳＮＳを使った情報発信に注力したことで、参加申込みを延長することなく受付を終了できました。一方で、海外からの参加者につきましては、さらに増やしていくことが必要だと感じておるところでございます。

今後、台湾や香港などで、様々な機会を通じて情報発信を強化していきたいと考えております。また、議員にも今月のハワイでの交流事業を通じて現地でＰＲしていただけるとお聞きしており感謝申し上げます。

強みの磨き上げにつきましては、沿道の応援や高知ならではの食を提供するエイドについて、一層の強化が必要と考えております。こうした新たな取組は、多くの皆様からの御協力が必要であり、オール高知の体制で磨き上げを続けてまいります。

今後も、課題解決と磨き上げを着実に進めながら、大会の価値を高めて、多くのランナーに参加いただける大会であり続けられるよう、引き続き努力してまいります。

**○21番（畠中拓馬君）**　それぞれに御丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

高知県は様々なことに挑戦しております。今、１位じゃなくて４位でした。別にナンバーワンじゃなくてもいいです。もっともっと特別なオンリーワンを目指して、高知県勢を盛り上げていきましょう。

以上で終わります。どうも失礼します。ありがとうございました。（拍手）

**○副議長（上田貢太郎君）**　以上をもって、畠中拓馬議員の質問は終わりました。

ここで午後３時30分まで休憩といたします。

午後３時10分休憩

――――― ∽∽∽∽ ―――――

午後３時30分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

竹内健造議員の持ち時間は50分です。

２番竹内健造議員。

**○２番（竹内健造君）**　自由民主党会派の竹内健造でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下、質問を行います。本日は、気候変動時代における本県の産業と地域社会の持続性という観点から、幾つかの課題についてお伺いをいたします。

まず、本県の気候変動適応戦略についてお伺いをいたします。

政府は本年２月に、最新の科学的知見であり日本における気候変動影響の総合評価であります第３次気候変動影響評価報告書を公表されました。国は、本報告書の公表を踏まえ、気候変動適応計画の見直しを進める方針を決定し、令和８年度中の閣議決定を目指す方針であります。

本報告書は、日本における気候変動の影響を７つの分野、80項目にわたり科学的に整理したものであり、国や自治体の政策判断の基盤となる重要な報告書であります。本報告書では、まず現状認識として、気温上昇は全国的に進行しており、猛暑日の増加、短時間豪雨の頻発、線状降水帯の発生増加など、強度と頻度が高まっていることが示されております。

分野別の影響では、農業において、農作物の品質低下の増加、果樹の適地変化、病害虫のリスクの拡大が挙げられています。水産分野では、海水温上昇に伴う魚種分布の北上、主要魚種の漁獲変動、養殖業における赤潮や疾病リスクの増加が指摘をされています。森林では、豪雨による土砂災害リスクの増大が懸念され、生態系全体のバランス変化が進行していると明記をされています。自然生態系では、干潟、藻場の劣化などが確認されており、沿岸域では海面上昇や高潮リスクの増大により港湾機能や居住地域への懸念が示されております。都市、インフラ分野では、豪雨による内水氾濫、河川洪水、土砂災害が社会経済活動に大きな影響を与えるとされ、交通網の寸断、電力、水道などライフラインへの被害は地域経済や住民生活の持続性を脅かすと示しています。

本報告書では、不確実性を伴う将来予測を前提としつつも、科学的根拠に基づく政策形成を可能とする情報提供が重視をされており、さらに地域特性に応じた適応策の重要性が強調され、自治体や民間事業者、住民の主体的関与が不可欠であると整理をされています。

総じて第３次気候変動影響評価報告書は、影響は将来の問題ではなく既に現在進行形であるという認識を明確に示し、日本社会のあらゆる分野に及ぶ気候リスクを可視化したものであります。そして、適応策の計画的強化、科学的な調査の充実、地域連携の深化、さらには脱炭素社会への移行加速を同時に進める必要性を強く訴える政策的基盤文書と位置づけられるものであります。

そして、もう一つ重要な視点は、複合リスクの時代に入ったという認識であります。豪雨による山地災害と集落孤立、高水温による貧酸素水塊による養殖被害、農作物の高温障害、猛暑と健康リスクなど、単独の災害ではなく連鎖的に地域機能を揺るがす段階に入ったという警鐘であります。

さらに、最も重い指摘として、適応の限界という観点から、気温上昇が一定水準を超えれば、既存の技術や対策では防ぎ切れない影響が生じる可能性があることを指摘しています。これは政策判断の時間的な猶予が縮小していることを意味するものと考えられます。

私は、今回の国の動きは長期的な強靭性を高める上で不可欠なステップであり、気候リスクの多様化、深刻化を踏まえた対応の転換点として意義あるものと考えています。気候変動は、環境問題だけではありません。防災問題だけで

はありません。産業問題だけではありません。それら全てを横断する地域経営そのもののリスク管理の問題であると考えております。

高知県は、１次産業を基幹とする県であり、施設園芸における高温障害、露地作物の品質低下、黒潮変動に伴う漁場環境の変化、赤潮や高水温による養殖被害など、気候変動の最前線に立つ地域であります。今問われているのは、気候変動適応計画を農林水産業の守りではなく未来への投資戦略として昇華させるべき局面であると考えています。

そこで、お伺いをいたします。まず、国の気候変動適応計画の見直し内容やパブリックコメントなど、議論の行方を注視することが重要であると考えますが、第３次気候変動影響評価報告書が示した危機意識を踏まえ、本県の気候変動適応戦略を守りではなく未来投資へとかじを切る局面にあると考えますが、知事の御所見をお伺いをいたします。

**○知事（濵田省司君）**　御指摘のありました、今年２月に環境省が公表されました第３次気候変動影響評価報告書によりますと、水稲の収量・品質低下ですとか果樹の栽培適地の変化、さらには漁業、養殖業に及ぼす経済損失など、様々な影響の予測がされております。

県内では、気候変動による影響が既に農作物をはじめ様々な分野で現れております。今後、地球温暖化が進行しますと、影響のさらなる深刻化が懸念される状況にあります。

これまで本県におきましては、高知県地球温暖化対策実行計画、直近の計画は令和３年３月に改定をしたものでございますが、この中で、温暖化によります影響に対する適応策もまとめて取り組んでまいりました。具体的には、気候変動に対応した新たな品種や栽培技術の開発などに取り組みまして、暑さに強く品質の良い米、よさ恋美人の開発などにつなげてまいったところであります。

今後は、これまでの対策に加えまして、将来の温暖化の進行を見据えた中長期的な視点により、気候変動を成長のチャンスと捉えた取組を進めていく必要があるという認識については、議員のお話と私どもの認識は同じでございます。例えば、これまでの本県の気温では栽培ができなかった亜熱帯地域のかんきつ類を県内で栽培できるよう技術開発を行っているところであります。

こうした考え方の下、今回の国の報告書ですとか来年度中に改定予定の国の適応計画の内容、さらには有識者の御意見などを踏まえまして、未来投資といった視点も含めて、県の適応策の見直しを図ってまいりたいと考えております。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございました。気候変動時代における課題が１つ共有されたかなという思いでございます。誠にありがとうございました。

次に、みどりの食料システム戦略についてお伺いをいたします。

現在、世界では、農林水産業を、単に食料を生産する産業としてではなく、気候変動や生態系の劣化と向き合いながら、いかに持続可能な形で次の世代につないでいくかという観点から捉え直す動きが広まっています。こうした国際的な潮流を踏まえ、日本において制定されたのが、みどりの食料システム戦略であります。

国は令和３年、2050年のカーボンニュートラルの実現を見据え、農林水産業を環境負荷低減と生産性向上を同時に実現する持続可能な産業へと転換していく方向を明確に示しました。ともすれば、みどりの食料システム戦略は、減農薬や省力化、有機農業といった個別の技術導入として受け止められがちでございますが、本来この戦略が目指しているのは、脱炭素の推進や

水質の改善、生態系の回復など、農林水産業そのものを支える生産基盤を再構築することにあると考えられます。言い換えれば、自然環境の改善は､農林水産業にとってのコストではなく、将来にわたって産業を持続させるための不可欠な投資であるとの考えであります。

本県におきましても、みどりの食料システム法に基づき、県と34市町村が共同で、農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画を令和５年２月に制定されています。

本県は中山間地域が多く厳しい条件であるがゆえに、農業分野においては、限られた農地でいかに所得を上げるのか、またいかにその土地で生産し続けていけるのかといった視点の下、古くから施設園芸を中心に持続的な農業が営まれてきました。これはまさに、みどりの食料システム戦略が目指す、環境と調和した農業と極めて親和性が高い特性であると言えます。

重要なのは、環境に配慮すること自体を目的とするのではなく、環境の改善に取り組む農業者が正当に評価され、所得向上や担い手の確保につながる仕組みをいかに構築できるかであります。みどりの食料システム戦略は、環境対策であると同時に地域経済政策であり、次の世代に農業を引き継ぐための産業政策であります。また、若者や新規就農者にとって、先進的な環境の改善に取り組む農業は、選ばれる産業に転換する可能性を秘めていると考えます。

そこで、お伺いします。本県の農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画は、国の制度を的確に受け止め、着実に実装を進める内容であると評価をしております。中でも、環境と調和した産業として親和性が高い農業、特に施設園芸において、長きにわたり先人の方々が御苦労を重ねて守ってこられた土地で将来にわたり農業を続けていくためには、愛着のある農地の環境を守り、環境負荷の低減に取り組んでいく視点が重要と感じています。

県として、環境負荷の低減にどう取り組んでいかれるのか、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　本県は、中山間地域が多く平野部が少ないことから、限られた農地でより多くの所得を上げるため、古くから施設園芸が盛んに行われてきました。施設園芸では、容易にハウスを移転することができないことから、その土地で持続的に栽培を行っていくため、各産地で環境負荷の低減に取り組んでまいりました。

例えば安芸市では、堆肥を使った土地づくりや、有機肥料を主体とした栽培への転換などにより、化学肥料の使用量を減らし、連作が難しいと言われるナスを同じ土地で50年以上栽培してきました。また、須崎市では、ミョウガの栽培において、収量が多くなる養液栽培の導入が進んでいく中で、養液栽培で排出される廃液を適正に処理する循環システムの導入などにも取り組んでこられております。

こうした取組を、産地全体でしっかりと次世代に継承していくとともに、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩでの病害発生予測や、新たな天敵昆虫の活用など、新しい技術を取り入れた環境負荷低減の取組を進め、持続可能で若者に選ばれる農業となるよう取り組んでまいります。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございました。一層の御努力を重ねていただきたいというふうに思っております。

次に、水産業における、すなわち海についてお伺いをいたします。農業分野においては、みどりの食料システム戦略の下、環境負荷の低減や生産性向上を両立させる取組が制度として一定整理されてきたと考えています。一方で、水

産分野においては、環境再生と産業振興を一体として進める取組が必ずしも分かりやすく示されているとは言えないと感じています。

陸域からの栄養塩や有機物は、最終的に海へと流れ込みます。県や市町村においては、生活排水の改善支援、農業排水の管理改善、赤潮・魚病調査、継続的な水質・底質調査、生態系保存など様々な取組が行われております。また、漁業協同組合や養殖業者においても、持続的養殖生産確保法に基づいて漁場改善計画を策定し、給餌量の最適化、マグネシウムを主成分とする環境改善剤を散布するなど、養殖漁場における底質改善や水質改善につながる取組が自助努力によって行われております。

しかしながら、気候変動の影響による水温上昇や赤潮、魚病の多発・長期化など、漁場環境そのものが持続的な養殖を行うための生産基盤として揺らいでいる状況は既に顕在化をしています。特に野見湾、浦ノ内湾といった本県の主要養殖地は閉鎖性水域であり、底質環境の悪化が顕著で、漁場環境の改善が必要であると考えています。

近年、全国に目を向けますと、同様に閉鎖性の高い海域を抱える地域において、底質改善や生態系再生の取組が進められ、実証段階から継続的な取組へと移行しつつある事例も報告をされています。近県である徳島県においても、微生物を活用した海域環境の改善に取り組み、水質の安定化や漁業環境の改善につながったとする成果が示されております。

本県においては、長年にわたる魚類養殖が続けられた結果、漁場の老化が進行し、水質及び底質の悪化が認められたことから、平成３年度から４年度にかけて、浦ノ内湾環境改善調査事業のうちの一つとして、細菌を主成分とする底質改善を目的としたバイオコロニー散布による底質改善試験、底泥モデルを用いた室内実験を実施しております。これは、有用な微生物群を活用し、底質の悪化や有機物の蓄積抑制を図る試験的な取組であり、生態系の循環そのものを回復させようとする先進的な取組であったと認識をしております。

本県において、こうした先行事例が存在する中で、そして試験研究を通じた知見が蓄積をされていることを踏まえれば、今後これらを単発の試験にとどめることなく、制度化や事業化につなげていく段階に来ているのではないかと考えております。

環境が改善すれば、県内主要な養殖地の安定化や生産性の向上につながり、結果として漁業経営の持続性が高まります。すなわち、水質改善や底質改善は、産業基盤を強化するための投資であります。また、本県における養殖地は環境悪化が顕在化しているからこそ、環境再生と養殖再生を同時に進める、全国に示せる先進モデルになる可能性を秘めていると思っています。

そこで、お伺いをいたします。これまで浦ノ内湾などで実施をされてきたバイオコロニー散布をはじめとする微生物活用の過去の試験研究について、報告書では一定の効果が確認されたと記されています。これは閉鎖性海域を抱える本県にとって重要な知見と受け止めています。

微生物であるバイオコロニー散布による試験研究について、改めて技術的な有効性、事業化した場合のコスト負担、現場漁業者の受容性という観点からどのような課題が整理されているのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　この報告書では、底質改善効果の持続期間が二、三か月程度であり、毎年散布を継続して行う必要があること、散布によって一時的に海水中の栄養分が増え、赤潮発生につながる危険性があり、散布は赤潮が発生しにくい時期を選択する必要があることなどを課題として整理しています。

**○２番（竹内健造君）**　近県の徳島県において、微生物を活用した、同じバイオコロニーの成分でございますけれども、平成３年、４年から微生物の研究もさらに進んでおるという報告も聞いておりますので、さらなる知見の下、ぜひとも底質環境、水質環境の研究に取り組んでいただきたいなという御要請をさせていただきます。

続きまして、県内の主要な養殖地では、残餌や排せつ物が海底に蓄積することでヘドロ化が進み、底質環境の酸素不足や硫化水素の発生を招くことがあります。これは魚にとって強いストレスとなり、成長不良だけでなく死亡率の上昇にも直結する重大な要因であります。つまり、養殖地の水質管理や海底ヘドロの浄化は、環境保全だけでなく、魚の生存率を高め、安定生産を実現するための基盤でもあります。

県内の養殖地が今後も評価され続けるためには、高品質の魚を育てる海を守り、水質・底質環境の改善に取り組み続けることが、養殖業の持続可能性をさらに高める大きな鍵となると考えています。

閉鎖性の高い海域においては、何もしなければ確実に悪化する一方で、適切な手法を講じれば改善が可能な段階にあると考えています。水質や底質改善に資する取組、ＩＣＴを活用した漁場環境の可視化、そして養殖業の高度化を組み合わせることで、海を再生しながら、水産業の収益性と持続可能性を高めることが重要であります。

本県として、水質・底質環境の改善を養殖振興と一体で進めること、環境価値をブランド化につなげることなど、総合的戦略が必要と考えています。特に、湾内養殖が盛んな本県において、環境改善イコール収益向上という構造をつくることが重要であります。

そこで、お伺いをいたします。本県は、自然環境再生を単なる環境保全施策としてではなく、漁業振興、特に養殖業の持続的発展を支える生産基盤整備として捉え、どのように取り組んでいかれるのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　国は平成11年に、漁協等が漁業環境改善などにより養殖生産の持続化を図る持続的養殖生産確保法を制定しています。この法に基づき、県内の漁協が漁場改善計画を策定し、底質改良剤の散布や適切な餌の与え方による汚濁の防止といった漁場環境の改善に継続的に取り組んでいます。

県の水産試験場や漁業指導所は、こうした取組の効果の分析を行うなど、漁協が行う漁場環境の改善の取組を支援しています。

引き続き、漁協が行う漁業環境改善の取組に対して、養殖業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した支援を行ってまいります。このほか県では、漁場環境改善などの環境に配慮した取組を行う漁業者を認証するマリン・エコラベル・ジャパンの取得費用なども支援しております。

こうした支援策を織り交ぜながら、総合的な支援を行っていきたいと考えております。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございます。全国の事例等々を私なりに調べさせていただきました。漁業者に対して、環境改善にしっかり取り組む、県としてそれに金銭的にも大変支援をしておるという他県の事例もたくさんございますので、そういった事例も参考にしながら、一歩進んだ昇華をする取組について今後期待をするところであります。ありがとうございます。

続きまして、クルーズ船についてお伺いをいたします。

先般、今治市で開催された四国クルーズ会議に参加をさせていただき、四国全体の港湾戦略について様々な議論を拝聴してまいりました。

従来、クルーズ船誘致といえば、大型岸壁を備えた港湾が中心であり、規模が一つの条件で

あるかのように語られてきました。しかし、今回の会議において強く印象に残ったのは、必ずしも港の規模だけが価値を決めるものではないという点でありました。むしろ、議論の中では、小規模であっても明確な役割と特色を持てば十分に戦略的価値を発揮できるという示唆が共有をされておりました。岸壁条件に制約があっても、クルーズ船の沖泊、乗客を陸地に送り迎えするテンダーボートを活用することでクルーズ船の受入れが可能であることを改めて確認する四国クルーズ会議でもありました。

こうした考え方は、四国の多くの小規模な港湾にとって、大きな可能性を示すものでもありました。港の大きさではなく、物語や体験価値で勝負するという発想こそ、地方の港に求められている方向性であると考えられます。

また、会議では、量より質という考え方も語られておりました。寄港回数の多寡ではなく、地域経済への波及効果、滞在時間、消費単価、そして満足度をいかに高めるか、これはまさに小規模港が強みを発揮できる分野であると考えます。県内各港へのクルーズ船の寄港は、地域経済の活性化、さらには県経済全体の底上げにつながるものと考えています。

小規模な港というのは、例えば瀬戸内においては、本当に小さな漁港においても中・小型のクルーズ船を受け入れておるという事例を四国クルーズ会議の中でたくさん聞くことができました。また、クルーズ船を運営している運営会社の方とも、多くの会社の方ともお話をさせていただく中で、本当に小さな港でもテンダーボートを活用することによって、地域の魅力を掘り起こす努力をしていただければ、十分にクルーズ船を誘致する可能性がありますよということもしっかりと承りました。

そこで、お伺いをいたします。テンダーボートの活用により、小規模な港でもクルーズ船誘致が可能という方向性を踏まえ、広く県内の港湾も視野に入れたクルーズ船寄港の可能性を県としてどのように認識されているのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　県内港湾におきまして、まず高知港につきましては、今年度100隻を超えるクルーズ船の寄港が見込まれております。高知港以外につきましても、重要港湾である宿毛湾港などを中心に、ラグジュアリー船を念頭に、ポートセールスを強化してまいりたいと考えております。

高知港以外への誘致を進めていくに当たりましては、議員からお話もありましたように、クルーズ船を沖合に停泊させテンダーボートを活用して寄港する方法により、直接クルーズ船が着岸できない小規模な港湾においても寄港の可能性が見いだせるものと認識をしております。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございます。ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

また、四国クルーズ会議では、小規模港であっても、繰り返しになりますが沖泊のテンダーボート方式を活用すれば受入れは可能であり、むしろ特色づくりと受入れ体制の整備が鍵であると議論がなされておりました。

小規模港が実際に寄港地として機能するためには、国際条約に基づく港湾の保安区域の設定、入国審査、関税、検疫といった受入れ体制の整備。乗客動線の安全確保、二次交通の確保、地元事業者との事前マッチング体制、港湾利用者との調整、沖泊テンダー運用安全管理など、具体的な制度整備と運用設計が不可欠であります。

そこで、お伺いをいたします。本県において、小規模港を利用したクルーズ船受入れを想定した場合、今後具体的に整備、検討していく項目は何かについて、現時点の整理をお示しいただきたいと思います。土木部長にお伺いをいたし

ます。

**○土木部長（横地和彦君）**　小規模港湾でのクルーズ船の受入れに当たりましては、議員から御指摘もありましたように、主に安全確保、受入れ環境の整備、地元の協力体制の構築、この３点の検討が必要であると考えております。

まず、安全確保につきましては、本県の港湾は太平洋に面しておりますことから、波や風などの気象条件の制約が大きく、例えば防波堤内にクルーズ船が停泊できるなど、テンダーボートを安全に運航できる条件が整うことが前提となります。

次に、受入れ環境の整備といたしましては、乗客の待機場所や観光バス・タクシーの駐車スペースの確保のほか、外国船の受入れに当たりましては多言語による案内表示などの対応も必要となってまいります。

さらに、地元の協力体制の構築といたしましては、地元自治体と連携し、港を利用する貨物事業者や漁業従事者などとの調整、受入れを行う観光事業者との連携といった体制づくりも大変重要になってまいります。

小規模港湾へのクルーズ船の誘致に向けましては、こうした課題を一つ一つ整理した上でポートセールスを行っていくこととなります。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございます。ラグジュアリー船という想定をしておったわけでございますけれども、乗客は300から400人という小規模なラグジュアリー船をターゲットにするべきではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも検討を進めていただきたいというふうに思います。

近年、世界的にクルーズ旅行の需要は着実に伸びており、それに伴い新たなクルーズ船の建造も進められているとお聞きをしました。特に中・小型のラグジュアリー船は、地域性や体験価値を重視する旅行形態として、今後さらに需要が拡大する見込みであります。

四国クルーズ会議で共有された戦略的役割を持てば、本県各港・地域の価値をさらに発揮できるという方向性を踏まえ、小さな港であっても、食の体験拠点、漁業や港町文化の発信拠点、自然体験の玄関口、歴史や産業遺産の入り口といった戦略的ポジションを持てば、十分に存在感を示す本県であると考えています。また、クルーズ船の誘致の対象とされてこなかった港湾においては、寄港そのものが新たな経済機会となり、地域経済の活性化、さらには県経済全体の底上げにつながる起爆剤となり得ると考えます。

こうした観点から、県として、県内港湾の役割分担を明確にしながら、観光部局とも連携した今後の取組について土木部長のお考えをお聞きします。

**○土木部長（横地和彦君）**　大型船の寄港につきましては、今後も港の機能や受入れの体制が整っております高知港が主たる役割を担うものと考えております。

一方、小型のラグジュアリー船につきましては、定番の寄港地以外へのニーズが高まっておりますことから、県といたしましても、高知港以外の港への誘致も積極的に進めたいと考えております。

これまでも観光部局と連携しまして、どっぷり高知旅キャンペーンにおいて造成された観光コンテンツをクルーズ船社に紹介するモニターツアーなどを実施しているところであります。

引き続き、こうした施策を通じて、県内各地域の魅力を最大限に生かし、クルーズ船を誘致できるように、関係部局と緊密に連携して取り組んでまいります。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、学校における暴力行為、いじめ動画

撮影及び公開問題についてお伺いをいたします。

昨年､学校現場で起きた暴力行為やいじめが、当事者だけの問題にとどまらず、動画として撮影され、不特定多数に拡散をされる事案が相次ぎました。この問題は、単なる校内指導の範疇を超え、人権侵害、情報社会、教育の在り方が複合的に絡み合った課題であり、学校、教育委員会、そして行政全体が正面から向き合うべき問題であると考えています。

被害を受けた児童生徒にとっては、その場の恐怖だけでなく、動画が半永久的に残り続けるという現実が心に深い傷を残します。一方で、撮影や拡散を行った側も、軽い気持ちで行った行為が結果として重大な加害行為となり得る点で、学校教育の根幹に関わる問題だと考えています。

こういった状況を踏まえれば、予防の観点からも、情報モラル教育の役割は大変重要であります。正しい使い方やルールを守ることだけにとどまらず、被害者の苦しみや加害者への将来的な影響、そして撮影する側、見る側、拡散する側の加害性などについて児童生徒が実感するような、より実践的で現実に即した情報モラル教育を強化していく必要性を感じています。

現在、どのような情報モラル教育を行っておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（今城純子君）**　県教育委員会では、子供たちが賢く安全にインターネット等を利用できる力を育むため、小・中・高校における授業の指針となる情報モラル教育実践ハンドブックを作成しています。

各学校では、これを基に、道徳科の授業や特別活動において、ＳＮＳ上でのやり取りがネットいじめに発展した事例や、悪意のない投稿が他者を深く傷つけた事例などを取り上げ、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという自覚を促す学習が行われています。

さらに､警察と連携した非行防止教室やスクールロイヤーによる授業の中で、法的観点からトラブルや犯罪に巻き込まれないための知識と対応方法をより実践的に学んでいます。加えて、本年度は高知工科大学の学生と連携し、若者が陥りやすいようなＳＮＳ上のトラブルについて、児童生徒用の啓発資料の作成を進めているところです。

こうした様々な取組を通じて、情報モラル教育を一層推進してまいります。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございました。本当に様々な取組をされておるということで、安心をさせていただきました。しかし、今後一層の引締めを図って取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

次に、早期発見の体制についてお伺いをいたします。動画として表面化する事案の多くは、その前段階で周囲は知っていたが誰も止められなかったという状況が見受けられると思います。

そこで、児童生徒が安心して声を上げられる相談体制、匿名性を確保した通報手段、スクールカウンセラーなどとの連携について、現状の強化策について教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（今城純子君）**　いじめ等の早期発見に向けては、児童生徒がちゅうちょすることなく声を上げられるよう、学校が相談しやすい環境を整えていくことが必要不可欠です。

そのため、各学校においては、日頃から教職員が児童生徒との信頼関係を基盤として、一人一人の心情に寄り添った支援に努めています。また、１人１台端末を活用し、毎朝心の状態を入力する気持ちメーターの運用や、学校生活に関するアンケートの定期的な実施などにより、児童生徒の僅かなサインを見逃さないよう、きめ細かく見守っています。

これらに加え、県教育委員会では、匿名性を確保した24時間電話相談やメール相談なども用

意し、児童生徒が安心して相談できる体制を構築しています。事案に応じて、警察等の関係機関とも連携をし、迅速に対応しているところです。

あわせまして、生徒が自らの困難を適切に周囲へ伝えられるよう、県立学校ではＳＯＳの出し方教育に取り組んでいます。そこではスクールカウンセラーや福祉機関とも連携し、その専門性を取り入れながら授業を行っており、実際に相談件数が増加し、早期支援につながるといった成果も見えています。

今後は、ＳＯＳの出し方教育の授業用資料をデジタル教材として展開し、市町村の小中学校にも普及を図ることで、児童生徒がより安心して相談できる環境整備に努めてまいります。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございました。すばらしいなというふうに思ったところであります。

次に、事案発生後の対応についてお伺いをいたします。動画が公開された後の対応が遅れれば、被害は２次、３次と拡大をいたします。被害生徒の安全確保と心理的ケアを最優先とし、必要に応じて警察や関係機関と連携するなど、迅速で透明性のある対応方針を明確に示す必要があると考えています。

事案発生後の対応方針について教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（今城純子君）**　学校において暴力行為やいじめが確認された場合には、まず被害を受けた子供の安全確保を最優先とし、心身のケアを直ちに実施することとしています。

また、加害行為が犯罪に当たる場合、学校から警察への相談、通報をちゅうちょなく行うなど、毅然とした対応を取っています。そして、加害児童生徒に対して、いじめの状況や内容を踏まえた指導を行い、当該加害行為の背景、要因の分析をした上で再発防止に取り組んでいます。

万が一、暴力やいじめの動画が投稿、拡散された場合、２次被害、３次被害が起こらないよう、学校と警察が適切に連携を行い、法や条例に基づいた迅速な対応が必要となります。具体的には、速やかに警察に相談し事実確認を行う、投稿の削除要請について警察に相談する、警察と相談しながら被害や加害児童生徒への支援や指導について検討し対応に当たるというように、学校と警察が緊密に連携し、組織的な対応を取ることで、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保することが重要です。

こうした対応が確実に行われるよう、今般のいじめ動画の拡散問題を受けまして、県教育委員会から各学校・市町村に対し改めて周知を行ったところです。

**○２番（竹内健造君）**　ありがとうございました。

最後に、今後の教育の在り方についてお伺いをいたします。この問題の本質は、単にいじめをなくすという療法ではなく、他者の尊厳を踏みにじる行為は決して許さないという価値観を家庭・学校文化として根づかせることにあると考えています。

そのためには、教職員の意識改革、学校全体での共通理解、保護者、地域との連携を含め、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の決意をお伺いいたしまして、第１問といたします。よろしくお願いします。

**○教育長（今城純子君）**　県教育委員会では、豊かな心の育成と多様性、包摂性を尊重する教育の推進を高知県教育振興基本計画の基本目標の一つに掲げ、他者への思いやりや人権意識を育むことで、豊かな人間性、道徳性、社会性の涵養に取り組んでいます。

学校においては、全ての教育活動に人権尊重の視点を置き、自他の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を育て、実践行動につなげています。

その具体的な例として、本年度は全ての県立高校の生徒代表が一堂に会し、いじめ防止に関する意見交換会を実施いたしました。ここで話し合われた内容を各校のいじめ防止基本方針に反映させ、生徒たちの、いじめは絶対に許さないという意識を高めてまいります。

一方、教職員の意識改革に向けて、本年度は市町村教育長や県立学校長を対象に研修会を開催し、その中で、いじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロを目指すこと、そのためには小さな兆しを見逃さないことの重要性を訴えてまいりました。今後、全ての教職員に対して周知徹底を図り、学校現場での確実な実践を進めてまいります。

また、ＰＴＡの研修会等でも、今般の動画拡散をはじめとするいじめ問題を取り上げて議論をしてまいります。その中で、ＳＮＳ等における悪質な書き込みは刑罰の対象となり得ることなどについて共通理解を図り、家庭での話合いを促してまいります。

こうした取組を通じて､学校と家庭が連携し、地域を挙げて、自他の尊厳を大切にする意識の醸成につなげていく所存でございます。

**○２番（竹内健造君）**　どうもありがとうございました。それぞれに御丁寧な前向きな御答弁をいただき、誠にありがとうございます。

本日の質問では、気候変動時代における本県の産業と地域社会の持続性という観点から、気候変動の適応、みどりの食料システム戦略、海域環境と養殖業、港湾と観光、教育現場における人権と情報社会という課題についてお伺いをさせていただきました。

国が公表した第３次気候変動影響評価報告書は、気候変動の影響が将来の問題ではなく、既に現在進行形であるという現実を明確に示しています。そして同時に、農林水産業を環境と調和した持続可能な産業へと転換していくというみどりの食料システム戦略が進められています。

本県は、農業、漁業、森林など自然の資本を基盤とした産業構造を持つ地域であり、まさに気候変動の最前線に立つ地域であるというふうに思っています。しかし、見方を変えれば、環境と産業を両立させるモデルを全国に示す可能性を最も大きく持つ地域でもあるというふうに思っています。

農地を守ること、海を再生させること、地域の港を生かすこと、そして子供たちの人権を守る教育を進めること、これらは個別の政策ではなく、地域の持続可能性そのものを形づくる政策であると考えています。

本日の質問を踏まえ、本県において今後特に重視をしていただきたい点として３点を御要請させていただきたいというふうに思います。第１に、気候変動適応を守りの対策にとどめるのではなく、農林水産業の競争力強化につながる未来投資型政策として推進をすること｡第２に、農業、水産業において、環境の改善に取り組む生産者が正当に評価され、所得向上や担い手確保につながる仕組みを構築すること。第３に、海域環境の再生や養殖漁場の改善など、自然環境の回復を産業基盤整備として位置づけ、戦略的に推進すること。

気候変動時代において、地域の環境を守ることは、同時に地域の産業と暮らしを守ることであります。本県が自然と共生しながら持続的に発展する地域モデルを全国に先駆けて示していくことを強く御期待申し上げて、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、竹内健造議員の質問は終わりました。

ここで午後４時20分まで休憩といたします。

午後４時16分休憩

午後４時20分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡田芳秀議員の持ち時間は35分です。

34番岡田芳秀議員。

**○34番（岡田芳秀君）**　日本共産党の岡田芳秀でございます。

農業振興に係る問題に焦点を当てて質問をさせていただきます。

これまでの議員の皆さんの質問と重複する部分もあると思いますけれども、順次質問をいたします。まず、消費税の食品ゼロに関わってお聞きをいたします。さきの総選挙では、多くの政党が、物価高対策として消費税減税や食品の消費税期限付ゼロ案などを公約として掲げました。

我が党は、消費税は廃止を目指し、当面一律５％への引下げを掲げました。食品のみのゼロは５兆円の減税効果ですが、一律５％は３倍の16兆円の減税効果があります。一律ですのでインボイス廃止が可能となります。しかも、導入が比較的短期間にできます。財源については、アベノミクスで大もうけし過去最高の内部留保を蓄えている大企業や、所得が１億円を超えると税負担が軽くなる富裕層に応分の負担を求めるなど、応能負担で財源を確保することを示しました。

自民党は、消費税は２年間に限り食品ゼロを公約し、具体的には国民会議を開いて検討を加速するとしていました。高市首相は国会答弁で、国民会議では給付つき税額控除とセットで食品の税率ゼロを検討すると答えています。

この食品ゼロには、生産者に対して配慮すべきといいますか考慮すべき問題があると考えます。日本農業新聞は、食品ゼロで農家の約８割が負担増になると指摘をしております。

農家にどのような影響が考えられるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　食料品に係る消費税率０％につきましては、政府や参加する政党間で協議を行う社会保障国民会議で議論がなされ、６月までに中間取りまとめを行い、秋の臨時国会での法案提出を目指すとされております。現状では、２月26日に第１回の国民会議が開催されたところで、今後議論が重ねられていくものと認識をしております。

現時点で考えられる農家への影響としまして、まずプラスの面としましては、消費税の減税に伴い家計の負担が軽減され、農産物の消費拡大が期待されます。

一方、マイナスの影響として想定される主なものは、例えば簡易課税事業者では売上げに係る消費税の収入がなくなる一方、肥料や燃料など生産のために購入した資材等に係る消費税はそのままとなるため、その際に支払った消費税額に対する農家の負担が増加するといったものが考えられます。

高市首相は国会で、国民会議で課題は一つ一つ検証する、皆さんが心配しない状態で速やかにやりたい、事業者への影響を配慮する考えを示されております。

今後の国民会議での議論などについて、しっかりと情報収集をしていきたいと考えております。

**○34番（岡田芳秀君）**　消費者にとっては家計的で助かると思いますけれども、生産者にとっては負担が増えるケースが生まれるということでございます。国民会議での議論はありますけれども、しっかりと国会で議論を深めて、生産者に対する配慮をしていただきたいということを

求めておきます。

政府は、農業の構造転換のために、今後５年間を農業構造転換集中対策期間として､総額2.5兆円の別枠予算を確保し、農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成など、農業の構造転換への集中投資を実施するとしております。

大規模化、スマート化、輸出拡大というこれまでの考え、政府方針の加速化だというふうに私は受け止めておりますけれども、懸念されることがあります。それは第１に、本県のような中山間地が多い地理的条件の下では、政府が目指す１ヘクタール以上の大区画化には必然的に限界があるということです。第２に、大区画化、効率化だけを重視する政策は、地域農業を支えている中小の規模の農家や地域コミュニティーを切り捨てていくことになりはしないかといった懸念です。

農業では中小で頑張っている人たちが多くいるわけで、その人たちを非効率だとして排除するようなことがあれば、地域の景観や環境や地域のコミュニティーも壊していくことになりかねません。

稲作の構造転換では、規模拡大する経営も中小の個人経営も共存して稲作に取り組むことが、そうした懸念を払拭し、安定した米生産につながると考えます。知事の所見を伺います。

**○知事（濵田省司君）**　御紹介がございましたように、国のほうでは食料・農業・農村基本法に基づきまして、食料安全保障の確保に向けて農業の構造転換を進めておられます。水田政策については、令和９年度から根本的に見直すという方針も示されております。

農業者が減少する中でも、主食であります米を安定して生産し続けていくためには、農地の集約化やスマート技術の導入などの生産性向上策、そして規模拡大を推し進めることが重要だと考えます。

一方、御指摘もございましたように、中山間地域が大半を占めます本県におきまして、地域での暮らしを守っていくためには、地域農業を支えている個人経営体の経営が安定をし、しっかりと持続していくことが重要だと考えております。

したがいまして、水田政策の見直しに当たりましては、地域の実情に応じて、経営規模にかかわらず、意欲ある生産者が将来にわたって営農に取り組めますように、国においてこうした面からの施策の充実強化を図るよう求めてまいりたいと考えます。

**○34番（岡田芳秀君）**　ありがとうございます。共存が必要だと思います。大区画だけでは日本の米の需要を賄えないと思います。確かに、規模を拡大すれば、生産コストの削減でありますとか作業の効率化が図られると思いますけれども、中小共々に農業生産を支えていくということが地域のコミュニティーを守っていく上でも非常に重要だと思っております。

次の質問に入ります。構造転換でいうと、本県の主力でもあります園芸の構造転換についてです。

これに関連して、生産者の皆さんの理解を得た上で、ＪＡが求めている老朽化した倉庫とか集出荷場などの共同利用施設の更新への支援に取り組むことも重要だと思います。農業振興部長の考えを伺います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　ＪＡ高知県の集出荷場は、現在およそ６割が耐用年数を経過しており、また現状の施設を整備した時点から生産者の数や生産量など産地を取り巻く状況は大きく変化をしておるところでございます。そのため、将来、現状や将来の姿を見据えて、さらなる効率的な集出荷体制へと再編、集約してい

くことが重要だと考えております。

現在、ＪＡ高知県では、拠点となる集出荷場への集約を目指して、再編に向けた協議を行っておるところでございます。ＪＡのほうでは生産者の声をしっかりと聞き、再編に向けた整備計画を取りまとめていただきたいと考えております。

県としましては、国の有利な補助事業を活用して再編、集約が進みますよう、市町村とも連携をして、ＪＡの事業計画の作成などを支援してまいります。

**○34番（岡田芳秀君）**　ありがとうございます。

そして、地域農業を継承、発展させていく上では、担い手の確保と育成、とりわけ私は若い世代の担い手の育成が重要だと思います。各地で若手農業者の会ということも開かれておりまして、その場で交流が深まり、農業に取り組む上でお互いによい刺激になっていると聞いております。

若い人たちは、消費者に喜んでいただくことをモチベーションに、栽培技術の向上を図りたいとか規模をもっと増やしたいという大変意欲を持って農業に取り組んでおられます。こうした若手農業者の皆さんに農業振興のアイデアを出していただき、農業の魅力を情報発信していただければ、私も農業をやってみたいという方も増えるのではないかというふうに思っております。農家のニーズをつかむ上では、こうした地域農業を担う若手農業者の声をよく聞くことが大事だと考えます。

県として、どのような方法で若手農業者の意見を聞いていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　農業が若者にとって魅力ある職業となるために、将来の本県農業を担う若手農業者の声を聞き施策に反映していくことは重要だと考えております。

県では、普及指導員による日々の個別訪問の際や、青年農業士や農村女性リーダーなどとの意見交換会、新規就農者交流会など様々な機会を捉えて、若手農業者の声を聞かせていただけるよう努めてまいりました。例えば、新規就農者交流会では、参加者全員に発言していただけるよう少人数でのワークショップ形式を取り入れるなど、より多くの意見をお聞きするための工夫も行っています。

今後は、意見交換会や交流会を農業振興センターのブロック単位で開催するなど、きめ細かく若手農業者の意見を伺い、県の施策に反映させていきたいと考えています。

**○34番（岡田芳秀君）**　よろしくお願いいたします。地域には若い世代もたくさんおりますので、そういった人との交流もしながら、地域の振興につながるように、若手農業者の声も反映しながら施策を進めていただきたいというふうに思います。

そして、最近私が聞く農家の要望ですけれども、ある程度経験を積んだ方の御意見ですが、今求めているのは安定経営だということを言われます。つまり、安定して農業経営が続けられるようにしてほしいんだということをおっしゃっています。

米を例に挙げますと、昨年は生産者米価が高騰して収入が大きく増えました。しかし、今年価格が暴落すれば、今年は収入減に加えて前年分の所得に対する税金や社会保険料が増えるだけになります。これでは農業経営として安定しないし、先が見通せないということです。ですから、先の見通しが立つような、安定して経営できるような農業施策を進めてほしいという御意見でございます。かつての食糧管理制度に似た制度があってもいいのではないかと、こういう意見もありました。

また、キャベツにしても、数年に一度気候変

動の関係もあり値上がりする、高騰したりしますけれども、安値が続くと不安になります。農業は自然が相手であり、年によって作柄も違い、需給のバランスも変動します。農家に対して、農業経営が安定的に続けられるように、生産費をある程度賄えるだけの所得補償がやはり必要ではないかと考えます。政府の農業施策にはこれが出てこないわけです。

そこで改めて、農業の経営安定に係る所得補償の必要性について知事に伺います。

**○知事（濵田省司君）**　農業は、国民の皆さんへの食料の安定供給といいます極めて重要な役割を担っております。我が国の農業を取り巻く環境が大きく変化をする中で、農業を持続可能なものとしていくためには、お話もありましたように、農業者の経営安定を図るという観点が重要だと考えます。

そのためには、国内外の環境変化などに打ち勝つことのできます農業の構造転換に向けまして、生産コストを低減し競争力を高める、こうしたための生産性の向上、規模拡大への支援が必要だと考えます。

また、異常気象や自然災害など、農業者の経営努力だけでは避けられない収入の減少を補塡いたします収入保険制度などのセーフティーネット対策の充実が重要だと考えます。こうした収入保険制度などにつきましては、国レベルで整備が行われるべきものだと思います。

県におきましては、農家の皆さんのこうした制度への加入を促すほか、こうしたセーフティーネット対策全般につきましては、運用状況を県としてもフォローいたしまして、必要に応じて国に対して政策提言を行うという形でその充実を求めてまいりたいと考えております。

**○34番（岡田芳秀君）**　所得補償というとすぐ、生産性を高めて所得を増やすことを支援するというふうに言います。また、収入保険も確かにありますけれども、売上げの減少に対する支えということですので、必ずしも生産費を賄えるということではありません。しかも、青色申告など要件もあるわけでございます。

世界を見ますとアメリカには、今は名前が変わっておりますけれども、不足払い制度というものがあって生産を支えておりますし、ＥＵでは、所得補償だけではなくて、環境や気候変動への貢献に対する直接支援も行っています。食料に対してしっかりと農業を位置づけて振興を図っているのが世界の動向です。

食料自給率38％の我が国において、やはり農業をもっと重視して取組が必要だと思います。生産が続けられる施策が必要だと思っております。安定的に農業経営ができる条件を整えることは、若い世代が将来の生活基盤が築けるんだという見通しを持って農業に取り組んでいけることにもつながっていくと思います。

私たち日本共産党は、持続可能な農業経営を支えるためにはやはり価格保障や所得補償が必要だというふうに考えております。

次に、今年４月から施行される食料システム法、改正食品等流通合理化法に関連してお聞きをいたします。この法律は、農産物、食品の取引で生産コストを反映した適正な価格形成を促す法律です。肥料や燃料の高騰を受け、生産者からの価格交渉の申出に買手側が誠実に応じることを努力義務とし、不当な低価格での価格決定を規制するものです。

政府は、米、野菜、飲用牛乳など５品目において、交渉材料となる生産コストの指標を今作成を進めています。その生産コスト指標の作成の取組は今どのようになっているのか、農業振興部長に伺います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　コスト指標につきましては、本年４月１日に施行される食料システム法の改正省令におきまして、米、野菜、

飲用牛乳など５つの品目が指定されることとなっています。

指標の作成に向けましては、米が最も先行しておりまして、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構がコスト指標作成等団体としての認定に向けて、３月６日に国への申請に必要な指標の算定方法の考え方を固められております。その考え方は、標準的な指標を１つ示す形とし、そのうち生産に係る費用は、国の統計を基に、直近の物価変動などを反映して算定するということになっております。

一方で、米以外の品目では、野菜については国が準備会合を開催して議論を行っているところですが、米のような具体的な動きにまではまだ至っていないと伺っております。

**○34番（岡田芳秀君）**　米の議論が先行しているということで、野菜等についてはこれから議論が進められていくということでした。しっかり取り組んでいただきたいというふうにも思います。

では、そうした状況の中で、本県の主力である野菜について、本県の実情が指標に盛り込まれるようにどのように取り組んでいくのか、農業振興部長に伺います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　野菜のコスト指標につきましては、まずは供給量の多いバレイショ、タマネギ、キャベツから作成していくということで検討されております。

県としましては、本県の主要な野菜であるナスやピーマン、キュウリなどの指標が作成されるよう、またその際には、ハウスの加温に係る燃料費や大消費地までの輸送コストの負担が大きい、こういった本県の実情を反映した指標となりますよう、これまで国に対して提言を行ってまいりました。

今後も、しっかりと国の動向を把握し、機を捉えて国に提言を行ってまいります。

**○34番（岡田芳秀君）**　野菜については、なかなかシステムを組むのは大変だと思います。流通もかなり複雑でありますし、フランスのようにはなかなか進まないとは思うんですけれども、しっかり都度都度、高知県の実情をしっかりと伝えて情報提供していく必要があると思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、農業の温暖化対策についてお聞きをします。気候変動、とりわけ温暖化が農業の生産に影響を与えるようになってきました。多くの議員からもこの質問はありました。近頃の異常とも言える温暖化に対応した品種の開発や栽培技術が必要になってきております。

全国的な傾向として、暑さに強い品種に変える米農家も増えてきております。本県で生産される暑さに強い米の品種といえば、極わせ品種のよさ恋美人とか、なかてで多収のにこまるなどがあります。

さらに暑さに強い品種改良にも県として取り組んでおられるということを聞きますが、具体的にどんな取組がされているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　暑さに強い米の品種改良につきましては、農業技術センターにおきまして、お話にありました極わせ品種のよさ恋美人に続き高育85号を育成したところでございます。この品種は、コシヒカリに比べて、米の一部が白く濁り品質が低下する割合が低く、収量はやや多いといった特徴があります。昨年から県内６か所の圃場で栽培試験を開始し、栽培環境の違いによる影響や米農家の評価などを確認した上で、早ければ令和11年から本格的に普及していきたいと考えています。

さらに、中長期的な観点から、国の研究機関と共に、高温に強い新たな品種の開発にも取り組み始めたところです。高温対策は持続可能な農業に向けて重要な課題であるため、引き続き

しっかりと取り組んでまいります。

**○34番（岡田芳秀君）**　開発にはなかなか時間もかかると思いますけれど、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

一方で、栽培技術の改善も求められてきているというふうにも感じております。温暖化に対応した栽培技術について、特に本県の主力である野菜についてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長に伺います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　近年の夏場の高温により、施設野菜では、苗の植付け直後の生育不良による収量の低下、露地野菜では、葉や実の日焼けによる収量や品質の低下といった影響が出ています。

野菜では適切な水やりと光や熱を遮ることが、高温対策の基本となる栽培管理の技術となります。県では、そのために必要な技術面での支援や、資材や機器などの導入への支援を行っています。あわせて、来年度から農業技術センターで、ハウス内の温度上昇を抑制する最新の遮光・遮熱資材や、土壌の乾燥を抑制する資材の効果についての検証を行っていきます。

野菜におきましても、高温対策に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

**○34番（岡田芳秀君）**　次に、農業のインフラ整備に関連してお聞きをいたします。各地域の土地改良区は、用水路やゲート等の維持管理のために、国の補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業を活用していますが、この事業は、高知県土地改良事業団体連合会、水土里ネット高知が、土地改良区からの申請を受けて、３年ごとに定期診断を行い、診断結果については詳しく状況をまとめて土地改良区に返しています。しかし、こうした診断結果が、県には情報共有されていますが、市町村には情報共有がされておりません。

地域の農業振興の観点からは、こうした情報は、農業インフラ整備を計画的に進める上でも、県だけでなく市町村を含めて情報共有しておくことが必要ではないかと考えるものです。この点について農業振興部長の所見を伺います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　土地改良区が所有する用水路やゲートなどの施設の老朽化等についての診断は、高知県土地改良事業団体連合会が国と県の補助を受けて実施をしています。

診断結果について、県では、補助金に対する実績報告として、また診断結果に基づき今後必要となる整備事業の実施箇所を把握する観点から、報告をいただいております。一方、市町村は、診断に係る事業費の負担を行っていないことなどもあり報告が行われていませんでした。

生産を支える農業インフラの整備の状況について、地域農業の振興を進める市町村と共有をすることは大変重要でございます。診断事業の実施主体である連合会と協議をいたしまして、今後は連合会から、関係する市町村に診断の結果を報告していただくこととしました。

**○34番（岡田芳秀君）**　ありがとうございます。情報共有は大事だと思います。市町村も、これまでもお金が関わらないということなどもありまして情報共有されていなかったということをお聞きしましたので、それは情報共有して、ぜひとも進めていただきたいと思います。地域のやっぱり農業のインフラ整備について共有して取り組んでいくことが大事だと思います。

インフラ整備については、県が関係者とよく話し合って計画的に改修していくことが重要です。インフラ整備は現場から申請のしやすい、使い勝手のいい施策にすることが大切です。県は、国基準よりも小規模の基盤整備を進めるなど努力をしていただいておりますが、さらに現場のニーズに沿った施策にしていただくよう要請をいたします。

最近、田んぼを連結するためのコンクリート

畦畔の除去について支援はないかとの相談を受けました。国は、農業構造転換集中対策の一環として、農業者自らが行う畦畔の撤去には100メートル当たり４万円という支援施策を創設しましたが、土のあぜなら地権者の合意を得て少ない費用で撤去できますが、コンクリート畦畔は掘り起こして処分するなど撤去に費用がかかり、大きな自費を継ぎ足して撤去するしかありません。

また、国の農地耕作条件改善事業を活用するとなれば、受益者が２人以上、事業費は200万円以上という要件があり、コンクリート畦畔を100メートル撤去するのに仮に少し高く見積もって40万円とすると、五、六本の畦畔を撤去してこの補助が受けられるということになります。これだと、田んぼが六、七枚を一つにする計算になります。もう少し小さな規模の集約化でも補助が受けられるようにできないものかと考えます。

集約化を進める上で農地の区画拡大にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長に伺います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　担い手が減少する中、集約化や生産性の向上を進めていくためには、農地の区画を拡大していく必要があると考えています。

区画拡大の推進に向けて、今月末に県や市町村、土地改良事業団体連合会などの関係機関で構成する区画拡大等推進協議会を立ち上げ、地域の要望の把握から工事までを一体的に支援することとしています。

推進協議会では来年度、各地域での区画拡大に向けて、撤去を希望するあぜの種類や長さなどの要望調査を行います。お話のありました小規模なあぜの撤去につきましては、この調査結果を基に、複数箇所をまとめて国の事業の採択要件を満たすことができるよう、市町村が行う計画づくりを支援するなど、農地の区画拡大を推進していきたいと考えています。

**○34番（岡田芳秀君）**　よろしくお願いします。

例えば、１反切れとか２反切れの中でコンクリート畦畔があるという中で田んぼを受けてくれと言われた場合に、受け手の側がそのコンクリート畦畔を撤去すれば生産効率は上がるけれども自費でそれをやらなければならないということで、地域をまとめてそういう制度が使えれば、より引き継ぎやすくなると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、中古ハウスの活用についてお聞きします。施設園芸農家が高齢になり仕事をやめる事例があります。そうした場合に、中古ハウスの活用が図れないものかと考えます。高知市では、ハウスを登録しておいて再利用する制度をつくっているとお聞きしました。

農業資産としての中古ハウスを有効活用するために、全県的にそうした登録制度をつくって活用できないかと考えますが、農業振興部長にお聞きをいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　県では、ＪＡや市町村と連携し、中古ハウスを新規就農者に貸し出すため、各市町村単位での中古ハウスの登録制度を進めてきております。しかしながら、中古ハウスの情報が集まりにくく、現在登録制度を運用しているのは高知市のみとなっております。

そのため、来年度からは、高知県農業会議に総合窓口を設置し、中古ハウスなどの農業資産の情報を広く一元的に収集し担い手につなげる第三者継承の仕組みを新たに構築します。まずは、出し手となる農業者に、不要となる農業資産の有効活用や承継に係る相談窓口について周知を図り、中古ハウスの情報の収集を強化していきます。

この新たな仕組みにより得られた情報を市町

村と共有することで、中古ハウスの登録制度と連動し、新たな担い手への農業資産の円滑な継承を図っていきます。

**○34番（岡田芳秀君）**　よろしくお願いします。知らない人に貸すのはちゅうちょするとかという意見もありますけれども、やっぱり初期投資もかなり高額になりますし、せっかくの施設を有効活用するということで、それがつながるような、利用できるような仕組みをぜひつくって活用していただければというふうにも思います。

最後になりますけれども、荒廃農地を発生させないための対策についてお聞きをしたいと思います。山裾ばかりでなく平野部でも、耕作放棄地が長期間放置をされて荒廃しているのを多く見かけるようになりました。非常に残念に思います。一旦耕作放棄地になると、すぐ草や木が繁茂して、元に戻すのは本当に大変です。

様々な事情があってそうなっているとは思いますが､環境悪化あるいは鳥獣被害にもつながっていきます。そのような状態になる前に、農地を担い手につないでいくための出口対策が重要ではないかと思います。

独自に事業を立ち上げて荒廃農地対策に取り組んでいる市や町もあります。また、県内各地で、農地を次世代に引き継いでいくための地域計画の話合いも行われているところです。

荒廃農地を発生させないために県としてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　荒廃農地の増加を防ぐためには、離農する農家の農地を、地域で規模拡大を目指す方や新たに参入を希望される方に円滑に引き継いでいくことが重要です。地域計画の話合いの中で、地域の中核的な農業者からは、分散している農地をまとめて効率的に作業ができれば、規模拡大に向けてさらなる農地の引受けが可能であるといった御意見をいただいております。

集約化に向けましては、作業効率が高まる農地の配置ができる区域や、引受けが可能な面積など、担い手同士で具体的に話し合うことが有効であると考えています。現在、高知市では、稲作の多い地区で、主要な担い手同士が、規模拡大の可能な区域を調整する話合いを進めています。

今後は、高知市の取組を参考に、他の市町村にも実施を促していくことで、担い手への農地の集積・集約化を促進し、荒廃農地の発生防止につなげてまいります。

**○34番（岡田芳秀君）**　地域計画でいいますと、全国的に、10年後の後継者、農地を引き継ぐ人が決まっていないのが17都府県で５割強と、５割強が10年後の引継ぎ手がいないという状況です。本県でいえば、61.6％が10年後の農地の引継ぎ手がいないというのが農水省が公表した数字となっております。

そうした中で、地域での話合いをしながらこれを引き継いでいくということを急いで取り組んでいく必要があると思います。これから農業の構成を見ても、経営している方の高齢化も進んでおります。

やはり、地域のそういう担い手を中心に、本当に意欲のある方に集まっていただいて、地域をどうするかという話合いをこれからもっと強めていくということが大切と思いますけれども、農業振興部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　お話もありますように、そして先ほど申し上げましたように、地域で担い手、しっかり規模拡大あるいは農地の引受けができる方でお話合いを今高知市でも進めております。

これをしっかり県内へ広げていって、少しでも農地が有効に活用されるようにつなげてまい

りたいと思います。

**○34番（岡田芳秀君）**　よろしくお願いをいたします。

農業をめぐっても本当に厳しい状況も続いておりますけれども、若手の意欲のある方もおります。しっかり農業施策を進めながら、そういう若手の皆さんの声も聞きながら、農業振興のために頑張っていただきたいと思います。

米の問題でも話をさせていただきましたけれども、今本当に米離れということで、消費も、１年間に食べるお米の数も減っています。そして、一方では高齢化、小規模農家の離農ということもあります。その中で、主力の米を守るということが大事だと思います。

直近の農林業センサスを見てみますと、米農家数の推移ですけれども、2020年、５年前には約71万4,000経営体がありました。直近の2025年、５年後、今約53万3,000経営体に減っております。僅か５年間で農業経営体、米の経営体が18万1,000経営体、25％減っているんです。４分の１、僅か５年間で。

そして、地域では、あと５年したら米の作り手がいなくなるというような声も聞かれているわけでございます。規模拡大も必要ですけれども、地域で家族経営が、高知県でも97％が家族経営、そうした経営も含めてしっかりと農業で食べていけると、持続可能な農業にしていくための施策が今本当に求められているというふうに思っております。

世界でも、高知は人口減少ですけれども、世界はこれからまだ人口が増えるということでございます。そうした中で、いつまでも安いお金で外国から買えるという状況がいつまで続くかも分かりません。本当に国民の食料をしっかりと確保するということが、今、国の施策、また県の施策でも求められていると思いますので、農業の振興のために県の皆さんも頑張っていただきますように要請をいたしまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、岡田芳秀議員の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明11日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後４時55分散会

## 令和８年３月11日（水曜日）　開議第７日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長 | 門　田　純　一　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長職務代理者 | 松　尾　晋　次　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主査 | 宮﨑由妃君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第７号）**

令和８年３月11日午前10時開議

第１

第 １ 号　令和８年度高知県一般会計予算
第 ２ 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 ３ 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 ４ 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 ５ 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算
第 ６ 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 ７ 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算
第 ８ 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 ９ 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案

第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
第２　一般質問（一問一答形式による）

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

**東日本大震災犠牲者に対する黙禱**

**○議長（三石文隆君）**　議事に先立ちまして申し上げます。

本日３月11日は、東日本大震災から15年目に当たります。

これより、東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、１分間の黙禱をささげたいと存じます。

御起立願います。

（全員起立）

**○議長（三石文隆君）**　黙禱。

（全員黙禱）

**○議長（三石文隆君）**　黙禱を終わります。

着席願います。

――――― ∽∽∽ ―――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

前田公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、松尾公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

――――― ∽∽∽ ―――――

**質疑並びに一般質問**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和８年度高知県一般会計予算」から第72号「春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第１号「令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

水野雪絵議員の持ち時間は35分です。

28番水野雪絵議員。

**○28番（水野雪絵君）**　おはようございます。28番、県民の会、水野雪絵です。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、物価高対策におけるこども食堂への支援について子ども・福祉政策部長に質問いたします。

私は、2020年に高知にＵターンして以来、地元高知市を中心に、県内の様々なこども食堂にてボランティア活動に従事させていただきまし

た。そこでは、出されたおやつを母親のために持ち帰ろうとする小学生や、何軒ものこども食堂を開催日ごとにはしごしている児童であったりと、まさに高知の現実でした。

こども家庭庁のホームページ内によると、我が県は独り親世帯の割合が全国平均の1.3％に比べ1.86％と高く、また平成28年度に高知県が独自に実施した高知県子どもの生活実態調査では、生活困窮世帯と考えられる割合は約33％と、大変厳しい状態となっていると書かれてあります。

そんな我が県においては、他県と比較しても、こども食堂の重要度も高いと思われます。ただ、子供たちにとって非常に重要な第３の居場所になっているこども食堂が、昨今の物価高による食材料費の高騰に伴い、運営の厳しくなっているところが数多く出始めています。

そんな本県のこども食堂に対し、より具体的な支援策をどのように考えていらっしゃるのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　本県では、こども食堂が持つ、子供や保護者が安心して過ごし、子供たちを見守り、子育て家庭の孤立感や不安感を軽減する居場所としての機能に期待をして支援を行っているところでございます。

具体的には、こども食堂の開設や運営を支援するため、食材費や備品購入費、広報費など必要な経費への補助を実施しております。また、県社会福祉協議会に子供の居場所づくりに関するコーディネーターを配置しまして、開設準備や補助金の申請を支援するなど、様々な相談にきめ細かに対応しているところでございます。

さらに、こども食堂のスタッフのスキルアップ研修の実施や、こども食堂同士の情報交換の場であるネットワーク会議の開催、そして寄附食材の配付などにより運営をサポートしているところでございます。

**○28番（水野雪絵君）**　ただ、この物価高により、食材を調達するのが苦しくなり、自作の野菜を使用するなど、もろもろを工夫して開催している食堂も多い中、子ども食堂支援事業費補助金の補助基準額に今後物価が反映される予定があるのでしょうか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　こども食堂は、地域の方々が住民からの食材等の寄附やボランティアの協力などを得ながら運営し、地域全体で見守り支え合う共助の取組でございます。県の役割は、こうした地域の自主的な活動を後方支援するものであり、こども食堂への補助につきましても運営経費の一部を補助することを基本としております。

また、令和６年度の補助金活用実績を見ると、運営者の自己資金を過重に充当している事例はなく、物価上昇を踏まえても、過度な負担にはなっていないと考えているところでございます。

このため、来年度も現行の補助基準額による補助を継続することとしておりますが、今後とも各食堂の状況もお聞きをしながら適宜判断していきたいと考えております。

**○28番（水野雪絵君）**　ありがとうございます。

現在、こども食堂の補助対象経費は、運営経費として、報償費、旅費、消耗品費・食材費など需用費などで１回当たり8,500円以内で、補助率は定額となっています。また、食事を通して社会行事を体験する機会を子供たちに提供することを目的とした行事食経費も、こども食堂１か所当たり３万3,000円以内で、こちらもやはり補助率は定額となっています。

一口に、こども食堂といっても、地域のコミュニティーの場として月に１度開催するところもあれば、子供やその家族の貧困対策として毎週開催しているところもあり、食事の提供以外の

活動としても学習支援や読み聞かせなど学習の場や体験の場もあり、１回の参加人数が数人のところもあれば200人以上のところもあり、各食堂によって活動の意義も異なり、内容やスタイルも幅広いのが現状です。ただ、どこも共通に、昨今の物価高により、現行の補助基準額のままでは運営が厳しくなってきております。

食堂への参加人数などに応じて補助基準額を設定するような制度ができないものでしょうか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　こども食堂への補助金は、企業や個人の皆様からの御寄附から成る子ども食堂支援基金を財源としておりまして、こども食堂を安定的、継続的に支援するため計画的に活用しているところでございます。

補助基準額につきましては、より多くのこども食堂に補助金を活用いただけますよう、標準的な規模のこども食堂を基本として算定しておりまして、参加者からの一定の負担金徴収も想定をしておるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、こども食堂は基本的には地域における共助の取組でございます。県としては、運営費の一部を補助する考え方でございます。また、お話にありましたように、参加人数に応じた補助基準額の設定は、補助金申請手続が複雑化することも懸念されるところでございます。そのため現行の補助基準額は、参加者にかかわらず一律の金額としているところでございます。

一方、こども食堂の増加に伴いまして、その規模や運営形態も多様化しているところでございますので、こども食堂運営者のお声をお聞きし、実態を把握しながら、補助の在り方について検討していきたいと考えております。

**○28番（水野雪絵君）**　現在、県下のこども食堂の数は109団体、123か所、人口10万人当たりの箇所数が全国でも第５位と。これは、あったかい気質の高知県人ならではの、先ほど部長からもお話がありました自助や共助、こういった数字かと思っています。

今、地域住民の困り事が複雑化する中、行政の対応が難しい一番の理由に孤立化が関係していることが少なくありません。地域の高齢者と共に地元の旬の食材を使って、昔ながらの伝統食、郷土料理を作ることで、子供たちは食文化を学び、その歴史を知ることで、ふるさとであったり地元への愛着が生まれ、食育効果も生まれると思っています。地域共生社会と言われる中、こども食堂は、地域での子育てを通じて様々な世代の方が生きがいや楽しさを持ってお互いにつながる場として活用できます。

こども食堂は、単に子供たちに食を提供するだけの場ではありません。食事の場には、調理や配膳する人、子供たちのお世話を焼く人、地域の大人が大勢関わっています。地域全体で子育てを介してその場所で交流を図ることで、一つのコミュニティーとなっています。こうしたつながりが地域力を高め、大規模災害が発災した際の共助につながるとの研究結果も数多く報告されています。

ちなみに、昨日の夕方のさんさんテレビとテレビ愛媛共同の防災番組で、月に１度200食を提供しているこども食堂が出ておりました。災害時の炊き出しの訓練を兼ねて開催されているそうです。米が何升必要でどれぐらい時間がかかるのか実際に作っていないと分からない、その言葉のとおりだと思います。また、災害時も顔の知った人たちと若者が協力すると立ち直りも早い、そういった高校生の言葉が非常に印象的でした。

こども食堂は地域防災とつながっているのがお分かりいただけたかと思います。南海トラフ地震を避けては通れない本県だけに、こども食

堂など地域の触れ合いやコミュニティーの場の重要性を改めて御認識いただき、有効かつ即効性のある対策をお願いする次第であります。

次の質問に移ります。災害発災時の避難所におけるコミュニケーション支援ボードの設置について危機管理部長にお伺いします。

私は、平成23年ちょうど15年前の今日、東日本大震災が発災した際、関東の茨城県で被災しました。その際の経験を基に防災士として、またこうち男女共同参画センターソーレ主催、女性防災リーダー、こうちＪＢＬとして活動してまいりました。そのほかにも、多文化共生まちづくり委員会にて留学生や技能実習生など外国人の方々と活動する中、発災時の避難所には、言葉による意思疎通の難しい方が絵や文字を指さすことで意思を伝え合える視覚支援的なツールであるコミュニケーション支援ボードが必要だ、そういった声をお聞きしています。

コミュニケーション支援ボードの重要性についてどのように考えていらっしゃるのかをお伺いします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　コミュニケーション支援ボードは、外国人だけでなく障害者など話し言葉での意思疎通が苦手な方たちと、イラストなどを指さし合うことでコミュニケーションを助けるものだと認識しております。特にこのボードは、災害時の日常とは勝手が違う避難所において、お願い事や質問を話し言葉以外で視覚的に伝える手段として重要なツールだと考えております。能登半島地震の際には、避難所で聴覚障害者などとの意思疎通を図るため、このボードが活用されたと承知しております。

切迫度が高まっている南海トラフ地震は、被害が甚大で、避難所に避難する外国人や障害のある方などが多くなると考えられますため、このボードが活用される場面は多いものと思われます。

そのため、あらかじめ避難所にコミュニケーション支援ボードを整備しておくことで、外国人や障害のある方など要配慮者への支援につながるものと考えております。

**○28番（水野雪絵君）**　ありがとうございます。

私自身の体験でも、避難所暮らしがいわゆる災害弱者にとっていかに大変かは実感いたしております。視覚支援が必要だとされる日本語が読めない外国人であったり、聴覚障害者や発話困難者、発達障害者、また被災時のストレスを抱えた避難者にとっては、先ほどおっしゃっているとおり、文字情報だけではなくイラストやピクトグラムなどで分かりやすく絵文字で伝えたほうが理解が早く、次の行動へと移りやすいと思われます。

言語支援のアプリに関しては、発災直後の混乱の中で使えないことも多かったり、スマートフォンやタブレットの電池がないと使用もできません。その点からも、ボードによる視覚支援の必要性を強く感じております。

また、女性にとっては、下着ですとか生理用品などが欲しくても口に出しづらい状況の中で、イラストによるコミュニケーション支援ボードがあれば、言葉に出さず指さすだけで構わないので、ストレスは随分軽減がされます。

費用もさほど必要のない災害発災時の避難所へのコミュニケーション支援ボードの導入は、県に主導していただければ、それほどハードルが高いわけではありません。県主導で進めていただきたいと考えますが、危機管理部長、ボードの導入についての予定の有無をお聞かせください。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　避難所につきましては、法令上、市町村が開設などを行うこととなっておりその資機材も整備しています。

そうした中、県といたしましては、円滑な避難所運営を支援するために避難所における要配

慮者支援ガイドを作成して、市町村にこのガイドの活用を呼びかけております。この中では、外国人や障害のある方との意思疎通の手段としてコミュニケーション支援ボードの活用を示しています。しかしながら、このボードを現時点で整備している市町村は７市町村にとどまっており、不十分な状況にあります。

このため、市町村に対して、コミュニケーション支援ボードの重要性や、避難所への整備が地域防災対策総合補助金の補助対象であることを改めて周知し、さらなる整備を促してまいります。

**○28番（水野雪絵君）**　ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

そして、全国には、県のホームページ上にボード例を載せてプリントアウトを勧めているところも数多くございます。ぜひ、各市町村によって随分と温度差があるだけに、ここは県主導でお願いしたいところだと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続いての質問に移りたいと思います。大震災発災時のペット防災について健康政策部長にお聞きいたします。

我が県のペット飼育率は全国的にも上位で、犬に限るとその飼育率は6.16％。香川県、三重県、岐阜県に続いて第４位のペット県です。しかしながら、日々ペット災害危機管理士として活動しておりますと、県内の各市町村においてペット防災に対する考え方や対応に温度差があるように感じています。

平成27年９月に起きた関東・東北豪雨で茨城県の鬼怒川が氾濫したとき。皆さん御記憶にございますでしょうか。あのとき、犬を抱きかかえた女性と家族が逃げ遅れ、自衛隊に救助される映像が全国に報道され、以来ペット防災についての考えが広まりました。

以前と違って、今やペットは家族も同然と考える方が増えています。万が一大きな災害に遭遇した際、ペットを助けようとして避難が遅れたり、離れているペットが心配で保護に出向いて二次災害に遭うなどのケースが増えています。

先日、オーテピアで行われた県主催のペット防災講座に、私も動物愛護推進員として参加しておりました。この参加者数はここ数年と比較してどうだったのでしょうか、健康政策部長にお伺いします。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　ペット防災講座の参加人数の推移は、令和４年度が38人、５年度が115人、６年度が74人、今年度につきましては26人で、例年と比べて少ない結果となっております。

参加人数が100人を超えました令和５年度は、能登半島地震の発災後間もないタイミングでの開催であったため、県民の皆さんの関心も高かったものと考えております。このため日頃から、ペット防災についての意識を高める啓発を強化してまいりたいと考えております。

一方で、今年度の参加者が少なかった理由は定かではございませんが、高知龍馬マラソンがあって行けないという声もいただいております。このため今後、より多くの方に参加いただくために、開催時期などについても検討してまいりたいと考えております。

**○28番（水野雪絵君）**　ありがとうございます。自分もこの日参加していただけに、本当にすごくよい講座でした。やはり行けなかった方の中に、高知龍馬マラソンの応援があって行けない、そういった方が非常に多かったので、ちょっと残念でなりません。

ペット防災の重要性を伝えるのに役立つこうした講演などを開催される場合、次回以降ぜひウェブ視聴、またアーカイブ視聴を県のホームページなどに掲載していただきたいと思われますが、健康政策部長いかがお考えでしょうか。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　御提案のありました講演会のウェブ視聴やアーカイブ掲載は、ペット防災に関する情報を時間や場所の制約なく提供できるということで、大変有効であると考えております。

今後の講演会の開催に当たりましては、より多くの方に講演会の内容が届けられるよう、そうした手法も取り入れてまいりたいと考えております。

**○28番（水野雪絵君）**　ありがとうございます。私自身が保護犬の里親でもあり、また愛犬家の一人としても、ペット飼育率が上位の我が県だけに、このペット防災の重要性が非常に大事だと思っています。ぜひともよろしくお願いいたします。

続いての質問に移ります。令和５年２月の定例会で、現高知市長の桑名龍吾議員が、文科省が定める地方移住などに伴う区域外就学制度の活用について質問をされています。徳島県で導入されている、いわゆるデュアルスクール制度のことです。それに対し、当時の教育長は、市町村教育長会などで情報提供を行いますとともに市町村の取組を支援していきたいと答えておられました。

昨年の朝ドラあんぱんブームもあってか、高知県に興味を持ち、おおらかな高知への移住を希望する人も増えています。しかし、残念ながら、子供がいる家庭は移住を断念することも多く、その理由の上位に子供の転校があります。子供を転校させることが不安で、抵抗を持つ家庭は少なくありません。

その点、文科省が定める地方移住に伴う区域外就学制度を活用し、子供たちが住民票を移すことなく、もう一つの学校で一定期間の義務教育を受けることができるいわゆるデュアルスクール制度は、住民票がある居住地域の学校に通学していなくても、滞在先となる例えば高知県内の受入れ校に登校していれば、多くの場合出席日数として認められるため、若い子育て世代にテレワークが広まる今、サテライトオフィス勤務やリモートワークでのワーケーションで都市部との二地域居住をしたい人には需要があるはずです。地域みらい留学にもつながろうかと思っています。

このすばらしい大自然に囲まれながらの高知での生活は、ＡＩが絶対に与えてくれることのない実体験が得られます。このことは、伸び伸びと子育てしたいと考える家庭にとって、他県にはない大きな魅力の一つです。お試し留学をきっかけにし、関係人口を増やすことで、本格的な教育移住へとつながるのではないでしょうか。

以上の点により、このデュアルスクールに見られるような手軽にできる、ハードルが低い、住民票を移さずに出席が認められる短期間のお試し留学については、本県においてぜひ広げていただきたいと思っています。教育長に所見をお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　住民票を移さずに短期間のお試し留学ができる区域外就学制度は、県内でも高知市、香南市、土佐清水市、中土佐町、大月町の５市町で活用されているほか、東洋町と仁淀川町でも活用が検討されるなど、各地で広がりつつあります。

県教育委員会としては、知事部局と連携し、区域外就学制度を活用する市町村の情報を高知県移住ポータルサイトで広く発信するとともに、この制度を通じて移住につながった県内外の好事例を市町村教育委員会へ共有してまいります。

**○28番（水野雪絵君）**　ありがとうございます。私もちょうど、うちの娘が子育て世代で、そして自分も二拠点で生活しているため、関東でのいろんな若者のお話を耳にする機会があります。やはり手軽でハードルが低い、今の若者たち、

本当に、タイパといって、私たち世代と随分変わってきているなといった印象があります。

高知で子育てをしたいのに移住を断念している理由がここだと分かっているだけに、ぜひ県の皆さんでこれを御検討いただいて、県主導でどんどん進めていただきたいと思っています。ありがとうございます。

初の登壇で緊張する中、執行部の皆様には本当に丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

自分自身が先日大学生たちと話していて思ったことです。県外から来ている学生さんたちの大半が、卒業後は地元に帰ると皆さんおっしゃっていました。その理由をお伺いすると皆さんほぼ同じでした。子供の頃から手厚く育ててくれた地元に恩返ししたい、皆さん口をそろえてそうおっしゃっています。子供たちは本当に、見ていないようですごく見ていると思っています。親でしたり周りの大人たちの姿を。

子供たちが、食べることであったり学ぶことであったり、何かを諦めるようでは駄目だと思っています。高知で生まれてよかった、高知で育ってよかったと思えるような、住民に寄り添った政治の必要性をすごく痛感しています。

私自身も、高校を卒業し関東へと出ていった経験もあり、今自分自身が恩返しのつもりで高知へとＵターンして今に至ります。高知の未来のためにしっかりと頑張っていきたいと思っています。時間がすごく余ってしまいましたが、初質問ですごく至らないところもあったかと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、水野雪絵議員の質問は終わりました。

ここで10時35分まで休憩といたします。

午前10時28分休憩

―――― ∽∽∽∽ ――――

午前10時35分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸議員の持ち時間は50分です。

12番下村勝幸議員。

**○12番（下村勝幸君）**　自由民主党会派の下村勝幸です。本日はくしくも、東日本大震災の発生から15年目の朝となります。犠牲になられた皆様の思いに心を寄せながら、質問に入りたいと思います。

まず、最初の質問は、私が最も敬愛するジョン万次郎先生の生誕200年記念イベントについてお伺いいたします。

ジョン万次郎こと中浜万次郎先生が生まれた日は、1827年１月27日、旧暦の文政10年１月１日であります。その年から数えて今年は生誕199年目に当たり、そして来年が生誕200年という記念すべき年になります。この記念すべきときを捉え、県として盛大なイベントを開催すべきと考えます。

そこで、お聞きいたします。県として、このジョン万次郎先生の生誕200年祭に向けて何か特別なイベントは計画されていないのか、文化生活部長の御所見をお伺いいたします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県では、ジョン万次郎先生の生誕200年に当たる令和９年に、日米草の根交流サミット高知大会を実施する予定としています。現在、実行委員会形式での実施に向けて準備を進めているところです。

このサミットは、ジョン万次郎先生とホイットフィールド船長の友情をきっかけとして、日米両国の絆を深め合うことを目的とした交流イ

ベントで、毎年、日本とアメリカで交互に開催されているものです。日本で開催される際には、アメリカからホイットフィールド船長の子孫の方など幅広い世代の方々が参加をされるとお聞きをしています。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

ぜひ盛大なイベントにしていただきたいと思いますが、過去を振り返ってみましたら、15年前の2011年６月には、日米草の根交流サミットが、アメリカからも――先ほど部長からもお話がありましたように――95名の参加者を迎え、県内各地での地域分科会を通じ活発な交流が行われたと聞いております。

今回も土佐清水市をはじめとして県内全域でのイベント開催になればと考えますが、文化生活部長の御所見をお伺いいたします。

**○文化生活部長（池上香君）**　サミットでは、ジョン万次郎先生の出身地である土佐清水市でオープニングセレモニーを開催するほか、県内の市町村に御協力いただき、地域の資源や特色を生かした体験プログラムを実施する予定です。あわせて、県内各地でホストファミリーを募集し、アメリカからの参加者にホームステイをしていただき、草の根の交流を深めることとしています。

県としましては、市町村や民間団体、地域のボランティアの皆様と一体となって、県内全域でサミットを展開できるよう取り組んでまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

ぜひ本当に、せっかくの200年という記念すべきときですので、県内全域が盛り上がるようにぜひお願いしたいと思います。

それから、今からちょうど10年前の平成28年２月議会におきまして、ジョン万次郎先生の大河ドラマ化について私は質問をいたしました。しかしながら、よくよく考えてみますと、ジョン万次郎先生の興味深いエピソードであったり活躍の舞台が主にアメリカを中心とする海外になりますので、ハリウッド等の映画業界へのアプローチもよいのではないかと考えたところであります。

そこで、この記念すべき生誕200年祭をきっかけに、まずは国内の映画業界を含むメディア業界等へのアプローチを考えてみてはどうかと考えますが、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　ジョン万次郎先生の大河ドラマ化に向けましては、平成24年に地元の経済界や自治体、そして県も参画して実行委員会が設立され、ＮＨＫ放送センター本部への要望や署名活動などに取り組んでいるところです。

また、映画やメディア業界での作品づくりにつきましては、主人公やストーリー、ロケ地などは最終的には制作者の意向で決定されるため、まずはその制作者の目に留めてもらうことが重要だと考えております。

県では、全国の映像関係者が集まるロケ地フェアに毎年参加しており、こうした場でジョン万次郎先生をはじめとする高知の偉人の功績やエピソードなどを広く発信してまいります。その上で、興味を示していただいた制作者には、より詳しい情報の提供やロケ候補地の紹介など、要望に応じて手厚く対応していきたいと考えております。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

今、映画についてメディア関係にということでお話ししましたけれど、私は大河ドラマ化について諦めているわけではございませんので、ぜひこれからも大河ドラマ化については各所への働きかけをお願いしたいと思います。

それでは、200年前から今度は現代に戻りまして、スペースポート高知についてお伺いしたい

と思います。

昨年の10月15日、一般社団法人スペースポート高知の皆様方が勉強に勉強を重ねて作り上げた提言書を知事に手交させていただきました。そうした皆様の熱い思いを酌んでいただき、来年度のスペースポート高知に関する調査予算を組んでいただいたものと思います。私からも、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

私自身､これまでにこの本会議におきまして、宇宙関連の質問からスペースポート高知実現の可能性に至る質問まで、数回にわたり質問してまいりました。最初は、高知県庁の中に宇宙に関する所管課を決定していただくところから始まり、執行部の皆様に、このスペースポートがもしあったとしたらという仮定の話を基に夢を語っていただいたこともありました。

そんな夢いっぱいのこのプロジェクトに対して県として調査予算が組まれたことは、関係者の一人として大変うれしく思っております。また、同僚議員の皆様の中にも宇宙産業に関して興味を持っていただける方も増え、本当に最初の頃に比べれば隔世の感があります。

さて、このスペースポート、いわゆる宇宙港に関しましては、来年度、専門機関の協力を得ながら実現可能性の調査を行うことに加え、産学官による研究会を立ち上げ、どういった条件が整えば実現できるのかという観点で検討を行っていただけるというお考えをお聞きしております。我々も、これまでに７回にわたって民間レベルでの勉強会を続けており、相当な知見も蓄積されております。

そうした中、先ほど述べましたように、今議会において、研究会を立ち上げ、さらに検討いただけるということになっております。

そこでまず、お聞きいたします。この研究会は具体的にどのように進めていかれるお考えなのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　研究会は、昨年10月にスペースポート高知からいただいた提言について、本県での実現可能性について検証するために設置をいたします。研究会は、県内外の大学等の宇宙ビジネスの専門家や経済界の有識者、自治体関係者などで構成し、年度末までに３回程度開催する計画でございます。

研究会では、まず専門機関に委託をする調査項目について御意見をいただきます。さらに、国の政策動向や他県の先行事例についても共有をした上で、委託調査の結果も踏まえ、実現可能性について検討する予定としています。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。まだまだ、今回７回にわたって勉強会を続けたわけですけれど、相当またいろんな角度から研究せねばならないテーマがあると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そして、今年一年をかけて調査並びに研究会を行うということになっておりますが、ここである一定の結論が出ると考えてよいのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　研究会では、実現可能性があるなしだけの議論にとどまらず､議員のお話にありましたとおり､どういった条件が整えば実現できるのかといった観点で検討することとしています。こうした研究会での議論を踏まえ､県としての関わり方について、年度末までには一定の考え方を示したいと考えております。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。本当に今回は県の皆さんが力を貸していただいて、そして皆さんで力を結集していろんな方向から検討していただけるということですので、ぜひ前向きな検討になるようにお願いをしたいと思います。

そしてまた、宇宙産業分野担当のチーフを設置するというふうにしておりますが、この方の

役割はどのようになるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　宇宙産業担当チーフの役割は、主に４つございます。１つ目として、スペースポートの実現可能性を検討する研究会の事務局機能を担います。２つ目として、専門機関に委託をして行う調査の進捗管理です。３つ目として、国の政策の動向や先行事例などの情報収集、そして４つ目として、庁内外の関係者との調整といった役割を担っていただきます。

こうした体制を整えることで、いただいた提言を県としてしっかり受け止め、提言の実現可能性について関係者の御意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございました。私、今４つの目的を聞きましたけれど、その中でも特にやっぱり調整の役割の部分が大きいんじゃないかなというふうにも思うところです。ぜひいい方向で進むようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、農業振興についてお伺いいたします。

この質問の準備をしていた２月28日、アメリカとイスラエルがイランとの戦闘状態に入り、ホルムズ海峡が封鎖状態となりました。現在も、この狭い海峡を航行するタンカー等が事実上航行不能となっております。これにより、原油やＬＮＧ等の流通に支障を来す事態となり、今後の世界経済への影響が非常に危惧される状態となっております。

本県の基幹産業である農林水産業は、この影響を大きく受ける業界であるため、県としてもしっかりサポートできるように、国とも連携しながら対応をお願いしたいと思います。

さて、そうした中、ここでは特に農業分野の加温設備についてお伺いいたします。御存じのように、県内の施設園芸の多くが冬の加温のためにＡ重油を使用しておりますが、人口減や高齢化が進む中、そうした燃油を配達している業者さんの中には、その配達業務に支障を来す事態も起き始めているとお聞きいたしました。このＡ重油の配達が滞ってしまうような事態になれば、施設園芸の皆様にとっては大変な事態となってしまいます。

県では以前より、ＬＰガスによる加温設備の提案を行っていたようでありますが、これまでは、Ａ重油による加温設備に比べてＬＰガスによる加温設備はどうしても特注になってしまうということもあり、割高であったように聞いておりましたが、昨今の技術開発によって、その価格差もだんだんと縮まってきたように聞いております。

そこでまず、１点お伺いいたします。現在の県内の施設園芸における加温設備の状況は、おおよそで結構ですので、どのような状況なのか、農業振興部長にお伺いいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　国と県の調査から、加温設備を使用したハウスの面積は、令和４年度の数値となりますが、947.1ヘクタールで、燃料別の割合を申し上げますと、Ａ重油が77％、Ａ重油とヒートポンプの併用が17％、木質バイオマスが５％、ＬＰガスが１％となっており、大半がＡ重油を使用している状況です。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。Ａ重油がほとんどであるということでございます。

そして、今回のように中東の湾岸地域で紛争が発生し、特にホルムズ海峡のような場所でのタンカーの航行に支障を来す場合、原油価格は大きな影響を受けることとなります。しかしながら、ＬＰガスの産出先は中東の産油国に限られていないこともあり、こうした紛争時においても比較的安定した価格で維持される傾向にあ

るそうであります。

さきに発生したロシアによるウクライナ侵攻によって原油価格が急騰したときでも、ＬＰガスはそれほどの大きな価格変動は起きなかったそうであります。また、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、施設園芸に設置してある重油タンク等の津波による流出被害軽減策としても、ＬＰガスによる加温装置は効果を発揮する可能性が高いのではないかと考えるところです。

そこで、お聞きしたいと思います。Ａ重油による加温設備からＬＰガスによる加温設備への移行の可能性について県としてはどのように考えておられるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　ＬＰガスは、南海トラフ地震対策としましては、ハウスの一部撤去が必要となる場合がある震災対応の重油タンクへの転換と比べて、タンクの設置スペースが小さいＬＰガスへの転換は有効と考えます。また、漏れ出た際には空気中に拡散するため、土壌など環境への影響が少ないなどの特徴もあります。さらには、燃焼時の$CO_2$排出量がＡ重油に比べて15%程度少なく、環境負荷低減の効果もあります。また、生産者にとっても、エネルギー効率が高く、すすなどの発生が少ないため、ボイラーのメンテナンスの手間が少なくなるなどのメリットもあります。

一方で、ＬＰガス使用のボイラーは、重油ボイラーに比べて高い、農業分野では供給体制が整っていない、ＬＰガスの価格がＡ重油より高くなる傾向があるといった課題がございます。しかしながら、課題は幾つかあるものの、総合的に見てＬＰガスはハウスの加温燃料として大きな可能性があり、県としては進めていきたいと考えています。

このため、課題の解決に向けまして、供給体制の構築に向けたＬＰガス販売事業者との協議や、設置導入コストを抑えるため既存の重油ボイラーをＬＰガス仕様に改修する方法についての検討を行っていきます。あわせて、ＬＰガスの有効性を生産者に周知し、普及を図っていきたいと考えています。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。今はやっぱりＡ重油中心で動いております。そして、ＬＰガスの可能性について今回質問させていただきましたけれど、そのバランスも取りながら、ぜひいい方向で行けるように検討していただければというふうに思います。

そして次に、新規就農者が施設園芸を拡大しようとするときに課題となる事柄について御質問させていただきます。新規就農者が施設園芸を始めようとする場合、県からの手厚い支援が受けられます。そうした支援を受けながら就農を続け、５年目を迎える頃には、新規就農者の皆様もだんだんと農業への自信を持つようになります。そして、次の規模拡大へチャレンジしようとするときに新たな壁が現れるとのことでありました。

資材価格が高騰する中にあって、それに対する県からの補助額が追いついていないのが現状だそうであります。こうした規模拡大に対する資金繰り等の問題によって断念されるケースが多いとお聞きをいたしました。

そこで、お聞きいたします。資材価格が高騰する中で、こうした支援内容の継続的な見直しを行っていくお考えはないのか、農業振興部長にお伺いいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　就農後５年を経過した生産者が規模拡大を行おうとする場合、園芸用ハウス整備事業で、本人の経営計画に基づき、新設ハウスや中古ハウスを選択できるようにしております。

これまでも、資材価格の上昇などの状況に応じて支援内容の見直しを行っておりまして、令

和７年度には、近年の資材価格高騰に対応して、新設するハウスの補助対象限度額を10アール当たり300万円引き上げたところです。さらに、近年の高温の影響への対応として、高温対策に必要な設備を導入する場合、10アール当たり200万円を上乗せする新たなメニューを追加しました。

今後も、資材価格の動向や、補助事業で整備したハウスの事業費などを分析し、状況に応じて支援内容の見直しを検討していきたいと考えています。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

また、若い就農者とお話をする中で、自分たちの経営に見合ったハウスを整備するための知識や情報がその方たちに十分に行き届いているのだろうかと心配になりました。

そこで、お聞きをいたします。こうした若い就農者がハウス整備をする際には、より具体的かつ参考となる情報の提供が必要ではないかと考えますが、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　ハウスを整備する際には、栽培品目、技術力、資金力に応じた投資としていくことが重要となります。整備を行おうとする生産者の判断材料となるよう、ハウスの形状や導入機器の種類など、ハウスの仕様や事業費などの提供をしていく必要があります。

そのため、県では、ハウス整備事業の実績に基づいて、参考となる情報を整理し、ＪＡの品目部会や県が開催するハウス整備の勉強会など機会を捉えて提供していきたいと考えております。あわせまして、ＪＡのブロック単位の営農セクションと農業振興センターが連携して、ハウス整備の意向がある就農者などからの相談体制の強化も図ってまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

ぜひ若い就農者の皆さんが途中で規模拡大について断念することがないように、頑張ってまた指導のほうもよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、水産業振興についてお伺いいたします。

先月27日、高知定置漁業研修会に弘田県議また土森県議と共に出席させていただきました。その研修会の中で、網漁具水中動態解析システム、ネット・ジオメトリー・アンド・ロード・アナリシス・システム、通称ＮａＬＡシステムと言われるそうですが、そのお話を聞かせていただきました。

これを簡単に申し上げるなら、可視光が届きにくい水中での定置網の形状を可視化するシステムであります。このシステムを活用すれば、定置網が設置されている海域の波情報を基に、定置網のどの部分に大きな負荷がかかるのか、またその逆もしかりで、どこは負荷が少ないのかが一目で分かる仕組みになっております。また、網の汚れがどれほどの負荷をかけるのかも分かります。こうした情報を利用すれば、効率的な網の管理が可能となり、定置網の経営体の皆様にとりましては大きな武器になると感じたところであります。

定置網漁業の皆様につきましては、昨年７月に13の経営体の皆様がお集まりになり、このＮａＬＡシステムについての勉強会が開催されたと伺っております。

そこでまず、お聞きいたします。そのとき集まっておられた13経営体の皆様の、このシステムについての反応はどうだったのか、水産振興部長にお伺いいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　勉強会に参加された定置網経営体の方々からは、このシステムを活用して、潮流の速さや向き、網目の大きさの違いによって網の挙動がどう変わるかを把握したい、台風などにも強い網の構造を知りたいなどの意見をいただいています。

また、システム活用の希望をお尋ねしたところ、参加された経営体のほとんどが、システムを活用したい、もしくは県内の先行事例を見て検討したいと前向きな回答をされているところです。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

そして次に、これまでにも県におきましては、定置網漁業への支援策として急潮予測手法の開発や予報の発出等の支援を行っていただいておりますが、来年度、この通称ＮａＬＡシステムを活用するための支援予算が組まれております。

そこで、次の質問をいたします。このＮａＬＡシステムを活用することができれば、定置網漁業の皆様には、先ほども述べましたが、私は大きな武器になると考えております。今後どのように定置網漁業への支援を進めていくつもりなのか、水産振興部長にお伺いいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　令和８年度は、高知県漁協に所属する２つの経営体が本システムを活用することとしており、県はその活用費用に対して補助を行うことを予定しております。

また、この活用結果を他の経営体にも周知することなどによりまして、システムを活用する経営体を増やしていきたいと考えています。さらに、活用結果を基に、実際に定置網の改良を行う経営体に対しては、国や県の支援施策に基づき支援を行っていきたいと考えております。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

実際、定置に関わっている企業体の皆様が前向きな反応を見せていたということですので、ぜひ皆様にそのメリットであったり活用方法であったり、そういった部分も伝えながら普及のほうをお願いしたいと思います。

それから、御説明いただいた北海道大学の髙木力教授にお聞きしたところ、ほかの漁法でもシミュレーション可能であるとの回答でありました。

そこで、お聞きしたいと思います。このＮａＬＡシステムは、今述べましたように、定置網に限らず他の漁法の皆様の支援にもつながる可能性があるとのことでありますが、今後これをどのようにつなげていくお考えなのか、水産振興部長にお伺いいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　これまで本県の定置網漁業に大きな被害を与えてきた急潮は、養殖業にも被害を与えることがあります。本システムは、養殖に用いる生けす網が潮の流れでどのような影響を受けるか解析することも可能であり、システムの活用によって養殖業における被害の軽減も図られるものと考えております。

このため、養殖事業者にも本システムの有効性を周知し、活用を希望する経営体を支援していくことを考えております。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

ぜひいろんな方にこの内容を伝えつつ、いろんな発展ができるように御支援のほうお願いしたいと思います。

それでは次に、公立大学、特に高知工科大学香美キャンパスについてお伺いいたします。

委員会や政務調査におきまして、時々、高知工科大学香美キャンパスを訪れることがあります。そのときに、このキャンパスは落ち着いた学習をするための非常にすばらしい住環境にあるなあといつも感じるところであります。

しかしながら、高知工科大学は平成９年４月１日に開学し、今年で29年目を迎え、校舎内でも様々な部分の老朽化が進んでいるとも聞いております。私は、特に寮の老朽化が気になっております。部屋によっては雨漏りのある箇所等もあり、早急な改修が待たれます。高知市内にある永国寺キャンパスに比べ、周囲に民間のアパートなどの少ない立地にあっては、こうした住環境の整備は学生を集める上においても重要なポイントであろうと思います。

そこで、お聞きいたします。公立大学における施設整備についてどのように取り組まれているのか、文化生活部長にお伺いいたします。

**○文化生活部長（池上香君）**　大規模な施設整備や修繕については、２つの大学を統括する高知県公立大学法人において、重要度や緊急度を勘案し、優先順位をつけて行うこととしており、県ではその内容を踏まえ、必要な予算の確保に努めています。令和８年度当初予算には、お話のありました工科大学香美キャンパスのドミトリー改修に係る設計費用のほか、県立大学池キャンパスのＬＥＤ化など約２億2,000万円を計上し、今議会にお諮りをしています。

県としましては、今後も引き続き両大学の施設整備や修繕が計画的に進みますよう取り組んでまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。やはりこの大学、高知に来ていただいた大学生が、やっぱり住環境がよくないと、持たれる印象も変わってくると思いますし、学生さんが本当に高知で勉強してよかったなと思えるような住環境整備はぜひお願いしたいと思います。

それから、県では、人口減少対策の一環として、大学卒業時の学生に高知に残ってもらうための取組を推進しております。令和７年４月１日現在のデータによりますと、高知工科大学香美キャンパスの理工系学生の48.7％が大学院に進学し、修士や博士の学位を取得し、企業に就職している実態があります。

都会に比べて給与水準が低くなることは、ある一定仕方ないと思いますが、大学院や博士課程を修了した方と学部を卒業した方の給料や待遇においてそうした内容が十分に反映されているのかが、今後の高知への就職を左右する意味においても大きなポイントになるのではないかと思うところです。

県内企業が優秀な理工系の学生を採用するためには、大学院で高度な研究をした修士や博士の経歴を評価する初任給体系を導入すべきと考えますが、どのようにこれに取り組んでいかれるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　今年度新たに開催した若者応援産学官フォーラムにおきましても、大学側から、理系の大学院卒の学生の持つ専門性や課題発見能力などを評価した給与体系を県内企業においても導入してほしいといった御意見もあったところです。

県としては、産業団体の会合などの機会を通じまして県外企業の状況も踏まえつつ、学生の確保に向けては学歴に応じた給与体系の整備が重要であることについて情報を発信してまいります。

また、企業が給与水準を引き上げるためには、高付加価値型経営への転換を進め、稼ぐ力を高めることが必要です。このため、新設する所得向上のための総合補助金や100億企業の創出支援などを通じて企業の取組を後押ししてまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。先ほどスペースポートのお話もしたところですけれど、これから例えばそういった理工系の学生さんが本当に県内へ就職をしてもらわないといけないと、もっともっとたくさんしてもらわないといけないという状況になったときに、こういった給与体系がきちんと高知の中でも確立できていないとなかなか難しいのではないかなという思いでこの問題を取り上げさせていただきました。ぜひ企業の皆様に、こういったこともあるよということで、きちんと情報の提供もお願いをしていただきたいというふうに思うところです。

それでは次に、教育についてお伺いいたします。

ＡＩによる高度な偽画像や動画、いわゆる

ディープフェイクが社会の信頼を揺るがし、生成ＡＩが生活環境に大きな影響を与える事態となっております。

そんな中、最近話題にもなりましたが、鳥取県境港市の妖怪川柳コンテストが中止になりました。その主な理由は、生成ＡＩによって創作されたものか人間の想像力で創作されたものなのか判断ができなくなったというのが大きな理由でありました。

このように、生成ＡＩを利用すれば、少しのキーワードを入力するだけで、ネットワーク上のデータを利用して簡単に成果物を生成してくれます。この質問で取り上げている教育界におきましても、作文や論文等における課題の提出において生成ＡＩによって作られたものがそのまま提出される場合があるなどの報告が見られるようになりました。

そこでまず、１点お聞きしたいと思います。県内の教育現場において、生成ＡＩによって何か懸念される事態は発生していないのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　生成ＡＩは、子供が課題解決のヒントを得ながら自律的に学習を深めるなど、教育効果を高められるツールとして期待されています。

本年度は、県内23中学校で対話型ＡＩを活用した実証研究に取り組んでおり、これらの学校からは、教師が適切に指導しながらＡＩを利用させることで生徒の思考が深まった、英語の表現力が高まったといった報告を受けています。

一方で、議員御指摘のとおり、生徒が生成ＡＩで作成した作文や課題を生徒自ら作成したものとして提出したケースもあり、教員が再提出を指示するなどの指導を行ったとの報告を受けています。

**○12番（下村勝幸君）**　今、教育長のほうからもお話がありましたが、子供たちによっては、生成ＡＩで作ったものをあたかも自分が作ったように出してしまうケースもあったようにも私のほうでも聞いておりました。

そういった場合、やっぱり生成ＡＩを利用して提出された成果物によって多少教育界でも戸惑いを受けることもあるようにも聞いております。児童生徒から提出される成果物の全てを疑うわけにもいかず、そこをどう担保していくのかがこれからの課題であろうと思います。

こうした事態を招かないためにも、子供たちに生成ＡＩの正しい使い方を教える必要があると思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　本年度、教員を対象に実施いたしました生成ＡＩの利用に関する意識調査においては、ＡＩに過度に依存し自ら考える力が低下すること、ＡＩが生成する情報の正確性や情報が偏ることを懸念する声がありました。このことからも、子供たちにＡＩの特性を正しく理解させ、適切に使うことを教える必要があると考えます。

学校では、子供たちにまず自らの力で考えることを促し、目的に応じて適切にＡＩを活用するよう指導しています。あわせて、ＡＩによって事実と異なる情報が生成される可能性があることや、個人情報を入力すると漏えいのリスクがあることについても理解を図っています。また、御家庭でもＡＩを使うことがあるため、同様の内容を周知しています。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。ぜひ、ＡＩのいい面、悪い面、そのあたりをきちんと分かっていただくような、そういった教育をしていただきたいと思います。

それから、先日の岡﨑県議への答弁におきまして、清水中学校の英語の授業の中で対話型ＡＩを活用した英語学習に利用されているというお話もありましたが、何よりも先生側にそうし

たＡＩ技術に対する十分な理解が必要だと考えております。

そこでお聞きいたしますが、先生方への生成ＡＩに対する教育はどのように行うのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　日々進化を続ける生成ＡＩの技術に対応できるよう、教員のスキルもアップデートしていかなければなりません。そのため、本年度は教員が授業で生成ＡＩを活用することを想定した実践的な研修を実施し、延べ350名を超える教員の参加がございました。

今後も研修プログラムの内容を随時更新し、教員のニーズに合う研修を実施してまいります。あわせまして、先ほども申しました対話型ＡＩを活用した実証研究で報告された好事例を教職員用ポータルサイトや研修会等で発信し、取組の充実を図ってまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。本当に、こういった技術をまた先生方が勉強しないといけない、大変なことになろうと思いますけれど、ぜひ子供たちにきちんと教えるためにも、先生方へのその認識を深めていただけるようによろしくお願いしたいと思います。

それから次に、今年の令和８年度の入学者選抜から導入されたこうちフロンティア募集についてお聞きしたいと思います。この入学制度は、中山間地域の高校活性化を目指すための画期的な制度であり、すばらしい取組であると私は評価しております。しかしながら、教育現場から幾つかの懸念材料があるとの御指摘を受けましたので、御確認させていただきたいと思います。

まず１つ目の指摘が、受験実施時期の課題であります。まず、このこうちフロンティア募集の合格者発表が令和８年１月23日で、通常のＡ日程が３月に行われるのに比べ、随分早く実施されます。この結果、フロンティア募集によって先に結果の出た生徒の学習意欲の低下や、通常のＡ日程を受ける生徒のモチベーションが下がるなどの影響が出ているとのことでありました。

県外からの受験生につきましてはある意味問題ないと思いますが、地域内の生徒の受験実施についてはこうした課題への対応が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　本年度、中山間地域等の県立高校10校を対象として行いましたこうちフロンティア募集は、県内外からの入学生徒の受入れ拡充を主な目的としており、他県の入試日程を考慮し、従来よりも時期を早めて実施いたしました。

県内の中学校からは、こうちフロンティア募集に向けて努力する生徒の姿が学年全体によい影響を与えた、それから本校の生徒は高校入学後も頑張りたいと、合格後も継続して学習に励んでいるといった報告を受けております。

一方で、合格発表後、一部の生徒は中学校での学習意欲が下がった、欠席が多くなったという声も聞いているところです。ただ、このことはフロンティア募集に限らず、公立高校の一般入試より早く試験が行われる私立高校等の合格者においても同様の課題であると捉えています。いずれにしましても、中学校においては、早期の合格者に対して卒業まで学習を続けられるよう、さらに丁寧に指導を行うことが求められています。

今後は、次年度の入試に向け、改めて、今回受験した生徒へのアンケートや中学校、高校への聞き取りを行いまして、本募集の実施時期や検査の内容について検証することとしています。加えまして、合格後の生徒のモチベーションが下がらないように、中高が連携して指導の充実を図ってまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。ここもバランスの問題だと思いますけれど、やっ

ぱり子供たちが、合格した後に次のステージが始まるよということで、そのための勉強が必要なんだよということはきちんと認識してもらう必要がありますし、そのために今こうやって先がある方向へ進んでいるんだよということを理解してもらうような取組をぜひ、今回調査も行われるということですので、その方向でお願いしたいと思います。

それから次に、基礎学力をいかに担保するのかということも課題となっているようでありました。特に本制度は、５教科の学力検査なしで、面接や作文、プレゼンテーション等で合否が判定されます。そうしたアピール力の意欲を重視する一方で、高校入学後の授業についていけるだけの基礎学力をどのように担保するのかが教育現場での課題であると考えます。この入学試験の方法が基礎学力低下をさらに助長することになっては困ります。

そこで、お聞きをいたします。取り越し苦労であればよいのですが、こういった不安材料をあらかじめ潰しておくことも大切なことだと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　こうちフロンティア募集では、面接、作文、プレゼンテーションの中から学校が定めた検査と併せて、中学校から提出されました調査書に基づいて学力等を確認し、総合的に選考を行い、合格者を決定しています。

基礎学力は、高校で学ぶ上で必要不可欠であることから、合格者に対して入学するまでの間継続して学習に取り組むよう課題を出している学校も多数ございます。例えば清水高校では、国語、数学、英語の３教科について毎日90分以上、１か月程度学習ができる問題集を作成し、３月末の合格者登校日に提出するよう求めています。また、椙原高校では、連携中学校と一緒に作成をいたしました５教科の課題を配付し、合格者は入学時まで継続して取り組むこととしています。

今後は、こうした取組を参考に、こうちフロンティア募集を実施する他の高校においても、適切に中学校からの学びを継続する取組を徹底し、生徒の学力定着・向上を図ってまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。ぜひ本当に基礎学力が低下することのないような取組をよろしくお願いしたいと思います。

それから、このこうちフロンティア募集によって県外から75名の合格者があったとの報告がありました。人口減少に立ち向かっている本県にとっては大変ありがたい話だと思います。しかしながら、県外の学生が急激に増えることによって、学生寮等の宿泊先の整備等に苦慮している自治体が増えているとも聞きます。

高知県では、市町村が寮を整備する際、これまでの教育振興施設整備事業費交付金から、現在は高知県人口減少対策総合交付金を通じて、市町村を財政的に支援する仕組みがあります。しかしながら、これは全額ではないために、市町村の負担になっているのも事実であります。

県外からの入学生の受入れに対しては、市町村の負担を極力減らすようなバランスを持った対応が必要かと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　地域みらい留学等の取組により、全国からの入学生徒が増えている一方で、学校によっては寄宿舎等の居住施設が不足し、県外生徒の受入れに対応できないケースが出てきています。このため県では、市町村が地域活性化等のために高校生の居住施設を整備する事業に対し、人口減少対策総合交付金などによる財政支援を行ってきたところでございます。

ただ、生徒数の増加に合わせ居住施設を全て新築することは、県、市町村ともに負担が大きいことから、市町村営住宅の活用や空き家の改

修、下宿先の発掘などの選択肢も検討する必要があると考えております。こうした生徒の受入れ体制の整備について、引き続き県教育委員会も市町村と一緒になって協議を行ってまいります。

あわせまして、生徒の生活面をサポートする寄宿舎指導員を県として新たに配置するなど、ソフト面の支援策も充実させ、市町村の負担軽減を図ってまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。ぜひこの宿所の問題につきましては本当に、今教育長からお話があったとおり、市町村と十分協議しながら、いい方向で進めていただければというふうに思います。

そしたら、この項の最後に、こうち未来創造グローバル人材育成事業についてお聞きしたいと思います。この質問につきましては、３月６日の田中県議の質問によりまして、すばらしい成果が上がっていることがよく分かり、この事業を応援していた私も大変うれしく思った次第であります。しかしながら、本事業に対する国の「トビタテ！留学JAPAN」の事業の指定が令和８年度で終了となるため、今後の事業継続につきましては、本事業に代わる新たな制度や応援していただく企業の皆様の支援継続が欠かせないのではないかなというふうに思ったところです。

そこで今後、この、こうち未来創造グローバル人材育成事業をどのように継続していかれるお考えなのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　国の「トビタテ！留学JAPAN」をベースとしたこの事業では、県内外の企業や大学の御協力をいただきながら、高校生が本県の課題などについて探究する海外留学を支援しています。

本年度の１期生による成果報告会に参加した企業からは、テーマ設定が秀逸で現代社会の課題など今後さらに深掘りできるものばかりだった、高校生が高知県のために何ができるかを真剣に考える姿が頼もしいといった評価をいただいたところです。

また、留学した生徒の保護者からは、留学経験で広い視野を身につけ大きく成長したと思う、困難を自分の力で乗り越えようとする姿勢が身についたなどの感想も寄せられています。

議員のお話にあったように、国の指定は令和８年度をもって終了いたしますが、今後は広報活動を充実し、支援いただける企業のネットワークをさらに広げ、持続可能な事業にしていきたいと考えております。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。本当にすばらしい事業だと思いますので、何とか継続していただけるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に、国民健康保険についてお伺いいたします。

令和12年度の県内における国民健康保険の保険料水準の統一に向けて、高知県では少しずつ準備が進んでいると思います。加入者の方にとって保険料負担が決して軽くない高知県としては、制度の持続可能性を図り、加入者間の負担の公平性を確保するためにも、来年度は非常に重要な年になると思います。

そこで、１点お伺いいたします。ここまでの調整において特に課題になっている点はないのか、健康政策部長に具体的にお伺いいたします。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　令和４年度に県と市町村の間で確認しました統一に向けた基本方針に基づきまして、現在、各課題を解消するための取組を市町村と進めているところでございます。例えばこのうち、国保財政の赤字を補填する一般会計からの繰入れの解消や、保険料の収納率の向上などについては、順調に改善が進んでおります。

一方で、医療費適正化につきましては、１人当たりの医療費に依然として市町村間の格差があり、保険料にも高低が生じている状況でございます。このため、保険料水準の統一によりまして保険料を引き上げざるを得ない市町村があることが主な課題であると認識しております。

県としましては、引き続きデータに基づく効果的な医療費適正化に取り組みまして市町村格差を圧縮すること、そして将来の保険料全体を抑制していく必要があると考えているところでございます。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

また、来年度は県と市町村において、これまでの取組状況について中間確認を行い、今後の進め方を改めて協議することになっているとお聞きをしております。

そこで、確認したいと思いますが、令和12年度には予定どおり保険料水準の統一を図ることができるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

**○健康政策部長（中嶋真琴君）**　お話にありましたように、来年度は令和12年度の保険料水準の統一に向けた中間確認を行う年となっております。

中間確認の場では、これまでの取組の進捗状況のほか、医療費適正化など課題に対します今後の対応も議論をする予定でございます。小規模自治体が多い本県では、人口減少に伴い、国保制度の安定的な運営が厳しくなる市町村が確実に増えていくと見込んでおります。

このため県としましては、令和12年度の統一は先延ばしできないと考えております。引き続き、市町村と課題の解消に向けて議論を行いながら、統一に向けた歩みを着実に進めてまいります。

**○12番（下村勝幸君）**　ありがとうございます。

国保の問題につきましては、やっぱり市町村についても大変重要な問題でございますので、本当にいい方向で進むように今後ともよろしくお願いしたいと思います。

本日は生成ＡＩについても触れてみたんですが、水産振興部のＮａＬＡシステムについて、私は発音をＡＩのほうに聞いてみました。すると、発音の機能は私にはないというふうに断られてしまいましたが、その後に、こういうふうにすれば発音が確認できるというふうに生成ＡＩがちゃんと教えてくれました。ですので、ちょっと英語の発音をやってみたんですけれど、あれで合っているのかどうかはまた後ほど確認をしてみたいと思ったところでもございます。

それでは、私が用意した質問はこれで全て終了いたしました。

最後に、今年度で退職される執行部、幹部の皆様、また県庁職員の皆様に、これまでの御労苦に対しまして心からの敬意と感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。退職された後は、立場は変わりますが、様々な場面で御活躍または御指導賜りますことをお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、下村勝幸議員の質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩といたします。

午前11時24分休憩

――――― ⊰⊰⊰ ―――――

午前11時30分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地佐智議員の持ち時間は35分です。

37番塚地佐智議員。

**○37番（塚地佐智君）**　日本共産党の塚地佐智です。早速、質問に入らせていただきます。

旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫及び講堂の保存と活用計画についてまず伺います。明治30年から昭和20年まで存在した本県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫及び講堂が遺存する旧陸軍歩兵第44連隊跡地は、令和元年11月に県として旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針を策定して以降、令和３年に約5,000平方メートルの土地、建造物を県が購入、取得。その後、国登録有形文化財の登録に向けた取組を行い、令和５年２月に登録がされました。

このたび、文部科学省との協議を踏まえた保存活用計画が決定をされ、国からの予算確保も確実なものとなりました。この間の関係者の皆さんの御努力に感謝を申し上げます。

決定された活用計画の基本方針には、ここから度重なる戦争に高知県関係者の多くが出征していった、その史実を知るために、戦争体験者の証言などとも関連づけながら、小中学生をはじめとする県内のあらゆる世代が、第44連隊及び関連部隊の歴史や時代背景について理解し、実際に残された建造物を見学することで、「平和の尊さ」を感じることができる場として整備すると記されています。

今日、若者の多くは、日本が自存自衛の名の下、アジア、太平洋にまで出兵していった事実すら認識にないといった報道もされる中、再び戦争をしないという日本国憲法の精神を引き継いでいくこの施設の役割の重さを感じています。

そこで、今後の具体的な動きについて幾つか伺います。まず、計画が受理、決定をされ、いよいよ来年度から実施設計に入る事業費も予算化をされると思いますが、今後公開までに必要な予算はどの程度か、文化生活部長に伺います。

**○文化生活部長（池上香君）**　令和８年度予算では、旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫及び講堂の整備工事に係る実施設計に必要な経費4,200万円余りを計上し、今議会、予算議案を上程させていただいています。

整備工事は、令和９年度から２か年の予定で実施することとしています。必要な予算の額につきましては、令和４年度時点での概算で約６億円を見込んでおりましたが、近年の人件費や建築資材価格の高騰を踏まえまして、来年度の実施設計の中で精査をしていきたいというふうに考えております。

**○37番（塚地佐智君）**　令和４年度段階で６億円ということで、多額の予算も投じた貴重な県民の財産になってまいります。保存と同時に、できる限りの活用促進が図られるように、県としての方針を持つべきだと思います。

計画の中での管理運営計画の内容は、直営か指定管理導入かなどの今後の検討とされています。行政として責任を持った運営が基本だと思いますが、教育委員会との連携や案内ボランティアの育成など、どのような検討がされているか、文化生活部長に伺います。

**○文化生活部長（池上香君）**　管理運営の方法等につきましては今後具体的に検討することとしていますが、保存活用計画に記載をしておりますように、あらゆる世代の方々に平和の尊さを感じていただける場、施設として運営、活用ができるよう、県として検討していきたいというふうに考えています。

その際には、未来を担う若い世代に戦争の歴史や時代背景を学んでいただくため、教育委員会と連携して学校での利用を促進するほか、当時の歴史や44連隊の活動に知見のある有識者とも協議しながら、建物や展示物の解説ができる人員を確保するなど、施設の活用に向けた準備も進めてまいります。

**○37番（塚地佐智君）**　開館日や開館時間、運営

スタッフなどを含む管理運営計画や委託団体、利用料などは今後検討していくということになりますが、庁内の検討にとどめず、地元や戦争遺跡や平和教育などに関わる団体などの協議会を持ち検討を進めることが今後の活用拡大にも資すると思いますけれど、文化生活部長に伺います。

**○文化生活部長（池上香君）**　管理運営方法の具体的な検討に当たりましては、施設の活用方法はもちろんのこと、多くの県民の方々に御利用いただける運営形態のほか、費用面や運営に関わる人材面など様々な視点から考える必要があります。

これまで、旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針や保存活用計画の策定に際しましては、大学教員や県の文化財保護審議会委員など有識者の御意見をお聞きしながら進めてまいりました。この施設、国の登録有形文化財である施設ということでございますので、まずはそうした有識者に御意見を伺い、必要に応じて地元の皆様方などにも御説明しながら検討を進めていきたいと考えております。

**○37番（塚地佐智君）**　ありがとうございます。ぜひ多くの方の参加を、やっぱりいただくというのがこれからの活用に大事だと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

隣接している高知大学は、旧陸軍歩兵第44連隊跡地に設置をされたもので､共に歴史を研究、検証する上で最も身近で専門性を持ったパートナーとなっていただけるのではないかというふうに思います。

周辺の関連施設としても高知大学との連携は今後とも重要だと思いますが、運営への協力など協議をされるおつもりはないか、文化生活部長に伺います。

**○文化生活部長（池上香君）**　高知大学は、44連隊跡地に隣接しておりますことから、施設の活用を図る上で、運営への協力に限らず、連携の可能性があるのではないかと考えています。

今後、施設の運営や活用方法等を検討する中で、大学とどのような連携ができるか、協議をしたいと考えています。

**○37番（塚地佐智君）**　ぜひ、高知大学を巻き込んだ形で今後運営がされていくように協議をよろしくお願いいたします。

周辺の関連施設と一体に学ぶゾーンとする上で、計画の中にも、朝倉中学校南側に現存している旧陸軍墓地と忠霊塔、射撃場跡地、また東側には陸軍病院跡や練兵場跡が残っています。

こうした周辺施設の活用を図ることは、44連隊及び関連部隊の歴史を理解する上で大事な視点だと考えますが、どのような検討がなされているか、文化生活部長にお聞きをいたします。

**○文化生活部長（池上香君）**　陸軍墓地や忠霊塔などの周辺の関連施設につきましては、44連隊や関連部隊の活動を振り返り理解する上で非常に重要な施設であると認識しています。管理運営に当たりましては、こうした関連施設を回る見学コースを設定いたしますほか、それぞれの施設に案内板の設置を検討するなど、一体的な活用を図ってまいります。

**○37番（塚地佐智君）**　ぜひよろしくお願いいたします。

この基本計画の基となった令和元年の基本方針では、高知県史の編さんの過程と合わせて戦争資料の収集を行うとされていましたが、どのような取組がなされているか、文化生活部長に伺います。

**○文化生活部長（池上香君）**　高知県史の編さんに当たりましては、近代部会において令和３年に策定しました高知県史編さん基本方針に基づいて、戦争に関する資料を撮影しデジタルデータ化する方法で収集しています。

現在、県内の市町村に残された旧役場資料な

どの中から戦争に関連する資料を読み解き、詳細に分析をしています。例えば、安芸市の旧役場資料からは、44連隊への召集や忠魂碑の設置など、当時の状況を示した記録が確認をされています。

今後も引き続き、必要な調査を進めてまいります。

**○37番（塚地佐智君）**　ありがとうございます。多くの若者がここから旅立っていって帰ってこなかったという、多くの若者が白木の箱に石ころとなって帰ってきたという歴史が、ここには刻まれております。戦争の悲惨さというところをしっかり語り継いでいける施設にぜひしていただきたいということを加えておきたいと思います。

平和教育、平和行政を進める上で、県内の戦争遺跡の保存に積極的に取り組む必要があると思いますが、知事の思いをここでお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　戦争遺跡は、過去の歴史の実物といたしまして、平和の尊さ、戦争の悲惨さを次世代に伝える貴重なものと考えます。また、戦争遺跡を身近に感じますことは、県民の皆さん一人一人が過去の教訓を深く心に刻み、平和の重要性を再認識できる機会ともなります。

そうした、県民にとって意義あります戦争遺跡が、戦後80年という長い年月によりまして経年劣化が進行すること、あるいはその存在そのものが人々の記憶から忘れ去られるというようなことになることを危惧いたしております。

44連隊跡地をはじめといたしまして、これらの戦争遺跡を次の世代に保存そして継承していきますことは、我々現役世代の重要な使命というふうに考えているところであります。

**○37番（塚地佐智君）**　ありがとうございます。知事の御答弁の中に、戦争の悲惨さというお言葉もありました。私はまさにやっぱりここが今重要な語り継ぐべき課題だというふうに思っています。大いに今後引き継いでいくということを私も決意として述べておきたいと思います。

関連をいたしまして、高知城西側の高知城内堀の遺跡の活用計画について伺いたいと思います。2005年12月に史跡高知城跡の西側にマンション建設の計画があることが明らかになりました。高知市教育委員会が土地の試掘調査を行った結果、江戸時代の土ぐいや陶磁器類などが出土いたしまして、上級武家屋敷の一部であることも判明をいたしました。保存運動により県が購入をし、2016年北曲輪と同時に一部公園整備がなされています。

しかし、南側の国が所有している部分は荒れたまま放置をされています。観光の視点から見ても整備の必要性を求める声もありますが、今後の整備を含む利用計画はどのようになっているのか、文化生活部長にお聞きします。

**○文化生活部長（池上香君）**　お話のありました土地につきましては、現在文部科学省が所管をしておりまして、活用に当たっては文部科学省と協議の上で進めていくことになります。

県としましては、今後観光の視点も含めまして、県民の皆様にも御理解いただける整備や利用方法を検討したいと考えております。

**○37番（塚地佐智君）**　放置されて随分になってまいります。ぜひ予算も取っていただいて、積極的に早急に整備、利用を進めていただきたいということを要請させていただきまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、障害者支援、障害児支援の問題で質問に移ります。

障害のある人の青年期の豊かな学びの保障についてまず伺います。知的障害特別支援学校の中学部に通学している子供さんのお母さんから、長男の大学進学の準備をしていると、お兄ちゃんは高校の後、大学に行って勉強するのに、僕

は作業所か会社で働くしか選べんがと聞かれその言葉にはっとさせられたという訴えが参りました。私自身、そのお話を聞いて少し衝撃を覚えました。その上、文科省の大学進学率の母数から特別支援学校の卒業生が除かれていたというニュースには暗たんたる気持ちになりました。

どのような障害の種別でも、成長発達の権利、社会的存在としての生涯教育を受ける権利、社会参加が保障されることは、日本も批准している国連障害者権利条約でも明記をされています。現実は、それを保障する環境整備はまだまだ不十分ではありますが、とりわけ、青年期は教育と福祉の境界で行政としての計画や目標が曖昧になっていると感じています。

第４期高知県教育振興基本計画には、目標値として県立特別支援学校において高等部３年の卒業時に、行きたい進路が決まっている、卒業後の生活に楽しみがあると回答した生徒の割合、肯定的に回答した割合が新基準として盛り込まれました。２年後の令和９年には90％がそう思うという目標設定になっています。この実現のためには、それぞれの特性に見合った豊かな選択肢を提供することが行政の責任として問われてまいります。

そこで、就労という選択肢だけではなく進学という観点から教育行政の担当、居場所や生涯学習、仲間づくりや社会参加という観点から障害福祉の部署で促進を図る取組も必要です。とりわけ、青年期という特徴を踏まえた具体的な選択肢をつくっていく計画が必要だと思います。

鳥取大学附属特別支援学校では、知的障害児を対象とした専攻科を設け、ゆっくりじっくり、子供から大人へ、学校から社会へと移るため、発達に必要な時間の保障の場を提供しています。

特別支援学校の卒業生の進路選択の場を広げることについて、まず教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（今城純子君）**　各特別支援学校では、卒業後の自立を見据え、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じて丁寧に支援を行っております。中でも進路指導におきましては、生徒たちの希望する進路に向け、できないと決めつけるのではなく、生徒の思いを尊重し、保護者も交えた支援会等を重ね、納得する進路が実現するよう努めています。

県教育委員会としましては、議員のお話にあった専攻科を直ちに設置することは考えておりませんが、今後も子供たちの進路選択の幅が広がるよう、学習面、生活面の指導を充実させてまいります。

**○37番（塚地佐智君）**　今、専攻科は直ちには考えていないということでしたけれども、ぜひ今後、場を広げるという立場で教育委員会としても御検討いただけたらとお願いをしておきたいと思います。

就労至上主義という観点ではなく、生きる楽しさや喜びを大切にできる自分づくりを学ぶ場という、いわゆる福祉型専攻科や福祉型大学も全国では広がっています。本県での状況について子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　議員からお話のありました福祉型専攻科や福祉型大学は、学校教育法に基づく専門学校や大学という位置づけではございませんが、障害福祉サービスを利用しまして自立した生活を営むための訓練の２年間、そして就労に必要な知識や能力を身につけるための支援の２年間を組み合わせ提供するということで行っている事業所が称しているものでございます。この取組は、特別支援学校を卒業後すぐに就職するのではなく、最長４年間をかけて社会性を育むとともに、就労に必要なスキルを身につけ、社会に出る準備を行うことを目的に事業所が実施しているものであります。

本県にも、生活訓練と就労支援を組み合わせて実施している事業所は３か所ございますが、議員からお話のあった福祉型大学といった取組をしている事業所はございません。

福祉型専攻科であるとか福祉型大学といった取組でございますが、現時点では県外の個々の事業所の実施にとどまっていることから、まずはそういった事業所の取組について情報収集をしていきたいと考えてございます。

**○37番（塚地佐智君）**　ありがとうございました。全国には先進事例も幾つもできておりますので、ぜひ研究もして、しっかりサポートもお願いしたいと思います。

それでは最後に、放課後等デイサービスの利用について伺います。2012年の児童福祉法が改正をされ整備が始まった放課後等デイサービス事業は、障害のある６歳から18歳の子供が通える施設です。発達障害をはじめ医療的ケア児も含む様々な障害がある子供たちの療育、発達支援や仲間との居場所としての役割。さらに、休日や学校などの長期休業中も開所し、保護者の就労支援や相談場所ともなるなど、なくてはならない施設として県内に広がっています。

かつて、放課後児童クラブでは対応が困難と言われたり、特別支援学校に放課後児童クラブがないといった状況の下、保護者をはじめとする関係者が声を上げ、要望し続け、実現をした制度です。この施設の果たす役割についてどのように認識をされているか、子ども・福祉政策部長に伺います。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　放課後等デイサービスには主に２つの役割がございます。１つ目は、本人支援としまして、集団生活の中で遊びや交流を通じて成長と発達を促していく役割。２つ目は、家族支援としまして、保護者に対してお子さんの障害の特性を理解していくための支援や家庭での関わり方の助言を行う役割でございます。

放課後等デイサービス事業所は、障害のあるお子さんの健全な育成を図りますとともに、その家族の日常生活を支えていくために重要な役割を果たしているものと認識しております。

**○37番（塚地佐智君）**　ありがとうございます。

第３期の高知県障害児福祉計画に、保健福祉圏域ごとの利用者数などを見込んでいると思います。

施設の設置など順調に推移をしているのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　県の障害児福祉計画におきましては、令和８年度末時点で、県全体で必要な事業所数を124か所と見込んでおりまして、本年１月末現在で116か所の事業所が設置をされております。

県全体としましては順調に増加をしておりますが、圏域ごとで見ると必要数に達していない圏域もございます。

**○37番（塚地佐智君）**　ぜひ必要な箇所を確保できるようによろしくお願いしたいと思います。

さて、この間放課後等デイサービスの利用者の保護者さんから、利用に当たっての様々な課題もお聞きしてまいりました。出された意見の中に、サービス提供時間の問題がありました。

保護者の多くは仕事をしているため、サービス提供時間が短く、学校の放課後児童クラブと併用している、もしくは自宅までの送迎はしてもらい帰宅時間までは祖父母などに見てもらったりヘルパーさんを頼んだりしてつないでいるなどの実態が出されました。さらには、帰宅時間後の対応ができずフルタイムの仕事を辞めてパートに切り替えたという保護者もおられました。

放課後児童クラブの利用料は、市町村やクラブ運営団体によって違いがありますが、高知市を例にすると所得に関係なく１人月8,100円の利

用料が必要で、併用をすると二重の負担となります。

県内の放課後等デイサービスで延長支援をしている事業所はどのくらいあるのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　事業所が定めた通常のサービス提供時間を超えまして利用者を受け入れる際は、あらかじめ延長支援加算の届出を指定権者である県または高知市に行うこととなっております。

延長支援加算の届出を行っている事業所は、本年２月１日時点で県内116の事業所のうち101事業所となっておりまして、約９割の事業所がサービス提供時間を延長して利用者を受け入れられる体制を整えているところでございます。

**○37番（塚地佐智君）**　大変保護者のニーズの高さの表れだというふうに思います。

また、課題として出されましたのは利用料の問題です。放課後等デイサービスの利用料は、障害児通所支援事業の利用料として、国の制度により所得に応じて決まります。具体的には、非課税世帯は０、世帯の構成によって異なりますが、課税世帯のうち年収がおおよそ890万円までの世帯の一般１では月4,600円、約890万円を超えると一般２となり一気に３万7,200円、８倍に負担限度額が跳ね上がるという３区分となっています。

保護者が仕事を続けるためには、障害児を受け入れてくれる児童クラブがない場合、放課後等デイサービスとヘルパーさんの併用。放課後等デイサービスを利用すると、帰りの時間の都合や通所日以外の児童クラブとの併用が必要になります。利用料負担以外におやつ代や活動費の実費負担などもあり、併用している場合は一般１の方でも月１万5,000円程度の負担額になります。さらに大変なのは一般２の区分の世帯で、月10日間の利用でも１万円を超えてしまい、放課後児童クラブの併用をすれば３万円近くに上る世帯もあります。子供の療育のために通所日数を増やしたいが家計のことを考えると利用を控えてしまう、そのことも心苦しいという切実な思いも届いています。

本県での利用者の３区分の分布はどのようになっているか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　令和７年12月時点での県内の一月に係るサービスの利用者負担の区分ごとの状況でございますが、まず負担がない方が20％、そして負担上限額が4,600円の方が72％、負担上限額が３万7,200円となっている方が８％という状況でございます。

**○37番（塚地佐智君）**　その８％の方々の人数が分かれば、世帯数が分かれば教えていただきたいですが、すいません。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　人員として159人。全体2,114人でございますが、その中の159人ということでございます。

**○37番（塚地佐智君）**　今、お答えいただいた８％、人員で159人の御家庭というのは、4,600円を超える大変大きな負担をされている世帯になると思います。

障害児の子育てには様々な経済的負担があります。そのため、十分とは言えませんけれども、毎月特別児童扶養手当が１級で５万6,800円、２級で３万7,830円の支給や、障害児福祉手当が月１万6,100円という制度がありますが、世帯の所得によっては手当が支給をされません。2023年分で児童のいる世帯の共働き世帯の平均収入は831万円ですから、年収890万円は決して富裕層と言える生活水準ではありません。

日本共産党は、障害児・者の権利を守る立場から、医療・福祉の無料化を政策として掲げていますが、当面せめて、障害児福祉の所得制限の撤廃を求めて全国で声を上げている方々と連

帯した運動に取り組んでまいりました。そうした中で、ゼロ歳から２歳までの保育料の無償化に伴い障害児の通所も無料に、また体の機能を支える補装具の利用者負担の所得制限が2024年４月に撤廃をされました。

障害児の発達保障は親の責任ではなく、社会保障として国の責任で実施されるべきで、子供に係る福祉サービスへの所得制限は撤廃すべきという主張が広がり、昨年の国会では議員立法として法案の提出も行われました。急な解散により廃案となってしまいましたが、こうした動きについて知事はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

**○知事（濵田省司君）**　御紹介がございましたように、令和６年には児童手当の所得制限が撤廃をされました。これを受けまして、昨年12月に特別児童扶養手当の所得制限の撤廃、あるいは放課後等デイサービスの利用者負担の軽減に関する法案､これが議員提案で提出をされました。

こうした障害児関係のサービス等の所得制限の撤廃の動きでございますが、内容的には、比較的所得が高い階層の方の負担が軽減されていくという方向での改正になっております｡また、国、地方の財政負担は一定増加するということになりますので、こういった改正を考える際には、制度の持続可能性を確保するために、安定的な財源の確保について同時に議論していくことが必要ではないかというふうに考えます。

一方で、同じ社会保障制度の中でも、例えば医療分野で、昨今は高額療養費の問題あるいは高齢者の医療費の問題に関しましては似たような構造で所得に応じた負担をいただいているという際に、低所得者の方からもっと負担をいただこうというような方向での逆方向での議論もされているというところが私としては気になっているところでございまして、そういった意味で、同じ社会保障制度の中でベクトルが逆の議論が今されているということでございます。

そういう意味では、こういった中で、障害児のサービスについては比較的所得が高い方を負担軽減していくという所得制限の廃止、緩和をするということがどう考えるべきかという点については議論があろうかと思いまして、その点は国政の場で丁寧に議論していただきたいと思っております。

**○37番（塚地佐智君）**　社会保障、医療や福祉の利用料負担の問題は、私はやっぱり財源はしっかり確保できますから、今お話しになられましたけれど、基本的に無料の方向、そして軽減の方向に議論を進めていくということを国会にも求めていきたいというふうに思います。

さて、昨年の10月高知県でも、障害児通所支援の利用料を考える会が発足をし、利用者の保護者へのアンケート活動や、全国の自治体での利用料に対する補助制度の調査なども行っておられます。

この間寄せられたアンケートには、収入が増えることはうれしいが少しの差でも上限が３万7,200円になるのは正直きついです､そろそろ世帯収入が超えそうで冷や冷やしています、今のまま4,600円で通えるとありがたいです､一般１・２の差が大き過ぎます、せめて一般２を児童クラブと同じぐらいの１万円程度にしてほしい、障害児の自立は難しく自己負担は重くずっと続きます、一般１・２も同一負担にするなど県外の自治体のような独自補助を検討してほしいという不安の声が書き込まれています。

県内の自治体で補助制度を実施している市町村はありますか、子ども・福祉政策部長に伺います。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　県内市町村で利用者負担に対する補助制度を設けておりますのは、土佐清水市のみとなってございます。

**○37番（塚地佐智君）**　県内でもそうやって、急激に負担が増えることに対する助成制度を、土佐清水市をはじめ実施がされているところです。今後、ぜひ広がりも期待はしたいと思います。

2024年10月分より全ての子供に支給される児童手当が、来年度からは高校授業料の無償化の所得制限も完全撤廃となる予定です。障害児福祉の所得制限撤廃への今後の国の動きも見つつ、県には、保護者からの、限度額をせめて放課後児童クラブ利用料約8,000円くらいにはならないかという切実な要望に応えることが求められていると思います。

共働き・共育てを推進し、子供の発達の機会を保障するため、県として、一般２の保護者も一般１同様の負担額になる支援など、保護者負担の軽減策を行っていただきたいと思いますけれど、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　現在の利用者負担の考え方は、制度の持続可能性や公平性等を踏まえまして国が設定しているところでございます。

県におきましては、来年度３年に１回の障害児福祉計画の策定年度になってございますので、市町村へのヒアリングなどによりまして、まずは県内のサービスの利用実態の把握に取り組んでいきたいと考えております。

**○37番（塚地佐智君）**　ただいま利用実態を調べていただけるというお話でした。その中で、890万円を境に、4,600円が最高額３万7,200円、８倍に一気に引き上がるというこの大きな矛盾をはらんでいます。

先ほど、159人の子供たちがその中にいるというお話でしたけれども、ぜひ私はそこの実態も聞いていただいて。働き続けようと思って収入が増えるとかえってそこで新たな支出が増えてしまう、で、働くことを控えなくてはならない、もしくは子供たちが利用する利用日を減らさなくてはならないというような思いに迫られている御家族からの切実な要望なんですね。ぜひ、そのことは今後の計画の検討の中で調査もしていただいて御検討をいただきたいということ、それは要望としてお伝えしておきたいと思います。

先ほど、知事のほうからもお話がありましたが、今社会保障をめぐっては財源の問題も含めて議論がされているところです。防衛予算が増えるときには、財源は何かというお話はなかなか上ってまいりませんけれど、社会保障の問題になるとすぐに、この財源はどうなのかということが語られるようにはなっていると私は思います。

一方で今、本当に危険なイランへの攻撃の問題もあり、そして戦争に向かおうとする動きも急激に強まっている危険な状況も感じています。その中で、ぜひ暮らしはやっぱり守り抜く、そうした立場で県政にも当たっていただきたいですし、平和を望む声を知事は代弁してぜひ届けてもいただきたいということを要望いたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、塚地佐智議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後０時５分休憩

――――― ⊰⊰⊰ ―――――

午後１時５分再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山文人議員の持ち時間は50分です。

15番横山文人議員。

**○15番（横山文人君）**　自由民主党の横山文人です。お許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、いの町の治水対策についてお伺いいたします。

先日、濵田知事による市町村視察「濵田が参りました」いの町において、仁淀川伊野堤防の現地視察が行われました。私も地元選出の県議として同行をさせてもらう中で、宇治川流域を含む伊野地区は地盤が低く、洪水時には仁淀川本川の水位の影響を強く受ける低奥型地形であり、全国的にも極めて浸水リスクの高い地域であることが説明をされました。そして、想定最大規模降雨時には市街地のほぼ全域で５メートル以上の浸水が想定され、家屋倒壊等氾濫想定区域も広範囲に及んでおり、1,000年に一度級の豪雨で堤防が決壊、破堤した場合、町中心部で約１万人に命の危険が及ぶと公表されています。

過去においても、昭和50年、平成５年、平成26年など度重なる水害により、多くの住民が被害を受けてきました。現在、流域の治水安全度を高める取組を、国、県、沿川市町村が一体となり、仁淀川流域治水プロジェクトにより進めておりますが、気候変動による豪雨の激甚化、頻発化に伴い、さらなる整備の加速化が求められています。

そこで、こうした状況を踏まえ、先日の「濵田が参りました」で示された伊野堤防のリスクについて県としてどのような認識を持っているのか、土木部長にお伺いします。

**○土木部長（横地和彦君）**　いの町の市街地が形成されております宇治川流域は、議員のお話がございましたとおり、上流に行くほど地盤が低くなる地形でありまして、川が氾濫しやすい特徴を有しております。また、氾濫域が小さい分、浸水の深さが大きくなる傾向にございます。

現在の伊野堤防が、想定される最大規模の降雨により仮に破堤した場合、市街地のほぼ全域で５メートル以上の浸水が想定され、宇治川流域全体で約9,800名の住民の方が命の危険にさらされるなど、いの町市街地に甚大な被害を及ぼすリスクがあると認識しております。

**○15番（横山文人君）**　次に、こうした伊野地区が抱える課題についてお伺いいたします。仁淀川水系の流域治水協議会では、想定最大規模洪水で堤防が越水、破堤した際に、家屋倒壊等氾濫想定区域内の住民と最上階が浸水する建物に住む住民を合わせて、命の危険がある人という表現をしております。

少し古い情報になりますが、この命の危険がある人に対して、２階以上に居室を設け１階が浸水しても命は助かるようにすることで、令和６年度の当初時点に計画をされていた河川整備計画を実施した場合どの程度の被害が軽減できるかを試算がされております。この試算によれば、仁淀川の大分類の４水系のうち、いの町の宇治川流域だけが河川整備効果が極端に少なく、高知市の新川川流域では現状の2,650人が対策後に1,620人と39％の減少。土佐市の波介川流域では5,020人が対策後に2,240人と55％の減少。日高村の日下川流域では現状の1,960人が1,350人31％減少するのに対し、いの町の宇治川流域では9,830人に対して8,860人と、対策を行っても、地理的条件のため、10％程度しか危険が解消されません。

２階に居室を構えるなど備えて住む対策と、戦後最大洪水を処理できるよう河川改修により浸水深を浅くしたとしても、いの町の中心市街地である伊野地区の住民の危険は残ったままとなっております。

また、過去の水害時には、宇治川が先行氾濫し、避難経路が寸断される事例もあり、結果として垂直避難を余儀なくされた住民も少なくあ

りませんでした。さらに、人口減少と高齢化の進行により、地域の防災対応力の低下も懸念されています。

そこで、先ほど申し上げました被害想定をはじめ、こうした地形条件や人口動態、防災体制を総合的に踏まえ、伊野堤防周辺の伊野地区が抱える最大の課題を県としてどのように認識しているのか、土木部長にお伺いします。

**○土木部長（横地和彦君）**　先ほどお答えいたしましたように、宇治川流域は氾濫域が狭いという特徴から、河道掘削等の整備が完了いたしましても、破堤してしまうと浸水深さが５メートル以上になるという県内でも極めて特異な地形条件となっております。加えまして、伊野地区は、高知市に隣接する人口約２万人を擁するいの町の中心市街地でもありまして、氾濫により家屋が倒壊するおそれがある区域に多くの方が住んでいらっしゃいます。

こうしたことから､同地区で暮らす住民の方々の生命を守るためには、安全な場所に避難する時間をできる限り長く確保するということが当地区の課題と認識をしております。

**○15番（横山文人君）**　次に、県としての具体的な取組についてお伺いをしていきます。現在、県は仁淀川水系流域治水プロジェクトの推進に取り組んでくれており、この中で伊野堤防は、仁淀川本川の河道掘削や浸食対策、築堤等と並び、強靭化として位置づけられております。これは、堤防が越水、破堤するまでの時間をできる限り延ばし、住民の避難時間を確保する極めて重要な対策であります。すなわち、伊野地区においては、河川整備のみで洪水被害を完全に防ぐことが困難であるからこそ、強靭化によって命を守る時間を確保することが現実的かつ不可欠な施策となっております。

そこで、仁淀川流域治水における伊野堤防の強靭化の現状について県としてどのように捉えているのか、土木部長にお伺いします。

**○土木部長（横地和彦君）**　堤防の強靭化につきましては、仁淀川本川の河川管理者であります国が実施するということになっております。

堤防の強靭化の具体的な方法といたしましては、堤防本体の盛土を川側それから陸側ともに拡幅するということに併せまして、コンクリートブロックによって堤防の表面を覆うといった工法が示されております。

整備の状況といたしましては、今年度から概略設計を開始しており、来年度は測量及び詳細設計を実施すると聞いております。

**○15番（横山文人君）**　そこで、今後県としてどう取り組んでいくのか、土木部長にお聞きします。

**○土木部長（横地和彦君）**　堤防の盛土の拡幅に当たりましては、まず用地取得が不要である川に面した側から先行して整備を進めると聞いております。一方、陸側での堤防盛土の拡幅に当たりましては、堤防に沿って多くの住家や商店等が隣接しておりますので、家屋の移転等が必要となりますことから、地域の方々の御理解が不可欠となってまいります。

このため、事業の推進に当たりましては、地域の方々の御理解が得られますよう、国やいの町とも連携をしながら、県として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。加えまして、事業費の確保も重要と認識しております。

県といたしましては、国に対して継続的に事業の必要性を訴えることで、事業費の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

**○15番（横山文人君）**　ぜひともよろしくお願いをいたします。

そして、こうした、いの町の宇治川流域は地形的制約が大きく、県単独での対応には限界があることから、平成27年度に国、県、町が一体となった内水対策として床上浸水対策特別緊急

事業が採択をされ、関連事業の全てを令和６年度に完了していただきました。このいわゆる床上特緊は、平成26年台風12号による枝川地区の甚大な浸水被害に対する再度災害防止を主眼としたものであり、度重なる宇治川、天神ヶ谷川の氾濫という水害に苦しめられてきた枝川地区の住民にとり、大変ありがたい事業であります。

一方、いの町の中心市街地である伊野地区におきましては、仁淀川本川からの破堤という危険性が依然として残ったままであり、雨の降り方が変わってきたと言われる近年、伊野堤防の強靭化は我が町の喫緊かつ最重要の課題であると言えます。

そこで、伊野堤防の強靭化について政策提言など働きかけを強めてもらいたいと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　令和５年度から、伊野堤防の強靭化の実現に向けまして、国土交通省に対して政策提言を行ってまいっております。令和６年９月には、向こう30年間を対象といたしました仁淀川水系河川整備計画が、気候変動の影響を踏まえた計画に変更されまして、伊野堤防の強靭化が新たに位置づけられたところであります。

私自身、御紹介いただきましたように、今年１月に現地を確認させていただきました。地形の特異さ、住家の密集度合い、こうした事情によりまして、災害発生時には極めて甚大な被害が想定されますので、事業の必要性を改めて認識したところであります。

また、近年、豪雨災害が激甚化、頻発化しているという状況も踏まえますと、一刻も早い整備が必要だと考えております。設計完了後の早期着手を国に対して強く働きかけてまいりたいと考えます。

**○15番（横山文人君）**　ぜひとも引き続き、またさらに力強い働きかけのほうよろしくお願いを申し上げます。

また、伊野地区以外でも、国と一体となり仁淀川の治水対策を講じるべき地区があります。いの町の市街地と中山間地域である吾北地区との間にある加田地区では、令和５年度に加田堤防が竣工し、仁淀川の氾濫への対策が講じられ、治水安全度は格段に向上をしました。

その加田地区の下流部、伊野堤防強靭化区間の上流部に当たるいの町谷地区では、仁淀川本川の堤防高が不足している箇所があるとともに、支川の谷川において本川からのバックウオーターによる浸水被害が過去から発生をしております。

そこで、国においては本川堤防のかさ上げの検討を進めているとお聞きしていますが、県が管理する支川の谷川での対策の進捗状況について土木部長にお聞きします。

**○土木部長（横地和彦君）**　いの町谷地区を流れます仁淀川支川の谷川は、護岸の高さが仁淀川本川の計画高水位と比べて２メートル以上低く、本川の水位上昇時に支川の水が行き場を失って逆流するいわゆるバックウオーター等による浸水被害が発生いたします。また、同地区では、仁淀川本川の現況の堤防高が計画高水位より低い状況でありますことから、今後国による堤防整備が実施される予定であります。

なお、同地区の浸水被害を軽減するに当たりましては、国が実施いたします本川堤防の整備と連携した支川におけます対策も必要と認識をしております。このため、今年度から測量に着手しておりまして、国やいの町と連携しながら、必要な対策の実施に向け取り組んでまいります。

**○15番（横山文人君）**　ぜひとも谷地区のほう、県のほうでも積極的に事業の推進よろしくお願いしたいと思います。

この項の最後に、いの町中心市街地以外の地区の流域治水についてお聞きいたします。令和

５年度末には、いの町と同じく仁淀川の氾濫に悩まされてきました日高村の日下川流域において、国が３本目となる新日下川放水路が設置をされました。その下流域に位置し、３本目の放水路の吐き口に位置するいの町の大内地区におきましても、日高村の日下川流域やいの町の宇治川、天神ヶ谷川流域と同様に古くから浸水被害を受けてきた地域であり、これまでも南の谷川や中の谷川の改修や南の谷排水機場の整備などが国、県の下実施をされてきました。

こうした中で、３本目の吐き口が設置される大内地区の中の谷地区においては、地元の対策協議会を中心に、新日下川放水路設置の影響をはじめ新たな浸水被害の懸念や、要望を続けてこられ､私もそのお話はお伺いをしてきました。

こうした状況の下、私は令和３年２月定例会の一般質問におきまして、国は気候変動により自然災害が激甚化、頻発化していることを踏まえ、これまでの治水対策を抜本的に見直し、国、県、市町村、企業、住民などのあらゆる関係者が対策を講じる流域治水を推進しており､「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」でも柱の一つに位置づけていることを述べた上で、平成30年の西日本豪雨で甚大な被害を受けた地域の人口が減り続けていることについて、特に子育て世代の転出が目立ち、局所的な高齢化が進むことが懸念されることについて取り上げさせてもらいました。このため治水対策の推進は、豪雨被害の軽減とともに将来的なまちづくりや地域の少子高齢化にも大きく関係するものであることから、本県としても、流域治水をはじめ、防災・減災が主流となる安心・安全な高知の実現に全力で取り組んでいただきたいと質問をさせていただきました。

この上で、さきに触れましたいの町大内地区の浸水被害における課題の鎌田用水について取り上げ、今後の取組について土木部長にお聞きしたところ、鎌田用水については沿川で度々浸水被害を繰り返してきたことから、抜本的な対策についてこれまでにも地元から要望を受けてきたところであり、このため仁淀川の流域治水を進める中で、その大きな柱の一つとして、鎌田用水の被害軽減に向けた有効な対策を検討し、今年度中に取りまとめる予定の流域治水プロジェクトに位置づけるよう取り組む、そして今後も引き続き国や市町村などと共に流域関係者の力を結集し、鎌田用水に関する浸水対策に取り組んでいくとの御答弁をいただいた次第であります。

こうした県の御理解と御尽力の下、仁淀川流域治水プロジェクトにおきまして、大内地区における鎌田用水の溢水による浸水対策である新たな排水ポンプ施設の整備が位置づけられました。古くから浸水被害を受けてきた地元にとっては大変重要な事業であるとともに、早期の完成と運用が求められております。

そこで、大内地区における新たな排水ポンプ施設の整備の進捗状況について土木部長にお聞きします。

**○土木部長（横地和彦君）**　いの町大内地区での排水ポンプ施設の整備につきましては、鎌田井筋の水があふれるのを防ぐことを目的といたしまして、令和４年度に国、県、いの町、土佐市、日高村の５者で役割分担を決め、進めているところであります。

ポンプ施設の整備は国、県が費用を分担し共同で実施することとなっておりまして、工事の実施は県の負担分も含め国が行っております。月末の完成に向けまして、今後試運転等を予定しているところでございます。

**○15番（横山文人君）**　月末に完成するということで、本当にこれまでの御尽力に心から感謝を申し上げます。またよろしくお願いいたします。

また、昨年新聞報道でもありましたが、大内

地区の中の谷川におきまして、派川日下川放水路の天端が河床に露出しており、長年にわたって地元の住民の皆様に不安を与えている状況が続いております。住民の皆様の不安解消に向けた早期の対策が必要と考えております。中央西土木事務所では、大内地区の住民の皆さんと解決に向けた協議を継続的に進めていることも承知しております。

そこで、いの町中の谷川の河床における派川日下川放水路の天端露出の対策を県としてどう講じていくのか、土木部長にお伺いします。

**○土木部長（横地和彦君）**　中の谷川の河床においては、派川日下川放水路の天端が露出している問題につきましては、用地の確保や技術的な課題により、これまで解決できておりませんでした。このため、新日下川放水路の完成に伴います派川日下川放水路への流入量が低減する効果も踏まえまして、改めて放水路の構造に関する検討を行いました。その結果を基に、地域の方々とも協議を重ね、昨年末に対策工法が決定したところであります。

現在、対策の実施に向けまして詳細設計を進めております。設計が完了次第、速やかに工事に着手し、来年度末の完了を目指して取り組んでまいります。

**○15番（横山文人君）**　ぜひともよろしくお願いします。本当に長年、地元の皆様の懸案事項でございましたので、これで皆さん喜んでくれると思いますので、着実な事業の遂行のほうよろしくお願いをいたします。

こうした治水対策をはじめ、安全・安心な高知の実現のためには、地域の守り手としての県内の建設業の活性化が不可欠であります。また、産業振興と防災・減災に資するインフラ整備の担い手としても、その持続可能性は極めて重要であります。

こうした中で、現在本県は、人材確保策と建設現場のデジタル化による生産性向上を大きな柱に据えた建設業活性化プランに積極的に取り組まれるとともに、産業振興計画にも位置づけ、その活性化を図っております。一方、高齢化による担い手不足や若手入職者の減少など、地域の建設業が抱える課題も顕在化してきております。

そこで、安全・安心な高知の実現を図るため、県内の建設業の活性化をどのように講じていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　建設業の就業者は、高齢化の進行に加えまして、若手の入職者が十分に確保できていない状況であり、県におきましては建設業活性化プランを策定し、最近では令和６年度に改定をいたしまして、人材確保策の強化、そして生産性の向上、この２本柱で取組を進めております。

こうした中、昨年、高付加価値型経済を目指すための、業種ごとに設けました若者所得向上検討チームにおきまして、建設分野におきます取組といたしましては生産性向上に向けた建設現場のデジタル化が重要という結論が得られたところでございます。これを受けまして来年度からは、県内建設事業者のＩＣＴ活用の習熟度に応じて、県発注の公共事業においてモデル工事を設定することで、建設分野のデジタル化を加速させることとします。

まず、小規模事業者に向けましては、ＩＣＴ工事におきますアドバイザーによる伴走支援により、ＩＣＴ未経験の事業者の工事をフルサポートいたしまして、ＩＣＴ普及の拡大につなげたいと考えております。

次に、比較的規模の大きな事業者に対しましては、大規模災害時を想定いたしました遠隔操作、遠隔施工でございますとか、省人化に効果的な３Ｄプリンター等の最新技術を活用した工事にチャレンジをしていただこうと考えており

ます。

こうした取組を通じて、建設業におきますデジタル化を一層加速いたしまして、若者にとって魅力ある現場環境を創出したいと思います。これを通じまして、地域の安全・安心の担い手であります県内建設業の活性化をさらに進めてまいります。

**○15番（横山文人君）**　よく分かりました。私も昔、現場に出ていた経験から、たまに現場のほうも視察をさせてもらうんですけれども、本当に県内の建設現場のデジタル化は格段に進んでいるなというふうに思っております。特に、生産性向上と省力化、このことに特にこの建設現場ではかなり成功しているんじゃないかなというふうに私も感じております。引き続き、建設業活性化プラン、また産業振興計画に基づいた建設業のＩＣＴ化、また様々な活性化を講じていただきますようにお願いを申し上げます。

次に、事前防災についてお伺いをいたします。これまで申し上げてまいりましたとおり、いの町の伊野地区は地形的な制約が大きく、いかに河川改修や堤防強化などのハード整備を進めても一定の浸水リスクが残る地域であります。そのため行政による公助の充実と併せて、住民自らが命を守る自助、地域で支え合う共助の取組が極めて重要となってまいります。

こうした中、いの町自主防災会連合会では、1,000年に一度の豪雨災害の想定をはじめ、流域治水に関する勉強会の開催、想定浸水深の調査、避難マップの作成・配布、緊急避難場所の確保、住民研修会や避難訓練の実施など、段階的かつ継続的な取組を積み重ねてこられました。

宇治川流域においては、さきにも申し上げましたが、命の危険性があるとされる住民が約9,800人余り存在しております。そのうち伊野地区では、自主防災会が中心となり、避難場所になりそうな建物などを抽出し、自ら声かけを行うなど、４年間で10施設、492人分の新たな避難場所を確保し、合計で約2,000人分の収容体制を整備してきました。これは施設管理者との粘り強い交渉や協定締結など、地域の皆さんの地道な努力の成果であり、高く評価されるべき取組であります。

しかしながら、想定される被災規模を踏まえますと、現在の避難場所は決して十分とは言えず、今後さらなる確保が必要であります。こうした中で、自主防災会連合会からは、何がネックかといいますと安全対策が十分でないため指定できないという現状があり、例えば伊野小学校、伊野商業高校、すこやかセンター伊野、民間のマンションの屋上といったところには広いスペースがありますが、手すりがなく、避難場所に指定ができないといった声が上がりました。

そこで、地域主体で進められている緊急避難場所の確保や機能強化について、県として今後どのような支援策を講じていくのか、危機管理部長の御所見をお伺いします。

**○危機管理部長（江渕誠君）**　まず、議員御紹介のありました、いの町の自主防災会の取組や御努力に心から敬意を表させていただきます。

県では、災害から県民の命を守るために必要な緊急避難場所は確保してまいりたいと考えております。そのためこの整備につきましては、地域防災対策総合補助金により、市町村や自主防災組織を財政的に支援しているところです。

また、この補助金は、現在市町村が緊急避難場所に指定していない場所であっても、屋上の手すりなど安全対策として必要な施設を整備し、新たに指定するということであれば補助対象となりますので、このことを地域本部を通じて市町村などに周知してまいります。

加えまして、来年度からは市町村や民間施設への支援を強化するため、避難所等の設備など機能強化に対する補助金を創設しようとしてお

り、緊急避難場所を兼ねる場合には、この新たな補助金も活用できるようになります。

緊急避難場所の確保や機能強化に向けましては、これらの補助金を活用していただくよう働きかけ、市町村や自主防災組織などに対して技術的な助言も行い、積極的に支援してまいります。

**○15番（横山文人君）**　ありがとうございました。そういった周知であったり様々な助言、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

また、知事は、先日の明神議員の、２期目折り返しにおいてどういった成果にこだわるのかという質問に対し、人口減少問題の克服と並ぶものとして南海トラフ地震への備えを挙げられ、その中で、災害に強いインフラ整備の加速化とともに徹底した事前防災の取組が不可欠と述べられました。この徹底した事前防災の地域地域における共助の主体が自主防災組織であり、このためその活動を強化していくことが、事前防災の徹底にもつながるものと考えます。

また、大雨、豪雨が頻発する中で、県は、これまでの南海トラフ地震対策推進地域本部を、風水害への対応も含む総合防災対策推進地域本部へと改組し、南海トラフ地震への備えだけでなく、地域の特性に応じた事前防災を推進しているものと承知をしております。

また、同じく明神議員の防災庁地方機関誘致の問いに対して、本県は事前復興まちづくり計画や津波避難タワーなどといった事前防災に積極的に取り組んでおり、こうした先進的な取組に対して県民の皆さんにも共感をいただき、常日頃から心を一つに防災対策を進める機運が高まっていると御答弁をされました。

一方、自主防災組織においても、高齢化によるマンパワー不足、また変化する災害想定に対する資機材等の不足、課題も顕在化しております。

そこで、今月公表される南海トラフ地震の新たな被害想定を踏まえ、自主防災組織の強化について知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　県におきましては、国の南海トラフ地震の新しい被害想定をベースといたしまして、より精緻な高知県版の被害想定を今月末には公表いたします。その中では、人的な被害や建物の被害などに加えまして、新たに災害関連死の想定結果を公表する予定としております。

この災害関連死につきましては、内閣府が作成をいたしました能登半島地震の事例集によりますと、高齢者あるいはもともと疾病を抱えていた方々が大多数ということでありまして、半数近くの方が避難所での様々な心身の負担によっているということに起因しているというふうに分析をされます。この結果を見ますと、避難所や地域で共助の担い手となることが期待をされます自主防災組織の方々には、高齢者あるいは基礎疾患のある方々の見守りでありますとか衛生環境の確保などについて御協力をいただくということが想定をされるのではないかというふうに考えます。

一方、人口減少、高齢化が将来的にさらに進行し、超高齢化社会ということを想定いたしますと、この共助の担い手自身が大幅に減少して災害時に不足をするという事態も考えておかなければいけません。

こうした状況を見据えますと、今後の地域の防災力の維持・強化には、自主防災組織のみならず、地域共生社会の取組として進めてまいりました地域のつながりや支え合いの力を災害時においても生かしていくということがぜひとも必要だと考えております。例えば、民生委員や郵便局、運送事業者の方々など、常日頃、地域の見守り活動、高齢者の方々などの見守り活動に参画をいただいている方々にも、災害時の共

助の担い手として貢献いただくということを期待いたしたいと思います。

そのため、来年度は自主防災組織やこうした地域共生社会の共助の担い手の方々の活動をサポートできるようなマニュアルを作成したいと考えます。さらには、防災士の養成人数も拡充をいたしまして、この方々にリーダー的な人材として自主防災組織に入っていただくという形で組織の裾野を広げていくということにより、自主防災組織の強化に取り組んでいきたいと考えております。

**○15番（横山文人君）**　よく分かりました。よろしくお願いをいたします。

また、このたびの「濵田が参りました」いの町においては、防災・減災対策の一つとして、３Ｄ都市モデルを活用した浸水シミュレーションにより、想定最大規模の降雨時における浸水深や浸水範囲が時系列で可視化をされました。実際に自宅や身近な地域がどの程度浸水するのかを立体的に確認できることで、従来の平面的なハザードマップでは把握しにくかった被害の実態を具体的にイメージすることができ、大変効果的なツールであると感じました。私自身も、自分の住む地域の浸水深が映し出され、大雨、豪雨時に想定される被害の大きさを改めて実感したところであります。

現在、いの町では、この３Ｄ都市モデルを活用し、自主防災会への支援や住民研修、小学校への出前授業などを通じて、防災意識の向上と防災学習に積極的に取り組んでおります。児童自らが操作をしながら浸水の広がりや避難のタイミングを学ぶことで、自分事として災害リスクを捉え、早め早めの行動につなげる取組が進められております。こうした取組は、単なる知識の習得にとどまらず、住民一人一人の主体的な避難行動を促し、命を守る行動につなげる、極めて重要な事前防災対策であると考えます。

また、本県では、沿岸部のみならず中山間地域においても事前復興まちづくり計画の策定や流域治水の推進が求められており、地域特性に応じた防災意識の醸成が不可欠となっております。その意味において、こうした３Ｄモデルの取組は、デジタル技術を活用した安全・安心な高知の実現に向け、大変有効なものであると考えます。

そこで、３Ｄ都市モデルを本県の事前防災にどのように活用していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　御紹介いただきましたように、３Ｄ都市モデルは、現実の都市空間をデータ上で再現いたしました３次元のデジタル地図におきまして、建物情報に加えて洪水や津波の浸水状況などをリアルに動画でも確認できる機能を搭載しております。

この活用の方策といたしましては、御紹介もいただきましたように、災害リスクを３Ｄで分かりやすく可視化すると。こういう特徴を生かしまして様々な用途が考えられます。１つといたしましては、いの町のように住民の皆さんがこのシステムを活用いただいて浸水を疑似体験いただくということによりまして災害の危険性を実感として再認識をいただく。そして、事前に適切な避難行動を考えて早期避難意識の醸成につなげていくという取組が大きいというふうに思います。

この浸水の危険性を住民の皆さんが要は、我が事として捉えるといった取組は、流域全体での治水対策への参加者を増やすということにつながりますし、流域治水を推進する上で非常に効果的なものであるというふうに期待をしております。

さらに、これも御紹介いただきました事前復興まちづくり計画の策定の場面におきましては、住民の皆さんとこの計画の在り方を議論、協議

いたします際に、災害リスクを今まで以上に直感的に分かりやすく示すことができますので、円滑な合意形成につなげていくという意味で有用だと考えます。

こうした活用のほか、３Ｄ都市モデルをオープンデータ化いたしますことによりまして、民間事業者にも広く活用を促して、県全体の防災力の強化につなげてまいりたいと考えます。

**○15番（横山文人君）**　よろしくお願いいたします。

最後に、エッセンシャルワーカーの確保と県内大学存続への支援についてお伺いをいたします。

本県は、全国でも特に少子化の進行が著しく、連年にわたり出生数が全国最少となるなど、若年人口は今後さらに急減する見通しにあります。加えて、若者の県外流出も続いており、地域医療や福祉、保育等を支える専門職、いわゆるエッセンシャルワーカーの確保は、知事の掲げますいきいきと生活ができる高知に直結する重要課題であります。

看護師、保健師、歯科衛生士、臨床検査技師、管理栄養士、保育士などは、県民の命と暮らしを守る地域インフラそのものであります。これらの人材が不足すれば、医療提供体制の弱体化、福祉や保育におけるサービスの低下など、県民生活に直接的な影響が及んでまいります。

こうした中で、県内私立大学や専門学校は、これら専門人材の主要な供給源として大きな役割を果たしてきました。多くの卒業生が県内の医療機関や保育施設、行政機関に就職し、地域を支えております。また、入学者の多くが県内高校生であり、県内進学の受皿として、若者の大学進学時の県外流出の抑制にも寄与してきました。

しかし、少子化の影響は今や大学経営にも直撃しております。先ほど申し上げましたように、県内進学率の高い私立大学においては、県内の若年人口の減少により入学者数は減少傾向にあり、大学の存続そのものが課題となりつつあります。

こうした県内大学の存続は、単なる一教育機関の問題ではなく、高知県の医療、食、保育、教育を支える人材基盤の確保という戦略的課題であると同時に、人口減少対策の基礎的インフラの問題であると考えます。なぜならば、県内大学の存続とは、濵田県政が目指す、若者や女性に選ばれる高知県をつくる人口減少対策の一環であり、県内大学で学び、資格を取得し、県内で就職し定住するという流れをつくるための受皿づくりの問題だからであります。

私は、こうした観点から、これまで県内大学への振興について取り上げてきましたが、濵田知事におかれましては、昨年の２月定例会に私が行いました人口減少対策と県内私立大学への支援についての問いに対し、新しい産官学の定期的な協議の場を設置し、県内の国公私立大学あるいは産業界の方々に呼びかけを行うとの御答弁をいただき、その後、若者応援産学官フォーラムへとつなげていただきました。こうした取組は、若年人口の定着、増加につながる大変重要な取組であると感謝をしております。

しかしながら、若年人口の減少や県外流出防止が県政における喫緊の課題とされる中で、高齢化が全国に先行する本県にとり不可欠なエッセンシャルワーカーの県内確保・定着は県民生活への将来にわたる重要な課題でありながら、その人材を輩出する県内私立大学の存続は岐路に立たされております。

現在進められている中山間の県立学校の問題と同じく、本県の大学も、なくなってしまえば再び設置するということは極めて困難であります。だからこそ、県としてどのように存続に向き合うのかということをしっかり議論しておく

べきと考えます。

そこで、まずお聞きしますのは、医療や福祉などを支えるエッセンシャルワーカーの県内定着について、これまで県内私立大学はどのような役割を果たしてきたのか、文化生活部長にお聞きします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県内の４校の私立大学は､看護師や管理栄養士などのエッセンシャルワーカーを育成する学科を多数設けており、県内進学率、県内就職率がともに高くなっています｡昨年度の卒業生の県内就職率を見ますと、県内の私立大学は約７割と、国公立大学を大きく上回っています。例えば高知学園短期大学では、県内で唯一歯科衛生士を養成する学科を設けており、毎年県内からの進学者を受け入れ、多くの卒業生を県内の歯科診療所に送り出しています。

このように、私立大学は、県内の若者の受入れと、専門人材である多職種にわたるエッセンシャルワーカーの育成に大きく貢献、寄与していただいているとともに、地域の医療や福祉を支える人材の確保と県内定着に重要な役割を果たしていただいていると認識しています。

**○15番（横山文人君）**　そこで、こうした県内私立大学の課題をどのように認識しているのか、文化生活部長にお聞きします。

**○文化生活部長（池上香君）**　県内の若年人口の減少は、県内からの進学者が多数を占める私立大学にとっては、定員充足率の低下に直接結びつくものであり、直面する課題であると考えます。入学者数の減少により授業料等の収入が減少することとなると、教育の質の確保や教育環境の整備・維持が困難になり、結果、大学における人材育成力の低下を招くということにとどまらず、大学の存続そのものに関わるものと考えます。

**○15番（横山文人君）**　こうした県内私立大学が、人口減少問題の克服やいきいきと生活のできる高知を目指す上で、存続していくことの意義について知事にお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　県内の私立大学は、多様な分野で専門性を持ちます人材を県内に送り出す重要な教育機関でございまして、医療、福祉などを中心に、地域を支える人材育成の大きな一翼を担っているというふうに考えます｡また、私立大学は、県が直面いたします人口減少の課題に対しまして、若者の県内定着はもちろん、専門職のキャリアアップ支援の機能も果たしていただいております。さらに、地域に根差した実習活動を通じまして、地域におきます保健・福祉の向上にも直接寄与していただいております。

このように、県内の私立大学は、人材育成の分野ではもとよりでありますけれども、具体的な社会貢献という面でも非常に重要な役割を果たしていただいていると考えます。その存在意義は極めて大きいと考えております。

**○15番（横山文人君）**　最後に、これまで申し上げてきましたようなエッセンシャルワーカーの確保の観点も含め、若者や女性に選ばれる高知の実現に向け、県内私立大学の将来的な存続に対する手だてが必要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　県内の大学が将来にわたって存続をしていくためには、まずは大学が自ら教育研究内容の質を高めるといった形で、言わば知の拠点としての価値あるいは魅力を高めることが何よりも大事だと考えます。その上で、高校生や保護者の方々との接点を増やしまして、県内高校生に各大学の魅力を伝えていくということが必要です。

県内の大学の定員充足率の向上に向けまして、来年度は県内大学などが一堂に会する説明会を初めて開催予定とお聞きしております。あわせ

まして、各大学などの魅力をまとめました県内進学ガイドブックも新たに作成をし、県内外の高校生に広くＰＲをされる予定というふうに伺っております。

他方で、人口減少が進みます本県の中長期的な産業構造などを見据えまして、県内で必要となります人材育成を担う高等教育機関の今後の在り方について検討に着手することも必要な時期だというふうに考えます。

御紹介いただきました、昨年初めて開催いたしました若者応援産学官フォーラムにおきましても、高知大学の受田学長から、今後若者人口が急激に減少していく。ここからは私の補足でありますが、今年の県内の新成人は6,000人でございました。赤ちゃんの生まれる数は3,000人まで減っておりますので、向こう20年で半減ということです。過去40年かけて半減のペースでもこれだけ少子化が進んでおりますから、ここから今までの倍のペースで少子化が進んでいくと、それをもろにこの中学、高校、大学、高等教育機関というのは影響を受けるということでございます。

したがいまして、受田学長から御提案がありましたのは、大体2040年頃を展望しながら、地域の産業構造がどうなるか、就業構造がどうなるか、そして地域での職業人の養成がどのような形のものが求められるか、それに対応した、それを維持・確保していくための県内の高等教育機関の在り方、こういったものを考えていかないといけないだろうというような問題提起をいただきました。

そのため、来年度に入りましたら、この若者応援産学官フォーラムに新たな分科会を設けるということも含めまして、今後必要となる施策などについて産学官で検討を深める体制を整えて、議論を進めてまいりたいと思っております。

**○15番（横山文人君）**　どうもありがとうございました。

以上が予定をしておりました質問の一切であります。知事、執行部の皆様には真摯な御答弁を賜り、感謝を申し上げます。

結びとなりますが、来年度も濵田県政が挑戦と発展を続けられますよう、あわせまして、これまで県庁で長らく御尽力をされてこられました退職されます皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

**○副議長（上田貢太郎君）**　以上をもって、横山文人議員の質問は終わりました。

ここで午後１時55分まで休憩といたします。

午後１時50分休憩

――――― ∽∽∽∽ ―――――

午後１時55分再開

**○副議長（上田貢太郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土居央議員の持ち時間は45分です。

14番土居央議員。

**○14番（土居央君）**　自由民主党の土居央でございます。早速、質問に入りたいと思います。

本県の最重要課題である人口減少対策において、特に34歳以下の若年層の県外転出を抑制し、社会増減の改善を図ることが急務です。しかし、本県の１人当たり所得の伸び率は1.6％と、全国平均の3.8％を大きく下回っており、若者所得についても全国平均の85.2％にとどまるなど、所得格差が依然として大きな壁となっています。若者の定着には、所得の向上と同時に、挑戦しがいのある魅力ある仕事が地域になければなりません。

今回、令和８年度事業として、若者の所得向

上検討チームによる16業種58件の経営改革モデルに基づいた６つのアプローチの実践と事業者の賃上げを支援し、このモデルの横展開と事業者の高付加価値型経営への転換を目指す所得向上推進企業等総合支援事業費補助金や賃金向上環境整備事業費補助金の創設、また大幅な売上増加を目指す成長意欲の高い企業を支援する100億企業の創出、育成に向けた新たな取組など、非常に意欲的で挑戦的な予算案が打ち出されました。これらの施策を通じて、若者の所得向上と高付加価値型経済への転換の継続的な好循環をどう生み出していくのかという視点で質問をさせていただきたいと思います。

まず、令和８年度予算案では、県は人口減少対策の最優先事項として、業種横断的な経営改革を促す所得向上推進企業等総合支援事業費補助金に15億円、賃金向上環境整備事業費補助金に８億8,000万円という多額の予算を投じています。県は１人当たり県民所得を令和９年度に295万円以上に引き上げ、10年後には全国中位を目指すという非常に高い志を掲げていますが、物価高騰が続く厳しい社会情勢において、県が率先して稼ぐ力の強化と賃上げをセットにした支援を打ち出すことは、若者に高知で働き続ける希望を与える英断でもあろうかと高く評価いたします。

持続的な賃上げを実現するには、従来のコストカット型から脱却し、新たな価値を創造する高付加価値型経済への構造転換により、県内事業者の稼ぐ力の根本的な変革につなげる必要があります。

県はこれまで、16業種58事例に及ぶ経営改革モデルをまとめ、６次産業化やデジタル化、さらには人事評価制度の見直しといった多角的な成功事例を収集されてきました。これらのモデルは、人的資源の乏しい中小企業にとっても、進むべき道を示す重要な羅針盤になるものと確信をしています。

しかしながら、県内の多くの小規模事業者、特に経営資源が限られる中山間地域の事業者にとっては、６次産業化などによる自社ブランドの確立やデジタル投資はハードルが高いのが実情で、成功モデルを自社にどう落とし込むかが最大の課題です。

この経営改革モデルを横展開し、全県的なムーブメントとして各業界に浸透させていくためにも、今回の大型支援が単なる一過性の投資に終わることなく、若者の所得増という形での還元を確実なものとし、継続的に定着させていくことが重要だと思います。

そのためには、本県の小規模事業者が実際に経営転換に踏み出せるよう、現場に寄り添った伴走支援が求められると思いますが、県の具体的支援体制を産業振興推進部長にお聞きいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　新設する総合補助金は、県内全域のあらゆる業種の事業者に活用していただくことで、高付加価値型経営に転換していただきたいと考えています。

そうした中で、小規模事業者を中心に、補助金の活用に不慣れな方も多いと考えられます。そのため県では、庁内の担当部局や県内７つの地域本部による活用に向けた支援を行います。あわせて、事業者にとって身近な存在である地元の金融機関や商工団体などの支援機関にも御協力いただくことで、しっかりと支援してまいります。

**○14番（土居央君）**　この経営改革モデルの横展開を単なる事例紹介に終わらせないためには、各地域で事業者に寄り添う担当者がこのモデルを熟知している必要があります。支援の担当者が経営改革モデル導入のアドバイザーとしての機能を発揮できるよう、丁寧にサポートを行う取組の必要性も感じるところです。

こうした支援人材が効果的かつ適切に助言を行えるようにするための取組について、産業振興推進部長の御見解を伺います。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　経営改革モデルを横展開するためには、地域地域で事業者に寄り添いながら支援するサポート人材の存在は重要でございます。

このため、２月下旬から地域の事業者のサポート役となる県内の商工団体や金融機関、産業振興センターなどの支援機関を対象に、県のこれから行います取組について説明を実施しています。

加えて、４月には補助金制度の概要と併せ、経営改革モデルを通じた高付加価値型経営への転換の意義やその具体的な手法について、関係者に改めて説明をする会議を開催することとしております。

**○14番（土居央君）**　繰り返しますけれども、令和８年度当初予算案において所得向上推進企業等総合支援事業や賃金向上環境整備事業の新設というこれまで以上に踏み込んだ施策の目的は、経営改革モデルの横展開などを通じて事業者の高付加価値型経営への転換を促進するとともに、継続的な賃上げを実現することにあります。

所得向上推進企業等総合支援事業費補助金では賃上げ要件がありまして、横展開枠２％以上、先進枠５％以上の賃上げを可能とする事業計画を策定することとなっています。しかし、それが確実に従業員の賃上げに結びつかなければ、本施策の目的である若者に選ばれる高知県は実現できません。セットで展開する一時的な賃金向上環境整備事業費補助金に頼りきりになってしまわないように、継続的に賃上げが可能となる抜本的な経営改革が求められていますが、その実効性を担保する仕組みも必要だと考えます。

実際の賃上げの成果を県としてどのように検証していくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　新たな総合補助金では、全ての補助事業者に対し、事業実施の翌年度に事業の実施効果の報告を求めることとしています。また、補助限度額が大きい先進枠や100億企業枠を活用する事業者につきましては、実施後３か年にわたり事業計画の進捗状況について報告を求める仕組みといたします。あわせて、それぞれの補助事業者が指定をする金融機関などの支援機関が継続的にサポートする体制も確保します。

このような仕組みで、この総合補助金を通じた賃上げの成果をしっかりと検証し、今後の産業政策に生かしてまいりたいと考えています。

**○14番（土居央君）**　ありがとうございます。ここが非常に大事なポイントだと思いますので、しっかり検証体制を県としても講じて取り組んでいただきたいと思います。先ほどの最初の質問に戻りますが、支援体制、そこをまたしっかりとお願いしたいと思っております。

次に、この新たな補助金では、所得向上だけでなく、社内制度の見直しや働き方改革によります従業員のモチベーション向上も重要な要素、支援要件として挙げられています。若者に選ばれるためには、所得の向上はもちろんのこと、働き方改革による魅力ある職場環境の構築が欠かせないと思います。

そこで、本事業の効果を検証するに当たり、賃金上昇を見るだけでなく、若者の離職率の低下やワーク・ライフ・バランスに対する満足度など、多角的な指標による政策評価が必要だと考えますが、産業振興推進部長の御見解をお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　新たな総合補助金は、賃上げが主たる目的でございますため、事業効果の検証に当たっては、賃上げやその原資となる付加価値向上の成果に特に着目

をしたいと考えております。加えて、若者所得向上検討チームで取りまとめました経営改革モデルが示すとおり、働き方改革や人材育成などの取組を通じた生産性の向上や働きやすい職場環境の整備など、賃上げ以外の効果を評価することも重要と考えます。

この総合補助金を通じて県内事業者に働き方改革の取組を広く波及させていくという観点から、例えば若者の社会増減の状況や男性の育児休業の取得率などの指標も参考にしながら、政策を多角的に評価、検証できるよう検討してまいります。

**○14番（土居央君）**　ありがとうございます。ぜひとも若者の所得向上の実現、そしてそのための高付加価値型経済への転換と成し遂げていっていただきたいと思うところです。

続きまして、フードテッククラスターの実現と、100億企業の育成と外商戦略につきまして質問をさせていただきます。

令和８年度施策の新たな重点ポイントといたしまして、フードテッククラスターの形成促進が盛り込まれております。説明資料では、「一次産業×技術×外商」による食のイノベーション創出というコンセプトで、食を中心に据え、新たな産業の創出や産業間連携を一層推進すると示されております。

私といたしましては、食を軸に、本県の強みである１次産業と先端技術を掛け合わせてイノベーションを起こし、新たな価値を生み出す意欲的な戦略だと評価をしています。しかしながら、産業振興計画ではこれまでも、食を軸に据えた同様の取組が続けられてきたものと認識をしています。

私も度々、食品産業の振興につきましては議会で質問してきた経過があります。少し県の取組をかいつまんで振り返らせていただきますが、少なくとも私が県議に初当選した平成27年の第２期高知県産業振興計画ver.４では既に、基本的な方向性の柱に、ものづくりを強化し付加価値を高める、産業間の連携を強化するとして、主な施策として、１次産業の強みを生かした食品加工の一層の展開、またマーケットインの商品づくりなどを掲げ、具体的な地産外商施策も講じられておりました。

平成28年度からの第３期産業振興計画では、さらに踏み込んで、食品分野の地産外商戦略として、１次産業を核とした産業クラスターの形成が主な施策として位置づけられています。そして、食品事業者の課題に対応したサポートチームを設置し、各事業者の拡大再生産をトータルでサポート、これを食品ビジネスまるごと応援事業と言っておりますが、こうした体制整備も強化をされました。

平成29年のver.２では、食品加工のレベルアップ、そして食のプラットフォームといったことが出てまいりました。

平成30年ver.３と令和元年ver.４では、食品加工の総合支援の強化とともに、ＩｏＴやＡＩ技術、当時、Next次世代型こうち新施設園芸農業と言っておりましたが、こういった技術を導入し、生産力向上、高付加価値化を図ることとされました。

令和２年度の第４期計画からは、コロナ対応に追われながらも、この方向性での取組を維持しつつ、ＩｏＰプロジェクトなどデジタル技術と１次産業の融合を後押しする取組も加速され、初めてオープンイノベーションプラットフォームを創設し、各産業分野や大学、行政が参加して、イノベーションによる産業創出を目指す取組がスタートしています。

そして、令和６年度からの現計画である第５期産業振興計画からは、改めて地産外商プラスイノベーションを計画全体の柱に掲げ、地産外商戦略の基盤強化を図っています。そして、来

年度予算案の重点施策としてフードテッククラスターに至るというわけでございます。

先ほど長々と申し上げてきましたように、食品産業の振興策の推移を振り返りますと、フードテッククラスターの考え方自体、目新しいものではなく、むしろこれまで取り組んできた内容でもあります。

そこで、これまでの取組から何が変わるのか、そしてこれまでの取組からどうギアを上げた取組にしていこうとしているのか、改めてフードテッククラスターの目指すところについてお聞きをいたします。産業振興推進部長です。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　これまでの食品産業の振興をはじめとする食に関する取組は、産業振興計画の下、本県独自の施策として進めてまいりました。今回の取組は、国の地域未来戦略の産業クラスター施策の強力な後押しを得ながら進めるものであり、その点において、これまでの取組とは違いがあるものでございます。

今後策定をする国の戦略では、フードテックを含む成長分野において、クラスター形成に必要となるインフラ整備や設備投資などを推進していく方向性が示されております。これを好機と捉え、本県の強みである食に関する産業群の育成、創出によるフードテッククラスター形成に向けた取組を進め、食品産業の振興を一層目指してまいりたいと考えております。

**○14番（土居央君）**　国の施策の後押しを受けてさらなる強化を図っていかれるということだと思いますが、その基盤というのは、これまで県が一生懸命取り組んでこられた食品産業に関わる一連の取組の蓄積があってこそだと思いますので、ぜひとも大きく成長させていただきたいと思うところですが、だからこそこれまでの県の取組も問われてくるということだと思います。

そこで、県が想定されるフードテックとはどういうものかということなんですが、例えば私としては、ＩｏＰプロジェクトで培ったデジタル技術や、食品残渣を活用した商品開発などのグリーン化技術などを指すのかもしれません。

フードテックをどのように既存の食品産業と融合させ、これまでにない食のイノベーションを起こしていくのか、フードテッククラスターが目指す食のイノベーションの具体像について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　農林水産省の定義によりますとフードテックとは、生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルとされています。

本県では、これまで地産外商を柱として、県産品の付加価値を高める商品づくりに取り組んでまいりました。今後は、こうした取組に新たな技術を掛け合わせることで、さらに付加価値の高い商品やサービスの創出を進めてまいります。

今回、本県が目指す食のイノベーションの具体像としては、例えば食品残渣などの未利用資源を活用した特色ある商品の開発や、海藻の陸上養殖技術を生かした化粧品など、食用以外の新たな用途の開発などが考えられると思います。

さらに、こうした取組を通じて流通や販売の在り方の革新や関連産業の創出にもつなげて、食分野における新たな価値の創造につなげてまいりたいと考えております。

**○14番（土居央君）**　ありがとうございます。ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

ただ、本県の民間企業にとりまして、イノベーションは容易なことではありません。最大の課題は人材の問題です。

私は平成29年の２月議会で、当時国がイノベーション政策推進の基礎資料として、地域における科学技術資源の現状を把握するために、全都

道府県で食品産業も含めた全産業における研究者の人数や研究に対する投資額などを綿密に調査した文科省の基礎資料、地域科学技術指標2016を基に、産業人材の育成とイノベーション政策の強化について質問をさせていただきました。この国の調査資料によりますと、本県の民間企業の研究開発に従事する人数は僅か53名で全国最下位の47位となっており、46位の鳥取県と比較しても1.5倍の開きがあり、その少なさが際立っておりました。この結果は、本県の民間企業がイノベーションにより競争力を強化し自立的な成長を続けていく上での大きな課題だと、10年前のことでありますけれども、そのとき指摘をさせていただいた経過がございます。

当時、尾﨑知事からは、中長期的に一番大事なことは人材育成であると、そして土佐ＭＢＡや企業の取組を通じて新たな科学技術も取り入れていきながら事業戦略を構築していけるような人材育成をさらに進めていきたいとの答弁。また、商工労働部長からは、企業自らが研究者を育成して製品開発に挑戦をしていくといった意思を持っていただくことが必要であり、そのためにセミナー、研修、大学とのマッチングや公的機関の技術指導等、企業の人材育成に努めていくとの御答弁をいただいておりました。その後、企業の現場はどうなったのでしょうか。

その後の県の取組も承知をしています。特に第４期産業振興計画からは、食品産業を支える産業人材育成を柱に掲げ、土佐ＦＢＣや工業技術センターや食のプラットフォームを起点にしたセミナーなど実践的な技術研修を実施してきたと承知をしています。しかし、このたびの１次産業掛ける技術掛ける外商による食のイノベーション創出のギアを上げていくことになりますと、これまで以上に人材育成策のギアも上げていく必要があるのではないかと感じております。

そこでまず、食のイノベーションを支える企業の研究開発を担う人材の育成・確保状況について、これまでの対策を踏まえての評価を産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　食品の研究開発に携わる人材の育成といたしましては、高知大学が行う専門教育プログラムである土佐ＦＢＣについて、県としてもその運営の後押しをしてまいりました。受講者は、平成20年度以降の18年間で約850名に達しています。

また、人材の確保に向けては、事業者が行う就職フェアへの出展や求人情報の掲載などの取組への支援、さらに都市部の専門人材とのマッチングなどの支援も行ってきたところです。

こうした取組によって、県内企業の専門人材は一定増加をしてきています。一方、新商品開発や品質管理を担う人材の育成・確保については依然として、多くの事業者から課題であるとの声が寄せられており、県としても対応が必要であると認識しています。

このため、今後、食のイノベーションを一層推進するに当たり、研究開発を担える人材の育成や確保に向けた取組のさらなる強化が必要と考えております。

**○14番（土居央君）**　分かりました。

ぜひ、その課題解決に向けてどう取り組んでいくかということだと思いますが、私はこの件で、先日高知大学の石塚副学長に御意見を伺ってまいりました。石塚先生の御意見を踏まえて、私が思うところを申し上げます。

今回の所得向上推進企業総合支援事業費補助金、これはこうした人材育成も支援対象となっており、大いに期待をしているところですが、横展開枠にしても先進枠にいたしましても、企業に開発を担う人材がいない状態で高付加価値化や生産能力の向上などの補助金支援を行っても、砂漠に水をまくような状況になりはしない

かという懸念が生じます。特に、人口減少が進む状況で、産業の生産性を高め高付加価値化をするには、人口掛ける能力の掛け算で考える必要があり、一人一人の能力を開発するための人材育成策への投資の強化は不可避であると考えます。

そして、企業人材のリカレントやリスキリング支援を計画の柱として強力に後押ししていくことがフードテッククラスター成功の鍵ではないかと認識をした次第です。そしてそのために、より実践的な研修体制の整備も望まれるところです。

そこで、県はこのクラスターの実現に向けての人材育成戦略を具体的にどう考えているのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　フードテッククラスターを実現していくためには、外商につながる付加価値の高い商品を創出し続けていくことが重要です。そのためには、企業自らが研究開発や品質の向上に取り組むことができる、そういう人材を育成するとともに、産学官が連携をしてこれを支える体制を構築することが不可欠です。

このため、県としては、産学官連携の下で、企業の研究開発人材の育成や現場人材のスキル向上などを柱として人材育成の取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、食品産業の研究開発に携わる専門人材を育成している土佐ＦＢＣとの連携を引き続き行います。加えて、所得向上総合補助金においては、リカレント教育やリスキリングなどによる人材育成も支援対象としており、幅広く活用されるよう働きかけてまいります。

**○14番（土居央君）**　ありがとうございます。先ほど出てきました土佐ＦＢＣは大変成果を上げておられると自分も認識をしておりまして、ぜひ引き続いた支援をお願いしたいと思っております。

次に、クラスターの出口戦略につきましてお聞きをいたします。フードテッククラスターの成功には、優れた技術や製品を生み出すだけでなく、それを確実に消費者に届ける出口戦略が不可欠です。

第５期産業振興計画では、多くの取引先を有している卸売事業者をはじめパートナーとの連携強化による外商拡大に取り組むと明示をされていますが、例えば本県には旭食品株式会社のように広範な流通・販売網を持つ民間卸売事業者が存在します。

このクラスターにおいて、こうした民間卸売事業者が持つネットワークを出口戦略としてどう組み込んでいく考えか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　全国にネットワークを持つ卸売事業者と連携をさせていただくことは、このクラスターの取組を成功させる上で重要な視点であると認識しています。

これまでも、地産外商の取組の中で、小売店や飲食店などへの幅広い販売ルートや物流網を有する卸売事業者をはじめとした様々なパートナーとの連携を重視し、取組を進めてきたところです。例えば、卸売事業者主催の商談会への出展や本県への視察の誘致はもとより、卸売事業者などに対する本県単独での商品紹介の場の設定といった本県ならではのセールス活動も行っています。

今後に向けても、こうした卸売事業者との連携をさらに強化し、一層の販路の拡大や販売促進につなげてまいります。

**○14番（土居央君）**　ありがとうございます。

次ですが、出口戦略の話になりましたが、話を入り口に戻しまして、民間卸事業者との連携によるマーケットインの商品開発支援につきましてお聞きをいたします。地産外商戦略では、

外商を成功させるためにマーケットインの考え方が不可欠であると強調されています。民間卸事業者は、消費者が今何を求めているかというＰＯＳデータや顧客ニーズをリアルタイムで把握しています。売れる商品づくりを実現するためには、卸事業者の持つ現場のニーズやトレンドに関する知見を県内事業者の商品開発や改良に直接反映させる仕組みが重要だと考えます。

現在、バイヤーなどとの連携による伴走支援を行っていますが、例えば民間卸のバイヤーを食品開発アドバイザーとして、より深く招き入れたり、彼らが持つ消費データに基づいた具体的なニーズを県内事業者にフィードバックし、出口から逆算した勝てる商品を生み出すような官民協働の体制をどうつくるのか、県の御所見を産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　食品流通においては、売場のニーズやトレンドに対応するマーケットインの視点が重要です。そのため県では、食品事業者を対象とした総合支援の取組である食のイノベーションベースにおいて、県内外の卸事業者や小売事業者などの参画を得ながら、官民協働で、市場ニーズを商品開発に生かす体制を整えています。

具体的には、多数の店舗を展開する小売店に向けた商品や、小ロットでも流通可能なこだわり店に向けた商品など、様々な販路に対応した商品の開発や改良を事業者に伴走する形で支援しております。

今後も、卸事業者などとの参画をさらに広げ、市場ニーズを起点とした商品づくりを一層強化いたします。こうした官民協働の体制の下、より多くの勝てる商品、売れる商品を創出してまいりたいと考えています。

**○14番（土居央君）**　ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、令和８年度予算案では、フードテッククラスターの形成促進と同時に、大幅な売上増加を目指す100億企業の創出、育成が重点ポイントとして掲げられ、ネットワーク形成支援などに予算が計上されています。人口減少対策の柱として、若者に選ばれる魅力ある仕事をつくるため、成長意欲の高いトップランナー企業を支援することは重要です。

この新たな県独自の登録制度や経営者ネットワークの形成、補助金における奨励メニューの創設によって、どのように若者が就職したいと思える魅力的な企業を育成していくのか、まずは施策の具体的な展開ビジョンを産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　売上高100億円の達成という目標を実現するためには、経営者自らが成長意欲を高めることで、既存の事業の枠を超えた新たなビジネスの着想を得ていただくことが重要です。国の調査においても、業種の枠を超えた経営者間の交流が効果的との傾向が示されています。

そのため、新たに県独自の100億企業の登録制度を設け、登録企業の経営者同士が共に学び合い切磋琢磨するネットワークを形成したいと考えています。また、登録企業が行う成長に向けた積極的な投資も応援してまいります。

新しい製品、サービスの開発や、成長著しい海外市場への進出による事業拡大など、飛躍的な成長を目指す取組について、新たな総合補助金により手厚く支援をすることで、地域経済を牽引する企業を創出してまいりたいと考えております。

**○14番（土居央君）**　この100億企業、これをフードテッククラスターに当てはめた食品産業の場合、企業が数十億円から100億円規模へスケールアップするためには、大手卸売業者との安定的な取引が不可欠です。本県が目指す100億企業の育成において、成長意欲の高い県内事業者が大

手卸売業者の戦略的パートナーとして認められ、全国の主要な小売チェーンや飲食店へ優先的に提案されるような関係性を築くことが目標達成の肝になろうかと考えます。

県が新たに設ける100億企業登録制度において、登録企業と民間卸事業者とのマッチングを優先的に後押ししたり、大手卸売事業者の物流に乗せるための生産体制や規模拡大を県が支援するなど、企業の成長ステージに合わせた支援策を講じていくべきと考えますが、産業振興推進部長の見解をお聞きいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　食品産業において100億円規模の企業へと成長していくためには、まずは市場に対して安定的に商品を流通させる販路を確保することが重要です。そのためには、小売事業者だけでなく、議員のお話にもありました卸売事業者や商社など広域的な流通を担う事業者との連携により販売チャネルを拡大していくことが有効と考えます。

また、こうした販路の拡大に対応していくためには、安定的に商品を供給できる生産体制の構築や設備投資、衛生管理体制の強化など、生産面での基盤づくりも重要となります。

このため、県としては、各企業の現状や課題を丁寧に把握しながら、販路開拓から生産体制の強化まで、企業の成長段階に応じた支援を関係者と連携して展開してまいります。

**○14番（土居央君）**　繰り返しますが、食品産業のさらなる成長に向けては、卸売事業者、これが肝になろうかと思います。そことの戦略的パートナーシップ構築、これは非常に重要だと思っております。

そこで、御存じの方もいるかと思いますが、大手食品卸事業者トモシアホールディングス株式会社を御紹介したいと思います。トモシアホールディングスは、本県に本社を置く旭食品株式会社を中心に、石川県のカナカン株式会社、青森県の丸大堀内株式会社といった有力地域卸業者が2013年に統合し、現在の売上高が全国４位の約9,000億円、得意先数約２万5,000社、物流拠点194施設という全国有数規模のネットワークを持つ企業グループです。2027年度、来年度には売上高１兆円を目標としており、本県の関連事業者としては桁違いの規模がございます。

トモシアグループビジョン2027では、例えば地域深耕施策を柱の一つに掲げ、生産者・行政・地域企業・教育機関等と連携し、食に関わる産業創出を継続的に実施、また地域の産業開発を促進し欠かすことのできない地方創生企業として地域の新しいあり方を商品を通して実現していくなどの企業理念が示されており、地方の振興に本気で向き合う姿勢が伝わってきます。

先月、私はこのトモシアホールディングス株式会社を訪問し、旭食品株式会社社長でかつトモシアホールディングス株式会社の竹内孝久代表取締役副社長と、本県の地産外商政策やフードテッククラスターについて話をさせていただきました。竹内副社長の、トモシアホールディングスとして地域貢献をしていくという熱い思いは大変ありがたいものでしたし、県の政策や事業についての御意見も聞かせていただいたところです。特にフードテッククラスターの形成促進、また高知県との戦略的パートナーシップの構築に関して非常に協力的なお言葉をいただき、有意義な意見交換をさせていただいたところです。

お話を通じて、地域貢献への熱い企業理念を持つトモシアホールディングスの全国対応の物流・情報網や地域産品開発のノウハウを、これまで質問してまいりました本県の地産外商及びフードテッククラスター戦略に融合させることができれば、本県の県民所得向上を実現する実効性ある取組にもつなげられるものと期待が膨らんだところです。産業振興計画を着実に進め

ていく上で、今後はトモシアホールディングスとの連携も図っていくべきと考えます。

ぜひフードテッククラスター戦略にも関わっていただき、マーケットインの視点による商品開発の促進や、本県で開発された高付加価値商品を全国の主要な消費地に効果的に、そしてより広く展開する体制の構築、さらには県が支援する事業者の商品をトモシアホールディングスが持つ全国の物流網や営業拠点とダイレクトに結びつける包括的な連携体制等を構築するため、トモシアホールディングスとの連携協定を模索するべきと考えますが、産業振興推進部長に御見解をお聞きいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　大手卸売事業者との連携には、例えば３つのメリットが考えられると思います。１つ目として、全国の小売店や飲食店などに広がる販売ネットワークや物流網を活用することで、県内事業者の販路拡大や安定した供給体制の構築につながること。２つ目として、グループが有する市場情報や分析力を生かし、消費者ニーズを踏まえた商品開発などへの支援が期待できること。そして３つ目として､海外の販売ルートを活用することで、輸出への新たな挑戦やさらなる販売拡大につながり得ることなどが考えられると思います。

こうしたことから、大手卸売事業者との連携は、フードテッククラスターの形成や地産外商の取組を進めていく上でも有効な手法の一つであると認識をしております。

このため、協定の締結も含め、県内事業者の販路拡大や商品開発につながる連携の在り方について今後検討を進めてまいりたいと考えております。

**○14番（土居央君）**　具体的に有意義な形になりますことを期待しております。

最後に、第５期産業振興計画の目指すところは、県経済の底上げを図り、全国下位にある１人当たりの県民所得を、令和６年からのおおむね10年間、令和15年になりますが、これまでで全国中位に引き上げられるよう、地域経済の好循環を創出することにあります｡そのためには、クラスター形成が単なる加工・流通業の振興にとどまらず、生産現場である農林漁業者の所得向上にどう結びつくのかが問われなければなりません。

このクラスター形成を通じて、特に小規模な生産者が恩恵を実感できるよう、１次産業掛ける技術掛ける外商の成果をどのようにして農林水産業者や食品関連企業で働く方々の所得向上につなげていくのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　食に関する産業集積が進むことで、小規模事業者においても取引機会の拡大による売上げの増加が期待されます。例えば産地加工の拡大は、地域の農林水産業者にとって安定的な出荷先確保につながり、市場流通に依存する場合に比べて価格形成力が高まることで、所得の向上が見込まれます。また、地域に新たな付加価値が生まれ、食品加工事業者の収益の向上にもつながるなど、地域経済に好循環を生み出していくものと考えます。

さらに、クラスターの形成を通じて、例えば食品産業と宿泊業が協働した新商品開発など、異業種連携による新たなビジネスの創出も期待できます。

こうした取組により、第１次産業から第３次産業までの幅広い事業者の稼ぐ力を高め、県民の所得向上につなげていくことが重要でございます｡国の地域未来戦略の動きも踏まえながら、今後さらにクラスター形成の取組を加速してまいります。

**○14番（土居央君）**　ありがとうございました。

用意した質問は全て終了いたしますが、今回

令和８年度の主たる政策であります若者の所得向上と高付加価値型経済への転換、そしてそのためのフードテッククラスターの実現と100億企業の育成、外商戦略等について質問をさせていただきました。真摯に御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。部長の御答弁からは、非常にこれらの取組が前向きに進んでいくものと期待を持てる､そのような御答弁であったかと思います。

今回、知事への質問がなかったわけでございますが、質問をつくっておりまして途中で気づきましたけれども、全て濱田産業振興推進部長への千本ノックのような質問になってしまいまして、最後、せき込んでおられまして、申し訳なく思っておりますが、本当に頑張っていただきたいと思います。

知事への質問はなかったんですけれども、今回の令和８年度主要施策を見ましても、本県の最重要課題であります人口減少などの課題克服に向けて、何としても成果を出すという知事の並々ならぬ決意を感じております。ぜひとも知事を筆頭に全庁挙げて頑張っていただきますことをお願いいたします。

最後になりますが、今年度で退職をされます全ての職員の皆様に敬意と感謝を申し上げまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

**○副議長（上田貢太郎君）**　以上をもって、土居央議員の質問は終わりました。

ここで午後３時まで休憩といたします。

午後２時37分休憩

――――― ⟡⟡⟡ ―――――

午後３時再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内隆純議員の持ち時間は45分です。

16番西内隆純議員。

**○16番（西内隆純君）**　議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき発言をさせていただきます。自由民主党会派の西内隆純でございます。

まず、少子化対策と家族、故郷の在り方について伺います。

高知新聞の連載「生きて逝く 多死社会高知」に、都市への人口流出が進み、墓の継承は限界を迎え､家への帰属意識も薄れたとありました。過疎化の中で、やむを得ず墓じまいを選択する県民が急増しています。これは単なる物理的なお墓の整理ではなく、自分のルーツである先祖との精神的なつながりや地域への帰属意識が急速に失われていることの表れです。

一方で、昨年10月、日本一の合計特殊出生率を誇る鹿児島県徳之島町を視察してまいりました。町長によれば、特別な経済支援は一切行っていないとのことでした。違いは何か。子供が生まれれば、地域で100人、200人と集まって祝い合う強固な共同体の存在です。何より心を打たれたのは、お墓と先祖に対する姿勢です。月に２回は必ず墓参をし、お彼岸には墓前で酒盛りをして、道が渋滞するほどだといいます。彼らは日常の中で、おかげさまで今の自分たちがある、この命のバトンを未来へつなぐということを深く学んでいるのです。

私ごとですが、私は39歳で結婚し、現在２人のかわいい娘に恵まれています。結婚と子供を諦めなかった最大の理由は、西内家の長男として先祖代々守ってきたものを次の時代に引き継ぐという強い責任感があったからです。経済的な理由が入り込む余地はありません。現在、３人目を検討しておりますが、それも西内を継ぐ

男の子が欲しいという私自身の勝手な考えであり、妻の了解は今後の課題であります。

全ての人に同じ価値観を求めるつもりはありません。現代社会では、出産や教育のコストが重く、個人レベルで出産を控えるのは、ある意味で個々の合理的な判断になっています。しかし、個人の合理的な選択が積み重なることで、社会全体のシステムが崩壊してしまう。我々は、言わば少子化という合成の誤謬に陥っています。

自分にとって得か損かという個人の合理性と社会の持続可能性が衝突している今、県が進めているような経済的支援や男性育休の促進による子育ての負担感の軽減といったアプローチは、現代的ニーズに対する当面の施策としてはもちろん必要です。そうした負担軽減策やインセンティブに加えて、根本にある、子供を大切にし家族を持つことの意義や命の連続性への感謝と責任感が育まれなければ、人を地域につなぎ止め次代を育む真の動機づけにはならないと考えます。

そこで、墓じまいが進む中、徳之島のような、子供を大切にし、家族の絆や祖先から受け継いだ命を次代へつないでいくことの尊さを社会全体で共有していくことこそが極めて重要な少子化対策だと確信いたします。個人の損得勘定を超えたこうした本質的な哲学に基づく少子化対策について知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　近年、我が国の経済は高度に発展をいたします一方で、地域におけます人と人とのつながりが希薄化をする、核家族化も進む、価値観も多様化すると、こういった社会の変化が起こっております。こうした中で、少子化対策を進めるに当たりましては、まずは住民の皆さん一人一人にとって直接的かつ、ある意味即物的な効果のある施策を講じなければならないのが現状だと思います。例えば、出産や育児、教育に係ります経済的な支援、保育所などにおきます子育てのサービスの現物給付、さらには若者の出会いの機会の提供といった目に見える形での取組、施策が重要であります。

他方で、議員御指摘がありましたように、家族の絆、そして祖先から子孫への世代の継承を大切に考えるといった意識、これを社会全体に取り戻すことが有効であり、極めて大事であるというふうに考えます。

そのために、例えば１つには、若者が結婚あるいは出産・育児などを通じまして、家族を持つことの意味についてじっくりと考える機会を提供できるようなライフデザインの取組を進めるといったことを来年度からやりたいと思っております。またもう一つには、例えばいわゆる高知型地域共生社会の取組などを通じまして、地域における人と人とのつながりを復活させていく、さらには学校や地域におきますキャリア教育の取組を通じて、子供たちが地域の伝統文化、産業に触れることを通じて生まれ育った故郷への理解や愛着を深めていく、こうした取組を進めたいと思います。

これによりまして、議員からもお話がございましたように、１つには自分の生まれ育った地域を大事に思い、そこで生まれてきた子供をはじめ家族や他人を尊重する、また先人から受け継がれてきた地域の営みや命をしっかりと次世代に引き継ぐという社会全体の意識の醸成につながるのではないかと考えます。

このように、経済的な支援など個々人に対する直接的、即物的な働きかけといった取組だけではなく、地域への愛着を育み、社会全体の意識を高めるという、これは大変息の長い取組が必要でありますが、こうした取組の両面から少子化対策を進めることが必要だというふうに考えております。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございます。先ほど知事からライフデザインという言葉がご

ざいました。今の教育というのは受験戦争にどうしてもフォーカスが当たってしまうわけでありますけれども、やはり子供の頃から大人になるまでの間に、生涯においてどのような人生の大きな門出といいますかフェーズといいますかシーンがあって、それに対してどんなふうに考えていくかというのをしっかり学んでおくということは、出産・少子化対策についても非常に大きな意義があるものだというふうに私も思います。

そして、次に行きますけれども、この命のバトンをつなぐため、ルーツとのつながりを取り戻すための取組をしてはどうでしょうか。進学や就職で県外に出た若者が自らのルーツを再認識する機会を行政が後押しすることも一計と考えます。例えば、お盆や年末年始などに若者が帰省し、お墓参りや地域行事に参加することを条件に交通費を支援する、言わば墓参り補助金のような本県独自の里帰り支援メニューを将来的に検討してはどうでしょうか。

かつての旅行支援のように単なる観光ではなく、若者が地域や家族の絆を確かめるための帰省を後押しすることについて知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（濵田省司君）**　進学や就職を機に県外に出られた若者にふるさととのつながりを再確認し、取り戻していただくというためには、帰省というのは最も有効な手段の一つだというふうに考えます。ただ単に家族や友人との再会を求めるといった専ら私的な目的、動機での帰省に関します交通費を助成するということについては、行政からの公的な支援にはなかなかなじみにくいのではないかと考えます。

ただ一方で、本県が進めております総合的な人口減少対策に資するような活動、例えば本県にゆかりのある若者が本県への就職、転職を求めて行います求職の活動でありますとか、中山間地域での農作業、祭りへの参加などに係ります帰省、これも「いこうち！」ということで今事業化をしております。こういった事業に参加をいただく交通費につきましては、既に県からの財政的な支援の対象とさせていただいております。

さらに来年度からは、Ｕターン希望者が本県で行われます婚活イベントに参加をする際の交通費についても新たに支援の対象ということに加えたいということで、予算案に計上させていただいております。

今後につきましては、例えば来年度、国のほうで改正を予定していただいておりますふるさと住民登録制度、これが今のお話とも関連してくるかなと思います。この制度は、今発表されております概要によりますと、自治体のほうで指定する地域の担い手活動などに年３回程度以上参加をしてくれるいわゆるふるさと住民の方はプレミアム登録という扱いになって、いろいろな特典を準備しようというような構想になっております。

こうした形でプレミアム登録をしていただく方というのは、まさしくふるさととのつながりを再確認し、継続的に本県のいわゆる関係人口となっていただける方ということだと思いますので、こうした方々が帰省のための交通費も含めた様々な活動を行うための経費にどう支援をしていくかということについては今後の課題ということではございますが、今後の本制度の具体化の動きも見ながら、適切な時期に検討の俎上にのせていければというふうに考えております。

**○16番（西内隆純君）**　私自身も学生時代を思い起こしてみますと、本当に年に１回帰るか帰らないか、その中には、どうやってその旅費を工面するかということもありました。そういう意味において、どんな政治的な政策的なたてりが

あるにせよ、できたら、東京や大阪、県外に行った子供が高知に帰ってこれるような機会をいかにつくり、また支援していくかということにこれからも御尽力いただければと思います。

そして、先ほど申しましたこの合成の誤謬を乗り越える、つまり短期の個人的損得を乗り越えて社会を持続させるという、より高次の合理性を子供たちに身につけさせるのが教育の役割です。

御先祖様のおかげで自分があること、郷土の歴史や命のつながりの貴さを実感させる教育を学校が地域との関わりの中でどう実施していくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　学校教育において、子供たちが、社会に尽くした先人や父母、祖父母のおかげで今の暮らしを営むことができているという感謝の念を深めていくことは大変重要な意義があるものと考えます。

例えば道徳科の授業では、先祖からの命のつながりや命の貴さ、郷土愛等について学習しています。あわせて、総合的な学習の時間に郷土の歴史を調べたり、伝統芸能の保存に取り組む人から継承への願いを聞いたりするなど、地域の人々と直接関わる活動を通して、この地域で生まれて本当によかった、この地域をこれからも大切に発展させていきたいという思いを育んでいるところです。

県教育委員会としましては、学校と地域との関わりを強化する中で、こうした教育のさらなる充実を図っていきたいと考えています。そして、取組の好事例については教員研修等で共有し、各学校に横展開を図ってまいります。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございます。

次に、本県の歴史的遺産の継承と活用について伺います。

先ほど少子化対策の議論でお話ししたルーツや歴史とのつながりに関連し、本県にはまさに歴史の生きたあかしとも言えるすばらしい遺産とそれを守る地域の方々の熱い取組があります。県民の皆様にぜひ知っていただきたいと存じます。それは、香美市立繁藤小学校の隣接地に建つ神武天皇像とその修復プロジェクトです。

神武天皇は、日本を建国された初代天皇です。この像には、現在の建国記念の日制定に深く関わった、全国に誇るべき歴史が刻まれています。占領下で紀元節が廃止され、国の伝統が失われかけていた昭和31年２月11日、繁藤小学校では、当時の溝渕忠廣校長の下、紀元節奉祝行事が実施されていました。この件が全国ニュースとなると、国会で大きな議論を呼び、後の昭和42年の建国記念の日復活へとつながる極めて重要な契機となりました。

この出来事を象徴するものとして昭和38年に建立されたのが神武天皇像です。台座には、当時の荒木萬壽夫文部大臣による、日本紀元の復興を呼び起こしたところという碑文が刻まれ、繁藤の地が建国の理念を現代によみがえらせた原点であることをうたっています。

しかし、建立から60年以上が経過し、像の損傷が激しくなっています。現在、地元有志や県内経済界の皆様が中心となり、神武天皇像修復プロジェクト実行委員会を立ち上げ、修復事業を進めています。先人たちが建国の歴史を語り継ごうと立ち上がった誇り、そして現代の大人たちが自らの手で遺産を守り抜こうとする熱意、この取組自体が、我々の文化的アイデンティティーを再確認し県内外に発信するすばらしい機会だと考えます。

繁藤小学校隣接地の神武天皇像と建国記念の日にまつわる大切な歴史遺産を未来へ継承しようとする地域ぐるみの熱心な取組について知事の御所見をお伺いします。

**○知事（濵田省司君）**　今回御紹介いただいたプロジェクトは、単なる像の修復ということにと

どまりませず、地域の誇りや結束を育みますとともに、県民一人一人が我が国の成り立ち、そしてこれまでの歩みについて考えるよい機会だろうというふうに考えます。こうした地域が一体となった取組を通じまして、郷土の歴史、先人のたゆまぬ努力に思いをはせますことは、今を生きる私たちの進むべき方向性を見定めることにつながると考えます。

繁藤地区での地域ぐるみの保存・継承活動を熱心に進めておられます実行委員会の皆様をはじめ関係者の方々に深く敬意を表したいと思います。そしてまた、こうした取組を契機といたしまして、一人でも多くの方々が、これまで地域と我が国の社会を築いてこられた先人たち、そして今を支えている我々現代人、さらに将来を担う子供たち、この時代を超えた絆を再確認できるということ、そしてそのことが先人への感謝、その御恩返しとしての子供たちへの社会の継承、こういったことに思いをはせていただけるというような機会になるとすれば、これは非常にありがたいことではないかというふうに思っております。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございます。しっかりプロジェクトのほうが進行して、次代に、先輩方がやってきたように同じように未来に相続できるよう頑張ってまいりたいと存じます。

それでは次、本県の教育政策について伺います。

本県においても深刻な教員不足が続く中、現場の疲弊を防ぐ学校サポートは極めて重要な課題です。県教育委員会では現在、教育力向上等の支援を目的に、退職された元校長などを学校経営アドバイザー、授業改善アドバイザーとして配置しています。

一方で、教育現場からは戸惑いの声も聞こえます。例えば近年、１人１台端末をはじめとする急速なＩＣＴ化など、学校の課題はかつてないスピードで激変しています。そのため、実際の授業から長く離れていた退職校長等の過去の経験に基づくアドバイスと現在のリアルな教室の状況との間にギャップが生じているとの切実な指摘があります。教員不足の中で現場を支えてくださるお力添えは大変尊いものですが、せっかくの支援が現場のミスマッチにつながってしまっては本末転倒です。

そこで、お伺いいたします。深刻な教員不足や急速な学校環境の変化の中、県教育委員会として、現在配置している各種アドバイザーの指導の現状をどう評価されているでしょうか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（今城純子君）**　お話にありました学校経営アドバイザーは、豊富な管理職経験を生かして、各学校の組織的なマネジメント力を高めることを目的に、全ての県立高校を年２回以上訪問し、管理職への助言などを行っています。

また、授業改善アドバイザーは、教科ごとに指導主事とペアを組んで、全県立高校へ年２回、延べ300回程度訪問しています。その際、指導主事は、ＩＣＴの活用を含む学習指導要領に基づいた教科の専門性に関する指導を行い、アドバイザーは、授業改善や教科会の在り方など組織的な取組に対する助言を行うなど、２人が役割分担をして対応に当たっております。

本年２月に実施をいたしましたアンケートの結果では、学校経営アドバイザーが学校経営の改善に役立っていると回答した管理職の割合は96.9％、授業改善アドバイザーと指導主事による教科訪問が授業改善につながっていると回答した教員の割合は87.9％に上っております。これらの結果からも、各アドバイザーの活動は総じて円滑な学校運営や授業改善に寄与しているものと捉えております。

**○16番（西内隆純君）**　今ありました評価を踏ま

え、現状の課題に即した現場への支援体制へどのようにアップデートしていくお考えか、教育長の見解をお伺いします。

**○教育長（今城純子君）**　学校の課題に対応した支援を行っていくためには、アドバイザー自身が常に最新の知見を取り入れ、各学校に対して適切な助言を行う指導力を高めることが必要不可欠であると考えます。そのため各アドバイザーは、県教育委員会が開催する教員対象研究協議会等にも参加をし、各学校の状況を把握するとともに、指導に必要な知見を広げているところでございます。

今後も、学習指導要領の改訂の方向性や国や県の重点施策に関する最新情報等を学び続け、常に専門性を高めていく姿勢を各アドバイザーに徹底していきたいと考えております。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございます。アンケート結果は非常に好評だったわけですけれど、この質問をするに至った背景には、その授業改善アドバイザーの中で、来ておるけれども一言も発せず最後まで教室で座っておったとか、そういうような話も報告として上がってきておりましたので、させていただきました。多くの学校でそのように満足されているという結果ですので、全部が全部そういうわけではないだろうと思いますけれども、ぜひまた教育長をはじめ皆さんのほうでも現場に足を運んでいただいて、よりよいものにつくり上げていっていただければと思います。

次に、第５期日本一の健康長寿県構想における中山間地域の介護サービス提供体制の実効性について伺います。

次期構想では、中山間地域を含め、要介護３以上の方の在宅率を令和４年の43％から令和９年には50％に引き上げるという高い目標を掲げています。その達成に向けて、訪問介護事業所への音声入力ソフトの導入支援や、移動時間40分以上の補助区分の新設、通所介護事業所の訪問機能付加への初期費用助成など、複数の新規・拡充事業が手当てされていることは承知しております。

県資料によると、中山間地域における訪問介護事業所の中山間地域等小規模事業所加算について、未取得の事業所が45か所中36か所に上るとされています。処遇改善加算については、対象となるサービス事業所のうち127事業所が未取得とのことです。

今回、県は加算取得に向けた実践セミナーの開催を新設しましたが、未取得の根本原因は書類作成の煩雑さにあるのでしょうか、それとも人員基準を満たせないことや収益見通しの問題なのでしょうか。どのような考え方に基づき支援策を構築されているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　事業所の安定的な運営やサービスの質の向上のために、議員からお話のあった介護報酬上の加算取得を後押ししていくことは重要でございます。

このため、今年度加算取得に際しての課題などにつきまして、高知県老人福祉施設協議会や高知県ホームヘルパー連絡協議会などと意見交換を行ったところでございます。団体のほうから、取得要件を満たすか不安である、書類作成など事務的な負担が大きい、取得可能な加算が分からないといった意見がございました。

こういった意見を踏まえまして、来年度はこうち介護生産性向上総合支援センターが各事業者団体と連携をしまして、取得可能な加算の種類が多い入所施設と定期的な勉強会を開催することとしております。またセンターでは、訪問介護事業所などの小規模事業所が加算取得のための関係書類を持ち寄り書類作成のアドバイスを受けられるセミナーを開催する。そのほか、取得の対象となりそうな事業所への呼びかけや、

必要に応じ専門家を派遣するなど、個別支援を実施することとしております。

さらに、個々の事業所における事務負担の軽減のために、加算取得の事務をはじめとする間接業務を事業所を越えて集約する共同化の取組への支援も実施していくこととしております。

こうした取組によりまして、各事業所の取得可能な加算の確実な取得をサポートしたいと考えてございます。

**○16番（西内隆純君）**　次に、目標達成の道筋についてです。ＫＰＩである訪問介護受給者１人当たりの月平均利用回数は、令和６年の15.8回から令和９年には20回へ引き上げるとされていますが、現状では16.3回にとどまっており、推移は緩やかです。この目標を達成するためには、訪問介護の提供量を大幅に増やす必要がありますが、現在の中山間地域における訪問介護事業所数と人員配置では絶対量が不足していると考えられます。

中山間地域訪問介護サービスの提供体制を確保するためにどう取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　中山間地域では、地理的な条件や人口減少の影響によりまして、訪問介護サービスの提供体制の確保が課題となっています。

特に、本県の訪問介護利用者の平均利用回数は他県よりも少ない状況にありますため、業務の効率化や中山間地域での訪問介護サービス事業所の設置を推進していくことが必要でございます。このため、訪問介護事業所の業務効率化に向け、介護記録の音声入力ソフトの導入や、高知市など市部にある事業所が中山間地域にサテライト事業所を設置する際の初期費用の支援を行いたいと考えております。

これらの取組によりまして、中山間地域での訪問介護サービスの提供体制の確保に向けた取組を進めていきたいと考えております。

**○16番（西内隆純君）**　最後に、福祉・介護事業所の認証評価制度について伺います。目標値550事業所に対し、現状は228事業所と大きく乖離しており、認証取得の動機づけが弱い状況が続いています。

県は、補助金の優先採択や研修費助成などのインセンティブを拡充するとしていますが、この認証制度が介護人材の確保や定着にどのように有効に機能しているとお考えか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　人材の確保・定着に向けましては、職員の処遇改善や働きやすい職場環境を整備することが不可欠です。この点、認証評価制度では、キャリアパスや給与体系の整備と介護職員等処遇改善加算の取得を要件としておりまして、認証取得事業所は加算割合の高い処遇改善加算の取得率が高くなってございます。

このように、認証取得は処遇改善に効果的だと考えています。また、休暇の取得促進や労働時間の縮減など就業環境の整備、職員の身体的負担の軽減につながるノーリフティングケアを要件としておりますので、認証取得に伴い、職員が働きやすい職場環境の整備につながっているものでございます。

しかしながら、近年では認証取得の動きが停滞してございます。こちらを未取得の事業者のほうにお聞きしますと、取得に向けては規定の整備など一定の負荷もあるので、動機づけとして認証取得のメリットの拡充ができないかとの意見もございました。

このため、認証取得の効果を積極的に伝えていくことはもとより、補助金の優先採択など、インセンティブを拡充することによりまして認証取得事業所の増加を図り、働きやすい魅力的な介護職場を県内に広めることにより、人材の

確保・定着につなげていきたいと考えております。

**○16番（西内隆純君）**　御回答ありがとうございます。なかなかどうしても定性的な評価の多い分野だとは思うんですけれども、ぜひ定量的な部分からどういう課題があるか掘り起こしたり、あるいは成果を出していくかというような取組も進められたらと思います。とりわけ、下村議員からもありましたけれど、ＡＩツールが非常に今発達しております。人間が分析できないような膨大な量から、自分たちが見えなかった角度のアプローチというのも提供できるかと思います。それにまた、現場のほうでもいろいろな業務の効率改善の中でＡＩツールを使うということは非常に有効な手だてだと思いますんで、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本県の基幹産業であり防災・減災の要でもある建設業、とりわけ建築業の担い手確保と公共調達の在り方について伺います。先日、県内の建築関係の事業者の皆様と意見交換を行いました。物価高騰や人手不足の中で奮闘される現場から、大変切実なお声をお聞きしました。

特に深刻なのが、週休２日制の推進と職人の収入をめぐるジレンマです。働き方改革は必要ですが、日給月給制の多い現場では休日増加が職人の手取りの減少に直結します。現場からは、休みが多くても給料が安いと若者に敬遠される、休みを増やすなら見合う単価設定がなければ生活できないとの苦悩の声が寄せられています。

また、公共工事の積算についても不安の声が聞かれます。業者からは、予定価格を上回る入札額や最低制限価格を下回る入札額が見受けられ、結果として予定価格が現場の実感と合っていないなどの懸念が示されています。県の積算は、大規模新築も小規模改修も一律の面積当たりの単価で計算されがちで、現場特有の苦労が反映されにくいとの指摘があります。さらに、建築工事は土木工事に比べ、熱中症対策などの安全経費が計上されにくく、現場対応が困難との声も上がっています。

元請に適正な利益が確保されなければ、下請の職人に適正な賃金を還元できません。いざ南海トラフ地震が起きたとき、誰が高知の復旧・復興を担うのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。週休２日制を推進する中で、労働日数が減っても現場の職人が十分な生活を営める手取りを確保できなければ、若者の建設業離れは食い止められません。県として、適正な賃金が末端まで確実に行き渡るよう、どう対策を進めていくのか、土木部長にお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　建設業は下請が重層化しており、全ての技能者に適正な労務費を行き渡らせることが課題となっております。このことから、特に公共工事におきましては、労務費等の内訳を明示した入札金額内訳書の提出を全ての応札者に求め、適正な労務費が確保されているかについて今月から確認することになっております。

この確認作業に当たりまして、土木工事におきましては、従前より労務費と材料費を明確に分けて積算することから、応札者、受注者とも労務費の把握は比較的容易であります。一方、建築工事におきましては、労務費や材料費が一体となった単価を使用するという民間工事の取引習慣の影響が大きいことから、応札者、発注者ともに労務費の把握が困難でありました。

このため、建築工事におきましても、国の積算基準の改定に合わせ、労務費や材料費をそれぞれ積み上げ、内訳書において労務費を確認する方針について、今月より一部の工種から導入をしたところであります。なお、今後は他の工種にも順次拡大する見込みです。こうした内訳書の確認によりまして、労務費が一定の水準を

下回り、その合理的な理由が認められない場合には、国と連携して指導、勧告を行うこととなっております。

県といたしましては、まずは適正な労務費を明らかにした上で、契約段階における確認や国への通報制度の周知などにより、適正に労務費が行き渡るように取り組んでまいります。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございます。ぜひ取組を進めていただければと思います。

適正な受注環境を整備するための積算の在り方についてです。建築工事ならではの規模による手間の違い、様々な現場経費がしっかりと積算に反映される工夫が求められます。

実勢価格との乖離を防ぎ、現場の実態に即した適正な予定価格の設定に向け、今後どう改善を図っていくのか、土木部長にお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　建築工事の予定価格は、公共建築工事積算基準に基づき、あらかじめ設定された労務単価や資材単価によるほか、建物規模や作業時間の制約、熱中症対策など、それぞれの現場の特性も加味して適正に積算をしております。

一方、同積算基準に単価設定の記載がない、例えば金属サッシ、照明、空調などの建築特有の資材につきましては、製造業者や専門工事業者から徴取した見積価格を基に単価を決定しております。これらの資材単価は、物価の変動や需要と供給の影響を受けやすく、またその性能、施工規模、現場の条件等により、単価も大きく異なる場合がございます。よって、入札参加者が入札価格を算出する際におきましては、資材単価の見極めが大きなポイントになると思っております。

このため、県では、見積りの有効期限、仕様、数量、規模等の条件を可能な限り詳細かつ明確に示した上で、最新の見積りを徴取し、より実勢価格に近い資材単価を設定しております。

県といたしましては、こうした取組を通じて、引き続き、資材単価の設定を含め、適正な予定価格の設定に努めてまいります。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございます。

高規格道路の４車線化の推進について伺います。高規格道路の４車線化は、災害時における冗長性の確保という観点で極めて重要です。過去の高知自動車道の斜面崩壊の際、新宮インターチェンジから大豊インターチェンジの間の下り線を利用した一部対面通行により交通網を確保した事例がありました。迫りくる南海トラフ地震や頻発する豪雨災害を考慮すれば、交通を途絶えさせない複線化は急務であります。

高知東部自動車道では、対面通行の直線部分や下り坂等での事故が多発しています。飛行機に間に合うためにはあえて高規格道路を避けて下道を走ったほうがよいといった本末転倒な声まで上がる始末であります。

途切れない交通ネットワークを構築するためには、８の字ネットワークのミッシングリンク解消と並行して、高規格道路の４車線化を国や関係機関に対しこれまで以上に強く求めていく必要があります。

県として、４車線化の早期実現に向け今後どう取り組んでいくのか、土木部長の決意をお伺いいたします。

**○土木部長（横地和彦君）**　議員から御指摘もございましたとおり、高規格道路の暫定２車線区間では、４車線区間と比較いたしまして、一度事故が発生すると重大事故につながり、長時間の通行止めを余儀なくされます。さらに、災害発生時には経路の代替性がなく、交通機能の復旧に時間を要するリスクもございます。このように、事故防止及びネットワークの代替性を確保する上で、暫定２車線区間の４車線化は不可欠でございます。

県といたしましては、８の字ネットワークのミッシングリンク早期解消とともに、まずは４車線化の優先整備区間として位置づけられております土佐パーキングエリアから須崎東の区間の早期着手に向けまして、国等に働きかけを行ってまいります。

**○16番（西内隆純君）**　ありがとうございました。

次に、健康長寿県構想の第５期構想についてお伺いいたします。

第５期構想では、出生数を令和４年の3,721人から令和９年に4,200人へと増加させる目標を掲げています。しかし、令和６年の実績は3,108人となり、令和９年目標との乖離は既に1,092人に達しています。婚姻件数につきましても、令和７年１月から11月までの累計で1,858組と、前年同期比で減少基調にあります。

一方で、男性の育休取得率は令和６年に46.4％となり、全国平均を上回る水準まで着実に改善しています。しかし、共働き世帯においても女性の家事・育児時間が男性の2.4倍に達しており、制度的な取得率の向上が実質的な負担の均等化に十分結びついていないおそれがございます。

そこで、お伺いします。まず、令和６年の出生数3,108人という現状から、残り３年で目標の4,200人に到達することは、人口学的に見ても非常に厳しい状況にあると考えます。目標設定の前提となった推計と現実との乖離が広がっている中、現時点でこの出生数目標の達成見込みをどのように評価されているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　昨年の県内の出生数は、県の推計で3,072人と、令和６年からさらに減少しております。こうした中で、出生数の減少幅はここ数年よりは減少しており、また高知市では４年ぶりに出生数が減少から増加に転じるといった明るい兆しも見え始めております。

しかしながら、中長期的に見ますと若年人口の減少が続いており、そのことが婚姻件数そして出生数の減少を招くという傾向に変わりはないところでございます。こうしたこともあり、令和９年の4,200人という目標達成は厳しい状況にあるものと認識をしております。

**○16番（西内隆純君）**　こうした中で、第５期構想の取組を一層強化することが必要と考えるが、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　先ほど申し上げましたとおり厳しい状況にございますので、取組をもう一段強化することが必要でございます。来年度は、100人規模の参加者を一堂に集める大規模イベントの開催や民間マッチングアプリの利用料への助成といった新たな取組に着手をしまして、若者の出会いの量的な拡大を図ってまいります。

また、遠方の不妊治療や産後ケア施設を利用する際にかかる交通費への支援のほか、季節や天候に左右されない屋内の子供の遊び場整備に係る補助制度を創設しまして、妊娠・出産・子育てしやすい環境づくりを一層充実してまいります。

さらには、男性育休の取得促進に向けました事業者の環境整備に対する支援や、家事や育児の分担を促すためのプロモーションの展開などによりまして、共働き・共育ての取組を加速してまいります。

こうした一連の強化策を通じまして、目標の達成に少しでも近づくよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○16番（西内隆純君）**　男性の育休取得率の改善は進んでいますが、令和７年の未就学の子供がいる男性の平日家事・育児時間は女性の39.6％にとどまり、令和４年の39.3％からほぼ横ばいの傾向にあります。

県が目標とする家事・育児時間の割合60％を達成するためには、単に休業を取ることだけでなく、取得期間の長さや取得中の具体的な関与内容まで踏み込んだ支援設計が必要と考えますが、そういった質の向上に向けた具体策について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

**○子ども・福祉政策部長（西村光寿君）**　本県の男性の育児休業取得期間は、半数以上が１か月未満であり、男性の家事・育児参画が進まない要因の一つと分析をしています。育児休業を長期間取得し、子育ての最初の段階からしっかり関わることが、子供を育てる喜びを実感し、夫婦での家事・育児分担のきっかけになると考えております。

長期間の育児休業取得が進まない背景には、取得者の業務フォロー体制が十分整っていないなど、職場において取得しづらい状況があり、解消に向けては、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が必要でございます。

来年度は、約１か月以上の男性育児休業の取得を促進する事業者への支援金を設けますとともに、県内事業者の管理職から若手までを対象に、仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりをテーマとした異業種交流会を開催する予定でございます。交流会では、従業員が家庭内で積極的に家事、育児に関わるための具体的なスキルを学ぶほか、男性育児休業取得者の体験談を紹介し、育児休業に対する不安の解消などにつなげてまいります。

こうした取組を通じまして、男性が子育ての楽しさや大切さを実感し、家庭における家事・育児への参画が進むことで家事・育児時間の増加につなげ、男性育児休業の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○16番（西内隆純君）**　男性の平日家事・育児時間の短さについてですけれども、私も結構手伝っているんですけれど、いつも、時間が短い、あまり手伝えていないと言われるんで、そういう心理的影響がアンケートに入っているかもしれません。これは冗談です。

それでは、デジタルノマドの誘致と環境整備についてでありますけれども、先に、先般実施したタイ・チェンマイ及びバンコクへの視察成果を踏まえた今後の誘客及び輸出戦略について伺います。

まず、デジタルノマドの誘致でございますが、デジタルノマドの首都と呼ばれるチェンマイのカフェ、コワーキングスペース等の視察を通じて、環境や物価面でも本県でも十分通用すると感じた一方、我々の最大の壁は外国人への不慣れさと気づかされました。現地でも、ノマドと地域の橋渡し役となるコミュニティーマネジャーが不可欠だと助言を受けました。また、ノマドの多くは観光ビザでの滞在となり、県内企業での直接の就労は法的に困難です。

そこで、単なる場所貸しに終わらせない段階的なアプローチを提案いたします。第１に、言葉やビザの壁がない国内ノマドの誘致から始め、地域との協働モデルをつくることであります。本県の集落活動センターがコミュニティーマネジャー的役割を担いハブとなれば、面白い化学反応が期待されます。

第２に、外国人ノマドの持つ発信力を生かした観光ＰＲのアンバサダーや、県産品輸出のテストマーケティングの場としての戦略的活用です。現地カフェオーナーからも、ノマドが集まる場所でユズなどの試食を行うとよいとの助言をいただきました。また、彼らの長期滞在のニーズが高まれば、低廉な宿泊場所が必要となることから、空き家の活用が進むかもしれません。いずれにいたしましても、まずはノマドの誘致です。

そこで、デジタルノマドの段階的受入れに向けて、まずは国内ノマドの誘致からチャレンジ

してはどうかと考えますが、観光振興スポーツ部長にお尋ねいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　ノマドワーカーの受入れに向けまして、今年度県内の主要なコワーキングスペースやワーケーション施設を対象に、利用実態のアンケート調査を行いました。その調査では、回答いただいた施設においては、日本人、外国人とも、ノマドワーカーと思われる方の利用はまだ確認できていない状況であり、情報発信や受入れ体制の面で課題が多いものと感じているところでございます。

御提案のありましたとおり、まずは国内のノマドワーカーの誘致を念頭に、コワーキング施設を有する市町村などの意向をお聞きしていきたいと考えております。その上で、海外のノマドワーカーも見据えた段階的な受入れに向けて、必要となる環境整備などの支援策を検討していきたいと考えております。

**○16番（西内隆純君）**　次に、タイの市場ポテンシャルを生かした輸出戦略と航空路線について伺います。タイは、少子高齢化に直面する一方、中間層以上で健康志向が高まっており、現地ジェトロでも、2030年の超高齢社会を見据え抹茶や納豆が大きく伸びていると伺いました。本県のユズをはじめとする健康的な食品群は、このタイ市場に対して非常に強力な武器になります。

また、インバウンド誘客の観点でも大きなチャンスです。日本政府観光局のバンコク事務所によれば、訪日タイ人の半分は４回以上のリピーターであり、地方への訪問を強く希望しています。

現在、高知とタイを結ぶ直行便の就航はハードルが高いのが現実ですが、本県にはタイガーエア台湾の定期便が就航しています。高知龍馬空港の国際線ターミナル整備を見据え、この路線を活用した台湾経由でのタイからの乗り継ぎの開発とプロモーションを行えば、現実的な誘客ルートとなり得ると考えます。

そこで、タイにおける少子高齢化や健康志向の高まりという市場変化を的確に捉え、本県の特産品の輸出拡大に向け、今後どう戦略的なセールスを展開していくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

**○産業振興推進部長（濱田美和子君）**　タイでは、少子高齢化の進行や健康志向の高まりを背景に、脂身が少なく高たんぱくな食材への関心が高まっています。

そうした中、本県の土佐あかうしは、赤身主体でヘルシーな特徴を有し、こうした市場ニーズに合致する食材として期待できるものと考えております。また、すしをはじめとする日本食人気も引き続き高いことから、水産物についても需要の拡大が見込まれておりまして、本県の強みを生かしたさらなる輸出の拡大の可能性があると捉えています。

タイは、東南アジア諸国の中でも早くから経済発展し、有望な市場の一つであると考えます。来年度も引き続き、人気の高い水産物等の食品と土佐酒を組み合わせてプロモーションなどをしまして、現地市場のニーズを踏まえながら販路開拓に取り組んでまいります。

**○16番（西内隆純君）**　地方訪問を希望するタイからのリピーター客を高知に呼び込むため、どう取り組んでいくか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　四国を含め本県へのタイからの訪問者はまだまだ少ない状況ですが、日本全体で見ますと、令和７年のタイからの訪日客数は約123万人と増加傾向にございます。

このため、本県の雄大な自然、食を打ち出した情報発信、また四国が連携し、現地の旅行博への出展や旅行会社へのセールスを……

**○議長（三石文隆君）**　時間になります。簡潔に。

**○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）**　はい。高知龍馬空港に台湾との直行便があることなど、アクセス方法を含めた観光情報をお伝えしながら誘客に取り組んでまいります。

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、西内隆純議員の質問は終わりました。（拍手）

ここで午後３時50分まで休憩といたします。

午後３時46分休憩

―――― ∽∽∽ ――――

午後３時50分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

加藤漠議員の持ち時間は40分です。

17番加藤漠議員。

**○17番（加藤漠君）**　自由民主党会派の加藤漠でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

私で26番目の質問者ということになりました。一言で言うと、あと一息ということでございます。よろしくお願いいたします。連日、議員の皆さんによる、それぞれの選挙区そしてそれぞれの立場に立って、熱の籠もった論議が行われてまいりました。私は40分お時間をいただきましたので、産業振興を中心に質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私の選挙区の大月町では、２つの日本一の産業が今、期待の注目を浴びております。１つが、養殖のクロマグロでございます。後ほど養殖の質問もさせていただきますけれども、品質日本一ということで期待がかかっております。もう一つが養鶏、鳥でございます。

最後の質問者なのでトリの質問をするわけではないんですけれども、養鶏についてまずはお伺いをさせていただきます。今年度、農業分野の国内最高峰の一つとされている農林水産祭の天皇杯に、大月町の養鶏事業者さんが畜産部門で選ばれました。先進的なスマート畜産システムの導入や、南海トラフ地震対策として飼料を備蓄していること、さらには地域と連携した取組などが評価されての受賞となりました。

現在、18棟の鶏舎で年間約150万羽の肉用鶏、いわゆるブロイラーを出荷し、四国第１位の出荷量を達成されておられます。ちなみに鶏舎は、大月町の標高約300メートルに位置する山間地域に立地していて、言わば四国の端っこの山の中から全国的な評価を受ける経営モデルが生まれたということは、まさにやればできるという大きな勇気を与えてくれた事例だと感じています。

天皇杯の受賞については、県内では４回目となります。過去には、令和５年度に馬路村農協さんが多角化経営部門で受賞されているほか、平成３年度には林業部門で山本森林株式会社さん、さらに昭和38年度にはこれも林業部門で高知県議会の副議長もお務めになられた南国市の岡崎俊一さんが当時28歳で御受賞されておられます。畜産部門では今回が初めての受賞となりました。

高知県といえば、ユズの生産は日本一、さらに林業についても森林率が日本一ということで、この２つの分野で全国的な評価を受けることは想像に難くないことだと思いますが、肉用鶏、ブロイラーについては、本県の生産規模から考えると、このたびの受賞を意外に思われる方も多いのではないでしょうか。

そこで、肉用鶏、いわゆるブロイラーの分野について、現在の高知県の生産の概況を農業振興部長より御説明いただけますでしょうか。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　県内の肉用鶏、

いわゆるブロイラーの生産状況につきましては、県が毎年２月１日を基準日として実施する家畜頭羽数調査により把握をしておるところでございます。令和６年度は、およそ41万羽となっており、飼育数の多い順では、大月町、奈半利町、黒潮町、中土佐町を中心に生産が行われているところです。

また、奈半利町や中土佐町の農場におきましては、県の支援事業を活用して規模拡大が進められており、今後は２つの町を合わせておよそ４万羽の増加が見込まれているところです。

**○17番（加藤漠君）**　御答弁ありがとうございました。

先ほど､大月町のブロイラーは年間で約150万羽が出荷をされていると申し上げましたけれども、今の部長の御答弁でしたら、令和６年度に飼育されているブロイラーの数は約41万羽との御説明でございました。

大月町の飼育数はどのように計上されているのでしょうか、農業振興部長、御説明いただけますでしょうか。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　先ほど申し上げました令和６年度の41万羽は、大月町の養鶏場で調査基準日に飼育されていたブロイラーの数も含めて計上されております。

大月町の養鶏場では、ひなを導入して出荷するまでの工程を年６回行っております。１つの工程では25万羽程度の出荷を行っていると伺っているところで、このため年間の出荷数としておよそ150万羽ということになります。

**○17番（加藤漠君）**　よく分かりました。ありがとうございます。大体、ブロイラーは45日で出荷のサイズになるということですので、１か月半で大きくなったブロイラーを出荷するというのを６回繰り返して150万羽という計算だということでございました。

またもう一点、大月町のブロイラーは県内でも処理や加工を行っていますが、出荷数が多いことから県外の処理場へも出荷されている状況と伺っております。

県内のブロイラーが県外で処理・加工された場合、高知県の産出額等にはどのように反映されているのでしょうか、再度、農業振興部長に御説明いただけますでしょうか。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　ブロイラーの産出額につきましては、農林水産省が毎年実施している生産農業所得統計により公表されております。具体的には、全国のブロイラーの加工場などを対象に、出荷量や出荷元の都道府県などを把握し、それを基に都道府県ごとの産出額を算定しています。

このため、大月町の養鶏場から県外に出荷し加工処理されているブロイラーも、本県の産出額として計上されています。なお、令和６年度のブロイラーの産出額は14億円となっています。

**○17番（加藤漠君）**　ありがとうございました。しっかり計上されているということでございました。

先ほど部長から御説明がありましたように、本県の産出額は14億円ということでございました。これを同じ年の四国４県で産出額を比較してみますと、愛媛県が20億円、香川県が54億円、徳島県が93億円となっており、高知県が占める割合は四国全体のおよそ８％という状況です。

では、鳥全体の市場はどうかといいますと、国内における鳥肉の需要は、人口が減少する中にあっても増加傾向が続いています。物価高の影響によって牛肉から豚肉や鳥肉へと消費者ニーズが移ってきていること。さらには、健康志向の高まりからも鳥肉の１人当たりの消費量は増えている状況です。

しかし、一方で生産現場はというと、高齢化や後継者不足、さらには飼料価格の高騰などによって養鶏農家の戸数は減少しており、１戸当

たりの鳥の飼育数を増やしていくことで何とか需要を賄っているのが現状です。

こうした中、このたび受賞された事業者さんは、先進的なスマート畜産のシステムを導入して、鶏舎内の温度や湿度、光の量などが自動で制御される仕組みで生産をされています。まさに高知県が進めてきた次世代型施設園芸システムの畜産版とも言える生産方式であり、高い先端技術を活用しながら効率のいい飼育を実現されておられます。

今後、さらなる養鶏農家の担い手不足が懸念される中、スマート畜産のシステムは不可欠な技術とも言え、普及することによって県内のブロイラー生産はまだまだ伸ばしていける余地が大きいのではないかと思っております。

本県のブロイラーの生産拡大に向けて、スマート畜産の仕組みの導入が有効ではないかと考えますが、今後の活用の可能性をどのように捉えているのでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　畜産経営は、生産コストの増加や担い手の減少、さらには鳥インフルエンザへの対応など、依然として厳しい状況にあります。こうした中で、ＩＣＴやセンサー技術などを活用したスマート畜産システムは、生産性の向上や作業の省力化を図る上で有効な手段であると認識をしています。

県内では、お話にありましたように、大月町の養鶏場において、温度や湿度など鶏舎内の環境の状況や水や餌の供給状況などをスマートフォンで一元管理できる最先端の飼育管理システムが導入されており、効率的な飼育管理と生産性の向上が実現されています。

一方で、県内の養鶏場は中小規模が多く、こうしたデジタル化の取組が進んでいない現状があることから、大月町の先進的な事例の紹介や、他県での経営規模や飼育形態、地域の環境特性などに応じたスマート技術の活用事例などについて情報提供を行い、それぞれの経営に適した導入の在り方について理解と関心を高めていきたいと考えています。あわせまして、スマート技術の導入に向けましては、国の事業を活用して支援を行ってまいります。

こうした取組により、養鶏業においてスマート技術の導入を推進し、省力化、生産性の向上を図り、さらなる発展につなげていきたいと考えています。

**○17番（加藤漠君）**　御答弁ありがとうございました。ぜひ力強く進めていただきたいというふうに思います。牛なんかは、このデジタル化とか自動化とかそういう取組が随分進んできていると思いますので、ぜひ養鶏の分野にも普及をしていただけたらというふうに思っております。

本県の農業は、今や１ヘクタール当たりの農業生産額が全国で断トツの１位となっていますが、もともと強みであった園芸農業の生産性をさらに向上させるきっかけとなったのは、オランダが先行していた環境制御技術を導入したことでございました。現在は、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩの開発も進み、利用農家数も1,750戸を超え、農業現場におけるデータ活用が進んでいます。

新たな技術の導入で園芸農業が大きく生産性を向上させてきたことと同様に、畜産の分野においてもデジタル技術を活用したスマート畜産の横展開を図っていくことで、今後のさらなる生産拡大へとつながっていくのではないかと期待をするところです。

スマート畜産の導入を進めていくには、初期投資のコストが大きいこと、また既存の養鶏農家さんごとに立地条件や経営規模などが異なるため、技術を導入するためにはそれぞれに応じた個別の対応も必要になってまいります。先ほど部長からも御答弁があったとおりでございま

す。

また、今後さらなる生産規模の拡大を行うに当たっては、用地の確保が不可欠になります。今後の生産拡大に向けて、市町村等とも連携し、適地となる土地の確保にも積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、農業振興部長の御所見をお聞きいたします。

**○農業振興部長（松村晃充君）**　経営規模の拡大や新たな企業参入を進めるためには、畜舎や堆肥処理施設等の整備に必要な土地の確保が不可欠です。土地の確保に当たっては、所有者の理解に加え、畜産特有の臭いや騒音など周辺環境への影響を考慮し、地域住民の皆さんの理解を得ながら進めていく必要があります。

県では、市町村や関係団体と連携し、設備投資を希望する案件に合わせて利用可能な土地の情報を収集するとともに、農場の整備に向けて堆肥の適切な処理や脱臭設備の導入などの環境対策について、事業者への助言を行ってまいります。

関係機関と連携しながら、地域住民の皆さんの理解をいただいた上で、規模拡大や新たな企業参入の促進に必要な土地の確保を支援し、本県畜産業の生産基盤の強化につなげてまいります。

**○17番（加藤漠君）**　よろしくお願いいたします。スマート畜産のシステムは、ハウスの中で飼育をしていきますので、これまでの畜産と比べると、臭いであったりとか、それから騒音であったりとか、そういうことが随分と気にならない施設になっておりますので、そういう意味では今まで以上に用地の選択肢の幅というのは広がっているんだろうというふうに思います。

園芸農業については、土地に関して農業法人を対象に、企業誘致の支援メニューがございます。新規参入や規模拡大に必要な大規模な農地の確保についても取組が進んでおります。ぜひ、畜産業についても積極的に、生産拡大に向けた土地の確保、支援策の充実など取組を加速していただきますようにお願いを申し上げます。

次に、水産業、特に養殖業についてお聞きいたします。冒頭にも申し上げました高知県の養殖マグロは、長崎県、鹿児島県に次いで第３位の生産量を誇り、全国シェアの約10％を占めています。令和３年には養殖クロマグロの品評会で最優秀賞を受賞し、まさに日本一のクロマグロと言っても過言ではありません。

高知県内の養殖マグロは全て大月町の生産であり、毎年11月３日の文化の日には地元でマグロ祭りが開催され、新鮮な切り身がぜいたくに乗ったマグロ丼には朝から長蛇の列ができる盛況ぶりでございます。昨年は副知事にも来ていただきまして、朝早くからありがとうございました。マグロ丼は召し上がりましたでしょうか。これは質問ではございませんけれど、またぜひいらしてくださいませ。

本県の養殖業は、マグロ以外にも、ブリ、カンパチ、マダイなど、土佐湾の温暖な特性を生かして多彩な魚種を育んでおり、水産業を牽引する分野と言えます。また、私の地元である宿毛市をはじめ各地で水産加工施設の整備も進んできました。

水産加工施設では、若い世代や子育て世代も多く活躍しておられ、最近では、特定技能を取得して働く外国人の方々の雇用も増えてきました。生産から加工までを一貫して担う体制が整うことで、地域経済への波及効果が高まり、安定した雇用を支える柱となっています。加えて、ブリやマグロを中心に輸出の取組も進んできており、今後さらにビジネスチャンスが広がってくることにも期待がかかります。

県では、養殖業のさらなる生産拡大を図るため、新規の養殖漁場の候補地を選定して、規模拡大や新規参入の意向がある事業者への誘致活

動に取り組んできていますが現状はいかがでしょうか、水産振興部長にお聞きいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　令和６年度に、ダイレクトメールを県内外の水産関連事業者6,500社に送付し、約60の事業者から誘致に興味があるといった前向きの回答をいただきました。このうち参入の可能性が一定見込めそうな事業者に対しては訪問を行うなど、現在アプローチを続けているところです。

しかしながら、近年、餌や資材の価格高騰、高水温の影響など、養殖業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。事業者からは、今の状況では事業規模の拡大や新規参入を判断するのは困難との声があり、長期的なアプローチが必要と感じておるところでございます。

引き続き、養殖業を取り巻く状況を見ながら、粘り強く誘致活動を行っていきます。

**○17番（加藤漠君）**　ありがとうございました。確かに、取り巻く環境、厳しい側面はあろうかというふうに思います。

私が養殖業に関わる方々からよくお聞きをいたしますのは、毎年のように発生し始めた高水温の影響でございます。例えば、養殖ブリが成長するために最適な水温は18度から28度と言われておりますが、夏には連日の猛暑が続いて、宿毛湾の海水温が30度前後まで上昇することも珍しくない状態になってきました。今の飼育生けすの大きさでは、水深が深いところまで水温が高く、逃げ場がない状態となっています。

また、出荷のために港近くの浅い場所に移動させていた養殖魚が大量死する被害も生じました。被害を受けた事業者さんによれば、2,500匹以上が一度に被害に遭い、被害額は1,000万円近くに上ることもあったそうです。

水温が高い海面付近に魚が上がってくるのをできるだけ避けるため餌やりを止めたり、出荷を控えるように注意喚起を促すといった対応をしていますが、毎年こうした状況が続けば宿毛湾でブリが飼育できなくなっていくのではないかと心配する声もお聞きするほど、危機感が強くなってきています。

夏場の高水温や赤潮などリスクへの対応をしっかり進めていくべきと思いますが、水産振興部長、いかがでしょうか。

**○水産振興部長（山下修君）**　高水温や赤潮による被害を軽減するには、養殖事業者が漁場の水温や赤潮発生の状況を可能な限り早期に把握し、餌止めや出荷を控えるといった対策を迅速に行うことが重要となります。そのため、来年度、水温や赤潮などを自動で観測するブイを新たに宿毛湾に２基設置し、観測情報をリアルタイムで発信します。養殖事業者の方々には、この観測情報を見て、早期の状況把握と迅速な対策につなげていただきたいと考えています。

また、生けすを大型化させることで魚のストレスを軽減させて、高水温などのリスクへの耐性を上げることや、水温が低く赤潮も届かない深さまで生けすを深くすることも有効な手段と考えております。現在の養殖漁場に大型生けすや深い生けすを設置するためには漁場の再編が必要であることから、来年度漁協が行う再編計画の策定を支援する予定となっております。

こうした取組により、高水温や赤潮などのリスクへの対応を強化していきます。

**○17番（加藤漠君）**　ありがとうございました。昨日は須崎でも赤潮が発生をしたということで伺っておりまして、本当にこの環境変化が非常に大きなリスクになってきているなというように感じております。生けすを大きくしてしっかり対応を図っていくということでございましたので、ぜひこの環境の変化に合わせた対応を継続的に行っていただいたらありがたいなというふうに思います。

また、環境の変化と併せて、餌代の高止まり、

それから人手不足、こうしたことも養殖業をされている方々にとって切実な課題となっています。特に餌代は、養殖業全体のコストのおよそ６割から７割を占めると言われていますので、餌の価格動向は経営を大きく左右いたします。

最近では、ＡＩを活用した自動の給餌器を導入された事例も伺うようになりました。また、水中カメラで撮影したデータを基に、魚の体重や体長を自動で計測することができるシステムといった新しい技術も出てきているともお聞きいたしております。人の目や感覚に頼っていた餌やりの判断をＡＩによって見える化することで、誰でも高い品質で飼育できるようになり、無駄な餌を削減することにつながっています。

また、従来は魚に餌をあげるために毎日何度も船で沖の生けすに通い、朝から晩まで餌やり作業を繰り返していましたので、重労働が自動化される効果は大変大きく、業務負担の軽減にとっても欠かせない技術となっています。ぜひこうした人手も減らしてコスト削減も可能となる取組も応援していっていただきたいと思います。

養殖業が持続的に発展していくためには、収益を上げることはもちろんですが、生産コストをいかに抑えるかといった両面での取組が重要となると考えますが、県としてどのように取組を強化していくのか、水産振興部長にお聞きいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　現在、養殖業の持続的な発展に向けて、生産性の向上等に資するＡＩを活用したデジタル機器や省力化機器等の導入支援、コスト削減に資する養殖魚の成長過程において餌の量を削減する給餌技術の開発、普及などに取り組んでおります。

来年度はさらに、事業者の総合的な経営戦略の策定や加工業者と連携した販路開拓を支援することを予定しております。

こうした取組によりまして、収益の増加と生産コストの削減の両面の取組を強化していく予定としております。

**○17番（加藤漠君）**　よろしくお願いいたします。

もう一点、水産業に関連をしまして、陸上養殖について伺います。近年、海を使わず陸上施設で魚介類を育てる陸上養殖が注目を集めています。私の地元宿毛市では、高知大学発のベンチャー企業がスジアオノリの陸上養殖を本格化させています。昨日の土森議員の質問にもありましたが、四万十川の名産であった天然のスジアオノリは平成31年度以降、また養殖のアオサノリは令和４年度以降、高水温や環境の変化によって生産がほぼゼロとなっていました。この課題に対し、大学の最新技術と現場の熱意が結びつき、現在は、参加企業によって四万十産アオノリ商品が発売されるまでになりました。

陸上養殖は、天候や海洋環境の影響を受けにくく、内陸の地域でも展開できる新しいビジネスモデルとして、多くの企業が参入を始めています。最近では、ＪＲ四国さんが異業種への参入で愛媛県の西条市でサーモンの陸上養殖事業を開始したことが話題になりました。県内においてもスジアオノリのほかにも、室戸の海洋深層水を活用したサツキマスなど様々な取組がなされております。

県ではこれまで、陸上養殖の適地調査を行い誘致活動も実施されております。ぜひ積極的に推進していただきたいと思いますが、取組状況について水産振興部長にお聞きいたします。

**○水産振興部長（山下修君）**　陸上養殖の誘致に向け本年度、養殖を行う上で重要な要素である地下水の調査を実施しました。県内５市町12地点でボーリング調査を行った結果、半数以上の地点の地下水が陸上養殖に適していることを確認いたしました。

本県での陸上養殖参入に興味を持っている事

業者も複数いらっしゃることから、この調査結果を活用して事業者へのアプローチを行い、市町村などと連携しながら誘致を図ってまいります。

**○17番（加藤漠君）**　ありがとうございました。適地調査を行って誘致をしているということでございますので、ぜひ粘り強い取組で引き続き推進をしていただいたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、企業誘致についてお伺いをさせていただきます。先ほどは畜産業と水産業について質問をさせていただきましたが、申し上げましたとおり､水産業については技術の進展によって、海ではなくて内陸部での養殖生産が可能となりました。また、畜産においても、これまでは臭いや騒音、先ほど申し上げましたけれども、そういった環境への配慮から、住宅の多い地域から離れて立地を鶏舎はしておりましたけれども、スマート畜産によって環境負荷を抑えた操業ができるようになり、住宅地の近郊あるいは工業団地、中山間地域などでも条件が整えば生産が可能となってきました。さらに、ＪＲ四国さんの例も申し上げましたが、異業種からの参入事例も増えてきており、産業の垣根を越えてビジネスモデルが構築されてきています。

一方で、県庁組織においては、養殖業については水産振興部が所管をし、畜産業については農業振興部が所管をし、またＩＴ・コンテンツ産業に関連した事務系職場などは商工労働部が誘致活動を展開しておられます。それぞれの専門性を生かしながら、各部局間で連携に努めて取組を推進しておられることと思いますが、例えば工業団地や遊休地などの土地に関する総合的な情報や、各部に分かれる支援制度など、一元化した情報を企業側に提供していくことも効果的ではないかと考えます。

企業誘致に関連する県全体の情報を示すことで情報発信の強化にもつながるものと思いますが、いかがでしょうか、商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　県では、令和７年度から企業誘致戦略の取組をスタートし、まずは企業誘致戦略プロジェクトチームのメンバーである各部や地域本部が持つ情報を共有し一元化することで連携体制の強化を図りました。

議員御指摘のとおり、県の支援制度などを企業に対して一元的に提供することも効果があると考えます。このため、各部ごとに行っていた企業誘致に関する情報発信をより効果的に行うため、令和８年度には誘致情報を一元的に発信するポータルサイト、これを構築します。

今後とも、誘致に関する情報の共有と発信を強化することなどにより、戦略的な企業誘致に取り組みます。

**○17番（加藤漠君）**　よろしくお願いいたします。県庁は各部があって、それぞれ専門性を生かしてということですけれども、県外の事務所、大阪事務所、名古屋事務所、東京事務所もやっぱり企業誘致の一番現場の最前線だと思うんですね。こういうところでも一元化した情報で御提案ができる、活動ができるというのは、本当にこれからさらに充実した取組につながるんじゃないかなというふうに期待をするところでございます。

また、先ほど土居議員からもフードテックについて質問がございました。今議会、知事から、国の進める地域未来戦略と連携をしながらフードテックの取組を進めていく方針の御説明がございました。フード、食に関する産業を集積していくためには、植物工場などの農業分野、それから食品関連の分野。今度はテック、技術に関してはＤＸやＧＸを推進する企業など、今後は異なる産業間での連携をより一層推進していくことが重要になるのではないかと考えておる

ところです。そのため、企業誘致に当たっては、これまでのように幅広い企業の誘致に力を入れていくと同時に、今後の成長が見込まれる分野や高知県の強みを生かせる分野など、優先的に誘致すべき分野を検討していく視点も重要になっていくのではないかと考えるところです。

また、これまでは工場の立地が進めば地域内の雇用の創出につながりましたが、人手不足が課題となっている現状においては、人手不足対策と併せた誘致も検討する必要があるのではないかと感じています。

それぞれの地域の強みや特徴を生かして、誘致すべき産業分野を検討するなど、戦略的に企業誘致の取組を進めていくことが地域経済の持続的発展に向けて重要であると思いますが、今後の取組について商工労働部長にお聞きいたします。

**○商工労働部長（岡田忠明君）**　戦略的な企業誘致に向けても、先ほどお答えしました誘致戦略プロジェクトチームで議論を重ねてきました。その結果、令和８年度からはこれまでメインとしてきた製造業や事務系企業に加えて、中山間地域での雇用と農林水産資源の活用も見据えた宿泊業や食品加工業の誘致にも取り組みます。また、現場の担い手不足など様々な経営課題を有する県内企業に対して、生産性の向上など課題解決にも取り組むことができるＩＴ企業などの誘致にも注力していきます。

今後とも、企業誘致戦略で定める本県の強みを生かした産業や雇用の創出といった目標の達成に向けて、市町村や地元企業のニーズへの対応はもちろんのこと、誘致した企業が地域に与える経済効果も見据えながら、関係部との連携により、県全体の活性化と産業振興に向けて全力で取り組みます。

**○17番（加藤漠君）**　大変心強い御答弁でございました。ありがとうございます。

本当に全国的に企業の投資意欲というのが高まってきております。投資の総額も年々増えてきております。高知県は確かに、津波の課題であったり用地が少なかったり、いろいろと課題を抱える中での、一生懸命誘致の取組をしていただいているというふうに思うところでございます。ぜひ、そういう投資意欲をチャンスとして捉えて、戦略的に人手不足にも対応しながら高知県に投資を促していくと、県内の企業さんにも投資をしてもらうし県外からも投資を呼び込んで魅力的な仕事をつくっていく、こういうことにぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、産業振興計画に向けた決意を知事にお聞きさせていただきます。私は、この数日間にわたる議論を聞かせていただいておりまして強く感じましたのは、知事が本県経済の再生そして人口減少という大きな社会の変化に対していかに不退転の決意で挑もうとされているのか、その並々ならぬ熱意でございます。特に、賃上げにつながるための事業者の方々の構造転換や経営改革に対して､新たな総合補助金を創設し、さらに賃上げについても従業員１人当たり10万円を支給するという、一歩も二歩も官民連携に踏み込んだ施策も打ち出されました。こうした施策は、長く続いた節約志向の経済から高付加価値型の前向き思考の経済へ高知県を何が何でも変えていくんだ、こういう知事の強い意志が伝わる内容だと感じております。

高市総理は、今国会の施政方針演説の中で、とにかく成長のスイッチを押して押して押して押して押しまくってまいりますと述べられ、経済成長の実現に強い意欲を示されました。まさに高知県も、賃上げと物価高にしっかり対応できる強い経済を実現していくために、挑戦する県民の皆さんの背中を押して押して押して押し

て押しまくる決意ではないかと、そう感じております。

たとえ人口が減少しても高知県の経済は成長する、来年度が高知県の活力を取り戻すためのきっかけの一年となりますよう、全力で産業振興計画を推進していただきたいと思いますが、最後に知事の決意をお聞きいたします。

**○知事（濵田省司君）**　私は、本県の若年人口の減少に一刻も早く歯止めをかけたい、そう感じまして、２年前、２期目のスタートに当たり、元気な未来創造戦略を策定しました。その中で、若者人口の反転のための肝になるのは産業振興計画であります。

他県ではなく高知県を選んでもらうためには、１人当たりの県民所得を10年後には全国47県の20位台、真ん中、ここまで引き上げないといけないと旗を掲げまして、地産外商、イノベーションを柱に取り組んでまいりました。足元では１人当たりの県民所得は増加傾向にはありますが、全国との差は逆に拡大をしています。私自身、このままだとまた県経済が沈んでしまうんではないかと、非常に強い危機感でいっぱいであります。

令和８年度は、反転に向けたまさしく正念場、背水の陣で取り組む覚悟であります。これまでの延長線上ではない、一歩も二歩も踏み込んだ官民連携の体制で、前例のない取組に挑戦をいたします。最前線にあるのが、新しく設けます所得向上のための総合補助金です。これは市町村向けの人口減少対策総合交付金の言わば企業版だと考えています。全業種が同じスタートラインに立って横断的にカバーされる、かつてなく自由度の高いオーダーメード型の補助金をつくります。そして、企業の賃上げの原資に対する直接的な支援にも初めて踏み切ろうとしております。

高知県民はサービス精神旺盛で、またおもてなしの精神も旺盛です。これまで、よいものを安く売るというモットーで商品を提供してきました。そして、よいものを安く売るということで若者も応援してきた県だと思います。しかし、これからは、今までにない価値があるものを今までにないやり方で作って高く売っていくということでないと、他県との競争には勝てません。したがって、そうして稼ぐべきは稼ぎ、それを若者に賃金として還元していくと、そうした転換をしませんと他県に勝てない、そういう状況だと思います。

高知県には、人のつながりの温かさ、自然と食の豊かさ、こういった愛すべき守り続ける価値がたくさんあります。しかし、そのよさを次の世代に引き継ぐためにも、変えるべきところは変えないと生き残れない、これが今の高知だと思います。

これまでのやり方を変えることについて不安や抵抗感もある方も多いと思います。しかし、今こそ人口減少の負のスパイラルから抜け出し、明るい未来を描くラストチャンスだと思います。だから、私は先頭に立ちまして、そして生まれ変わる勇気を持って、これまでにない試みに挑戦して挑戦して挑戦します。成功するまで何度でも挑戦を繰り返します。

何としても県経済を確かな回復軌道に乗せる、そしてそれに不退転の決意で臨むことをお誓いいたしまして、私の決意表明といたします。

**○17番（加藤漠君）**　大変力強い御決意をありがとうございました。ぜひこの知事の情熱が県民の皆さんそして県庁の皆さんからどんどん発信をしていかれる、そういう来年度になればいいなというふうに思っております。

提案説明で、愛と勇気というお言葉を使われました。今の御答弁から、本当に高知に対する愛が伝わってきました。

変わっていくぞ、みんなでその勇気を持って、

オール高知で来年度一緒に頑張ってまいりたいと思います。私からも、頑張っていくぞと決意をお伝えして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、加藤漠議員の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。

――――― ∽∽∽ ―――――

**議 案 の 付 託**

**○議長（三石文隆君）**　これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第１号から第72号まで及び報第１号、以上73件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末481ページに掲載〕

――――― ∽∽∽ ―――――

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12日から23日までの12日間は委員会審査等のため本会議を休会し、３月24日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

３月24日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後４時31分散会

## 令和８年３月24日（火曜日）　開議第８日

**出　席　議　員**

| | |
|---|---|
| １番 | 浜　口　卓　也　君 |
| ２番 | 竹　内　健　造　君 |
| ３番 | 戸　田　宗　崇　君 |
| ４番 | 上　治　堂　司　君 |
| ５番 | 桑　鶴　太　朗　君 |
| ６番 | 土　森　正　一　君 |
| ７番 | 槇　尾　絢　子　君 |
| ８番 | 久　保　博　道　君 |
| ９番 | 上　田　貢太郎　君 |
| 10番 | 今　城　誠　司　君 |
| 11番 | 金　岡　佳　時　君 |
| 12番 | 下　村　勝　幸　君 |
| 13番 | 田　中　　徹　君 |
| 14番 | 土　居　　央　君 |
| 15番 | 横　山　文　人　君 |
| 16番 | 西　内　隆　純　君 |
| 17番 | 加　藤　　漠　君 |
| 18番 | 弘　田　兼　一　君 |
| 19番 | 明　神　健　夫　君 |
| 20番 | 三　石　文　隆　君 |
| 21番 | 畠　中　拓　馬　君 |
| 22番 | 依　光　美代子　君 |
| 24番 | 西　森　美　和　君 |
| 25番 | 寺　内　憲　資　君 |
| 26番 | 西　森　雅　和　君 |
| 27番 | 樋　口　秀　洋　君 |
| 28番 | 水　野　雪　絵　君 |
| 29番 | 岡　﨑　哲　也　君 |
| 30番 | 岡　田　竜　平　君 |
| 31番 | 坂　本　茂　雄　君 |
| 32番 | は　た　　愛　君 |
| 33番 | 細　木　　良　君 |
| 34番 | 岡　田　芳　秀　君 |
| 35番 | 岡　本　和　也　君 |
| 36番 | 中　根　佐　知　君 |
| 37番 | 塚　地　佐　智　君 |

**欠　席　議　員**

なし

―――――――――――――――――――――

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 知事 | 濵　田　省　司　君 |
| 副知事 | 西　森　裕　哉　君 |
| 総合企画部長 | 松　岡　孝　和　君 |
| 理事（人口減少・中山間担当） | 土居内　淳　一　君 |
| 総務部長 | 清　水　　敦　君 |
| 危機管理部長 | 江　渕　　誠　君 |
| 健康政策部長 | 中　嶋　真　琴　君 |
| 子ども・福祉政策部長 | 西　村　光　寿　君 |
| 文化生活部長 | 池　上　　香　君 |
| 産業振興推進部長 | 濱　田　美和子　君 |
| 商工労働部長 | 岡　田　忠　明　君 |
| 観光振興スポーツ部長 | 小　西　繁　雄　君 |
| 農業振興部長 | 松　村　晃　充　君 |
| 林業振興・環境部長 | 坂　田　省　吾　君 |
| 水産振興部長 | 山　下　　修　君 |
| 土木部長 | 横　地　和　彦　君 |
| 会計管理者 | 田　村　敬　子　君 |
| 公営企業局長 | 澤　田　昌　宏　君 |
| 教育長 | 今　城　純　子　君 |
| 人事委員長 | 門　田　純　一　君 |
| 人事委員会事務局長 | 三　木　敏　生　君 |
| 公安委員長 | 前　田　み　か　君 |
| 警察本部長 | 岩　田　康　弘　君 |
| 代表監査委員 | 五百藏　誠　一　君 |
| 監査委員事務局長 | 横　畠　浩　治　君 |

―――――――――――――――――――――

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 中島勝海君 |
| 事務局次長 | 猪野貴之君 |
| 議事課長 | 飯田志保君 |
| 政策調査課長 | 溝渕松男君 |
| 議事課長補佐 | 松岡宏尚君 |
| 主幹 | 大川美千子君 |

―――― ―――

**議　事　日　程（第８号）**

令和８年３月24日午前10時開議

第１

第 １ 号　令和８年度高知県一般会計予算
第 ２ 号　令和８年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 ３ 号　令和８年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 ４ 号　令和８年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 ５ 号　令和８年度高知県用品等調達特別会計予算
第 ６ 号　令和８年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 ７ 号　令和８年度高知県県債管理特別会計予算
第 ８ 号　令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 ９ 号　令和８年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和８年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和８年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和８年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和８年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和８年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和８年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和８年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和８年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和８年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和７年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和７年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第 41 号　令和７年度高知県病院事業会計補正予算
第 42 号　高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案
第 43 号　高知県地域未来基金条例議案
第 44 号　高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案
第 45 号　高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
第 46 号　高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
第 47 号　高知県公告式条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 51 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県税条例等の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 61 号　高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 62 号　高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
第 63 号　高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号　高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
第 65 号　須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の受託に関する議案
第 66 号　高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案

第 67 号　四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
第 68 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号　国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号　春遠ダム（春遠第１ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
報第１号　令和７年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
追加
第 73 号　高知県監査委員の選任についての同意議案
第 74 号　高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案
第 75 号　高知県監査委員の選任についての同意議案
追加
議発第１号　情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例議案
追加
議発第２号　自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書議案
追加
議発第３号　外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書議案
議発第４号　中東情勢の早期沈静化と国民生活・地域経済への万全の対応を求める意見書議案
追加
議発第５号　非核三原則の堅持と法制化を求める意見書議案
第２　常任委員の選任
第３　議会運営委員の選任
第４　高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙
追加
継続審査の件
議長辞職の件
議長の選挙
副議長辞職の件
副議長の選挙

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

**○議長（三石文隆君）**　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

**諸 般 の 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

（委員会審査結果一覧表　巻末502ページに掲載）

――――― ∽∽∽ ―――――

**委 員 長 報 告**

**○議長（三石文隆君）**　これより日程に入ります。

日程第１、第１号から第72号まで及び報第１号、以上73件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

下村勝幸危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長下村勝幸君登壇）

**○危機管理文化厚生委員長（下村勝幸君）**　危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第９号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第31号議案、第32号議案、第40号議案、第41号議案、第44号議案から第46号議案、第56号議案、第57号議案、第62号議案、第66号議案、以上17件については全会一致をもって、第１号議案、第54号議案、第55号議案、以上３件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、事前復興まちづくり計画策定事業費補助金について、執行部から、沿岸地域に加え、中山間地域の市町村にも対象を拡大し、市町村が事前復興まちづくり計画を策定するために必要な経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、事前復興まちづくり計画は、発災後に人が戻り、産業が立ち直っていくための計画だと認識している。県が主導することによって、現実に即した実効力のある計画策定を目指していただきたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現実的な計画であることが重要だと考えている。県が検討委員会のアドバイザーに入るなど、計画を策定する市町村に対して引き続き、技術的な支援や助言を続けていくとの答弁がありました。

次に、第24号「令和７年度高知県一般会計補正予算」のうち、避難生活支援体制整備事業について、執行部から、国の補正予算による新たな地域未来交付金を活用するもので、トイレカー４台、キッチンカー２台を民間事業者に補助して整備するほか、シャワーカー５台を県が新たに整備する。平常時には防災イベント等で利活用し、防災意識の向上につなげるものであるとの説明がありました。

委員から、トイレカー、キッチンカー、シャワーカーは全ての避難所で必要になると思うが、配備計画はどうかとの質疑がありました。執行部からは、全ての避難所に車両を整備するとなると費用が高額になるため、避難所での対応は簡易トイレや入浴設備などの資機材を重点的に整備するよう市町村と取組を進めている。あくまでも設備が足りていない避難所に派遣する補足的な役割だと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、車両整備の格差が災害関連死の格差につながらないよう計画的に整備を進めていただきたいとの意見がありました。

次に、健康政策部についてであります。

地域医療構想の推進について、執行部から、将来の医療需要を見据えつつ、地域の実情に応じた適正な医療提供体制の構築を推進するため、働き手不足による社会機能の麻痺が懸念される2040年と、その先を見据えた次期地域医療構想の策定に向けた準備を進めることとしている。これに関連し、病床転換を行う医療機関への補助や、救急告示病院の設備整備などを支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、次期地域医療構想の策定に当たり、経営効率だけでなく、住民の命と暮らしを守る基盤整備という視点で、地域で不足している医療機能を確保するために必要な医療需要を考えるべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、構想策定は、将来の人口推計や受診

動向など、地域の医療需要を分析したデータが前提となる。その上で、民間、公立それぞれの医療機関が持つ機能や役割を踏まえ、必要な医療提供体制について、来年度以降地域で議論していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、地域医療構想は、かつての再編統合を促すものとは異なり、県が主体的に関与し、地域の公立・公的病院の持続可能性を図るものとすべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、県としてデータ分析などの情報提供を通じて、各病院の経営判断に資するような形でサポートしていきたいとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、ひきこもり自立支援対策費について、執行部から、ひきこもりの人などへの多面的かつ長期間の実効性のある支援体制の構築への支援や、支援者が疲弊しないよう支援する取組のさらなる拡充を図るものである。実際の相談事例への対応を通じたＯＪＴやアドバイザーによるフォローアップを実施することにより、市町村における包括的な支援体制の構築を推進するものであるとの説明がありました。

委員から、令和８年度から始める取組もあるが、既存の取組も含め本人や家族へ十分に情報が届いているのか、情報提供はどのように行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、支援制度そのものの広報はこれからだが、相談窓口については、ポスター、リーフレット、動画配信などにより周知に努めている。広報については、現状を踏まえさらに強化していきたいとの答弁がありました。

次に、中山間地域等における様々な介護ニーズへの柔軟な対応について、執行部から、令和８年度から訪問介護事業所に対して、介護記録の音声入力ソフトの導入経費等を支援し、訪問介護事業所の業務効率化に取り組むこととしている。また、訪問介護事業所がない地域で、通所介護事業所等の訪問機能の追加、訪問介護事業所のサテライト設置に必要な初期費用等の助成を行い、訪問介護サービスの提供体制の確保に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、サテライトの設置や音声入力ソフトの導入により、どのような効果が期待されるのかとの質疑がありました。執行部からは、サテライトの設置については、市部にある事業所に中山間地域に出張所等を設置してもらうことによって、中山間地域のサービスの確保につながると考えている。また、音声入力ソフトの導入により事業者の訪問記録作成に係る事務処理の省略化が見込めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、中山間地域の介護サービス確保のためにも重要な取組である。介護分野のＩＣＴ化も含め、介護サービスの空白地域をなくすための取組を県が先頭に立って進めていただきたいとの意見がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金について、執行部から、令和８年10月25日から43日間にわたり開催される大会の関連予算を計上したものである。期間中は、全34市町村において、伝統芸能の披露など各種文化プログラムを実施することとしている。広報活動やトラベルセンター設置を通じて、機運醸成と観光振興を図るものであるとの説明がありました。

委員から、大会全体の概要が分かるガイドブックはいつ頃できるのかとの質疑がありました。執行部からは、概要版のリーフレットは既に配布しており、より詳細なガイドブックを今年の夏頃に作成し、各所に配布する予定であるとの

答弁がありました。

さらに、委員から、全体像がイメージできるものを多くの人に早く届けることが、経済波及効果や文化振興につながるため、よろしくお願いしたいとの意見がありました。

別の委員から、この大会を契機に中山間地域の伝統文化を再興し、持続性を高めるようなスキームも考えているのか、具体的にどのような準備を進めているのかとの質疑がありました。執行部からは、伝統芸能の継承は最重要課題である。県や市町村が各地の伝統芸能を披露する場を設け、多くの方に見ていただくことで機運を盛り上げたい。大会が、令和９年度以降の伝統芸能の継承を考えるきっかけになればと考えているとの答弁がありました。

次に、歴史民俗資料館所蔵資料データ入力委託料について、執行部から、所蔵資料のデータベース化を行う経費であるとの説明がありました。

委員から、資料については、現物でなければ研究材料にならないと思うが、デジタル技術をどのように活用していくのかとの質疑がありました。執行部からは、民俗資料などについては、デジタル画像化を進め、県民に公開する方向で活用を検討している。また、発災等で資料が毀損した場合でも、デジタルデータがあれば資料の内容を把握できるため、デジタル技術の活用は重要であると認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害時に文化財を守るための取組の予算は、８年度に含まれているのかとの質疑がありました。執行部からは、他県では、災害により資料や文化財そのものが流出してしまった事例があったと聞いている。本県は、災害から文化財を守るための取組が十分に進んでいないため、来年度以降、有識者を交え仕組みづくりを行っていくことを検討しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、危機管理部についてであります。

高知県消防広域化基本計画の策定について、執行部から、計画では、令和10年４月を目途に全34市町村が加入する高知県消防広域連合（仮称）を設置し、指令システムやデジタル無線の共同整備などの先行的な共同事業を開始し、消防本部の統合は、令和11年度の一斉統合または段階的統合により、令和16年４月までの完了を目指すこととしている。広域化により、指令業務の一元化で創出される人員を現場に再配置できるほか、指令システムやデジタル無線の共同整備により約46.4億円の経費削減が見込まれるなどのメリットがある。今後は、この基本計画を基に、全市町村と県が参加する実務協議会を設置し、実施計画案の作成を進めていくとの説明がありました。

委員から、知事の提案説明で、今まで以上に市町村や消防本部の思いを酌み取ると述べたが、具体的にどう取り組むのかとの質問がありました。執行部からは、新たに方面別の部会を設けるほか、個別に市町村へ出向いて直接意見を伺う機会を設けるなど、丁寧な手続を積み重ね、酌み取った思いを実施計画案にできる限り反映していきたいとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

県立幡多けんみん病院における医師の勤務状況等について、執行部から、高知大学からの指摘を受け、第三者委員会を設置して、報告を踏まえた改善計画の案を作成し、高知大学と協議を重ねた結果、令和８年４月からの麻酔科医派遣再開に至った。改善策としては、医師の働き方改革推進チームの設置、勤務実績管理システムの導入、宿日直運用の是正、時間外勤務手当の追給、集中治療室に関する診療報酬の自主返還などを実施し、今後も大学との連携を密にし

て、引き続き医療従事者の勤務環境改善を図り、地域医療サービスの安定供給に努めるとの説明がありました。

委員から、麻酔科医不在により幡多地域の皆さんに大変な不安と不便をかけたと思う。今後は、現場の問題を早いうちにきちんと把握し、それに対応できる体制を整え、同様の事態が二度と起こらないよう強く求めるとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

**○議長（三石文隆君）**　弘田兼一商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長弘田兼一君登壇）

**○商工農林水産委員長（弘田兼一君）**　商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第８号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第33号議案から第36号議案、第46号議案、第64号議案、第67号議案から第69号議案、以上17件については全会一致をもって、また第１号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、技能実習生講習施設整備事業費補助金について、執行部から、県内には技能実習生の入国後講習施設がなく、多くの監理団体が県外の講習施設を利用していることから、県内に入国後講習施設を整備する事業者への補助を通じて、方言や本県の文化などを学ぶ機会を確保し、定着につなげていくものであるとの説明がありました。

委員から、どのような流れで施設を整備し、補助を行うことになるのかとの質疑がありました。執行部からは、公募により事業者を選定し、県内１か所に施設を整備していただくことを想定している。事業者の選定に際しては、方言や文化を学ぶ授業の実施、地域のイベントへの参加などの項目を審査するとの答弁がありました。

さらに、委員から、施設整備後の運営についても、県は支援を行うのかとの質疑がありました。執行部からは、公募の際、事業計画についても一定水準以上であるか審査を行うこととしており、運営に関しては民間事業者のノウハウにより取り組んでいただく想定であり、現時点で運営の補助は考えていないとの答弁がありました。

別の委員から、この施設での経験が、技能実習生の本県への定着を決定づけることになるので、丁寧な事業者選定に尽力していただきたいとの意見がありました。

次に、賃金向上環境整備事業費補助金について、執行部から、物価高騰や最低賃金の大幅な引上げ、人手不足など厳しい経営環境の中で、地域経済の担い手である中小企業等の持続的成長を実現するためには、賃上げや生産性向上のための取組に踏み出せる環境を整備していく必要がある。そのため、国や県の生産性向上等に資する補助事業を活用して持続的な賃上げ等を目指す事業者に対し、賃上げ原資の一部に相当する経費を支援するためのものであるとの説明がありました。

委員から、補助対象を約1,100事業者、8,800人と見込んでいるが、予算不足が生じた場合には補正予算を検討するのかとの質疑がありました。執行部からは、現段階での補正予算は考えていないが、申請状況を見ながら対応を検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、募集開始が令和８年６月となっ

ているが、比較的規模が大きい事業者の早い者勝ちになるのではないかと心配している。事務員がいない事業者や手続に不慣れな事業者にも支援が行き届くよう、丁寧な周知が必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金の周知活動と連携しながら、ホームページなども活用して分かりやすく周知していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、農業経営第三者承継推進事業費補助金について、執行部から、高齢化などによりリタイアする農業者の資産を新たな担い手につなげるため、高知県農業会議に相談窓口を設置し、新たに農業経営継承コンシェルジュを配置することで、第三者継承の支援体制を構築するものであるとの説明がありました。

委員から、リタイアする農業者の情報をどのように収集し、マッチングしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、就農支援側が情報を十分に収集できていないという課題があるので、まずは相談窓口をしっかり周知していくことで、農業資産継承の機運を高めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、農業経営継承コンシェルジュはどのような役割を担っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、リタイアする農業者の情報を収集して新規就農者につないでいくことに加えて、第三者継承によるトラブルを防止するため、資産譲渡の契約締結などのサポートを考えているとの答弁がありました。

次に、ＩｏＰプロジェクトの推進について、委員から、ＩｏＰクラウドを核とした研究開発を推進するため、平成30年度から９年間、国からの交付金を受けることとなっていると思うが、今後の見通しはどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、国からの交付金は令和８年度で終了することとなっているが、終了後も各大学と連携して研究を続けていく方向性であり、文部科学省などの外部資金の獲得に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、竹材利用促進事業費補助金について、執行部から、竹資源の安定的な利用の推進により地域の活性化を促すため、竹材の収集に係る費用の一部を支援するとともに、竹材の安定供給を図るため、竹材を搬出するための作業道整備を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、竹資源の需要について、どのような見通しを持っているかとの質疑がありました。執行部からは、竹資源は県下に約4,500ヘクタールあるが、搬出に要する経費と買取価格の不均衡により、これまで利用が限定的であった。今回、香南市において竹繊維を活用した製造工場が稼働したことなどから、需要にしっかりと対応できるよう、買取価格に対する支援を行うとの答弁がありました。

別の委員から、竹資源の利用拡大が、放置竹林対策や中山間地域対策にもつながっていくのではないかとの質疑がありました。執行部からは、作業道整備の支援のほか、森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金により、生産者側に竹林整備に対する補助を行うことで、中山間地域の支援にも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、漁業就業支援事業費補助金について、執行部から、一般社団法人高知県漁業就業支援センターの運営と、新規就業者の確保に向けて各種研修の実施等を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、令和７年の新規漁業就業者数は29名であり、令和６年の41名から大幅に減少している原因をどのように分析しているかとの質疑がありました。執行部からは、室戸市において地域おこし協力隊制度を積極的に活用した取組が安定的な雇用につながり、一定充足してきていることや、県西部の養殖業において外国人の就労が増加していることなどが考えられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、県外の方に本県で就業してもらうため、来年度はどのような取組を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、高知県漁業就業支援センターが実施している就業フェアの参加者等に対して、いきなり短期研修に参加するのはハードルが高いため、より気軽に本県の漁業を知っていただけるような漁業体験ツアーの実施を計画しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部についてであります。

高知県地球温暖化対策実行計画の改定について、執行部から、計画改定の一つとして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期目標を設定する。その中で、高知県新エネルギービジョンとして、2040年度までの再生可能エネルギーの導入目標を設定するものであるとの説明がありました。

委員から、太陽光発電エネルギーの2040年度の導入目標は、現時点からほとんど増えていないと思われるが、これ以上は難しいということなのかとの質問がありました。執行部からは、今後太陽光発電の固定価格買取制度が終了する設備が大量に出てくることから、終了後も設備を活用してもらい、現状の導入量を維持するための施策に取り組んでいくことにしているとの答弁がありました。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況について、執行部から、埋立地内部の斜面対策の追加工事により完成時期が約半年遅れ、供用開始時期は令和10年４月頃となる見込みである。一方で、現行施設は令和９年９月頃に満杯となる見込みであり、空白期間への対応として、排出事業者には現行施設の延命化等への協力を依頼するとともに、四国各県には本県産業廃棄物の受入れへの協力を要請したいと考えている。また、防災調整池の上部のり面に新たな緩みが確認されており、工期や工費への影響を精査していくとの説明がありました。

委員から、排出事業者が産業廃棄物を一時保管することは可能なのかとの質問がありました。執行部からは、品目によっては保管が難しいので、大口の排出事業者には速やかに連絡し、排出抑制等の準備を検討いただきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、四国各県は、県外からの産業廃棄物を受け入れてくれるのかとの質問がありました。執行部からは、各県とも県外産業廃棄物の受入れ協議の制度で一定の条件があるため、本県の事情を説明して、協力を要請したいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

浦ノ内湾における養殖魚の死亡被害について、執行部から、現在養殖マダイを中心に３万尾を超える死亡被害が発生している。原因として、赤潮の可能性や魚病の可能性が考えられるが、現時点では特定できていないため、引き続き赤潮調査等を継続するほか、専門機関に水質分析を依頼するなど、原因究明に取り組むとの説明がありました。

委員からは、赤潮対策はどのように進めているのかとの質問がありました。執行部からは、赤潮対策としては餌を止めたり出荷を控えるなど、魚に刺激を与えないことなどが有効であり、養殖業者には、そういった対策を講じていただ

くよう周知しているとの答弁がありました。

別の委員から、原因が特定できないと共済が適用されないのかとの質問がありました。執行部からは、漁業災害補償制度の養殖共済の中には赤潮特約があり、赤潮が原因と特定できれば適用になるが、加入状況や補償内容は養殖業者によって異なるとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

**○議長（三石文隆君）**　西内隆純産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長西内隆純君登壇）

**○産業振興土木委員長（西内隆純君）**　産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第８号議案、第18号議案、第24号議案、第30号議案、第37号議案、第39号議案、第46号議案、第58号議案から第61号議案、第71号議案、第72号議案、以上13件については全会一致をもって、第１号議案、第20号議案、以上２件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金について、執行部から、若者の所得向上の実現に向け、事業者の高付加価値型経営への転換を力強く後押しするために新たに創設するもので、昨年取りまとめた経営改革モデルを業種横断的に横展開し、高付加価値化を目指す取組のほか、販路拡大や人材育成、働き方改革など事業者の多様なチャレンジを柔軟かつ総合的に支援するものであるとの説明がありました。

委員から、補助金の対象者が商工業者のほか、１次産業事業者や社会福祉法人など幅が広く、またスケジュールについてもスピード感を持って対応する必要がある中、広報についてどのように行うのか、的確かつ十分に制度の周知をしていけるのかとの質疑がありました。執行部からは、地域本部が、アクションプランで支援する事業者や地域団体、市町村へ説明をしている。また、金融機関を通じた情報提供もお願いしている。あわせて、本議案が議決されれば、年度内に新聞に大きな広告を掲載するなど、事業者にしっかり届くよう取り組んでいきたい。本補助金については、当部で予算を計上しているが、各部局において、それぞれが所管する業界団体を通じて、制度を周知することにも取り組んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、幅広い事業者へのサポート体制は十分なのかとの質疑がありました。執行部からは、まずは所管の部局でしっかり対応したいと考えている。また、商工団体や金融機関に加えて、よろず支援拠点などに支援協力依頼を行っている。業種を問わず、全ての事業者をカバーできるよう、県内の関係機関の協力を得て支援していきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興スポーツ部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、令和８年度のスポーツツーリズムの主な取組について、執行部から、地域の特色を生かしたスポーツツーリズムの推進では、地域で開催されるスポーツイベントの支援、サイクリストの動向調査やスタンプラリーの実施、高知龍馬マラソンの開催などに取り組むとの説明がありました。

委員から、四国一周1,000キロメートルプロジェクトについて、随分前に四国一周のイベントを開催する話が出てから進んでいない。具体的に仕掛けていかないといけないと思うが、サ

イクリングアイランド四国推進協議会での取組以外にどのように取り組もうと考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、四国一周のサイクリングを促進するために、今年度は四国一周のルートを部分的に走る分割完走ツアーに取り組んでいる。また、インバウンド向けの情報発信は、四国４県が一体で行ったほうがより発信力が高まるため４県連携で取組を進めているが、現時点では愛媛県の優位性がかなり高い。このため、愛媛県に来るサイクリストを県内に呼び込む施策を展開していく上で、サイクリストの動向を把握する必要がある。来年度、自転車専用ナビゲーションアプリを使った動向調査実施予算を計上しており、アプリで得られたデータを分析するとともに、４県連携による情報発信にも引き続き取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、地籍調査事業費補助金について、執行部から、地籍調査の実施主体である23市町村が実施する測量調査等の経費に対して補助を行うものである。能登半島地震を受け、全国の自治体が地籍調査の取組を強化したためか、国の予算の内示率が低下しており、国の動向を注視しながら予算を組んでいるとの説明がありました。

委員から、能登半島地震の影響を見るまでもなく、復興のことを考え、地籍調査を進めておく必要性をずっと指摘してきた。その中で、令和８年度の予算は、前年度と比較し増額しているが、進捗率にどの程度反映されるのかとの質疑がありました。執行部からは、地籍調査を実施する区域によって調査面積が異なるため、予算額で進捗率が決まるものではないが、近年国費の配分が減少しているため、市町村には、比較的内示率が高く配分されている事業メニューで要望するよう促している。また、予算の確保に向け、令和８年度に、国への政策提言を行う準備などを進めているとの答弁がありました。

別の委員から、市町村の進捗率に大きな差があるが、どう対応していくのかとの質疑がありました。執行部からは、津波浸水区域も含めた優先的な実施や全体の進捗について首長には要請を行っているが、市町村により取組にかなり差がある。今後も、理解を得られるよう引き続き要請を行っていくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、調査費用以外の課題はあるかとの質疑がありました。執行部からは、測量会社は足りている一方で、地籍調査は、立会や測量に至るまでに、相続人などの調査や、全員からの承諾を得るなどの時間と手間がかかるため、市町村のマンパワー不足が一つの課題であるとの答弁がありました。

次に、住宅耐震化促進事業費補助金について、執行部から、耐震性が不十分な住宅の耐震改修への補助などを行う市町村に対し、その費用の一部を補助するものであり、令和８年度は、耐震診断への支援を2000年基準以前の木造住宅まで拡充して補助を行うとの説明がありました。

委員から、拡充した補助金の活用に向け、どのように周知を行うのかとの質疑がありました。執行部からは、現在も行っている県民向けの出前講座などで周知・啓発を行っていくとの答弁がありました。

別の委員から、2000年基準以前の木造住宅はどのくらいあって、どのくらいの実施件数を見込んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、2000年基準以前の木造住宅は６万4,000棟程度あると推計しており、そのうち590棟を実施する想定で予算計上しているとの答弁がありました。

次に、第24号「令和７年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市計画規制費の繰越明許費について、執行部から、香南市香我美町山北地

区にある危険な盛土の改善に要する費用を、491万5,000円増額し、8,127万7,000円に変更するものである。令和８年２月９日に施工者に対して改善命令を出しており、県としては、現地確認等を通じて、命令した内容が履行されているか注視しているところであるとの説明がありました。

委員から、仮に行政代執行を行う場合の費用はどのくらいかかるのかとの質疑がありました。執行部からは、ボーリング調査など4,000万円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、盛土は非常に危険な状況で、集中豪雨が起こる時期までには改善をしないといけないが、当該施工者がいつ頃までに実施するか、めどは立てているのかとの質疑がありました。執行部からは、施工者に出した改善命令の中で、盛土の上部の大きな亀裂については梅雨入り前までに撤去すること、また盛土を是正し、安定計算を加えた上で、８月３日までに全ての改善を完了することを条件とし、その条件が守られない場合は、行政代執行に移行することとしているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

東京アンテナショップ飲食部門の運営委託について、執行部から、アンテナショップまるごと高知のレストランにおいて、人手不足により令和４年以降キッチンとホールのそれぞれで正職員の定数が充足できない状態が続いており、今後も改善が見込めない状況である。これまでの間、様々な工夫を重ねてきたが、今後を見据え、公社とも協議をした結果、アンテナショップとしての外商活動、情報発信拠点としての機能を発揮し、効果を高めていくことを考えた際、安定的な運営を実現していくことが重要との結論に至り、飲食部門の運営については、公募を行い、経営ノウハウや複数店舗のスケールメリットなどを有する民間事業者に委託する形に改めることとなった。また、委託先の選定においては、単なるテナントではなく、食文化の発信や観光誘客も含め、外商活動の促進につながる情報発信や、アンテナショップとしての機能を発揮することを最優先にするとともに、現在の従業員の方々の雇用継続の検討などを条件とする予定であるとの説明がありました。

委員から、食や食文化を通じたファンづくりを求めていくのであれば、本県の食や食文化に詳しい県内事業者が対象になるのか、どの企業でも公募に参加することは可能なのかとの質問がありました。執行部からは、県内企業以外にもいろいろな形で高知の商品を扱っている事業者はあるので、県内企業に限るのは難しいと考えているが、アンテナショップとしての機能を発揮することが重要なので、高知に対する知識や県産品に対する文化の理解などが審査上、評価されるような仕組みを想定しているとの答弁がありました。

次に、観光振興スポーツ部についてであります。

新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について、執行部から、当初この３月末までに基本計画を策定する予定で進めてきたが、次年度に持ち越し、検討会の体制も充実、再編成を行った上で、新たな論点で残された課題に対応する。検討会に基本計画の案を示した後、パブリックコメントを経て、今年の夏頃までに基本計画を策定できるようしっかりと議論を進めていくとの説明がありました。

委員から、新県民体育館建設中は２年ほど施設が使えなくなる。県としての県民のスポーツ機会の確保や実施率の向上を目指していくのであれば、体育館が２年間使えないのは大きな影響が出るので、旧高知南中学校・高等学校体育館以外で使える施設がないか部局横断的に考え

ていく必要があるのではないかとの質問がありました。執行部からは、旧高知南中・高の体育館は、解体に合わせて使えるよう再整備を予定している。また、各種大会の開催が難しくなることも想定されるので、中学校体育連盟と高等学校体育連盟に情報提供を行い、各学校の体育館を使えるよう調整をお願いしている。県立学校については、校長会などを通じて連絡を行う予定である。それにより、一般の方は旧高知南中・高のような公共施設などを利用し、中学生や高校生の大会は学校の体育館を利用していただければ影響が抑えられる部分もあるのではないかとの答弁がありました。

別の委員から、まちづくりワークショップはどのようなものを検討しているのかとの質問がありました。執行部からは、体育館自体は検討会で議論しているので、それとは別に新県民体育館を核とした、地域のまちづくり、にぎわいづくりという視点で協議することを考えている。高校生や大学生、潮江地区の方に参加いただいたり、利用者目線だけでなく、商店街の方などにも参加していただいて開催したいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

**○議長（三石文隆君）**　田中徹総務委員長。

（総務委員長田中徹君登壇）

**○総務委員長（田中徹君）**　総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第２号議案から第７号議案、第19号議案、第24号議案から第29号議案、第38号議案、第42号議案、第43号議案、第45号議案から第49号議案、第51号議案から第53号議案、第63号議案、第65号議案、第70号議案、報第１号議案、以上28件については全会一致をもって、第１号議案、第50号議案、以上２件については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総合企画部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、参与報酬等について、執行部から、知事が指定する民間事業所等との連携が必要となる政策に関して、知事の政策遂行の補佐を行うために特別職として設置したもので、令和７年11月から大石宗氏を任用しており、令和８年４月１日から１年間引き続き大石氏を任用したいと考えている。勤務形態は、週３日勤務を基本とし、報酬については、月額38万3,900円としたいと考えているとの説明がありました。

委員から、参与の勤務状況を誰がどのように把握するのかとの質疑がありました。執行部からは、翌月にどのような活動を行うかは知事と参与が協議し、活動の内容については、知事からも確認を取っている。また、週３日を基本としているが相手方との打合せなどもあり、勤務日は変則的になっている。そのため、秘書課に翌週の予定を事前に報告していただき、その週が終わった後、実際にどういった勤務時間であったか実績報告を受けているとの答弁がありました。

別の委員から、政治家としても活動するのであれば、もう少し活動の仕方を制限する必要があるのではないか、チェック機能を働かせることができるような活動の仕方を組み立てるべきで参与規程をつくる考えはないのかとの質疑がありました。執行部からは、知事と協議をするとの答弁がありました。

別の委員から、大石氏はアイデアやネットワークを生かして、よく頑張っていると思う。主な活動内容である企業版ふるさと納税・寄附の促

進や、包括連携協定の推進、県立施設の活性化支援は、数か月で結果が出るようなものではなく、時間がかかる。そういう意味で、来年度も大石氏に頑張っていただき、ぜひ結果を出していただきたいと思うとの意見がありました。執行部からは、参与の活動は、企業から県政への協力や寄附をいただいたりと、ハードルが高いことにもチャレンジをしており、成果がすぐには出にくいところだが、現在年度内に寄附を行うことの内諾を得ている案件もあり、成果が出つつある。引き続き、成果が出るように頑張っていただきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、参与の活動が、職員のノウハウが蓄積できるような方向に持っていければいい､県の組織に生かされるようなところまで持っていくことが大切ではないかと思うとの意見がありました。執行部からは、参与のアイデアを県の職員も参考にし､また参与個人のネットワークにせず、県としてのネットワークに育て上げるような仕組みづくりを、しっかりやっていきたいと思っているとの答弁がありました。

別の委員から、令和７年12月議会で知事は、参与には公務とそれ以外の活動との線引きを明確にしながらと答弁しているが、明確にされているか、また誰が明確にするのかとの質疑がありました。執行部からは、明確にする指示は、知事から参与にしっかりと話をしている。その上で、参与が、自身の個人的な活動と、参与としての公務をしっかりと分け、勤務時間中については、公務以外の活動はしないことを前提に行われているとの答弁がありました。

さらに、委員から、公務員は全体の奉仕者である。地方公務員の地位の利用の禁止は、公務員がその職務上の地位や権限を利用して、選挙運動を行うことを禁じている公職選挙法上の規定で、職務上の影響力や便益を用いて第三者に働きかける行為を指す。職務上の影響力が、地位の利用の禁止に関して、非常に大きなポイントだと思うが、参与が選挙の応援に行くことによって、職務上の影響力があるのかとの質疑がありました。執行部からは、最終的には、具体的な事例に即して司法により判断されるべき案件だと思う。公職選挙法であれば、補助金を交付する権限に基づく影響力を利用して投票を呼びかけるなど、相手方の投票行動に影響を与えるような話の場合が想定されているが、現在の参与の業務からは、地位を利用して投票を呼びかけることは想定できないとの答弁がありました。

さらに、委員から、参与の活躍には期待しているが､その動きに疑念が残ることに関しては、今後、知事、参与、県庁行政を守っていくことを考えたときに、法令上の制限とは別に、県独自の行動基準を設けて、政治的中立性を徹底していくことを提案したいとの意見がありました。

次に、人口減少対策総合交付金について、執行部から、令和８年度は、４Ｓプロジェクトの各取組にとって、具体的な動きが加速する大事な局面となることから、市町村が自由度の高い形で活用できる基本配分型の中に、消防広域化など４つの重点プロジェクトにおける県との協議の場への参画状況を配分に反映する仕組みを設けたいと考えているとの説明がありました。

複数の委員から、４Ｓプロジェクトに協力的な自治体に配分するということになっているが、非常に問題があると思っている。交付金の自由度を高めるなら分かるが、県と同じ方向に向かないと交付金の配分を減額するという枠組みを設けて、自由度を制限するような仕組みは、特に人口減少などに対してはふさわしくない考え方ではないかという思いが拭えない。こんな形にした趣旨はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、基本配分型は、人口減

少対策に果敢に挑戦する県と足並みをそろえて立ち向かう市町村に対して、かなり手厚い交付率で支援するものである。基本的には、市町村に自由度の高い形で使っていただける仕組みとなっており、県と方向性を一つにして取り組む市町村に対して重点的に配分することは、交付金の趣旨に沿うものと考えているとの答弁がありました。

次に、移住促進費について、執行部から、移住施策では、元気な未来創造戦略における若者の定着・増加に向けて、県外からのＵターン者やＩターン者、特に若者や女性の増加を目指して取り組んでいる。県外からの移住者数は令和９年度に3,000人以上を目標としており、目標達成に向けて取組を強化しているとの説明がありました。

委員から、全国的な人口減少の中、本県としても様々な施策をブラッシュアップして取り組んできているが、限りある予算の中で高い目標を達成し続けるには限界があると考えている。元気な未来創造戦略に掲げる様々な目標数値の中で、若年人口の増加に向けた目標のかなりの部分を移住施策に頼ると、右肩上がりで移住者数の目標が高くなってしまう。今後の目標設定においては、そういったことも勘案しながら、次の改定時期も踏まえ、中長期的に元気な未来創造戦略の目標と移住施策について考えていただきたいとの意見がありました。執行部からは、全国で人材の取り合いとなっている。本県のこれまでの取組の中では、中国地方などアプローチできていない地域もあり、今後の取組の強化によって移住者が増加する伸び代があるものと考えている。ただ、全国的には移住者を地方へ促す施策が限界を迎えているという声もあるため、今後の目標設定に当たっては、現在国が取組を強化している関係人口も含めた移住施策の目標を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、公共交通活性化緊急支援事業費補助金について、執行部から、利用者のさらなる利便性向上や国内外からの観光客の利用促進を図るため、全国共通のキャッシュレスサービスＩＣＯＣＡの導入を支援するものである。現在導入されている「ですか」が、令和10年末に更新期を迎え、更新に多額の経費が見込まれるため、導入費用やランニングコスト、サービス内容などを比較検討した結果、ＩＣＯＣＡに優位性があると判断した。ＩＣＯＣＡの導入により、全国の多くの公共交通機関で相互利用が可能となることなど、利用者の利便性は大きく向上するものと考えているとの説明がありました。

委員から、ＩＣＯＣＡに替わることによって「ですか」のカードはどうなるのか、またたまっているポイントもどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、ＩＣＯＣＡのサービス開始は令和10年４月と考えているが、並行して「ですか」も利用できる期間を一定設ける必要があると思っている。その間に切り替えてもらう形で今後周知をして、残っているポイントなども含めて、次のカードに円滑に移行できるようにしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、「ですか」の場合は、蓄積されたデータを様々な施策に利用してきたが、ＩＣＯＣＡになることによって、交通利用データを交通政策などに利用することができるのかとの質疑がありました。執行部からは、今後ＪＲ西日本とも相談していきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、第42号「高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案」について、執行部から、本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受入れ可能な新たなターミナルビルを現在のビルの東側に増築整備するものである。本施設を整備することによって、空港の利用者の利便の増進を図ると

ともに、本県の産業、観光等の国内外における競争力の強化、さらには地域経済の活性化に寄与することを目的としているとの説明がありました。

委員から、国際線ターミナルビルが完成するに当たり、台湾だけでなく、最も近い国である韓国からも来てもらいたい気持ちがある。本県の韓国に対するこれまでの取組と今後の展望はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、観光振興スポーツ部とも連携しながら韓国の航空会社に直接訪問し、またモニターツアーや意見交換を実施している状況である。国際線ターミナルビルの全面供用開始のタイミングに向け、作戦を立てて誘致活動に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」のうち、幼保支援費について、執行部から、就学前教育・保育の質の向上、親育ち支援の充実のため、園内ミドルリーダーが園内研修やブロック別研修会を支援するなど、園や地域の中核者として活躍できるモデル地域を指定し、地域の園内研修の充実と活性化を図る。また、親育ち支援に組織的、継続的に取り組むモデル地域を指定し、支援体制が充実した園における保育者や子供の変容を把握するとともに、親育ち支援リーダーが自園、他園の事例研修を支援することで、リーダーの支援力向上につなげるとの説明がありました。

委員から、就学後の教育ももちろん大事だが、就学前の教育は非常に大事だと思う。少しずつ前進してきているように思うが、これまでの取組と比べてどのような変化が出てきているのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでは、保育所は保育所、小学校は小学校でそれぞれ目指すところがあり作成してきたカリキュラムを、どんなふうに、いつ、何の目的でどうするかといったことを話し合いながら作成している。特に、高知市の春野東小学校区では、１年生になったときの登校渋りが減少しているという成果も現れており、取組が高知市内でも広がりを見せているため、県全体にも広げていきたいとの答弁がありました。

次に、学力向上推進対策費について、執行部から、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業であり、小中学校における学力向上対策として、中学校数学、英語教員同士のネットワークの構築による指導力の向上、対話型ＡＩを活用した生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び情報活用能力を発揮させるデジタル学習基盤の効果的な活用による自立した学習者の育成に必要な経費等を計上しているとの説明がありました。

委員から、教育というのは、学校・家庭・地域がそろっていなければならない。地域学校協働本部は県内全ての学校で組織化されているが、形骸化していないか注視する必要もある。また、教員の働き方改革もあり、時代とは逆行するかもしれないが、児童生徒の家庭環境、生活環境を把握するために、家庭訪問も大事なことではないかとの意見がありました。執行部からは、コミュニティ・スクールでの学校運営協議会でも、家庭学習も含めた各学校の現状、課題等についてしっかり熟議することが必要になってくると思っている。また、家庭訪問についても、各学校によっては希望制によるところも少しずつ出てきている。家庭の状況をしっかり踏まえた上で、学校運営協議会の中で学校長から問題提起をして議論を進めていくことが大事になってくると思うとの答弁がありました。

別の委員から、学校と家庭と地域、それぞれが何ができるのか、そういう意識がどんどん薄れていっている。余った時間があれば子供と向き合って、家庭訪問などの時間に充てることも

可能ではないか。働き方改革は教員が楽をするためのものではない。しっかりそのあたりの自覚を持ってやるべきではないかとの意見がありました。執行部からは、子供と信頼関係を築くことが、保護者との信頼関係にもつながり、ひいては地域へとつながっていくと思う。働き方改革は時間短縮ではなく、教師でなければできないことに集中して子供と向き合う時間であるため、そういった根本を持って全ての教職員が子供に接していくことが一番大事なことだと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、学校行事や家庭学習の時間などは、各学校の学校長の裁量で変わってくるため、生徒への影響は非常に大きく、県全体として取り組むべき課題だと思う。地教委や教育事務所もだが、学校現場まで意思疎通ができる形で、本県の教育に取り組んでいただきたいとの意見がありました。執行部からは、学校長の裁量も大事にしつつ、本県が抱える課題に適応した取組が大事だと思っている。学校長に対して校長会等直接働きかける機会を通じて、不祥事など今学校現場で何が起こっているのか、市町村教育長はもちろん学校長にも共有していきたいとの答弁がありました。

次に、高等学校振興推進事業費について、執行部から､高等学校改革と魅力化の促進として、通学用定期代への支援では、中山間地域等の県立高校の生徒数確保に加え、地域交通の利用促進、物価高騰などへの課題に対する横断的な対策として、通学支援を実施するものである。具体的には、中山間地域等の高等学校に在籍する生徒で、公共交通機関を利用して通学する場合に、定期代の２分の１を補助するとの説明がありました。

委員から、通学用定期代の支援について、学校の魅力の一つのＰＲポイントになればいいと思う。中山間地域の学校の中でも入っていない学校もあるが、どのように対象校を決めたのかとの質疑がありました。執行部からは、中山間地域の小規模校に生徒をとどめておきたいという考えから、県立高等学校振興再編計画で中山間地域の小規模校とした学校と、その学校が立地している市町村にある学校、また過去の計画で中山間地域の小規模校としていた学校を対象にしたとの答弁がありました。

別の委員から、ほかの高校についても長い距離を通っている生徒たちがおり、行く行くはもう少し対象を広げる必要があるのではないかとの質疑がありました。さらに、別の委員から、国の交付金の状況によっては１回限りの可能性もある中で、継続的な支援を考えた場合、ほかの支援策は検討しなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、まずは喫緊の課題である中山間地域の小規模校の魅力化につなげるため、国の臨時交付金を活用して今回の支援を行うこととしているが、翌年度以降については国の動向等も見極めながら検討していきたいとの答弁がありました。

委員から、公共交通機関のない地域では、親やその地域において生徒をどのように通学させるのか考え取り組んでいる状況もある中で、公共交通機関が通っているところの生徒だけに絞った形の支援については偏りがあると感じるが、全体のバランスはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、給付の目的としては、中山間の学校の振興を図る中山間対策という観点、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使った物価高騰下における家計への支援、公共交通機関の利用促進の３点である。対象校の選定に当たっては、全ての県立高校の生徒を対象とするとなるとかなりの金額となることや、一度助成を始めると持続的なものでないといけないこと。また、公共交通機関での通学の面では、郡部から高知市内に

通学する生徒の家計への支援も考えられるが、地域にとって大切な中山間地域の学校を何としても残していこうとする各施策と矛盾が生じないよう関係部局とも協議の上、選定したとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」について、執行部から、予算編成において運営指針の中で５つの重点目標を設定し、実現に向けた取組を推進することとしているとの説明がありました。

委員から、重点目標の主要施策の中で交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進とあるが、東部自動車道での事故が多発している現状を踏まえ、道路管理者とはどのような協議がなされているのかとの質疑がありました。執行部からは、対面通行区間で連続して事故が発生した後、道路管理者と協議を行い、中央分離帯にブロックを設置する計画があることを聞いている。県警察としては、事故発生の多い時間帯にパトロールや取締りを行うほか、交通情報板での注意喚起も行っている。今後も、状況に応じて重点的な取組をしていくとの答弁がありました。

次に、交通安全施設維持管理費について、執行部から、交通信号機等の保守点検や道路標識・標示の補修工事等に要する経費であり、横断歩道など道路標示の補修については前年度から約700万円増額しているとの説明がありました。

委員から、横断歩道を含めた県内の交通安全対策の現状をどのように捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、横断歩道の補修については、交通量に応じて５年から10年周期で必要であり、県内各署からの要望を踏まえ優先順位をつけ実施している。要望に対して令和６年度は56％、令和７年度は70％以上の補修率となっているが、県民の生活に関わる部分でもあり、全体予算の中で調整した上で、さらなる補修率の向上に向け検討したいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

―――― ∽∽∽ ――――

**討　　論**

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第１号議案、第20号議案、第50号議案、第54号議案及び第55号議案に関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

35番岡本和也議員。

（35番岡本和也君登壇）

**○35番（岡本和也君）**　私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました第１号議案「令和８年度高知県一般会計予算」並びに第20号、第50号、第54号、第55号議案に反対の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、来年度予算への対応として具体的な中身はもとより、予算に反映されていない県民の願い、また知事の政治姿勢による県政の方向性など、その総合的な評価に基づき判断をしています。来年度予算は、県民と現場の声に応えるボトムアップの施策として、耐震診断の2000年基準への拡大、体育館への空調設置、社会福祉施設の省エネ化への支援、高校生への通学費支援、また賃上げ原資への補助などが盛り込まれ、これなどについては高く評価できるものです。

しかし、今回反対する第１の理由として、知事の政治姿勢において強まるトップダウンと、

国の方針への追随が看過できない点です。今年度、知事の意向で新設された特別職参与について、来年度も任期を更新するとしています。参与の政治的中立性の問題や勤務状況の不透明さが指摘され、何よりトップダウンによる意思決定の強化は、県民の声を施策に反映すべき県行政のボトムアップ機能を著しく阻害するもので、容認できません。

また、県１消防に向け任意協議会への参加を要件とし、人口減少対策総合交付金を重点配分する手法は、市町村と県の信頼関係を壊し、自由闊達な議論を抑制するもので強権的です。また、県民体育館の建て替えをめぐっても、県が、稼げる施設にとトップダウンで計画案を二転三転させ、県民を置き去りに議論を進めていることは、今後30年を見据えたときに大きな禍根を残すものです。この、稼ぐという発想は、スポーツの成長産業化や国立博物館、美術館に自力で稼ぐことを求める国の方針の持込みです。

平和の問題をめぐる知事の政治姿勢も重大です。知事は今議会、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃に対する答弁で、事後的に国連憲章違反、ジュネーブ条約違反と糾弾をしても亡くなった方は帰ってこないと国際法秩序を否定し、安全保障の必要な見直しとして、憲法９条の改正や非核三原則を例示しつつ、自国のことは自国で守る事前の備えが必要との認識を示しました。

現在、ＧＤＰ２％への軍事費増を前倒しで進める国の方針に迎合するものです。軍事費増でなく、ケア労働者や不足する教員への予算を国に求める県政でこそ、県民の暮らしを守ることができます。また、米軍への補給任務の拠点としても活用が想定される特別利用港湾は攻撃目標などになりかねず、国際法秩序に守られることは県民の命と安全に直結する問題です。

反対理由の第２は、産業政策です。来年度予算で高付加価値化経済への転換がうたわれています。高付加価値化で中間層の事業者を引き上げることも必要です。しかし、高付加価値化だけでは地域経済の苦境を打開できません。昨年、高知県内の休廃業、解散は364件と四国で最多で、コロナ融資の返済に加え、物価高騰の中、原材料費、人件費などのコストを価格転嫁できていません、イラン攻撃でさらなる高騰も懸念されます。高付加価値化を進めれば、一般に物、サービスはより高価格になります。価格転嫁自身が難しい中で、高価格にできる事業者は限られます。

休廃業の増加で、例えば地域に商店がなくなり、買物が困難になるなど、生活基盤が失われていることが人口減の一因です。賃上げ補助は重要な施策ですが、その要件に高付加価値化を求めることは、活用できる事業者は限られます。高付加価値だけではない地域経済の維持という視点で施策展開が図られるべきです。

反対理由の第３は、人口減少対策におけるジェンダー平等の視点が弱い点です。この間、官製婚活について、女性の自己決定を尊重するリプロダクティブヘルス・ライツの観点から批判が広がっています。知事が提案理由で転出超過数の男女比の縮小に触れ、今後の出生数の増加につながることが期待されるとしたことは、女性の自己決定権を尊重しておらず、この姿勢の抜本的転換を求めます。

民間会社の調査で、子供を望まない未婚女性64％で過去最多と報道されました。キャリア形成の難しさが障害となり、個人の努力だけでは仕事との両立は難しいと女性が考えざるを得ない問題が指摘されています。

国連人口基金は、出生率が低い国について職業や家庭でのジェンダー不平等、共働き家庭への構造的な支援の欠如という要因を指摘しています。県行政に求められるのは、婚活よりもこ

のジェンダー不平等の構造を転換させる一層の取組強化です。

反対理由の第４は、教育行政です。学力テストに偏重した学力対策が学校現場の多忙化を招き、子供たちへ息苦しさを押しつけ、不登校増加などの要因になっています。また、教育のＩＣＴ利用は、学習効果の面からも世界の中でも政策転換が相次いでおり、国際的な到達点に学ぶことが必要です。教員未配置の問題は依然として深刻で、抜本的対策が求められます。

反対理由の第５として、デジタル化の無批判な推進です。デジタル化は必要です。しかし、この間、自治体システムの標準化のコスト削減効果が疑問視されており、またマイナ保険証などマイナカードの不具合も依然として報告される中で、批判的な視点を持つことが必要です。

反対理由の第６として、全国最低水準の子供医療費助成です。子供の健康と成長に県として責任を持ち、前進させることを求めます。

議案第20号は、ウオーターＰＰＰにより災害対応や職員の技術継承に問題が生じる懸念があり、反対です。

また、第50号は、長引く物価高騰とイラン攻撃によるさらなる影響が予測される現時点での議員報酬引上げには反対をします。

第54号及び第55号については、県民に新たな保険料負担を課すもので、賛成できません。人口減少が進む中、住み続けられる高知県を維持するため、ナショナルミニマムを保障する県行政の役割が強く求められます。また、政府追随ではなく、平和を発信する高知県政でこそ県民の命と安全を守ることができます。

以上、同僚議員各位の賛同を求めまして、反対討論とさせていただきます。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　19番明神健夫議員。

（19番明神健夫君登壇）

**○19番（明神健夫君）**　自由民主党の明神健夫です。私は、自由民主党会派を代表して、第１号議案「令和８年度高知県一般会計予算」、第20号議案「令和８年度高知県流域下水道事業会計予算」、第50号議案「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」、第54号議案「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」及び第55号議案「高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案」に賛成する立場から討論を行います。

本県の最重要課題である人口減少の克服に向けた県の元気な未来創造戦略による取組が始まり約２年が経過しました。この間、本県の推計人口は約65万人を割り込み、出生数の減少や若者の転出超過も依然として歯止めがかかっていません。

こうした中、県議会の知事提案説明にもありましたとおり、本県の昨年の出生数は速報値で3,072人と過去最少ではあったものの、縮小幅は減少しています。また、県都である高知市の出生数は増加に転じています。県は、このような明るい兆しを確かなものとし、若年人口の減少の流れを反転させるため、官民の連携を質も量も大幅に拡充し、前例のない取組に踏み出すこととされています。具体的には、若者に選ばれる高知県を実現するため、高付加価値経済への転換と、多様な人材が活躍できる環境の実現といった２つの観点により施策を展開することとしています。

高付加価値経済への転換としては、新たな総合補助金を創設し、高付加価値型経営を目指す県内事業者を業種横断的かつ強力に支援することとされています。多様な人材が活躍できる環境の実現としては、新たな補助金により事業者が行う人材育成や働き方改革といった人への投資を支援することとされています。また、男性育休の取得を推進する企業への支援金の創設な

どにより、共働き・共育て社会の実現を図ることとしています。こうした取組は民間活力をより一層活用し、これまでにない新しいアプローチにより、これまでにない成果に挑戦しようとするものです。元気な未来創造戦略の計画期間の折り返しを迎え、さらに成果にこだわるとの知事の並々ならぬ決意を感じたところであります。

これら県政の基本姿勢を具体化するため、知事は令和８年度当初予算を編成し、今議会に提出されています。この当初予算では、県政の最重要課題である人口減少対策はもとより、切迫度が高まる南海トラフ地震対策なども含め、各分野で施策の強化が図られております。その結果、一般会計当初予算額は前年度を330億円上回る5,071億円となっています。また、国の経済対策分も含む実質的な投資的経費は前年度を上回る予算額を確保し、四国８の字ネットワークの整備や浦戸湾三重防護といった防災対策の加速を図るなど、県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化にも十分配慮したものとなっております。あわせて、県勢の浮揚と県財政の健全性の両立を図るため、積極的にスクラップ・アンド・ビルドに取り組むなど、持続可能な財政運営にしっかりと意を払っております。

各分野の予算についても触れさせていただきます。経済の活性化については、長期化する物価高騰への対応として、国の重点支援地方交付金を活用して当面の影響緩和を図りつつ、中長期を見据え、デジタル化の推進などを通じた生産性の向上といった各産業分野の構造転換を図るための予算計上もされています。

また、令和12年度に予定されている大阪ＩＲの開業を見据え、観光誘客と県産品の販路拡大を目指した取引先の開拓に取り組むこととされています。加えて、本年10月に開催するよさこい高知文化祭2026と、現在開催中のどっぷり高知旅キャンペーンを連動させ、さらなる観光振興と地域活性化を図ることとされています。

加えて、南海トラフ地震対策については、災害関連死の防止策を強化するための災害支援組織の設立、避難所となる学校体育館の空調整備の前倒し、事前復興まちづくり計画の中山間地域への拡大に取り組むこととされています。

医療・介護分野では、人口減少や物価高騰などにより、医療・福祉・介護サービスの事業者の経営状況が厳しさを増す中、国の医療・介護等支援パッケージや重点支援地方交付金を活用し、地域医療や訪問介護サービス等の提供体制の確保を強力に支援することとされています。

教育分野では、１人１台端末を用いた学力向上や、校内サポートルームの増設による不登校対策、さらには部活動の地域移行など、教員の働き方改革に取り組むための予算も盛り込まれております。

先日の加藤議員の質問に対して知事は、挑戦して挑戦して挑戦する、何度でも挑戦を繰り返して県経済を何としても回復軌道に乗せるため不退転の決意で臨むと答弁されました。この答弁からも令和８年度の当初予算にかける知事の強い思いが感じられました。このように、県政が取り組むべき課題全般にわたり必要十分な予算が編成されており、大いに評価すべき予算案だと考えております。

次に、第20号議案「令和８年度高知県流域下水道事業会計予算」については、高知市、南国市、香美市の汚水を適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るものであり、経費の内容、金額ともに適切なものと考えております。

次に、第50号議案「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」については、特別職報酬等審議会の答申を受け改正しようとするものであり、その内容も地域の民間給与との均衡を

図るために一般職の給与が引き上げられたことを踏まえて、特別職の報酬等の引上げを行おうとするものであることから、内容、金額ともに適切なものと考えております。

最後に、第54号議案「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」及び第55号議案「高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案」についてであります。これらの条例改正は、社会全体で子供や子育て世代を応援していくための子ども・子育て支援金制度が全国一律で本年４月から始まることなどに伴い必要な改正を行うものです。

これまで述べましたとおり、今議会に執行部が提案しております第１号議案、第20号議案、第50号議案、第54号議案、第55号議案については賛成すべきものと考えます。

何とぞ同僚議員各位の賛同をいただきますようお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

―――― ―――

**採　　決**

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第１号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第２号議案から第19号議案まで、第21号議案から第49号議案まで、第51号議案から第53号議案まで及び第56号議案から第72号議案まで、以上67件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、以上67件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第54号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第１号議案を採決いたします。

委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり承認されました。

―――― ∽∽∽ ――――

**議案の追加上程、提出者の説明、採決（第73号－第75号）**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書　巻末486ページに掲載〕

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第73号「高知県監査委員の選任についての同意議案」から第75号「高知県監査委員の選任についての同意議案」まで、以上３件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濵田知事。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第73号議案と第75号議案は、いずれも高知県監査委員の選任に関するものであります。このうち第73号議案は、奥村陽子氏の任期が今月31日をもって満了いたしますので、同氏を再任いたしますとともに、新たに和田廣男氏を選任することについて、また第75号議案は、県議会議員のうちから選任されております土森正一氏と上治堂司氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に下村勝幸氏と桑鶴太朗氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第74号議案は、高知県人事委員会委員の門田純一氏の任期が来月２日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず第73号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

初めに、奥村陽子氏を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、奥村陽子氏を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

次に、和田廣男氏を高知県監査委員に選任す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、和田廣男氏を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

次に、第74号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第75号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

（12番下村勝幸君退場）

**○議長（三石文隆君）**　まず、下村勝幸議員を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、下村勝幸議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（12番下村勝幸君入場、５番桑鶴太朗君退場）

**○議長（三石文隆君）**　次に、桑鶴太朗議員を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、桑鶴太朗議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（５番桑鶴太朗君入場）

**○議長（三石文隆君）**　暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

――――― ∽∽∽ ―――――

午前11時47分再開

**○議長（三石文隆君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

**議案の上程、採決（議発第１号　条例議案）**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第１号　巻末487ページに掲載〕

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第１号「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第１号「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

―――― ∽∽∽ ――――

**議案の上程、討論、採決（議発第２号　意見書議案）**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第２号　巻末489ページに掲載〕

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第２号「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

**○32番（はた愛君）**　私は、議発第２号「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書議案」に反対する立場から討論を行います。

少子化の中、あらゆる分野で担い手不足が進行していますが、賃金や労働時間、配置基準の改善など、各分野の原因に基づき改善策が必要なことは言うまでもありません。防衛省においても、2024年度には長期間任務で拘束される護衛艦や潜水艦の乗組手当の増額、2025年度には航空管制官手当の新設や災害派遣等手当の引上げなど30を超える手当の新設、増額が行われました。2026年度予算案には人的基盤の強化として関連経費5,814億円が計上され、給与、手当の見直し、隊舎の整備などが改善される流れとなっています。

自衛隊は憲法９条の下、専守防衛の組織として設立以来一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していない、世界でも誇るべき存在です。そして、各地の災害現場で危険な中、国民のために奮闘する姿は、多くの国民が知るところであり、自衛隊への入隊動機で最も多いのは、人を助けたい、誰かの役に立ちたいという思いです。東日本大震災直後の2012年、2013年には、それまでの採用計画数を２倍に増やした目標数も超過達成したことに現れていると思います。

現在の採用数の急減や、採用者の半分が中途退職するという深刻な事態になったのは、海外で武力行使に道を開く戦争国家づくりの影響と、ハラスメントが横行する旧態依然の組織の在り方にあることを直視する必要があります。自衛官の応募者数は2015年度に大きく減少していますが、この年の９月には集団的自衛権の行使容認など、米軍のあらゆる戦争に参戦可能な安保法制が強行され、海外で武力行使する危険が現実化したからです。2022年から2023年度にかけても大幅に減少していますが、2022年12月には敵基地攻撃能力の保有や軍事費の２倍化などを盛り込んだ安保３文書が決定され、日米共同訓

練の激しさが増したことも影響しています。

2023年５月１日の西日本新聞には、20年間募集相談員を務める男性の声として、子供が戦場に行くおそれがあると自衛隊を不安視する親が増えた、従来なかったことだと紹介されています。

そして、今年の２月28日、イスラエルとアメリカがイランへ大規模な先制攻撃を行い、一国の指導者を殺害し、小学校への攻撃では170名もの子供を含めた貴い命が突然奪われるという犠牲が出ています。先制攻撃は明らかな国際法違反です。しかし、日本政府はイランを批判してもアメリカを批判しておらず、不安が広がっています。

また、人権問題では、2022年元自衛官の五ノ井里奈さんが自衛隊の中で受けた性暴力を告発し、自衛隊内にハラスメントが横行していることが広く知られることになりました。防衛省は、防衛大臣が命じて行う特別防衛監察による調査を実施しましたが、隊員の申告が組織的に妨害され、申告者は全隊員の僅か0.6％にとどまる中、調査が強制的に終了されました。自衛官の人権弁護団・全国ネットワークが被害当事者らを対象にした調査では、約９割が今のハラスメント根絶の取組は有効とは思わないと回答しています。また、特別防衛監察で被害を申告した人を対象にした調査では、回答者の５割強が申告後、退職を強要されたや、言いがかりをつけられ処分されそうなど不利益な扱いを受けたとしています。

2023年８月に出された特別防衛監察の結果報告では、ハラスメント申出の1,325件中、懲戒処分は８件のみです。しかし、ハラスメント被害を受けた現職自衛官の国家賠償請求訴訟は相次いでいます。2023年４月、当時二十歳の護衛艦乗組員の自殺は上官のパワハラが原因だとして遺族が国を提訴し、昨年の８月には国は、長時間労働に従事をさせ強度の心理的負荷をかけたことを認め、和解をしています。また、2025年11月の財政制度分科会防衛資料では、人口減少の下で自衛官確保についてわざわざ、組織文化の改革の重要性を指摘しています。

私たちは、自衛隊員を海外での無法な武力行使に加担させることには反対です。専守防衛に徹することを求めます。旧帝国軍隊のあしき伝統を一掃し、ハラスメントのない近代的な組織改革こそ求めたいと思います。

自民党提出の意見書議案は、自衛隊員減少の重要な要因である命を危険にさらす戦争国家づくりや、ハラスメントの横行、隠蔽など組織体質には全く触れておらず、真の問題解決にならないことから賛成できないと判断いたしました。

以上、各議員の賛同を求めまして、議発第２号に反対の討論といたします。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第２号「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

―――― ∽∽∽ ――――

**議案の上程、討論、採決（議発第３号－議発第４号　意見書議案）**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

（議発第３号、議発第４号　巻末492～494ページに掲載）

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第３号「外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書議案」及び議発第４号「中東情勢の早期沈静化と国民生活・地域経済への万全の対応を求める意見書議案」、以上２件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

**○33番（細木良君）**　私は、議発第３号「外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書議案」に賛成の立場で討論いたします。

アメリカ、イスラエルの先制攻撃は明白な国連憲章、国際法違反の無法な戦争です。小学校への攻撃など民間人多数の犠牲が発生しており、アムネスティ・インターナショナルは国際人道法上でも違法と断じています。

今、全国各地でイランへの攻撃に反対する世論と運動が広がっています。県内の大月町をはじめ全国の地方議会でも、アメリカなどの先制攻撃を国際法違反と批判し、攻撃の即時中止を求める決議、意見書の採択が広がっています。

ＮＡＴＯ諸国は、ホルムズ海峡への艦艇派遣を求められたのに対し、メルツ・ドイツ首相は、我々はこの戦争に参加しない、マクロン・フランス大統領は、ホルムズ海峡の作戦に参加することは決してない、メローニ・イタリア首相は、国際法の枠外の介入、サンチェス・スペイン首相は、一方的な国際法違反など。各国の首相は、国際法上問題があるとの認識を明らかにし、国内の軍事基地の使用を拒否するなどの対応を取っています。また、アメリカ国際法学会は国連憲章と米国内法に違反するとの声明を発表。アメリカ、イスラエル国内でも市民が戦争反対の意思を表明する行動も起こっています。

アメリカがイラン攻撃を続ける下、高市首相は19日に訪米。トランプ大統領との首脳会談で首相は、世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけだと思っており、諸外国に働きかけてしっかり応援をしたい、私はそれを伝えに来たと述べ、イラン攻撃を事実上支持しました。

世界が注視する場で、戦争を仕掛けた張本人を平和の使者とたたえる高市首相のこびへつらう対米追随の態度は、多くの国民の失望と怒りを買っています。イラン国民の犠牲をはじめ、湾岸諸国に戦火が広がり、多くの石油を中東に依存する日本だけでなく、世界経済に大きな打撃を与えています。この戦争を終わらせるためには、まず先制攻撃したアメリカに攻撃の即時停止を求めることこそ必要でした。ところが、それを求めず、国際法違反に一切言及せず、イランを非難する一方、トランプ氏を持ち上げ、応援したいとまで述べたのです。

日本国民の意思は明確です。イラン攻撃を支持しないは82％、支持するは９％にすぎません、朝日新聞の調査。19日夜、国会前で行われた抗議行動には約１万1,000人が集まり、日米首脳会

談でトランプ大統領に攻撃中止を迫るよう声を上げました。

高市首相の言明は、国際法が求める立場にも国民の意思にも反するものです。重大なのは、トランプの戦争への支援を表明したことです。トランプ大統領は、日本が原油の90％以上をホルムズ海峡から輸入しているとして、日本が踏み込んで対応する大きな理由があると露骨に貢献を求めました。高市首相は、法律の範囲でとしつつ、できることはしっかりやっていくと応じました。トランプ氏は、日本から非常に大きな支援を受けている、日本は一段と踏み込んで対応しようとしている、ＮＡＴＯとは違うと述べました。高市首相が約束したことは危険で深刻です。できることとは何か、何を対応すると約束したのか､その全容を明らかにすべきです。

法の支配を拒絶するトランプ氏の言いなりで、自衛隊員の命を脅かし、殺し殺される事態は絶対に避けなければなりません。既に、日本はイラン攻撃に組み込まれ、横須賀、岩国、佐世保、沖縄の米軍基地から出撃しています。戦争を支え、戦火拡大の足場になっている現状は、この戦争に加担している状況と言え、国際刑事裁判所ローマ規程の侵略犯罪に該当しかねません。

また、首脳会談では、日米同盟をさらなる高みに引き上げていくことを確認しており、今後軍事費、ＧＤＰ比５％までの要求が突きつけられることも予想されます。来年度予算では所得税の防衛増税が組まれており、現下の物価高騰で苦しむ国民をさらに苦境に追いやるようなアメリカからの軍事費増大要求には､きっぱりノーと伝えることが必要です。

一切の戦争を放棄した憲法９条を高く掲げ、無法なイラン攻撃の即時停止をアメリカに要求すること、一切の軍事協力をしないことを政府に強く求め、議発第３号「外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書議案」への賛成討論といたします。同僚各議員の皆様の賛同をお願いいたします。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第３号「外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第４号「中東情勢の早期沈静化と国民生活・地域経済への万全の対応を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

――――― ⟡⟡⟡ ―――――

**議案の上程、討論、採決（議発第５号　意見書議案）**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第５号　巻末496ページに掲載〕

**○議長（三石文隆君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第５号「非核三原則の堅持と法制化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

29番岡﨑哲也議員。

（29番岡﨑哲也君登壇）

**○29番（岡﨑哲也君）**　県民の会の岡﨑哲也でございます。議長のお許しをいただきましたので、議発第５号「非核三原則の堅持と法制化を求める意見書議案」について、賛成の立場から討論を行います。

まず、私たち日本が世界で唯一、戦争において核兵器の惨禍を経験した国であるという歴史的事実を改めて強調したいと思います。広島、長崎で被爆された方々は、筆舌に尽くし難い苦しみを抱えながらも、核兵器の非人道性を国内外に訴え続けてこられました。その証言は、単なる過去の記録ではなく、核兵器がもたらす破壊と苦痛を二度と繰り返してはならないという普遍的な倫理的基盤を私たちに示すものです。日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したのも、70年近くにわたり国内外で被爆体験を積極的に発信したことが評価されたものです。

私の元同僚に被爆者２世の方がいます。彼は学校で人権平和学習を行う際には、母の苦しみや、伯父や伯母の苦しみを生徒たちに訴え、核兵器は二度と使ってはいけないと強く訴えておりました。彼は、８月９日には長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典にも高知県代表で出席しております。その彼と先日電話で話しましたが、賛成の立場で討論することを大変喜んでおられました。彼からのメッセージも伝えさせていただきます。

先日、仲のよい長崎のいとこが膵臓がんで亡くなりました。涙がここまで出るとは思いませんでした。母は小学校１年生のときに被爆しました。まぶしい光が見えた後、ドンというすごい音が来たそうです。このとき、母の兄は長崎大学医学部附属病院に入院していて、姉が看病していました。２人とも高校生です。その病院の真上で原爆が炸裂し、命は助かりましたが当然危篤状態でした。２人とも１か月後に苦しみながら亡くなったそうです。母は自宅近くの公園で兄と姉を焼いたそうです。なかなか焼けなかったと。小学校１年生にこんなことさせますか。戦争とはこういうことです。核兵器を使用するということはこういうことです。今の子供たちにこんなことさせますか。伯父も伯母も母もいとこたちも壮絶に死にました。戦争とか核爆弾だとか、それを繰り返さないことが日本の誇りであると思っています。平和な世界をつくり上げ、子供たちの未来をしっかり考えてほしいです。

このように伝えてきました。元同僚の思いはしっかり受け止め、応えていきたいと考えています。

しかし、今の国際情勢は核廃絶に向けた流れとは逆行しています。ロシアによる核の威嚇、そしてウクライナ戦争を通じて広がったと感じられる核保有国は攻撃されにくいという危険な認識、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続、中国の核戦力の急速な増強もあります。これらは核抑止論への依存を強め、核兵器の使用が現

実味を帯びているという極めて深刻な状況になっていると考えます。

さらに、米ロ間の核軍縮合意、新ＳＴＡＲＴは失効しました。核開発競争が一段と加速する懸念が強まったと言われております。その後、アメリカが核・ミサイル、地域不安定化を理由にイランへの攻撃を行い、アメリカは軍事行動を正当化していますが、中東全体を不安定化させる危険な状況にもなっています。こうした状況下で唯一の戦争被爆国である日本が、非核三原則を明確に堅持し、その理念を国際社会に示し続けることは、これまで以上に重要な意味を持っていると考えます。

非核三原則は単なる政策の一つではありません。1967年に佐藤栄作首相が国会で表明した、持たず、作らず、持ち込ませずは、被爆国としての道義、国民の願い。そして、沖縄返還という国家的課題を前にした日本の明確な決意表明であり、1971年に国会決議として採択され、1974年にはこの非核三原則を表明した佐藤栄作首相がノーベル平和賞を受賞しております。以来、歴代政権が踏襲してきた日本の基本方針となっているのです。

この非核三原則は、被爆国として歴史的責務であり、国の安全保障政策の根幹を形づくる理念であり、国際社会に対する日本の道義的立場そのものだと思っています。特に、持ち込ませないをめぐっては、安全保障環境の変化の中で核抑止力の強化を理由に、核兵器の持込みに関する議論が出てくる可能性は否定できません。

特に、高市首相は、就任前から持ち込ませずに懐疑的な立場で、2024年の著書では持ち込ませずは現実的ではないと指摘し、2022年の戦略策定の際に閣僚の立場から、堅持するを削除してほしい旨を要請したが、私の担務外でもありかなわなかったと明らかにしています。だからこそ、地方議会として国に対して明確な意思を示すことは大きな意味があると考えています。

また、非核三原則の法制化を求めることは政策的な合理性があります。現在、非核三原則は国是として位置づけられているものの、法律として明文化されているわけではありません。そのため、政府の判断や国際情勢によって運用が変化する余地が残されています。法制化は、こうした不確実性を排除し、非核三原則を国家の基本原則として確固たるものにするための重要な手段だと考えます。

さらに、地方議会がこの意見書を可決することは、地域の平和行政を進める上で確かな根拠となります。平和教育の充実、被爆者支援、国際交流、非核宣言自治体など地域から平和を育む取組を進める際に、議会としての明確な意思表示があることは大きな力になります。県民に対しても、私たちがどのような価値観を大切にし、どのような未来を望むのかを示す重要なメッセージとなります。

また、核廃絶が停滞する今、地方からの声は国際社会に対しても強いメッセージとなり、核兵器の非人道性を訴える世界的な流れを後押しするものと考えます。核兵器の脅威が現実味を帯びる今だからこそ、核兵器は持たず、作らず、持ち込ませないという日本の原点を、改めて国に対して強く求める必要があります。

私たちが今ここで声を上げなければ誰が上げるのか、被爆者の方々が命を削るようにして語り続けてきた願いを私たちはどう受け止めるのか、未来を生きる子供たちにどのような世界を残し渡すのか。その問いに対する私たちの答えが、この意見書の可決に込められると考えます。

以上の理由から、私は本意見書に賛成いたします。議員各位の御理解と御賛同を心よりお願い申し上げ、賛成討論といたします。（拍手）

**○議長（三石文隆君）**　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第５号「非核三原則の堅持と法制化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（三石文隆君）**　起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

―――― ⊂⊃⊂⊃⊂⊃ ――――

**常任委員の選任**

**○議長（三石文隆君）**　日程第２、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第３条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第５条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案　巻末498ページに掲載〕

―――― ⊂⊃⊂⊃⊂⊃ ――――

**議会運営委員の選任**

**○議長（三石文隆君）**　日程第３、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第３条の２の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第５条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案　巻末499ページに掲載〕

―――― ⊂⊃⊂⊃⊂⊃ ――――

**高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙**

**○議長（三石文隆君）**　日程第４、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は１名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

畠中拓馬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました畠中拓馬議員を、高知県・高知市病院企業団議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、畠中拓馬議員が高知県・高知市病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました畠中拓馬議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

―――― ⊂⊃⊂⊃⊂⊃ ――――

**継続審査の件**

**○議長（三石文隆君）**　御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

（継続審査調査の申出書　巻末500ページに掲載）

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（三石文隆君）**　御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

（議長三石文隆君退場、副議長上田貢太郎君議長席に着席）

―――― ⊂⊃⊂⊃⊂⊃ ――――

**議長辞職の件**

**○副議長（上田貢太郎君）**　御報告いたします。

三石文隆議長から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞　職　願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

令和８年３月24日

高知県議会議長　三石　文隆

高知県議会副議長　上田貢太郎様

**○副議長（上田貢太郎君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○副議長（上田貢太郎君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、三石文隆議長の議長辞職の件を採決いたします。

三石文隆議長の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○副議長（上田貢太郎君）**　全員起立であります。よって、三石文隆議長の議長辞職を許可することに決しました。

（20番三石文隆君入場）

**○副議長（上田貢太郎君）**　三石文隆議員の御挨拶があります。

（20番三石文隆君登壇）

**○20番（三石文隆君）**　高知県議会議長の職を辞するに当たり、一言退任の御挨拶を申し上げます。

昨年３月、議員各位の御推挙をいただき、第104代高知県議会議長の職に就任させていただきました。

在任中は、公平かつ円滑な議会の運営に努めるとともに、県政全般にわたるチェック機能の充実と、本県が直面する諸課題の解決に向けた政策提言に全力で取り組んでまいりました。

この間、経験豊かな上田副議長には、あらゆる面でお力添えをいただきますとともに、同僚各議員､濵田知事をはじめとする執行部の皆様、報道機関の皆様、そして県民の皆様から温かい御支援をいただきました。おかげさまをもちまして、本日まで大過なく議長の職責を全うすることができましたことに、深く感謝を申し上げます。

さて､この一年を振り返ってみますと､大阪･関西万博における大屋根リングへの県産材の活用やあんぱんの放送、クルーズ船の寄港増加など明るい動きが見られた年でもありました。

県外からの観光客数も３年連続で400万人を超えるなど、地域の活力を感じさせる話題も多くございました。中でも10月の和食ダムの完成は、私にとりましても大変意義深く記憶に残るものでありました。

また、人口減少の克服は依然として大きな課題であり、出生数の減少や若者の転出超過など厳しい状況が続いておりますけれども、県内出生数の減少幅が縮小するなど一部に明るい兆しが見え始めたとの報告もございました。

この最大かつ喫緊の課題の克服に向け、引き続き議会と執行部が一つとなって粘り強く挑戦を続け、県民の皆様が郷土に愛着を持ち、心豊かに安心して暮らせることのできる高知県を実現してまいりたいと改めて強く思うところであります。

今後は、この一年の貴重な経験を生かして、一議員として決意を新たに、県勢浮揚に向けて誠心誠意取り組んでまいります。結びに、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

―――― ―――

**議 長 の 選 挙**

**○副議長（上田貢太郎君）**　お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○副議長（上田貢太郎君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

**○副議長（上田貢太郎君）**　議場における議員の現在数は、36人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に７番槇尾絢子議員及び24番西森美和議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○副議長（上田貢太郎君）**　御異議ないものと認めます。よって、立会人に７番槇尾絢子議員及び24番西森美和議員を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

**○副議長（上田貢太郎君）**　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

**○副議長（上田貢太郎君）**　投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

**○副議長（上田貢太郎君）**　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

**○副議長（上田貢太郎君）**　これより開票を行います。

７番槇尾絢子議員、24番西森美和議員の立会いを願います。

（開票点検）

**○副議長（上田貢太郎君）**　選挙の結果を御報告いたします。

投　票　総　数　　36票

有　効　投　票　　36票

有　効　投　票　中

明　神　健　夫　議員　22票

西　森　雅　和　議員　13票

弘　田　兼　一　議員　１票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、９票であります。よって、明神健夫議員が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました明神健夫議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

明神健夫議長の御挨拶があります。

（19番明神健夫君登壇）

**○19番（明神健夫君）**　お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様の御推挙によりまして、第105代高知県議会議長に選任いただきました。

私が議長の職責を担わせていただきますのは、令和４年の第101代に続き２度目となります。誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

本県は今、人口減少という大きな課題に直面しております。知事は、令和８年度を人口減少の克服に向けたラストチャンスとも言うべき正念場の年として、県庁が改革の先頭に立ち、生まれ変わる勇気を発揮して、オール高知の体制で着実に成果を重ね、前に進んでいく年にしたいと決意を述べられました。

二元代表制の一翼を担う県議会といたしましても、執行部と両輪となってこの難局に立ち向かうべく全力を尽くしてまいるとともに、行政への監視機能と政策提言力を発揮し、さらなる県勢浮揚に向け、一丸となって県民の皆様の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

議員の皆様の御指導、御鞭撻も賜りながら、公正かつ円滑な議会運営と県勢発展のため、誠心誠意努めてまいる所存であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、濵田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、県民の皆様にも一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

**○副議長（上田貢太郎君）**　それでは、新しい議長と交代いたします。

（副議長上田貢太郎君退場、議長明神健夫君議長席に着席）

――――― ⊰⊱⊰⊱⊰⊱ ―――――

**副議長辞職の件**

**○議長（明神健夫君）**　御報告いたします。

上田貢太郎副議長から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞　職　願

今般一身上の都合により、副議長を辞職した

いので許可願います

令和８年３月24日

高知県議会副議長　上田貢太郎

高知県議会議長　明神　健夫様

**○議長（明神健夫君）**　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（明神健夫君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、上田貢太郎副議長の副議長辞職の件を採決いたします。

上田貢太郎副議長の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（明神健夫君）**　全員起立であります。よって、上田貢太郎副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

（９番上田貢太郎君入場）

**○議長（明神健夫君）**　上田貢太郎議員の御挨拶があります。

（９番上田貢太郎君登壇）

**○９番（上田貢太郎君）**　副議長の職を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の３月に、皆様方の温かい御推挙をいただき、副議長の要職に就任させていただきました。在任中は、経験豊富な三石議長の下、職務に全力で邁進してまいりました。微力ではございますが、重責を担う議長を補佐役としてお支えし、本日まで職責を全うできましたのも、先輩・同僚議員、濵田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の皆様の御支援、御協力のたまものであります。心から厚く御礼申し上げます。

この１年間の貴重な経験を糧に、人口減少対策はもとより、産業振興、医療・福祉施策の充実、南海トラフ地震対策など、本県が直面する諸課題の解決に全力を尽くしてまいる所存です。

皆様方には引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

―――― ⊰⊰⊰⊰ ――――

**副議長の選挙**

**○議長（明神健夫君）**　お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（明神健夫君）**　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

**○議長（明神健夫君）**　議場における議員の現在数は、36人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に７番槇尾絢子議員及び24番西森美和議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（明神健夫君）**　御異議ないものと認めます。よって、立会人に７番槇尾絢子議員及び24番西森美和議員を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

**○議長（明神健夫君）**　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

**○議長（明神健夫君）**　投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

**○議長（明神健夫君）**　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

**○議長（明神健夫君）**　これより開票を行います。

７番槇尾絢子議員、24番西森美和議員の立会いを願います。

（開票点検）

**○議長（明神健夫君）**　選挙の結果を御報告いたします。

| | | |
|---|---|---|
| 投票総数 | | 36票 |
| 有効投票 | | 36票 |
| 有効投票中 | | |
| 土居央 | 議員 | 23票 |
| 坂本茂雄 | 議員 | 10票 |
| 寺内憲資 | 議員 | ３票 |

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、９票であります。よって、土居央議員が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました土居央議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

土居央副議長の御挨拶があります。

（14番土居央君登壇）

**○14番（土居央君）**　お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様より格別の御推挙をいただき、副議長の職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。私はもとより微力ではございますが、経験豊富で、人格、見識ともに優れた明神議長の補佐役といたしまして、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいります。

本県は、人口減少や産業振興、南海トラフ地震の備えなど様々な課題に直面しておりますが、今後も本県が県民にとって夢や希望を抱き、その実現に向けて歩み出せる地域であり続けますよう、関係の皆様の御支援もいただきながら全力を尽くしてまいる所存でございます。議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、濵田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様にも一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、就任の御挨拶とさせていたします。

ありがとうございました。（拍手）

――――――

**前正副議長に対する謝辞**

**○議長（明神健夫君）**　この際、依光美代子議員から、ただいま辞職されました三石前議長並びに上田前副議長に対し、議員一同に代わって謝辞を述べられます。

22番依光美代子議員。

（22番依光美代子君登壇）

**○22番（依光美代子君）**　年長議員として御指名をいただきましたので、たくさんの諸先輩議員

がいらっしゃる中、僭越でございますが、議員一同を代表いたしまして、辞任をされました三石前議長、上田前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年の２月定例会におきまして、第104代議長、そして第109代副議長の要職に選任されました。

在任中は、県政の最重要かつ喫緊の課題であります人口減少対策をはじめ、産業振興や南海トラフ地震対策など、そして教育の充実、幅広い県政課題について、執行部や市町村、関係団体の皆さんと連携し、県勢浮揚に向けて取り組んでこられました。

また、全国都道府県議会議長会や四国４県の正副議長会などでは、本県をはじめとする地方が直面する様々な課題の解決に向けて、国に対する積極的な政策提言にも取り組んでこられました。

さらに、公平かつ円滑な議会の運営を行うことはもちろんのこと、様々な現場に足を運び、広く県民の皆さんの声に耳を傾けてこられました。同時に、議会の取組についても積極的に発信されるなど、名実ともに県民の皆さんの期待に応える議会となるよう、御活躍いただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の優れた人格と識見、そして県勢並びに地方自治の発展に向けた熱意とたゆまぬ御努力によるものでございます。私ども議員一同心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

お二人におかれましては、御自愛の上、さらなる県勢浮揚に向け、今後とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願い申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

―――― ―――

**○議長（明神健夫君）**　以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

―――― ―――

**閉 会 の 挨 拶**

**○議長（明神健夫君）**　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、5,000億円を超える規模の大型予算となった令和８年度一般会計当初予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出されました。

議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

さて、知事は県政最大の課題である人口減少の克服に向け、強い経済と寛容な社会の実現により、若者や女性に選ばれる新しい経済社会を築かなければならないと述べておられます。先日は、県立高知農業高校が選抜高校野球大会に21世紀枠で初出場を果たされ、去る21日に甲子園球場で初陣に臨みました。結果は惜しくも初勝利とはなりませんでしたが、全国大会常連校を相手にした堂々たる戦いぶりに私も感銘を受けました。彼らのような未来ある若者にとって、生まれてよかったと誇れるふるさと、住んでよかったと思える地域であり続けられるよう、豊かさと活気にあふれる高知県づくりに向けた一層の努力が必要であると意を新たにしたところであります。

一方で、県民生活においては、中東情勢の緊迫化によりガソリン価格が急騰するなど、既に影響が生じ始めております。執行部におかれましては、国の動向なども注視しつつ、地域経済と県民の暮らしを守るための取組にも万全を期していただきますようお願いいたします。

桜の開花も進み、日一日と春の気配が高まってまいりました。来月早々からは新たな体制で議会活動も始まります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濵田省司君登壇）

**○知事（濵田省司君）**　令和８年２月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和８年度一般会計当初予算や高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ、産業振興、教育政策、南海トラフ地震対策など幅広い分野で、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

私は知事として２期目の任期をスタートするに当たり、人口減少問題の克服を県政の最重要課題に位置づけ､元気な未来創造戦略を掲げて、県の持てるあらゆる政策手段を動員して取り組んでまいりました。取組２年目となる昨年の県内の出生数、転出超過数など、各種の統計データは依然として厳しい状況が続いておりますが、そうした中にあっても一部に明るい兆しが見え始めております。

２期目も折り返しとなり、令和８年度は高知県が人口減少の時代を生き残り、再び活力を取り戻すためのラストチャンスとも言うべき正念場の年と考えております。人口減少の克服に向けましては、県民に高い所得と魅力的な仕事を提供できる強い経済と、昔ながらの固定観念にとらわれず、多様な価値観を受け入れる寛容な社会を実現し、若者や女性に選ばれる経済社会を築かなければなりません。

県民の皆様には、長年のやり方を変えることについて様々な御不安、抵抗感もあろうかと思います。そのため、県庁自身がリスクを取って、こうした改革の先頭に立ち、これまでにない官民連携に踏み込みます。その上で、新しいオール高知の体制の下、これまでにない成果を上げる取組に挑戦をいたします。

南海トラフ地震への備えでは、災害に強いインフラの整備を加速し、徹底した事前防災の取組を進めます。その際には、本日公表を予定いたしております新たな被害想定も踏まえて、災害関連死も含めた想定死者数を限りなくゼロに近づけることを目指します。

人口減少が進む中でも活力ある高知、そして南海トラフ地震が迫る中でも安全･安心な高知、これこそが私の目指す元気な未来の姿であります。その実現に向けまして、高知県への愛と生まれ変わる勇気を持って不退転の決意で挑戦を重ねてまいります。

また、ただいまは、三石議長、上田副議長が退任をされ、新しく明神議長、土居副議長が御就任になりました。三石議長、上田副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、優れた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力をされ、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な貢献をされました。心

から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

新たに就任されました明神議長、土居副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、簡単でございますけれども､私からの閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

―――― ――――

**○議長（明神健夫君）**　これをもちまして、令和８年２月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後１時15分閉会